
SEAL OF THE UNIVERSITY OF CALIFORNIA
LET THERE BE LIGHT
1868

no. 21

認可

發行大正九年十二月一日

貨幣

(第貳拾壹號)

東洋貨幣協會

○貨幣 (第貳拾壹號)

目次

◎論說
○太平百錢と天師堂……向陵亭……一頁
○寛永十三年鑄造錢の研究…(下)…花林塔……三頁
○魏權幣文字之別解……培風堂……周書……五頁
○盛岡藩錢札に就て(附准藩札)…新渡戶仙岳……七頁
◎品評
○東洋貨幣協會第拾五回出品々評……一一頁
○小解……一八頁
◎餘興
○說鑑……二〇頁
◎顧選函
○鐵山通寶……二〇頁
○各國貨幣單位及價格表……甲賀圓々堂……二〇頁
○赤側錢問答……(續)……靑貨堂……二三頁
○靑貨堂君に問ふ……向陵迂人……二四頁
○箱館の大字錢……二五頁
○秋田通寶……二六頁
○外國貨幣研究の參考書……山鹿義敎……二六頁
○會告……二七頁
○明治四年の金錢表……(二)……二八頁
○廣告、其他……三〇頁





盛岡錢札

（記事參照）

小笠原白雲居藏

貨幣　第貳拾壹號

『論說』

○太平百錢と天師道

向陵亭

○緒　言

太平百錢の呉鑄ならずして蜀鑄ならんとの說は斯道の定說となれり而して其時代及鑄造に就き予は道家の歷勝錢の類より出たる通貨と思ふ先づ茲に道家の起原及沿革一般を述て其關係する處を明にす

○道家の起原及沿革

天師道といふのは專ら後漢順帝漢安元年に四川省功州大邑縣鳴鶴山中に起つた張陵（或書張道陵）の法を指したのである。陵を天師其子張衡を嗣師其孫張魯を孫師とす所謂三張とは此三人を指したので陵を以て道家の開祖とせり。陵は四川省保甯府蒼溪縣雲臺山で死だとある

常に根據地としたるは四川と陝西の境界に當る陝西省甯羌州の陽平山である故に傳統の印契に陽平治都功と刻す。其治と云ふのは政治と宗教の兩方面を兼た教會の事で張氏三代に二十四ヶ所の治があつたと云ふ事である

魯が子張盛曹操の爲に征討せられ江西省廣信府貴溪縣の龍虎山に移りて其子孫今に至る迄連綿として弘法に勉めて居る是れ所謂張天子なる者なり

○天師道の修法

魏志曰　張魯以鬼道敎民、自號師君、（中略）皆敎以誠信不欺詐有病自首其過、大都與黃巾相似、諸祭酒皆作義舍、又置義米、肉縣於義舍、行路者量腹取足、若過多鬼道輙病之、犯法者三原、然後行刑、不置長吏、皆以祭酒、爲治、民夷便樂之、雄據巴漢、垂三十年、

典略曰　張角爲太平道、修爲五斗米道、太平道者

師先持ニ九節杖一、爲符祝、教ニ病人叩頭思ニ病、因以符水飲之、得病ハ淺或愈則曰此人信ニ道、或不愈則爲不信、祭酒主以老子五千文使ニ都習一、云々

日本百科辭典曰　張陵は興安の雲錦洞に升り丹を其中に煉ること三年青龍白虎其上に旋繞す丹成ればこれに餌す時に年六十容貌益少し又秘書を得て通神變化妖鬼を驅除す云々

張氏三代蜀地に據て一種の宗教政治を行ひ一つの團體を形成したのである。太平道に五斗米道より出て。之を專ら政治に應用したのは張角である漢末黃巾の亂是なり張陵の行ふた法は符水治病を主とした巫覡道から出たので長命富貴を目的とした者である

○太平百錢鑄地と年代

予が太平百錢を太平道の用錢とする理由は前に述た沿革と修法に依　略ぼ推察せられたる事と思ふが其要點を更に摘記する事とせり

(1)太平百錢背文に波紋ある事は洪遵泉志に載する處で梁の顧烜時代既に認むる處なり道家の壓勝錢に波紋あるは類例多き事にして皆符水治病の教義を表示せる者に外ならず

(2)四川省巴水の上流陝西省界に太平と云ふ地名がある張氏三代の根據地は巴漢であるから此太平の地も二十四ヶ所中の治處であつたかと思ふ而て此地に行はれた道教を太平道と稱し其使用した錢に太平の文字を用ひたのではあるまいか

(3)太平百錢の鑄地を蜀と認定するは前說に適合する者である而て其年代は勿論一時限りのものでなくして或る時代繼續した事と思ふ。太平道の提唱者張角が叛亂時代に始まり曹操征討頃迄と認むるのは不合理でないと思ふ

(4)白錢とせしは叛亂當時權宜の處置にして後に劉巴が直百錢進言も此の先例に依る者と思はる

(5)太平百錢の書體は種々雜多にして中には頗る奇形の者あり是れ普通政府の鑄錢ならざる徵證とす

(6)定平一百も此類にして定平の文字は陽平太平の如く治處の地名と思ふ

以上所説は全然臆測に過ぎずしかも當らずと雖も遠からざるが記して大方の教を請ふ

○寛永十三年鑄造錢の研究（下）

花林塔

又寛永十三年鑄造の江戸の錢座の所在地は舊來は、芝及び淺草の二ヶ所とせり、然れども我輩一己の考へにては、當時の錢座は芝のみ・推定するなり、芝には現に新錢座町といふ地名も遺りあつて何等一點の疑はしき所なきなれども、唯鳴海平藏の書上「芝苙網縄手」とわるよりして、今の新錢座町の地を昔は芝網縄手といへりと古くより識者の間に誤傳せられつゝ今日に及る事なり、然れども吾輩は是を筆寫の都度誤りを傳へたるものと解説せんとするなり

其故を如何といふに、從來大工場を建設するには皆都會に近き邊鄙の地にして、水利の便ある所を選むを定義とせり、芝新錢座の地は江戸の最も古き地圖を見るに、蘆荻の生ひ茂りたる所を圖し、海邊不毛の地の有樣を表現したり、是最も大工場建設に恰當なる地にして、錢座の此所に定められたる實に理ありといふべきなり、由來海岸には防波堤を築造せらるゝものなり、此堤防を「縄手」といふなり、又堤防に限らず河沿の地を概して「縄手」といふ、則芝の海岸の堤防際に造られたるを、時人芝縄手の錢座といひ、一ッの固有名詞となしたるを、鳴海平藏の記錄に記入されたれば後人傳寫の際、芝縄手を、苙縄手と誤り、夫より芝苙縄手と重複に記るされ、再び縄の字芝網と誤り、終に芝苙網縄手なりたるものと考ふるなり、其證としては、一書には芝網縄手と記され、一書には芝網縄手ともしるされあるを見ても知らるべし

舊譜には江戸の錢座は淺草を本爐とし芝を支爐の如く

考へ、各錢譜皆其誤謬を傳へたり、是芝の地名の新錢座町といふより聯想して、淺草を古錢座と思ひ誤りたるより起りし誤謬にして、最初に淺草を掲けて後に芝を出せるなり、之最も大なる誤謬にてありしなり、新錢とは舊錢則京錢、鐚錢等に對するの新錢にして布令文にも寛永の新錢とあり、現に三河も新錢町といひ、背文考の附記にも皆新錢何々とあるにてし知るべきなり、此誤謬は最初の研究者の皆陷り易き所にして、吾等も一時はしか信じて寛永泉志に亾人榎本氏の

　芝の錢座は淺草錢座の次に開設せられたるものにて
　江戸の錢座は淺草を以て本錢座とす

と挿入したる一項を其次巻に於て抹消するの勇氣なかりしなり

然らば貞幹譜にいふ所の寛永十三年江戸淺草所鑄といふは如何との質問は、讀者より起る第一聲なるべし、吾輩大に説あるなり、下に説く所を聞かれよ

吾輩は正直に告白す、寛永錢研究會を起せし當時は藤原貞幹の寛永錢譜より據る所なき時代なりしかば、とにかく貞幹譜を金科玉條として遵奉したれども、寛政以後の事は知る能はざれば茲に舊幕府の布令文の穿鑿とはなりたるなり、布令文を探究するに從て貞幹譜の杜撰採るに足らざる點を多々發見し、其買被りたるに吃驚したるなり、後大日本貨幣研究會を起せし時には貞幹に愛憎をつかしたる時代なりしなり、顧つて當時の事を追懷する又隔世の感なくんばあらず、但し貞幹譜を過信せしは決して我輩のみにはならざりしなり、天下皆然りしなり、實際當時寛永錢に就ては他に據るべき事無かりしかば萬止むを得ざるに出しなり、藤原貞幹の寛永譜に曰

　右寛永錢　寛永十三年至明暦中江戸淺草所鑄云々

とあるが淺草錢の解説にして、芝の分は

　右寛永錢寛永十三年江戸芝所鑄云々

なり、則江戸に二ヶ所の鑄錢座あたる如く記載せり、然れども、貞幹譜以外には、坂本、江戸の外記述なき

なり、江戸の淺草の錢座は明暦の再興にして寛永年間より明暦まで繼續したるものにあらず、是等の事は既に已に舊來意見を發表したれば今又喋々せずと雖、十三年開設の錢座は十四年開設の錢座と共に十七年に悉く停止せられたるものなり、貞幹は此十七年に全國一齊に停止せられたるを知らず、明暦年間に淺草に錢座ありたるを知りて、寛永年間より繼續しありたるものと獨斷して、十三年よりとせるなり、此誤謬は今日に至るも大部の古錢家に語り傳へられて、現に安藤游仙堂君の貨幣年表にも此誤謬は傳へられたり、宜く寛永淺草錢の一項を削て明暦沓名錢の前へ明暦淺草錢の項を加へらるべきなり、又地名の鳥越町の下?の符合は除去すべきものと知らるべし　（完）

（　）魏權幣文字之別解

坑州　培風室　周　　書

前輩所謂乘馬幣（或曰當爰布）者、不佞斷爲春秋以後魏國之權幣、已將發明之經過公表於世矣。（見本誌第十八號及第十九號）今因其釋文尙有下能已於言者、謹爲泉界之同志再述之。

古泉匯元集所載乘馬幣四種、其第一種可讀爲梁之幣金當寽、第二種可讀爲梁半幣二金當寽、第三種可讀爲梁樊釿金當寽、第四種可讀爲梁樊釿五當十寽。此釋文在發表之初、固有信爲止確者。然與圜足布齊刀及明刀之背文對照。似覺第一種之第二字、與其解爲之字ノ增筆、不如釋爲下字增筆之爲愈也齊去化背文有此字、（續泉匯亨一第十六頁參照）明刀之背文亦然。古泉匯亨五第十三頁參照）「之」語助辭。記之於幣、爲無意味「又攷齊去化之背文有「上」字者。（續泉匯亨一第十三頁參照）明刀之背文、亦然。（古泉匯亨五等十頁參照）上下二字相對、皆紀泉范之次第。（南宋鐵錢之背文亦有此例）按諸理論、毫不客疑且攷此幣之第一種、又有圓足者古泉匯元九第一頁所載。之第二品、下字不增筆大可爲改正此文之確據矣。何謂下幣。蓋明其爲赤金也。

漢書食貨志曰、黃金以上、白金爲中、赤金爲下。周語曰虞夏商周金幣三等、黃爲上幣、銅鐵爲下幣。本品銅質。故有下幣之稱。

依右之解釋、權幣第一種、改讀梁下幣金當寽。第二種以下、釋文似無不穩。海内外同志對於鄙說如有異議者。不佞且馨香禱祝以求之。（完）

○例に據りて右の釋文を附記します　理事

前輩の人の乘馬幣（或は當爰布ともいひます）といふものは、私は斷じて春秋以後の魏の國の權幣とするのです、さういふ發明の經過は世間へ公表しました。（本誌の第十八號及第十九號を御覽下さい）然るに今亦考へますと其釋文に少し考へ足りない點御座いますから、謹んで泉界の同志の爲に再びこゝに述べることに致します

古泉匯の元集に載る所の乘馬幣は四種あります、其第一のものは讀んで梁之幣金當寽となすべく、第二のものは讀んで梁之幣金當寽となすべく、第三のものは讀んで梁絲釿金當寽となるべく第四のものは讀んで梁絲釿五當十寽となるべきものであらうとの釋文の仕方は發表の初に在ては、固より自信もあり正確のものと考へだのでした、然るに圓足布や齊刀や明刀の背文と對照しまして、第一種の第二字の解釋を「之」の字の增筆とするよりは「下」の字の增筆とする方が好くはないかと覺ゆるに似たりと考へ直しました。夫は齊去化の背文にも此字があります（續泉匯亨一第十六頁參照）明刀の背文にもあります（古泉匯亨五第十三頁參照）一體「之」といふ語は助辭ですから、此字一字を單獨に幣に記したとすれば無意味になりますからです。又齊法化の背文に「上」の字のあるものがあり（續泉匯亨一第十三頁參照）明刀の背文にもあり（古泉照亨五第頁參照）まして、上下の二字が相對しますのは、皆泉范の次第を紀したものです（南宋の鐵錢の背文にも此例があります）これを理論から按じましても、すこしも疑を容れべきでありません。且考へますに此幣の第一

種に圖足のものがあります、古泉匯の元の九の第一頁に出てをります、其第二のものは下の字に増筆がありません、是が釋文を改正するの確たる據であります。そこで何をか下幣といひますぞと問はれますならば、夫は其赤金たるを明にするためですと答へます。漢書食貨志に、黄金爲上、白金爲中、赤金爲下とありますし。周語にも虞夏商周金幣三等、黄爲上幣、銅鐵爲下幣ともあります。本品の體質は銅でありますから、ことさらに下幣と稱へたのであります

右の解釋によりまして、權幣の第一種のものは改めて梁下幣金當寽と讀むことに致します。第二種以下の釋文は不穏當ではなからうと思ひます。海の內外を問はず同志の方々は鄙説に御異論があるならば拜聽したいものです。私は香を薫らし禱祝して御願ひ致します

○盛岡藩錢札に就て（附准藩札）（一）

非佛　新渡戸仙岳

此一篇は非佛先生が數年來苦心調査せられ、頃日稿を脫せられたるものにて、當時の盛岡城下窮乏の様、目前に見ゆるが如く、實に南部藩財政の裏面史にして、藩札發行の顛末詳かなれば、蓋し藩札界を益すること尠からざるべし、先生の許諾を得て之を貴誌に投ず

大正庚申十月　小笠原白雲生識

○藩札發行の趣旨

盛岡藩の從來財政の窮乏に困めることは言を俟たざる所なるが、彼の天保年度引續きの凶荒不景氣に襲はれたる藩内の窮狀言語に絕したりき、されば之れが救濟の方法は通貨を多くし、融通を滑かにするの外に良策なきものとし、一方には儉約を勸め、一方には藩札發行を決行したるなり、而して更に永遠の良圖を講ぜさるのみならず、その所謂藩札も無制限に發行し、以て自縄自縛の狀態に陷りたり、盛岡大慈寺記錄寺實矩格増補卷の三及び南藩秘事記後編卷之九等に、よく當時

の狀況を寫せる記事見ゆ

(備考)右兩書は大卷にて南部藩士横川良助の編する所なり

天保六年十月二十七日盛岡藩の御沙汰の趣

覺

一近年御國中錢不足にて融通不宜一統致迷惑候趣相聞得候依之此度爲融通近江屋市左衛門於店別紙員數之錢札通用被仰付候之條勝手次第通用可致候尤諸上納金錢之儀者重に錢札を以て上納可致旨被仰出

十　月

○

錢札判形員數

一福綠壽　貳拾四文　寶珠判二つ
一布　袋　參拾貳文　寶珠判三つ
一惠比壽　百　文　寶珠一つに緣
一大黑天　貳百文　寶珠二つに緣
一辨財天　參百文　寶珠三つに緣
一毘沙門　壹貫文　寶珠一つに緣
一壽老人　貳貫文　寶珠二つに緣

右之通り被仰出

未十月二十七日

○

(備考)

右近江屋市左衛門と云ふは當時盛岡の富商にて呉服町に住し代々村市店と呼べり

○井筒屋預り切手引替

是より先き、藩に於て金融を圓滑ならしめんとし、井筒屋權右衛門(郡山小野權右衛門)の支店より、二ヶ年間預り切手を發行せしめたるが、其額また多額に上りたる爲め、文政六癸未年より金壹兩六貫八百文相場に藩に於て据置きたるにも拘はらず、藩より下金なきを以て兩店の渡方難澁に陷り、御下金なき由にて相斷り居樣の體たらくにて、民間の迷惑容易ならざりしこ

となり、斯くて此藩札發行の年十一月を以て、此両店切手を藩札と引替ふることゝなれり、その時の仰出され左の如し

○

演　説

近年井筒屋善助井筒屋權右衛門へ被仰付爲融通金預切手通用被仰付候處此度右兩店預切手之分於引替金所御取替錢札御渡被成候條是迄所持之者は御會所へ追て差出錢札取替可申候右之外相對を以取引致候分は是迄の通通用可致諸上納金錢共に右に准上納可申候

右之通被仰出

午十一月十七日

○錢札無制限發行の幣

前にも陳べたる如く、藩に於ても井筒屋其他藩札に署名の商店に於ても、正金錢の準備もなく無制限に藩札を發行せるものから、發行後歳月を經ざる中に、之れが正金錢との引替出來ぬ樣になりて、忽ち藩札の信用を失ふに至れり、横川良助編大慈寺記錄寺實矩格に、當時の内情をよく記せれば左に錄す

○

此兩店預切手近年兩年相續被仰付通用に差出候所後ちには往々御下金無之に付兩店にて渡方難澁に相成甚不通用也

○

錢札相場追て引下り下々難澁に相成候事

（天保七年夏の記事）

文政癸未年より金壹兩に付代六貫八百文に御据被差置融通宜敷候之所去未十一月より錢札正金錢同樣壹兩六貫八百文替にして融通可致入用之節は呉服町御會所御引替所に於て御渡被成旨被仰出　當正月之頃迄無滯御引替にも相成尤正金錢同樣大に融通宜敷候の所二三月頃より御上金錢御手配御届被成兼拾貫文札へ壹貫文御渡と成斯くて追々減少

御渡相成候に付き正金錢一切下々通用無之錢札一
通之通用に相成追て兩替引揚下々難澁に相成候事
追て五六月に至り拾貫文札へ百文位之御渡方に減
少いたし正金錢一切無之十月に至て兩替既に壹兩
貳拾八貫九貫文より參拾貫文程正錢壹文は錢札に
て四倍半未壹約七拾五貫文萬物右之振合を以て賣
買當年大凶作之上に正金錢不融通下々大難澁に至
必死之世之中と相成候事

○小札發行

藩札無制限發行の弊に懲りずしてまた無制限に小札の發行を企劃し一時を彌縫せんとする淺間敷、藩の政策之實施を見るに至れるは浩嘆之極なり、その小札といふは

拾六文　拾貳文　八文　四文

の四種にてその紙質薄く見榮えなきものなり

此時藩の被仰出書左の如し

○

覺

兼て金相場壹兩に付六貫八百文御据被成錢札之儀
者正金錢同樣通用被致旨御沙汰被成置候處當年凶
作に付相場狂ひ別て諸色高値に相成一統迷惑に及
候趣相聞得候依之金錢並錢札共其時之相場にて通
用被仰付右相場書上を以諸上納御下錢も被仰付候
間右に准日傭錢諸色値段等も正金錢を以て相定め
錢札相場にて程能通用可致候旨被仰出

・但錢札取引之節小札金之通用差支候趣相聞得候
間此度　拾六文、拾貳文、八文、四文小札取交
御渡被成候間是又通用可致事

天保七丙申年十月二十六日

この沙汰に就き寺實矩格に載せたる記事よく當時の實況を詳悉せり

○

右御沙汰以來是迄引替御會所に於て五貫文錢札持參候へば正錢五十文錢札四貫九百五十文に返す。

拾貫文錢札持參候へば正錢百文、錢札七貫九百五十文に返し候處五貫文錢札へ小札四拾文正錢拾文錢札四貫九百五十文にて返し、拾貫文へ小札八拾文、正錢貳拾文錢札九貫九百五十文にて返す
（内史略の記事には拾貫文へ小札八拾文正錢十六文錢札九貫九百六十文にて返す云々有之寺實矩格と稍相違せり）
此小札は美濃紙八枚切程にて錢札紙にては無之候
（内史畧には六枚切程とあり）

此等記事を一讀する時は當時盛岡藩財政の窮狀を推知せらるゝなり（未完）

◎品　評

○東洋貨幣協會第拾五回出品々評

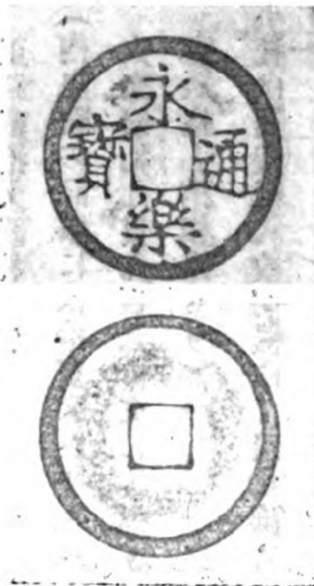
慶長丁銀　後陽成天皇 慶長六年　出品者 京都 鴨畔軒 伊藤庄兵衛



慶長六年から銀座に命じて補助貨幣として發行した、丁銀で其定量は普通が四十三匁である、本品は四十二匁五分強を有して定量に準據した正品で、後代の丁銀に範たるの佳品である、丁銀は時代の如何を問はず、其定量を以て白銀壹枚とし小判と丼行して使用せられたるものであることを附記す

永樂通寶 同上使用 慶長期

須磨 虎泉庵 佐々木美山



銅の色は黄味のある褐色で、古色淡く黒くして光澤の美しき錢である、唯だ圖だけを見たのでは別段支那の明錢と異らぬけれど、寶品をよく見ると、面の字間や背の平地等が、盡く鑄浚ひされて立派に母錢として使用された樣子が歴然と顯はれて居る、元來ば支那錢であるが、慶長期の公爐錢として幕府の撰定された通用錢に母錢とすべく加工された、近代和錢初期の基因たる由緒深かき錢であゝ、從つて本品のみならず、此期の永樂錢には俗に天正手、元和手又は慶長手なぞと區別する希少の異書錢並びに中正永樂や中正手などもありて、科學的に研究すると頗る六ヶ敷且つ趣味の深いものである

祝町大阪 元文加島 鐵錢所鑄

仙臺 秀泉 高山秀士



鐵鑄で形大きく、厚肉のもので祝鑄特別の品である、面文の祝町大阪とあるのは、此座に關係のある意味でもないやうに傳聞して居る、祝字の頭に增筆があるがこれは特に何等考究すべき理由のない增點で、鑄工が摸寫其當を得なかつた爲めであらうといふ、背穿の上下に小松とある、これも鑄造人に關した標記であらう加島の錢座は元文三年から開始して銅錢を鑄造し、四年以後に鐵錢を鑄造してある、そして延享四年まで續いて行はれた、場所は攝津國西成郡上中島村である

寛永㈠異書 寛保寶曆代 紀州一ノ瀬

大阪 秋月堂 安田多三郎



錢質稍紅黑く白味の母錢で、特別の名稱を廣穿といひ、兩三年以前迄はこの㈠極印を有するものを發見されて居らぬ爲め、年代不知品中に加へられて、其所屬錢座に迷つたものであつた、本品には鐵の子錢もあつて、共に存在が未だ希少である、背一又は㈠極印の鐵錢は寶曆三年代に紀州で鑄たといふことが今日では確かに認められたやうである

蓮華念佛 慶應年間 岩手錢座

仙臺 龜泉堂 畑谷龜治



銅色白蒼くそして淡黑し所謂奧州の私鑄錢で、背に蓮

の花を配置した類例に乏しきもので、產地は大凡南部大迫地方のものでかなあらう、製作の樣子より推定して鐵錢もあるべき筈に思はるゝ

上橫文五銖 前漢宣帝 本始年後

提圓齊 中村達太郎



青黑の古色美はしく、面背の平地に古墳物の樣な古鏽を以て埋められた、製作端正な上橫文五銖である、前漢官爐の第二期錢に屬し、其期の特徵たる面深かく、背淺く、錢文狹長にして銖字金扁の點畫は長くして方形を示し、輪の外側一般に磨鑢されて正しく、第一期錢や第二期錢とは大異一樣にあらず、そして此期間の

本鑢錢には下橫文のものがない

大泉五十 新 王莽 居攝二年後

海城 松林堂 末安元太郎



考青の古出土錢で肉厚く文字底く、從つて輪郭共に高い爲め錢圖としては鮮明でない、而し本品の面背內郭より四隅に决文を射出してあつて、普通品に比し特別の觀を呈してある、或ひは祝鑄として別の目的に依り鑄られたるものか

熙寧通寶大錢 宋神宗 熙寧年間

錦洲 幻夢軒 王璞全

銅鑄で當三鐵錢の母たるものである、銅色淡黃く白味



を含みて厚肉大形の濶緣であるが、製作比較的粗野で渾重を免がれない、第拾八號に新井寶水軒が出品した鐵錢とは同期のもので同座の品たれども背の甲文を有さない、本品と同種類のものを今日迄四五品接することを得たが、何れも背狀湮沒して輪郭如此に整然たるは特に少ない如に思ふ

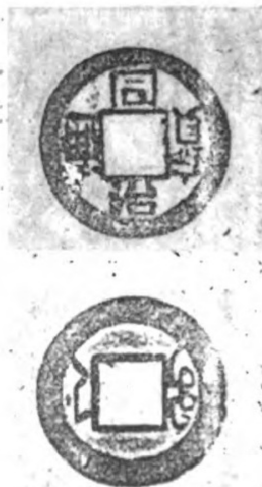
昭武通寶 明末吳三桂 昭武年間　今治 仙泉堂 田頭 寅一

眞鍮の錢質で錢文大字、形大樣端正のもので俗に上



點昭武と稱し、類品の代表たるに足る

同治通寶逆文 清穆宗 同治年間　長崎 魚京堂 津田 繁二



普通の錯范とは異なり整然たる座錢で同治の二文字だけが、逆まに上下轉動して居る、背の滿文は浙寶で即ち浙江錢監の標記を示す、希品である

ラマ教の稱名錢

京都 掬泉亭 金森正次郎



清錢乾隆年代頃の座錢に似た製作で、傳へ聞く所によるとラマ教の稱名を記したものといふ、背の明元とあるのは錢局に關した事なのか、又は教元の短訓なるか未だ分明であらぬ

大平興寶 安南丁部領大平年間

三河 泾行舘 今泉忠左衛門

銅色の顯はれたる所は灰褐で、平地に古き青錆を留め製作大形細緣で、文字肥大平地深かく優等の錢である背穿上の丁字も確然と浮出して美事である、因に此大平は北宋の太平と異なり大平であつて、太平でない



結び淳熙 同陳代明宋手

山田 敬古堂 松本豊吉



黒赭褐の銅色で古色黒褐、中緣廣穿の異書錢である、

俗に古來より結ひ淳熙といひ、元字の第二畫が結文を表示して居る、背も中縁廣郭で自から南宋の淳熙錢とは大なる相違を知ることができる

大正通寳 莫方瀛 大正年間

高松 昌阜園 岡 侃



茶褐色の銅で古色淡黑である、製作小樣濶緣で特に狹穿を例とする、錢文短明殊に麗はしく、背の平地は恰も砥の如く、輪郭亦正しく規則立ちて犯じ難き所、思ふに母錢として加工浚鑄せられたるものであらう、却つて大字の類品より存在は希少である

其他藤崎白笑堂の蟻鼻錢、飯川畜牝巷の鉛同治、上羽珍泉堂の紹平、篠原虎泉堂安法年太和、北村痴泉の元隆年元符、吉田不知海の盛岡外川目錢座私札等は諸々の都合と理由とはよりて乍遺憾省畧せり

一錢銅貨 明治三年

濱松 珍泉堂 上羽 章都



明治三年鑄造の一錢銅貨には、面の朝日の中央に數條の細線が、有るものと無きものとの二種がある、本品はその無いものに屬して、同期の後鑄に出たものと思ふ、猶半錢と一厘との二つが三年錢に存在してある、大阪に造幣局が建設されたのが明治四年であるから、その以前に、外國人の手に因て造られたものである隨分其後に發見されて數も増したが、また澤山といふ程

の現存を示さない
大正九年十一月七日衆評

○小　解

長崎元豐　萬治延寶代　長崎に鑄る

春陽堂　圓尾　敬治

短點通



重點通



長崎で海外貿易の爲めに許されて鑄錢を開始し、支那の宋朝錢を摸彷したのは後西院天皇の萬治二年から靈元天皇の延寶年代頃迄の間で、支那では明の桂王永曆年代より淸の康熙の初めで、西曆は千六百五十九年より七十年代迄の短期日であつた

元豐錢の存在が今でも一番多いので、世人が餘り注意して居らぬが隨分大同小異のあることは、一と通りや二た通りではない、上圖に掲げたものは、大字錢の內にある、通字辵の相違で一は短點通即ち點畫が一つよりないもの、二は重點通で點が二つ重つて居るものを示した、字文の筆意又は製作等を御覽なさい、思つたより以上に相違して居るではありませんか、こればかりでなく見るもの何れも小異があり、小字錢の方には猶大異を見受けるものであります

文久玉寶錫母錢　孝明天皇　文久三年

神戸　有無樓　大石三千穗

錫文久は銀座系の特產物で、何れも文字が草文に屬し眞書の文字錢には錫錢を有しません、本品は草文玉寶

草文



草文玉寶



といふて、筆者は松平春嶽公だと傳へられてあります兎に角草文錫母錢二種の圖を掲げて御目にかけます、草文の方は板倉周防守の筆といふ確かな證書があります、それから異文の類は小笠原壹岐守の筆で、金座の方の錢爐に取扱はれたものであります

弘治之寶 安南阮代

大連 古影堂 速水 高虎



安南の黎末より阮氏代に鑄造されたもので、此手類を俗に建文手と申します、安法手に似て異なり、稍や大きく背は常に夷漫して輪郭を有せず、面は潤縁で内郭は僅かに、有るか無きかの體裁であるのを特徴とします其同手類に

建文、天順、萬曆、洪武、太平、祥符等の諸品があります

◎餘興

○競鑑

第拾九號に於ける背元字錢の面背拾ひ合せは
正解左の如くであります

(1)の背は　元の(4)　(2)の背は　元の(6)
(3)の背は　元の(2)　(4)の背は　元の(3)
(5)の背は　元の(1)　(6)の背は　元の(5)

であります

正確に答案を示された會員は
　佐渡の藤村好泉君一人でありまして
　他の回答は何れも二三の相違がありました
第貳拾號の背鑑面推は次號に發表致します

◎顧選函

○鐵山通寶



岩手の仙人澤鐵山で山内通用の爲めに試鑄したもので換當價格は不明であります、そして年代は慶應の末年頃との事です、背の仙字は即ち古へよりの恒例による座標であります、本品は赭紅褐の銅錢でありますが、若し實用として造られた鐵錢もありはせぬかと考へられつゝありますが未だ發見されて居りません

○各國貨幣單位及價格表（2）

甲賀圓々堂

國名	貨幣單位	單位分數	價格
ルーマニア	レウ	百バラ	円 〇、三八七
モンテネグロ	ペルパー	百パラ	〇、四〇六五
葡萄牙	ミルレース	千レアル	二、一六七
西班牙	ペキタ	百センチモ	〇、三八七
サイプラス	ピアストル	四十パラ	〇、〇五四
サンマリノ	リラ	百チエンチシモ	〇、三八七
埃及	ピアストル	十ミリエーム	〇、〇九九一
アビシニア	タラリ 銀本位	十ゲルシ	
チユニス	フラン	百サンチーム	〇、三八七
モナコ	フラン	百サンチーム	〇、三八七
エリトレア	リラ	百チエンチシモ	〇、三八七
英領東亞弗利加	ルピー	百セント	〇、六五〇八
ウガンダ	ルピー	百セント	〇、六五〇八
西亞弗利加	磅	二十志	九、七六三二
ナイゼリア	磅	二十志	九、七六三二
リベリア	弗	百セント	二、〇〇六一
コンゴー	フラン	百サンチーム	〇、三八七
南亞弗利加合同國	磅	二十志	九、七六三二
トランスヴアール	磅	二十志	九、七六三二
喜望峰殖民地	磅	二十志	九、七六三二
レユニヨン	フラン	百サンチーム	〇、三八七
グランドコモール	フラン	百サンチーム	〇、三八七
米國合衆國	弗	百セント	二、〇〇六一（一、九七〇四四）
加奈陀	弗	百セント	二、〇〇六一
ニユー、フアウンドランド	弗	百セント	二、〇〇三四

キューバ	ペソ	百センタヴオ	二、〇〇六
クラサオ	フロリン	百セント	〇、八〇六四
サント、ドミンゴ	ペソ	百センタヴオ	二、二〇六
ハイチ	グールデ	百センチーム	〇、五〇一五
マルチニーク	フラン	百サンチーム	〇、三八七
英領西印度	磅	二十志	九、七六三二
英領ギアナ	弗	百セント	一、〇〇
墨西哥	ペソ	百センタヴオ	一、〇〇〇
グアテマラ	ペソ 銀本位	百センタヴオ	
ニカラグア	コルドバ	百センタヴオ	二、〇〇六一
サルヴァドル	ペソ	百センタヴオ	一、〇〇三
ホンヂユラス	ペソ	百センタヴオ	一、〇〇三
パナマ	バルボア	百センテシモ	二、〇〇六一

英領ホンヂユラス	弗	百セント	二、〇〇五
コスタリカ	コロン	百センチモ	〇、九三三
グアデループ	フラン	百サンチーム	〇、三八七
ヴエネズエラ	ボリヴアール	百センチモ	〇、三八七
コロンビア	ペソ	百センタヴオ	一、九五二
エクアドル	スクル	百センタヴオ	〇、九七六三
秘露	ソル	百センタヴオ	〇、九七六三
智利	ペソ	百センタヴオ	〇、七三二
アルゼンチナ	ペソ	百センタヴオ	一、九三五四 (一、六二二六)
パラゲー	ペソ	百センタヴオ	一、九二五四
ブラジル	ミルレース	チレアル	一、〇九六 (〇、三三七八)
ボリヴイア	ボリヴイアノ	百センタヴオ	〇、七八一
ウルゲー	ペソ	百センテシモ	二、〇七四

濠州	磅	二十志	九、七六三二
ニュー、ジーランド	磅	二十志	九、七六三二

（完）

○赤側錢問答（續）

○第四回　明治四十四年十一月二十五日八十三號所載

○再び赤側錢に就て向陵亭君に質す

青貨堂

野生が第八十號に二三の疑點を擧げて、質問を發せるに對し、君の詳細なる御敎示を得たるは、野生の大に感謝する所であります、然るに猶未だ二三氷解し難き疑點あるを以て、再び君の敎を仰ぐ次第であります

野生の考ふる所にては西清古鑑など出でし如く、元鼎二年に鑄られしもので、その鑄造の原因と認むべきは姦錢多くなりて、銅量輕きを以て京師に於てのみ造りしものと致します、然してその廢止せられたるは、所謂後二年即ち元鼎四年ならんと考へます、その換當の如きも、三銖の五ではなくて、赤側錢鑄造當時の在來錢の五に當るべきもので、その中には、無論官鑄の古きもあらんが、私鑄も雜り居りしものと推定致します

君は元狩五年に三銖錢を罷めたりと云ふも、實は武帝の建元五年に半兩の造られ居るを見れば、三銖は當時既に通貨として存在を認められて居らず、五銖開鑄以前は半兩の行通時代で有つたので、三銖の五に當ると云ふのは妥當でないと思ひます、假りに赤側錢を元狩五年に造りしものとするも、半兩の五に當るとは言ひ得らるゝも、三銖説は贊成し能はざる所であります

君は第七十九號に於て、全然三銖手と同一にして、より以上肥大なるは當五錢の風姿と見るべきものか、と説かれました、吾輩の考ふる所では三銖手なるものは五銖錢中最も初朝に出でしもので、或ひは文字短かく

三銖に似たりとか、或ひは銅質赤く三銖に似たりとか説かれて、一般に五銖中の最古のものと認められて居る品で、假りに君の説に從はゞ、却て第二期以後のものならざるべからず、同號に『又細輪にして谷深かき點及輪側の廣く正しき點などば殆ど三銖手かと思ふ程なり』と言はれたるもの、全然赤側錢の製作の證據としての効力を喪失せるの觀があります

『換當に就き』其二の如きは相當の利益ある故、盗鑄品とても中々立派なものならんとは、思に當て推諒と云ふべく、盗鑄者にそんな遠慮あらんとは思はれざる所なり、今日銀貨の贋造に全然鉛、或ひは銅などにて造りしものあるを見れば、古代と雖も人情に變りはなからんと思ひます

其一に就ては、根本の考へが違ふ故、改めて答へず

其三は如何にも他に數例は一寸見當りませぬ

赤側名稱に就て、第七十九號に引かれたると、第八十二號に説かるゝ處と相違があります、余輩は前説に賛成致します

後説による時は、前漢五銖錢は殆んど大部分赤側錢なりと云ふを得らるゝ様に思はれます

以上二三心附きたる點丈けを掲げました、御教示を惜むなくんば幸福甚大なりと存じます

第五回　明治四十五年二月三日八十四號

○青貨堂君に問ふ

向陵迂人

赤側錢に就て青貨堂君再度の質問が出ましたが、今は質問の範圍を逸して、全く君の意見と批評とであるから、必しも迂生が御答へする限りでないと思ひます

尚迂生の反説と抵觸する所が有から餘白を借りて、反問を試る事に致しました

赤側錢の鑄造は元鼎二年開鑄せりとの貴説なり、然らば所謂三官錢開鑄と同年に當れり、敢て問ふ、君は赤

側錢と三官錢とを混同せしには非ざるか、或ひは又異名同物との意味なるや

前漢五銖鑄造時代を初期とか二期とか區別せらるゝは何を根據としたるものにや、其分界及び泉形の概畧を示されたし

因に曰く、前號貴說第四項に當推諒云々の評語ありたれども、迂生一個の當推諒ではない

通鑑元鼎二年に

令天下非三官錢不得行而民之鑄錢益少。計其費不能相當惟眞工大姦乃盜度之。

又第六項赤側名稱に就き迂生が前說を改めたるやに、謂はれたれども、迂生は下の記事を信ずるものにて、始終變ることとなし

古泉匯

今五銖因民磨取鋊故加以周郭復磨礲之磨後其郭色新故赤因名赤側

以上

（以下續次號）

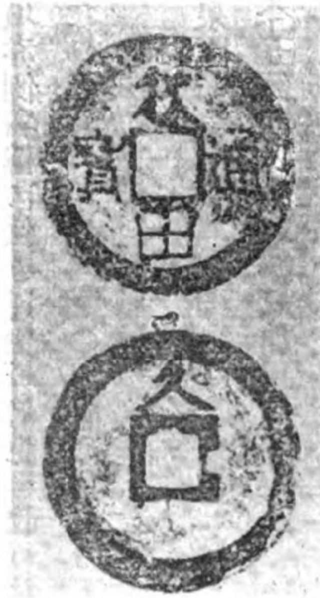
○箱館の大字錢



安政四年に松前に於て鑄造された普通品とは、一寸鐵の原質も異なり、製法文字等も大ひに相違して、全く別の感じを見るものに與へる

大樣、大字、厚肉で樣子から質等より推して、或ひは仙臺石之卷の錢座に於て、本錢發行の初めに賴まれて試鑄したものかと思はれつゝある、未だ同書體同形狀の銅母錢に接しないから、確かにそうだとと言ひ切ることは出來ないのを遺憾とす

○秋田通寶



明和六年の四當錢を採りて、其寛永二字を削りたる跡へ、他の金屬又は漆かを以て秋田の二文字を加工し、一時の見本に私鑄の錢爐に於て假りに數品を鑄た、世に知られざる奇品で、背は十一波文を浚ひ取り掃ひて穿上に、年號の省畧として久字を置き、文久年間の紀標を表はして居る、未だ他に同文錢の散見するものを見ぬけれど、錢狀を一見したのみで實際錢座の試鑄たるを知るべく、戯作の書錢等と伍すべきものでない

○外國貨幣研究の參考書

東京下谷　山鹿義致

外國貨幣を研究することは、最も興味あり、且つ趣味あることですが、然し乍ら、參考書が無かつたり、實物の入手に困難を感じられて、研究も中々に渉どりませんやうです、私は、まだ此の方面の研究に手をつけて、僅々一年半、材料も相當に藏するこどゝなりました計りでなく、參考書も多數集められたと云ふことは、偏に、全好者諸君の御引立と深く信じて疑ひません。外國人よりも、中々熱心に御援助下さいますから漸く、參考書も少しは讀める樣になりました。皆樣の御前に、些か乍ら、是等、貨幣に關して歐文で書かれた數百種のものゝ中、良きものを撰抜して、特に次に記して置きます、皆樣の御參考ともなり、御入手の出來ることを悅びます。參考書は原語の儘で記して置きます。是は原書の意味を誤解されないためであります。

○ Nederlandsche Penningen.

○ Scotts Standard Silver gold Coins. Catalogue.
○ 〃 〃 Copper Coins Catalogue.

今日本人の最も見易いものとして所藏されて居ますものは右の二種であります。是等の參考書は皆々絶版本であつて、中々安い金では買へないもので御座います。僅かの年代の間の貨幣のことを書いてある、スコツトランドの貨幣の本が四五年前で二百圓だし、ナデインタッタ氏のロシア貨幣解説が六百圓と云ふ高値です。古代ローマの貨幣研究書でも五十圓以上數千圓のものがあります。參考書を蒐集することは、貨幣研究家に最も必要なことゝは知り乍ら、非常に困難なことであります。皆樣の中にも定めし良き參考書御持ちの御方が澤山あることゝ思つて居ります。何卒、外國貨幣研究資料として蒐集いたして置きたいと思ひますから、是非御知らせを願ひたいもので御座います。只今、所藏してあります貨幣參考書は全部で約百五十種有ます。中には寫眞が數千個挿入されて居るのもあり、全々字のみで少しも書の無いのがあります。書かれてある字も英語のみでなく、各國の語であつて、我々淺學の者の非常に困むところであります。皆樣の御力を借りて、内外貨幣の研究の歩の進まんことを希望いたします。

○會　報

○記　事

大正九年十一月七日定例より編輯所に於て第拾五回例會を開催して九年度の納會として盛大であつた

出席者は

岡　侃	林　靜男	三上　香哉
大竹　寅吉	鷲田　信一	鈴木　中二
小林洋之助	北浦　大助	田中　啓文
上羽　章都	熊澤　直七	本間　素夫
藤井榮三郎	森川　穎一	村上忠太郎
新井源三郎	山本右衛門	

等の諸君で高松の岡昌阜園、濱松の上羽珍泉堂兩君の

出席は特に本年棹尾の泉會を飾られて餘りあつた

○來る大正拾年の初會は一月九日定刻より

○入會者前號の續き　紹介

横濱　渡邊惣太郎　藤田巳之助

大連　崔鈞政　岡　侃

東京　日比谷昇　大竹寅吉

○寄贈及交換

吉田泉(完)　愛靜古泉會

朝日(四)　其社

考古學雜誌(十一ノ三)　其會

○地方在住の會員諸君に御願ひ致したいのは小包返送料として御送附の切手を二錢三錢の二種に願ひます

○岡侃君は十一月一日上京せられて田中、藤井、林等の大家を訪問し熱心に研究を儘にされて中旬歸鄉

○上羽章都も會場へ出席後數日を滯京せられて歸濱された

○十一月廿三日大阪より原田、濱村、糸島の三名上京翌日より各家を訪問見學されて二十八日歸阪さる

○各地泉況

神戸古錢研究會は十一月第二日曜に其例會を開催して不相變出席者も多く、出品も珍賞すべきもの多數であつたとの報あり

大阪古泉會は若見舊好舍方に本年の納會を開き、幹部諸君の出品出席ありて賑はしかりしと聞く

高知古泉會も姫路幣泉會も毎月例會を開き初心者を誘導しつゝある由

去る十月十五日豊橋市圖書館に於て開さたる豊靜古泉會に就き同市長より禮狀を寄せられ、同時に濱松珍泉堂上羽氏より當日の景況を撮影せる寫眞の寄贈ありたり

○藤田樂眞君　十月十七日死去せらる

○明治四年の金錢表(二)

金錢		銅錢十文 永一厘	文久錢 十五文 一厘半	青錢 二十文 永二厘	天保 八十文 永八厘
一朱	六百二十五文	六十二ト五文	四十一ト十文	三十一ト五文	七枚ト六十五文
二朱	一貫二百五十文	百二十五	八十三ト五文	六十二ト十文	十五枚ト五十文
三朱	一貫八百七十五文	百八十七ト五文	百二十五	九十三ト十五文	廿三枚ト三十五文
一分	二貫五百文	二百五十	百六十六ト十文	百二十五	三十一枚ト二十文
一分一朱	三貫百二十五文	三百十二ト五文	二百八ト五文	百五十六ト五文	三十九ト五文
一分二朱	三貫七百五十文	三百七十五	二百五十	百八十七ト十文	四十二ト七十文
一分三朱	四貫三百七十五文	四百卅七ト五文	二百九十一ト十文	二百十八ト十五文	五十四ト五十五文
二分	五貫文	五百	三百三十三ト五文	二百五十	六十二ト四十文
二分一朱	五貫六百二十五文	五百六十二ト五文	三百七十五	二百八十一ト五文	七十ト二十五文
二分二朱	六貫二百五十文	六百二十五	四百十六ト十文	三百十二ト十文	七十八ト十文
二分三朱	六貫八百七十五文	六百八十七ト五文	四百五十八ト五文	三百四十三ト十五文	八十五ト七十五文
三分	七貫五百文	七百五十	五百	三百七十五	九十三ト六十文
三分一朱	八貫百二十五文	八百十二ト五文	五百四十一ト十文	四百六ト五文	百一ト四十五文
三分二朱	八貫七百五十文	八百七十五文	五百八十三ト五文	四百卅七ト十文	百九ト三十文
三分三朱	九貫五百七十五文	九百三十七ト五文	六百二十五文	四百六十八ト十五文	百十七ト十五文
一圓	十貫文	千ヲ以一圓	六百六十六ト十文	五百	百二十五

本誌定價及廣告料

一冊　定價　金四拾錢　送費金貳錢
郵券代用一割增

廣告料	一頁	金五圓
	半頁	金三圓
	四分之一頁	金一圓七拾五錢

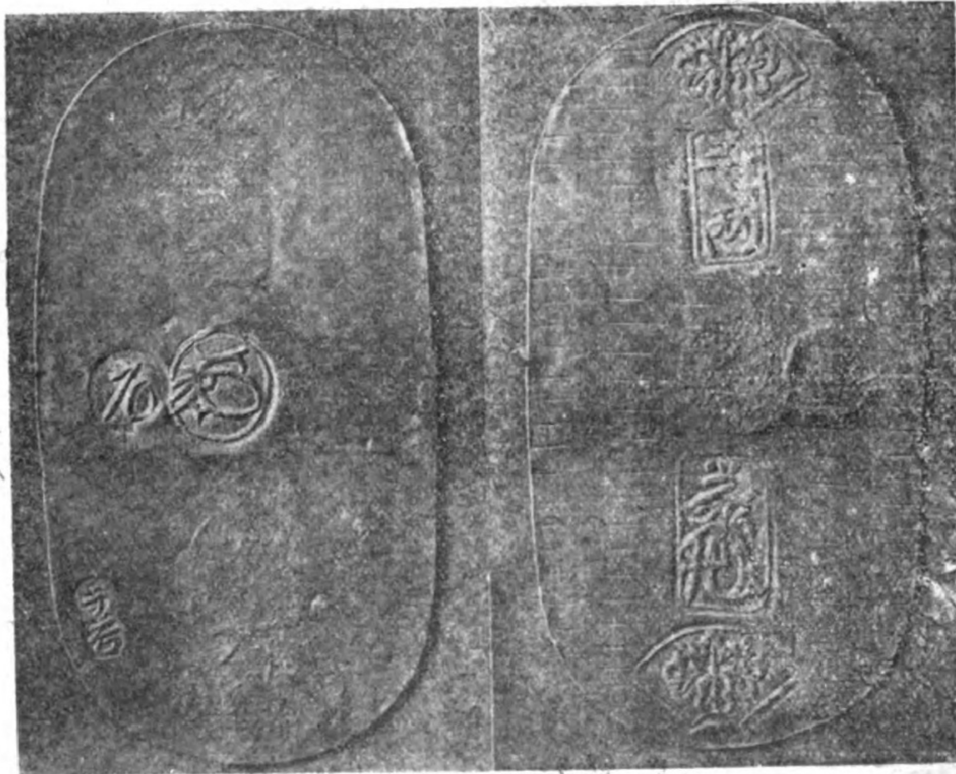
大正九年十一月廿八日印刷
大正九年十二月一日發行

編輯兼發行者　東京市神田區五軒町一番地　鷲田信一
印刷者　東京市神田區紺屋町三十番地　高橋與四郎
印刷所　東京市神田區北乘物町三番地　万文堂

發行所　東京府下荏原郡大崎町下大崎八十四番地　東洋貨幣協會
發賣所　東京市神田區五軒町一番地　鷲田寶泉舍　電話下谷七五九九番

取次所
大阪市南區問屋町　下間寅之助
東京市芝區明舟町七番地　村上忠太郎
東京市下谷區竹町十三番地　帝國スタンプ研究所
大阪市南區鍛冶屋町八幡筋　岡田商店

元祿京座小判



會規

一本會ヲ東洋貨幣協會ト稱ス
一本會ハ貨幣ニ關スル總ヘテノ事項ヲ研究スルヲ以テ目的トス
一本會ハ一ケ年六回以上陳列會ヲ開催シ雜誌「貨幣」ヲ毎月發行ス
一本會ハ會員ヲ四種ニ分チ通常會員、特別會員、贊助會員トシ功勞アル者ヲ名譽會員ニ推薦ス
一本會事務所ヲ東京府荏原郡大崎町大字下大崎八十四番地林靜男方ニ置ク

細則

一會員ハ左ノ三種ノ一ツヲ選ヒテ會費一ケ年分ヲ前納スルモノトス
通常會員一ケ年金參圓（一回金貳拾五錢ノ割）
特別會員同　金九圓（一回金七拾五錢ノ割）
贊助會員同　金拾八圓以上（一回金壹圓五拾錢以上ノ割）
一會員ニハ出品ノ有無ニ拘ハラス毎回「貨幣」ヲ頒布シ且ツ希望者ニハ定價ヲ以テ分ツ（一册定價金四拾錢）
一會員ハ開會毎ニ出品シ其他意見ヲ開陳シ得ルノ權利ヲ有ス
一出品物ノ往復費用ハ必ラズ出品者ニ於テ負擔スヘシ
一會費滿了ノ捺印アル雜誌ノ送達ヲ受ケタル會員ハ直ニ後チノ一ケ年分ヲ送金セラルヘシ
一入會ヲ望マルヽ方ハ宿所氏名雅號ヲ詳記シ會費ヲ添ヘテ事務所ヘ申込マルヘシ
一一切ノ會務ハ會長及ビ役員ニ於テ處理ス

東洋貨幣協會

（大正九年六月改正）

會長　田中啓文
副會長　大阪 工學博士　甲賀宜政
副會長　藤井榮三郎

理事專務　三上香哉
同　新井源三郎
理事　福岡　瀨尾外與藏
同　大阪　原田寅之助
同　同　濱村榮三郎
同　京都　渡邊定次郎
同　靜岡　野崎彥左衛門
同　大阪　龜島善五郎
同　高松　岡　侃
主事　蔦田信一
副主事　大阪　下間寅之助
名譽顧問　林靜男
顧問　大阪　本山彥一
同　同　黑川幸七

評議員　大阪　泉吉次郎
同　天津　西村博
同　長崎　德田眞壽
同　三河　大澤德三郎
同　工學博士　中村達太郎
同　奉天　古谷若松
同　小林洋之助
同　須磨　小坂協
同　北京　賈叔岩
同　盛岡　水原庄太郎
同　松平男
同　杭州　周耆

◎廣告

改正新大目錄

御希望者は印刷實費
金五拾錢送附せよ

印刷所の都合により體裁を新聞紙型とし八頁に亘り數千種の一枚、賣、數萬種の組賣を開始す。新大目錄の內容に就ては既に世人に知られたれば、以て東洋只一の大目錄として他に讓らず。印刷實費御送附の御方へ外國紙幣、外國切手、燐票等百種以上進呈す。

懸賞　五圓宛進呈す

大正十年一月以降十二月迄に亘りて多額の懸賞金を誰方でも得らる、容易なる懸賞問題及び懸賞規定は改正新大目錄の中に詳記す。

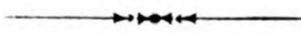
東京市下谷
帝國スタンプ研究所
振替口座東京二五五八五番

No. 23

認可
發行
大正十年二月一回

貨幣

（第貳拾參號）



東洋貨幣協會

○貨幣

（第貳拾參號）

目次

◎論説

○水戸背ト字錢の研究……（中）……花林堵……一頁
○布と云ふ名稱に就て……向陵亭……三頁
○釿字攷……培風室周書……六頁
○盛岡藩錢札に就て……（三）……非佛……一〇頁

◎品評

○東洋貨幣協會第拾六回前半出品々評……一二頁
○細評……一七頁

◎願選函

○朝鮮郵便官署國庫金事務史之一節……一九頁
○元德通寶……二三頁
○南洋パラセル群島の古錢……二三頁
○赤側錢問答……（續）……青貨堂……二四頁
○德川氏貨幣史……（續）……二六頁
○明治四年の金錢表……二八頁

◎質疑

○壹圓銀貨に就て……土方大成堂……二九頁
○會報……二九頁
○東洋貨幣協會々員名簿……（二）……三〇頁
○廣告、其他……三一頁

（全項禁轉載）



元祿大判金

（自元祿八年至享保元年）

（重量四拾四匁）

大阪濱村半文泉藏

貨幣 第貳拾參號

『論說』

○水戸背卜字錢の研究（中）

花林塔

水戸背卜字の小錢は今日迄に發見せられたるものは左の數種とす





此錢は「寛永錢譜前編」に

安政年間常陸國水戸、背卜字狹穿、鐵七、種六とあるものなり





此錢は同書に

同上廣穿、鐵七、種九とあるものなり

案ずるに此二錢書體殆と相同じく、製作酷似せり、蓋同一時の出なるべし、然れども其鑄造時を安政年間とせしは何等の記錄に據て確定したるにや甚覺束なく思ふなり、殊に此錢を鐵錢の母と斷定し、鐵七、種六、或は種九とせしは世を欺くの甚しきものなり、實際今日まで此錢の銕錢は發見せられざるなり

今にして徃時を追懷すれば、當時此書の編者中川春布庵、龜田考古堂、榎本進而堂の三氏中に在て、最先覺者として春布庵專ら編纂の衝にあたりたれば、書中突

飛の推定盲進の斷定は殆と全部春布庵の説と見るべきなり、かくて此錢を安政度と推斷し、其安政頃は鐵錢の世の中なれば、本書編纂當時は未だ鐵錢を見ざれども、頓ては鐵錢を發見せん？位の當推量にて譜中に、鐵七と實物の存在せし如き記入をせしものと考ふ

惟ふに學者の見地よりして、かゝる場合に處するの道は如何にせば可なるやといふに、さる無實の記入は後世を毒するものとして爲すべからざる事とするなり、而して其意見の在る所は例言中に「銕錢ならん乎然れども未だ銕錢を見ず」との記事に止め、譜中には唯單に種六、種九と正實に當時の實情を記するに止るこそ學者の義務なれ、よし將來かくあらんとの推定が適中して、頓てしかある時に遭遇するとも、其空間の短時間にまれ、長年月にまれ、後進の者を惑はすの罪は同一なり、學者のゆめ／＼爲すべからざる事なり、ましてや古錢家なるものも一面に於て一箇堂々たる歷史家なり、歷史は史家の推定や批評を挿入すべきものにあらず、正直に當時の實際を有りの儘に記すれば足るなり、今水戸錢の研究にあたり今後古泉書を著すものゝ頂門の一針として苦言を記し置くものなり



此錢は「寛永錢譜後編」に
・安政年間常陸國水戸、背ト字廣穿通異、鐵十とあるものなり

此錢に至て譜中銕錢とのみ記して母錢に言及せざるは前編の實在せざる子錢の數を掲げたるに比し大に正直なる點を賞すべし、然れども此錢を前編同樣安政年間まで引上げたるは又杜撰を免がれず、予の精鑑する所によれば、此の鐵の質といひ、製作といひ、維新前後

の風貌のほの見ゆる所はあれ、決して安政まで遡るものにはあらじと考ふるなり、若し夫れ前編に安政としたる惰力に牽かれてしか定めしものとすれば、學者として餘りに腑甲斐なき次第といふべし

以上三種の錢を比較對照して聊か臆説を試んか、第一第二の二種は寛永錢譜編者の意見と異り、反對に銅錢の母錢ならんかと推定せんとするなり、今其理由を説かんに、第一のものゝ銕錢の母錢ならざるの理は、錢穿の餘りに狭穿なるにあり、實際かゝる狭穿のものにては如何にして錢緡を通ずるか、もし些少なりとも穿内に鑢張りの贅肉を生じたらんには如何とかする、元より鐵錢の穿内は銅錢の夫の如く鑢をかくる事不可能なり、糸より細き特製の錢緡を作らされば用途を辨せさるべし、まして水戸藩は明和の木崎座以來鐵錢の鑄造には經驗あり、何ぞかゝる馬鹿氣たるものを作り出さんや、是予の銕錢の母錢にあらざるべしとする所以なり、第二のものに至ては、是は又餘りに廣穿に過るにあり、本品の如く錢體さまで重厚ならざるものが、かく廣穿にては鑄出されたる鐵錢は、體質の脆弱なるよりして、枝よりモギ取る時手に從て破碎せられん、小澤九郎兵衛が累世の經驗上かゝる不合理のものを出すの理なければなり、是予が銕錢の母錢にあらさるべしとする理なり　（未完）

○布と云ふ名稱に就て

向　陵　亭

古錢に布と云ふ名稱がある其語源が流布の布から出たと云ふ説と實物の布（ぬの）が通貨たりしより轉せしと云ふ説とがある未だ定説とならざるにつき聊か愚見を述て大方の教を請ふ事とせり

(1)布と甫と字義同一なる事

布と甫と字義同一なる者多し其一例を示せば

圃　説文曰、種菜曰圃　圃　集韻、與圃同、種菜曲也

集韻曰甫與圃同、園圃、又作布

此門字の中にある文字即ち市布布と書ても皆同一義となるは字源同しければなり殊に布が布となり甫となるは變化の順序を示す好適列かと思ふ其他布設と敷設、布圍と蒲圍に於けるが如き又類例多き事なるべし音に於て布甫共に「ほ」「ふ」の兩音あり是等も字源の同一なるを示す者かと思ふ

(2)布と甫と形狀同一なる事

古錢布の形狀は諸君の知らるゝ通りにして其原始品は東京博物館に藏せる鐵製器に依りて農具なる鋤の形狀である事を知らるべし原始的農業時代に於ける利器の形狀は餘り多岐に涉らず殆ど同形なるべしとの想像は石器時代の遺品に就ても推想し得らるゝなり惟だ其用途に依り柄のまけ方を變更して竪にも横にも又曲りたる柄をも附けたる者であらう隨て其器物の名稱に異名を生じた事と思ふ

扨て甫と云ふ器物は如何なる者であらうか字書曰、甫は且なりと此の且の字に金の字を加ふれば「すき」と云ふ字になる又甫の字に金を加ふれば設也、布也との解説ありて布鉏と同じ働を爲す者と思ふ

一層適切なる例を擧れば天子紋章の一なる黼黻の黼である是は綷帛を以て質と厚し黑白文を爲す其黹出した者の形狀は斧である即ち甫は斧であると云ふ事が了解出來るのである前にも述た通り其用途に依て柄の附け方を改め斧とも鋤とも斫ともなるので原來の形狀は布甫共に同一なる者と考ふ

(3)布と甫との音義に就て

布甫共に同音なる事は前に述たり而て其母音は文字の頭部より出たのである

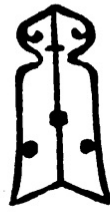
布　甫　父

頭部の形狀は父と云ふ字から出た音である斧と云ふ字も同じく父と云ふ字が母音である父の字の組織は手に杖を執る象形である布と甫の下部にあるけ或種の器物

を意味する者である何物なりや次に解説せん

(4)布甫下部の解説

甫の首部父字を取り去れば殘る文字は用の字である布の字は巾（即ち手拭の如き布片）の如くなれども(1)に逃べたる通り布甫の進化とすれば是又用字の横畫なき者と見るを至當とす（用に横畫の無き者あり次を見よ）用と云ひ字は耒耜の屬又通也、貨也、とありて農具をも云ふ通貨をも云ふのである此通貨は農具の形狀なる事自から推想せらるゝのである用字古文は





此の外に多數あれども原始的の文字と見るべき者を摘錄せり今日我國に使用する鋤類狀形は



金鋤



風呂すき
風呂を纏ふは鐵鍛なり



股鋤

等で此鋤先を鐵と稱し用に當のである用字横線は風呂を纏ふ鐵鍛に當る者で一本又は二本の者あり又布字の如く全くなき（金すき）者もある

周語に而て其器用を利すとは此の用を鋭利ならしむるのである

(5)用字と金錢の關係

(イ)德川時代金錢の出納を司とりし役を用人と云ふ
(ロ)諸入費會計を用度と云ふ
(ハ)金錢のつかひみちを用途と云ふ
(ニ)利用厚生等の語あり

(6)日本語と布甫の關係

筑後方言に鋤の小形なるを「ホスキ」と云ふ越前福井ではすきの事を「フスキ」と云ふ飛驒の山中にては（古老語）利器の事を「ライフ」と云ふが如き皆利器を指て布甫と稱する者は大に關係ある言語にして他日此方面調査の階梯とせり

(7)結　論

以上逃たる通り布と云ふ言葉は利器の形狀一部分より

出發せる通貨に其全形の名稱を傳へた者である故に中には釿も斧も鎛も鍬も混同して居る事と思ふが柄部がないから區別しかねるのである

若し此の名稱を嚴格に詮議したら利器の一部分なる錢即ち用に過ぎぬのであるから布と云ふは穩かならす用と稱すべきである。しかし多年の慣例に從ひ布と稱するも決して差支はない事と思ふ　(完)

〇釿字攷

支那杭州　培風室　周　書

釿字見於古幣者頗多。泉界同志莫不知之。釿字見於古印者絕少。余於武林市肆中僅見其一。初疑爲古幣之銅范。既而思之。僅一釿字、不適於鑄幣之用。其形式又與印章相似。不得不認爲中古之私印也。而私印用此古幣上之文字、何所取義。一時不能明瞭。今因相互發明。始得斷定此字爲「錢」之古文。則該印爲私人錢姓之物可無疑矣。當未斷定「錢」字以前、頗爲舊說所囿。及魏之權幣一旦發明。方知此字與貨幣有同一之意味。此不佞於發表前文時、所以疑即錢字也。姑將舊說列舉於左而辨駁之。

(一)金化說　此說將此字分析爲二。如虞一釿讀作虞一金化是。李佐賢云、一金化者、言此化可直一金也。果從此說、則垣釿茲釿等、於釿字上不冠以數字者、將作何解。

(二)化金說　此亦李佐賢之謬說。因其文字之位置與其讀方之關係、故又釋作化金也。其費解較第一說爲尤甚

(三)鈋字說　此誤認釿旁之斤爲化字。謂即貨字之別體也。戴熙古泉叢話云「古者以貝爲貨。故貨从貝。若以金、則貨當从金。鈋、即貨之義。省則化矣」不知貨字古篆作化。與斤不同。戴氏釋義雖可節取。而釋文仍未正確也。

(四)釿字說　此爲今日之通說。解作古幣紀直之名也。然攷之字典未有所謂釿者似嫌杜撰。且如前述垣釿玆釿

等不冠以數字、將何以爲紀直耶。縱退一步言、單位之貨幣不必冠以數字、而梁夲釧一語、顯然與梁下幣齊法化等名相類。則其釧字爲物體之名、非可與後世銀幣之「圓」制錢之「文」同視者、不已不見乎。

以上四說、皆不足取。因思此字右旁之巜、既非化字。又非斤字。其即後世戔字之所由變化歟。巜字双形。戔亦双形也。大平百錢之篆書者、尙有从巜之遺意。及變爲揩隸、始改从戔矣。許愼說文、錢爲田器。在六書爲象形。殆指巜字而言。其制作以金。故从金旁。古文亦有省金作巜者。如殊布當十巜、四布當十巜、(十巜舊說解作十化誤) 其明證也。或者難曰、古錢專指圜法、不賅古布在內。(據鄭樵通志) 布之名在前、錢之名在後。可知古布文字不應有錢字。窃謂不然。錢之名甚舊上古未行貨幣以前、已有此名。嗣因鑄幣之形、與田器之錢相近、即以其名名之。俗稱空首布爲鏟幣、亦因其象田器之鏟 (一名鍫) 而命名也。垣錢濟錢 (泉匯釋作齊地金化) 等字、不過表示其爲或地之通貨而已。厥後稍變其制。而明記爲錢者、尙不乏其例。圜肩方足、則有虞錢安邑錢梁夲錢盧氏錢等。方肩方足、則有杘錢京錢蒲阪錢晉陽錢等。(以上各錢並記數字者、因當時錢制不一、故著其換當之價格、可與圜法中四化六化對照) 小形尖足、則僅見玆錢一種。然皆不失爲錢形也。至於長垣錢共泶 (此字不明) 錢等、不具錢形而亦名之曰錢者、蓋因當時田器之錢、或已更名、而通貨之錢已成熟語故耳。降至後世。專用圜錢。沿其舊名而亡其本制。反以古代之錢形者爲非錢。則錢字之意義、至此己四變矣。試擧其四變如下

第一期　釧、田器名
第二期　釧、象形之通貨也
第三期　釧爲通貨之名。不以象形者爲限
第四期　錢爲圜貨之名。象巜形者、不賅括之

或者之詰難。乃依第四期之見解而生。溯典忘祖、似不能爲或者恕矣。余欲就錢字、恢復第三期之見解。特開第五期之紀元。未審泉界同志亦以爲何如

民國九年十二月五日脫稿

例に據り和譯を掲げます

理事

釿の字の考へ

釿の字の古幣に見らはれたるものは隨分あります、泉界の誰もが知る所ですが、此字の古印にあるは絶少といふてよい、私は武林の店で僅に一ッ見ました、初は古幣の銅范ではないかと疑ひましたが、思ひかへして見ると、たッた一の釿の字が在るばかりでは鑄幣の用には適しません、又其物の形も印章に似て居まして、中古の私印と認めねばならぬのです。すれば私印に貨幣上の文字を用ひるのは如何なる義があるのでせう、一寸譯がわからなかッたのですが、今相互關係から發明しましたば此字は「錢」の字の古文と斷定した事です、此印は錢姓の人の私印たる事疑ひないのです、未だ此字が錢の字の古文と斷定する前には頗る舊說に囿はれて困りましたが魏の權幣を一旦發明してからは、方に知る此字貨幣と同一意味である事です、こゝに私が前文を發表する時に錢の字かと疑つたに就て、姑らく舊說を列擧して之を辨駁しませう

(一)金化と讀む說　此說は此字を二ッにして讀んだもので、虞一釿を讀んで虎一金化と作す如きは是です、李佐賢は、一金化とは此化一金に直すべしと也といふのです、果してさうとすれば垣釿や玆釿などの釿字の上に數字の冠らしてないのはどういふ解釋をするつもりでせう

(二)化金と讀む說　是も又李佐賢の謬說です、其文字の位置と其讀み方の關係とに因て、故らに又釋して化金とするので、其解を費すこと第一說と較らべると尤甚しい謬りです

(三)鈋といふ字だといふ說　これは釿の旁の斤を化の字と讀み誤つたので、即貨の字の別體なりといふのです、戴熙の古泉叢話に「古は貝を以て貨とした、故に貨の字には貝の字がついて居ます、もし金で作つたなら當然金偏でなくてはならぬ、して見れば鈋の

字は即貨の義である、省略すれば化となるのである」といふて居るが、貨の字の古篆は化であつて、𠤎とは同じからさる事を知らないのです。戴氏の釈義は節取すべきですが、釈文はまだ正確といへません

(四)釿といふ字だといふ説　これが今日の通説で、古幣に直の名を紀したものと解釈するのですが、字典で考て見ると釿といふものはありませんから杜撰の嫌がありはしませんか、且前述る如く垣釿玆釿などの數字を冠らせぬのは何を以て直を紀するものとするのですか、縦一歩退いて單位の貨幣は必らず數字を冠らすに及ばないといふなら、梁寽釿といふ一語は顯然と梁下幣や齊法化等の名と相類して居ます、則其釿の字は物體の名でして後世の銀幣の「圓」や制錢の「文」と同視すべきものでないです

以上の四説ろ皆取るに足りません、因て思ふに此字の右旁の𠤎は既に化の字にあらず又斤の字でもないとすれば、後世の戔の字の變化する源由ではないでせうか、𠤎の字も双んだ形なら。戔も亦双んだ形です、太平百錢の篆書のものに倘𠤎に從ふ樣子が見えます、變じて楷書や隷書となる樣になつて始めて戔になつたのです、許愼の說文には錢は田器なりとあり、六書に在ては象形としますが殆𠤎の字を指して言ふたのです其制作は金を以てする故に金旁がついて居るのです、古文には亦金を省畧して𠤎としたのもあります、殊布當十𠤎や四布當十𠤎(十𠤎は舊說解して十化とするは誤れり)の如きは其明證です、或人難じて曰く、古は錢といへば專ら圜法を指していふので、古布は其内に入れません(鄭樵の通志に據る)そして布といふ名は前から在て錢といふ名は後に出來たのですから、古布の文字に錢といふ字をつかふてある筈はないと知るべしですといふのですが、竊かに謂へらくさうではありません、錢の名は甚舊くから在つたので、上古貨幣を發行しない以前から已に此名は有つたのです、嗣で鑄幣の形が田器の錢と相近に因て即其名を以て之に名づ

けたもので、俗に空首布を鏟幣と稱するのも亦田器の鏟（一名銍）の象だに因て名づけられたのです、垣錢濟錢（泉匯釋て齊地の金化となすもの）等の字は或地の通貨であるといふ事を表示するに過ぎないのです、厥後稍其制を變じて錢と明らかに記したものも其例に乏しくありません、圓肩方足のものには虞錢安邑錢梁率錢盧氏錢等があり、方肩方足のものには彔錢京錢蒲阪錢晋陽錢等（以上の各錢に數字を並記したもの丶あるは當時錢制の一ならざるに因るので故らに其換當の價格を著らはしたのです、圜法中の四化六化と對照すべきです）があります、小形の尖足では僅に茲錢の一種より見ませんが、皆錢形たるを失ひません、長垣錢共𣥨（此字不明）錢等に至ては錢形を具へずしても亦之を名けて錢といふは、蓋當時田器の錢の方が或は巳に名を更へてしまつて、通貨の錢といふ方が巳に熟語となつて仕舞つたに因るのでせう、降て後世に至ては專ら圜錢を用ひて、其舊名に沿て其本制を亡ふて、反て古代の錢形を以て錢にあらずとする樣になつて仕舞たのです、則錢字の意義は此に至て四度變つたのです、試に其四變の順を擧ぐれば下の如くでせう

第一期　鉨は田器の名てす

第二期　鉨は象形の通貨となつたのです

第三期　鉨は通貨の名ですが形は似て居なくもよい

第四期　錢は圜貨の名です凡形に象るものは之を括に賅す

或者の詰難は乃ち第四期の見解に依て生じたので、古典に溯て祖を忘れ或者の爲に恕すあたはざるに似たりです、私は錢の字に就て第三期の見解を恢復しやうと欲するので、特に第五期の紀元を開きますが、泉界同志者の亦如何となすかは審にするを得ません　（完）

○盛岡藩錢札に就て（三）

非佛

○錢札及日用品相場

この正月二十七日の被仰出以來錢札相場愈々下落し随て日用品の價格實に空前の昂騰を來すに至れり、當時の狀況は横川良助之内史畧に詳かなり

○

……右之通り御沙汰に付呉服町御引替所早速御引揚取持の者追て御金所へ差出同所預錢高に應し出之

去る二十一日錢札相場御用達共より御上に書上金壹兩に付百四拾五貫文也内々相場取引四百五拾貫文程玄米壹駄九百五拾貫文程白米壹升百五拾貫文程と云ふ豆腐一丁四百五十文程

爰に至りて都て大小店に於て前記の如く商賣物隱し置一切何品に不寄賣買無之漸く極内實懇意等にて無心に及び候へば下駄壹足拾參貫七百五拾文に調候樣成事にて不自由言語に絶せり世の中一切正錢の通用無之札一通りに相成萬民之苦み言ふも更也然る處今度御沙汰に依て錢札に引揚通用御停止に付質屋の分舊冬十月二十九日御沙汰にて悉藏空敷預品一種も無之候へとも錢札手に有之内はいまた潰之沙汰なかりしか此度之御沙汰にて悉く懷中空敷忽ち御城下遠近在に至る迄潰申上御城下第一の質屋三戸町常陸屋權右衛門錢札七萬貫餘に近く石町井筒屋九郎兵衛六萬貫餘八幡町和久屋源右衛門六萬貫に近く呉服町芳野屋をはじめとして質屋の分悉潰申上御城下是より後質屋壹軒も絶てなし其不自由言はん方なし

其外呉服町にて唯井筒屋善助壹軒殘りし迄にて平治（近江屋治郎兵衛）はじめ村市（近江屋治郎兵衛）呉服屋古手商賣店等諸町に於て悉く潰に及遠近在々に至る迄其損失幾萬之事なるか痛むべし分けて呉服町數代の仕にせ大店の潰に及候事惜むべし傷むべし此末この仕にせ大店容易には出つべからす

○錢札引替延期

幕府の嚴重なる沙汰に由り、錢札引替を爲さゝるを得さることゝなりしも、正金錢の準備少しも無之爲めにまた御金所預り切手と云ふものを作り、之れにて引替を爲さんとのことなりしかば、庶民も札を以て切手に替ふることの同しく詮なきことを感せしかば、殊更に手數を勞して之れを引替んとするものもなき有樣なりし、されば復左の沙汰書を出して引替を促せり

○

覺

錢札御差留に付銘々所持之札御金所へ差出御同所預切手に引替可申旨去月二十七日御沙汰被成候へば銘々錢札所持之者は早速御金所へ差出可申筈に候へども自然今以差出不申者も有之候はゞ來る十日限差出可申候延引候ては御調御差支に相成候條此旨相心得候之樣御沙汰に候

酉二月六日

（未完）

◎品　評

○東洋貨幣協會第拾六回出品前半品評

京都　鴨畔軒　伊藤庄兵衛

延喜通寶 醍醐天皇 延喜七年





灰黑色に稍や紅味ある淀川系の水中より拾はれたる無銹の精美錢で、製作厚肉細縁（細縁とは周郭の細きものを指していふ）內郭は殊に細く、從つて普通品より穿（孔）が大きい樣に見受けられる、俗に種別名稱を進延と呼び（延字が少しく前進して居る）此類に屬するものは何れも美いものが多い、背やゝ接合の位置を

異にして鑄去りの跡を留むるが、輪側（錢の外、コバをいふ）の鑢痕秀精尤も妙である、本誌第十三號の同文錢濶緣に比して前期の鑄たるを思ふ

元祐通寶背上 大隅加治木所鑄

三河 樹香堂 尾崎嘉市

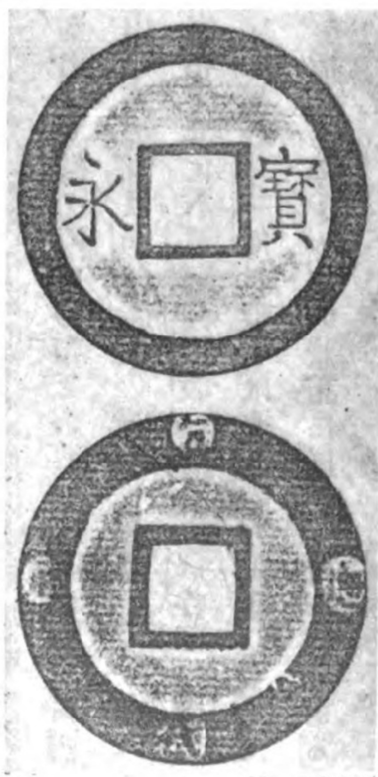


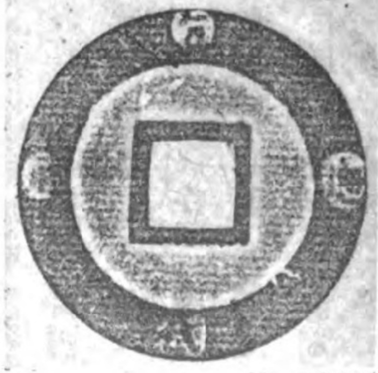


天正以降元祿の年代頃迄大隅國加治木の里に於て鑄造された類の一種で、他の元祐錢に比し此錢は常に濶緣（周緣の幅廣きをいふ）である、依つて自から面文も小さき理由に從ふ、背穿下に上字を有す、然れども未だ何等の標記に屬するものであるかを詳かにされて居ないのを恨とする、本品の銅質は青味を帶びた灰白で丁度洪武の背木又は治字を有するものゝ内、支那の背淅字洪武から鑄寫された一種等に同じ樣子を存して、長崎元豐の連中とは全く其風を別に仕て居る

二字寶永 東山天皇 寶永五年

高松 昌阜園 岡侃





黃銅の稟議錢にして、寶永通寶發行前の試錢である、背の輪四隅に萬代通用と四字を母錢に打込んだ儘に鑄出されて居る、寶永通寶の背は永久世用の四字を存して、これより今少しく鮮明である、二字寶永には隨分贋物が多々あるから心して鑑らるゝことを要する

享保通寶　中御門天皇 享保 元年

大阪　圓々堂　甲賀　宜政



銅色稍黄味を含みて紫白の質で、恰も元祿十五年代の銀代通寶濶緣肥字の一種と髣髴たる製作を示し、精妙至鮮の佳品である、背永字は寶永錢の後ちを享けて、永久世用の省畧を配し、改元祝鑄の試錢として實に堂々たる近代錢中の優品である、正良本品の如きは頗る希少にして後代摸寫の渾重なる品のみ多い

垂字布　列國 齊地

神戸　有無樓　大石三千穗

老靑の古色を全體に被むりてまだ手磨れたる跡を認めざる出土其儘の厚肉の布である、垂の地名は齊國（今の山東省西部にある泰安の平陰にあり）の一邑なり、公字布と共に有耳三角形股（有耳とは首部の兩方に突出あるもの、三角形股とは普通の方足布に對しての相違を指して呼ぶ）別の狀布に屬する奇形品である



兩柱五銖　梁敬帝 太平年代

名古屋　大成堂　土方　萬雄

銅色稍や白く古色淡く黒い傳世の錢で、製作小様薄肉ながら形狀整頓して至精である、梁の稚泉五銖を其まゝに應用して、面穿の上下に兩柱を置きたる梁朝末期

の特別品で、內郭を有する纖字美制の兩柱錢に前提たもものである、杭州の周書大人は兩柱五銖の敬帝錢說に就て取るに足らざる愚論であるといはれたが、それは文書にのみ依りて引證せらるゝ結果で、內郭五銖の陳代錢說を何と見らるゝか、思ふに未だ實物に就ての研鑽が足りない爲めの故である





天國太平 洪秀金所鑄　　濱松 珍泉堂 上羽章都

大樣厚肉の眞鍮錢で皇帝通寶と同じく浙江錢監の鑄造に係る錢風を具備して他の洪氏諸錢に優れたる錢狀である

同 後代私鑄　　長崎 魚京堂 津田繁二









俗にいふ豆道光の類に屬する私鑄彷寫の薄小錢で、面文太平の太字は點畫を失びて大となり一般の書風に大なる相違を示し、背は全々聖寶の二字を排して他の清朝錢の醜なるものを應用し、滿文も上下を判讀するさへ能はざる不自然の體なり、然れども其現存は却つて

珍とするに足るべし

大寶通寶 安南黎太宗 大寶年間

宇治山田 敬古堂 松本豊吉



銅色は黎氏初世品に通有の少し赭黒き褐色を含みたる製作最も端正、輪も内郭も整然として優に美しき錢である、大寶錢には大字、小字、又は濶縁異書等の小異が數品あるが然し本品はそれ等に代表たる正字正樣の本爐錢として稱すべきものである

景統通寶 黎憲宗 景統年間

廣島 王泉堂 二宮靜一郎

黎氏の鑄錢中に於る殊に製作の優秀なるを此錢とす、銅色灰褐、大樣にして肉厚く輪郭錢文特に勝れて、鑄錢の本場とも稱すべき支那の歴代錢にて其比を見ぬ程の佳作品である、且つ本錢は類品の最大樣に屬して、正しく一頭地を拔くの觀がある



明德通寶 阮一世文岳 泰德年代

大連 古影堂 速水高虎



銅質白く古色黒褐を例として、製作粗状既に眞鍮錢の時期に垂んとせる黎末紹統と同年代に於ける阮文岳の泰德年代に鑄造された別爐の錢と推定すべく、莫氏代の明德とは全く相違し、背の諺文未だ詳譯を得ず

開元篆書錢

大阪 好和堂　阿部種次部



紅赭の別種錢なり、古くは莫福源の永定通寶に似て猶薄小粗製である、保泰手と稱する紹符元寶の下流に屬する阮代の私鑄錢中に組すべきものにして、面文は南唐の篆書開元を採りて摸彷したるもの、阮代の私鑄錢は多く宋元明の諸錢文を其まゝ應用鑄寫したるもの常である

大正十年一月九日衆評

○細　評

左の三品は一月例會の出品なれど、特に諸君の注意を要望するものと思惟し、各細評を試みて掲ぐ

方冠寬平　宇多天皇 寬平二年

出品者 神戸 旭泉堂　小坂　協





頃日神戸に於て發見されたる珍品中の一異彩にして銅色手磨れたる部分は、淡黄く全體に薄く綠色の出土銹

を被むつて擱すべき良古色を保つて居る、製作は此時代の皇朝錢に適應して常の如く粗造であるが、錢形は其中庸を得て賤しからねど、背狀は錯范して（面と背との泉范の合せ方が完全でなかつた爲め、鑄去つたやうに其位置が合致して居ないこと）佳ならざれども却つて鑄口の存在を知る爲めには好資料に値する、本品の特別名稱を方冠と呼び、類品の正字錢と狹平といふものとの別流に屬し、殊に寬字のゥ冠は長くして兩肩部に方形を爲し、見畫は肥大扁平且つ、サ畫も長く大にして盡く異なり、他の三字も亦た小異一樣に非らず、寬平錢中最も近き發見品にして其存在未だ數品に過ぎず、延寬といへるものに次位し加之字文の鮮麗なるを賞す、此二種の珍品以外寬平大寶には次ぎの如き面文名稱の小異數種あり初心者の爲めに附記す

延尾、狹平、爪寬、濶大、正字、小字等

乾道元寶背松 南宋孝宗 乾道年間

臺灣 知足庵 楠田金之亟



過般藏主が再度報道を寄せられた南洋バラセル群島近海の海底岩礁より堀揚げた支那錢中に先人未見の珍貨として一同の垂涎を禁じ能はざりし逸品である

銅色イキレて灰黑、丁度淀川下流出の皇朝錢に見る樣な古色を呈し、製作稍や厚肉で、錢文細く普通に比し大きく美しき眞楷の內郭（孔の廻りの區郭をいふ）比較的細狹の錢で、背穿左傍に松字の巍確たるを記す、即ち舒州宿松監の鐵錢局に於て鑄造せし標記にして、銅錢乾の道に有背文を見たるは穿上に正字を有するもの一二の外は未だ嘗てし散見せざる所にして殊に賞揚するの要あるものなり

但し形少しく小様なる鐵鑄の同標記ある錢は往々坊間に其影を存すれども、それは何れも穿上に陰然と判讀するを得るに過ぎざる程度の粗醜品にして、銅鑄本品の如きものを未だ渡來したるを耳にせず

太平通寶鐵大錢 北宋 太宗 太平興國年間

門司 春陽堂 永野嘉代太



面太平通寶背穿上に大なる星文を有する大鐵錢にして製作胡蠻厚肉なれど、手取りの重量思ひの外に輕るく傳世の古色は勿論犯し難き古雅の態裁を有す、宋初新興の幣制猶未だ定まらざる時代に於て、唐末南方地域の錢系に依りて鑄造された大鐵錢にて、其風恰も殷閩の大鐵錢と大差なく、當時の換當價格も當百として發行せられたるを追想して憚りなかるべく、後ちの陝西鐵監の製品と比し、一見して大相違あるを知るべし、類品元より希少然かも銅鑄錢の舶齎せるものなし

◎顧選函

○朝鮮郵便官署國庫金事務史之一節（大正四年三月刊行）

朝鮮總督府遞信局發行の同書中、舊貨幣に關する一節を抜萃して、流域其他を參考の爲め掲ぐ

○現金遞送方法及び遞送道路

本節に於て現金遞送嚢の査定を說くに先ち、舊韓國貨幣制度の既往に於ける沿革及び本業務實施當時に於け

る狀況を概說せんに、抑も同國に於ける貨幣は、高麗成宗の十五年（本朝一條天皇長德二年、西曆紀元九九六年）鐵錢を用ゐたるを以て嚆矢とし、後百餘年を經て、肅宗の六年銀一を制として銀瓶を造り、翌七年疋圓方孔の銅錢を鑄造したるも、僅かに酒舖の類に受授するに止まり、普く民間に流通せず、交易は依然米布を以てせり、後高麗朝滅亡し、朝鮮の太祖政權を掌握せしより以降約五百年（本朝後小松帝自明德三年至明治二十七年、西曆自一三九二年至一八九四年）間貨幣制度は變遷興廢極まりなく、歷代皆幣制統一に苦心畫策したり、今其變遷の重なるものを擧ぐれば、太宗の元年（本朝後小松帝應永八年、西曆一四〇一年）始めて楮幣を發行し、同時に銀瓶の通用を禁じたりしが、後世祖の九年（本朝後花園帝寬正五年、西曆一四六四年）に至り、楮幣の流通するに從ひ、漸く損傷の幣に堪へざりしかば、其補充として箭幣の硬質を發行したるも、一般に流布するに至らずして其跡を絕ち、單り楮幣制度のみ殆んど二百年間持續し、當國に於ける幣制中、他に其類例を見ざりしが、夫れより後孝宗の時（本朝後光明帝慶安六年、西曆一六五〇年）交易に麤布を用ふるを禁じ、官鑄の外に私鑄を許し、或ひは遼東の唐錢を輸入し、一般民間に用錢を奬勵したるも、種々の弊害發生したるを以て、同王の七年終に用錢の令を撤廢せしかば、世は再び米布の交易となれり、降つて近世に至り太皇帝の三年（本朝孝明帝慶應二年、西曆一八六六年）時の攝政大院君、景福宮造營の資に窮し、新當百錢を造り實價伴はさるものを强制通用せしめ、庶民之が爲め苦みたりと、事態既に斯の如くなるに、此間戰亂數々起り、濫鑄僞造又は密輸入等、頻りに行はれたる爲め、幣制の紊亂其極に達し、又殆んど收拾すべからざるに到れり、茲に於て太皇帝の二十八年（本朝明治二十四年、西曆一八九一年）之が救濟策として、典圜局に命じ新貨を發行せしむると同時に帝國政府より顧問を聘し、新式貨幣を鑄造せしも、未だ

汎く流通するに至らずして日露戰役開始せられたり、後同皇帝の三十一年銀貨本位を採用し、新式貨幣發行章程を發布し、玆に始めて成文の貨弊制度を見るに至りたるも、其實蹟見るべきものなく、却て諸種の弊害を醸生せり、是政府の當路者を始め一般民衆に至る迄、貨幣の眞理を了解せさるもの多く、貨幣鑄造を以て恰も一種の營利事業の如く思惟し、當初本位貨幣たる五兩銀貨の發行を減じ、鑄造利益の多き白銅貨を濫發したるのみならず、特許料を納付せしめて、私鑄を許可し、其甚しきに至りては官吏は官製の極印を貸與し、又は一面に於ては私鑄の白銅貨を以て、葉錢に交換し、以て私利を逞ふする者すら生ずるに至りだる結果、巨額の僞造白銅貨、民間に汪溢し其流布全土に洽ねく、本位貨幣及葉錢を驅逐して、品質粗惡の白銅貨の外に通貨なきが如き奇觀を呈せり、今國庫金出納保管事務開始當時に於ける白銅貨及葉錢の重なる流通區域を示せば左の如し

白銅貨流通區域
- 京畿道　忠淸南道　忠淸北道
- 江原道（杆城以南沿海岸を除く）
- 黃海道　平安南道　平安北道

葉錢流通區域
- 慶尙南道　慶尙北道　全羅南道
- 全羅北道　江原道（杆城以南沿海岸）
- 咸鏡南道　咸鏡北道

本事務取扱開始當時に於ける通貨の狀况上述の如くなるを以て、各局所に於て取扱ふ現金の受授は、勢其大部分は白銅貨又は葉錢たらさるを得ず、即ち各局所受拂取扱上生じたる過剩金は、殆んど皆是等小額貨幣たるを以て（下畧）

算出法

金種	重量	重量五貫文に對する金額
葉錢（穴錢）	凡一匁	七圓五十錢
半錢（五厘）	九分五〇四	二十六圓三十錢
一錢銅貨	一匁九分〇〇八	二十六圓二十錢
五分銅貨（五厘）	凡一匁九分	十三圓十五錢

五錢白銅貨	一匁二分四四一	二	百圓
二錢五厘白銅貨（二戔五分）	凡一匁二分四		百圓
十錢銀貨	七分一八八	約七	百圓
二十錢銀貨	一匁四分三七七	同七	百圓
五十錢銀貨	三匁五分九四二	同七	百圓
五圓金貨	一匁一分一一一		二萬二千五百圓
十圓金貨	二匁二分二二二		二萬二千五百圓
二十圓金貨	四匁四分四四四		二萬二千五百圓

右の外日本貨紙幣の流通せる地方もあり、右の内葉錢及二戔五分白銅貨を除く外の貨幣は漢城府附近に於てのみ流通し、地方に於ては未だ充分流通せず、地方に於て最も流通せるは葉錢及二戔五分の貨幣にして、葉錢は全羅、慶尚、咸鏡各道及江原道の一部に流通す（下畧）

猶此外舊錢と邦貨との換算の左の如く記せり

明治三十九年國庫金事務開始の際は、葉錢一個は邦貨一厘五毛の割合を以て受授せしも、明治四十一年六月以降は一個に付二厘の割合を以てすることに改められる

五兩銀貨は邦貨五十錢、一兩銀貨は邦貨十錢

二戔五分白銅は邦貨二錢五厘、五分赤銅は邦貨五厘

一分黃銅は邦貨一厘に相當す

新金貨光武十年に

二十圜、十圜、五圜の三種を發行せり

○舊白銅貨に關する命令

公　告

韓國舊白銅貨は昨年十一月を以て一般通用を禁止せられ只公納金に限り本年十二月末日迄使用し得ることゝなり通用し來りしも明年一月一日以降は公金にも使用を禁ぜらるゝに付同日以降は統監府郵便局所に於ても絕對に同貨幣の受入を爲さず

明治四十二年十一月　統監府通信管理局

○元德通寶

藤井深藪庵藏



銅色帶黃灰白、製作濶緣稍や薄肉、內郭比較的纖細の精美錢にして、錢風は自から北宋の政和宣和等の陝西鑄品の銅錢中に於ける一類に近似して少しく相違し、元德の二字は類例を見出し難けれで、通寶の二文字は正に太平通寶の大様なるものに酷似す、即ち本錢鑄造に際し其土臺となりたるを證するに足るべし、天盛元寶錢に前提として、後ちの皇建光定二錢に祖たるもの、遼錢風の鑄法に依らずして、宋金の錢風に意を介したる頃の鑄錢たるや論なし、現存頗る希少にして內地に舶齎するもの僅かに二品を知るに止まる、元德は西夏崇宗の元にして北宋の宣和元年に當り、遼末金初の騷擾時代に列するの時なり依て、自から當時の支那各地に大異動を生じ錢制鑄法等も、それ〲混交改革を來し、各地特有の鑄錢法に一定の流義を確めざりし時なれば比較すべき例證に乏しけれども、其製作錢風銅質錢文鑪痕又は鑄肌等に依りて、正否を判別すべき部類に屬す本品の容姿并びに錢文の美明なぞ珍貨類稀に見るの逸品なり

○南洋バラセル群嶋の古錢

品評欄に掲げたる乾道背松錢の外に、楠田氏は左の十一品を出品として送附せられた何れも同古色の佳品であつた

政和通寶當三銅、建炎折二大様眞篆二、乾元當十、乾道元寶篆書、嘉定折二無背、天佑折二、徐天啓折二、

〇赤側錢問答（續）

第八回　明治四十五年七月二十四日八十九號

〇四たび赤側錢に就て　青貨堂

赤側錢に就き前號に於て、又々向陵亭君の御手數を煩しましたが、迂生には未だ合點の行かぬ所もあり、且つ今日まで小生の述べし所にも聊か不備の點もあります故、今一度餘白を借りることに致しました

一、小生は第八十五號に於て西淸古鑑と通鑑との正否を伺つた積りではなかつたのですが、武帝紀（漢書）と通鑑との輕重に就て申稟したのですが、「專ら古泉家の立場から論じたので、史籍の正否に就ては研究して居りません」と、史籍の正否輕重等は君は眼中置て居られませぬ故、又此事に就ては深く申上げませぬ併し君は西淸古鑑は、成島先生が無用無益の愚書と罵倒せられたる欽定錢銘の事と思ひます云々と、暗に野生の迂愚を諷せられましたが、僕思ふに少くも小生の引用した場所だけは、無用無益どころか、赤側錢の考證には最も有用有益なる記事と云ふべきであります

二、三銖錢云々の件、食貨志を引て御說明下されたる深く感謝致します、然しながらこれとても、武帝の半兩を鑄造したこと、明かに武帝紀に出て居る以上、未だ三銖を以て、當時の公式通貨とは認むへからず、有司曰云々、今日有司に一錢銅貨は明治何年から何年迄鑄たかと問ふたら、果して正答を下し得るものが幾人ありませうか、是と同じ理屈で、半兩の中に三銖も雜つて通用して居つた事が分るけれども、三銖の公式通貨ならさるは、前述武帝半兩を打破せさる以上、動かすべからさる所であり、武帝半兩に就ては諸泉書等しく認むる所で、吉金所見錄の如きも、所謂愚書西淸古鑑に據りて、有郭錢を以て之に塡て居る位であります

三、磨し銘を取るが故に周郭を加へた事が本題の主眼

で、之を磨龔したから赤側名稱を生じたのである云々
此點は君と同感であることは、前々逃べた通りであり
ますが、當初第七十九號に於ては當五錢たること、鑄造年月も併せて重要なる項目でありました、今に於ても亦緊要なる項目であります

四、そこで今度欽定錢錄などの愚書によらず、君も信憑する吉金所見錄に據るに、同書赤側錢の條下に、

史記平準書武帝鑄五銖郡國多姦鑄錢多輕而公卿請令京師鑄鐘官赤側錢一當五賦官非赤側錢不得行

とあり、此下に第八十二號に君の引かれたる、後二歳云々の記事が接續して居ります、以上の記事を通讀すれば、赤側錢は元狩開鑄のものに非ずして、其れよりも以後に出來たものであることは敢て喋々を要しませぬ

五、更に古泉家の立塲から論すれば、半兩を罷めて新式の五銖なる錢を作りたが、又姦錢が出來て仕方がない、茲に於て一層偉大なる錢、所謂赤側錢を作つた、後賤民巧法用之不便と云ふので罷められた、そこで圓拔けた錢の必用はなくなる、だが姦錢が出來ては成らぬ故に、於是悉禁郡國毋鑄錢專令上林三官鑄錢と云ふことになつたのでありませう、扨てその赤側錢の後に出た五銖は何の樣な錢か、と言はゞ先づ明治泉譜第一集に出て居るのなぞがそれであらうと思ひます、其後漸次製作精巧になり、開鑄當初の三銖手の古樸なるとは殆んど別物の樣になつてしまい、その極致が第二集の所謂後漢錢であると考へます

六、以上の說いさゝか磨龔云々とあるに撞突する樣ですが、斷して然からず、一例を揚ぐれば耳白錢と云へば、古寛永のこととなるに、正德龜戶錢のことになつてしまつたと同じで、同じく磨龔ではあるが一段圓拔けた、吾人の所謂赤側錢のみを赤側錢とすべしであります、單に周郭の磨側のみを以て赤側錢の標準とすれば前漢五銖は大部分赤側錢と云ふを得べし、それでは俗人の鐵錢に對し、銅錢でありさへすれば寛永錢の何を

見ても耳白と云ふと同じで、古泉家の耳白とは正德龜戸錢を揚ぐるが如く、赤側に於ては第七十九號錢に歸着するのであります

七、然らば赤側錢は何時出來て何時止められたか、鑄造されたるは、漢書武帝紀の元鼎二年と云ふが最も信ずべく、製作や文字の結構なども、三銖手と大差がないのを見ても開鑄期と著しき年代の距離がないことが知れる、形體の雄偉なるは當五錢の風姿とすべく、當五とは赤側錢鑄造當時現在の通用錢のことで、三銖の五といふにはあらず、其廢止は平準書の後二年即ち元鼎四年とすべきものと考へます

以上前々申述べた所と同きもあり、或ば少しく改めたるもあり、更に加へたるもありますが、大體に於ては變更しないつもりであります、餘り喇々しきは却て會員諸君の御迷惑と存じます、し自分も所感の大部分を述べ終りましたし、向陵亭君に於て御異存なければ、一先づ此邊で赤側論の結末と致し度いと思ひます（完）

以上の如き大問答があつて當時の人氣を集めたものでありました

○德川氏貨幣史（續）

蓋重秀の改鑄説を主張せしは、眞に財用を足さんとするの意に非ずして、已を利せんが爲か如此の議論を提出せしなり、其故は重秀の疇に論ずる如く、今年使用すべき金額は僅々三十七萬兩に過ぎず云々、と言ふを以て見るべきなり、何となれば政府の歳入は今年の歳入を以て、直ちに今年支拂ふべき者に非らざるは論を俟たざるなり、重秀當時財源の職を司る豈之を知らざるの理あらんや、然而して云々す、蓋將軍の聽を驚かし、其思ふ所を遂んが爲めなり、而して議行はれず遂に其部下に命じ擅に銀貨を改造し（二寶銀）且つ左の如き布令を發布せり

觸

近年銀拂底之由其聞有之通用不自由に相見候につきて銀吹直被仰付候間吹直候銀段々世間へ可相渡候末有來銀と同事に相心得不殘吹直候はゞ古銀新銀入交遣方請取渡兩替共に無滯通用可致候上納銀も可爲同前事

新金銀出來銀座より出し世間の古銀と可引替候其前銀の員數を增可相渡候間兩替屋其外何商賣にても勝手次第役所へ持參引替可申事

銀引替之儀町人手前より引替相成候間武家方其外相對にて町人へ渡し引替可申事

寶永七戊年六月

其後復一層の劣惡銀貨を鑄造發行せり（三寶銀）實に寶永七年の事とす

幕府毫も之を知らず、元祿金貨の劣惡配合多量にして硬固、物に觸れ折裂し易きを憂ひ、改鑄して其患を除かんことを令せり（寶永七年）世之を稱して乾字金と云一方に於ては貨幣の純ならざるを憂ひ、一方に於ては銀貨を改鑄して益劣惡に赴かしむ、幕府當時の狀態を通曉せざる者は、前後矛盾するの感なき能はず、豈獨り後世の人のみならんや、然れども深く其內郭を觀察せば利慾の士財賦を司り、擅に之を改造するあり、同年に前後良否の二貨幣を鑄造するも亦怪むに足らざるなり、當時新舊二貨の交換增步は

慶長金百兩　乾字金百二十兩
元祿金百兩　同　金百二兩二分

重秀既に二寶三寶銀を鑄造し、贏利を占めたりしが、正德元年復た之を改鑄せり、寶永二年より是歲に至る銀貨を改造する前後凡て四回、曰く寶永、曰く二寶、曰く三寶、曰く四寶と而して改鑄するや一回は一回より劣り、四寶銀に至りては遂に貨率を降して銀一二銅八八となすに至れり

名稱	百分中純銀	百分中雜分
寶永	五〇	五〇
二寶	四〇	六〇

三寶	三二	六八
四寶	一二	八八

銀貨の劣悪に赴く、其れ此の如し、物價豈變動せざるの理あらんや、正德元年市場取引交換する所の銀貨價格を觀ば、則ち物價の昂騰するを知るべきなり

慶長銀一貫目（寶永銀一貫六百目／二三四寶銀二貫目）

元祿銀一貫目（寶永銀一貫二百八十目／二三四寶銀一貫六百目）

右四回の鑄造額は

寶永	二七八、一三〇貫〇〇〇
二寶	五、八三六　〇〇〇
三寶	三七〇、四八七　〇〇〇
四寶	四〇一、二四〇　〇〇〇
合計	一、〇五五、六九三貫〇〇〇

乃前後七ヶ年の鑄造に係る、是歳（正德二年）重秀遂に其職を免せらる、元祿以來重秀理財を司り、貨幣を改鑄する凡て七回、其毒天下に流布す嘆ずべきなり（未完）

○明治四年の金錢表

永	銀目	錢
一厘	六厘	十文
二厘	一分二厘	二十文
三厘	一分八厘	三十文
四厘	二分四厘	四十文
五厘	三分	五十文
六厘	三分六厘	六十文
七厘	四分二厘	七十文
八厘	四分八厘	八十文
九厘	五分四厘	九十文
一錢	六分	百文
五錢	三匁	五百文
十錢	六匁	一貫文
廿錢	十二匁	二貫文
五十錢	三十匁	五貫文
百錢	六十匁	十貫文

金	永錢
金一朱	六錢二厘五毛
金二朱	十二錢半
金三朱	十八錢七厘五毛
金一分	二十五錢
金一分一朱	三十一錢二厘五毛
金一分二朱	三十七錢半
金一分三朱	四十三錢七厘五毛
金二分	五十錢
金二分一朱	五十六錢二厘五毛
金二分二朱	六十二錢半
金二分三朱	六十八錢七厘五毛
金三分	七十五錢
金三分一朱	八十一錢二厘五毛
金三分二朱	八十七錢半
金三分三朱	九十三錢七厘五毛
金一圓	百錢

◎質疑

○壹圓銀貨に就て

名古屋　土方大成堂

明治三年より發行せられ既に通用禁止と成りたる壹圓銀貨は其他の貨幣と共に一般の通用貨幣として發行せられたるものと私共は思ふて居ました、或る一部の人を除きては無論私共と同じ考を持て居るだらうと思ひます、此頃偶然の事から私共の考の全く間違つて居た事を發見しました、夫れは廣き意味の通用貨幣でなく單に開港場に於て使用する貿易銀として發行したるもので、其以外は人民相互の間に承諾上授受する事は默許するが、公用の上には通用せしめぬと言ふ趣意であつた事です、然るに明治八年から貿易銀といふものが更らに發行せられて居るのと、壹圓銀貨が引續き發行せられ、事實一般の通用貨幣として流通したる事は周知の事柄でありますから前記の趣意は全く消滅したる事に成つて居ますが、是は改めて改正の布告か何かゞ出で居る事と思ひます、此點が判明しませぬから何卒御教示を願ひます

◯會報

○記事

本會例會第拾六回を大正拾年一月九日定刻より編輯所に於て開會せり當日の出席者は

今泉忠左衛門	大竹寅吉	小川浩
三上香哉	佐野英山	水原岩太郎
新井源三郎	平澤濟	藤井榮三郎
山本右衛門	貫井銀次郎	森川穎一
阿部仙吉	赤地善八	北浦大助
小林洋之助	梶野卯七	加賀千代太郎
林静男	鷲田信一	田中啓文

等の諸君及び参觀者數人とで所挾まきばかり盛會を極

めたり、三河今泉、大阪佐野、岡山水原等三君の上京
出席と久々に寳井君の出馬とで一入好況を呈せり

次回は來る三月六日開會

○會費未納の方は急ぎ御拂込みを乞ふ

○會員堀田秀雄君　昨冬死去せらる會より弔詞を呈す

○前回後の入會者

○特別會員　紹介

大阪　國香堂　平泉久右衛門　復會

大連　自足軒　富田孝四郎　林靜男

○通常會員

臺中　珍產堂　鈴木善七　旭左京

高知　堤隣庵　下村龜太郎　今村鬣

○今泉淦行館は今回より特別會員に

二宮玉泉堂より基金の內へとて金貳圓を寄附され難有受領せり

○寄贈及交換

考古學雜誌（一一ノ四）（一一ノ五）　其　會

朝日　仝　社

姫路幣泉會報（一〇）　仝　會

大連泉友會拓影　仝

古錢（四ノ一二）　仝　社

○神戶古錢研究會第五回報大正十年一月十六日市內永澤町四丁目黑住教會に於て本年度初會を開催す午後一時開會本日出場會員二十名參觀者十餘名にて特に有益なる泉談あり小宴の後六時過閉會せり

○姫路幣泉會第十一例會は一月九日午後一時より市內姫路神社境內に於て開催、漸次隆盛に向ひつゝある本會は健實なる會員の結束を益々鞏固にし研究を主として發展向上を期せんことを議し、後出品錢に對する品評竝意見の交換をなし午後四時散會中々の盛會なりき



○東洋貨幣協會員名簿（二）

○特別會員

盛岡市十三日町二〇　煙草坊　水原庄太郎

大連市羽前町牧川洋行　楠寶軒　郷本　楠芳

東京市牛込區津久戸町九　昔空庵　松平　勇

支那浙江省杭州横大方伯二三號　培風室　周　書

大阪市南區上本町七丁目　國香堂　平泉久右衛門

大連市濱町四〇　自足軒　富田孝四郎

愛知縣南設樂郡千郷村字杉山　淦行館　今泉忠左衛門

○通常會員

京都市押小路通御幸町西へ入　泉貨堂　中島辨一郎

東京市本郷區元町二ノ六二　考古堂　龜田　葵陽

臺北南門外龍匣口庄一四五　泳山樓　神谷　由道

東京市神田區五軒町一　寶泉舍　鷲田　信一

山口縣三田尻町　芝蘭堂　梶山升二郎

東京市本郷區弓町二ノ九　青貨堂　貫井銀次郎

熊本市南千反畑町一八　蒼松亭　千代村　勉

大阪市北區老松町三ノ四四　笠南　奧平　昌洪

岡山縣宇野町字田井　洗心齋　水原岩太郎

仝縣玉島町字新町　游仙堂　安藤嘉治彥

東京市芝區白金臺町二ノ五八　文久童　山本右衛門

京都市北猪熊五辻上ル藤ノ木町　和同軒　山口彌三郎

大阪市南區問屋町　虎僊樓　下間寅之助

鳥取市立川町二ノ二九　寶木舍　宮石卯之吉

東京市小石川區水道町三九　氣仙群　小野崎勇平

福岡市通町東入口七七　自笑堂　藤崎清次郎

大阪市西區阿波座三番町　秋月堂　安田多三郎

京都府八幡町字森ノ町二　珏　同　森本　信富

東京青山七ノ二ノ六號　青峰亭　細野　義敬

新潟縣高濱町字椎谷　古化堂　今井藤吉郎

仙臺市肴町二ノ五一　龜泉堂　畑谷　龜治

東京府王子西ケ原三二七　寶分樓　守田重次郎

廣島市國泰寺町一二三　活泉舍　森本　寬造

〆以下次號

本誌定價及廣告料

一冊 定價 金四拾錢 送費金貳錢
郵券代用一割增

廣告料	一頁	金五圓
	半頁	金三圓
	四分之一頁	金一圓七拾五錢

大正十年一月廿八日印刷
大正十年二月一日發行

編輯兼發行者 東京市神田區五軒町一番地 鷲田信一
印刷者 東京市神田區紺屋町三十番地 高橋與四郎
印刷所 東京市神田區北乘物町三番地 万文堂

發行所 東京府下荏原郡大崎町下大崎八十四番地 東洋貨幣協會
發賣所 東京市神田區五軒町一番地 鷲田寶泉舍 電話下谷七五九九番

取次所
大阪市南區問屋町 下間寅之助
東京市下谷區竹町十三番地 帝國スタンプ研究所



和同開珎

改正新大目録

御希望者は印刷實費金五拾錢送附せよ

印刷所の都合により體裁を新聞紙型とし八頁に亘り數千種の一枚賣、數萬種の組賣を開始す。新大目録の內容に就ては既に世人に知られたれば、以て東洋只一の大目録として他に讓らず。印刷實費御送附の御方へ外國紙幣、外國切手、燐票等百種以上進呈す。

懸賞金五圓宛進呈す

大正十年一月以降十二月迄に亘りて多額の懸賞金を誰方でも得らる、容易なる懸賞問題及び懸賞規定は改正新大目録の中に詳記す。

東京市下谷
帝國スタンプ研究所
振替口座東京二五五八五番

No. 25

認可

發行 大正十年四月一日

貨幣

(第貳拾五號)

東洋貨幣協會

○貨幣（第貳拾五號）目次

○太清豐樂に就て……向陵……一頁
○水戸背ト字當四錢の研究…（上）…花林堵……二頁
○藤井貞幹ヲ論ズ……韻泉散史……五頁
○寛永背番錢の鑄造年代……（中）……呆仙……七頁
○盛岡藩錢札に就て……（五）……非佛……一二頁

◎品評

○東洋貨幣協會第拾七回前半出品々評……一五頁
○奇品圖錄所載の變書錢……寶泉舍……一九頁
○小解……一九頁

◎顧選函

○泰定元寶……伊達伯爵家所藏……二一頁
○安陰一釿布……二一頁

○魏權幣に關する問答…（中）…培風室周書……二二頁
○海中より拾ひ揚げられたる折二錢……楠田知足庵……二四頁
○七福小判の世説……（一）……二五頁
○德川氏貨幣史……（續）……二六頁
○舍利錢の金質に就て……向陵生……二八頁

◎質疑應答

○銀代通寶に就て……樹古庵尾崎嘉市……二八頁
○滿文の譯及鑄地を知りたし……一會員……二九頁
○壹圓銀貨に就て……松本敬古堂……二九頁
○會報……三〇頁
○廣告、其他……三一頁





加越能三百通用

慶應二年金澤藩の老職村井大隅主督にて、加賀越中の國境たる射水郡の山中太古山といへる所に爐を設け、幕府へは元より藩内へも大秘密を以て、越中より鑄造に鍛練なる職工を雇ひ、其内の三人を選ひて、本錢を試鑄せしめたりといふ

右說はその三人の内の橫山彌左衞門と云へるものゝ女婿にして現今東京に在住する中桐太兵衞氏の證言に依る

種類は三百五百七百の三種あり、本錢の圖樣の松は松竹梅の第一を示し、虎は十二支の三番目にして、即ち三百の換當價格を諷するものとす、面の忠字花押は、思ふに村井大隅の印ならんか

貨幣 （第貳拾五號）

○太清豐樂に就て

向陵

古錢第四卷第九號に支那杭州培風君は從來天清豐樂又豐樂貳銖と唱へし者を太清豐樂と讀むべきであるとの解說があつた。予も亦た述べんと欲せし處であつたから蛇足ながら聊か附加して贊成の意を表する

(1) 大字と天字と同源なる事

說文大字解に曰ふ、天、大、地大、人亦大也、故に大字天字共に人形に象るとありて

大字　　　　天字

右に示す通り殆ど區別し得ざる程度にあり故に頭部に因て大と天とを區別するよりは下部の二點を以て判定するを至當と考ふ。

泰の古文に杏太等を用ゐる處を見れば泉字に泉泉等古文あると同様に太字の下部にある二點は水の點下する形狀を現はしたる者かと思ふ果して水の徵象であるとすれば泰即ち太と決定すべき者である

背四道



無背



(2) 太清豐樂は梁錢にあらず

培風室君は梁武太清年間の鑄造と假定せられたれども

此說は未だ適切ならず予は寧ろ否定せんと欲す
(イ)肉郭廣きは魏錢の特徴なり梁錢に濶緣なし
(ロ)梁の四道は細線なり此錢は魏錢に似て線太し
(ハ)文字の結体梁錢の如く纎細ならずして初鑄永安錢に似たり

(3)太淸豐樂は道家壓勝錢ならん

北魏時代に冦謙之と云ふ人あり道家の敎義を大成したり其頃は道家隆盛期なり

道家に太上、太初、太素、太淸等の諸名號ある事は泉志に記載せり而して太上云々の壓勝錢ある事も人の知る處である此錢の太淸と云ふのも太上云々と同樣に此名號から出た者と思ふ

豐樂と云ふ事は佛家に不似合の文字である道家の長命富貴と云意義に恰當する者である

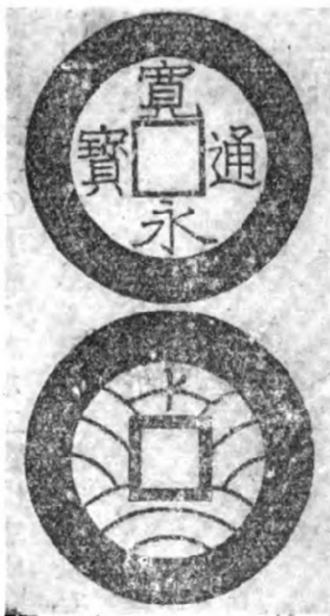
玆に道話ありこと太淸に關すれば抜粹せり

陰長生、名位を慕はず心を潛めて道を好み、馬明生を師とし仕ふる事二十年明生始めて欲する所を問ふ長生跪て曰、生を乞ふのみと、明生其語をあはれみ之に告て曰、子、眞に道を求むる者也と、始めて靑城山に入り黃土を煮て金と爲し以て之を示す卽日授けるに太淸金液神丹を以てし乃ち別れ去る云々下略

以上摘記せし如く錢の製作と文意とを併せ考ひて此錢は北魏時代道家の壓勝錢として錢造せし者と思へり

○水戶背ト字當四錢の研究(上)

花　林　塔



水藩に於ける鑄錢の背にト字あるもの、小錢は本誌第

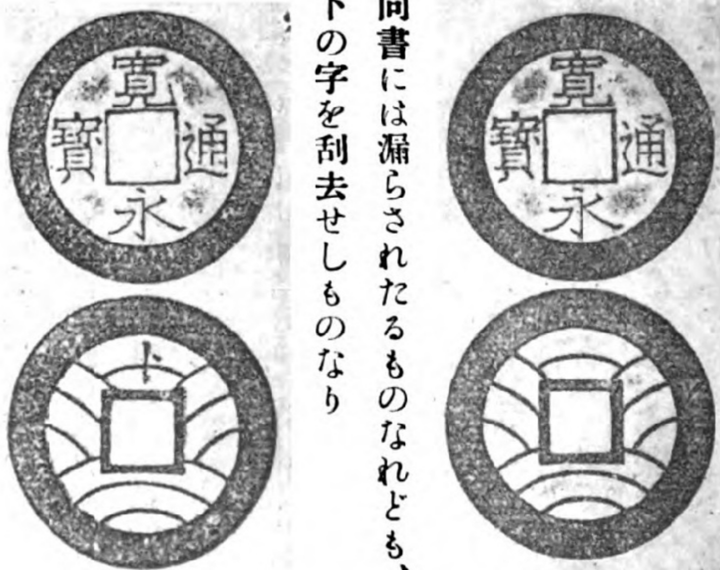
二十二號乃至二十四號の三號にて、今日まで發見せられたるものを擧げ盡したり然れども今後又如何なるものゝ出現するやを保し難し見るに從て報告を怠らざるべし

本號よりは當四錢に就て研究の歩を進めんとす

此錢は「寛永錢譜」前編に

慶應二年水戸、背ト字肥字、鐵九、種四と記しあるものなり

案るに此錢は以下掲出する所の各種の背ト字錢に比ぶるに、錢形も雄大に、製作も渾重にして一見他の諸錢に覇たるの資格を充分に備へたれば其代表的よりするも第一位に置くべきものたる論を俟たず、然れども前後の順序を定むるは唯是古錢家の仕事にして歷史家としては、さる穿鑿は必要なかるべしといへども此處に面白きは書體なり、面文は古錢家の對泉的にいふ適勁なれば、背文のトの字も又適勁にしたり、故にトの字の堅劃に附する點の上は向きとなり居れば、俗に文を「逆點のト」といひ、略して「逆ト」ともいふにあり、又此錢他の諸錢に比して存在數、否發見數少し、夫等も他錢の先驅たる例證たるべきか、但し鑄造年數の短月日なるよりして考ふるも强ひて先後を論ずるには及ばさるものなるべし



此錢は同書には漏らされたるものなれども、前の錢の背文のトの字を刮去せしものなり

此錢は「寛永錢譜」後編に
慶應二年水戸、背卜字中字、鐵十、種八と記しあるものなり



此錢は「寛永錢譜」前編に
同上、同上無背文、鐵九、種三とあるものなり
香哉曰、同上とは第一圖のものゝ次に圖したるが爲めに同上とあるものなれば「背卜字肥字」の意なり
然れどもそは謬にして本錢は前掲「背卜字中字」の背文を刮去せしものなり
案するに寛永錢譜の編者は本品を本誌の第一に掲けたる「背卜字肥字」の無背文と誤鑑してしか記せるなるべし、然れども此錢の鑑別法は編者いふ如く文字の肥瘦にはあらず、寛字の儿劃の跂の長短にある、されば其短きに對しては寛短尾とし其長きものを寛長尾とせば一見直ちに鑑別し易かるべし

一部の古錢家の間には命名に重きを置かず、術語の便用方に疎なるものありて、後進者の夫が爲め尠からず迷惑する事屢々あり、今論ずる所の此卜の字の類に就ても杜撰極る命名の爲に今の古錢家は此類に對し決して編者の命名に伏從せずして「逆卜」にて要領を會得し居れり、錢譜を作るものゝ百思千考して命名せし苦慮も目的が肯綮にあたらざれば一の榮をも得ずして抹消せらる豈思はざるべけんや
又放膽なる古錢家は背文の在りたるものを刮去せしものなりや、背文なきものへ後より背文を附加せしものなるやの二者甚大なる相違あるものあるに關せず、唯一言に「無背文」で推し通すなり、予等の如き小心翼々たるものは到底かく大膽に放言し能はざるなり、殊

に此水戸錢の如き初は領内限りの通用にて認可されたるものなれども後には天下一般の通用を許されたるにより、則背文の必要なきに至り初て背文を刮去して發行するに至りたりしものには痛切に無背文と刮去との區別を明らかになしたく思ふなり

予輩寛永泉志を編纂する時の定義とせし

○無背文

とは其錢が最初より背文なきものにして同一種類のものに背文あるものに對していふ事

後に背文を添加せしものに對しても又然り

○刮　去

とは其錢に背文あるものがあつて、後其背文を刮り去りたるものに對していふ事

は今日も原理たらんと思考す（寛永泉志一卷の二水永の細縁は後此錢に背三字あるものを發見したれば、寛永錢研究會報告の誌上に評詳せり、寛永錢譜の前編には此錢を二水永背三字『泉志の廣三』の無背文とせり誣妄も又甚しといふべし）此ト字錢は則無背文にあらず、刮去なり、然り刮去の痕跡を歷々指摘し得るものあるなり（未完）

○藤井貞幹ヲ論ズ

韻泉散史

藤井貞幹ナルモノハ考古學者トシテ、亦寛永錢研究家ノ鼻祖トシテ、人々ノ尊重スル所ナルガ、余輩近來大ニ其人格ヲ疑フナリ、何トナレバ、此人ノ拓摸セル古瓦譜ナルモノ往々現存セルガ、中ニハ餘リニ鮮美ニ過ギテ、正否ヲ疑フ可キモノアル事ハ、會々斯道研究家ノ唱道スル所ニシテ、余輩モ亦感ヲ同ウスルモノナリ、頃日亦某先輩ノ説ヲ聽クニ、該譜ノ彼是ヲ對照スレバ同一品ニシテ、其文字ノ位置ノミ幾分異動セシモノアリトノ事ナリ、是ヲ以テ推察スレバ、該古瓦譜ナルモノハ、決シテ正品ニアラズシテ、貞幹ガ時々、之ヲ贋作シテ鬻キシモノト認ム可キナリ、事茲ニ到リテハ、

最早彼レ貞幹ナル者ハ、純粹ナル考古學者ニハアラス、斯學ヲ餌トセル一種ノ奸商ト謂ツ可キナリ、從テ彼ノ編セル寛永錢譜ナルモノモ、諸所ニ散在セルガ、是亦收利ノ目的ヲ以テ作爲セシモノト視ル可シ、此ノ書亦、各家ノ藏本ヲ對照スレバ、若干ノ相違點アルナリ、余輩ハ從來是等ノ點ハ、其年代ノ異ナルガ爲ニ、其間多少ノ差違ヲ生ジタルモノトノミ思考シタリシモ、今ハ又然カ信スベキニアラズ。

貞幹ノ弟子タル稲垣尙友ノ編セル寛永錢譜ニ、暾桑ト云フ人ノ序文アリ、其語中ニ、尙友總角ニシテ貞幹ニ見エ貞幹大ニ其鑑識ニ驚キ、爾來同好者ノ到ルアラバ、必ズ尙友ヲ賞揚ストアリ、之ニ據リテ見レバ、實物ノ鑑識ニ於テハ、貞幹寧ロ、尙友ニ劣レルヲ知ル可シ、尙友嘗テ某華冑ノ管地ヨリ、發堀セシ數甕ノ古錢ヲ撰拔スルニ、三日ニシテ了シタリトアリ、是レ有名ノ近衛家ニアリシ伊丹堀ノ錢ナリシナラシカ、斯ノ大數ヲ僅カニ三日ニシテ判別セシハ、熟練ノ功ト稱スベキモ、其撰定タル、單ニ錢名ヲ別ケタルニ止マリ、到底對泉的ノ細別ヲ爲セシモノニアラザル事ハ、論ヲ俟タズシテ明カナリ、之レヲ以テ見レバ、其當時ノ鑑識家タル尙友モ、今日ノ諸先輩ニ比シテハ、頗ル遜色アルモノナリ、這ハ單ニ尙友其人ノ劣レルノミニアラズシテ、其ノ時代ノ相違タレバ如何トモナシ難キ所タリ、況ンヤ尙友ヨリモ劣レル貞幹、其人ノ鑑識ニ於テヲヤ、其ノ執ルニ足ラザルヲ知ル可キナリ、既ニ其鑑識ニ於テ、執ルニ足ラズ、且一方ニ營利ヲ目的トセル人物ノ說、豈之ヲ信賴スベケンヤ。

而シテ、彼ノ尙友モ亦貞幹ニ習ヒテ、寛永錢譜ヲ編成スルニ當リ、自已ノ贋造セル品ヲモ、併セテ之レヲ載セ、以テ世ヲ欺瞞セリ、而シテ尙友編貞幹校ト書シ、貞幹ノ印ヲ押捺シタルモノアリ、此印ハ貞幹ヨリ讓リ受ケタルモノト稱セラレアルモ、元來寛永錢ヲ贋造スルニ巧ナル尙友ノ事ナレバ、貞幹ノ印ノ如キハ、之ヲ造ルニ甚ダ易シ、印ノ讓渡ノ如キハ、論スルノ價値ナ

キモノナリ、其子古樂堂、亦贋物ヲ造ルハ巧ミナリ、彼等父子ノ作品ハ、尤モ精巧ニシテ、其害毒猶今日ニ及フ、蓋シ是レガ淵源ヲ探ヌレバ、全ク貞幹ノ不義罪惡ニ胚胎スルモノナリ、彼等三者ノ罪惡斯ノ如シ、其編著セル所ノ寛永錢譜、豈信ズルニ足ランヤ。

宜ナル哉、近時先輩諸士ガ研究ノ結果ヲ發表セラルヽ所、多ク貞幹等ノ説ト相合ハス、余輩深ク諸士ノ勞ヲ謝セスンバアラズ、然ルニ同好者中ニハ、猶貞幹等ノ説カ、先入主トナレルモノアリテ、現今諸大家ノ新説ヲ奇怪視スル人アルヲ遺憾トス、諸先輩ノ説ト雖モ、悉ク盲信ス可カラザルハ勿論ナリト雖モ、彼ノ貞幹等ノ舊説ニ比スレバ、遙カニ優越セル所多シ、要ハ唯先輩ノ説ヲ聽キテ、各自亦之レカ研究ヲ盡シ、以テ其正否ヲ斷定ス可キナリ。

余輩今爰ニ大聲叱呼スル所ノモノハ、須ラク諸士ノ腦裡ヨリ、彼ノ貞幹等ノ舊説ヲ一掃シ去リテ、虚心平靜善ク諸先輩ノ説ヲ聽取玩味セラレン事ヲ希望スルナリ、今ヤ先輩諸士ハ、幸ニ余輩ノ情願ヲ納レテ、其ノ研究ヨリ得タル所ノ新説ヲ、續々斯界ニ發表セラレントス、此ノ時ニ當リテ余輩敢テ、此ノ文ヲ草スルモノハ、恰モ泰西ノ哲人基督カ、布教ノ初メニ於テ、之レヲ世間ニ前報セシ豫言者、ヨハネノ行爲ニ似タルヲ覺ユ。

○寛永背番錢の鑄造年代（中）

呆仙

元來淺草錢座の古寛永と芝錢座の寛永錢とは、其錢質鑄法等に於て絶体に相違あるのは周知の事實である、所謂淺草系の諸寛永錢類は、遠く寛永三年の古くより水戸の鑄工に許された折の鑄造法に據りて、配銅其他の秘法を相傳し、追々と進化改正されたるものなれども、其錢風体裁等に有する手加減は、依然として他の錢座に產したるものと差異を存し、自から一種の錢癖を保ちて區別明白である。

事少しく餘談に渉るの嫌はあれど、淺草錢の鑄法に關して後ちの寛永錢に比し特別に異れる箇所あるを言はして貰ふことゝする。

即ち淺草錢といはるゝ古寛永類は、其鑄造に際しての順序が、後ちの諸錢より簡單にして、原母錢より直ちに通用錢を鑄造し、其通用錢中より錢形字文の完全なるを撰擇して採り、之れに鑄淩ひ磨鑢等の修整を加へたるものを造り、以て之れを第二の實用母錢となし、それより鑄出されたる子錢を通用錢と爲す、の法規によれるものなり、されば一原形より出でたるものが鑄淩ひ等の加工に連れて第二の母錢に小差異を生じ、其結果は大体に於て同じけれど、一字一畫を比較すれば何れも小異のあらざるはなく、終ひには志津磨手百種の如き頗る繁雜なる一科を殘して、今日の研究家に與へし苦痛、幾分なるやを知るべからず。

然れども寛永十三年の官設錢座開爐以前の錢と、以後のものとは同じ様な錢文の形と鑄法とを備へて居ても一見して、そこに何等かの區別を言はず、語らずの間に推窺し得るものである。

所で十三年の五月より天海僧正の建言に依り、寛永錢を官鑄の錢と定め、新たに錢座を設けたる芝新錢座錢幷ひに近江坂本錢及び續いて開爐せし信州松本等の新寛永類は、淺草の私爐に於て因襲的に行はれ來たつた鑄造法に大改革を加へて、特に常州水戸在住の鑄工間より手腕の勝れたるものを招傭して、鑄錢の法は前と異なり、一原型より錢質精錬なる特別の母錢を鑄出し其完全なるを認めて然る後ちに通用錢を鑄造するの方式とす、故に其通用錢の徑寸、重量等に一定の標準を有するものゝ如く、以前の古寛永の大小厚薄輕重等限りなきを避けて、錢制に法規を設けたるものゝ如し、然りと雖も其十三年初期の錢より十七年の終爐迄には幕府の都合又は當事者の懐工合等によりてか、錢形も縮小し自から重量も輕ろき粗惡の錢を出せり。

右の理由によりて淺草系の錢質錢風と、芝錢以後坂本

松本等の諸錢とは全体に於て相違して居る次第である

却説本論に返りて淺草番錢と芝番錢とを採り、其銅質を比較する時は如何?、別段に差異もない樣に見ゆる(製作上に於ては巧拙の小別はありと雖も)從つて共に兩座初期のものでないことは充分に認められ得る。

而して寛永十七年の癈座後設置されたる錢座は十六年目の明暦二年十月に開かれた淺草鳥越の官爐である。

淺草番錢



芝番錢



此錢座及び駿河國沓谷の明暦錢は、前二種の番錢類と比し似もつかぬ別流の錢で、製作上に於ても銅質に就ても全然相違して、即ち緣の遠いものたるに疑ふ餘地がないことに成る。

しかるに此明暦鳥越の正座錢と認めるものに背十六の番錢がある。

鳥越番錢



圖の如く錢形稍小樣の粗品であるが疑いなき正品であつて、本論番錢の年代を推測する上に於て、頗る有益なる參考資料であらねばならぬ、猶同爐の錢背三と背十五との二品を各一個づゝ東京に存在する。(未完)

○梁△釿五二十當寽に就て

呆仙



野崎靜修軒出品

全體に靑銹を被むりて、所々紺靑のイキレたる鏽色を裝り、泥土質の堅鏽を點在して字文秀麗厚肉完全の逸品である、形狀銅質は安邑布に大差なき所謂邑貨布類に屬し春秋梁國の大貨幣である、古來錢文を乘充化金五二十當寽と譯し傳稱されたれども、今日に於ては梁△釿五二十當寽とし、其二番目の篆體に就て精讀を得ず、充どいひ或ひは藏字の古字なれば即ち寶字と同意味を表示せるものならんとの說もあり、然れども吾等は梁國と對當の或る國名ならるざべからずと考ふ、そは當時の流行たる貨幣同盟に於ける他の共通國の名に外ならざるを以てなり、要は此充字又は藏字と譯されつゝある文字の正解を得るの時こそ、前貳說の分岐する所にして、又本品類の名稱を確め得るの期なり。

而して本品より小樣なる梁△釿金尙寽なる布あり、梁及△國の共通貨幣にして、釿は一釿たる價格を示し、金は尙金即ち正良の金たるを意味して價格に關する文字に非ず、要は錢質と正貨たるとの二樣を意味する、尙寽は是亦尙鋖にて、換言すれば梁△兩國間の一釿布なり、然るに本品には釿字の下に五二十の三字あり、今日も猶頗る判別に躊躇する所にして、到底考證の動かし難き迄の精證なきを遺憾とす、今古泉匯所載の記事を見よ。

五者謂一枚可直一金之五　二十者謂二枚可直一金之十枚也一枚直五　二枚直十數目了然令民易曉贖金譯

文言此自有書契以來夾行子注之始

之れに依りて判讀すれば即ち五の字は本布一個の直にして、一金の五に當るものとし、二十は二枚の直にして、一金の十に當り、民をして其數目を了然曉るに易からしめんが爲めの便に備へたるが如く、解かれたり然れども現に本品の譯讀に於てさへ梁を乘とし、釿を化金と見るが如きの鑑査眼を以て記されたる、前述の換當價格なぞも、信を措きて左袒し難きものに外ならず、且つ其文中の金とは鋝に對して何程の値を有するにや、加之一金の五とは金の五倍なるや、又は五分の一なりや全く其意味を捕へ難きものとす、今有名なるラクーペリー氏の春秋時代重量名目表に記せる一部によりて鋝に對する金、斤、釿等の量を說き、而して後本品の論に入らんとす。

金＝斤＝十釿＝二十兩

十圜＝鋝＝二鋝＝四斤＝四十釿＝　八十兩

是を見るに前の如く、五は一金の五とのみにては、其分量を知り難く、若し五倍とすれば、五金又は五斤にして即ち五十釿となり、五分の一とすれば結局は二釿となる、されば下に記したる二十に乘じて四十釿に相當し、一鋝の四十釿に對する價格適當の貨幣たるを得べし。

却說こゝに於て余は中央に記されたる五二十の五の字は金、又は斤に就ての五分の一たる價格を示すものなるべしと確信せり。

右の如く五の字の意味を推定し、其下の二十と記せる二小字の意義を判斷すれば、即ち本布二十個を以て、當時の單位たる一鋝に相當したる貨幣なりとの意を表示したるものなるべしと推定せり、匯の如く二枚を以て十に當つとのみの解にては、薄弱にして、首肯すること能はずとす。

或ひはいはん、假りに右の說を是とするとも、金又は斤の五分の一即ち二釿の換當價格を表し、一鋝に相當するには二十個を以て充つとしても、單に安邑釿の如

くに二釿と記して明瞭に價格を示し得る文字あるに、何を苦んで、釿五二十當鋝の如き數多の字句を連ねるの必要あらんやと、然り、されどそれには又當時相當の慣例と、他邑貨幣との區別すべき必要等の理由を有して如此複雜なる用語を使用せしものなるべきか、本品の後鑄品と考へつゝある、梁正尙金當寽及前記梁△釿金尙寽等の如く、當寽の二文字を併記せる必要上、之れに對する分量價格の換當を記しても、當時邑內の人民に於ては、今日吾等が考ふるが如き不便をも、感せずに使用されたるものなるべし。

當寽の二大文字は、右の解譯上特に注意を要するものなりとす。

而して本品發行の時代は恐らく秦前百四五十年以內の鑄にして、梁正尙金　又は梁△釿金當寽等の二布より一步前に行用されたるものたるを推す、其譯如何となれば、五二十當寽の錢文を記して、複雜なる換當價格の意味を全國一般に會得せしめ、人民をして本布は二釿の貨幣たるを周知せしめたる筈なるを以て、後ちには此贅文を省き梁△釿金尙寽の一釿布を、共通邑內に發行しても、五一十の文字を記すの要なく、梁正尙金當寽を邑內限りの貨幣とし發行して、梁邑の正しき金なる當寽布とだけを單に記しても、其形狀と量目とに於て一見、其二釿布貨幣たるを認めて行用するに簡易なりしなるべきと考ふるに由る。

猶其以後各地に鑄造せられたる尖足布及び方足布の小形なるものは何れも半釿の貨幣と斷定して憚からず、終りに臨み、本布梁字篆體の第二畫に方筆と圓筆との二種あり本出品は、其方筆梁に屬す。

○盛岡藩錢札に就て（五）

非佛

盛岡藩御用達井筒屋其他の
金錢預切手（即准藩札）

○盛岡藩の財政

盛岡藩に於て用途多端財政不如意なるより、正金錢引替準備の更に之れなき藩札を發行し、藩内の不景氣不安を將來せる末、幕府の沙汰に據りて之れが通用を停止し、御金所預切手と引替へたるも、是亦正金錢の準備なきものから、之れを正金錢と引替ふるの期なく、庶民をして正金錢同樣之れを通用すべき旨沙汰せしも民間の取引至つて信用なく、世の不景氣ば依然として恢復せざるのみならず藩の財政は日月に窮乏を告げ、如何とも彌縫し得ざるに至れり。

○准藩札發行

是に於て藩の勘定所に於て、豪商御用達井筒屋善助井筒屋權右衞門鍵屋茂兵衞及び大阪御藏元鴻池伊助肥前屋篤兵衞より、御用金借上の名稱の下に彼等の名儀を以て、多額の金錢預切手を發行せしむる計畫を立たり、此評議は弘化三年の春より弗々起りたるが、その愈決定に至れるは此年の冬なりき。

是より先き藩札通用停止後、幾くもなく町御用達井筒屋善助井筒屋權右衞門鍵屋茂兵衞の三富豪より藩廳に於て、用金借用を企てたるが、三富豪も正金錢を以て、用立つべき準備なければ預切手を以て藩の用途に向くることゝなれり、此預切手は藩に於て庶民に沙汰して正金錢同樣通用すべきを命じたれば、是れまた一種の准藩札と見做して差支なきものなりしなり。

然るに三富豪に於ては正金錢引替の責任あるを以て、無制限に之を發行して、藩の用途に充つるを得ざりしを以て、藩廳に於てもまた一時を彌縫し得ざるも、漸次復用途に窮乏を告げ來りしかば、終に前記五人の富豪をして金錢札を發行せしむるの計畫となりたるなり。

○准藩札の通用

さればこの准藩札の製作に着手したるは、弘化四年丁未歲正月なるが、其判形は出來上りたるも藩と五人との間に於て、其貸借の金額に就き遷延決せず、又五人間に於て各自引受の金員もはかぐゝしく協定せず、爲

めに數ヶ月を空過し其後また、其預切手の金額の割合員數の評議にも大分日時を要したれば、之が摺出しに着手せるは此年の始なり、かくてその多藩より左の沙汰ありたり。

○

演　說

一爲融通大阪御藏元鴻池伊助肥前屋篤兵衛町御用達井筒屋善助井筒屋權右衛門鍵屋茂兵衛金錢預切手通用申付候條諸上納向幷取引共通用可致候

但前書町御用達三人預切手差出置候分は是迄之通通用可申事

一右切手正金錢引替所左之通

呉服町　大阪出店　鴻池伊助　肥前屋篤兵衛

福岡通　福岡町　又右衛門

五戸通　五戸町　泉　七

野邊地通　野邊地町　治六郎

花輪通　花輪町　庄　六

右之通

但切手持參正金錢引替之節は壹兩に付錢百文割切賃引替所へ差出可申事

十二月二十三日

是れより先き、藩に於て鴻池伊助、肥前屋篤兵衛よりも多分の用金借用し居りて、それもまた預切手となり、庶民一般の通用に充て居りたれば、此に至りて藩内に行はるゝ准藩札は、左の三種となりたり。

一井筒屋善助井筒屋權右衛門鍵屋茂兵衛等より發行せるもの

一鴻池伊助肥前屋篤兵衛等より發行せるもの

一鴻池伊助肥前屋篤兵衛井筒屋善助井筒屋權右衛門鍵屋茂兵衛等より發行せるもの

當時の通貨の膨脹推知すべく、又庶民生計の困難また知るべきなり（未完）

◎品　評

○東洋貨幣協會第拾七回前半出品々評

二寶元豐　萬治以後九州私錢

出品者　盛岡不知海　吉田顯次郎




銅色黒くして稍や白味を帯びて居る、古色は灰黒の薄肉錢で、例の加治木から系統を引きたる九州地方の半官的に鑄られた、貿易錢であつて、宋の元豐篆書錢から彫直されて錢文に大なる變化を來した、寶字の特に省略されて居る形式上から、二寶元豐と稱されて居る

元祐通寶　延寶以後長崎所鑄

今治　仙泉堂　田頭寅一




銅色灰褐古色淡く黒い、製作濶緣で內郭の鑪目が殊に巍然として居る、丁度此座の元豐錢と背の樣子なぞは殆んと差違かない程に見ゆる

寛永四當極印錢　盛岡栗林座使用

盛岡　陵泉堂　宮福藏




此錢の名稱は年代不知の廣穿といひ、本來の銅色は灰白色であつて、水戸系の錢座に鑄造せられたものであるが、本品は其色稍黃く赭味を有して盛岡栗林座の約束に適した、鐵錢樣母錢の素質を具備して居る、即ち水戸地方から流れ込んだ母錢を復用したものと鑑して差支ない、それから面背の緣上にある四個づゝの極印は、此座の虎錢と壽比南山との二種に存するものと同じ體裁の不鮮明なものである、これも何等かの特別の換當價格を表示せし爲めの印かと思はれるが、未だ發行地の研究家からも具體的の報告がないのを殘念に思つて居る、但し近頃は極印など新たに打込みたるもの往々あり注意を要す

錫天保母錢　慶應年間 盛岡藩

盛岡 某古庵　土井福治

錫に鉛分を多量に混入された質脆弱な母錢で、錢文も大きく細緣で、內郭殊に穿廣く、天保本座の錫母錢とは似ても似かぬ有樣で、所謂塲違ひ者であるが、存在はまだ何程の數をも知られてない





咎如布

奉天 草樂莊 古谷若松



銅色の顯はれた部分は茶褐に黄味を帶び、面も背も一體に淡靑銹を被りて、周郭も字文も背の狀も盡く至精の優品である、古泉匯に次の如く記して鑄地を示す

咎如　咎字省口字如字作好字左傳成三年晉郤克伐廧咎如注赤狄餘民散入廧咎如故討之僖二十五年狄入伐廧咎如注赤狄別種

然れども未だ篆文の譯讀に信を措き難きを惜む、他日篆書の精讀全きの日を得て、自然本品の名稱も鑄地も判明するであらう

建炎通寶 南宋高宗建炎年間

三河 樹香庵 尾崎嘉市



銅色黄褐古色漆黑、傳世の光澤頗る美麗である、製作大樣背に於て濶緣を例とする、種類細別の名稱を四挑といひ、本錢に符合する篆書錢の炎字が特別に末畫が四ッ共に挑ねて居る爲めに、先輩が名附けた呼唱であつて存在割合に他の同文品より少ない

太平通寶 洪秀全所鑄？

濱松 珍泉堂 上羽章都

質眞鍮濶緣の奇書錢で、其樣子が恰も皇帝通寶背浙字の錢と大差なく天朝通寶の形狀に酷肖して居る、矢張

洪秀全の勃興當時に鑄出された類に屬するものと見て誤なきを保す



洪順通寶　安南黎襄翼帝　洪順年間

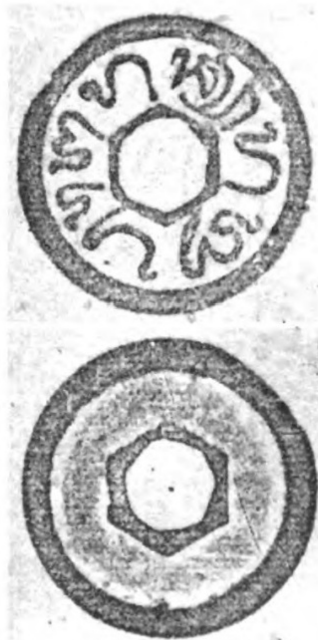
瀬戸田　玉泉堂　二宮靜一郎



銅色灰褐で白味を含み、平地の凹所に淡き青銹を附着して製作大樣細緣至精の佳品である、洪字上邊の隆起は鑄口の痕跡を語るもので、景統以下本錢迄の製作は精秀妙を極め同文諸國中に比すべきものなきを誇るに足るべし

バンタン錢

門司　春陽堂　永野嘉代太



銅色深黃僅かに蒼味を含みて、製作大樣全く元朝至元折二の蒙古書錢に錢風髣髴して差なし、俗に滿剌加錢と古來より傳稱し、內郭六角を爲せるに依りて、龜甲穿といふ、本錢に就ては去る大正五年雜誌いづみに於

て寳泉舍氏が詳細を掲げしことあり、今參考として原文を記す

○奇品圖錄所載の蠻書錢

寳　泉　舍

珍錢奇品圖錄所載の滿剌加錢と云へるものには二種の小異を有し、同書に掲げさるものゝ方、時にふれて龜甲穿の緣潤き銅鑄錢を散見す、然るに先つ頃外人の調査にかゝる、同品の解譯に依れば左記の如くにして、前記の滿剌加錢たるを擴せり即ち

爪哇嶋の西部に在るバンタン(BANTAM)の鑄造貨幣にして、錢文は馬來文字を用ひたる哇爪嶋語にして曰く(PANGARAN,RATOU,BANTEN)即ちバンタンの主權者を意味する數語を綴つた者であつて、本來の錢質は亞鉛若しくば之れに類したる、白色金屬又はピユータルと云へる錫鉛混交の一金屬を鑄造したるを正品とすと明文され、日本內地に於て見たるものは、赭褐の銅錢にして、思ふに支那人の貿易上に摸鑄せるものなるべしと疑はれてある、然るに未だ內地には銅錢以外の所謂正品に會合したる事なし云々。

右に依りて見れば本錢も矢張り支那人の貿易上に使用の爲め摸鑄したる、元代末世の鑄にかゝるものか。小樣なるものに比して、本錢の存在は今猶頗る希少である。

大正十年三月六日來評

○小　解

土洪武の前期錢　天正以降 元祿代

大阪　楊暗堂　岡島　福松

大隅國加治木村に於て鑄造した、貿易錢中に土洪武とといふ一種がある、明朝福州所鑄の背文福字ある洪武通寳錢を採りて土臺とし、彷鑄したる錢の第二期錢な

正　武



省　武
俗曰
土洪武



り、背福洪武の背文を治字に改めて鑄寫したるものを第一圖の正式錢とす、缶寶の武字正しきものなり、第二圖の品を俗に土洪武と呼び、武字の止畫が土となりたるを以ていふなり、第一圖の錢に於ける武字の止畫が破損か消滅かしたる爲め、字文の鮮明を缺きたる結果當事錢工の頓智に基き、母錢又は砂范に對して、武字の止畫の第三畫を加工したるに、縱に引くべきを横に引きたるかして、終ひに如此奇書を錢文の上に顯はしたる偶然の現表である。

諸人の氣の附かざる爲めか、未だ第一圖の正武錢は散見希少である。

福建十文

須磨
虎泉庵　佐々木美山



福建通寶は中華民國の初年、福建省に於て一文と二文との二種を限り、鑄造されたる眞鍮の鑄放錢である、然るに先年横濱に於て、其圖樣幷びに錢文形狀を引伸したる、五文十文二十文五十文百文等の假想品が、營

利目的に依りて造られた、本品は即ち其一つである、今回美山君の御出品によりて、幸ひ諸君に報告して、御注意を促す次第である、同時に出品者に謝意を表す。

◎顧選函

○泰定元寶

伊達伯爵家所藏



元晉宗泰定元年元朝の泰平最も殷盛なりし頃の試鑄錢なり、銅質蒼白精煉極めて美明の製作、大様細緣にして錢文古雅、他の元錢と離れた筆意殊に奇麗、肉亦厚からず、其錢風恰も金國の正隆大定或ひは皇建光定に似て粗野なり、泰定通寶の胡朴小様なる廟宇錢流の錢風とは大ひに異なりて、遠く至正通寶の錢流に起因たる趣きあるものとす、現存する正品僅かに本錢を見るに止まり希覯の錢なり、昔其藩士青木文藏の蒐集せし和漢諸錢中に冠たるもの、未だ他の追從を容れず。

○安陰一釿布



春秋の魏國安邑の北地に於て鑄造された安陰布は、其形式を鞍幣又は邑貨布の別種と稱されて、恰も虞釿布

や、安邑半釿布等と同形の一科に屬し、今日迄知られたる安陰布は陰字の下、脚部に簡單なる二の字を有して其換當價格を標記して居る、即ち二釿布のみであつた然るに今度右圖の如き小形鮮美にして、無記價格の一釿布に相當する珍貨の新船を見ることが出來た。

○魏權幣に關する問答（中）

支那杭州 培風室　周　書

或曰　釿字爲錢之古文、巳得正確之攷據矣。率字釋文未妥。因率錢二字不相聯屬、盍再攷之

答　率錢者、言其錢有定率者也。義與制錢相同。巳於「魏權幣發明之經過」一篇畧述之で（本誌第十九期參照）當發表前文時。僅斷定其二字之意義。而釋文因尙懷疑也。「其惟率字乎」一語即未確定之詞。自釿字攷定爲錢字以後。對於夲字亦進一步研究。直斷爲制字之古文。前之認爲制錢同義者。今且認爲制錢二字矣

ある人いふ　釿といふ字は錢といふ字の古文であるといふお說はわかりましたが、率といふ字の釋文はまだ妥ならぬ樣ですのに、率錢とはどうも熟字しない樣ですが、なぜ御再考ならぬのです

答ふ　率錢とは其錢が定率を有つもの也との義で、制錢といふのと同意味です、此事は「魏權幣發明之經過」の文中にも述ました、（本誌第十九號參照）此文を發表した時には僅に其二字の意義だけを斷定したゞけで釋文には尙疑を懷いて「それ惟ふに率の字か」と未確定の詞でしたが、今度釿の字が錢の字であると考定してから、夲の字に對して又一步研究の步を進めて此字は制の字の古文と直斷しました、故に前には制錢と同義と申しましたのを今は改めて制錢の二字であると改めます

或問　實以知其爲制字耶

答　制字左旁从巿。古篆即爲夲字。巾篆作𡿨。他字不乏其例。制字去リ。猶齊刀法字之去シ也

ある人問ふ　どうして制の字といふ事がわかりました

答ふ　制の字の左旁は㡀になつてゐます、古い篆體は朩です。巾の字の篆體は丫です、かういふ例は澤山あります、制の字のリを畧したのです丁度齊刀の法の字シを畧したやうに

或曰　制錢二字、固相聯屬。豈在周代早有此名耶

答　制錢之名甚古。荀悅漢紀云。周制錢有文。即其明證

ある人いふ　制錢といふ字は固より熟字して居ますがまさか周の時分からの熟語ではありますまい

答ふ　いや制錢といふ名は隨分古くからあるのです、荀悅の漢紀にも、周制の有文錢あるのも明らかな證據ではありませんか

或曰　五當十寽、即金當二寽、記明其重量爲單位通寶之一倍。奚必再加「二」字爲畫蛇添足乎

答　如前所述。當時通貨、以重一寽者爲單位。故客觀的释此「二」字、謂之紀直可。謂之紀重、亦無不可。然推制作者之本意。著此「二」字專爲紀直。與五當十寽紀重之文字、截然爲兩事。譬如洪武、嘉靖、天啓、天聰等錢背文十一兩。「十」字、紀直。「一兩」紀重。至正通寶大錢背文壹兩重者。穿上蒙文「十」字。亦屬紀直。福州所鑄之咸豐重寶。背穿上下爲紀直。緣之四周、則鑄出計重若干。古今一轍。成例頗多。明乎此理、則蛇足之誚、庶可免矣。

ある人いふ　五當十寽は即ち金當二寽で、記して其重量が單位通貨の一倍たる事を明かにして居ます、奚で必らずしも再び二の字を加へて蛇を畫いて足を添へるやうな事をしましようや

答ふ　前にもいふた通り、當時の通貨は重さ一寽を單位としました、故に客觀的の解释で此二の字は、紀直だといふても可し、紀重だといふても又不可なしです、しかも制作者の本意を推渡すれば此二の字は專ら紀直の方であるのです、五當十寽の紀重の文字とは截然と別事にしたのです、譬ば洪武、嘉靖、天啓、天聰等の背文に十一兩とあるやうなもので、十。

の字は紀直で、一兩は紀重です、至正通寶の大錢で背に壹兩重とあるものゝ穿上の蒙古字は、十で是も紀直です、咸豐重寶の寶福是も皆背の上下は紀直で緣の四周は紀重古今一轍です、この例は頗る多くありますから此理が明らかになれば蚊足といふ誚は免がれませう（未完）

〇海中より拾ひ揚げられたる折二錢

打狗　楠田知足庵

天佑折二



天定折二



徐天啓折二



大義折二



右四品は前號出品の乾道折二松背錢と共に南洋の海中より拾ひ揚げられたる折二錢中に錚々たるもの、何れも磨滅せざる優品である。

○七福小判の世說

一小吉小判



此小判も名頭に小の字と吉の字を附したるもの、自然と其日寄合て作れる金なり、扨て此金は大吉程どには至らねども、都て十分にみつればかくる事も有べし、小吉は末に大吉の勢を含みて花のつぼみのごとく末廣がりの金なれば、先幾にして立身出世を願ふ人は、小吉を大切に所持して、いのれば願ひ不叶といふ事なく其上養生の實は小を用ゆれば長壽にして、次第に福德成り終には金みちて十分になるゆへ、七福第二の寶と定むるよし承なり

一馬神小判



此小判は昔佐渡の國より金盛に出る頃、彼國の吹手の名頭に馬の字と神の字を附ものあつて、元文の頃なり

今の吹替のころも其家筋のもの江戸へ來、吹時壹人は馬の字の印を用ひ、壹人は甚の字は外にも同字差合あればとて、神の字唱ひ通したるとて印に用ひ、此兩人其日寄合て作たるを馬神とたれか名附く、然るに我國の金は多分佐渡の國より堀出し、最初此ものゝ先祖吹初たる事なれば、金山の元にて、金勢自然と馬神の小判籠り、世上の金此金の有る所へ來集し、又此金の妙にはいか成放蕩不埒の人にても金銭を遣ふ事しきりおしく成、正に入事出來ても人にうとまるゝ程いやに成て遣はず、只金をためるのみ一途に成て、夫々業をなすゆへ、金をためたく思ふ人は大吉小吉の小判よりも金縁ふかく、士農工商の四民共に外に望みなく、只金を好む人は此馬神小判を所持するにしくはあらじとなん。

しかあれば充満し、いつしか遣ふ事嫌ひ、金の山を積んで子孫へ讓ること疑ひなしとて、七福第三の寶と定むるよし承るなり　（未完）

○徳川氏貨幣史（續）

四年五月十一日遂に金銀貨幣改鑄の令を布告し、從來流通する所の貨幣を交換して、悉皆慶長の古に復し、品位重量毫も古制に異なる勿らしむ其令に曰く。

觸

慶長中定置れ候金銀の法元祿年中に至て始て其品を改められ寶永の始めふたゝび銀の品を改められ候よりこのかた諸物の價は年々高價に成來世の難義に及び候によつて前御代（家宣將軍）御治世の始めより金銀の品慶長の法の如にしかへさるべき由御來意に候へども近世以來諸國山々より出來金銀の數古來の如くに無之候を以てたやすくその御沙汰に及ばれず候處に元祿の金はそんし候に付て其通用難義候由を聞召され先御沙汰有之其後に至て寶永の銀も其通用難澁候事御聽に達し其故を尋ねきはめられ候に及び世に通用し候所の銀次第に

其銀宜しからざるものとも出來候事相知れ早速銀吹出し候を停止せられ其事の由來を御糺明の上其沙汰あるべき御旨に候處旣に御不例日々に重られ候に付て去々年辰の十月十一日御書付を以て思召の程を被仰付候依之當御代に至り候より以來人の申沙汰し候事共を尋ねきはめられ各詮義の上を以て金銀の品慶長の法のごとくになしかへさるべき事に議定せられ候其通用の法引替のことはつまびらかに別紙に相見へ候ごとくに候此度此御沙汰においては前御代の御旨によられ天下後代までのためを以ての御事に候へば貴賤貧富を撰ばず皆々御定の旨を相守其功の積るべき所をよろしく覺悟あるべき事に候若一身の利潤をはかり候ため何事によらず其通用相滯候事とも仕出し候に於ては前御代々御旨當御代の御沙汰を違犯候のみにあらず天下後代迄の罪人たるべきものに候へば急度其罪を糺され候て嚴科に行はるべき事に候是又其旨を相心得候べきものなり

正德四甲午年五月十五日

而して其鑄造額は

金貨武藏判	二十一萬三千五百兩
享保銀	三億三千百四十二萬貫目

(享保丁銀は正德四年より鑄造さるると雖も世間之を稱して享保銀といふ)

從來騰貴せし物價も是に於て漸く下落し、人民皆な容易に生産を營む事を得たり

當時の交換價格は

慶長金並新金	百兩	乾字金	二百兩
元祿金	百兩	同	百二兩二分
慶長銀並新銀	一貫目	二寶三寶四寶	二貫目
元祿銀	一貫目	同	一貫二百目
寶字銀	一貫目	同	一貫三百目
慶長新銀	一貫目	元祿銀	一貫二百五十目

武藏判鑄造額は極めて僅少にして、未だ全國一般に供

給する能はざるを以て、享保元年更に貨幣を鑄造し以て其不足を充たしたり、享保の鑄造額八百二十八萬兩にして、之を正德間鑄造の貨幣と合算するに。
八百四十九萬三千五百兩とす　（未完）

○舍利錢の金質に就て

向陵生

中外錢史。「登多牟」唐金眞鍮は之を加へざれば成らず「舍利」永利通寶の屬其質脆して撓べからず鉛の如して光澤なし
其他の錢書にも砂利、又は砂蠟等記してあるが其主要金質如何なる者かは說明してない。
三才圖繪には凡錫雜鉛者不佳爲器弱而成凸凹其眞錫器俗云舍利とありて眞錫器を舍利と云ふ樣に記してある
如斯諸說一致せぬが聞く處に據れば「マレーチンマー」は錫、鉛、亞鉛の總名にして錫は「チンマープチー」鉛は「チンマーピタム」亞鉛は「チンマーサリ」と云ふ由依之見るときは舍利は印度語「チンマーサリ」の對音なる者の如し「ベルシヤ」語にて土丹の事を「ツウター」と云ふ由なればトタンは「ベルシヤ」語「サリ」は印度語にして異名同物なる事と知るべし。
故に舍利、砂利、砂蠟等の錢質は亞鉛であると云ふ事になる果して然るや否確定するには分析の結果に俟ねばならぬ。

◎質疑應答

○銀代通寶に就て

三河、樹古庵　尾崎嘉市

銀代通寶の中で銅錢のものは、元祿十六年伊勢屋道喜なる者が、私鑄したもので通用錢でなかつたことは、百科大辭典に明記されて居りますが、明治新撰泉譜第

三集備考の部にある銀代錢は、何時頃、何といふ人が鑄造したものでありますか、まだ質蒼鉛に似たりとあるは蒼鉛でなければ、本質は何といふ金屬ですか、御敎示を願ひます。

また會員諸君の中で、御秘藏の方がありますならば、協會へ御出品下さることを、希望いたします。

○滿文の譯及鑄地を知りたし

一會員

清朝錢順治通寶以後の背の滿文の譯及び鑄地を明細に御答へ願ひます

○壹圓銀貨に就て

山田市　松本敬古堂

本稿は二月初旬到着せしも既に三月號〆切後なりしを以て本號へ挿入せり

本誌第二十三號に土方大成堂君より壹圓銀貨に就て「一般の通用貨幣でなく云々、改正の布告が出て居る事と思ふ云々」とありましたが、私方に左の布達の寫しがありますから貴重な餘白を借り御參考迄に掲けます。

甲第貳拾號

舊金銀貨幣交換代り金の儀昨十一年天甲第百三十三號以て金貨、貿易銀にて交換可取計旨及布達置候處猶又今般便宜の爲め價格二百圓以上の舊金銀貨幣を大阪國債局出張所に齎し造幣局精製分拆所に於て携帶人立會鎔解の上試驗分拆の順序を經て……中略……金分は金貨銀分は貿易一圓銀を以て速に國債局出張所に於て立替可相渡候……中略……旨大藏卿より被達候條爲心得此旨布達候事

明治十二年二月二十六日

三重縣令　岩村定高

此布達に依て見れば一圓銀貨は明治十一年頃既に公用

上及一般の通貨であつたことと認めます

○會　報

○記事

大正十年三月六日定刻より編輯所に於て本會第十七回例會を開會、花林塔君が礦物博覧會に出陳さるべき、参考品として調へられたる鑄造錢に關する諸材料を携帯されたるに花を添え、出席者及参観も左の如くで、盛會であつた、出席會員は

林　靜男　小川　浩　大竹　寅吉
新井　源三郎　三上　香哉　藤川　癸巳雄
森川　頴一　阿部　仙吉　安達　俊介
本間　素夫　鈴木　中二　北浦　大介
梶野　卯七　丸山　源次郎　守田　重次郎
木村　昌司　田中　啓文　鷲田　信一

及山鹿、江藤の二氏も見へた。

○閉會後幹部會の決議に依りて、林紹治堂翁が喜壽の壽を祝すべく、列席幹部集まりて心ばかりの賀宴を一旗亭に張り午後八時散會せり。

次回は來る五月一日定刻より編輯所に於て開く

○入會者前號の續き　紹介

大阪　柴鳳堂　荻原　六作　下間寅之助
濟南　泉壽庵　橋上　龜次　谷澤喜一郎

今回より石井蝶々園は特別會員に
〃以下次號に

○寄贈及交換

考古學雜誌（一一ノ六）　其　會
古錢（五ノ一一）　同　社
姫路幣泉會誌（一一）　同　會

○大阪古泉會、京都古泉會は三月六日其例會を開催せる由、神戸研究會は十三日例會を催せし報あり。

○次號に寛永錢鑄地に關する新説を花林塔より發表す

◎廣　告

古　錢、古金銀、古紙幣
古　鏡、書　畫、骨　董

右賣買仕り候に付き御用命奉願上候

東京市芝區明舟町七番地
茶筌堂　村上忠太郎
電話芝七二七四番

古　錢、古金銀
古錢參考書籍類

右正實を旨とし薄利を以て賣買仕り候に付多少に不拘
御用仰付被下度願上候

京都市押小路御幸町西入
泉貨堂　中嶋辨一郎商店

本誌定價及廣告料

一　冊　定價　金五拾錢　送費金貳錢
郵券代用一割增

廣告料
一　頁　金　五　圓
半　頁　金　三　圓
四分之一頁　金一圓七拾五錢

大正十年三月廿九日印刷
大正十年四月一日發行

編輯兼發行者　東京市神田區五軒町一番地　鷲田信一
印刷者　東京市神田區紺屋町三十番地　高橋與四郎
印刷所　東京市神田區北乘物町三番地　万文堂

發行所　東京市深川區靈岸町百六十六番地　東洋貨幣協會　電話本所二三五三番
發賣所　東京市神田區五軒町一番地　鷲田寶泉舍　電話下谷七五九九番

取次所
大阪市南區問屋町　下間寅之助
東京市下谷區竹町十三番地　帝國スタンプ研究所

◎廣告

大阪造幣局長池袋秀太郎閣下題字
大阪造幣局技師甲賀宜政博士序

重訂大正四版新撰 **古錢の栞** 下間寅之助編 第壹集皇朝錢之部 全一冊 正價八十錢 送料二錢

安藤嘉次彦君序

増補大正二版新撰 **古錢の栞** 下間寅之助編 第二集繪錢之部 全一冊 正價壹圓三十錢 送料四錢

古泉學道入編

重訂五版 **大正古錢價格圖鑑** 全一冊 正價七十錢 送料二錢

故一豊舎主人編

宋朝符合泉志 全三冊 正價壹圓八十錢 送料六錢

大阪毎日新聞社長本山彦一君題字
造幣局技師工學博士甲賀宜政君序
玉島郵便局長安藤嘉次彦君著

東洋錢貨年表 ポケット用クロース綴 全一冊 正價壹圓 送料二錢

近畿地方 **金石文拓本** 大和、河内、攝津播磨等各種持合有

詳細御問合次第確答可申候
其他各種古錢書取次販賣

月刊 **古錢雜誌**

會費
一冊 金參拾錢
六ケ月 金壹圓五拾錢
一ケ年 金參圓
（切手代用一割増）

大阪市南區問屋町（三津寺筋東堀西入）

古錢
古金銀
舊藩札
賣買商

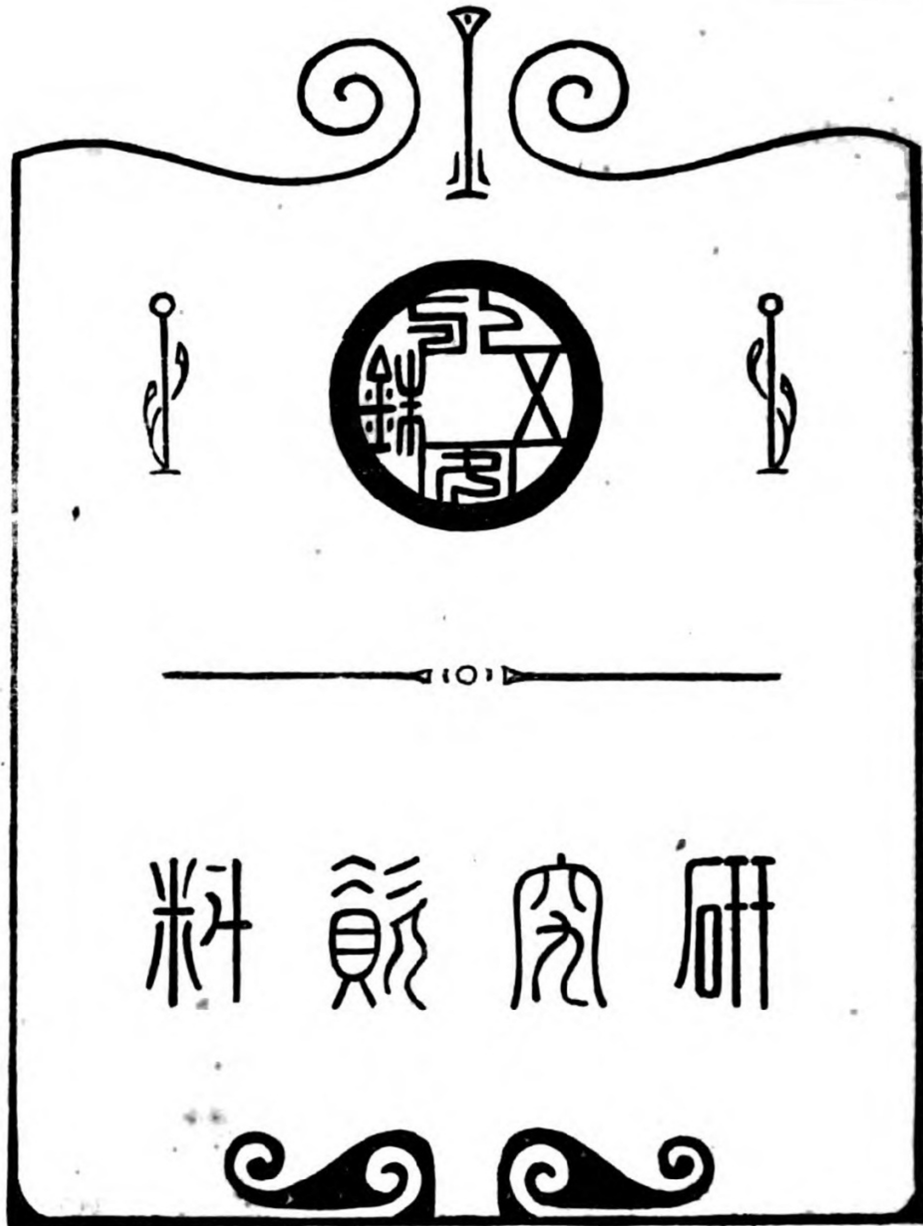


虎僊樓商店

振替口座大阪壹九四貳番

○弊店宛御照會は必ず往復はがき又は返信券在中の外御返事致さず候也





瀨尾向陵述

○永安五銖研究資料目次

（初版）

第一章　緒　言
第二章　重　量
（い）史籍に依て算出せる永安五銖重量
（ろ）實在品の重量
（は）目方の最輕き者
（に）目方の最重き者
（ほ）史籍より算出せる量に適合せる者
第三章　錢　質
（い）古來錢色觀
（ろ）錢質の區別は分析に據る事
（は）赤牽に就て
第四章　形　體
（い）面輪廣く背輪狹き者
（ろ）粗錢
（は）反錢
（に）文字肥瘦
（ほ）錢面のひずみ
（へ）片肉
（と）織月形痕跡
（ち）錢面荒ひたる者
（り）輪の厚狹
第五章　文　字
（い）支那錢書に書體を以て分類せる者

(ろ)我國錢書の文字に依る分類
其一　泉貨鑑
(は)其二錢幣考遺
(に)其三鑑識訓蒙
(ほ)其四古泉大全

第六章　行　用

(い)一般的行用年數
(ろ)地方的行用種類
(は)地方別行用（向陵私考）
(に)行用年數と存在との比
(ほ)令公百爐錢

附　表

(1)永安錢年譜
(2)錢　圖
(3)存在表
(4)重量分別表

終り

永安錢年譜

永安元年　魏大赦改元永安

同　二年　爾朱榮破元顥陳慶之等復洛陽。榮加大丞相天柱大將軍。鑄永安五銖錢

建明元年　萬俟醜奴擾關中爾朱天光討之。孝莊帝自殺爾朱榮。

晉泰元年　高歡反罪狀爾朱氏。高歡大破兆於廣阿。

永熙元年　孝武帝立。高歡大破兆於韓稜。高歡建於晉陽大丞相府而居之。

同　二年　大成樂成

同　三年
東魏天平元年　孝武帝西奔長安

西魏大統元年　西魏文帝立

同　二年

同　三年　獨孤信逼洛陽遂據金墉城

同　四年　邙山會戰西魏大敗

同　五年

同　六年　鑄五銖錢

東魏孝靜帝立。遷都於鄴。

東魏天平二年

同　三年　以高澄爲尙書令（或云ゟ元年）

同　四年

元象元年

興和元年　東魏行興光曆

同　二年

西魏大統七年
同　八年
同　九年　邙山會戰西魏敗走
同　十年　更權衡度量
同　十一年
同　十二年　鑄五銖錢
同　十三年
同　十四年
同　十五年
同　十六年
同　十七年
元　平　元年
同　二年
此間七年略ス
北周保定元年　七月改鑄曰布泉以一當五、與五銖無行。

興　和　三年　麟趾格ヲ定ム
同　四年
武　定　元年　北豫洛二州入於東魏
同　二年
同　三年
同　四年
同　五年　高歡卒
同　六年
同　七年　高澄爲盜殺
齊天保元年
同　二年
同　三年
同　四年　改鑄文曰常平五銖

洛陽（ら號）

い



大頭金

ろ



土字

は



小頭五

は



短五



北齊

は



方點

は



肥朱

は



長金

長安（に號）

い



大字

い



缺朱

ろ



小字



置樣

い



長字

ろ



濶字俯水

は



缺金

は



尖郭



小五銖

河南（か號）

い



缺安

い



連永

い



陰點

は



二大點

は



三大點

は



一大點

は



二大點缺朱

は



三大點斷畫

鄴（き部）

い



离朱

い



短柱

ろ 四道長字



ろ 潤緣廣穿



ろ 四道長冠



ろ 四道正字



は 無鈎



は 廣穿



長冠手



は 離朱





北齊

晋陽（し部）

い


小頭朱

は


長字左接

は


長字右接

は


長字缺朱

は


朱左昂

は


五左昂

は


短足

は


大頭五小朱

は


大頭五

○永安五銖研究資料

瀬尾向陵述

第一章　緒　言

永安五銖は北魏末年に鑄造した通貨である。北魏には太和五銖、永平五銖、の二種が既に通貨と爲て居たが段々輕薄となりて甚しきは二銖の量も無い程であるから孝莊帝永安二年に大改造したのが此の永安五銖である。而して魏か東西に分立してより東魏は終世是を使用し北齊天保年間に至りて初て常平五銖に改造したのである。西魏は大統六年に至りて五銖錢を鑄造したり故に繼續使用は東魏に比して短期間なりし。如斯關係であるから其間自から脈絡の存續する者あらん事を思ひ其系統を尋て以て完全なる分類を試る考である。しかし多數の材料に據らずして漫に斷定を下すは頗る危險である。多數の材料を得るには少數の歳月では集まらぬから未だ意見を發表する時機に達して居らぬ。

今日迄得たる資料の數は四千八百四拾壹個である是を(いろは)三段に別ち更に四十一種に細別して部分的私見を附加し以て斯道研究者の參考に供する事とせり。其分類名稱は唯だ自分が記臆し易き爲に命名せり泉學上より謂ふ時は當らぬ者も多かるべし是等は他日諸家の説を聞て順次訂正する積である。

出土品の地名は分類上必要事項なれども正確なる地名は容易に知り得る者にあらず唯た言傳へたる儘に記載せり。大阪下間氏仲介にて得たるもの獨特の鏽色あり故に下間の字を冠して是に類するもの皆併合して記載せり。

傳世品とは其の傳世程度漠然として明ならず。しかし代るべき適切なる名稱を得ざるに付言傳の儘に襲用せり。發掘後多年流通して鏽色新たならざる者は皆此部に併合せり。

第二章　重　量

（い）史籍に依し算出せる永安五銖の重量

永安五銖は別表重量分別表に示す通り重さは一匁三分輕きは三分のものありて其差一匁以上に及び本來の目方は何程あるべき者か殆ど捕捉出來ぬ有樣であるから史籍に依て正當量の算出を試みる事とせり。

唐の重量一斤は日本の百六拾匁に當り。北周の玉稱は唐量の二分の一に當る（分量考には三分一とあれども數字に誤傳ある者と思ふ詳細は貨幣第二十號を見よ）と謂ふから玉稱一斤は八十匁である玉稱と漢秤とは四と四半との割合即ち玉稱一斤は漢秤一斤一分二厘五毛に相當する。故に漢秤一斤は日本目方七十一匁一分一厘餘となる此の目方より算出せる五銖の目方は九分貳厘六毛弱と云ふ十呂盤が出る。此魏時代には漢秤を用ひたと聞くから永安五銖本來の目方は約九分貳三厘を正當なる重量と認むる。

資治通鑑には一斤成す處七十錢に止む。とあるが古今錢略には魏書本傳高道穆の表を載せて一斤成す處七十六文とある何れを是とすべき歟。通鑑に據れば一個は五銖五絫程に當り一匁以上あるべき筈であるが一斤は三百八十四銖で是を五銖で割ると七十六と四銖を餘す事となるから後者即ち七十六文を以て正當と思ふ。然るときは一斤の目方七十一匁一分一厘を七十六に割れば一個の量九分三厘五毛六と云ふ算當が出る。

同じ時代の永安四道五銖は唐量二銖五黍（黍は絫の誤なるべし）あつたと張台が云ふて居るから開元通寶の重二銖四絫より重い。今の目方で一匁〇四厘餘に當る此等は就中大樣なる品を撰みたる事と思ふ。現存四道錢には此量に該當する者を稀に見受る事がある、しかし概括して謂ふときは一匁以上あるのではない矢張九分貳參厘を正當量と思ふ。

（ろ）實在品の重量

史籍上より見たる重量は前に述たり。實在品の重量は左表に示す通である。

種別	個數	總重量 匁	平均一個重量 匁
傳世品	六八二、	五〇八、二四	、七八五

發掘品	四一五九、	三六八九、〇二	、八八五
總計	四八四一、	四一九七、二六	、八六七

玆に於て傳世品と發掘品と想像外なる差量ある事を發見せり。概畧ではあるが其磨滅程度約一割五六歩なる事を知り得たり。本表示す通り發掘品でも各種を概括して見るときは尙且つ史籍に示す重量に達せず況や傳世品に至りては達せざる事遙に遠し。分量考などに實在傳世品の重量を根據として論せる者あるは大なる缺點たる事を思へり。

右表は總數に就ての比較である故に中には傳世品のみにて發掘品の無い種類もある又た全く反對のものもあるから更に存在品中最も多數なる廣穿に就て比較を試たるに下の結果を得たり。此の廣穿は傳世品も發掘品も具備した品類であるから眞の比較標準と爲に足るものと思ふ傳世品と發掘品との差量割合は一割六分六厘の減量である。

種別	個數 個	總重量 匁	平均一個重量 匁
傳世品	一六九、	一二八、〇一	〇、七五七
發掘品	一四四五、	一三一六、八七	〇、九一一
合計	一六一四、	一四四四、八八	〇、八九五

扨存在品總數四八四一個を九分以上と九分以下とに別つときは分別表に示す通り以上の者二一三八個以下の者二七〇三個となる前にも述た通り傳世の爲め減量せし者を見込むときは九分以上の者大多數なるべき事が想像出來る史籍示す處の量九分二三厘に符合するならんと思ふのである。

（は）目方の最輕き者

永安四道五銖三種の總平均目方は六分九厘九毛で永安錢中最も輕き平均目方である。後魏食貨志に謂ふ所の遷鄴後輕濫尤も多しとは此の錢の時代を云ふなるべし果て然るときは存在品の輕量なる亦當然の結果と云ふべし。如斯輕量なるにも係らす重きは一匁一分以上輕きは四分に及ぶ者ありて其差大なり而して他の傳世品

に比して存在稀少なるは行用の範圍狹かりしには非ざるかと思ふ。

三國典畧曰、渤海王高歡の世子澄、乃ち百爐に令して別に此錢を鑄る鄴中にて令公百爐錢と號す。

高澄が別に此錢を鑄ると云ふ意味は普通永安錢の外にと謂ふ事である。同時に同文別種の錢を鑄るとせば何にか特異の標識あるは必然と思ふ。封氏が四道ある者を以て是に充たるは頗る要を得たる推定と思ふ。鄴中百爐錢と號する者はあまり他の地方へ流出せざりし事を意味するのではあるまいか。其行用の範圍狹小なりし爲め今日存在の尠少なるのも當然の結果であるまいか。三國典畧が大統七年の鑄造とせし事は聊か疑問あり行用の部に於て述る處あるべし。

（に）目方の最重き者

就中目方の重きは短五と稱する品であるが僅かに貳個に過ぎぬから標準とは出來ぬ。其次は同じく土字錢手の小頭五と稱する品である其百二十一個の平均目方は一匁〇二厘四毛である他品に比し遙かに超越した重量で史籍より算出した重量よりも一割以上超過して居る是れには何にか理由ある事と思ふが未だ發見し得ざるを遺憾として居る。

分別階級は七級ありて存在も尠くないから相當年間使用せし者と思ふ。試に前掲四道錢の平均重量六分九厘九毛と比較すると四割六分以上の差增である內容の相違は

小頭五、一匁內外最多　六七分最少
四道錢、一匁內外最少　六七分最多

全然反對の結果である。尤も小頭五は發掘品が主で。四道錢は傳世品が主となつて居る是れが差のある大なる原因ではあらうが四割以上の差量あるのは時代も地方も異なりて居ると云ふ事は認めらるゝのである。

（ほ）史籍より算出せる量に適合せる者

廣穿と稱する者は分別階級十級ありて傳世品中存在最多き者に屬し總高の約四分ノ一を占て居る此種發掘品總平均は九分一厘五毛強にして史籍より算出せる重量

に該當するのである。如斯分別階級の廣さ、存在の多さ、目方の適合する等三者具備した錢は四十一種中此の品の右に出る者は無い。蓋し武定年間大改造之際主都に於る鑄造貨として聊か差支ないのである。

一隋書食貨志曰ふ神武帝乃ち境內の銅及錢を收めて仍ほ舊文に依て更め鑄る云々

一後魏食貨志曰ふ鄴に都を遷して後ち輕濫尤も多し武定の初め齊文襄王（高澄）奏して其弊を改めしむ是に於て詔して使人をして諸州鎭に詣り銅及錢を收めて悉く更め鑄る其文字仍ほ舊に依る云々

右は東魏最盛時代なる武定年間の大改造なれば鑄造高も定て多かりしなるべし亦其實質も厚重にして時秤に適合せる者と思はる。而して永安錢最後の改造なるが故に今日存在する者多大なるべきは勿論と思ふ。此の本文に該當する錢は廣穿と稱する者を措ては他に適當なる品を見出す事か出來ぬのである。

第三章　錢質

（い）古來錢色觀

古來銅色を以て古泉種別の一科目とせり據て以て時代の變遷と地方的分類に資する事多し。然れども肉眼にて色合を區別せし丈けに唯だ赤いとか青いとか漠然たる言葉にて命名せしに過ぎず故に其の大概を知り得れども明瞭に分類せし者を聞かず。

（一）隋書食貨志曰ふ齊神武覇政之初め魏に承て猶永安五銖を用ゆ鄴に遷りて已後百性私鑄せる者ありて體制漸く別あり遂に各以て名となす。

雍州青赤、梁州生厚緊錢吉錢、河陽生澀、天柱赤牽。

（二）五代志曰ふ乾明より皇建に至るの間往往私鑄あり、鄴中用ゆる錢に赤熱、青熱、細眉、赤生之異稱あり。

河南用ゆる所ろ青薄、鉛錫あり。

青齊徐兗梁豫靈類各殊なり云々。

（三）洪氏泉志曰、永安五銖幕文有土字徑九分重二銖四參銅色純赤

（四）李孝美曰ふ此錢見る所に據るに背文大小皆封張兩氏説く所の如し面文輕重魏錢と小異あらず銅色深赤

以上記す處の支那文書では青と赤との二色のみなれど事實は蒼白のものあり帶黄色のものありて中々單純でない。由來支那の人は五行説に感化せられて黄白赤青黒の五色に引き附る癖がある故に支那文書にて錢の眞正なる色合を識別する事は不可能である。假令ば鉛錫を總稱して靑金と云ふかと思へば錫を白錫、鉛を黒錫と云ふが如き一寸色合の想像が附かぬのである。

（ろ）錢質の區別は分析に據る事

今や科學は進歩せり依然として舊法に甘ずる能はず若し是を分析の結果に竢つ事とせば必らず得る處多大なるべしと思ふ。故に得るに從て順次報告することゝせり。

發掘地名	鑄地假定	品名	銅%	鉛%	錫%	鐵%	亞鉛%	銻%
河南	鄴	廣穿	六六、二六四	二一、八二七	八、九五三	三〇八	、七〇〇	、八四〇
下赤	洛陽	大頭金	六九、七二九	七、六九五	八、六八〇	、四三六	二、五〇〇	一、一六三
滎陽	長安	尖郭	五五、八二四	二三、五九八	九、一六四	、三三八	一、九〇〇	〇、七八九
下泥	長安	缺金	七九、一三九	一〇、二六一	六、八〇四	一、三八二	一、一一五	一、一六一

廣穿が鄴地方の通貨なる事は重量の部にて述たり。大頭金に就ては土字錢研究中に洛陽鑄造なる事を述たり。次の尖郭と缺金とに就て説明を試むべし。

尖郭は銅分尠く鉛錫が他品に比して多量なり故に錢色蒼白、滑澤の美を缺く五代志謂ふ所の河南鉛錫錢に相當する樣なれども西魏地方にも鉛錫の產地ある者と見へて蜀漢時代既に白色の錢ありし事は諸君の知らるゝ處である。亦隋の世となりて白錢を鑄たのも是れ有るが爲であると思ふ。翁宜泉は此間の消息を詳説して居るから書拔て置く事とせり。

隋の白錢は鑞を用ゆる事猶ほ大定の銀を用ゆるが如し故に色白し、其制作を細かにしらべて見ると文字

は永安錢と相近し。隋の開皇辛丑は永安己酉の年を去る事纔かに五十三年なり蓋し永安五銖已に鐵を用て鑄る者あり故に銅亦白し。今見る所の開元錢に色靑白にして白錢に似たる者がある皆是唐初の錢である是を以て自分は白錢は上は魏の制に沿ひ下は唐の規を啓いた者だと謂ふ。

隋は西魏北周の系統に出て西方に立國せるを以て錢も又此系統をたどる者と思ふ故に予も翁説に贊成するのである。五代志に河南鉛錫の語あればとて尖郭缺金類を直に河南錢と認むる事は出來ぬ。獨り錢色のみならず形狀書體に於ても西魏錢とするに立派な理由があるからである。而して予は此の二種を以て隋書謂ふ所の雍州靑赤の二種に充てたいと思ふ其尖郭は鉛錫の混合多きを以て色合蒼白なり欽金は銅の含量多きを以て純赤なり故に前者は靑に後者は赤に相當する者と思ふ形體文字に就ては各其部に於て述る事とせり。

(は) 赤牽に就て

隋書食貨志に赤牽と云ふ名稱がある是は一種の隱語かと思ふ錢色に關係はないが序だから此處に述る事とせり。左に記す所は赤牽と云ふ言葉に關係ある樣に思ふから書拔て參考に供す。思ふに赤牽とは牛の糞とでも云ふ隱語ではあるまいか?

(一)湘中記に曰ふ長沙西南に金牛岡あり漢武帝の時一田夫あり赤牛を牽き來りて漁人に告て曰く江を渡さん事を寄むと。漁人云ふ船小なり豈に牛を得に勝へんやと。田夫曰く但だ相容よ君が船に重しとせずと。是に於て人、牛倶に上る。江の半にして牛船中に糞す田夫曰く此を以て贈ると。既にして渡る。漁夫其の船を汚すを怒り攙撥(播交せて)以て糞を水に棄つ盡きんとして方に是れ金なる事を覺る。其神異を訝り之を蹤するに人、牛、嶺に入を見る隨て之を掘るも能く及ふなし。

(二)錢神志曰ふ晉元興中、東陽太守朱牙之、妾董の牀下より一老公忽にして出づ黃裳袷帽を著く、出る所の

珀は甚だ滑澤にして泉有り。遂に董と交り好し。若し吉凶あれば遂に以て牙之に告ぐ。兒あり瘧を疾ふ老公曰く此れ應に虎卵を得て之を服すべしと牙之戟を持ち山に向へば果して虎陰を得たり。尙ほ煖氣あり兒をして炙て噉しむるに瘧即ち斷絶せり。老公常に董をして梳しむるに頭髮野楮の毛の如し。牙之祭酒上章に詣る是に於て老公跡を絶つ。乃ち沸湯を作り試に此珀に澆くに大蟻數斛を得たり。日ならずして村人大刀を捉りて野を行きしに一丈夫に逢ふ黃金一鉼を操りて其力と易へん事を求む乃ち刀を授く。奄にして人の所在を失ふ。重て向の金を察れば乃ち牛糞なり。計るに此れ乃ち牙之の家鬼なるを。

第四章　形　體

(い)　面輪廣く背輪狹き事

三期錢と目すべき者に錢の外輪が面と背と廣さの差がある者を見る。中にも目立つは尖郭である廣穿にも又此傾向を認むるから時代的特徴とでも云ふべきであらう。尖郭と酷肖せる製作は隋の小五銖と稱する者である予が小五銖を以て西魏の錢と認めしも此點が主要なる理由として居る。今茲に尖郭と小五銖と白錢とを併置して何れに多く似寄りたるかを比較すれば製作上から云ふも書體から見るも尖郭と小五銖と類似して白錢と小五銖とに異點の多きを認むる事を得べし故に小五銖を西魏錢と爲すと同時に尖郭をも西魏錢と假定したのである。



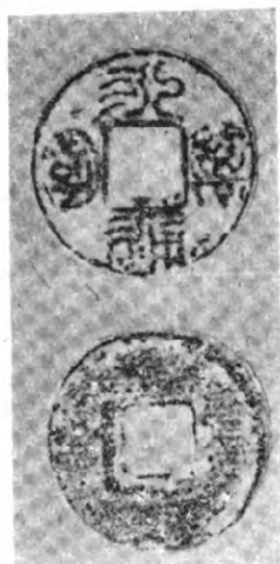
(ろ) 粗錢





五行大布、永通萬國に形體倭小粗薄なる品がある是等の錢は皆な西方に立國せる北周の鑄造である前掲せし尖郭の末鑄とも見るべき品に此種粗薄の錢があつて殆んど同爐かと疑れる程酷肖して居る。此の方面から觀察するも尖郭を西魏の鑄造と推定したのも間違では無からうと思ふ。

(は) 反錢





尖郭、欽金の中には錢の面が平坦でない者がある表面は穿に近き處に高く裏面は輪より郭に向て順次遞下して居る。他にも此形狀せる者があるかも知れぬが今日迄に見たる處では此の二種に限る樣である是れ鑄造上

手法の「くせ」とでも申すべきか予は是を反錢と命名せり。

（に）　文字肥瘦

常平五銖に肥字と瘦字とがある。肥字は錢面平坦に仕上てあるから文字が太いのである。瘦字も仕上てはあるが元來細字で高低があるから所々陰起の儘となりて仕上の行渡らぬ處がある。故に猶更瘦て見へる。永安錢にも同じく肥瘦がある短五小頭五、即ち土字錢類は肥字に屬し。廣穿類は瘦字に屬す。單に文字而已ならず背内郭に於ても似寄たる處がある。圖示

瘦字



瘦字背



肥字



肥字背



重量の部にて述たる通り廣穿を東魏武定年間改造の錢とす。常平瘦字も常平中最も多き種類であるから東魏主都の鑄錢なるべきは勿論と思ふ。此兩者が互に連絡あるのは自然の結果であらう。

短五が洛陽鑄造なる事は既に述たり肥字常平も或は洛陽附近の鑄造ならん。

(ほ) 錢面のひずみ

廣穿の製作を見るに五字の輪に接する方面約半部と銖字の中間(朱と金との間)に於てひずみたる處あり長字(は號)にも又是に類する特徴あり太和五銖以來鑄造上終始一貫せる特徴であるから北魏錢一種の手法と見るべき者と思ふ。前に反錢と命名せる者は鑄型を合せたる時に表裏共同し方向に反りたる者で本項の場合は表范のみ反りて裏范は平正を保ちたる結果かと思ふ。亦陰點、連永、大點類等錢の上下に於て(永字初書と安字下書)陰起せり是れ方向が上下と兩横との相違で同一の原因より生じた者と思ふ。

(へ) 片肉

錢の厚さは一見平坦なる様に見ゆるが二三十枚積むと一方に傾く者である何處かに厚薄があるのである。永安五銖は夫れが種類に依て方向が極つて居る様に思ふ。其方向の相違は稍や地方的に區別し得らるゝ様である。地方的に鑄造手法に變化ある者歟未だ資料不足にて斷言は出來ぬが今河南出土と稱する者に就て調査した結果を左表とす。

洛陽地方

品名	傾斜方向
小頭五	銖
方點	五

河南地方

品名	傾斜方面
一大點	銖
二大鮎	銖
三大點	永　銖

鄴地方

品名	傾斜方向
廣穿	銖　安
無鉤	銖

晉陽地方

品名	傾斜方向
長字欠朱	永　五
同右接	永
同左接	五
同左昂	五
同短足	永　五
五大頭	永　五

長安

品名	傾斜方向
尖郭	平

（と）纎月痕跡

背平地に纎月形の痕跡ある者が多い是は察するに種錢を以て砂笵に印記する際に生じたものと思ふ。成型の順序は面笵の印記を了り裏笵を乘せて是を反覆し面笵を取除くのである。其際種錢は面笵より脱離して裏笵の上にあるべき筈であるが手法拙劣なるときは種錢が面笵に附着して上る事がある夫れが裏笵の上に落下して錢の側角で疵が附く則ち是れが纎月形の痕跡と爲つて錢の裏に顯はれるのである。永安五銖の銅笵。石笵、陶笵等を見ないのと此の纎月形の痕跡とを併せ考ふるときは此時代既に砂笵鑄造の方法が行れた者と思ふ。しかも變法日淺く不完全なる爲め此痕跡を生じた者であらう。

（ち）錢面荒びたるもの

長字欽朱（は號）の類は皆な面の平地が荒びて少しも滑澤なる處がない然るに背平地は存外平滑なるは面笵と背笵との實質が違つて居るのでは無いかと思ふ。長字程甚敷は無いが廣穿も稍や此傾向を認むるのである。是は北方に於ける手法が稍や似て居るからではあるまいか。西方及南方の諸錢には此徴候がない。

（り）輪の廣狹

（一）李孝美曰周郭完厚見る所至て多し。
（二）洪氏泉志曰幕文一上字あり銅色純赤輪濶背夷云々

以上二項は永安以外の錢と比較して厚濶なる事を示した者で永安錢其者の廣狹では無い。永安錢相互の廣狹言明したのは泉貨鑑を初めとす。曰く

（一）後魏永安錢は周郭完厚形勢隋の五銖に相似たり
（二）北齊永安錢は周郭細く背の好郭少しく返郭をなし常平五銖に彷彿なり

右孰れも適當の説なれども余は更に三段に分つ事とせり

(1)後魏初鑄　中緣（文字平濶なる者）
(2)第 二 期　濶緣
(3)第 三 期　細緣

第三の細緣が東魏か北齊かと訝ふ議論が生じたので双

方に贊成者がある予は其の爭點に就ては東魏說に贊成するが細緣必ずしも東魏錢ではないと云ふ事を斷りて置く細緣中には西魏錢も混じて居るからである。

第五章　文字

（い）支那錢書に書體を以て分類せる者

書體に依て分類を試みたるは遠く董逌に始まり宋の洪遵是が可否を論ぜり。然れども錢圖拙劣にして何種を指たのであるか分明ならぬ。

(一) 泉志曰余按ずるに齊神武文襄皆東魏に相たり文宣に至りて始めて禪を受く此錢當に之れ東魏に繫る董逌之を北齊永安五銖と謂は非也。

錢志新篇、古今錢畧、古泉滙等は泉志を踏襲せしのみにて新に分類を試みたるを聞かず吉金所見錄は泉志の說を否認して

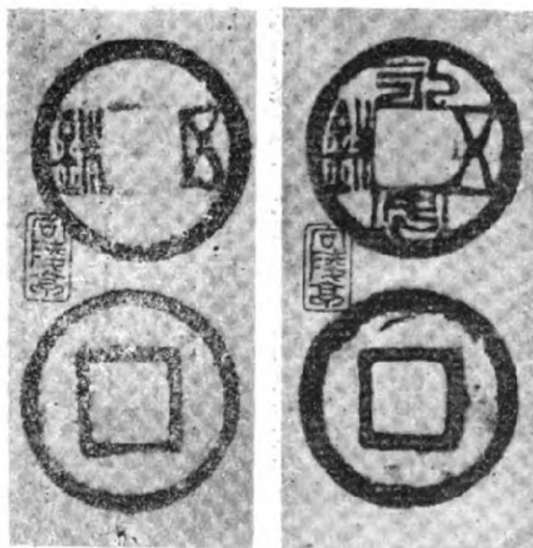
(二) 此錢行用頗る久し故に董逌又以て北齊の永安五銖と云ふ而して洪志乃別に東魏に繫るも實は二種あるに非也。

として一種說を主張せり。

（ろ）我國錢書の文字に依る分類

其一　泉貨鑑

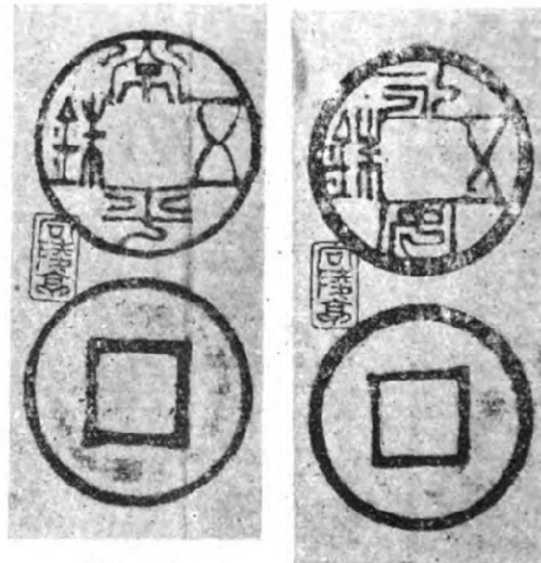
泉貨鑑は泉志に依りて分明に說示せり曰く後魏永安錢は文字小篆の如く周郭完厚にして形勢隋の五銖錢に相似たりと（圖示圖下に記したるは予が假定名稱）



小頭朱　　西魏

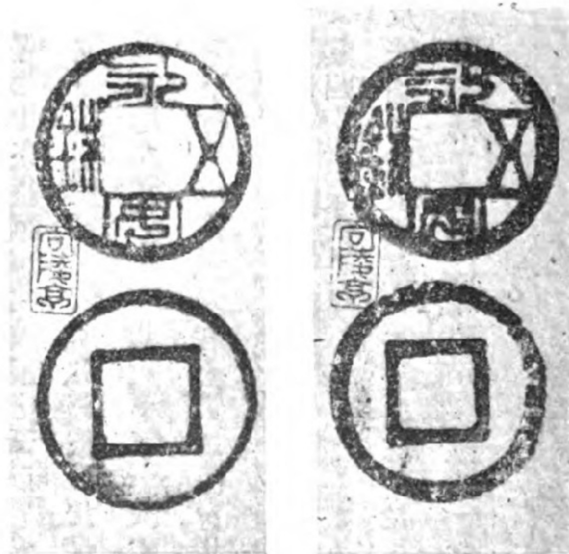
其二に曰北齊永安錢は文字明徹製作甚精し面文大篆の

如く周郭細く背好郭少しく返郭を爲して常平五銖に彷彿たりと。



二大點　北齊

後者は董逌の説を可として北齊の錢とせり。前にも謂ふ通り泉志の圖樣不分明に付泉貨鑑に掲げたる品が果して董逌の謂ふ處のものなるや甚疑しき事である。泉貨鑑編纂時代は類品稀少なるを以て撰定未た精しからざる處がある。假令ば隋錢に似たりと云ふ錢は予が小頭朱と命名せる品で金字頭部正しく輪の巾が表裏同樣である是を下に掲たる小樣と稱する者に換へたなら一層適切なる隋錢との類似點を見出す事と思ふ。北齊錢と稱する者と同樣にして廣穿と稱する者が常平に似たる處多い樣に思ふ。共に玆に掲げて參考とす。



小樣　廣穿

しかし泉貨鑑の趣意は周郭完厚のものと細いものとある事を大別して示した者と見れば相當の理由あれども細縁の者は皆東魏若くは北齊のものと見るのは少しく

早計の樣に思ふ細緣中には西魏の品類もあるから一概には申されぬ。

（は）　其二　錢幣考遺

泉貨鑑の補遺として左の三種を增たり但し其一濶字と稱する者は背に四道がある者なり。或は其當時漫滅して認識し得ざりしならん類品稀少の折柄につき恕すべき誤謬と曰ふべし。


(1) 濶　字


(2) 樣小字濶


(3) 長狹字文

（に）　其三　鑑識訓蒙

長字、大字、小字ありと說てあるが錢圖がないから判明せぬ月旦衆評錢譜は其頃の錢譜であるから調べて見たるに大字として泉貨鑑が北齊錢と云ひし者を載せ長字として考遺の文字狹長と云ふ者を載せたれば此本は前記二書に據りたる事を知れり。小字とは明治泉譜に載たる者即ち泉貨鑑が後魏の者と云ふ品を指して命名せる者と思へり。

（ほ）　其四　古泉大全

分類銘目及錢圖共に泉貨鑑と考遺に從ひたる者にして其內濶字小字と稱する者は考遺が（欽安）なるを大全は（小字）に改めたるのみ。考遺が誤認せし濶字を其儘踏襲して改めざりしは聊か穿鑿の足らざる處あるは似たり。

第六章　行用

（い）　一般的行用年數

永安五銖を行用せし始終を史籍に求て玆に拔萃せり

(一)後魏食貨志曰、孝莊帝永安二年秋九月より起りて三年正月にいたりて止む。

(二)隋書食貨志曰、齊神武覇政の初め魏に承て永安五銖を用ゆ。

(三)後魏食貨志曰、都を鄴に遷して後ち輕濫尤多し。

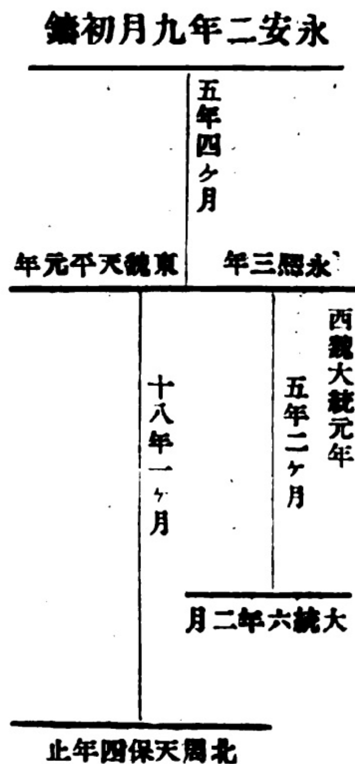
(四)通鑑曰、齊天保四年春正月已丑齊改鑄文曰常平五銖。

(五)五代志曰、齊文宣除魏永安五銖改て常平五銖を鑄る

(六)西魏は永安の行用を止めたる事を記さゞるも大統六年二月五銖錢を鑄るとあれば此時既に永安の二字を削り去りて單に五銖と云ふ錢を鑄たるなるべし。

初鑄は永安二年九月にして三年正月に至りて止むとあれども行用は依然として行はれた事と思ふ。齊神武魏に承て猶ほ用ゆとある以て此間の消息を知るに足るべし。鑄造も三年正月に一時中止したかも知れぬが其後亦鑄造を始めた者と見ゆる遷鄴已後輕濫尤多しとは其前にも相當に輕量の鑄造があつたかの樣に聞へる。故に全然二年正月より遷鄴迄中絶した者とは思はれぬ。官鑄はなくとも地方の鑄造又は私鑄等は引續き行れた者と見るのが至當と思ふ。

其後、西魏大統六年改鑄迄使用し。東魏は終世永安錢を用ひ北周天保四年常平五銖に改鑄せる迄使用したのである行用年數を表示すれば左之通である。



(ろ)地方的行用種類

(一)隋書曰ふ遷鄴の後百性私鑄形體製作漸く別あり遂に以て名を爲す。

(1)雍州靑赤。

(2)梁洲生厚緊錢吉錢。

(3)河陽生澀。　(4)天柱赤牽。
の稱ありと書てある。是は讀方に依て種々變化する樣に思ふ。假令ば雍州錢、赤錢、青錢、と箇々別々に讀むのと雍州の青錢、雍州の赤錢と續けて讀むのと大なる相違を生ずるのである若し後者とせば雍州で出來た赤錢青錢と云ふ意味に解釋せられて錢の頭に鑄造或は使用地名を冠した事となる予は此讀法を正しい者と思へり。

元來此の記事は體制之異なりたる名稱を列記したので東魏の制錢以外の品を云ふのである。故に其地名雍梁河陽等は皆西魏所屬の者のみである天柱とは永安初鑄錢を云ふので是又東魏錢と體制の異なりたる品である。(天柱に就ては次に解釋する)

雍州とは西魏の主都長安地方の州名で青赤の別は錢質の部で述てある通り含有物の差で白青なると純赤なるとの區別を附けた者であらう。

梁州とは汴梁地方の事で西魏の屬地なり生厚とは其錢の厚重なるは勿論なるも精熟ならざる者を云ふなるべし尖郭類には隨分滑澤を欠く者多し此等の錢を指て名附けし者歟。

緊錢とは用法に依て命名せし者と思ふ緊は(まとう)と云ふ意味の文字であるから纏結して使用した錢を云ふなるべし定て薄弱なる錢なるべし一文遣の出來ぬ錢であるから一枚の目方五分以內の輕量品ならん下間泥鏽は概して輕量の品のみで二十一枚で十一匁一分三厘で平均五分三厘に當る中には三分二厘と云ふ薄小の品がある思ふに如斯品は當時緊結して使用せし者ならん。

吉錢とは薰山公が土字錢を云ふなるべしとの假定說あれど敬服する程の說ではない。又吉金を用いて鑄た錢どする人もある。成る程周時代の鐘鼎等に吉金を擇ぶとか吉金を用ゆとか或は吉金を用て自ら寶を作るとか銘に彫てある是等は鑄造地金を意味して居るが此處に吉錢と云ふのは周時代の如く地金を指て名附たのでは

あるまいと思ふ玆に予が新說あり記して大方の敎を請ふ事とせり。

吉は結の畧字で前記の緊錢と畧ば近い意味を爲す者で緊錢は纏ふたる錢で吉錢は結びたる錢を云ふなるべし唐書四十三食貨志に（兩京錢有鵝眼古文綖環之別）とある綖と云ふ字は（しばる）（くくる）（つなぐ）と云ふ意味があるから矢張り緊錢結錢と似寄たる使用方法である斯く似寄たる用語ある處より吉字も結の畧なるべしと思ふのである。其方法は知るに由なし或は琉球封錢の如く緊結の儘にて使用した者かと思ふ。

天柱とは永安二年孝莊帝が爾朱榮の功勞高きを思ひ特に天柱大將軍と云號を設けて以て之を授けたのである此の天柱の號は何人にも授けた事が無い獨り爾朱榮に限ぎつて居る。當時爾朱氏の勢力は漢末に於る王莽の如き者ありて殆ど簒立せんとして反て孝莊帝に殺されたのである。時恰も永安錢が鑄造されたので後世爾朱氏の通貨として天柱の名が生れた事と思ふ。高澄の鑄た東魏の錢を北齊であると云ふ董逌の筆法で謂ふならば此種の錢を爾朱氏の錢と云ふのはより以上的確なる名稱と思ふ況や其時代から天柱錢と云ふ特種名稱ある者をや。

赤牽と云ふ言葉は前に說明せし通り牛糞の異稱で天柱期の錢が文字平潤輪郭完厚如何にも（べつたり）として形容が似て居るからであらう。

（二）五代志曰、乾明より皇建の間に往々私鑄ありて

(1)鄴中では赤熟、靑熟、細眉、赤生、の異稱あり

(2)河南では靑、薄、鉛錫の錢を用ゆ

(3)靑、齊、徐、兗、梁、豫、

等州類各殊なり武平已後私鑄する者轉た甚しく生鐵を以て銅に和せる者あり」と書てある此記事は永安と常平とを通じての事を述べてあるのである。しかし其の地方的行用を明記した唯一の文書である。

（は）地方別行用（向陵私考）

我國先輩が分類せる處は第五章に述た通り五六種に過

ぎず然れども古書に謂ふ所の品類は如斯少數の者にあらず隋書には八種五代志には十二種もありて猶此外にもあるかの如く記してある故に仔細に區分したなら隨分多種ある事と思ふ以下予が假定類別に依て聊か私見を加へる事とせり。

其一　洛陽

第一ら號は貨幣十九號土字錢研究として發表せり故に此處には畧せり。但し肥朱、方點、長金、三種を加へたるは類似を求めて編入せし迄にて必しも土字錢の後鑄と認めたるにはあらず或は別に一科を成す者かも知れぬ。他日資料を得て確定する事と思ふ。

其二　長安地方

第二（に號）欽朱と命名せしものは東京古泉協會雜誌第九十號に鷲田君が評して（銖字金邊は隋錢に近き白銅のものと近似して彎曲をなし云々）の品で予も又同感なり。此れに類するは大字長字の二品なり亦後鑄とも見るべき濶緣の品に小字俯永の二品を得たり。而してその小字と置樣五銖とを比較すれば鷲田君の說の如く銖字に於て酷肖する處がある。殊に朱字の方折して居るのと金の頭部が傾て其の中畫が獨り長く輪に接して居る具合は魏錢の外に見る事の出來ぬ特徵である。既に形體の部に述た通り製作にも似た點がありて文字も如斯一致する處を見れば必ず近い時代にあるべきではあるまいか然るに是を隋錢としたのは後世誤傳した者で舊來から斯く言傳へたのではない宋の洪遵泉志に舊譜を引て明かに區分してあつて決して迷ふ處がないのである。

（一）泉志曰北史西魏文帝大統六年二月鑄五銖錢十二年三月鑄五銖錢舊譜曰以赤銅鑄。

所謂置樣五銖なる者は銅色純赤舊譜謂ふ處に符合せり北史に此記事ある而已ならず後周保定元年布泉改造の節にも布泉一を以て五に當る五銖と並行せしむとあるから布泉改造當時には永安錢の通用ではなくして五銖が通用して居るのであつた。

(二)舊譜曰徑一寸重一寸六黍內郭平潤五字右邊傍好有一畫銖三面無郭用鑞私鑄故錢色白。

右は隋の白錢に就ての記事である其錢色に於て西魏錢は純赤後周錢は白色と明かに區別が出來て居る。茲に永安錢ど置樣と白錢を併列して置樣五銖が前後孰れに似寄たるかを示す事とせり。



北魏



置樣



白錢

文書の上から見ても亦事實より見ても中央の置樣が西魏の錢なる事は明であるから此上説明する要は無いと思ふ舊來の誤謬を改めて爾來大統五銖と稱する事にせられん事を望む。

扨置樣五銖と小五銖とは如何なる關係あるか置樣は六年小五銖は十二年改造とすべきなれども餘りに穿鑿に過ぎて面白からず總じて大統五銖と唱へる事にしたいと思ふ。

小五銖の書體と似たる永安錢は尖郭と飲金の二種である。獨り文字の結體而已ならず纖細なるのも特色である此の文字の細いのは西方の特色と思ふ五行大布永通萬國なども細字で白錢に至りて尤も細く書てある全く

皆同し系統であるからである。
泉會に於て鷲田君が六朝の錢式を標榜せる異品として大小二種を撰まれ其小樣なる者の評に（隋錢の錢質と近く似寄たる末鑄云々）と說かれたのは小五銖を隋錢としての評と思ふ此の意味に於て予も同感である此錢が如何に小五銖に似たるかを示さん爲め茲に拓出す。



（五字交叉點に陰文十字あり）
尖郭後鑄

其三　河南

第三（か號）此部の錢は安字昂りて丈けの高きを特徴とせり（は）に屬する者は古來大字と稱せし者である河南は始め西魏に屬し武定頃に至りて全く東魏に入りたる地方なれば錢貨も自から西魏の系統にたどるべき者と思ふ今此種の諸錢を見るに西魏諸錢と類似せる點多し予が本品を以て河南とせしは又是が爲のみ。

其四　鄴

第四（き號）此部中心點は四道錢である夫に存在多き廣穿を配するから東魏中樞の通貨と謂はねばならぬ。廣穿の深字反郭と常平痩字の深字反郭と同一狀態にあるのも是れが爲めなり予が此種を東魏主都の鑄貨と認めたるのも亦是れに據る。

其五　晉陽

第五（し號）晉陽は東魏の倍都である高歡が大丞相府を此地に建て每に重鎭とした處である兵權と共に經濟的中心をも掌握した事と思ふから貨幣の鑄造をも行ふた事と推定する。鄴の通貨なる廣穿に比し北方に偏して居るから文字製作等一層劣惡な貨幣であつたと思ふ今存在品中是れに相當する者は長字欽朱類即ち面の平地荒びたる文字が廣穿に似た者を以て是に充てるを適當と思ふ存在數が廣穿に次ぎ多數なれば恐らく間違は

あるまいと思ふ。

（に） 行用年數と存在との比

前に述た行用年數を以て予が假定せる種類の存在高を割れば次に示す結果を見る但し割合を算出するには出土品を除きたり出土品は時代も地方も偏する虞があればなり。

(1) 北魏末年	行用年數五年四ヶ月 通貨個數百四拾七個	此割合 一ケ年ニ付	二七、五六個
(2) 西魏行用	年數五年二ヶ月 通貨百四拾個	此割合 一ケ年ニ付	二七、〇九個
(3) 東魏及北周	行用年數十六年一ヶ月 通貨三百九拾五個	此割合 一ケ年ニ付	二一、八二個

第三の割合尠なきは東西分立後戰爭終末して埋沒する者多からざりし爲め傳はる事も多からさりしならん歟

（ほ） 令公百爐錢

東魏高澄が大統七年に鑄たと三國典畧に書てあるのが基となつて居る是を或書（書名を逸す）には大通七年としてある梁の大通では時代が違ふ或は中大通七年の事ではあるまいか若中大通七年なら東魏天平二年に當る即ち東西分立の始にして高澄が尙書令となり諸般の事業改革に着手せし時であるから貨幣改造を企る事もあり得べきことと思ふ。典畧に書てある通りとすれば武定改鑄迄僅かに二三年の間隔しかない夫れではあまり接近し過て居る錢に大小輕重の差が多いから決して如斯短期間の通貨でない事は明かである予は遷鄴當時（即ち天平初年）の鑄造と假定して居るが聊か疑はしき處もあるから他日の研究問題として居る。

（終り）

大正九年十二月



永安五銖存在表 (1)

大正九年十二月調

部別	品名	傳世品 個	傳世品 總量	下間赤銹 個	下間赤銹 總量	滎陽出土 個	滎陽出土 總量	不明出土 個	不明出土 總量	下間泥銹 個	下間泥銹 總量	河南出土 個	河南出土 總量	合計 個	合計 總量	平均重量 瓦
き	四道正字	25.	17.54	1.	.61			2.	1.38					28.	19.53	69.75
き	同 長冠	9.	6.08									2.	1.69	11.	7.77	70.63
き	同 長字	2.	1.38											2.	1.38	69.00
き	潤緣廣穿	4.	3.26	2.	1.54							19.	18.71	25.	23.51	94.04
	合計	50.	36.78	4.	2.79			2.	1.38			21.	20.40	77.	61.35	79.85

永安五銖存在表 (2)

大正九年十二月調

部別	品名	傳世品 個	傳世品 總量	下關赤鏽 個	下關赤鏽 總量	滎陽出土 個	滎陽出土 總量	不明出土 個	不明出土 總量	下關泥銹 個	下關泥銹 總量	河南出土 個	河南出土 總量	合計 個	合計 總量	平均重量 匁
	同五左昂											2.	1.75	2.	1.75	87.50
	同朱左昂	19.	14.73									143.	121.60	162.	135.73	83.78
	大頭五	5.	3.92					1.	0.88			110.	96.58	116.	101.38	87.39
	同小朱	1.	.56											1.	.56	56.00
	は部合計	485.	362.24	14.	9.44	74.	45.87	45.	35.63	21.	11.13	3,933.	3,526.35	4,572.	3,990.66	87.28
	總計	682.	508.24	37.	27.51	91.	59.90	56.	43.73	21.	11.13	3,954.	3,546.75	4,841.	4,197.26	86.70

永安五銖重量分別表

（數字は個數）　　　　大正九年十二月調

部別	品名 ＼ 分位	一匁三分	一匁二分	一匁一分	一匁	九分	八分	七分	六分	五分	四分	三分	合計
に	淵字俯永						1.		1.				2.
き	四道正字			1.	1.	4.	2.	4.	10.	4.	2.		28.
	同　長冠					1.	1.	6.	1.	1.	1.		11.
	同　長字							1.	1.				2.
	淵緣廣穿			2.	6.	9.	6.	1.	1.				25.
	ろ部合計			3.	7.	18.	13.	13.	15.	5.	3.		77.

永安五銖重量分別表

大正九年十二月調

部別	分位 / 品名	一匁三分	一匁二分	一匁一分	一匁	九分	八分	七分	六分	五分	四分	三分	合計
し	同　右接			6.	41.	193.	256.	76.	15.	7.	10.		604.
	同　左接		1.	2.	20.	105.	102.	40.	8.	2.		1.	281.
	同　短足					11.	51.	27.	6.	1.			96.
	同　五左昂				1.			1.					2.
	同　朱左昂			1.	5.	27.	83.	41.	3.	2.			162.
	大頭五				7.	42.	51.	15.	1.				116.
	同小朱							1.					1.
	は號合計	1.	11.	104.	461.	1199.	1620.	583.	143.	95.	47.	8.	4,572.

認可
發行 大正十年五月一日

貨幣

(第貳拾六號)

東洋貨幣協會

○貨幣（第貳拾六號）目次

◎論說

○寛永十四年長門國に於ける鑄錢地の調査報告……花林塔……一頁
○和同開珍に就て……龍泉散史……三頁
○寛永背番錢の鑄造年代……（下）……呆仙……一四頁
○盛岡藩錢札に就て……（六）……非佛……一五頁

◎品評

○東洋貨幣協會第拾七回後半出品々評……一八頁

◎願選函

○七福小判の世說……（二）……二二頁
○德川氏貨幣史……（續）……二三頁
○魏權幣に關する問答……（下）……培風室周背……二五頁

◎質疑應答

○濱村氏の質疑に答ふ……向陵生……二七頁
○會告……二九頁
○廣告、其他……三一頁

（全項禁轉載）





加越能五百通用

前號の三百通用に對する五百通用なり

本錢の圖様は松竹梅の第二位竹を配し、辰は十二支の五番目にして即ち五百の換當價格を諷するものなり

質は眞鍮にして製作端數、鑄淺ひの跡頗る美明である

貨幣 （第貳拾六號）

『論　説』

○寛永十四年長門國に於ける鑄錢地の調査報告

花　林　堵

寛永十三年に於ける幕府の鑄錢事業は、初め政府の直轄事業として江戸、坂本の二ヶ所にて大規模に盛んに鑄出したるが如きも、全國に普及せしむるには此二ヶ所のみにては足れりとすべからずと氣付きてか、超て十四年八月左の令を下せり

鑄錢所

水戸　仙臺　吉田　松本　高田
長門　備前　豊後　中川内膳領内

一只今迄被仰付候分に而は諸方へ弘り兼候之間代物澤山鑄させ其國は勿論他國えも御定の如く金壹兩に四貫文壹分に壹貫文宛拂候樣に可申付候

一寛永之新錢本を越候而如此いさせ可申事

一錢鑄申候者聞立領内勝手克所々に而可被申付候事

寛永十四年丑八月

此法令に指定せられたる常陸、陸前、三河、信濃、越後、長門、備前、豊後の八ヶ國の諸侯は幕命によりていづれも我藩内適當の地を撰んで、鑄錢座を建設し、奉行も命じ、下請負人なども定めしめて盛んに鑄造せしものゝ如し、是各地に於ける遺蹟の皆領内樞要の地にありしを見ても知るべきなり

就中長門は此地方唯一の大藩にして、藩政外に揚り財力内に豊に、人材も又多士濟々たるものありて、日本國内五指の内の雄藩たり、此藩にして鑄錢なすとせば定めし幕府か配布せし見本以上の錢をも鑄出したらんと思はるれども、今日迄は未だ此藩の鑄錢事蹟をだに知るものなく、勿論如何なる種類の錢が此藩のものなるやも知るを得ざりしなり

予が長門の人重友毅君と知を得たるは實に昨年の事とす、癖談忽ち長藩鑄錢の事に及ぶ、君曰く萩に中學校長たりし安藤紀一先生は藩史に精通せり、或は要領を得る事もやあらん、學期の終に歸鄕せば其門を敲くべしと約さる、さる篤學の士たらんには必らず期待に背かざるべしと樂んで其報を待ちしに、果せる哉左の信書を交附せられたり、文中の八ヶ國の順序が當時の法令と少しも違はざるは誠に古錢家以外の古錢家とも申すべきか、翁の謹直なる風貌を見る心地す

前畧　御尋の趣に對しては老生是まで承知致候事を左に記載致候間御覽被下度、是より詳細の事は目下取調中に候

○寛永十三年將軍德川家光寛永通寶を鑄、且諸國に令して官鑄に傚ひ之を作ることを得せしむ

この諸國とは日本國中いづれの國にてもといふ譯にてはなくして、水戸、仙臺、吉田、松本、高田長門、備前、豐後などの地に限りたるが如し

○寛永十四年長門國美禰郡赤村に新錢を鑄る、幕府の命に依るなり、此時長藩にては田邊市郞左衛門佐々木四郞兵衛、杉十左衛門を鑄錢奉行となせり

○寛永十七年十一月二十二日幕府新錢の鑄造を停めたり

是位の事にては決して御役には立ち申さずと存じ候らへども夫より以上は存せず候間其邊にて御濟し被下度　下畧

此後萩にては錢は作らず、只札銀とて紙幣に當るものを御藏元（役所なり）にて作りしのみなりと

先般長門鑄錢の件に就き聊の材料御答申候所、美禰郡赤村の内にて今に字名「錢屋」と申處有之由にて其地の人より知らせ來り候、其箇所は當時「勘場」とて役所のありし所なりと、今も金滓多く出候由、又此近傍より鑄造用の金屬を出したるが爲なりと

重友君の説明によれば美禰郡の赤村は萩の城下を去る

三里程の地なりと

今此二つの信書を讀て實に愉快に堪えざるは當時の牽行の名まで知り得たると、錢座の遺蹟地まで知り得たるにあり、按るに金屬を出したる地が赤村といふも銅に聯想せられ、或は遡て長府の鑄錢司時代にも出鑛せし事なきやと空想せられ、城下を去る三里はさして僻遠の地ともいふべからず、出鑛の地に錢座を置くは鑄造上にも利便あり又恰當の地といふべく、殊に其地に錢屋といふ字の殘れるは吾人をして最心強く感せしむるなり、水戸の遺蹟も錢屋といふ岡山にも錢屋敷あり、長門又錢屋といふ、其遺蹟の地たる疑ふべからざるなり、蓋錢屋とは錢屋敷の下畧せられたるものなるべし（昔は唯錢屋といへば兩替屋の事なれども、屋敷といふは今日いふ官廳などの敬稱なり、水戸にせよ長門にせよ皆藩史の簡泒せられたるなれば、時人錢屋敷と呼びしは當然なり）

隴を得て蜀を望むは研究家の常僻なり、今長門の鑄錢事情を知りたり、如何なる錢をか鑄出しつらん、挑永の類か婉文の類か、將又太細の手か俯永の手か、何れにしても一種類にして多數の變化あるものなるべし

本編一文安藤遊仙堂君に呈し其年表に

寛永萩錢　寛永十四年至同十七年　長門國美禰郡赤村

の一項の挿入を望む

又此長門鑄錢事蹟を古錢家に向て初めて報告するの光榮を擔ふに就て多大の援助を賜はりし重友毅君、安藤紀一翁に敬意を表す　（完）

○和同開珍に就て

韻泉散史

序説

和同開珍は、元明天皇和同元年に初めて鑄造せられたるものにして、其以前に於ては決して此錢ある事なし、

余輩曩に黄薇古泉會誌に於て之を論述せし所あり、然るに今春、東都の泉友諸氏を歴訪するの機を得たり、一日藤井深藪庵氏を其邸に訪ひ、豊富なる藏泉を閲しつゝ泉談の中採て示さるゝ泉書あり、之ぞ氏と鷲田兩氏が編し將來刊行の冀圖ある稿本にして大略其稿を終られたるものゝ如し、然るに和同錢に就ては余輩と頗る相異せる新説を其の中に載せられしを見る、此錢書一たび刊行せられんか、或は世人の疑惑を惹起せず、と爲せず由て爰に再び和同錢に對する余輩の持説を論述して兩氏の反省を促がさんと欲す、願くは平靜善く余の説を讀熟玩味せられ、再應考慮あらん事を祈る、爰に斯論を述ぶるに當り便宜上三項に分ちて叙せん、即ち第一、史の明文、第二、錢文、第三、實証是なり

（一）史の明文

顯宗天皇紀に、稻斛銀錢一文、の語あるは後漢書を模倣せし虚飾の辭にして、當時未だ銀のあらざりし事は諸士の熟知せらるゝ所ならん

天武天皇紀、十二年四月戊午朔、詔曰、自今已後必用銅錢、莫用銀錢、乙亥詔曰、用銀錢莫止

按るに此頃に在ては既に錢貨ありしと思はる、蓋其錢貨は如何なるものなりしか、我九州地方には古くより漢韓と交通ありしを以て、彼地の錢貨幾分輸入せられあり、而して其地に往來せる官人等之を見聞して、京畿に於ても多少私鑄して通用せしものなる可し、其品類は漢土より輸入せしものも多少は持歸りしなる可く、我邦にて私鑄せしものは全く無文錢なる可きなり、其流通額たる素より僅少のものなる可く、半ば装飾的玩弄的のものなるべきなり其一旦銅錢を用ひ銀錢を用ふる勿れと諭したる如きは之を装飾に用ひて華美に流るゝを戒めたるものと見る可し、朝鮮にても古くは無文錢を使用せし證蹟あり、我邦此頃の鑄錢も必ず無文錢ならざるべからず、此點猶後に詳説す可し

天武天皇六年十二月初めて鑄錢司を置かる

持統天皇八年三月朔、以直廣肆大宅朝臣麻呂、勤大貳

臺忌寸、八島黄書連本實等、拜鑄錢司
文武天皇紀三年十二月、始置鑄錢司、以直大肆中臣朝臣意美麻呂爲長官、以某爲次官

天武朝及文武朝に初めて鑄錢司を置くの明文あるも何等鑄錢せし實證なし、唯唐制に摸倣して其官名を置けるのみなり、持統朝に鑄錢司補任あるも、拜鑄錢司とありて任と曰はず、是此頃の鑄錢司は實際の官職にあらずして一種の官位たる事を表白するものなり、文武朝にありては、爲長官、爲次官とありて、持統朝の時よりは稍實施期に近づきたる如きも、猶未だ鑄錢するには至らざりしなり、夫は次の項を見て知る可し

文武天皇紀、四年六月甲午、勅淨大參忍壁親王、直廣壹藤原朝臣不比等撰定律令、職員令大藏省條曰、掌出納諸國調及錢金銀珠玉銅鐵骨角齒羽毛漆帳幕權衡度量賣買沽價諸方貢獻雜物事、又當省所管典鑄司條曰、掌鑄造金銀銅鐵等事

即錢の出納を掌る事は載せあるを以て、錢貨ありしは明白なるも鑄錢の目なし、昨三年鑄錢司の官名は置かれたるも實際鑄錢の事なきは明かなり、而して此時の錢貨は如何、余輩は尙漢土傳來のものと、我邦私鑄の無文錢とを以て、之れに充つるを允當とするなり

元明天皇紀曰、和銅元年戊申正月乙巳、武藏國秩父郡献和銅、詔曰開看食國中乃東方武藏國爾自然作成和銅出在止奏而献焉（中略）故改慶雲五年而和銅元年止爲而御世年號止定賜云々

二月甲戌、始置催鑄錢司以從五位上多治比眞人三宅麻呂任之、五月壬寅始行銀錢、七月丙辰令近江國鑄銅錢
八月己巳始行銅錢

即前の官位に對して實際の催鑄錢司を置れたるものにして、多治比眞人を之に任じたり、前後史の文意を味ふべし、而して鑄錢司なるもの實際の官職となりたるを以て、是より以後之に代るべき官位の生じたるなり

神護景雲元年二月丁未、從五位下吉備朝臣眞事、爲鑄錢司員外次官

是乃ち官位にして、催鑄錢司ならざる官位時代の鑄錢司と同様なるものとす

二年正月壬午、詔曰、向者頒銀錢以代前錢、又銅錢並行、比姦盜逐利、私作濫鑄紛亂公錢、自今以後、私鑄錢者、其身沒官財入告人、行濫逐利者、加杖二百、加役當徒、知情不告者、各與同罪

以て前錢に代ふとは、和同錢を以て其以前の私鑄錢に代るの義なり、反對論者は多く此詔勅の出づる事、和同錢開鑄より短時日の間なるを以て、元年開鑄のものとしては斯く迄早く私錢簇出し公錢を紛亂するに至らず、必ず和銅以前より和同錢は有しものなりと說けるも、斯は未だ實際を洞察せざる言なり、何となれば我邦錢貨の起りは先私鑄錢なり、私鑄錢を使用する事幾許年かを歷たる後、漸く爰に官鑄錢の出たるなり、而して其官鑄錢たる鑄造の額尙僅少なりしものなり、故を以て官錢出づると雖以て私錢を防壓するに至らず、返て私鑄錢に紛亂せらるゝに至りしものなり、且夫惡錢が良錢を凌ぎて橫行するは古今の通弊ならずや、之を矯正す可く此詔勅を出し、私鑄を禁壓するの刑法を設けたるなり、故に實際に於て此刑法を施行したる事ある哉否哉は猶未だ知る可らず、勿論其當時に於ては其通用區域は京畿を出でず、然も其內一部分の士人に限れるものゝ如く、總體の流通額も僅少なりしなり

三年正月丙寅、太宰府献銅錢、戊寅播磨國献銅錢

即ち京畿の公錢尙少額なるを以て、貢献ありしものと思はる

四年五月己未、以穀六升當錢一文、令百姓交關各得其利

此時に至りて、穀の價を定め、百姓に錢貨を使用すべきを敎えたり、百姓未だ錢貨の利を知らざりし事を察知す可し

十月甲子、是日詔曰、夫錢之爲用、所以通財貨易有無也、當今百姓尙迷習俗、未解其理、僅雖賣買、猶無蓄錢者、隨其多少節級授位（下略）

五年十月乙丑、詔曰、令行族人必齎錢爲貲、因息重擔之勞、亦知用錢之便

六年癸丑三月壬午、詔賣買田以錢爲價、若以他物爲價、田並共沒官

此等の詔勅に依れば、百姓尙僅に賣買に錢貨を使用するも之を蓄ふるを知らず、行旅に錢貨を携帶すれば諸物を携帶するより便なるをも知らず、田を賣買する如き多額のものも、尙錢貨を用ふるを知らざりし如き狀體なり、朝廷錢貨の使用を奬勵するに腐心せられしを想像す可きなり、夫斯の如し是尙公用錢貨を流通する事累朝の久しきに亘れるものと謂ふを得んや、且累朝の久き官鑄錢貨ありながら此時迄毫も之が使用を奬勵せざりし如き秕政ありしとも信ず可らず、尙此以後に於て又錢貨の使用を奬勵する事斯の如く盡せらるを見ず、彼を思ひ是を思はゞ和銅元年官鑄錢貨の初めなる事動かす可からざるを知る可し

而して反對論者が和銅以前のものと稱する品は、余輩の以て和銅元年以後と稱するものにして、長門周防等の鑄錢遺跡より發見せられし錢笵の文字と同一轍に出づるものなり、依て其人等は此長門周防の鑄錢をも和銅以前より起り居たるものと稱せらるゝが如し、今爰に長防二州の鑄錢司を史に求むるに

聖武天皇天平二年庚午、三月丁酉、周芳國熊毛郡牛島西汀吉敷郡達理山出銅試加冶鍊並堪爲用、便令當國採冶、以充長門鑄錢

之乃ち長門鑄錢の史に顯はるゝの始めとす、此時を以て必ずしも長門鑄錢の開始とは斷定出來難きも、是より遠き以前にあらざる事は察するに足るなり、而して是より先き文武の朝、當國より既に銅鑛を献せし事あるを以て、或は其頃より開鑄せし如く思意する人あらんも、然る可からず、文武の朝に貢献せしは銅の鑛石にして未た製鍊の法を知らざりしものなり、我邦には銅鑛製鍊の法案外後れたり、和銅の發見も自然銅なり、決して製鍊したる銅にあらず、此時初めて達理山の銅

鑛を試錬したるを知る可し、周防の鑄錢司は此達理山の附近にあり、其開鑄は天長の初年と稱せらるゝも未だ史に明文を見ず

淳和天皇天長八年三月五日癸卯、下式部省符偁大納言正二位兼行左近衛大將民部卿淸原眞人夏野、宣、奉勅鑄錢司遠置周防、赴任之吏不異國司、自今已後秩滿解任、一准國司、任期四年、但鑄錢師等非此限

是周防鑄錢司の史に顯はるゝ初めとす、故に天長の初年開鑄の說事實に近し、而して長門鑄錢司も尙暫くは存在し、後には採銅司となれり、又周防鑄錢司の終は左の如し

天慶三年十一月七日戊辰、周防國飛驛言鑄錢司、爲賊被燒之由

即此時、藤原純友叛して之を燒き、玆に至りて其跡を絕つと云ふ、夫斯の如く二州鑄錢の事、天平頃を以て初めとし天慶に到りて終息す、而して兩所共に和同開珎の錢范を出すを以て見れば、京畿にありては旣に幾度か錢文の變はれるあるも、此所にては尙永く和同錢を鑄造せしものと思はる、然も此の錢范と同一の書體を有する錢貨を以て和銅以前の所鑄となすは其理果して何邊にある哉を知らず

（二）錢文

和同開珎は即和銅開寶の省書なりとの說あるも、余輩は必しも然りとせず、同は銅の省書となして敢て支障なしとするも、同と銅は同じ音なれば、同と書して銅の義に通じたるものなり、珍は寶の省書とは云ふべからず、唯珍と寶、其意義相似たるを以て、珍と書して寶の義に通じたるなり、此頃の我邦にては、漢文學を咀嚼して之を日本的に構成したる時期たる事は、少しく歷史を繙る人の認る所にして、文字に於ても幾多日本的の新字を作り出したる時代なり、吉備眞備公の片假名五十音、僧空海の平假名いろは歌等は、尤完成したるものとす、彼の菅公の唱導せられし和魂漢才の趨勢にして、渾て大陸文明を我國民性に適應せしめたる

ものなり、和銅の年號も或文書には和同と書せるものありと云ふも、斯は公文書にはあらず、一の私文書たるを以て年號も和同と書したりとの引證には不充分なるが唯一般に斯かる氣風ありしを見る可し、故に和銅開寶と書す可き錢文を和同開珍と書して得々たる風潮あり、是乃ち當時の高標なりしなり、且一方には未だ鑄錢に慣れざるが故に成る可く錢文の字畫を尠なくする事の必要ありしものと見る可く、彼の古和同と稱する品の製作不整古樸なるを看て知る可し、次て支那の鑄法を傳習し、初めて整然たる錢貨を製出したり、新和同と稱する類即ち是れなり、然るに反對論者は、和同とは和銅の年號に依るならずして、上下和同の意なりと説けり、此説たる近く明治の頃より或一部の人士が唱ふる所なるが夫は全く其年代の風潮を唯支那に模倣せるとのみ觀察したる結果にして、夫れ以前にありて何等の根據なき浮説なり、勿論錢文なるものは吉語となるは自然の理たり、年號も亦必ず吉語に據れるものなれば、時に暗合する事もある可し、而して元來漢字を用るが故に自然に支那的の意味あるは免がれざる所なり、苟くも支那の熟語に似たるを以て輕々しく模倣となすを得んや、此頃の古記錄等には往々支那に模倣せるものはありしも、錢貨に於ては案外支那に模倣せずして我が國獨歩の氣風を示すもの多し、試に見よ、和同錢は開珍とあり、開珍の語支那錢貨に例なし、次に生じたるは開基勝寶、大平元寶、萬年通寶の三者なり、而して最上位の錢に勝寶とあり、是語亦支那に例なし、元寶、通寶の二種は支那に例あるも、斯は三種同時に鑄造して殊更に其錢文を異にしたるの結果にして、夫すら支那の例に倣はず、若支那の例を引かば、小錢を萬年通寶とせるならば當十錢は萬年重寶とし、當百錢は萬年大寶とも稱す可き所ならんに、同時に三種を造りて全然各稱を異する事是又支那に例なし、次には神功開寶、隆平永寶、富壽神寶、承和昌寶等何れも開寶、永寶、神寶、昌寶など支那に其例を見ず長年

錢より以下は、或は支那に例あり、又我邦にても重復の稱呼あるが、此頃に及びては幾分錢制も亂れたる可く、且既に幾多の稱呼を用ひ來りたる爲め、勢ひ斯くなりたるものと見る可し、斯の如く可及的支那の風を離れて我邦獨々の稱呼を用ひたるは國粹の意氣を見る可く、殊に神寶の如きは我神洲の精華を發揮したるものなり、又此頃の錢文は悉く循讀なり、斯は非幾何學的なる曲線美を悦ぶ我邦の國民性より來れるものなり支那の人種は多く幾何學的直線美を尙ぶ、其錢文の如きも元來半兩、五銖等の如く二字より起り、之れに上下二字を加へ對讀のもの多し、但し北宋錢の循讀多きは特例なり、此時代は文華熾んにして武を疎んじ寧ろ文に惑溺したるの風あり、爲に本來の幾何學的志藻に移りたるものなり、其時代の錢文の優美なる事前後無比なるを以て見る可し、尙後世に至りては彼我共に種々の事情起りて、必ずしも單純なる志藻を見る可からざるなり、此等の點に就ては余輩、國民性より觀たる錢貨の感想を、異日稿を改めて論述せんと欲す、爰には唯和同錢に於ける意義が、決して支那熟語に泥まずして、我國民性の存在せる事を說くに止むるなり、故を以て論據薄弱なる支那の熟語に依れるものとの說よりも、寧ろ當然に據るべき年號其物より來れるものと見做すを允當とす

次に開の字に就て少しく述べんに、此開の字は女帝、若くは、女上皇、皇后、皇太后等の當時權勢ある人の女德を頌するものなりとは、古來硏究家の往々說ける所にして、余輩も亦之れと感を同じうするものなり、元明天皇は女帝に御在しまし、其御代に初めて銅を産し、依て年號をも改め而して錢を鑄たり、故を以て此天皇の女德を謳歌す可く和同開珍と稱せしは正に當然の事とす、次に見る淳仁天皇の御代、三種の錢貨を造りたるに、當時孝謙上皇女子に御在しまし、院中に在りて、政を專らに爲し賜ふが故に此上皇の女德を謳歌す可く、最上位の金錢を開基勝寳と名づけたり、殊に

此金錢は當時の事情として其鑄造數も少なく至て重寶せしものなり、殆んど一種の装飾的貨幣と見做す可し、其故は勝の字たる實に孝謙上皇の法名、勝滿の一字たればなり、既に開の字を以て其德を頌し、又御名の一字を付したる如き、殆んど神秘的貨幣たるを知る可きなり、次で淳仁天皇を廢し、上皇重祚せらるゝに及びて造りし錢を神功開寶と云ふ、是又其女德を頌する爲に開の字を用ひあり、讀者幸に此理を熟察せよ、是余輩が、和同開珍なる錢文は必ず和銅元年に發生したるものとするの理由なり

（三） 實 証

彼の古和同と稱する不隷開の銀銅錢は、製作粗樸なるを以て、或は私鑄ならんと說ける人あるも、然らず、余輩は是必ず和銅元年に於ける官鑄のものと認むるなり、此頃我吉備地方に繁殖せし吉備氏一族は、孝靈天皇の皇子にして、崇神の朝、四道將軍として此國に來られし吉備津彥命より出て、日本武尊の東征せられし際、隨行武將の第一人にして、其功尤も多き吉備武彥の後なり、一族或は京師に出で、或は此國に居り、當時の大族たり、吉備眞備公實に爰に生る、備中小田郡東三成村、吉備公累代の墓地より發見せし、吉備公大夫人の納骨器銅製のもの、今同村國勝寺に藏す、其銘に曰く、銘下道圀勝、弟圀依朝臣、右二人母夫人之骨藏器、故知後人明不可移礎、和銅元年歲次戊申十一月廿七日成、とあり、圀勝朝臣は眞備公の父なり、眞備公此の時十四歲なりと云ふ、此の納骨器中に和同開珍一個存在せしもの倶に保存しあり、夫は銅鑄不隷開の古和同にして、稍廣穿中字のものなり、此の名族にして母夫人の遺骨と共に埋藏する唯一個の鑄貨に、私鑄のものを用る如きは有り得べからざる事なり、必ず官鑄のものたるは爭ふべからず、和同元年十一月廿七日は古和同銅錢の生じてより纔かの後なれば之を遺骨に付して埋葬するは一族の誇りとせし所たりと信ず、次に我備前兒島郡に屬せる水鳥發見の古錢は、和同、萬

年、神功の三種なりしが、此の内には古和同と稱するものは存在せず、何れも隷開の新和同のみなりしなり、新和同は萬年神功等と混じて共に流通せし事動かすべからず、此の頃に到りては既に古和同なるものは存在極めて少なかりしものなり、各地の發見品に於て何れも同樣の結果たるを見る可し』かの近江、岡田、河内、播磨、太宰府等の鑄造せしものは如何なる種類たるを知る能はずと雖、長門、周防の鑄錢は其發見錢笵によりて隷開の新和同たる事を知り得べし、而して不隷開の古和同も元年官鑄品たる事前述の証蹟あり、然るに反對論者の說の如く長門、周防の鑄造錢と等しきものを和同以前の所鑄と見做す時は、和同以前に在りて既に整然たる錢貨を造るの能力あるに、和同元年に限り不整の不隷開錢を造りたるの理由を知るあたわず、唯此元年にのみ一種古模の官鑄品ありて、其前後に整然たる隷開和同錢を造りたりとは、如何にしても合理せざるにあらずや、而して現存和同錢を初めとし、以降

十一種の錢貨中私鑄と見做すべきものはあらざるなり、是余輩か此頃の私鑄錢は必ず無文のものたる可しと斷定する所以なり、無文のものは一朝其流通力を失ひたる上は早速に其形を變じて他物となる可き性質のものなり、故に其品の今日に傳らざるを當然とす我邦の私鑄錢にして現存せるものは、彼島錢を以て尤古きものとす、島錢なるものは天德以降、我邦の鑄造絕へ專ら支那錢を輸入して通用せる時代に起りたるものたり、夫は其錢文たる開元通寶、太平通寶等のもの尤も多く、且尤も古きものたるを以て知る可し、但し此間僅少の和同開珎の島錢ありと雖も其風貌決して和同年間前後のものにあらず、他の島錢と等しく天德以後のものたるなり、支那錢流通の際と雖、其初期に在りては僅少の皇朝錢殘存混入しありたる事は疑ふ可からず、而して此島錢なるものは悉く其文字醜惡にして一見公爐のものと似るべくもあらず、此頃に於ける我邦私鑄錢の文字劣惡なる斯の如し、況んや和同前後に於

て豈正しき錢文のものを私鑄するの能力あらんや、且島錢私鑄の頃にありても、寧ろ無文の私鑄錢が、より多く製造流通せられつゝありしは認定に難からず、故を以て和銅の頃及び其以前に於ける私鑄錢は必ず無文ならざる可からざるなり

結　論

爰に上來說く所のものを綜合せんに

第一、和銅以前に鑄錢司の事史に見えたるも、單に其官位を置かれたるものにして、未だ實際に鑄錢はあらざりしものなり

第二、和銅以前に既に錢貨ありしも、夫は大陸より傳來のものと、我邦にて私鑄せし無文のものなり、而して其額たる素より僅少のものたる可し

第三、和銅元年初めて銀銅の和同開珎を鑄造せられたり、不隸開のもの即是なり

第四、和同の文字は、上下和同の語に依れるにあらずして和銅の年號より採りたるものなり

第五、二年以後、支那の鑄法を傳習して整然たる隸開の和同錢を製造するに至れり

第六、和銅年間、種々錢貨の使用を奬勵して次第に廣く流通するに至れり

第七、此頃の私鑄錢も、尙必ず無文のものたる可し

第八、長門、周防の鑄錢司は、和銅以後に起れるものにして、既に他の錢貨の出たる後も或期間迄は尙和同錢を鑄造したるものとす

余輩の持論斯の如し二君幸に之れを通讀して再應熟慮せられん事を乞ふ、而して好く此論旨を了解せらるゝあらば潔よく持說を棄てられよ、但し余輩と雖も此說を以て確固不抜のものとは自負せず、故に若し之を打破す可き證蹟と明論あらば請ふ高敎を惜む勿れ、余輩不敏と雖も其說の採るべきあらば自說を抛ち貴說に服すべし、唯說の據る所を明示せずして、漫然異論を胞持せらるゝは斯道の爲め遺憾とせざるを得ず、其唯に自巳に胞持せらるゝは尙ほ可なるも、之を泉書として

刊行發表せらるゝに於ては必ず相當の理由を説明せられざる可からず、一般同好諸士も余輩の論旨を通讀せられて、又各自に之が研究を盡され、以て斯説の當否を論議せられん事を希望す　（完）

○寛永背番錢の鑄造年代（下）

呆仙

明暦以後幕府公認の錢座を寛文、延寶と順次に設置し新寛永錢鑄造を行はれたれど、それ等は皆本論と關係を有せず

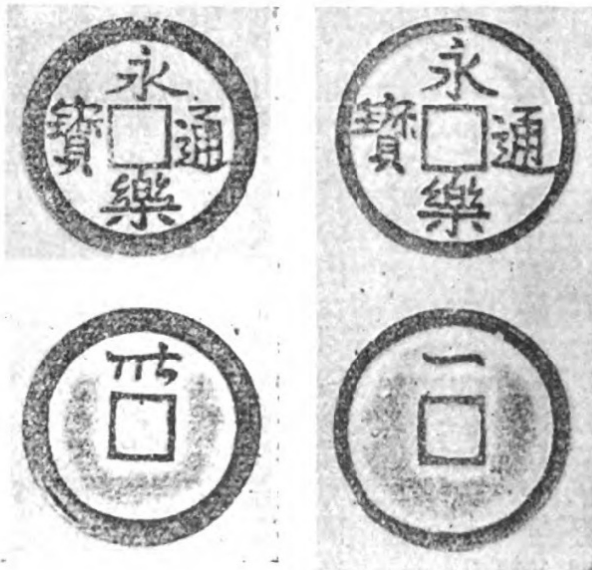
萬治二年より半官的に九州長崎の地に於て鑄造を許された、貿易用の摸彷錢類は此番錢に深き縁故は非されど、其製作並びに銅色錢風等は盡く二種の背番錢に酷似して、同一錢系より出でたることを窺ひ知るに足るべく、恰も弟たるの觀を具備して居る

長崎錢の主要なる數品が其錢風より推て、正しく芝錢系の職工によりて鑄られたるものに相違なきこと、如何に頑迷なる泉士と雖も、左袒するに吝ならざるべし

而して明暦鳥越錢の一種（前號掲載錢）及び正保二年祝鑄といふ銀永樂とに存する背番錢とは、其以前に表はれた何等かの前例より出たるものならざるべからず

されば是等二種の背番錢に前提たるものを物色し、それを前例に適當なるものと定むると共に、本論寛永番

正保祝鑄銀錢



錢の鑄造年代を推定せんと思ふのである

抑も淺草番錢といへるもの其作其質等より鑑して、寛永十三年政府直轄以後（十三年以前の淺草錢は以後の錢と等しく請負人の鑄造する所なれど政府直接の關係なき全くの私爐なりしなり）十七年八月迄行はれたるものゝ内、尤も其末期に屬する品たるは論なき所にして何等かの祝鑄に際して番錢を造るべきの場合に其母錢とすべく採りて擇ひたる錢が恐然にも今日所謂淺草の正郭といへる者であつたと考ふ芝番錢亦普通の子錢に比し錢形遙かに萎縮して肉も薄く殊に背文常に鮮明を缺き暗漫として粗なり勿論本來の母錢より鑄出されたるものに非ざることは明瞭にして、後ちに通用錢へ背番を假設して鑄造したる末期の品に外ならずとす

前章述ふるが如く其銅質共に相近似したる點等より覗ふも共に初期時代の錢質に區別ありし頃のものではあらぬ

さて前述の諸項を綜合して寛永番錢の鑄造年代を推定すれば、恐らく寛永十七年の末期に近かき時代に於て何等か祝鑄たる目的により錢座に鑄造せられたものと極言して憚りなきものと思ふ、畜錢和五銖が同製作の同爐錢であることを證として（上）扁說が如く、單に職工の戯鑄とのみ考ふるは少しく早計である

而して淺草番錢といへるものに限り、其製作の善美なるに依り或ひは當路の命令に從ひて鑄造された祝鑄錢であらふかと考へらるゝ、但し芝番錢は全く粗野にしてこれと比肩すべきものでないことを附言仕度い

要するに寛永番錢類は寛永年代に於ける末期の座錢にして、後ちに存する背番錢に前例を倣す者たるべく必ず其以後の年代に鑄造されたものには非るべし（完）

○盛岡藩錢札に就て　（六八）

非　佛

○准藩札の形式

前記五名より發行せる此准藩札は、其紙質天保六年發

行の藩札に酷似すれども、この方稍々厚くその大さ畧々同一なり、而してその判様繪様字様等また甚酷似せり、是れその判下の書書は、かの藩札をかきたる高橋操の手に成り、而して其彫刻はまたかの藩札の彫刻者たる鈴江四郎佐正意の刀に係れはなり

（表　面）

上部　松竹に鶴龜（その中央に朱印あり）

中部　中央金額　左盛岡通用

　　右弘化四丁未歳正月

下部　上の方横に盛岡國中

　　中央に産物仕入方㊞

　　左井筒屋權右衛門㊞

　　右井筒屋　善　助㊞

（裏　面）

上部　日の出波に入船

中部　空白（こゝにいつ渡に印を押す所）

下部　右方より左の順に署名あり（印も）

大阪藏元出店

　鴻　池　伊　助

同

　肥前屋　篤　兵　衛

　鍵　屋　茂　兵　衛

尚表面金額にも小印を捺せり

○引替所及引替期限

准藩札引替所は前記五ヶ所に定めらんたるか、之れに就てそれ／＼命令を發せり、盛岡の分左の如し

　呉服町　近江屋長兵衛店

右者大阪御藏元鴻池伊助肥前屋篤兵衛町御用達井筒屋善助井筒屋權右衛門鍵屋茂兵衛金錢預切手引替所被成候

　十二月

次で前記一種二種金錢札通用取引に關し特に左の沙汰を發せり

○

當暮諸御渡方大阪鴻池伊助肥前屋篤兵衛出店切手並井筒屋善助井筒屋權右衛門鍵屋茂兵衛二名預切手を以て御渡被成候尤引替の儀は別紙三通御沙汰被成候條正金錢同樣無滯通用可致候

十二月

是れと同時に右一種二種の預切手引替制限及び期限等す關し左の覺書を出たせり

○

覺

一鴻池伊助肥前屋篤兵衛店より兼々差出候金錢預切手之義は是迄之通引替候事

一井筒屋善助井筒屋權右衛門鍵屋茂兵衛店より兼て差出候通用切手之儀は三百文以下引替候事

但五百文以上金錢預切手之儀は來る三月（即嘉永元年）より引替候事

一井筒屋善助井筒屋權右衛門鍵屋茂兵衛三名にて差出候切手並鴻池伊助肥前屋篤兵衛店より差出候　無之預切手之儀は來る五月より引替候事

十二月

○一種二種は切手にて引替

前述の如く三月五月引替と云ふも、是は正金錢との引替にあらずして、又預切手を新たに製し以て之れと引替ふるのみならず、その爲替相場の如きも、相對勝手の相場を定めて差支なしとするに至りては、庶民の迷惑また言語道斷なり、かの引替の沙汰出てゝ、未だ一ケ月を經さるに左の沙汰書を出たせり

○

三月五月引替店預切手月間も有之候事故融通向片事に相成候ては不宜候間相對を以て程能取引可致事

一諸上納金錢之儀は右三月五月渡預切手を以上納不若候事

一兩替相場之儀は金一兩に付六貫八百文相定置候處近頃に至り正錢不足之趣相聞得候依之已來

相對を以て相場相定差支無之樣取引可致候事

正月七日

この沙汰によりて世人愈々不安の念を增し皆正金錢を隱し置きて出すものなく、殆んど正金錢を見るを得ざる世の中となれり（未完）

◎品評

○東洋貨幣協會第拾七回出品後半品評



隆平永寶 桓武天皇延曆十五年　出品者 山田敬古堂　松本豊吉

銅色黑く灰色を含み、古色黑褐である、古く淀川流域の河川より出たる鏽のなき、美しき製作大樣の佳品であつて、種類細別を俗に狹字又は縮字ともいひ、其内でも錢文肥へて大小なき優大の一種で、隆平初鑄錢の特徵と見るべき背に反郭樣の癖を含んで居る（反郭とは内郭の四邊が稍や外側に反りたるをいふ）長頭永と稱する永の字の第二畫が、其第三畫より伸ひたる類が、恰も本錢の書体と同じ樣の体裁を有して居る



同上 同上 延曆年間　銅片窖 阿部仙吉

群青の古き堅鏽を被むりて古色頗る古雅である、製作

小様厚肉で背の平地殊に深かく、種別は寛字類の小様小字と呼ひ繊字細郭である、前圖の品に比し同じ隆平錢にも、初鑄と後鑄とでは其差の多大なること驚くばかりで、從つて其小異の數多きこと、殆んど毎錢を異にするといふも敢て過言ではない

元祿豆板銀 元祿八角





禾亭 森川 穎一

東山天皇元祿八年九月より通用して、寶永三年五月まで十二ヶ年間、丁銀に添ひて使用せられたるもの、其形大小輕重殆んど限りなく、規定の量目を以て通用されたものではない

寛永通寶 中御門天皇 享保十一年

遊泉齋 鈴木 中二



銅色例に依りて紫白、製作至精なる難波の濶縁と稱するものゝ母錢で、元祿年代の試鑄錢銀代通寶又は享保通寶の祝鑄錢等を鑄造した職工の鑄法を享けて、等しく至精の錢風を誇りかに表示して居る、此年代に此錢座に於て鑄造された錢は、何れも形大きく美麗でもありすることから、後ちの時代には元文以後の諸寛永錢の貧弱なのと比へて、遙かに良錢なりし爲め、此座錢の特徴、永の字のハネたるのを別名にして、ハネ寛永なそと稱し、通用錢中より撰拔して所謂庫中に藏匿し

た人が多分に在つたものと見えて今時でも時々百枚二百枚と一緡にして坊間に見ることがある

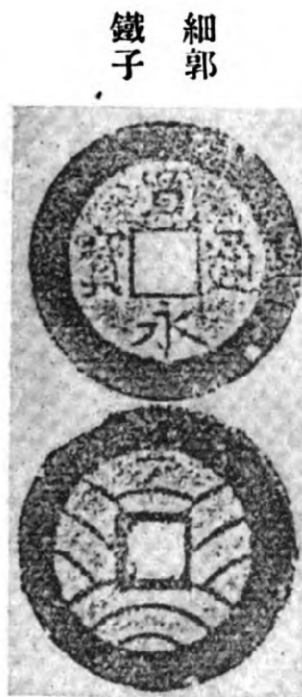
寛永背ア四當錢 慶應年間 安藝國

大阪 半文泉 濱村榮三郎

廣郭 銅母



細郭 鐵子



銅色紅黄く百色赭黑、製作大様で肉稍厚く、面背共に平地淺き爲め字文も波文も、陰起して鮮明を缺いて居る、素銅の原型から鑄寫して外輪及び内郭の内側等に整然たる鑢痕を有し、正しく母錢たるの品位を備ふ、即ち鐵の子錢に對する母錢として是認するを得る良錢たるを失はぬ、普通の鐵子錢を見ると小異二種があつて、内郭の廣く自から狹穿のものと、細郭でより廣穿のものとの別がある、大した相違を錢文其他に於て、見分け難いけれとも、よく見ると永字の第四畫の筆意と寶字具畫の八點に小異があり、背のア字下の波文が文字より少しく離れて、横線に近かいのと、接近して曲線のものとの別がある

今本品を見ると其廣郭に屬して、背ア字の下波文が圓曲した方の類で、磨鑢鑄浚ひ等の程度少き方の錢で、思ふに本品の方が普通錢の初期にして面細郭の背横線に近かき方で、寶字貝の前足が四角に曲つて居る方がこの錢より後ちの鑄造にかゝるものであらう、鐵錢と

して其存在は廣郭のもの丶方が少數である

五銖背錯范　前漢武帝後第二期錢

寶水軒　新井源三郎



銅色稍や黄色を帶ひて全然靑銹の跡を留ない、古色は黑褐の淡さを見る、製作厚肉面に於て僅かに深かく、背に稍や淺き第二期前漢錢の特點を示して居るが、銖字は殆んど煙沒して流銅の不手際なりしことを物語つて慘たる姿を留め、背は圖の如く其位置を轉じて奇形である、何の爲めにか丶る結果を生じたが、連想すると興味の津々たるものがある、即ち本錢を鑄造に際して面と背との磚范を接合する時に、其適當ならざりしま丶鎔銅を注入したれば、背范の位置迄りたる其儘に鑄出され、如此磚范に印せられた中心點迄が、顯然と形を現はし、且つ隣接せる他錢の一部分をも呼び込んで居る、從つて錢范上に於ける錢形の配列工合も窺ふことが出來、資料の參考として超越せる逸品である

政和通寶　北宋徽宗政和年間

大阪　虎僊樓　下間寅之助





古き出土錢なるを以て靑黑に古鏽を被むり銅色を顯はして居らぬ、製作小樣潤緣の細郭錢で、文政楷書の一別爐品である

寧民通寶　安南黎末景興以後

三河　注行舘　今泉忠左衛門



銅色淡く黄褐の傳世品で、製作類品中に最も大樣薄肉且つ濶緣肥文である、銅質に今一種灰白のものがある背は何れも夷漫（輪郭共に不明瞭のものをいふ）を常とし、稀に細緣の纖字錢に内郭を有するものがある、鑄造年代は未た正確を期し難いけれども、諸々の事情より推して黎末景興附近の安南錢中に認られて居る

大正拾年三月六日杂詳

◎顧選函

○七福小判の世説

一久吉小判



此小判は衣食住思ひのまゝに事足り、壽き長子孫繁榮の久吉を身に受る吉事の金とて、世の人好衣食住の物好に入用を不厭其身長生、子孫多ければ金の遺道も多ければ、一生の間望の儘に金を遺ひ、子孫への讓り金も多く十分なるゆへ七福第四の寶と定る　（未完）

○徳川氏貨幣史（續）

慶長以來二回の劣惡貨幣を鑄造し、物價に響影を及ばし、高低常なく之を譬ふるに猶茫々たる洋中に漂流する孤舟のことし、是故に商業家は、皆商業を營むの危險なるを知り、銳意之れか取引に從事せず、僅々其業の衰退甚しく金融逼迫し爲めに、其害を蒙むるもの蓋幾千萬人なるを知らず、而して其本は皆劣惡貨幣を鑄造するに起因す、正德享保に至り遂に劣惡貨幣を改め慶長の古制に復せしかば、物價始めて平準し、商業を營む者も安堵して、之れか取引に從事するに至れり、蓋元祿以來日に貨幣を劣惡にし、物價踴躍す、幕府之を改鑄せんとするの意なきに非す、然れども諸國出す所の金銀、近年大に減少し未た其意を遂くる能はず、荏苒歲月を經過せしか、正德四年將軍家繼の時、執政有司先將軍の旨を繼き、積年の宿弊を一掃せんとし、地金銀の空乏なるにも關せず、銳意舊貨を改鑄したりしか、未だ其目的を達せずして薨ず、將軍吉宗入て大統を承るに至り、益々遺緒を擴充し、享保年間貨幣を鑄造し、其制を慶長故貨の如くならしめ、之を流通せしむ、玆二回の鑄造貨幣は、慶長の古制に倣ふと雖も其重量は舊貨に超ゆと云ふ（慶長貨の重量も正德享保の貨幣と同しかりしか磨損して然るなり）右の如く前後將軍の出るありて、元祿以來十九年間複雜不正の貨幣を整理せしは、其功績實に大なりと謂ふべきなり、既に貨幣を整理せしか、外國貿易を檢束せざれば、貨幣濫出の虞なき能はず、元祿八年の貨幣缺乏も職として貨幣濫出し、內國需用すべき貨幣の缺乏に是れ由れり、是故に貿易を檢束し、貨幣の濫出を防止するは、蓋當時の最大要件とす、大凡古來の貿易は毫も制限を其間に置かず、唯其出す所に任せたりしかば、人民生活の程度漸く奢侈に赴くに迫んでは交通し、彼我の足らざる者を貿易するに止まらず、無用奢靡の玩具までも彼れの輸入を仰ぐに至り、一國の流通に資せんとす

る貨幣も多くは濫出して內國の供給に充す能はざるに至る、限りある貨幣、豈限りなき欲望を滿足するを得んや、是を以て貞享二年始めて貿易制限法を設け、輸出の貨幣を一ヶ年唐船は銀貨六千貫目蘭船は金貨五萬兩と定めたりしが、此法は永續することを得ず、三年を閲して元祿元年に至り、唐船の數七十隻を限り、輸出の歳額銀貨も其數を增加せり、何故斯く貞享年間制定せし貿易制限法は之を永年履行する能はずとならば人民漸く治平に馴れ、隨て奢侈の風を致し、且つ當時は清國康熙帝海禁を解きし年に當るを以て、唐船の長崎に輻湊する者、二百隻の多きに迫べり、明に於て代物替なる方法起る、代物替とは假令へば銀貨一貫目を以て貿易せんに其仕拂は銀貨を以てせず、之に代るに銀貨一貫目に適當すべき銅を以てすること是なり、此代物替の方法は元祿八年に長崎商人某の請求する所にして、其後貿易税を出すべければ、請求の代物替を許されんことを請ふ者あり、幕府又其請を許す、是後此請を望む者多く、或は官の利を名とし其望を滿さんとする者ありて、同十一年には唐船額十隻を增加し、八十隻とし、額銀の外二千貫目 代物替を許す、代物替一たび行はれしより銅減少し、其價騰貴す且つ金銀の濫出極めて夥し、論者謂ふ今に於て嚴に之れが制限を設けずんば、百年を出ずして金銀銅の用ゆべきものあるべからざるに至る、國家萬代の寶貨之を一時の玩好に傾盡す、其弊測知すべからざるに至らんと、正德五年新に海舶互市の令を定む、而して其貿易に資する銅額は一ヶ年四百萬斤より四百五十萬斤を限りとし、唐船の數三十隻、銅三百萬斤

蘭船二隻　銀三千貫目　銅百五十萬斤　と定む

既に貨幣を古制に復し、且つ貿易法を改む、是後貨幣濫出の虞なく、物價の騰踴も元祿以前の低下に復し、勞力社會の如き物價騰貴せば、直接に其影況を蒙る者亦容易に其生計を營むことを得るに至る、家繼吉宗二將軍の貨幣に功勞ある蓋少なからざるなり　（未完）

○魏權幣に關する問答（下）

支那抗州　培風室　周　書

或曰　如子所言。周錢紀直之數字。多冠於錢字化字之上。何獨於此錢而違其例

答・此因制錢二字不可分故也。若將「二」字置於「錢」字之上。則曰梁制二錢。有是理乎。故欲守錢文之通例、非删去制字不可（梁半幣删去「下」字即本此理）

ある人いふ　あなたのお説の通りとすると、周錢の紀直の數字は多く錢の字、化の字の上に冠らしてあるのに獨此錢に限つて變則なのはどういふ譯ですか

答　それは制錢の二字が二つに分ける事が出來ないからです、もし二の字を錢の字の上に置くとすると梁制二錢となります、そんな道理はありません、ですから錢文の通例を守らんとするには制の字を取り去らねばなりません（梁半幣の下の字を取り去つたのも此の理に外なりません）

或曰　「二」字置於錢字之上、不删制字、固屬不文。今將「二」字置於「五」字之下、十字之旁。豈得謂合於文理乎

答　古布文字、不外紀地紀直紀重及其他之符號。此布梁制錢三字爲一符號。五當十寽四字爲一符號。「二」字又一符號也。他若同形安陰之「二」。圓足魯陽之「一」。各種小布之「半」。皆屬紀直之符號。而不冠於錢幣等字之上。若以後世開通元寶（歐陽詢制詞）之眼光觀察之。無怪其詆古布爲不文矣

ある人いふ　二の字を錢の字の上に置いて制の字を取り去らぬは固より文法に適ひませんが、今將二の字を五の字の下十の字の旁に置くならば猶更理屈に合はぬ事ではありませんか

答ふ　古布の文字は地名とか價格とか重量とか其他の符號を記したに外なりません、あながち連綴て成文として讀むべきものでもないのです、此布では梁制

錢の三字で一ッの符號となつて居る、五當十寽は四字で一ッの符號となして居るのです、二の字も又一の符號です、他の同じ形の安陰の二や、圓足の魯陽の一や、各種小布の半などの若きは皆紀直の符號で錢幣等の字の上に冠らせません、もし後世の開通元寶（歐陽詢の詞を制したる）の眼で視たならば、古布の文法に適はぬを怪しむに足らぬ譯です

或曰 虞錢、京錢、㕤錢、安邑錢、晉陽錢、甫反錢等重量與「金當寽」相同者。皆紀一字。重量與「二金當寽」相同者。皆紀半字。重量與「五當十寽」相同者。皆紀二字。其以一寽爲單位。固已照然。唯所見安陰、僅重一寽。何以紀二。小樣魚陽（圓足）僅重半寽。何以紀一。請問其故

答 善哉、吾子之爲是問也。周季幣制之變遷。初以一寽爲單位者。後改爲半寽。安陰魚陽二布鑄造之年代較後。當與方足小布同屬周末秦初之物。非可與魏之權幣竝論也。其沿革頗有線索可尋。擬別著論文以表於世。今可先示其梗概者。大抵尖足布盛行時代爲其過渡耳

ある人いふ 虞錢、京錢、㕤錢、安邑錢、晉陽錢、甫反錢などの重量か金當寽と同じものには皆一の字があり、重量が二金當寽と同じものには皆半の字があり、重量が五當十寽と同じものには皆二の字がありますから一寽が單位たる事は照然ですが、唯こゝに安陰は僅に重さ一寽よりないのに、なぜ二の字をつけたのでせう、小形の魚陽（圓足）も僅に重さ半寽よりないのに、なぜ一の字をつけたのでせう

答ふ 善い哉あなたの是の問ひやです、周の代の季になつての幣制の變遷で、初は一寽を單位にしたのが後には改めて半寽となつたのです、安陰魚陽の二布は鑄造の年代が較後れてゐます、方足小布と同じく周末秦初のものでせう、魏の權幣と同じに論ずる事は出來ません、其沿革は頗る線索があつて尋ねべきです、これは別に論文を著はして世に發表しま

すから今はまづ其梗概を示すだけですが大抵は尖足布の盛に行はれた時代の過渡期のものでせう

或又問　上古重量之寽、至何時而消滅其名稱、其與後世重量之比格、可得聞歟

答　深邈哉、重要哉、吾子之爲是問也。寽至秦初而代之以兩。周末貨幣之單位改重半寽。即開秦制半兩之先聲。欲知其詳。亦須另撰長篇以表於世。今先畧示其端倪。則圜足魚陽背文十二朱者。與半寽之下幣相當。可謂此問題解決之關鍵也　（完）

民國十年元旦脫稿

ある人又問ふ　上古の重量の寽は、いつ頃から其名稱が消滅したのでせう、其後世の重量と比べたらどういふ風になるのでせう御説がうかゞへませうか

答ふ　深い哉邈なる哉、重要なる質問なる哉です、寽の名は秦の初の頃に兩と代りました、周の末に貨幣の單位の重量が半寽に變更されたのは、秦の制度の半兩の先聲になつたのです、此詳細の事は別に長篇の論文を草して發表すべきですが今は先づ其端倪を示すだけです、則圜足魚陽の背文十二朱のものは半寽の下幣に相當するので、此問題を解決するの關鍵といふべきです　（をしまい）

◎質疑應答

○濱村氏の質疑に答ふ

向陵生

第一項　本誌二十四號に御尋ありし未開時代に於ける交通不便の奥地にては如何なる狀態なりしや」に就ては適切なる御答は出來ませぬ余が推想を述れば御尋の如き未開地方では物々交換で事足りし事と存じます。夫れから段々交通貿易が進むに從ひ通貨の必要を生じたのであらう貝貨は此時代の使用物と思ふて居ます。貝貨が通貨に選まれたる濫觴は同號に矢倉氏の論斷がありましたが田中忠夫氏著「支那經濟研究」に殆ど要

を盡してある様に思ひますから左に抜萃して御答に換へます

(1) 貨幣の發生

需給の投合。價格決定。此の二條件を充す爲めに一社會に普遍的にして永久的なる價格測定の基準並に移轉の手段を一定する財物即ち貨幣を創設す

(2) 貝貨幣擧用原因

(甲)多人數を通じて廣く客觀的利用價値に富める財物なるを要す貝は左の効能あり

(一)裝飾的効能 (二)藥物的効能 (三)迷信的効能

(乙)何人も一見して其品質を認知し得る財物を可とす。

(一)貝は形狀色澤一定せるを以て日常取引の際眞僞の識別容易なる事

(丙)携帶運搬を便ならしむる爲め價値に比し容積重量手頃なるを要す

(一)上古に於ける貝子は需用の強烈なりし爲め價格大なり

(丁)分割し易く一様等質なる事。分割せし各部が同じ割合價値なるを要す

(一)寶貝は分割し得ず

(二)個々にて適宜の價値を有す。且つ略一様等質を有す

(三)任意集積して隨意の價値を構成し得

(戊)保存性に富み効能變化なく貯藏に容積寡少なるを要す

(一)貝類は此點に於て金石類に劣るも穀物に勝る

(3) 貝貨廢罷原因

(甲)時代變遷交易發達

(乙)新らしき貨幣の材料出現

以上は田中氏所論の大要なり。ダイヤモンドは我國に於て得難き品であるが通貨にせぬのは前記の條件に缺けたる處があるからである。得難きを以て寶とするのは理由あれども得難を以て通貨とすると云ふのは余の同意せぬ次第である

第二項　の古色の附き具合に就ては例證となるべき者を見ませぬが旅順附近の貝墓から出た骨と貝との様子を聞くに骨よりは貝の方が保存力が强ひ様であります。殷墟から出たと云ふ龜骨類は殆ど化石して居るのに貝は化石した者を見ませぬ骨製貝貨摸品は龜骨類と同様に化石したものがあるから濱村君のいはるゝ通り古い様に見へるのであらう。化石の原因は周圍の關係が重要なる素因を爲す者と考へます故に適確なる質料なき限りは斷言出來ませぬ

以上　三月九日

○會　告

○關西各地の古泉會を廻りて

去る四月一日午後七時半發の列車に乘じて、藤井、三上、林、鷲田の同行四人、豫定の如く關西各地の古泉會を歴訪すべく出發し、二日朝京都に到着して泉貨堂より、直ちに四條寺町下ル大雲院の會場へ臨み舊都に於ける熱心家の所藏品を鑑賞し、午後二時半の下り列車にて再び車中に數刻を費し、午後九時に近き頃岡山驛に着せば水原平井難波の三君既に改札口にありて余等を迎ふ、一同其好意を謝しつゝ、一旅亭に投ず、三日一度上りたる雨は未明より風を伴ふて沛然と降下し、此日の行に障り多かりしを恨む、林翁は故郷の事とて墓參と縁者訪問とに早天車を走らせて後は、殘りの三人大風雨を意ともせず、腕車を雇ひ後樂園に池田侯の昔を偲び、正午に至りて市内上ノ町甚九郎社の會場に入る、黄微古泉會の幹部諸君並びに縣下に於ける斯界の名士安藤遊仙、赤松老泉居等座にあり、陳列の珍貨殆んと所狹まきばかり、新井寶水軒晩れ馳に東京を發して來り會し同行亦一人を加ふ、程なく高松の岡氏と大阪の下間虎僊樓來着して當地稀なる盛況を呈す、同行五人及び安藤下間岡等の諸氏は明日の準備として渡讃すべく二組に分れて宇野より滊車を捨て連絡

船に身を托す風雨猶猛威を振ひて風波高く平素の瀬戸内海を裏切る事夥し、幸ひ船辨慶の厄にも逢はず旅宿に盃を擧げて連日の旅疲を休むべく頭を幷べて横臥すれば、猛者數人の鼾聲恰も雷の如く、戸外の風雨と呼應じて、夢圓かならず、四日夜來の雨、名殘りなく晴れて雀鴉の聲も澄み、朗かな朝日を浴びて源平の古戰場屋嶋壇の浦の勝景を山籠によりて探り、歸途栗林公園の松靑き風致を漫歩して、高松市天神前に巍然たる表誠館の會場に入る、此所も亦市内の古泉家集まりて、陳列品長蛇の如く壇上に幷びそれ〳〵の長所を發揮せるを認む、岡氏の需めに應じて列席者一統記念の撮影を濟まし直ちに各自志す所に向つ會場を辭す、新井氏は皇陵參拜の目的を以て、琴平より阿波淡路に發足し、林翁は尾道の緣者を訪んと志し、安藤氏は玉嶋に歸宅せらる、藤井、三上、鷲田、下間の四人は午後四時の波船にて大阪へ直行す、前日の波浪靜まりて、舟行疊上に在るが如く舷上殊に賑かなりき

五日自由行動、藤井、三上二氏は原田元寶堂君を訪ねて收藏の古金銀を鑑賞し、夕暮林翁の入阪を待ちて旅舍に一泊せり

六日朝田中會長は着阪せり、打揃ふて虎僊樓主催の會場本町橋畔博物場内衆樂館に入れば、阪京の同好綺羅星の如く席に在り、博物場所藏の古金銀古錢洋貨等を始めとして、各地方よりの出品亦市内諸氏の數に劣らず、悠々玩賞を恣にして靄暮旅宿に歸れば、原田、濱村龜嶋下間の諸氏は同人一同を遇する甚だ厚し、特に謝意を表す、午後十時花林塔氏は先約ありとて獨り歸京すべく列車に投ず

七日朝來再び雨切りなれど、行程を替ふべくもあらざれば正午より阪神急行の電車を利用して神戸、姫路の聯合會に出席す、途中の降雨更らに激し、幾度か路上に會場たる永澤町の黑住敎會を尋ねつゝ漸く到達するを得て、神姫兩市の同好に會す例に依て席上陳列品の觀覧を終り、有志諸君の好遇を辭して、再び大阪に歸

着し、晩餐を共にして田中、藤井の兩君は私用を便ずべく京都に向かひ、林翁は午後十時車中一夢を迎かへて歸東せり

今回の行や不幸にして、風雨連日に渉り行動便ならざりしを、豫定の如く遂行せしは、各地泉友の斯界に貢献少なからざる熱心に誘はれて奮起決行せし所に外ならず、而して各地自から長所あり、また短所もなきにあらずと雖、全體に研鑽の實を擧げ以て斯界の啓發に傾注せられんとするの氣風横溢せるを喜ぶ

終りに臨んで各地諸君より與へられたる御好意を謹謝す

同人一同

○會員往來

四月中上京せる會員は、天津、西村洗玉齋氏東亞新聞記者大會に列席の爲め築地精養軒に投宿し

○勝山因泉庵氏は中旬北京より歸京せり

○瀬尾向陵亭氏亦下旬私用にて上京せらる

◉瀬尾向陵君は前號に附錄として配布せる永安五銖研究資料三百冊を寄附せられたるを以つて本會より感謝狀を呈上せり

◎廣告

本誌定價及廣告料

一冊 定價 金五拾錢 送費金貳錢
郵劵代用一割増

廣告料		
	一頁	金五圓
	半頁	金三圓
	四分之一頁	金一圓七拾五錢

大正十年四月廿八日印刷
大正十年五月一日發行

編輯兼發行者 東京市神田區五軒町一番地 鷲田信一
印刷者 東京市神田區紺屋町三十番地 高橋與四郎
印刷所 東京市神田區北乘物町三番地 万文堂

東京市深川區靈岸町百六十六番地
發行所 東洋貨幣協會
電話本所二三五三番

東京市神田區五軒町一番地
發賣所 鷲田寶泉舍
電話下谷七五九九番

取次所
大阪市南區問屋町 下間寅之助
東京市下谷區竹町十三番地 帝國スタンプ研究所

◎廣告

大阪造幣局長池袋秀太郎閣下題字
大阪造幣局技師甲賀宜政博士序
重訂四版 大正新撰 **古錢の栞** 下間寅之助編
第壹集皇朝錢之部 全一冊 正價八十錢 送料二錢

安藤嘉夊彦君序 下間寅之助編
增補二版 大正新撰 **古錢の栞**
第二集繪錢之部 全一冊 正價壹圓三十錢 送料四錢

古泉學道入編
重訂五版 **大正古錢價格圖鑑** 全一冊 正價七十錢 送料二錢

故一豊舍主人編
宋朝 **符合泉志** 全三冊 正價壹圓八十錢 送料六錢

大阪每日新聞社長本山彥一君題字
造幣局技師工學博士甲賀宜政君序
玉島郵便局長安藤嘉夊彥君著
東洋錢貨年表 ポケツト用クロース綴 全一冊 正價壹圓 送料二錢

近畿地方 **金石文拓本** 大和、河內、攝津播磨等各種持合有

詳細御問合次第確答可申候
其他各種古錢書取次販賣

月刊
古錢雜誌

一冊 金參拾錢

會費
六ケ月 金壹圓五拾錢
一ケ年 金參圓
（切手代用一割增）

大阪市南區問屋町（三津寺筋東堀西入）

古錢
古金銀
舊藩札
賣買商

虎僊樓商店

振替口座大阪壹九四貳番



○弊店宛御照會は必ず往復はがき又は返信分在中の外御返事致さず候也

新興國チエックスロバキア共和國、ポーランド國、フインランド國等の品各種到着す。

世界各國の貨幣、紙幣四千五百種の準備品あり。新大目錄に詳記目錄以外の品は送達拔取法に依り頒つ。



改正新大目錄 一組

送料共

印刷實費 金五拾貳錢

見本として外國紙幣、外國切手、燐票等百種以上の品を特に添附直送す

買入れたし

外國貨幣整理のため貨幣收藏用桐材二十收重ね箱拾組中古品にて買入れたし、御讓り被下る御方は値段御通知被下たし

朝鮮貨幣各種高價買入る。分賣希望者は拓本に賣價を附し。返信券つきにて詳報せられたし。



東京下谷竹町 **帝國スタンプ研究所** 振替東京二五五八五

no. 27

認可
發行 大正十年六月一日

貨幣

（第貳拾七號）



東洋貨幣協會

○貨幣

（第貳拾七號）

目次

◎論説

○常陸國に於ける鑄錢座の調査報告……（上）……花林塔……一頁

○常陸國水戸濱田村錢座……二頁

○八木氏の「遼陽發見の壁畫古墳」を讀む……向陵生……六頁

○兩柱五銖に就て……（上）……培風室周書……九頁

○盛岡藩錢札に就て……（七）……非佛……一二頁

◎品評

○東洋貨幣協會第拾八回前半出品々評……一四頁

◎餘興

○讀鑑……二二頁

◎顧選函

○嘉靖通寶當三錢……深藪庵藏……二二頁

○德川氏貨幣史……（續）……二三頁

○七福小判の世説……（三）……二四頁

○久長小判……二五頁

○大平通寶……二六頁

○德川氏貨幣表……（一）……甲賀宜政編……二七頁

○國際通貨發行……半文泉報……二八頁

○寛永番錢に就て呆仙君に御尋ね致します……KT生……三〇頁

○KT君に御答へ致します……呆仙……三〇頁

○會員動靜……三一頁

○會報……三二頁

加越能七百通用





前號の五百に對する七百通用なり

本錢の圖様は松竹梅の第三位梅を配し駒は十二支の午即ち七番目にして七百の換當價格を諷するものなり

錢質、製作、鑄淩等は前二品に同じ

貨幣　第貳拾七號

『論説』

○常陸國に於ける鑄錢座の調査報告（上）

花林塔

前號に「長門國に於ける鑄錢座の調査報告」の一文は未だ一般古錢界に知れざりし事なり、今常陸の鑄錢座の調査報告に就ては事の順序として先づ寛永二年水戸の人佐藤新助の創設せりといふ濱田の鑄錢座より説き起さん

按るに常陸の國に於て傳ふる所に據れば佐藤新助の鑄錢發起は實に寛永二年なりといふ、朞年ならずして新助死し其子幼なればとて一端中絶し寛永十二年に至りて又再興せしといふ、若しも是を事實とすれば幕府の鑄錢事業に先つ事實に十年、中興座としても實に一年の先覺者たり、予は斷じて此佐藤座が最初に鑄出したる錢の面文は寛永通寶にはあらざるべしと思ふなり、前後の事情と當時の時勢とを考察して鐚錢中の精良なる方に屬する大樣淳雅の永樂通寶ならんと考ふるなり、其故を如何といふに永錢何文といへる公稱語は、三代將軍の日光御社參の公文書にも見えたれば永とは精良といふを意味し、則寛永通寶も後には含まれたれども一般には北條氏時代よりの惰力にて永樂錢を尊重するの風は永く脱せざりしなり、されば寛永の面文を用うべからずと命令せられ萬治長崎の貿易錢が支那輸出の目的たる爲めに天聖元豐等の錢文を用ゐたると同じき心理狀態は、此佐藤座にも適合すべき筈なれば、內地向き殊に關東向きの錢の面文は、京錢と卑しみし唐宋の錢文を用ゐるの理なし、必らず關東一般に愛好せし永樂通寶の面文ならざるべからず、是理に於て正に然るべき事なりとす、故に常陸の國にて傳ふる所の説を正しとして佐藤座が果して二年及十二年の開爐な

らば寛永通寶ならざる錢を鑄たりとすべし、此座が其十四年以後までも存在しありたるならば無論均霑して寛永通寶の面文を用ゐたるは論を俟たず、唯御國自慢的に佐藤座が寛永二年既に寛永通寶の面文ある錢を鑄て幕府の十三年錢より數歩先んじたりとするは首肯する能はざるなり、こは例の加賀の花降銀のあるものゝ如く御國名物を作らんとする一種の好奇心と見て差支なかるべし

議論は議論として以下其二年十二年開爐せりといふ水戸濱田村の錢座に就て說んとす

今玆に說く所は先年中川春布庵が予に致したる報告を揭ぐるを以て徑捷とすれば字句の修正をもなさず原文のまゝ載出す、本文は彼が鑄錢座遺跡考の續編とせんとせしものなり

○常陸國水戸濱田村錢座

第一　遺跡の位置

水戸濱田村の錢座は水戸下市裏六丁目、同七丁目の東南にありて、南に磯濱、鹿島に通ずる道路を望み、東は上大野村に連なれる渺々れる田畑となたり、此邊一帶の字を「錢谷（ぜにや）」と呼び、南端に錢谷稲荷あり、稲荷の祠前十間餘にして古松一株を看る、里人傳へて錢座內の松といふ、銅滓の埋沒せる此邊最も多く、耕作者の鍬に懸つて堀出す由なれば、當時鑄錢の塲所は此稲荷の四邊なること疑なきなり、今其區域を考ふるに、鳥居の前より裏町に通ずる道を橫ぎりて流るゝ二筋の川あり、其幅數尺に過ぎざれど流れ稍急なり、此流れを東へと上ること七十間にして兩川に通ずる小流あり、此所錢座の東面なりしと考ふべき形跡を存す、假りに鳥居の正面より左右百四十間の一面ありとせば、其奥行も大略を想像し得べし、然る時は稲荷の境內は殆と錢座の中心となりぬべし

第二　錢谷の傳說

錢谷の傳說たる唯錢を鑄し跡といふばかりにして土地

に於ては何の考證すべきこともなし、錢谷稻荷の神職も亦其稻荷の創建時代を知らず、僅に二川重兵衛なるものは此稻荷信者の重なる人なれば之に就て問ふべしと答ふるのみ

二川氏は水戸市下市二丁目に住する呉服商なり、編者は直ちに此人を訪ひ、稻荷の事を質問するに、帳簿に控へし舊記を示されたり其中に

錢谷　武田滿千代君、慶長の頃佐藤新助といふもの錢を鑄たる由、故に名とするなるべく、耳すり砥といふ錢の形丸みに減りたる砥石、此邊より出る、此砥村田利兵衛より得て神前に納む、此記錄佐藤大洗明神へ收めしよしなり、存不詳

又稻荷に就ては左の如く記せり

當社稻荷大明神。初在于玉屋權兵衛宅地。寶暦十三癸未歲買其宅地。明和三丙戌歲遷社于玆。文化六年己巳四月初午建華表。

是等に依て見れば、稻荷は元今の場所にあらずして、他より遷し來りしものなり、而して玉屋權兵衛は何者にして何れに住せしやも知れざれば、此稻荷は果して錢座の遺物なりや否や、大に不分明の次第とはなりたり、然れども編者は此稻荷元來今の場所に在らざりしは、推量せし錢座の區域が誤らざりしを信ずる一端となしぬ

錢谷の記事に至ては、此錢座を以て愈々佐藤新助が鑄錢したる跡なりと言はざるべからず「水戸紀年」に

寛永十二年乙亥、今年寛永通寶を鑄る、向井町片町煙草町の裏町鑄錢座になる

「桃蹊雜話」に

錢屋の鑄錢の事、寛永十二年より同十七年迄鑄る、佐藤庄兵衛といふ商人なり、寛永錢を鑄しは之を始めとす

煙草町とは現今に殘らぬ町名なれども、裏町六丁目より連なる曲尺手町には有名なる煙草屋あり、毎月煙草

の市の開かるゝも此邊なれば、煙草町の裏町といへば錢谷の事なる爭ふべきなし

佐藤鑄錢の事は愛錢家の能く知る所なれど、茲に一應引證すべし、小宮山昌秀氏の「農政座右」に

秀○小宮山昌秀按に水戸町人佐藤氏家記曰、祖父佐藤新助元和中より勘辨を以て、寛永二年新錢鑄立、願江戸相濟、錢座取立無間死す、子庄兵衛十四歳故相姑止、十二年又相願、江戸町人三久保屋甚右衛門と寛永の新錢元祖の旨願濟、水戸にて新錢大分造り出したり

（下畧）

此事は江水金銀米布通貨考にもありて、世人の一般に信を置く所となれり、然れども其鑄造したる錢に至りては如何なる錢か今以て詳ならず、多數の意見に依れば、寛永の永字を二永に書したるものとし、又其背文に三或は十三の字あるが故に、三年に起業し、十三年に復活せしとの事跡に附會せしむるもあり、然れども編者は背文の三を以て年數を意味すと信ずる能はず、十三の字あるものを正しき錢貨と認めざるなり（後に說かん）又滿千代君に關する事は「鄕黨遺聞」に

古錢水戸手といふものあり、大錢の皇宋通寶など種ゝあり、されば萬千代君如此事好みたまひて、戲に鑄さしめられしとなり、其處は今の錢屋なりといふ

然れども滿千代は家康の五男にして、慶長七年水戸二十五萬石に封せられ同八年九月に卒し、未だ水戸入國に至らざりし事なれば、素より信ずべきにあらず、唯二川氏の記録に、佐藤の其記錄を大洗明神に納めたりといふ事は、其存不存を問はず等閑に附すべからざる事なれば、編者は水戸を距る三里の大洗明神に至り神職に之が搜索を乞ひしに、今の神職は近年の襲職といひ、前神職と引繼の際凡て記錄を引受けず、又搜索の見込もなしとの事なれば、編者は遂に佐藤鑄錢の事に關し新に立論するの材料を得ず、今日の現況を以て押す時は、錢其物より背文の關係を元和錢に比較し研究

するの外あらざるべし

以上は春布庵が報告の全篇なり、事蹟の件は夫として、文中に議論めける箇所は玆に其可否を論斷し置かざるべからずそは

其鑄造したる錢に至りては如何なる錢が今以て詳ならず、多數の意見に依れば、寛永の永字を二水に書したるものとし、又其背文に三或は十三の字あるが故に、三年に起業し、十三年に復活せしとの事跡に附會せしむるもあり、然れども編者は背文の三を以て年數を意味すると信ずる能はず、十三の字あるもの正しき錢貨と認めざるなり（後に説かん）

香哉曰、玆に後に説かんとあるも、後段に少しも論究しあらず、或は次にいふ末尾の語が夫かといひ、最後に

編者は遂に佐藤鑄錢の事に關し新に立論するの材料を得ず、若し向後如何なる考證の擧らん限りもなけれど、今日の現況を以て押す時は、錢其物より背文の關係を元和錢に比較し研究するの外あらざるべし

と擱筆したるより察して、彼の説は暗に元和手寛永の一類を指すもの丶如し、然れとも元和手なるものは今日までの研究によれば、其正しきものは皆銀錢にして銅錢に正しき座錢と許すべきものなし、又其正しきと見るに足る程の銅錢も古錢家に藏するものなし、佐藤座は金主を擁し堂々と公許を得て立ちしものにて、しかも大分鑄出したりといはるゝ座なれば、元和手寛永の如く世に絶少なるものたる理あるべからず、春布庵の此説は背十三の二水寛永に正座のものなきに出發して針路を語り、あらぬ邪道に踏込みたるものにあらずや、且佐藤座の初鑄のものを寛永錢中より物色せんとする如きは、餘りに茨城縣人氣質になり濟したるかの感あり、唯其佐藤座の錢を按じて「如何なる錢か以て詳かならず」といひし一句は平凡にして非凡なる語として賛し置かんとす（此稿了）

（未完）

○八木氏の「遼陽發見の壁畫古墳」を讀む

向陵生

本年一月發行東洋學報十一卷一號に八木奘三郎氏が掲題の記述あり。さすが斯道大家の考證とて引證該博年代と民族とを考定せる上に於て敬服する次第なるが事の泉貨に關する者には聊か異論を挿むべき餘地ある樣に思ふ

八木氏は此の石室內發見遺物中

(1)半兩　一枚　(2)五銖六十餘枚　(3)貨泉二枚

ありしとて右之品を以て有力なる傍證と認め所見を述べられたる者あり。先づ是を玆に紹介する事とせり

(1)半兩は全徑八分周圍輪郭なし前漢文帝の八字半兩と稱する者に類する

(2)貨泉は王莽時代に屬す。此錢あるが爲め其以前の古墳にあらざる事を推察す

(3)五銖錢は其形狀字體宣帝武帝時代に屬する者あり

(4)四出五銖一個あり後漢光武時代に當る

(5)無輪五銖數枚あり

(6)周邊と孔邊と倶に郭なき文字不鮮明の者あり又全く見へざる者あり

右之內(1)より(4)迄は八木氏自身に年代を認定せられ(5)(6)に就ては「是等の古泉は世に多少の議論あるべしと雖も往年中川近禮君の考證正鵠を得たり」とて左の一文を引證して曰く五銖の小にして郭なく文字を半折せる如き者を漢代の作と斷じ晉代の沈郎錢に非らざる事を明かにせしは中川君の卓見なりと賞揚し遼陽發見の小錢五銖に實に此類にて矢張漢代の作と見て不可なかるべしと斷定せられたり

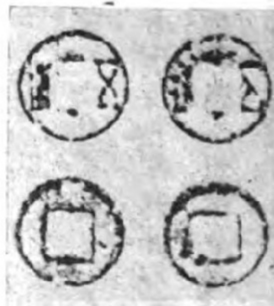
中川近禮君の考證

抑も此小樣なる五銖錢を以て吳興の沈充が所鑄に宛てたるは何故ぞ。晉書の食貨志に「吳興沈充又鑄小錢謂之沈郎錢」とありて其錢文を載せず洪遵の泉志に「舊譜に曰く或曰五銖より小なりと文字輕重未だ

聞かず」又李孝美が曰く「按此錢雖未之見、而李賀集有殘絲曲云、楡莢相催不知數、沈郎靑錢夾城路、竊謂自古詩人比興其則不遠、得非此錢大小與漢與所鑄如楡莢者不多較耳」と後世支那の古泉家が小樣なる五銖を以て沈郎錢としたるは李孝美の臆說に拘泥したるに依る。堂々たる歷代の通貨を考證するに一詩人の對句に據るが如きは輕忽も甚しと云ふべし。成島柳北翁が支那人は書物上の考證に長じ實物の鑑識に疎しと云はれしは實に當れりとす。誠に沈郎五銖の製作を見よ輪郭と云ひ文字と云き穿下に半星あるものと云ひ（穿上横文の者も必ず有らん）一として漢の製作に從がはざるはなし其形極て小なれども厚肉にして卑しからず。況んや其泉范と共に西漢の舊都なる長安より發掘したるに於てをや云々

以上は八木氏の所見なり遼陽發見の小形五銖錢は中川君の所謂極て小なる五銖錢即ち世俗沈郎錢と稱する者なりや否やが余の疑問とする第一なり依て茲に中川君の說中にある下半星沈郎錢を拓出する事とせり（圖甲）

（甲）





因に云ふ右方の泉は故成島氏所藏品にして後ち守田氏の有に歸し轉じて余が所藏する者なり守田氏所藏時代には我國に三品だけ存在せしのみにて頗る珍貨なりしと云ふ

次に八木氏の述べられたる(5)(6)項には無輪無郭とあるか中川君の說では輪郭の存在を認て居る。則ち發掘品と引例とが矛盾して居る。是れが第二の疑問なり

以上二項の疑問に就き余が臆見を述べんに無輪無郭の小形五銖を以て八木氏は小樣なる錢と云ふ事に重きを置き直ちに中川氏の所謂非沈郎錢に當嵌めたのが起因を成した事と思ふ。中川氏の說には輪郭と云ひ文字と云ひ穿下に半星あるものと云ひ一として漢の製作に從はざる者なし」と述べられたり獨り中川君のみならず劉靑園君も「此等の錢は輪郭字體漢五銖と神肖せり憶ふに翁氏所集拓本に此品を以て漢五銖の後に附したる

は特識あるに似たり且つ穿上横文穿上一星亦惟漢五銖にこれあり」云々とて皆輪郭の存在を認めて居る。世俗沈郎錢と稱する者に輪郭ある事は疑ふの餘地なき者である。故に若し遼陽發見の五銖錢が無論無郭であるならば中川君說と何等關係なき全く別箇の泉貨と謂はねばならぬ從て此中川說を引證と爲す事が出來ぬのである

以上述た通り無輪無郭品は中川說と沒交渉であるから如何なる年代種類であるかを改めて研究する必要があると思ふ。現品精査の上でなければ斷言出來ぬは勿論なれど從來發見の例から申せば下に示す如き者ならんと想像する。此想像を生じたのは八木氏記述中に「文字不鮮明の者又全く見へざる者あり」とあるから次に示す如き乙丙丁の關係から推想したのである（圖示乙丙丁）

此の想像品の年代は後漢末年の製作と余は信じて居る或る人は梁時代に擬して居るが恐らくは間違つた觀察であらう。八木氏は壁畫古墳の年代を「後漢時代若くは三國初期を下らさる者」と云ふ廣き範圍にて考定せられたり。幸に余が想像通とせば此考定に何等動搖を起さぬが此錢が梁代の者であつたら大なる影響ある事と思ふ殊に四出五銖には種々議論あり且つ光武帝靈帝梁時代等種類の識別困難なる者であるから此種の發掘品は斯道專門家に囑し精査せらるゝが安全ならんと思ふ。序ながら協會に申す近來古墳中より泉貨の發掘せらるゝ者多し若し此種鑑定を求むる者あらば喜んで是を迎へ精密なる調査を遂げて考古家の參考に供したらんには世益多大なるべしと思ふ宜しく實行せられん事を望む

本題に於ては遼陽發見の五銖錢と中川氏說とは全く無關係なる事及無輪無郭の五銖とは前揭の如き類ではあるまいかと思ふ想像を述べたに過ぎぬ他日現品を見の機會あらば再說する事とせん。　終り

(乙)

無輪錢文字半折せる如き者



(丙)

文字不鮮明にして無輪無郭の如き者



(丁)

文字見へざる者無輪無郭の如き者



○兩柱五銖に就て（上）

支那杭州 培風室 周 書

今讀本誌第廿三號土方大成堂出品兩柱五銖之品評。與鄙人之意見相左。（古錢四卷十一號拙著「五銖兩柱と四柱」參照）實有不能已於言者。謹爲同人商榷之

語曰、盡信書則不如無書、言古書之不可盡信也。然古書紀實。苟無反證以推翻之。似不能不信。如有他書或實物足資佐證。則不可不信矣。從來我國古錢家偏重文書之攷據而疎於實物。所鑄泉譜不堪入目。我輩常引爲憾事。然僅爲實物之研究。而蔑視文書之紀實。其弊維均。此成島柳北氏所以有慨乎言之也。竊以實物文書、二者並重。文書有錯誤者、常依實物以糾正之。如漢志契刀誤作栔刀、遼史壽昌誤作壽隆是。文書有疏漏者。可依實物以補充之。如梁元帝當十錢爲兩柱五銖、其一例也

右和譯

今本誌二十三號に載せられた土方大成堂の出品兩柱五銖の品評を讀みましたら、私の意見と違ひます所があり（古錢四卷十一號拙著「五銖兩柱と四柱」參照）ますから、已むあたはずして玆に一言し謹で同人と商議せんとする次第であります

盡く書を信ずるは書なきにしかずといふ語は、古書たりとも盡く信ずべからざることをいふたのです、けれども古書に事實を紀したものは、反證のない限りは推量で之を譏へさうとするのは信ずることが出來ませんが、其書以外の書や或は實物が有て資するに足り證とするに足るものがあつたならば是は信しなければなりません、是まで我支那の古錢家は文書の考據にのみ偏重して實物の探定に疎漏でしたから著はした泉譜は目に入るゝに足りません、私は常に此事を遺憾として居ります、然れども僅に實物の研究の爲に文書の紀實を蔑視する人がありとすれば其弊は同じです、成島柳北氏も慨平として此言のある次第です、私の思ふに實物も文書もどちらも重いのです、文書に錯誤のあるものは常に實物に依て之を料正することが出來ます、漢志に絜刀を契刀と誤つたり、遼史に壽昌を壽隆し誤つたのは是です、文書に疎漏あるものは實物に依て之を補充する事が出來ます、梁の元帝の當十錢を兩柱五銖とするの如きは其一例です

北史姚僧垣傳曰、梁元帝時初鑄錢、一當十。賜僧垣十萬、實百萬

梁書敬帝紀曰、大平二年夏四月巳卯鑄四柱錢。一準二十。壬辰改一準十。丙申復同細錢

隋書食貨志曰、陳文帝天嘉三年改鑄五銖錢。初出一當鵝眼之十

此三段記事、互相發明、試述其關係如下

(一)北史姚僧垣傳所謂一當十者。亦鵝眼錢之十

(二)梁書敬帝紀所謂一準二十者。亦準鵝眼錢之二十也

(三)鵝眼錢即梁書之所謂細錢。因其細如鵝眼、故名

(四)梁元帝錢初鑄一當十。可知其末鑄之換當價格、不能

如初

(五)梁敬帝錢開鑄十七日復同細錢。其字句上加一復字。可知未鑄四柱錢以前曾有大錢値同細錢之事實

(六)梁敬帝即位、乃繼元帝之後。其前次値同細錢者、非梁元帝之當十錢而何

(七)一準二十者以四柱爲特徵。則一準十者、可推定爲兩柱

(八)梁元帝之當十錢、既以兩柱爲特徵。則陳文帝初出之當十錢、得毋依先朝之舊例亦嘗置以兩柱、加大其錢形耶(陳武帝未嘗鑄錢)

更與實物對照之。四柱錢姑置勿論。兩柱五銖依余所藏及直接所見者約計十數品。其大別有四

(一) 面好周郭者(較普通內郭五銖爲小)

(二) 面無好郭者(曾見稚泉手數種、在兩柱錢中爲最多)

(三) 面好上下有郭者(即泉匯所載之第四品)

(四) 面好左右有郭者(鄭藏一種、舊譜未見)(未完)

右和譯

北史の姚僧垣の傳に曰く、梁の元帝の時初めて錢を鑄る一を十に當つ、僧垣に十萬を賜ふ、實は百萬なり

梁書の敬帝紀に曰く、大平二年夏四月巳卯四柱錢を鑄る、一を二十に準ず、壬辰改めて一を十に準ず、丙申復細錢に同じ

隋書の食貨志に曰く、陳の文帝天嘉三年五銖錢を改鑄す、初めて出る時一を鵝眼の十に當つ

此三段の記事は互に相發明すべきです、試に其關係を述べさせうなら下の如くになるのでせう

(一)北史の姚僧垣の傳にいふ、一を十に當るものとあるは、亦鵝眼錢の十に當るのです

(二)梁書の敬帝紀にいふ、一を二十に準ずるものとあるは矢張り鵝眼錢の二十に準ずるのです

(三)鵝眼錢といふのは、即ち梁書にいふ細錢です、其細(こまか)き事鵝眼の如きに因て名づけられたのです

(四)梁の元帝錢は、初鑄一當十とあるから、其末鑄の換

當價格は能く初めの如くなる能はざるを知るべしです

(五)梁敬帝錢は開鑄十七日目に復細錢に同じとなつた、此字句の上には一の復の字を加へてある、して見ればまだ四柱錢を鑄ない以前に曾て大錢が有て其値は細錢と同じかつたといふ事實があつた事が知れます

(六)梁敬帝の位に即いたのは元帝の後を繼いたので、其前に値ひ細錢と同じきものを攵したのは、梁の元帝の當十錢でなくて何でせうか

(七)一を二十に準ずるものは四柱を以て特徵とします、して見れば一を十に準ずるものは兩柱と推定して好いでせう

(八)梁の元帝の當十錢は既に兩柱を以て特徵とすれば、則ち陳の文帝が初出の當十錢は先朝の舊例に依て亦當て置くに兩柱を以てし其錢形も大きくしたのではありませんか(陳の武帝は錢を鑄ません)

更に實物と對照しますと、四柱錢は姑らく置て論じませんが、兩柱五銖は私の所藏錢や直接見た所のもので約十數品を計へます凡そ四つに大別せられます

(一) 面好に周郭あるもの (普通の內郭五銖に較べると小さい)

(二) 面に好郭なきもの(曾て稚泉手數種を見たるが、兩柱錢中では最多い)

(三) 面好の上下に郭のあるもの (即ち泉匯所載の第四の品)

(四) 面好の左右に郭のあるもの (私が一種所藏して居るのみで舊譜には未だ見えません) (未完)

○盛岡藩錢札に就て (七)

非 佛

○物價の暴騰商店閉鎖

されば此時の世態は恰も天保年度藩札亂發當時と全く同一の狀況を呈し、米麥の賣買は勿論、日常諸品を賣

買するものなく、民生上容易ならぬ恐慌を來せること
は寺實矩格中の記事等によりて明かなり

○

……此金錢札切手脅各相渡候已來世の中正錢
一切無之爲物調候樣無之たとへ正錢にて買候と
ても若や三五月渡切手かと疑ひ諸店にて望之諸
品有合不申由相斷賣買一切無之多くは諸店取仕
舞戶を締め候も間々有之或は有品悉取在舞其不
通用言語に述べかたし正金壹兩も錢不足と成り
て兩替致者無之漸く六貫貳百文位に兩替せり然
るに再び此御沙汰によりて錢札壹兩貳貫四百文
位に成在々より米出不申米賣買無之大凶作の如
し御上より善印（善印とは井筒屋善助即ち小野
善助なり）へ御下げ米御渡拂被仰付玄米一升六
十一文直に〆金錢札を以て拂方被仰付然るに右
錢壹步以下の小札無之に付兩人申合壹步と四、
にて二斗八夕善印壹軒にて至て混雜調兼候者間
々有之（四ッ時より七ッ時迄）其後町內限目立
候店へ壹軒つゝ拂方被仰付各檢斷印形手形を以
て調之大凶作の如し此御拂米諸丁へ三百駄也其
後に御渡不被成益々不自由極窮す米壹駄此錢札
にて拾貳貫文程の直段也

○三種類の切手無期限使用

前に掲げたる預切手類引替之沙汰は延期に延期殆んど
無制限に通用せしめたる爲め、庶民は愈々正金錢之貴
きを感じ、隱匿して之を出ださず、市上全く正金錢を
見るを得ず、人心益々不安となれり、斯くて嘉永三年
に至り、左の沙汰ありたるもまた延期に延期して際限
なかりけり

○

演説

町御用達井筒屋善助、井筒屋權右衛門、鍵屋茂
兵衛店より兼て差出置候通用金錢預切手之內五
百文以上當十二月より引替之儀申達置候所來七

月迄月延被仰付候條是迄之通相對を以て取引不
中事

十二月十四日

數日を經ざるにまた左の沙汰書を出だせり

○

市中錢拂底に付小間居之者迷惑致候趣相聞得候に付鴻池伊助井筒屋善助井筒屋權右衛門鍵屋茂兵衛店より差出置候五百文以下錢預切手已來金壹兩六貫八百文之割合を以て通用致すへき事

但鴻池伊助幷井筒屋善助井筒屋權右衛門鍵屋茂兵衛店にて引替渡方共に金子にて引取申へき事

かく御沙汰せしも唯庶民一時の氣休めに過ぎずして、實際彼の五人の商人に於ても、之れが引替に應ずるに足る丈の正金錢の準備ならざりしを以て、自然また延期せざるを得ざるに至れるは當然の事なり

○

尙當時誰人のものせるにや今に地方の人口に膾炙せる落首あり面白ければ掲ぐ

千早振紙世となるも君が爲め
から繰合に年くゝるとは

讀人不知

○吉田松陰の准藩札評

茲に吉田松陰の東北遊日記中嘉永五年三月十二日の記事を抄錄して本稿の結末と爲す

……南部鈔幣。蓋阪都豪商所出。署商三人名。雖不知其制度何如。安得非國用乏缺。不得已屈膝於豪富。以彌縫目前者。堂々大藩。不能行國鈔。而用商鈔。其如國體何哉。（完）

◎品　評

○東洋貨幣協會第拾八前半出品々評

甲州松木壹分金 東山天皇 寶永以前

出品者 門司 春陽堂 永野嘉代太

甲州松木座の古鑄一分金で背に忠字と其花押との極印がある、細字一分といふ類に屬し金質も正純である、背安、重、定等の後鑄品に比して存在の數も少ない



寛永通寶 元文元年 若山所鑄と云

盛岡 九用坊 佐々木休八

古來若山錢といひ和歌山藩の錢と傳ふ、錢文極めて纖細正美である、特別に他と異りたる箇所は寛字サ畫の竪二本が横畫の上に乘りて區劃を有する、本誌第二十號に掲げたる異永といへるもの亦是れに等しき例あり何れも元文小梅式の製作に係かる所謂關東風の輕快なる錢である、從つて頃日本錢の鑄地に就て頻りに異說を稱へらるゝ者あり



同 銀錢 仙臺藩 雉子狩錢

盛岡 莱古庵 土井福治

鉛白の質加りたる銀錢で、錢文種別を大永といひ寛永初期の仙臺所鑄錢を母錢として鑄寫されたもので、俗に仙臺藩の雉子狩銀錢と唱へられ、別種に跛寶といふ同期錢の錢文を表はすものもある、共に藩公の遊狩に際して、士卒の雉子一羽を獲たるものに本錢一個を賞與し後に一朱に替へたるものなりと傳稱す、しかしながら未だ其使用せしといふ時代を明かに證固立てたる

ものがないのを憾みとする



天平通寶 天正以前 私鑄？

大阪 尚泉堂 島田吉一

薄く小さく、粗醜の製作で、字文亦兒戯に等しき下拙の私鑄品で、古來島錢と稱し來りたる類に類す、追々研究の結果近頃では此種類を遠く足利朝より天正以前



頃迄の本邦に於ける私鑄錢類と定め漢土より、渡來せる唐宋錢に模倣せるものと認められるやうに成つた、本錢は天聖元寶と太平通寶と錢文を混用して成立つたものである、島錢類には多く此例を存して、隨分奇妙な錢文を有するものがある

寶四化 秦漢時代 齊國貨幣と云

盛岡 不知海 吉田顯次郎

薄青き泥土銹を被むりて銅色は顯はれて居らぬ古出土の稍や人手に觸れたる錢である、周郭（まはりの縁線）が外の類品に比して遙かに完全を保ち高くそして細くある。錢文も亦美明で字畫か判然と認められ得る、古色も銹の體裁も丁度齊法化の出土錢と差異なく、齊刀の通用價格三十に對して、本錢は七枚半を以て相當する價四化を表示して居る、六化錢が五枚を以て充つると同じ様、！

然れども左の文字（古來寶字と譯　たる、向つて右の字）は今日迄隨分久しき間、其譯讀に安定を得ずして

宝、聡、買、鳳、其他色々に見る人の參考書に依りて唱へられ、未だこれが確かであると定歟を得ざるものであるが、こゝには舊來の傳稱を記して置く

頃日支那の熱心家間に在りては、此字を全く象形文字であると解き、註するに燕の飛びたる形となして、直ちに燕の字だらうといふ、これらの説も一理なきに非ずで、或ひは曩に羅振玉氏の主唱せられた鳳字といふに相當せるものであるといふが、それは價格に關係ある場合の文字と異るものであらう、何故なれば一方に四化即ち二十四銖の換當價格が示されてあるからである、而して本錢の鑄造年代は、周郭、孔廓等の美を有して半兩の無周無郭なぞに比し稍や進化の風を有するが如くなれども、其鑄口の必らず一方にのみ存在する古風より推して、半兩類の連錢の跡(即ち兩方に鑄口の痕跡ある式)あるものより、僅かに一日の長あるものかと考へらるゝ樣である

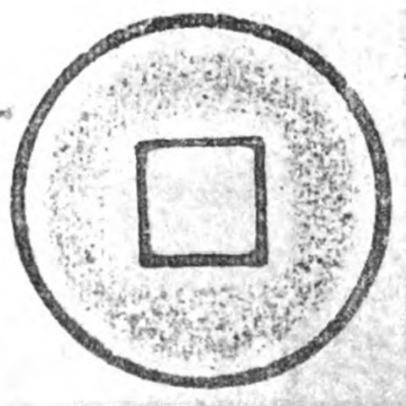


開元大錢 宋代の祝爐錢?

大連 古影堂 速水高虎

銅色淡く黄味ある灰白を示し、古色美しき細縁の大錢である、宋徽宗帝の大觀通寶當十錢を採りて十臺とし其大觀二字を開元と改めたる母錢より再びせられた、祝鑄錢に屬するものである、開元の大錢には往々如此形式に依る後代の祝爐錢と思はるゝ數種の品がある、其理由は隷書錢の最初に出じた古錢で、何れの時代の人々の脳裡にも開通錢は、錢の初めに出來たもの位に考へられて居つた爲め、錢座の祝鑄等に物せられたものであらうか





永昌通寶 李自成建國の際

椎谷 古化堂 今井藤吉郎





眞鍮至精の錢で、俗に永の永昌といふ、數種ある永昌錢の永字は何れも二水に从ひ、本錢に限り二水ならざるが爲めにかく奇品として先輩の呼び慣らしたものである、因に李自成は明毅宗崇禎十七年に僭立して元を永昌とした明末の覇者であつた

一分 明崇禎頃のもの？

濱松 珍泉堂 上羽章都



此類には一錢も壹錢もありて明末の座錢ではあるが、何れも局のものであるか又は何のやうな目的に際して造られたものであるか、未だ正確に知られてない、勿論壓勝品や戲玩の品ではなく、或る一地方限りに使用せられて短時間に罷められたものであらう

元通通寶 安南阮氏代所鑄

今治 仙泉堂 田頭寅一

質紅味ある鍮錢で阮氏代の建文手に屬する薄肉錢である以前には景興別種と稱され開元や元豐等の諸錢があるが、元通通寶といふ錢文は一寸散見に乏しい



淳祐ビタ錢 慶長以前本邦摸彷

佐渡 好泉堂 藤村太郎

灰白色の小樣薄肉なる私鑄の摸彷錢である、南宋理宗代の背に番號のあるものを採りて、其背文を刮りたるものゝ面に又刀を入れて文字を浚らひ、却つて醜粗なものにして鑄寫したもので、自から本來の支那錢とは有樣を異にして居る、これと同じ風の錢に淳化元宝の奇風なるものと、咸通通寶といへるものがあつて、共に薄肉粗樣の下劣な品である、本誌第貳拾四號に掲げた宣和通宝のビタ錢も亦同じ畑のものである、前掲の嶋錢等から見ると稍や時代を後ちにしたものである



享保豆板銀 正德四年 享保十二年迄

高知 松旭園 今村鷲

量約六匁八分を有する豆板銀の大樣なるもので、藏主は慶長期の産なるべしと添記されたが、銀質古色及び極印の體裁等より鑑て享保代の品と推定す、即ち丁銀

四拾四匁に附隨する豆板銀の大なるものに屬する



寛永通寳　元文元年　山城横大路村

宇治山田　敬古堂　松本　豊吉

銅質白銅精錬なる母錢で俗に淸水錢といふ、錢錄に記せるは左の如し

元文元年より延亨二年迄山城國乙訓郡横大路村にて鑄る所なり、淀より京街道鳥羽の間なり、今に字錢座といふ所あり、街道より少東の方なり

淸水錢請負人京淸水淸右衞門金主京四條近江屋小四郎有來錢請負人浦井新兵衞金主大阪大阪屋三右衞門同源兵衞

歳額五萬貫文、年季十年の定なり

「鑄錢重寳記」淸水浦井二ヶ所元は一ヶ所に候へ共仲ヶ間割いたし金主も右之通別に成り吹所は同所にて二ヶ所に割し吹申候錢相庭金一兩に五拾文安に賣出し候由尤賣場所之三條通にて賣申候



右の如くで淸水錢も浦井錢（有來錢とも記す）も一ヶ所の鑄故、錢質も殆んど相違なき美麗な母錢を存する

匋陽布　列國　齊國

奉天　草樂莊　古谷　若松

老靑の粗末な靑銹を被むり、製作小様下拙である、背の平地左右に右の字と化字と譯しつゝある奇形の字と

を并べて配置してある、本誌第十九號には背左とある普通品を掲げてあるが、一見して其鑄造期の前後を知る事が出來得る程本品は小樣粗拙である、匋陽布の背





には左、右、又は左ー、右ー等の類を有し本品樣のものは最も希覯である、背左方の化といはれて居る文字も或ひは右のーが變化したものかとの説がある

直百五銖　蜀昭烈帝 入蜀の際

高松　昌阜園　岡　侃



僅かに火氣を存して鏽色を留めてない、大樣にして外輪に鑢をかけられた類の初鑄錢に屬し、背の穿左に爲字を有する、即ち蜀地犍爲郡の鑄造に係かる局標を示すもので、面文は此類に限り特に大字で陰起して居る

光中大寶　安南阮氏 光中年間

三河　洤行舘　今泉忠左衛門

眞鍮薄肉恰も水に浮くが如き輕量な錢で、文字亦纖細

比較的濶縁である、昨今は舶來品も多く成り從つてこれにも面文の小異が七八種を區別せらるゝ様に成つた



而して本品及景盛大宝に限り寶字が略されて玉宝に成つて居る、光中通寶、景盛通寶共に宝になつて居るものは決してないものである

大正十年五月一日席上衆評

◎餘興

○競鑑

久しく休揭して居りましたが、諸君から要求がありましたから、左の二個を選び出しました、何うぞ確たる御答へを願ひます

正解の方へは例の通り本品を進呈することに致します

（一）



（二）



◎顧選函

○嘉靖通寶當三錢

深藪庵藏

明朝の嘉靖錢は小平、折二、當三、當五、當十等の五

種があつて小平錢の外には當五錢が時々舶齎されたが折二、當三の二種は存在殊に希少で、未だ各二三品のみを散見するに過ない、洪武通寶の錢制を襲踏したもので、背文の換當價格も自然其儘を應用されてある、因に當十錢は往年古泉匯の原品唯一個の正品を實見した以來、未だ同品の疑ひなき佳品を輸入した報告に接しない





再び貨幣を劣惡にせし事

正德享保二回の改鑄貨幣は、前述の如く社會一般に、其裨益を受け、庶民從來物價の昂騰に困苦せしも、此二回の改鑄ありて、漸く愁眉を開き、金融逼迫し、商業衰退せしも、亦皆之を挽回することを得たりしが、未だ二十餘年を出ずして、元文元年に至り、幕府再び之を改鑄して其雜分を增し、其重量を縮め之を發行せり、曩には貨幣の醇粹ならず品位低減せしを憂ひ、之を慶長古貨の制に復し流通する事、二十餘年を出ずして又之を改鑄し、其所爲毫も事理に合せざる者の如し蓋其故を尋ぬるに原因凡て二あり、一は貨額減少し、二は米價低落す是なり、何を貨額減少と謂ふ、元祿年間貨幣品位を低下し、之を發行するに當りてや、良貨は富人の庫中に藏匿せられ、之を出す者なかりければ幕府嚴命を發して新貨と交換せしむと雖も、人民皆其令を奉せざりき、正德享保二回の改鑄貨幣は其品位重量、彼慶長古貨に過ぐるも及ばざることなく、純平と

して純なる者なりしが、之を發行するに當りて、從來世上に流通せし寶永の劣惡貨幣（元祿貨幣は享保中銷毀せられたり）は、爭て其威を市場に逞ふし、新貨は富人の庫中に藏匿せり、蓋享保の良貨幣を廢行するに當り、一時乾字小判二枚を以て享保貨の一兩に當て並用せしめたりしかば、彼「トーマスグレシャム」の謂ふ所の惡錢は良錢を市場外に驅除するの確言に洩れず、良貨は惡貨の爲めに市場外に驅除排出せられし者とす、元來人の性善を擇び惡を嫌ふものなれども、貨幣に至りては惡貨を流通せしめ、善貨を保存するの勢あり、其故何となれば貨幣は交換の媒を爲す者にして、其職をさへに爲したらんには、其善たり惡たるを論せず、是故に苟も良貨の市場に出るあるか、人皆之を寶藏し、之に代ふるに惡貨を以てす、是を以て惡貨獨り市場に流通し、良貨は排出せらるゝに至る、正德享保二回の貨幣も、其鑄造するに當りて、政府は新貨を流通し惡貨を市場外に排出せんと企てし者ならんか「グレシャム」の定則を知らす、其希圖する所を遂げず、反つて惡貨の爲めに排出せらるゝに至る

然れども其改鑄を布告せし文面を觀るに、若一身の利潤をはかり候爲め何事によらず其通用相滯候事とも仕り出し候に於ては前御代々御旨當御代の御沙汰を違犯候のみにあらず天下後代迄の罪人云々を以て觀れば、或ひは良貨を出せば富人の庫中に藏匿せらるべきやの懸念なきにはあらざるべし、然れども良貨を出せば、則ち必ず惡貨に排出せらるべきの定則あるを知らず、遂に其擧をして永續する事を得せしめざりき　（未完）

○七福小判の世說　（三）

○堺長小判

此小判其前の久吉とは事替て、昔奥州金成村と中村内に炭燒藏吉といへるものゝ子に金賣吉次、同吉內、同吉六とて三人の兄弟あり、いづれも並の生附にて差た

る働きものにもあらず、然るに三人の内兄の吉次は、天性金に緣ある生れにて子供心の手遊に庭先をうかち候處、小判壹枚土中より掘出し、それを洗ひ見れば、裏堺長と極印あり、其頃近邊に物每巧者にて銀錬成者あり、彼のもの方江持行見せ候處、是は其昔堺に長者の聞へあるもの丶所持の小判にて其家富榮へける金にて秘藏すべきは勿論、此品手に入る時は其家富榮へき隨相のよし申聞候通り次第に身代充滿し、大金持と成ても吝氣色もなく、足る事を知り、此金我壹人にて持にもあらず、兄弟も貧といふにもあらねども、我身代には不及、父母は三人とも同じ樣に愛し給へば、此金を三つ割、貳人の弟へ分け與へ愛し給ふ、父母の心を慰め孝行をなすべしとぞ、管して右の如く計へば、父母弟共の悅び限りなく、夫より三人共に睦しく申合せ今の兩替屋體の渡世して、兄弟三人何不足なく暮したる事なれども、吉次が傳へは今に殘、吉內吉六かいはれはしらぬ人多し、右富貴にあやかるとて世の人此金を好み、七福第五の寶と定るものと承也

○久長小判

此小判は二人の男子あり、兄は先妻の子弟は後妻連來子なれども二人共父聊自他の隔なく兄弟幼けなき時より同じように不便を加へ育て上げ父老たる後兄弟を招き我若かりし時日々肩持の渡世して一日に貳錢つゞ四千日の間錢を溜め八貫文と成を小判貳兩に替へこれを見るに久長守神の小判なり此金は前に申如く多年成人



の後遺すべしと思ひいか成苦敷時にも不遣之殘し置て久長は兄江讓り守神は弟へ遣す間二人共乍總是を元手となし銘々心に叶ふたる業を始兄弟劣らぬように精を出し稼いて身代を持子孫繁昌を願ふと父子の實意を述べて渡之兄は一體男振あしく正直律儀者にていかにも父の命を難有請此金を父と思ひ金かしに成利安に貸して渡世をなさば末よかるべしと見付人を撰みかし遣し非道の催促をせず中には不憺成者にもかせとも自他の爲を思ひ慈悲の心を第一に渡世したるゆへ如何成無法ものにても持主の德により元利取揃へ持參いたし又は利拂して借返すゆへ日に増し年を經るに隨ひ大金持となつても元貧き時の事を不忘かりたる人の難儀を推察し施す事を重とするゆへ義理にせまり命にかへてとゝのへ返せば猶も慈悲を加へ憐む志を感じ神佛と尊まれ自然天道に叶ふて一生豊に暮したる故此人にあやかるとて金かす人好み七福第六の寶と定るよし承之扨弟の傳は次きにしるす（未完）

○大平通寶



支那の陝西省の錢風を帶びた鐵錢である、製作細緣端正、其風恰も北宋哲宗期の元符通寶背上字ある鐵錢に酷肖して、僅かに小樣美制を保つ、往年山中共古齋氏は安南錢史畧の記事に依りて、次ぎの如く本錢の鑄造年代を證明せられた、現存する正品僅三品に過ぎぬ、

安南黎朝の威穆帝端慶年間に其將黎譓の兄弟たる金江の宗を立てゝ大平王となせり

右者は當時の反將にして、明朝の援助を乞ひたるものゝ如く時は明の正德年間に充る

○德川氏貨幣表（一）

甲賀宜政編

此表は鑄造年紀の順序を以て列記す、規定品位は舊幕府の規定なり、本局に於て多數を鎔解して得たる平均品位を併せ掲ぐ、鑄造高は異說もあれど、今主として貨幣條例備考に據る

種類	定量 匁	規定の品位 金	規定の品位 銀	多數實驗に依る品位 金	多數實驗に依る品位 銀	鑄造年限	鑄造高
慶長金銀 小判	四、七六	八四二、九	一五七、一	八六二、八	一三一、〇	慶長六年(西紀一六〇一年)より元祿八年(西紀一六九五年)迄九十五年	一四、七二七、〇五五兩
一分判	一、一九	八四二、九	一五七、一	八五五、七	一四三、〇		
大判	四四、一			六七〇、九	二七六、四		一六、五六五枚
丁銀 豆板銀			八〇〇、〇	二、〇	七九一、九	慶長六年七月より元祿八年八月まで九十五年	一、二〇〇、〇〇〇貫
元祿金銀 大判	四四、一			五二一、一	四四八、四	元祿八年より享保元年(西紀一七一六年)迄二十二年	三〇、〇〇〇枚
小判	四、七五	五七三、七	四二六、三	五六四、一	四三一、九	元祿八年より寶永七年(西紀一七一〇年)まで十六年	一三、九三六、二二〇兩二九
一分判	一、一九	五七三、七	四二六、三				
二朱金	〇、五九五	五七三、五	四二六、三			元祿十年(西紀一六九五年)より寶永七年まで十六年	
丁銀 豆板銀	—	—	六四〇、〇	一、四	六四六、〇	元祿八年九月より寶永三年(西紀一七〇六年)五月まで十二年	四〇五、八五〇貫

寶永金銀

丁銀豆板銀 別稱寶字銀 二ッ寶銀	—	—	五〇〇、〇	一、二	五〇七、〇	寶永三年七月より同七年(西紀一七一〇年)二月まで五年	二七八、一三〇貫
永字丁銀 豆板銀 別稱中銀	—	—	四〇〇、〇	〇、八	四一六、〇	寶永七年三月中	五、八三六貫
三寶丁銀 豆板銀	—	—	三二〇、〇	〇、八	三二六、五	寶永七年四月より正德元年(西紀一七一一)年七月まで二年	三七〇、四八七貫
乾字小判	二、五〇	八四二、九	一五七、一	八三四、〇	一六五、五	寶永七年より正德四年(西紀一七一四年)まで五年	一一、五一五、五〇〇兩
乳字一分判	〇、六二五	八四二、九	一五七、一				

正德以下次號

○國際通貨發行

大阪　半文泉報

國際貨幣を發行し是に依りて各國財政の急を救はんとする政策は、各債務國が略ぼ九步に相當せる利拂を要する巨額を負擔さるゝに比して一層簡單なる方法にして、現在の難關に對して展開の光明を與ふるものである、國際通貨の發行は云はゞ國際公債と均しき策である、一面より覽れば是れは一國内の必要よりも過剩なる生産をなしうる國の產物を、向後數年間は輸入超過た甘んじなければならぬ國へ賣り出す事となる、國際通貨協會は一つの規則を作り、貨幣を發行し、一國政

府は協會より之を借り入るゝ、各國は相互に其施政に於て各通貨の效力を維持するに善意なる事の宣誓をなし、現在工業組織の破壞を蒙りたる國民が後日產業の回復をなし、其生產物を輸出するに及びては此輸入したる國は其量に從ひてかの國際通貨が金に換算せらるゝの理である、換言すれば一國が國際貨幣を借り入るゝ事は各國の產業界を連結し、一國債務が完濟さるゝまでは爲替の國際的仲介物の代用をなす處の國際通貨を作る事である

扨て國際貨幣の發行、分配及び交換條件は即ち貨幣の基礎の安定を與へ通貨氾濫を生せざるかの要素である

國際通貨が發行され、其效果を示す健全なる案が見出されたる時は國民の信用の性質は只制度が異意を以て利用さるゝかの問題である

國際通貨委員會は金貨本位制度により法貨（フラン）の爲替が行はる可き率の一定するの方策を採用する

國際通貨制度の成立したる場合之に同意したる國々は貨幣の借入れに對して相互に利子を要求すべきかの問題を生ずる、國際通貨制度の本質の解剖をして見るに之を借入るゝ國は現在に於ては他國より貨物の輸入をなし、幾年かの後に物貨を返へすの意味である、かゝる場合に利子を要求する事が經濟上の必要であるかを疑はねばならぬ、利用貨幣に利子の要求をする事は容易なる事なれども、世界の復活を一日も早からしむる事は更らに重大事である、爲替によりて一％乃至二％の要求を行へば國際局の經費は之を支辨されて餘りある事となり純收得は輸出超過によりて金を得たる國民の間に分配さるゝに至るであらう

國際通貨策は歐洲復活の爲めには重大なる機關である其諸國は外債の利拂の爲に泥田に踏み込みし車輌の感がある、此組織は歐洲に限らず、世界人類の永遠の幸福に導くものにして現存貨幣の健全なる基礎を有せざる諸國に永久的なる不動の通貨を樹立せしむるに實効力がある

アナリスト誌より拔萃

◎質疑應答

○寛永番錢に就て呆仙君に御尋ね致します

KT生

寛永番錢の鑄造年代に就ての御論の最後の御結論では題外の祝鑄戯鑄と云ふ事に言及して居りますが、祝鑄であるといふ御論據が初めより見當りません樣ですが御明示を願ひます

そして御序に

(一)初期時代の如く錢質に區別なく共に近似せる理由

(二)番錢と同製作同爐の書錢和五銖があるのですか

(三)錢座で何等かの祝鑄に際し母錢とすべき錢を自分の座の錢を採らず他座の子錢を採りし理由

(四)淺草番錢のみ當路の命令で鑄造された祝鑄と御考この事然らば芝番錢は何の理由で鑄造されたのでせう

右御手數ながら御教示を願ます

○KT君に御答へ致します

呆仙

寛永番錢が祝鑄であるといふ論據が初めから見當らぬとの御尋ねですが、結論に祝鑄錢であらうかと、記しましたのは、鑄造年代に關係なき餘談でありまして、第二十四號(上)編に先輩が甲は職工の戯れに無聊を慰むる爲めの鑄造といひ、乙は祝鑄として明白ならんと、二樣の説がありましたから、筆の順序として其一つを決す爲めに、自分の考へを認めました、正保年間の銀永樂番錢が四代將軍たる家綱の元服祝ひに鑄造されて、三十番神を象つたものだと、聞及んで居ります例に依つて見ましても、寛永番錢も亦何等かの意味に於て、祝鑄されたものかと愚考致して居ります

それから

(一)の錢質が淺草も芝も近似せる理由は、十四年初期の產ならざる限り、主管錢座の配銅法に基きて、其配下

に屬する各別爐錢は、漸く末鑄に近く程、本座の錢洗に一般の方法を支配され、芝も淺草も自から錢質の大差なきに至つた爲めかと心得ます

(二)先年岡山の水原洗心齋君の手元に於て所謂淺草番錢の正良と鑑したもの一より十六迄揃ひの品と共に、同じ銅質、同じ製作の番錢和五銖を約十數個、番錢と一伴に買入れられたとの事、自分もそれと比較して、正しく間違ひなきものと鑑定した事がありました

(三)淺草の番錢といへるものは、矢張り淺草座の末業に作られたる品と自分は考へて居ります、芝番錢も亦其の如くであらうと思ひます、第二十六號一五頁上段にも「何等かの祝鑄に際して番錢を造るべき塲合に其母錢とすべく採りて擇ひたる錢が偶然にも今日所謂淺草の正郭といへる者であつたと考ふ………」と記してありますから御再讀を願ひます

(四)芝番錢は淺草番錢の如く、整然と一より十六迄揃つたものを有せず、且つ背文の字書も下劣にして、前者の如く威權あるものに非らず、或ひは淺草番錢の鑄造あるを洩れ聞いた、芝座の下級役人が此方でもといふ樣な張合から、作つたものかも知れません、故に現存の數も少なく、粗野なのでありませう、そうすると此方の番錢は祝鑄でなくて、戯鑄といふ類のものに屬す事に成り終るかと存じます

右思つたまゝを御答へ致しました

○會員動靜

入會

漢口 水野鵰之助 栗田淳二 通常會員

○丸岡の藤山幸之助君は四月より贊助會員に

○京都の伊藤庄兵衛君は　同　特別會員に

○京都渡邊定次郎君五月上旬上京せられたるに就き事務所に幹部會を催して、歡迎の意を表せり

會報

記事

本會第拾八回例會は大正十年五月一日定刻より編輯所に於て開會、出席會員は

小川浩　大竹寅吉　西村博
三上香哉　梅谷勝一　田中啓文
勝山岳陽　林静男　熊澤直七
阿部仙吉　梶野宇吉　貫井銀次郎
鈴木中二　森川頴一　藤井榮三郎
鷲田信一

等の諸君であつた

次回は來る七月三日午後一時より同所に開く

○會費未納又は満了に近き諸君は至急御拂込相成度し

○出品物返送料は可成小額切手（二錢又は三錢）にて御送附を乞ふ

○投稿御望みの方は事務所へ御申込次第原稿用紙を送り上げます

本誌定價及廣告料

一冊　定價　金五拾錢　送費金貳錢
郵券代用一割増

廣告料
一頁　金五圓
半頁　金三圓
四分之一頁　金一圓七拾五錢

大正十年五月廿九日印刷
大正十年六月一日發行

編輯兼發行者　東京市神田區五軒町一番地　鷲田信一
印刷者　東京市神田區紺屋町三十番地　高橋與四郎
印刷所　東京市神田區北乘物町三番地　万文堂

發行所　東京市深川區靈岸町百六十六番地　東洋貨幣協會　電話本所二三五三番

發賣所　東京市神田區五軒町一番地　鷲田寶泉舍　電話下谷七五九九番

取次所
大阪市南區問屋町　下間寅之助
東京市下谷區竹町十三番地　帝國スタンプ研究所

●貨幣蒐集研究家への福音

貨幣の拓本製作に最必要なる極上質柔軟性平ゴム板を一個宛特別に製作したるものなり。使用中毫も移動することなく、樂に美麗に印刷し得らるは本品の特色なり。左の價にて諸兄姉に提供す。

拓本押印臺

三號	竪 六 寸	横五寸	厚サ一分	金 壹 圓
四號	竪八寸五分	横六寸	厚サ一分	金 貳 圓

一時に五個以上御注文の場合は五個毎に全一品一個特に無代進呈す

東京下谷竹町

帝國スタンプ研究所

振替口座東京二五五八五番

◎世界各國より白金・金・銀・銅・鐵・眞鍮・硝子・アルミニウム・セルロイド等の貨幣約四千種及外國紙幣三千種新着。一枚々々に値段を附し御希望の品のみ御拔取りの出來る便宜送達販賣法にて御領ち致します。御希望の御方は御申込み下さい。直に御送り致します。

●僞物や摸造品は一枚も取扱ひません。御安心して御入手が出來ます。

認可
發行 大正十年七月一日

貨幣

（第貳拾八號）

東洋貨幣協會

○貨幣

（第貳拾八號）

目次

◎論説

○日本最古の貨幣を論じ和同開珍錢の新古に及ぶ……深藪庵……一頁

○常陸國に於ける鑄錢座の調査報告……（中）……花林塔……九頁

○韻泉君の和同開珍に就てを讀みて所見を述ぶ……游仙……一三頁

○兩柱五銖に就て……（下）……培風室周書……一五頁

◎品評

○東洋貨幣協會第拾八回後半出品々評……一七頁

◎小解

○箱館通寶……二〇頁

○爐心餘赤……松浦多氣四郎記……二一頁

◎顧選函

○貨幣御變革建白書……（一）……二三頁

○銀代通寶背壹分錢……二四頁

○裏の裏……（明治新撰泉譜月旦）……二五頁

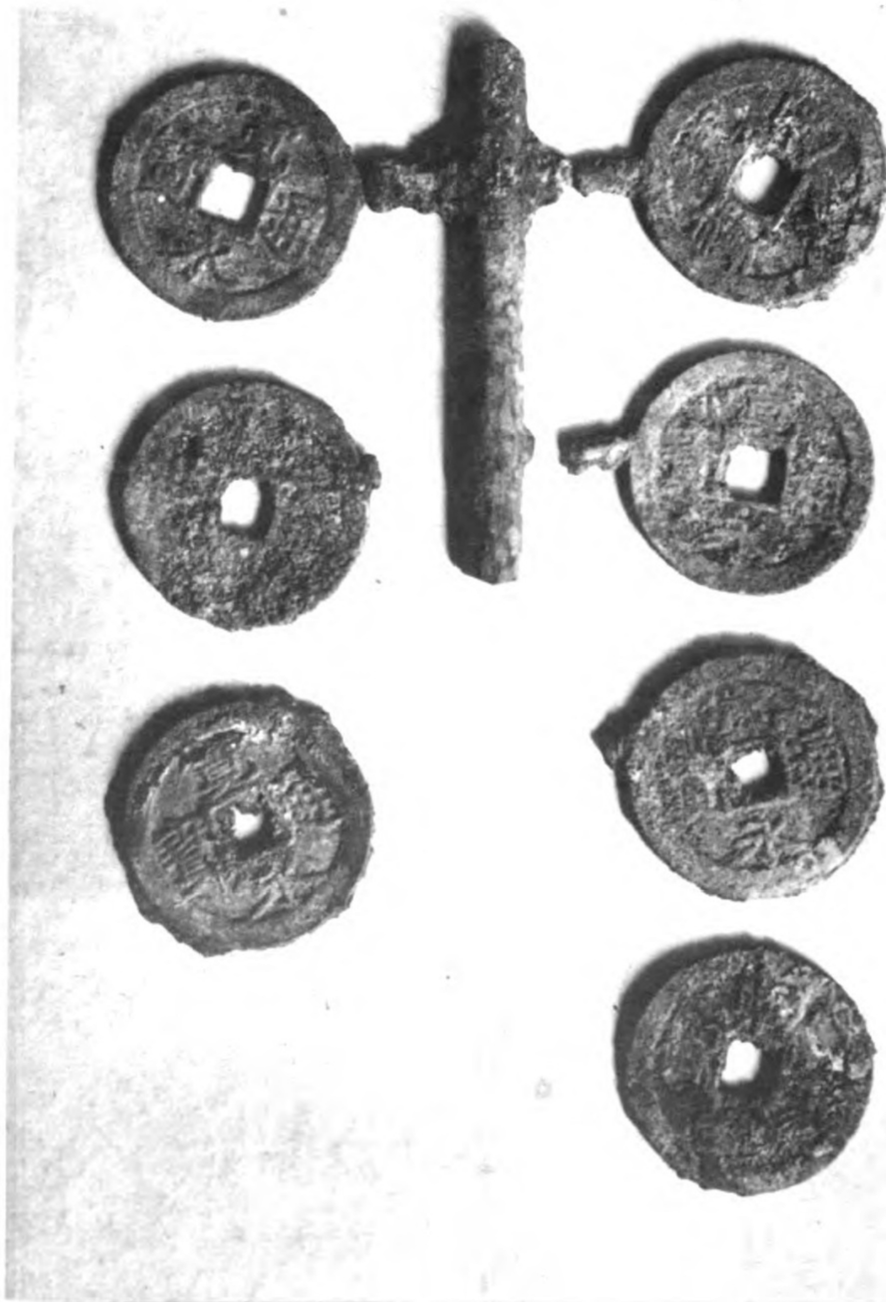
○洪憲通寶……二七頁

◎質疑應答

○清朝錢背文之研究……張晋……二八頁

○廣告其他……三二頁

（全項禁轉載）



寛永水戸錢

（古寛永の長永と云）

論説参照

貨幣 （第貳拾八號）

「論説」

○日本最古の貨幣を論じ和同開珍錢の新古に及ぶ

深藪庵

當紙第二十六號に於て、先日韻泉君が拙宅へ來訪の節、小生が鷲田君と共に、斯界の爲に編纂せんと企圖せし、泉書の原稿を一覽せられ、其第一頁にある所の、和同開珍錢の新古顚倒せるを見て、非常に驚かれ、和同開珍に就きなる一篇を起草せられたり、これを見るに別に新なる説にも非ず、從來の古錢家並に歷史家は概して同君と大同小異の説にして、小生是迄見る處の古錢書は皆和同錢は和同元年後の鑄造にして、彼の古雅なる物を古和同と稱し、端麗にして其製作唐の開元通寶錢に似たるものを新和同と稱するは、諸君も既に承知せらるゝ處にして、是等の説は恰も汽車旅行者の名所舊跡を窓から見て濟し、鐵道省の旅行案内に滿足して居る輩と同じで韻泉君の説は、其又讀賣に過ぎますまい、然るに小生は大正五六年の交より和漢韓の歷史を見、且つ實物に就き對照するに、不思議の點少なからず、彼是研究の結果彼の、新和同なるものは古和同にして、彼の古雅なるものを新和同となし、且つ其端麗なる舊來新和同と稱するものは、和銅以前、文武天皇三四年の交より鑄造し初め、從來古和同と稱するものこそ和同元年以後の鑄造と定めざるを得ざる事となり、尙これを恐友鷲田君に語りしに、同君は熟聽の上、この説に贊同せられ且つ幾多實見上の材料を與へられたり、然れども此説は日本錢史上重且大なる事件にして、輕々しく泉書にて公表すべきものに非ず、先づ先輩諸君の贊同を得べく貨幣紙上にて報告し、鬪論の結果、完全と認めたる上、公表するも遲からず且つ他に校正すべき點もありたるを以て泉書發行を延期し居りしに、

此頃圖らす龍泉君の眼に止まり當誌に發表せざるを得ざる場合となり、聊か長文なれども玆に拙文を掲載し、諸君の批評を乞ふ事となれり、小生は日本の事情を研究する前に日本以外の關係より調査し、且つ各間道をも踏査し、本街道に及ぶものにて、滊車旅行者に非ず、然れども間道は無數にありて、一生旅行するとも尙且つ及ばざるべければ、諸君無遠慮に足らざるを補ひ、斯道の爲めに研究あらんことを乞ふ

第一章　顯宗天皇以前の事情

日本に於て、錢に就き初めて史に顯れたるは、紀元千百四十六年にして、日本書記第十五卷、顯宗天皇二年記に

冬十月戊午朔癸亥、宴群臣是時天下安平民無徭役、歲比登稔百姓殷富稻斛銀錢一文、牛馬被野、

とあり、昔の古錢家歷史家は、單に當時既に銀錢ありて、民間に流通せし如く思ひたり、大日本貨幣史にも、顯宗天皇の章に

天皇ノ時銀錢アリ世ニ行ハル、是時天下×安百姓殷富稻一斛ヲ銀錢一文ニ代フ（日本書記 大日本史）

と記し、次に無文の銀錢二個を掲げ次に

謹按是ハ　神功皇后以來外國ヨリ金銀ヲ貢スルコトノ多キヨリ、遂ニ鑄錢ノコトアルニ至リシナラン新井君美ハ白鳳ヨリ以前物ヲ交易スルニ米穀絹布ノ類ヲ以テシ、錢幣ハナキヤウニ論ジタレドモ、稻斛銀錢一文ノ明文、日本書記ニ見ユレバ米穀綿布ノ外、錢モ行レタルコト判然タルユヘ、斷ジテ銀錢行ハルトイフ、然レドモ銅錢ノコトナク、銀錢ニテ斛一文ナレハ斛以下賣買ハ布等ヲ用ヒシナルベシ、而ジテ此錢ハ錢書ニ從テ姑ク載スレドモ、實ニ當時ノモノハ未決

是レヨリ以前　反正天皇ノトキ、金銀銅ノ三錢アリチ、云々、和漢三才圖會等ニ載セタレドモ確據ナク

且ツ先輩ノ論ニモ之レ後人ノ妄説ナリトスルユヘ、
今之ヲ本文ニ載セザルナリ

とあり、然るに考古學會雜誌第九號、日本古代通貨の起源と題し寺石正路氏が後漢明帝永平十二年記に（紀元七百二十九年垂仁天皇九十七年）

冬十月、是歲天下安平人無徭役、歲比登稔百姓殷富粟斛三十牛羊被野 通史第六卷

とあるを見て、日本書記の著者が、當時の天下泰平なるを頌する爲め支那の美文を籍りて飾りたるのみにて、銀錢の如き當時未だ發行せしことなかるべし、と舊説を排せり

按ずるに、當時我は本に於ては銀の產出したる形迹は更になく、支那には以前より銅錢ありて永く使用し來りたるは明瞭なれども、銀錢ありたるを聞かず、加之其交通は大概朝鮮を通してのものにて直接、錢を輸入すべき理由なく、只朝鮮の新羅、高勾麗、地方は由來銀產地にして日本への輸出は從來頻々ありたるは、相互歷史が充分立證し居れり、即ち朝鮮產銀の證としては、通史百九十四卷四夷傳に、濊（後漢建武六年日本紀元六百九十年垂仁天皇代に新羅の北隣にし後、高勾麗に併合、當時新羅に併合せられたる、今の江原道の地）の風俗を序したる文中に

與高麗同種、言語法俗大抵相類、其人性愚愨少嗜、不請匄、男女皆衣曲領、男子繫銀花廣數寸以爲飾、不以珠玉爲寶、

とありて銀の豐富なるを示し又朝鮮の歷史東國通鑑、新羅逸聖王十一年（紀元八百四年成務天皇十四年）記に

二月、新羅令州郡曰、農者政本、食惟民天、其修堤防、闢田野、又禁用金銀珠玉、

とありて金銀珠玉を都會或は國外へ放散せしめ、農民をして專ら土地開拓に從事せしむる政策を採れり、又東國綱目の、新羅景文王九年（紀元千五百二十九年清和天皇十一年）の部に

學生李圖等三人、隨胤往騎習業、賜買書銀三百兩、後在唐登第、

とありて朝鮮に銀の豊富なりしは疑ふ餘地更になし、顧て日本の歷史を繙けば、神代より熊襲（熊襲は高麗人の意味にして、こまそ、なり今日にても朝鮮人は、全羅道の人を全羅そ、釜山の人を釜山そと云ふ）の所持する金銀を見て垂涎しつゝありて、素戔嗚尊は

韓鄕之嶋是有金銀、若使吾兒、所御之國、不有浮寶者、未是佳也云々（日本書記）

と宣ひ又仲哀天皇八年秋九月乙亥朔巳卯には

詔群臣以議討熊襲、時有神託皇后而誨曰、天皇、何憂熊襲之不服、是膂之宝國也、豈足擧兵伐乎、愈茲國而有寶國、譬如美女之睩、有向津國（睩、此麻用弭枳）眼炎之金銀彩色多在其國、是謂栲衾新羅國焉、若能祭吾者、則曾不血刃其國必自服矣、復熊襲爲服、云々（日本書記）

の事ありて天皇は直ちに朝鮮を征伐し一は熊襲の後援を斷ち一は垂延しつゝありたる金銀を輸入すべかりしに天皇尙未だ躊躇しつゝある間に熊襲の爲に弑せられたり然るに時の皇后即ち神功皇后は朝鮮の金銀を收むべく翌九年斷然師を起したり、是即ち有名なる三韓征伐にして、其大目的は朝鮮に存在する金銀に在ることは左の勅語にて知るを得べし

或人新羅王を誅すべしと言ひしに對し皇后は

初承神敎將授金銀之國、又號令三軍曰、勿殺自服、今既護財國、亦人自降服、殺之不祥、乃解其縛、爲飼部、遂入其國中、封重寶府庫、收圖籍文書（日本書記）

又其目的を達したるは左の文にて明かなり

爰新羅王波沙寐錦、即以微叱己知波珍干岐、爲質、仍賚金銀、彩色、及、綾羅縑絹、載于八十艘船、令從官軍、是以新羅王、常以八十艘船之調、貢于日本國、其是之緣也、於是、高麗、百濟二國王、聞新羅收圖籍降於日本國、密令伺其軍勢、則知不可勝、自來于營外、叩頭而歎曰從今以後、永稱西蕃不絕朝貢故因以定內官、是所謂之三韓也、（日本書記）

以上の事項を味へば新羅は農民等に頒布せられ居れる

金銀を、紀元八百四年逸聖王當時に、都會に集中せしめありしを、紀元八百六十年に盡く日本の神功皇后に提供したる形狀になり居れり、然らば其數は明文なくとも莫大なるは明瞭にして、其後も年々輸入したる額は莫大なるものにして日本國中に一粒の産出なくとも、それより二百八十四年間交通斷へずして經過したる、紀元千百四十六年の顯宗天皇當時に於て銀の通貨化したるは決して不思議なることに非ず、故に余は大日本貨幣史に掲げたる、無文の銀錢を是認するものに非ざるも、近頃古錢家の所謂顯宗天皇二年の記事も、單に支那の美文を籍り來れる價なきものなりと、一蹴に附するものに非ず

余は先づ大日本貨幣史に掲けありたる、無文の銀錢なるものより論ずべし、余は彼の銀錢なるものは鑄造したるものに非ずして、中央に孔穿ある銀玉を打平めたるものと思ふ、如何となれば、第一、孔の位置不定にして正中に非ず、第二、面、背、孔の位置異にして、斜に貫通し、第三、周圍正圓に非ず歪あり、第四、模樣に意味なし、假に鑄造物とせば、孔を正中にして周圍は正圓になすは製型上、最も便利にして、又模樣を附するなれば意味あるものを附すべきは至當なり、然るに一も其理に適合せざればなり、而して余の云ふ如く、此銀錢は銀玉を打平めたるものとせば、當時未だ支那銅錢の輸入前なれば、支那錢に模する必要もなく、通貨は角にあれ棒にあれ、其價のある限り如何なる形狀にでも差閊なき時代なれば、特に扁平となす要なき筈なり、故に余は原料は同時代のものとなすも、其形狀は慥に當時のものに非ずして、支那の貨幣を見知り居る者の製作にして後作品と見做すを至當と考ふ、而して若し當時の銀錢なるものは銀玉の事としても、日本書記の著者を責むべき理由なく、當時は今日の如く、貨幣、通貨等の言語なく、物品交換の仲介物を單に錢と稱したる時代にして、錢なるものは圓形にして方孔あるものと思ひしは、其圓形方孔に慣れたる後世の東

洋人にして、日本書記著述當時は、圓形方孔錢に變じたる三四十年後にして、大正十年の今日圓形方孔錢に對する慣想と殆んと同一なる時期にして、今日圓形無孔の錢に慣れたる兒童は圓形方孔の錢は錢に非ずと思ひ居るが如くならん

而して當時の銀錢なるのを銀玉となせば、前に述べたる濊國人の銀花廣さ數寸を繫き以て飾となす、なる其銀を直ちに貨幣として使用したるものと思はる、又今井風山軒君の古泉大全、無文銀錢の部に、

　寶暦十一年、攝津天王寺村出土、此錢凡百枚官納

とあるを事實としても有り得べきことゝ考ふ（玉は一個を一枚と云ふこと古文書にあり）故に大日本貨幣史の疑問となしたるは當然にして、余は疑問以上に後作品と斷定するものなり

而して余は茲に（第一圖）に示す一個の銀玉を提供すこれは近年朝鮮開城（紀元千五百九十年頃より高麗の首府）附近の墳墓より銅錢と共に發掘せられたるものにして、織田考古堂君が銅錢と共に朝鮮より輸入し、三上花林堵君の手を經て方今、田中邦泉君の藏する所のものなり、全部銅鏽を蒙り、量目四匁二分、中央に徑一分强の穿孔あり、稍扁平にして其扁平なる部分は、出雲石等に成れる曲玉の穿孔の周邊に酷似し、この銀玉數十個を連繫し頸等に懸け自然互に相磨滅し扁平になりたる形迹充分に認定し得るものなり、朝鮮にて初て銅錢を鑄造したるは、日本紀元千六百六十年頃高麗の穆宗時代及千七百五十七年肅宗當時なれば、其銅錢と共に存在せしを見れば、當時以前此銀玉を通貨として使用せしものと考へ得ると同時に、朝鮮錢史の著者藤間常平庵君、其錢史に新羅、高勾麗、百濟の三國並起時代には、各地其土產を以て貨幣となし、高勾麗は主として金銀馬匹を用ひ、新羅は槪して金銀布穀を以て相換へ、百濟にては專ら穀類のみに依り有無相通したるか如し云々に適合せり

朝鮮にて使用せし銀貨なるものが第一圖の銀玉とせば

日本へ渡來せし銀なるものは此形狀のものならんとは推察すること得るが、余は未だかゝる銀玉の日本に於て發掘せられたるを見聞せざるを遺憾とす、然れども神功皇后當時、熊襲なる朝鮮人種が既に貨幣として使用せしものなれば、倭人種も其時より既に貨幣として使用せししに相違なく、貨幣として使用せしものなればば幾分遺失したりとしても、今日拾拾は最も困難なることにて、又盜難を防禦する爲等にて埋藏したるものありとするも、奈良朝時代豊富なる古錢にても其發掘は實に寥々たるものにして、況んや當時最も大切になしたる銀貨を多量に埋藏する理由もなく、又發掘したりとするも古錢類と異なり、心なきものは煙草入の緒〆位に應用する外鑄潰さるべく、吾人の眼に觸れざるは止を得ざることなり、萬一觸れたりとするも銀玉を貨幣に非ずやと發表したるは、大正十年の今日余が初めてなれば尙更のことなり、又神功皇后當時より若干年の間通幣となし且つ裝飾用に兼用したるものとすれば、云ふ迄もなく頸飾にして、單に銀玉のみを繋ぎてなしたるか、珠玉類と共に繋きたるかなるが、何れにしても、想像し得らるゝことなり、若し然りとせば或は墳墓より發掘せらるゝことあるべく、墳墓より發掘せらるゝとせば神功皇后當時より或る期間にして降りても孝德天皇當時迄四百五十年間の墳墓にして、主として畿內地方にこれに次て山陽、九州北部に限定せらるべく、且埴輪人形の頸部に珠數の如き頸飾を懸けたるものと同居し、珠玉の頸飾と同列し或は同列せず銀玉のみ四五十個位發掘せらるべきものと考へる、將來右之條件を具備したる墳墓ありて其發掘品中に銀玉あれば、これ余が說に裏書したるもにして疑ふ餘地更になきものなり

或人は、今日迄發掘せられたる墳墓は多數にて、頸飾用玉類の出土は無數なるに皆玉石類にして金屬製のものは鍍金銀したる僅かの數のみなり又埴輪人形も種々多數に發掘せられ、內頸飾したる人形は最も多きに、

一個の銀玉なきを見れば、日本にては全然さることとなかるべく特に奈良正倉院古文書にも玉類の記録あれども銀玉の記事なしと、辨駁するものあらんも、余の知る處にては、埴製品出所一覽表（八木奘三郎氏著考古精說）の百十六箇所の内余の指定したる諸國にて發掘せられたる者二十箇所にして内土偶の出土地は十五箇所に過ず其内頸飾を掛けざるもの多少あるべく、又頸飾ある土偶の圖を見たるば同書と同君著日本考古學及高橋健自君著、鏡と劍と玉、なる書にて合計三十個にして内指定地にて發掘せられたるは筑前國早良郡西新町にて發掘せられたるもの只一個のみに過ぎず、故に銀玉の發見せられざるは故なきに非ず、又正倉院の記録は圓形方孔なる銀錢發行後の記事にて、世の銀は總て圓形方孔銀錢に變化したれば有るとあれば、不思議にして論ずるに足らず（銀玉の圖は後編に揭ぐ）

さて改て韻泉君に尋問したき一事あり、從來より言ふ如く、日本書記顯宗天皇二年記十月の記事は、余も惜に支那の美文を籍りたるは贊成するものにて、其牛馬野を覆ふ如き餘りに形容し過ぎ批評の限にあらざれども、其豊年相續きたることは決して抹殺すべきに非ず、又當時銀は如何なる形狀なるにせよ、日本に多量に存在したるは、前後の事情により非認すべきことに非ず、若し銀にして多量に存在したりとして、是を如何に處分せしか、國庫に死藏して、民間に頒布し其價値を人民に知らしめ置かざれば、瓦石を貯藏すると一般有事の日にも價値なきものなり何時の政事家にてもかゝる愚策は採るべきものに非ず、然らば裝飾品として頒布し置くか高等貨幣として頒布し置くか、將又兩樣兼用のものとして頒布し置くか其何れかになし置くべきものならずや、豈や貨幣たる完全なる性質を備へたる銀を如何に所理せしや、これ其一なり、又後章に論ずべき所の和銅元年に鑄造したる、銀の和同開珍錢は、其原料を何時何處より得たるか、銀の和同開珍錢は現今にても多數存在せり、これ其二なり、如何

○常陸國に於ける鑄錢座の調査報告（中）

花林塔

德川氏幕政三百年を通じて一定不變の文字を數し、經濟界の基調を圓滑ならしめし寛永通寶錢が、常陸の國より始めて出たりとは水戸人の誇りとする所なれども、道理の上に立て之を判斷せば、そは有り得べからざる義にして、假に此水戸の傳說と、鳴海家の言ひ傳へとを冷靜に比較し見る時は、如何に慾目を以て見るも、水戸の方の條理の微温的なるに對して、鳴海家の方は灼熱的なるを覺ゆ、吾人は强ち鳴海の書上げを過信するものならねども、水戸人の傳說の方誇張なるが如き感を起すなり、故に予は道理上より推斷して水戸の二年錢も十二年錢も、永樂錢を鑄しならんといふなり

寛永十四年に至りて八ヶ國の諸侯に鑄錢の命下るや、水戸の爲政者は新に錢座を建設せしが如し、普通一わたりの考へにては、前々より在る所の佐藤座へ何故命せざりしか、いぶかしき限りなり、寛永錢錄には常陸志料を引いて

又水戸市賈等五人、各鑄于其家云、所鑄大小不一、

因而定爐向井町鑄之

とあるを以て考ふるに、此市賈五人の鑄る所のものも予は矢張り永樂錢ならんと思ふなり、何となれば鑄る所大小一ならずとは鐚式永樂の特長なり、本質なればなり、且藩の爲政者が幕命により是等私爐所有者を一堂に集めて下請を命せんとしたりとせば、彼等の間に在ても資力の乏しきものは買收されんことを望むも、財力豊かなりと思ふ佐藤座の如きは寧ろ獨立を利なりとして應せざりしならんと考ふるを、當時の狀勢にて有り得べき事と思ふなり、但し是は予が一己の推測なれば、將來此土地の記錄にても出る事のありたらん時予の盲斷の當否を決する事とせん、唯昔も今も變らぬは人情なれば、今を以て昔を考ふるも又當らずと雖遠

からざるべきか、此併合せられし五爐が一の官座となりての後、佐藤座の狀況は如何、到庭規摸の上に於ては官座には及ぶべくもあらねども又私爐の氣易さに存外苦痛も少く駢立して鑄錢事業に、いそしみ居しならんと思ふ、是は水戶記年に據るも十四年には水戶に、上市、下市に二爐（或は五爐）ありたるやう說くに、見ても否む能はざる事とす

藩にて公命により寛永錢を鑄出すやうなりたる後の佐藤座は如何にして之と對抗したりしやを考ふるに、其時に至りて始めて寛永通寶錢を鑄んことを願ひたるものならんと思ふ、其願書を想像するに勿論佐藤家の水戶にて鑄錢の初發座の事を縷陳し寛永錢に均霑せんとの主意なりしならん、之を藩も許したるにて、夫を土地の人々の間に傳へつゝある內に新錢元祖なる誤りを生じて、寛永錢は水戶が始めなりと傳へしものならん乎、もし此臆測の通りとせば前後の事情にも無理なく舊記も生き、傳說にも一條の活路を與ふるものなるべし

さて此十四年水戶向井町座の事蹟に就ては又中川近禮の實地踏査せし報告を予に致せし原文の儘掲ぐ

○常陸國水戶向井町片町錢座

向井町片町の錢座は從來愛泉家の記錄に上らず、其遺蹟の有無及鑄たる錢に至りては、何人も之をいふ事なかりしが、今度編者が其地を踏査して其遺蹟を發見せしのみならず、鑄造の錢貨まで確定するに至りしは、實に意外の好結果なりしとす

其一　遺跡の位置

向井町片町は水戶市上市にありて、遺跡の在る處は、今、馬口勞町片町と稱すと雖、錢座時代は其等の町名なかりしやうなれば、玆には向井町片町と呼べり、此地は元來寂寞たる畑地なりしも、近年道路を開き人家を建て增し、遺跡の固形は少しも存せす、松の小路より曲りて向井町に出る下り道なり、錢座は殆んと其中程にして、新道路の爲に兩斷せられしが如し、其區域

の如きは今や少しも考ふる能はずと雖、編者の遺物を發見せし所は、則ち遺跡の中心なるべし、土地の形勢に依て見れば、其規摸も餘り廣からざりしものと思はるゝなり

其二　遺物及鑄造の年度

編者が此錢座を發見するまでは甚しく辛苦したるも、愈々其地を得るに及びては、道路の東側に、家を建て地を穿つものありて、大に探險の便宜を與へたり、其家の裏手に大きさ六尺有餘、厚さ五寸程の粘板岩を布きたる跡あり、已に半ばを破壞し、上部の土には炭屑を交へ、當時溶爐を据へたるかと思はるゝ所あり、附近の人々に質すに、錢は此邊より出る事ありとの事なれば、數時搜索して、鑄放し錢七枚と、枝（湯道）一片を得たり（香哉曰、本號口繪に出したり、參照せられたし）

此錢は古來、古寬永の一種にして製作沓谷錢に類するものなり、今や此遺跡に於て見出す以上は、此地の鑄造たる確實にして、斯道の慶事といふべし、他には銅滓を得しのみにて、坩堝を始め、土器様のものは一も見出さず、又砥石は嘗て道路の西側に於て多く見出せし事ありしが、悉く井中に投入し、又大なる鐵製の湯柄杓を得しが、同じく井底に投入したりとぞ

鑄造の年度は、前きにも述べたる如く愛錢家の筆頭にかゝらざる錢座なれば、是等より考證する所はなけれども、水戸紀年に、寬永十二年向井町片町は煙草町と共に錢座となりし事を記し更に又

寬永十四年丁丑、水戸にて錢を鑄る、錢文寬永通寶世之を水戸手といふ

寬永十六年己卯、新錢を鑄る、下町八丁目裏に一箇所、上町に一箇所、此二箇所にて鑄る

寬永十七年、鑄錢上町下町、數、大抵每月二三百ほどなり

等の記事を見れば、其寬永年間に鑄錢せしや疑ひなしと雖、其鑄錢したる年度は判然定め難し、寬永十四年

丁丑八有の布令に、鑄錢所を水戸外七ヶ所に置く事ありて、公然之を仰せ付けられしは事實なるべし、信州松本以下皆寛永十四年よりの鑄造とせば、水戸も又十四年以來鑄造せしものとするこそ穏かなるべし、殊に今回發見せし所の錢も純然たる古寛永の一種にして、新錢本を越候而如此いさせ可申といへる十四年の布令に適合すべき錢質なればなり

以上は春布庵が實地踏査の報告なり、文中不穏の箇所を訂正せんに、水戸紀年にある「十二年向井町片町」を私見に基きて「十四年向井町片町」とせし事とす、水戸紀年に據るならば正直に十二年向井町片町とすべく、常陸志料に據らば十四年向井町とすべきなり、擅に拔き差しをなすは採らざる所なり、又此水戸紀年も古事類苑の孫引なるべければ「寛永十七年の鑄數は上町下町を合せて大抵毎月二三百程」とあるを平然と引用して疑點を加へざるも不穿鑿といふべし、紀年說く所によれば

向井町片町座 十二年より　　煙草町座 同上
官　命　座 十四年より
下町八丁目裏座 十六年より　　上町座 同上

の五座ありて、一ヶ月僅々二三百（文？）なる筈なし百程の間に緡とか貫文とかの落字あるは予が指摘を待たずして知るべきなり、他書を引用せんとするものは其眼光の紙背を徹す事に心掛くるにあらざれば、百の古書を引用するも何の得る所かあらん、世人ゆめ春布庵の轍にならひたまひそ

又遺蹟より出たる錢を沓谷の類とは鑑識を誤れり、口繪に見る如く寛永泉志載る所の長永の類なり、單に古寛永錢中とのみならば、辨明の要もなけれど沓谷と細別せんとするには大に論議なかるべからず、古寛永錢は二ッに別ちて寛永期、明曆期となす、其間截然たる區劃なりて、宛も新寛永錢中、寛文期と元文期とある如し、元文期が新寛永錢中に一期を劃すると同じき古寛永錢中の明曆期の諸錢は又一種の約束あつて決して

混同せらるべきものにあらざるなり、杳谷座は實に其明暦期に屬す、春布庵にして寛永錢の鑑識眼あらば、かゝる説も出すまじきも、如何にせん當時我寛永錢研究會と學説上に意志の疏通を欠き共に研鑽するの雅量に乏しかりし爲め、かく嗤を後世に遺す、今の世の古錢研究者又此春布庵の失態に鑑みて忸怩たらざる人なきや、戒むべし、愼しむべし

本編一章、畏友遊仙安藤君に呈せば

寛永水戸錢 寛永十四年至十七年 常陸國水戸向井町（當時水戸上市馬口勞町片町）

と其年表に一項を加へられん光榮を擔はんことを衷心より歡ぶ（此稿完）

（未完）

○韻泉君の和同開珍に就てを讀みて所見を述ぶ

游仙

余は未だ深藪庵實泉舍兩君編著韻泉君の所謂刊行の企圖ある稿本なる者を一讀せざるを以て兩君の説が如何なる新説なるか内容を知らずして論評を加ふる事は絶對に不合理にして今は唯兩君對韻泉君の論戰を離れ單に韻泉君の所説に就て余の所見の一端を披瀝して諸士の高教を俟つ

韻泉君の結論中第一第三第四第六第八項は余の全然同意見なる事を發表すると同時に其他の諸項に就ては粗ぼ同意見なるも少しく相違あるを以て逐次相違の點を説述し韻泉君並に各位の指教を仰がんとす余は嘗て貨幣の前身たる

東京古泉協會雜誌第八拾號より八拾參號に亘り古泉餘滴の名稱の下に和同錢に就て所見を述べたり今日韻泉君の此稿を讀みて今昔の感殊に深し是れ余の所見を述ぶる理由の一にして韻泉君の結論中第二項中我邦にて私鑄せし無文のものなりは少しく英斷に過ぎずやと思考するなり、第四項第五項も同斷にして殊に第五項二年以後支那の鑄法を傳習して云々とあり是も同斷英斷

に過ぎずやと思料す第七項亦同じ要するに結論は大同少異今少し寛裕に記述されれば全然同意なり

次に史の明文中意見の相違の主なる點は元明天皇紀二月甲戌始置催鑄錢司云々の文中余は催字に殊に重きを置く者なり催字は促の意迫の義にして是迄鑄錢司なる者は存じながら其實擧がらざるを以て催促するの義にて催字を特に冠せしにあらずやと推するなり即ち和同元年以前の鑄錢司なるものは官職はあるも實際は鑄錢を實施せざる者と信ずるなり

次の錢文の項反對論者は和同とは和銅の年號に依らずして上下和同の意なりと說けり云々とあるは余の不明の點にして既に中外錢史著者穗井田忠友は國語周語に財用不乏民以和同の文を採りしならんと唱導せり余の畏友三上花林塔君も亦此說を採用さるゝ如し（古錢第四月號所載）穴勝ち近く明治の頃より或一部人士の唱ふる所とは此語なりや或は他の說なりや敎示を仰ぐ次に開の字なり開字女德を頌すとは余に初耳にして余の

信ずる所によれば開字は啓也闢也通也とあり此通也の義を取りしにあらざるか此字に就き禮記には故君子之敎諭也開而勿達と記し漢書に開歲發春兮百卉含英とあり後漢書應劭傳に開闢以來莫或玆酷とある等の意あるも女德の敬稱を見ず出典を敎示されたし珍字は俗の珍字にして說文に寶也とあり盧諶の詩に不待卞和顯自爲命世珍又瑞也、詩經に我周家大受其光明謂爲珍瑞天下所休慶也、又後漢書に聖主乃握乾符闡坤珍との意あり此開珍二字の意の一部のみを集むれば通寶の意となるなり

以上の理由と和同なる語は余は年號と解し同は銅の畧即ち通音と別に余は韻泉君の私文書とせらるゝ文書は一は純然たる公文書と信ずるなり（僧尼令集解和同元年正月二十二日の太政官處分）

又勝寶に就ては全然余は君の所見と異にす則ち勝れたる寶の義にして此字の出所は天平寶字二年八月勅云、昔先帝敬發洪誓奉造廬舍那佛金銅大像、若有朕時不得

造了、願於來世改身猶作、旣成、塗金不足、天感至心之信、終出勝寶之金、我國家於是始有奇珍、開闢已來未聞若斯盛德也、此詔勅にある勝寶の金とある義より勝寶と附せしにて女德謳歌の頌辭にもあらず法名より來りしにも非ずと信ずるなり神功開寶も亦隨て女德の意に非ずして余は黄金產出を喜ぶ意より來りし文字と解するなり

序に實証中にある和同錢は聊か余の見聞と異なるを以て附言す余の見聞に據れば納骨匣內には骨の外一物を存せざりし此骨藏器は元祿十二年掘出されたるが此骨藏器近傍土中に他の埋藏物あるならんと明治三十二三年頃小祠の傍を發堀中陶磁器の破片多數と共に現存古和同錢壹枚を獲實物とすと住職の直話なり其何れにしても吉備公妣楊貴氏墓地內より出でしは確實にして唯骨藏器內にあらざる相違のみ要するに韻泉君の結論は余と殆んど同意見なるも其序述に於て意見に多少の相違を認む　（大正十、五、五稿）

○兩柱五銖に就て（下）

杭州 培風室 周 書

右列各錢、槪與梁鐵錢有類似之點。三四兩種尤爲梁錢之特徵。以覘新說所謂陳代初期之內郭五銖。文字雖同而制作不合。蓋元帝鑄錢、上承武帝鐵錢之後。無怪其制作與鐵錢相近也

如以兩柱五銖爲梁敬帝錢。則不信梁書敬帝紀之所載。而下列二疑問、必須一々解決之

(一)今所見之四柱五銖、究屬何代鑄造耶

(二)梁元帝曾鑄當十錢、將以何錢充之

右二疑問不能解決。則兩柱五銖、不如斷爲梁元帝承經年間所鑄、較爲有據。且按其文字制作、亦無不合

十方大成堂之出品。屬於稚錢手。固也。申言之、即承經年間私爐仿鑄之品。既爲私爐仿鑄。自必有官鑄者爲前提。其前提乃如上所述之各種。非內郭五銖之大樣者也。故鄙人之意見、與內郭五銖之陳代錢說、非不相容。

且與內郭五銖之陳代錢說、有前後相應之妙。要之內郭五銖不始於陳。而梁武實開其先例。天監五銖之一種。亦有內郭。而較天嘉五銖爲稍小。天嘉五銖初鑄爲當十之用。自較天監五銖爲稍大。縱對於天監五銖亦有內郭說、而持異議。普通鐵錢之有內郭。無論何人、不能否認者也。天嘉初鑄之五銖、或曾襲用先朝之例、亦置以兩柱。不過兩柱五銖非盡爲梁元帝之當十錢。却不得謂梁元帝之當十錢、決非兩柱。拙著「五銖兩柱ト四柱」一篇、僅就梁末之錢制立論。且未見大樣內郭五銖之兩柱錢、故對於內郭五銖之陳代錢說、不置可否。先就實物研究有得、適與史載相符者、發表之。讀者倘疑余言爲不實乎。余將於下次會期漸出實物以證之。（完）

理事曰。例により釋文を掲げます、

右の各錢を列べて見ますると概ね(おほむね)梁の鐵錢と似依りの點があります、（三）（四）の兩種は尤も梁錢の特徴です、以て觀ますると新説に所謂陳代初期の內郭五銖なるものは文字は同じなれども制作が合ひません、蓋し元帝の鑄錢は、上は武帝の鐵錢の後を承けたのですから其制作の銕錢と相近きは怪しむに及びません

兩柱五銖を以て梁の敬帝の錢とする如きは則ち梁書の敬帝紀に載せたる紀實を信ぜざることゝなります、さすれば下に二ッの疑問を列ねますから必らず一々解決なさらねばなりません

（一）今見る所の四柱五銖は果して何の代の鑄造となさるつもりですか

（二）梁の元帝が曾て當十錢を鑄たのは、將た何の錢を以て之に充てやうとするのですか

右の二ッの疑問が解決する事が出來ぬとすれば、則ち兩柱五銖は斷じて梁の元帝の承經年間の所鑄とするに如かずです較ち(すなはち)據所(よりどころ)も有るからです、且其、文字制作を按ずるに亦合はざるなしです

土方大成堂の出品は固より稚錢手に屬します詞を替えて云へば即ち承經年間の私爐仿鑄の品です、既に私爐

彷鑄あり、自ら必らず官鑄のものが有て前提となつて居たのでせう、其前提のものは乃ち上に述る所の各種の如しで内郭五銖の大様のものではありません、故に私の意見は内郭五銖を陳代錢とする說とは相容れざるにはあらず、且つ内郭五銖陳代錢說と前後相應の妙があります、之を要するに内郭五銖は陳代に始らずして、梁の武帝が實に其先例を開いたのです、天監の五銖の一種に亦内郭があります、が天嘉の五銖と較べると稍小さいです、天嘉の五銖は初鑄の當十の用をなしたのですから、自然天監の五銖に較べると稍大きいのです、縱ひ天監の五銖には亦内郭が有るといふ說に對して異議を持すとも、普通の鐵錢に内郭のあるのは何人に論なく否認することは出來ますまい、天嘉初鑄の五銖は或は先朝の例を襲用して亦置くに兩柱を以てしたので、兩柱五銖は盡し梁の元帝の當十錢となすにあらず却て梁の元帝の當十錢は決して兩柱にあらずといふを得ざるに過ぎません、私の書いた「五銖兩柱と四柱」の一篇は僅に梁末の錢制に就て論を立てたので、且また大様の内郭五銖の兩柱ある錢を見ません、故に内郭五銖の陳錢說に對しては可否をいひません、先づ實物に就て研究して得る所があり、適々史載と符合するものは之を發表するのです、讀者中私の言を不實と疑はるゝならば、私は次回に實物を出品して之を證據立てませう　（おしまい）

◎品　評

○東洋貨幣協會第拾八回出品後半品評

寛永通寶 寛永開爐初期の錢と云　出品者 遊泉齋 鈴木中二

質蒼味を帶びて黑褐の錢形稍や大なる文字淺き錢である、種別を幺永といひ本品の後品と思はる稍や小形の寛字殊に退りたるものを歪永と稱し、同一の錢流に屬

し、其方は質常に赭黑であつて、錢文の筆意より味へは或ひは仙臺の大永といへるものゝ後系ではあるまいか



寛永通寶 元文元年 紀州中島

禾亭 森川 潁一



銅色白灰の内に僅か黄味を有する至精の母錢にして、俗に狹穿といひ紀州錢と傳稱して、比載的存在の子錢あり

熙寧元寶 萬治延寶間 長崎に所鑄

蝶外 熊澤 直七



其銅質例に依つて紅赭黑、製作芝錢といへる寛永錢と大差がない第十九號の本誌に同座の嘉祐通寶を掲げて同爐の品名を記した通り數種の品が鑄造せられて何れも支那錢に比し文字下拙、一見して初心者にも其相違せることを知ることが出來得る

大唐通寶 南唐元宗 保大年間

深藪庵 藤井榮三郎

銅色淡黃赭黑、古色紅褐、製作厚肉濶緣、錢文肥へて

下劣頗る稚氣を存し、背に於て殊に平地深かく端正である、即ち別爐所謂胡范の鑄にして、普通の大唐錢と製作上の差異多大なり、南唐保大元年は兒勇殷延政の天德元年に當り、殷曦の永隆五年なり、西方に蜀は一國をなして代々鑄錢の事ありと雖も、南方福建の地方は又一種蠻胡の錢風を傳へて、天策府寶、永隆通寶天德重寶等の當百大錢を敢行せり、保大年間の大唐錢は主として、其錢風を唐朝の秀精なるものに傚らい、銅質も常に白銅にして、隋錢の系に依りたれど、南方に國を建てたる關係上、猶閩殷の地方に於ても、鑄造したものゝ如く、從つて本品樣の異品をも散見す



重熙通寶 遼 興宗 重熙廿二年

天津 洗玉齋 西村 博

遼錢も本錢より以下何れも其銅色赭褐を例とし、西方支那の特有なる錢質を表示するものとす、類品の正字として、製作字文等に缺陷なき優秀の品である、重熙は元年より二十二年迄ありて、最後の年の鑄造にかゝり、翌清寧元年には清寧錢あり、共に其面文小異頗る多し、



隆武通寶 明 唐王 隆武元年

銅片會 阿部 仙吉

眞鍮潤緣の普通品にして、武字の點畫何れも上にあり



折二錢様の下點なる字文縮小なる一種は殊に希である

大正十年五月一日席上衆評

◎小　解

○箱　館　通　寶

左の八角穿は貫井青貨堂君の出品である、普通品の丸穿なるに比し、随分奇抜な形狀を爲せるものである、即ち箱館錢の鑄造末期に於て案出されたものであるから、銅母錢のみを存して、通用の鐵錢を存在してないら、元來箱館錢に就て鑄造の事條は故松浦多氣四郎遺稿に依り、普く泉友諸子の熟知せらるゝ所、然れども其銅錢鑄立に就ての願書といへるを、往年井上通泰先生より詳細報告せられたものあり、曩に東京古泉會雜誌に記したることあれど、新進諸君の爲めに、類品二三の小異と共に、故人の存意を報告することゝす

其前として箱館錢の鑄造年代と係り役人及び錢文筆者とを記して參考に資す



箱館通寶の本意は鐵錢にして吾人の傳へ聞ける所によれば、其年代は

安政三辰年冬蝦夷地通用の爲め箱館に於て之を鑄る時の奉行は　竹内下野守、堀織部正、村垣淡路守

支配人　小林屋重吉、渡邊熊次郎

定役　太田爲三郎の書也
翌四巳年より錢形を小にす

大様



小様細縁



同潤縁



とあり、されば三年の冬に開鑄して僅かに爐に慣れたばかりに其年を終り翌四年より錢形を小にしたといふ其結果として、錢形大なるものは、小なるものより、現存する數が頗る少數なる理由である、而して各其銅質、製作等に變化があるのも、技術の不練と熟練との爲めに外ならぬ次第であらう

○爐心餘赤

安政四巳年春　松浦多氣四郎記

銅錢鑄立の儀願書

以書附奉嘆願候

私儀去る霜月より病氣に附打臥罷在候處此比漸少々快方に相成申候右に附尋吳候により追々諸方の風聞等承り申候に渡邊熊次郎申立候新錢鑄立之儀に付ては御役人衆中樣御益御不益之御議論も紛紜も御座候由之所は兼而市中にて病氣前より承り居候所全く市在不融通之儀は不申及貧民共にては賣買共につり錢

に如何共難澁致居候次第に付全く御憐愍に付右紛紜の御議論をも無御懸念實に滑川之一大美事に百倍之御英斷被爲任候御鑄立被仰付候由此儀に相增候萬々世之御尊慮有之間敷奉存候市在共如何斗難有奉存居候哉に承り申候左候に付ては何卒此度御試被成遊候壹萬五千貫御鑄立と風聞承り申候に右之內へ百分ケ一（百五十貫）にても千分ケ一（十五貫）にても萬分ケ一（一貫五百文）にても宜敷候間始之內銅錢御鑄立にて通用取接兩替被仰付候はゞ先以奥羽各々之私領等之儀箱館通寳之文字御座候共當所より洩行候事は必定に御座候間箱館表にて新錢鑄立とは不申鐚錢御鑄立と風聞仕候右鐚は一字にて難有御英斷を淺らぎ候樣に愚存仕候其餘海陸之好便にて諸國へ相聞へ候ても鐚錢にては聞惡く新錢御鑄立の方如何斗りか宜敷候又當所問屋船宿請負人共より諸方取引先へ夫々見本又は土產物等に一文二文宛相贈り申候にても鐚と銅と出來仕候はゞ譬百文の內一文二文有之候

共二文ならで無御座候共銅之方を撰出し贈り候は人情之每に御座候間極總之員數御試吹中に御鑄立被遊候百文の內一二文宛其當座通用被仰付候はゞ鐚錢御鑄立と申立候者は無御座新錢御鑄立と申候樣に相成候只暫時之間之事に御座候左樣被遊候はゞ是全く河流に一杯の酒を入られ候先哲之美事にも相當候哉に奉存候右に付ては私共御當地へ引移り罷越候節持參仕候山道用意之銅鍋鑵子煙管火箸其外文房具等に至る迄相合一二三四五貫御座候哉に存候間爲冥加右を先つ以第一差止度奉存候左候上入魂之者兩三輩も左候はゞ差上度申居候者も御座候其者共にも爲差上度奉存候左樣に相成候はゞ市在共御思召之程に感佩仕候者並商賣融通之儀難有奉存候實は天下の寶たる事を辨居候は貴賤に不限少々宛にても其緣故に募り候者も又々御座候百分の一千分ケ一御吹立に相成候程出來申間敷とも難申候間何卒御英斷被成遊候私共持合之銅器願之通り御聞濟御用ひ被成下候樣幾重にも

奉願上候左様如何にも私共小器固陋無甚く存込候間右の御沙汰承り申候より晝夜之無隔一睡とて不仕痴按折角醫藥を以快方に相向ひ候處却て欝氣の症にも相成申候青嚢之功驗一朝之畫餅にも相成候哉に奉存候哀と被爲御思召御聞濟被成下候はゞ萬々難有仕合に奉存候間偏に此段奉相願候　以上

正月二十日　　御雇之者　松浦竹四郎

鈴木尚太郎殿

右の如き建白書を差出して、係り役人に嘆願がしてある、眼の當り其當時の人情が浮んで來る樣に思はれる燼心餘赤といへる書は安政年間松浦武四郎が幕府の命により、蝦夷、樺太を探檢せる際、新道開發の個所其他見込の赴等總べて旅中よりの献言書附を集めたる者也

◎顧選函

○貨幣御變革建白書　（一）

貨幣御變革の儀に付奉申上候口上覺

一、今般御復古の御政務被　仰出候に付ては皇國御爲筋の儀見込有之候者は不拘貴賤に可奉申上趣粗承り及至極難有御儀に奉存候鄙賤の身分不顧恐慮奉申上候

一、皇國貨幣之儀者元來其品類數多御座候得共御復古被爲遊候に付如古昔砂金通用に有之度奉存候得共時勢變革萬國交通等如當今相開候上は矢張流し金切金等之形に基き製作仕候外無之と奉存候乍併皇國中古國々に於て樣々の金銀貨幣製作通用罷在候處豊臣家大一統の後慶長度貨幣製作性相等一躰に被相改尤其品位四有之候處元祿己來種々に吹替品格相下り變革の度每奸商共俱惡評諸物價動搖爲致尙亦近來外國交易相開け候上には貨幣の品位不規則に付ては莫大の國費有之皇國の貨幣彼等分析仕其位悉相辨居上正の金銀は彼等に被持行トルラル樣相唱候下品の貨幣を以

皇國の物品と取替行終に今日に至りトルラル直しの貨幣而已通用仕候様成行金貨に至り候而は外面而已装金いたし候様なる下品の位に相成何とも歎敷殘念至極に奉存居候所今般　御復古御改政の御儀に付而は乍恐貨幣上正の金銀を以御吹替被爲遊候儀御急務の御儀と奉存候依而は私儀年來
皇國萬國新古之貨幣格合等異品並に書籍により篤と參考仕方今至當之變革且御入費操出し製作分量品位等委細に取調御座候間御採用被下置候においては尙別紙に相認め可奉申上候以上

松平陸奥守元家來

慶應四辰年正月　浪人　三浦陶藏乾也

○銀代通寶背壹分錢

本誌第貳拾五號の質問欄にて、尾崎嘉市君より要求せられたる銀代錢は、下圖の一種でありまして、如仰質輪郭も鉛黄、錢文も平地凹所より突起した部分は殊更らに磨鑢の跡が美しく、恰も鏡の様に坦なるもので、錢狀特別に綺麗であります、元祿年中に試鑄されたものと諸人の許してあるものは、銅質紫白に稍黃味を含みて製作遙かに古雅、且つ平地背に於て尤も淺く、鑢痕の體裁も異れば、錢文の筆意も全く其風を別にし、一切背に換當の價格を有したものがありません、左れば本錢の鑄られた年代も自から相違ある事は勿論であります、元來明治泉譜第三集備考部に掲げられたものは、編者自身に於ても、少しく疑點を有するものとか、又は其當時初見の品、或ひは正用品なれど、版木彫刻後に心附き本編に漏れたるもの等であつて、隨分賴み少ない泉書であることを承知して置いて頂き度い、その譯は柳北翁の沒後風山軒が獨尊の時代に、弄泉の癖が極度に達したる結果、眞僞の鑑別力盡く明を失し、替つて居れば珍らしいものだ位に考へられた際の著であるからであります、(何れ本會に於て諸君の迷を除く爲め、明治泉譜掲載品の僞物調べを發表致す筈です)話

しが脇道へ外れて濟みませんでした、扨て此錢の造られた年代、それは慥かに確定する證固がありませんが、併し餘り古くはありません、恐らく天保以後の古錢眼ある人の案出假鑄した類のもので、一種の虚榮的又は營利的の作品でありません、明治泉譜第三集の原品として掲げられた同品は、以前守田寶丹樓に在りたる錫の母錢式風彩を有する品で、殊に整然たる製作の比離仕がたき程結構なものであります、そして本圖の錢も、右錫母から出たものに相違なき佳作の錢であります、本品以外に同質の優等品に接した事があります、多く他に存するものは、私鑄書錢畑の淡赭黑不整鑢の肉薄き、平地のデコボコした、錢文の陰起不精の粗品のみを散見します。



序ですから附記しますが、錫母錢を使用し初めたのは元文二年の佐渡所鑄の寛永錢より起り、其以前の時代に於ては、決して錫母錢を應用した事がないと斷言して憚りません、後ちに最も盛んに錫錢を使用したのは明和年代の水戸錢から天保當百の時代でありました。

○裏の裏（明治新撰泉譜月旦）

愛泉家「昔から古泉に關する書物も隨分澤山ありますが、日本で刊行した泉書の中では、明治新撰泉譜の三冊位、恐らく立派に洗煉されて結構なものは先づ外に見當りせんな

古老「そうですとも、ですから私共は、初心の人々に向つては、いつも明治泉譜に依つてお集めなさいよ、そして毎月古泉會がある度に一品か、二品位づゝを心掛けて居ると、實に樂みなものであると、敎へて居るのですが、今時の若い者

共は、唯々歴史的だの、研究的にせにや成らんのといふて、全く愛泉の趣味を取り違へて、昔から名物に成つて居る一品物の珍貨や、又は先輩が取り極めた結構な傳説なぞを輕んじて、少しも尊重せんのみならず、あの品は駄目だの、此説は採るに足らんのと、恰も路傍の一芥とも思はず、自分等が古錢の中から生れて來たやうな、勝手氣儘な愚論を振り廻して居るのを、見たり聞たりすると、實に末が案じられてなア

物知り・「古老さんのおつしやる通り、元來古錢は樂むべきもので、研究すべきものでは御座らんよ、既に明治泉譜一集の例言にも、古錢を愛玩するもの、とか、亦拮据して愛玩するを得可し、と明かに書いてある、猶其次にくどくも、第一集のみと雖も亦樂しむに餘りあらん、といひ夫でも滿足せずに、往々愛玩すべきものありと雖、と重々愛玩々々と書いてある、頭顱の禿げた若者共が、研究々々は聞く度に片腹痛ふ御座る、愛玩なる哉、享樂なるかな、宜しく先づ、明治泉譜一集の蒐集を試みよ、共に愛樂の異味を語らんです

初心者「成る程ね、すると古老先生、明治泉譜には恐らく僞物や、贋物は勿論掲載してないでせうな

古　老「何にせよあの頃の大博士成島と、守田長鋒翁それに土佐の風山軒といふ、三大家が撰定取捨したものですからな、柳北は其當時の新智識で學者であつたし、寶丹は小僧時代から古泉が好きで終ひには遊錢の筆法を會得して寶丹流の一家を爲した位の愛泉家だつたし、風山は普く全國を漫遊して、各地の古泉家を歴訪し、仕舞には暗燈迄提げて歩いたといふ程だからな

書　生「ヘエ昔しは古泉を見るのに、暗燈提げたのか

新　進「然しあの三冊の中でも、ちよい／＼腑に落ちないものが有るやうに思ひますが…

鑑識家「御尤です、古老さんはあの樣に言はれますがね、あれには可也手前味噌があるのさ

悪　口「問ふ者を俟つて語らんの式ですか

穩和派「まア／＼そう切り込みなさんな、世間はあれで通つて居るのだからさ、夫に就ても鑑識訓蒙

をお讀みなさいとお勸めする、一度繙て御覧なさい、忽ち柳北崇拜の一人たる事請合ですよ

研究家「それが惡いよ、それだから僞物を捉へて堂々と論説を書いたり、又は傳來が良くつて本に載つて居るからといふて、大金を出して脊負込んで蔭で笑はれたりするんだよ、何だい明治泉譜なんか、第一集だつて初心者の參考に成りやしないや、況んや二集三集と來たらまるで蜂の巣か、蓮の實のやうに穴だらけだ、そうじやないかねエ鑑定さん

鑑定家「サア……

一　同「サアといはないで、研究家さんの言はれる通りなら、一般の人の爲に成る事ですから、何うぞ忌憚なく敎へて下さいませんか

鑑定家「ですがね、これをお話しますと、勢い故先輩の脂が落ることに成りますからな、それに故人の惡口は聞くに堪へんなどといふ大人君子が多いから一寸困りますな

研究家「イヽヨ／＼かまはずドシ／＼おやりよ

古錢神樣「善哉／＼、諸人助けの爲めに、汝代つて告げよ

寶丹鳳山の靈「弱つたなこれはどうも

鑑定家「神諭もあつた事ですから、それでは自分の鑑たゞけを、一通り御話しすることに致ませう

一　同「難有イ／＼御面倒ですが、何うぞ成るべく委しく御願ひ申します

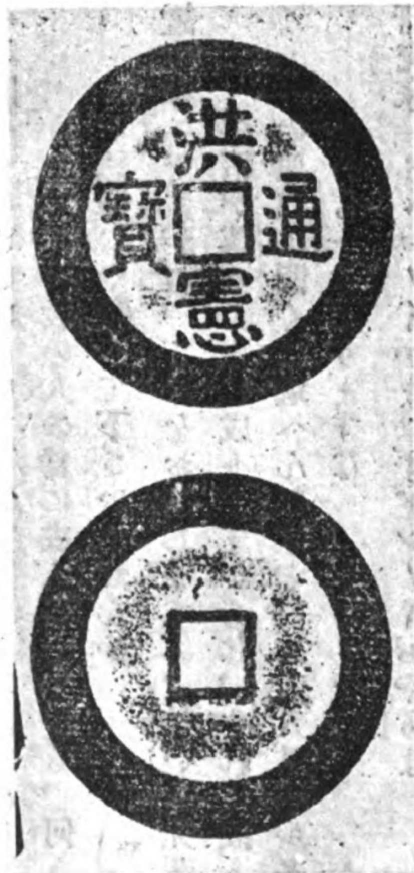
鑑定家「では始めますよ、第一集は流石に柳北さんの膽入だけに、原品中の贋物は僅が一品だけですそれは、寶永の母錢として掲げた、覆輪をかけて大潤縁にした蒼白の品で、寛永堂が作つた營利的の模造物であります

一　同「成る程ね、道理で之れに出合ふ潤縁の品がないと思つた

惡　口「岡山の泉譜でも贋物の交らない平凡錢斗りで濟むのだから其外に贋物があつたら可笑イや

（續く）

○洪憲通寶



眞鍮の大樣厚肉なる試鑄にして、錢風恰も祺祥通寶か祺祥重寶に似て、所謂萬選錢式の假りに一時的鑄造された類のものである、洪憲は故袁世凱氏中華帝國を建國せんとせし際に唱へたる年號にして、極めて短時日間に勢を得て、正に天下に發表されんとした僣號で、終ひに擡頭するに至らなかつた、そしてこの錢と同時代に造られた一錢銅貨及壹圓の銀貨等に洪憲の年號を刻したものがある

◎質疑應答

○清朝錢背文之研究

天津　張　晋

貨幣第貳拾伍質疑應答欄內、一會員之問有清朝錢順治通寶以後の背の滿文又び鑄地を明細に御答へ願ひます一條、按清朝自順治元年、於戶工二部設寶泉寶源局、及各省鎮開鑪欵鑄治、至宣統背紀局名、或漢字或滿字或滿漢各一字、綜計得四十九種謄擧如左並、加注釋以備同好之參攷爲其紀重紀直種類亦紛繁、顧於本題無關茲從畧

(1) 戶　無滿文　戶部寶泉局（初鑄時用此二字蓋仍天啓崇禎錢之式後改鑄寶泉寶源滿文二字故惟順治錢有之）

(2) 工　同　工部寶源局

(3) 泉　　戶部寶泉局

(4) 源　　工部寶源局

(5) 河　　河南局又曰寶河局

(6) 陝 陝西局又曰寶陝局

(7) 臨 臨清局

(8) 宣 宣府局

(9) 薊 薊州局

(10) 延 無滿文 延綏局 旋設廢故惟順治錢有之

(11) 原 山西太原局 （按滿文原字與寶源局同）

(12) 同 山西大同局

(13) 云 無滿文 山西密云局 （未久即廢故康熙以後諸錢無此二字）

(14) 荆 同 湖北荆州局

(15) 昌 江西南昌局又曰寶昌局

(16) 寧 甘肅寶寧局

(17) 廣 廣東局又曰寶廣局

(18) 江 江寧局

(19) 浙 浙江局又曰寶浙局

(20) 東 山東局 （順治康熙錢滿漢各東字乃山東局之標記雍正以後改鑄）

(21) 東 雲南東川局 （文與上同嘉慶以後背文滿文東字乃東川局之標記也）

(22) 福 福建局又曰寶福局

(23) 陽 無滿文 山西陽和局 惟順治錢有之

號	字	局
(24)	襄	無滿文　湖北襄陽局　惟順治錢有之
(25)	雲	雲南局又曰寶雲局
(26)	蘇	江蘇局又曰寶蘇局
(27)	南	湖南局又曰寶南局　滿文南字少異者甚多
(28)	桂	廣西桂林局又曰寶桂局
(29)	漳	漳州局　惟康熙錢有之
(30)	臺	臺灣局又曰寶臺局
(31)	午	無滿文　無攷　古今錢略載順治錢有此字
(32)	鞏	甘肅鞏昌局又曰字寶鞏局
(33)	西	未見明文或山西局之標記後改晉字（順治康熙錢皆有之）
(34)	晉	山西寶晉局
(35)	直	直隸寶直局
(36)	濟	山東寶濟局
(37)	黔	貴州寶黔局　貴字錢未見
(38)	川	四川寶川局　漢文川字錢未見
(39)	武	湖北寶武局　漢字武字錢未見
(40)	德	湖南寶德局

(41) 迪

迪化寶迪局

(42) 吉

吉林寶吉局

按滿文吉字與薊字同

(43) 伊

伊犂寶伊局

(44) 新

新疆寶新局

(45) 庫

庫車寶庫局

回文作

(46) 阿

阿克蘇局

回文作

或作

(47) 葉

葉爾羌局

回文作

或作

(48) 烏

烏什局

回文作

(49) 喀

喀什喀爾局

回文作

以上合計四十九種回疆諸錢在內其滿回各文皆據實品摹寫、按舊譜多載及明泉向止惟唐西源氏之制錢通考倪迂存氏之古今錢略、鮑子年氏之古泉圖錄及風山軒氏之古泉大全、收及清錢第亦勿能備以上所列容有未盡、或有謬爲海內同好不吝賜敎以住不逮實爲幸甚

民國十年五月　後素樓　張　晉

本誌定價及廣告料

一冊 定價 金五拾錢 送費金貳錢
郵券代用一割増

廣告料	一頁	金五圓
	半頁	金三圓
	四分之一頁	金一圓七拾五錢

大正十年六月廿八日印刷
大正十年七月一日發行

編輯兼發行者 東京市神田區五軒町一番地 鷲田信一
印刷者 東京市神田區紺屋町三十番地 高橋與四郎
印刷所 東京市神田區北乘物町三番地 万文堂

發行所 東京市深川區靈岸町百六十六番地 東洋貨幣協會 電話本所二三五三番
發賣所 東京市神田區五軒町一番地 鷲田寶泉舍 電話下谷七五九九番

取次所
大阪市南區問屋町 下間寅之助
東京市下谷區竹町十三番地 帝國スタンプ研究所

●貨幣蒐集研究家への福音

貨幣の拓本製作に最必要なる極上質柔軟性平ゴム板を一個宛特別に製作したるものなり。使用中毫も移動することなく、樂に美麗に印刷し得らるは本品の特色なり。
左の價にて諸兄姉に提供す。

拓本押印臺

三號	竪六寸	横五寸	厚サ一分	金壹圓
四號	竪八寸五分	横六寸	厚サ一分	金貳圓

一時に五個以上御注文の場合は五個毎に全一品一個特に無代進呈す

東京下谷竹町

帝國スタンプ研究所

振替口座東京二五五八五番

⊠世界各國より白金・金・銀・銅・鐵・眞銅・硝子・アルミニウム・セルロイド等の貨幣約四千種及外國紙幣三千種新着。一枚々々に値段を附し御希望の品のみ御拔取りの出來る便宜送達販賣法にて御頒ち致します。御希望の御方は御申込み下さい。直に御送り致します。

●僞物や摸造品は一枚も取扱ひません。御安心して御入手が出來ます。

No. 29

認可
發行 大正十年八月一日

貨幣

(第貳拾九號)

東洋貨幣協會

○貨幣　（第貳拾九號）　目次

◎論説

○日本最古の貨幣を論じ和同開珍錢の新古に及ぶ……第二章の（一）……深藪庵……一頁
○常陸國に於ける鑄錢座の調査報告……（下の一）……花林塔……六頁
○有竅永安五銖……向陵亭……一四頁
○寛永淺草錢座に就て……韻泉散史……一六頁
○扶布に就て……（乾）……抗州　培風室周書……一九頁

◎小解

○寛永四當極印錢……二二頁
○元符通寶の面星……二三頁
○天定通寶の鐵錢……二四頁

◎顧選函

○貨幣御變革建白書……（二）……二五頁
○寛永異書彫母錢……二八頁
○咸淳元寶背九……二八頁
○光中通寶……二九頁
○七福小判の世説……（四）……二九頁

◎餘興

○競鑑……（新題と解）……三〇頁

◎質疑應答

○再び貝貨に就て……大阪……半文生……三一頁
○會報……三二頁

○本號には東洋貨幣協會出品々評を附錄として發行す



天正大判金

(方形極印上下ニ有)

大阪造幣局所藏

貨幣 （第貳拾九號）

『論説』

○日本最古の貨幣を論じ和同開珎錢の新古に及ぶ（承前）

深藪庵

第二章　顯宗天皇治世後天武天皇白鳳十二年に至る間の事

顯宗天皇治世後錢貨の正史に載せられたるは、其より百九十八年後の天武天皇白鳳十二年にして

夏四月戊午朔壬申詔曰自今以後、必用銅錢、莫用銀錢、乙亥詔曰用銀莫止（日本書紀）

の記事なり、これを見れは當時銀錢は勿論、銅錢をも通用せしか如し、顯宗天皇當時の銀錢なるものは、証據不充分にして、今一証を得る迄は、全然確認爲すを得されとも、この記事は、著者として曲筆する程の皇室の秘事に關するものにあらず、幾分朝令暮改的失政を意味するものを赤裸々に記せしものにして、殊に日本書記の著者舍人親王は天武天皇の皇子にして、即ち父帝治世中の記事なれば、決して誤謬等あるべきものに非ずと信す、只其如何なる形狀のものたるを研究すれば足るものなれば、余は其間の歴史を基礎とし其如何なる形狀のものなるやを辨明せんと欲す

顯宗天皇治世後天武天皇白鳳十二年迄百九十八年間は、朝鮮との交通、以前より頻繁にして歴史に記せられたるのみにても

	貢献	來使	遣使
新羅	三十八回	七回	十三回
高勾麗	二十四回	九回	五回
百濟	三十一回	二十二回	二十回
任那	六回	三回	
耽羅	五回		

其外新羅討伐三回、高勾麗討伐及戰利品獲得とも一回宛にし殊に任那地方（釜山の西方今の鎮海灣馬山浦附近にて當時加羅安羅耽羅等）は古來日本の保護國にして其廣袤大なる時は我畿内全部より廣く小なる時も山城大和二ヶ國の地域を合せたる位ありて、これに日本府を置き日本の官吏常住し居たれば本國と、有無相通し交易盛なりしは理の當然にして、自然銀も多量に輸入せられたるは疑ふ餘地更になき所にして其形狀は朝鮮の銀幣と同樣なるべきも亦推察せざるべからず

倘顯宗天皇より十代百五六年後の崇神天皇御書高祖遺書の五卷に

白小袖一領錢一ゆひ

の語あり、この錢は銀か銅か不明なれども、若し銀錢とすれば、繫ぐことを得べく孔穿あるものと察するを得べく、切銀、板銀、捧銀等に非ざるは明かなり、又錢ありし一証たるべし

銅錢に就ては、當時朝鮮に銅錢通用したる形迹なきは前章既に陳述したる如くにして、朝鮮よりの輸入なく日本にて鑄造は勿論なし、先づ支那より輸入したるものと思はざるべからず、然らば銅錢を語らんとするには、先づ支那との交通を考察せざるべからず

神功皇后三十年、呉王孫權其將をして卒萬人を率ひ、我西國を侵して克たず、三十四年には漢の献帝の子都德王等我國に來奔し、爾來數年間漢土との交涉甚だ多く、應神天皇二十年には、漢の靈帝の裔阿知使主其黨類十七縣の民を率ひて歸化す、降て雄畧天皇治世中、宋（支那南方揚子江附近にて三國當時の呉に當る）との交通はありたれども、前者は支那にては三國時代にて、呉は大泉五百（目形壹匁六七分より二匁位迄）錢を鑄造し、量目壹匁の五銖、五百文壹千文と交換せんと企圖し、後者は所謂南北朝時代にして、當時宋は最も錢貨に困難し、人民は漢時代に鑄造せし五銖錢其他あらゆる錢の周圍を剪取し、所謂剪輪五銖なるものを製造し其盗取りたる輪郭を以て五朱錢を造り通用する

等、錢貨の紛亂其極に達し、當時の政府も止を得ず孝建四銖なる錢を鑄造し四銖相當の價を保持せしめんとせしも銅の拂底の爲め漸次量目を減じ終に末鑄孝建四銖（量目一分八厘）を鑄造するの悲境にありし時代にて、他國へ銅錢を輸出するの餘裕なきは、勿論なれば、支那と交通は頗繁なりとするも、錢の輸入ありたるは其後ならずんばあるべからず、かくて雄畧天皇の末年、宋朝も滅び、爾來百二十年間直接支那との交通は殆んと杜絕せしが如し、只北部支那と朝鮮を通じての交通はありて、支那の文物駸々として渡來し、推古天皇初年より佛教も一時に勃興し、朝鮮經由の交通は却て緩慢を感じ、遂に八年使を隨に遣したるを隋書に見に至れり、十五年には小野妹子をして留學生を率ひ隨に遣し、翌十六年には小野妹子の歸朝と同時に隨使裴世清來り方物を献ず九月妹子再び留學生等八人率ひ隨に使す、二十二年六月には、犬上御田鍬等を隨に遣す、翌年犬上御田鍬等歸朝す、其　十六年に至り支那にては隨滅びて唐の代となれり

三十一年秋七月新羅大使に從ひ歸朝せる留學生あり其記事左に

是時大唐學問者僧惠齊、惠光、及醫惠日、福因事並從、智洗爾（新羅使の名）等來之、於是、惠日等共奏聞曰留于唐學者皆學以成業、應喚、且其大唐國者法式備完珍國也、常須達、（日本書記）

右の如く醫（藥師にして今日の工學士なり）惠日等は唐國の文明を奏上し居れり、其前々年は唐は開通元寶錢を發行したる年なれば、是等の事は初見の事實なれば必ず奏上し、見本の献上位はありたると察せらる、其後八年にして舒明天皇二年記に

秋八月癸巳朔丁酉以大仁犬上君三田耜大仁藥師惠日、遣於大唐、（日本書記）

即ち工學士の惠日を通辨として三田耜をして唐の文物

を視察せしめたるものなり、翌々四年及五年に左の記事あり

四年秋八月、大唐遣高表人送三田耜共泊于對馬、是時學問僧靈雲、僧旻及勝鳥養、新羅送使等從之、冬十月辛亥朔甲寅唐國使人高表人等、到于難波津、則遣大伴連馬養迎於江口、船三十二艘及鼓吹旗幟皆具整餝便告高表仁等曰、聞天子(唐帝の事)所命之使到于天皇朝迎之、時高表仁對曰風寒之日餝整船艘以賜迎之歡愧也、於是令難波吉士小槻、大河內直失伏爲導者、到館前乃遣伊岐史乙等難波吉士八牛引客等入於館即日給神酒

五年春正月己卯朔甲辰大唐客高表人等歸國、送使吉士雄麻呂黑麻呂等到對馬而還之、日本書記

この記事を見れば曩に渡唐したる惠日等は、當時如何なる事を奏上せしか察するに餘りあるべく、其唐國に對する禮遇の厚さ、其支那崇拜の狀、歷然たるは何人も異議なき所なるべし、時は唐にては開通元寶錢を鑄造して十二三年の交なれば、其流通の狀況等は、日本大官の腦裡に注入せられたるは必然の事なり

十一年には

秋九月大唐學問僧惠隱、惠雲從新羅送使入京 日本書記

十二年には

冬十月乙丑朔乙亥大唐學問僧清安、學生高向漢人玄理傳新羅而至之仍百濟新羅朝貢之使共從來之則各賜爵一級 日本書記

孝德天皇元年六月庚戌左右大臣內臣を置くと同時に顧問官として歸唐者中の

以沙門旻法師、高向史玄理、爲國博士、日本書記

洋行歸りの學者連の得意思ふべし、是等の人の建議に

や支那に倣ひ年號を創め大化と云ふに至れり
五年二月には唐制に倣ひ冠制を行ひ同月

詔博士高向玄理、與釋僧旻、置八省百官（日本書記）

これ皆唐の制度を實行したるものなり、翌年は白雉と改元せり其四年夏五月辛亥朔壬戌

發遣大唐。大使小山上吉士長丹、副使小乙上吉士駒、學問僧道嚴、道通、道光、惠施、覺勝、辨正、惠照、僧忍、知聰、道昭、定惠、（定惠内大臣之長子也）安達（安達中臣渠連之子）道觀（道觀春日粟田臣百濟之子）學生巨勢臣藥（藥豐足臣之子）氷連老人（老人眞玉之子或本學問僧、知辨、義德學生、坂合部連磐積而并爲）百二十一人俱乘一船、以室原首御田、爲送使、又大使大山下高田首根麻呂、副使小乙上掃守連小麻呂、學問僧道福、義向幷一百二十人、俱乘一船、以土師連八手爲送使（日本書記）

其支那視察の大層なる空前とす斯の如くして支那の文明が潮の如く日本へ殺到するは偶然にあらず、殊に大官連の子息は競ふて洋行するは注目に價すべし、然るに惜むべし内一艘は不慮の災難に遭遇せり

秋七月被遣大唐使人高田根麻呂等、於薩摩之曲、竹島之門合船沒死、唯有五人繫胷一板流遇竹嶋、不知所計、五人之中、門部金、採竹爲筏泊于神嶋凡此五人經六日六夜而全不食飯、於是褒美金、進位、給祿（日本書記）

從來の遣唐使は朝鮮を經由し唐に至りたるが如きも、此時よりは海路支那に直航したり、竹嶋は薩摩の正南屋久嶋との中間に在りて舊曆五月より七月の間は東南風の吹く時節なるに博多より馬山、鎭南浦、附近に渡航する正反對の方向に漂流したるは、大膽なる航路を採りたるものと察せらる

翌五年二月には又

遣大唐押使大錦上高向史玄理（國博士）大使小錦下河邊臣麻呂、副使大山下藥師惠日（第一回留學生）判官大乙上書直麻呂、高首阿彌陀、小乙上崗君宜、置始連大伯、小乙下中臣間人連老、田邊史鳥等、分乘二船留連數月、取新羅道泊于萊州、遂到于京奉觀天子、於是東宮監門郭文擧、悉問日本國之地里、及國初之神名、皆隨問而答、押使高向玄理卒於大唐（日本書紀）

この遣唐船は攝津より馬關海峽を經て博多に至り朝鮮西海岸を海路山東省萊州（芝罘の西五十里の港）へ着し尚海路六十里にして黄河口に至り黄河を遡れば帝都東京（當時の都）に到着すべく、支那との交通は愈接近し有無の交換は往復の頻繁と共に益盛となれり

七月甲戌朔丁酉、昨四年唐國に使したる使節は歸れり

西海使者吉士長丹等、共百濟新羅遣使泊于筑紫

是月褒美西海使等奉對唐國天子、多得文書寶物、授小山上大使吉士長丹以小華下、賜封二百戶、賜姓爲吳氏、授小乙下副使吉士駒以小山上（日本書紀）

この使節の役は何事に在りしか、今にして了解することとを得たり、即ち寶物（大日本史には寶貨とあり）にありしなり其褒美の多大なる、尋常の賞にあらず、是迄遣唐使は皆無形なる文明を持ち歸りたり、然るに長丹等は有形なる寶貨を持ち來れり、而して其寶物とは如何なるものなるや、余は開通元寶錢の幾千貫と斷定するものなり其理由は左の二項を以て說明すべし」、第一項は宝物の其宝字に就き說明せんに、支那は古代商周時代より銅器に對し、寶と稱せり、即ち銅鼎を宝

鼎と稱し銅鐘を宝鐘と稱し其他爵、壺、尊等皆然り例せは銅器の銘文に（中作寶鼎其萬年永用）（走作朕皇祖文考寶和鐘云々）又宝字は大切なるものと云ふ意味にも使用せり（郛討爲其鼎子々孫々永宝用）兩方使用せしものは（大作父乙寶彝其子々孫々永宝用）（廣作叔彭父寶宝敦其邁子々孫々永宝用）博古圖錄 攈古錄金文 等にして降て唐時代の開通元宝錢乾元重宝錢其他近代に至る迄銅錢に皆宝字を附せり、吾人は宝物とは稀有なる古器物にして書畫骨董に至る迄宝物と稱せども、當時は即今製作せる銅器に對し寶と云ふ語を使用せしものなり第二項は歷史的順序にして、寶物を持ち歸りしより三十二年前推古天皇三十一年、醫惠日唐國の文明を奏上せしに始り、其十年後舒明天皇四年唐使高表仁の來朝にて其文明の日本に超越せる事判明し、其八年後同天皇十二年高向玄理歸朝後、彼等の實見したる唐國の總ての文明を日本に應用したるも、只寶物なくては應用の道なき、錢貨は日本に於て鑄造したくとも原料もなく技術者もなく、これを唐國に仰げば日本政府の利益は甚大にして、且つ貧弱なる朝鮮等になき銅貨を流通せば國の誇りとなれば、彼國の欲する物品を提供し、開通元寶錢と交換すべく、長丹、根麻呂等を唐都に使したるに唐に於ては開通元寶錢開鑄後三十二年にて存在も多量に蓄藏しありたれば、唐帝の許可も得られ目的をも達し、翌五年に歸朝したるものとせば、其順序は整然として疑問を挾む餘地更になしと考ふ余をして當時の爲政者にてありしなれば必ず實行せしことなり、故に余は其孝德天皇白雉五年より銅錢を使用し始めたるものと思ふ

其後齊明天皇五年

七月朔丙子朔戊寅、遣小錦下坂合部連石布、大山下津守連吉祥使唐國、仍以陸奧蝦夷男女二人、示唐天子（日本書記）

是等も長丹等と同目的の如く大船二艘に分乘し諸調度

之物即ち銅錢との交替品を積込み、七月三日難波三津の濱を發し八月十一日筑紫大津の浦、九月十三日朝鮮南方の嶋に泊し十四日大海に放出し、十五日石布の船は逆風に遭ひ、南海の嶋に漂着し嶋人の爲めに殺戮せられ內五人のみ脫れて括州（今の浙江省の南方）に上陸し州吏に送られて、洛陽（唐の第二の都）に到る吉祥等の船は十六日の夜半、越州會稽縣（今の浙江省寗波）に着し二十三日餘姚縣（今の抗州にて泉友周書君の居住地）に至り、乘る所の大船及調物を此處に留置き、十月二十九日東京に至り唐帝に謁見したるは其註に見へたり

然るに當時朝鮮に於ては新羅、唐兵を借りて、百濟を攻め、百濟は日本に援兵を乞ひ、日本は德義上百濟を援助し唐とは自然敵視するに至れり、故に該使節等及び在唐日本人は、近頃歐州戰爭に對する獨乙在留の日本人の如く非常なる迷惑を蒙れり、而して今日の如く他國へ避難する等の餘地もなく盡く抑留せらる、從て目的を達する事不可能となれり、越て七年天智天皇二年八月には日本海軍は、朝鮮白江村今の錦江、全羅北道群山附近）にて唐の海軍と衝突し、日本軍は敗北し、九月日本軍は朝鮮より撤兵せり、從て百濟も滅亡し、高勾麗も七年に滅亡したり、日本も又朝鮮の領土を失へり、而して百濟の王及臣民は陸續日本へ歸化せり、有賀長雄博士は其著大日本歷史にて、三韓を失ひたるは惜むべきも、之を保有せんには、大に資力を要し得失相償はず、且文物技藝の我に益あるものは既に悉く之を收めたるを以て、之を失ふも神功征服の功は決して徒勞に屬せしに非ずと、今後は唐の文明を吸取するを怜悧なる方法なりと負惜を云ひ居れり、併し當時日本の爲政者もその如くなせり、即ち三年五月戊申朔甲子

百濟鎭將劉仁願（唐人）遣朝散大夫郭務悰等、進表函與獻物、冬十月乙亥朔戊寅、發遣郭務悰等勅、是日中臣內臣（藤原鎌

足の事)、比沙門智祥賜物於郭務悰戊寅饗賜郭務悰等、十二月甲戌朔乙酉郭務悰等罷歸 日本書記

即ち唐との講和條約成り相互他意なきを示せり

四年九月庚午朔壬辰、唐國、遣朝散大夫沂州司馬上柱國劉德高等、十一月己巳朔辛巳饗賜劉德高等、十二月戊戌朔辛亥、賜物於劉德高等、是月劉德高等罷歸、是遣小錦守君大石等於大唐

三年郭務悰の來れるは唐の朝鮮軍長官の使にして四年の劉德の來れるは、唐帝の批准せられたる本條約を齎したるものなり、我朝も亦天皇の信書を唐帝に贈りしものなり、故に日本と唐の講和は完成したるものなり

六年十一月丁巳朔乙丑、百濟鎭將劉仁願、遣熊津都督府熊山縣(朝鮮地名)令上柱國司馬法聰等、送大山下境部連石積等筑紫都督府、己巳司馬法聰等罷歸、以小山下伊吉連博德、大乙下笠臣諸石、爲送使

八年遣小錦中河內直鯨等使大唐、又大唐遣郭務悰等二千餘人

十年正月、百濟鎭將劉仁願、遣李守眞等上表

右の往來は講和後相互の便宜、即ち有無交換等の相談なるべし、中には必用品購入の爲め來りれるものもあるべし (此項未究)

○常陸國に於ける鑄錢座の調査報告 (下)の一

花林塔

常陸國に於ける鑄錢座の調査報告は、寬永二年、十二

年の水戸濱田の佐藤座、十四年の向井町座を報せり、
今回は年次順として太田の木崎座の事を說かんとす、此木崎座の記錄に就ては同地の鑄錢事業を主管したりし小澤九郎兵衛の家に傳はる舊記類を殆と全部、本協會田中會長の手にて買收せられ保存しあれば、他日之を整理して一書を編し出來得べくんば本誌の附錄ともなして、一般會員に頒布せられん豫定もあれば、玆には唯予が手にて調査し得たる範圍に於て此報告を作らんとす、蓋表面に顯れたる事蹟に就ては些の遺憾なしと思へばなり

明治三十二年八月發行「寛永錢研究會報告」第三十四號に吾輩が發案せる、明和木崎、及安永木崎座の年月訂正案なるものを揭げたり

○明和木崎座年月訂正案

明和木崎座の事は、藤譜に

明和六年至八年、常陸國久慈郡木崎所鑄、徑八分重九分、背文久字在穿上、二種

とあれども、明和五子年四月御勘定奉行より、水戸殿家老への令狀に

一水戸殿御領分打續き田畑不熟、其上度々の火災損毛等にて、農民扶助の御手當行屆兼候に付、御領分の産砂銕を以て、農民扶助として鑄錢御申付け被成度由、右は無據御事に付一ヶ年吹高十萬貫を限り、三ヶ年間於御領分、江戸定座差配にて銕錢御申付け被成候樣可被申上候、尤小澤九郎兵衛と申者、當時江戸表へ呼出し置候由に候間、諸事仕方之儀、金座八へ致對談候樣可被致候、且公儀へ上納之御益金之儀も、右對談相濟み候上、員數等取極め可被申聞候

明和五子年四月

とありて、藤譜とは一年の相違あれども、そは藤譜に在ては、五年に許可を得て翌六年より着手せしものとか、或は又五年に着手して翌六年より通用し始めたるものとかいふなるべけれども、着手の年月は

戸表錢相場に響き相障り候間、年季中には候得共
御領分鑄錢一ト先被差止樣可被致、尤當年分御益
金之儀は是迄の月割を以て上納之積りに可被相心
得候

明和九辰年十月

（香哉曰、明和九年十一月十六日安永と改元せられたるものなれば、則安永元年十月なり）

とあれば、明和八年といふは誤りなり、されば木崎座の前鑄は、明和五年より安永元年十月に至るの間鑄錢せられたるものと訂正す

○安永木崎座年月改正案

得共、去巳年格別之御願の上、再吹被仰出候儀にも候間、御領分鑄錢の儀は、其御沙汰に不被及候間、其段可被申上候、云々

又德川十五代史に

安永三年三月二十日、水戸にて再び錢を鑄るを以て、監視の爲め勘定一人を遣す

又吹塵錄中、「後藤庄三郎御内密申上候書付」にも

安永三午年より同六酉年七月まで、三ケ年餘吹立有之候

とあり、されば安永二巳年許可を得て、同三年より鑄錢なしたるものなるべし

又德川十五代史に

安永五年水戸領にて鑄錢の期を、來年七月迄と定む

又安永五申年十一月、水戸殿家老への令狀に

水戸殿御領分鑄錢吹方、來る酉四月迄の期日に候處、三月中鑄錢場燒失に付、三ヶ月吹立相休候丈け月延之儀被相願候、御願通り酉七月迄三ヶ月々延被仰出候間、其段可被申上候

とありて、吹塵錄いふ所とも符合するを見れば、正に安永六年七月まで鑄錢なしたるものなるべし、故に安永木崎座の二度吹き錢は、安永三年より同六年七月に至るの間、鑄錢なしたるものと訂正す

かくして探みたる錢は

背文　久字　のものは

濶緣狹永　濶緣廣永　大字大久

小字廣久　小字狹久

背文　久二　のものは

大字　小字

なりし、又新發見といふ程の事にはあらねども此背文の久二の意味の解釋なり、久は郡名の久慈の久なる事は、他の十萬坪の十小梅の小と同じければ何人も默契する所なれど、後鑄に二の字を追加したる意味の不明なるにより、風山軒泉話には

背文久二の字は久慈の郡名を略記すること、他の小梅村、足尾村の鑄錢に、小、足の字を鑄ると同じく地名に係るものとす

とありて、二は慈の字と同じく字音「ジ」なれば省略して當たりしの意見の如し、然れども寬、寶の字の如き畫多き字をすら美事に鑄出す技術を有する工人なれば、慈の字の省略を要求する筈なかるべし、其頃の寬永錢研究會報告には、予輩之に一解を試みて

木崎座は安永元年十月、一旦鑄錢を差止められたるも、同じき二年に至り再び許可を得て鑄錢する事となれり、されど明和度に用ゐたる種錢を再び其儘使

用するは鑄錢の上に於て再吹の區別立たざれば、新に種錢をも作りて、二度吹の意と、安永二年（則巳年にして去巳年格別の御願の上再吹被仰出候儀にも候間といふ安永三年九月の令にある文辭）改めて再び許可を得たる年の二とをキカして二の字を加へたるものならん

といひたりしが、少しく穿ち過たる觀察なりしやも知らず、然れども風山の慈の署記といふよりは條理に適せるものと信じ居たりしに、今日果して予輩の推測の誤らざりし事を證據立てられたり

時、人を待たず、偶然とや云はん、奇蹟とや云はん、前に記せる小澤九郎兵衛が舊記を田中會長の手に買收





せられし時、小澤家の筐底深く秘められたる彫母錢二個あり、共に田中會長の手に歸せり、其内の一は實に上圖の如し

則面背の文字は世に傳ふる、久二錢と同じけれども、背穿下に、在るべき二の字なし、是云はでもしるき此錢再鑄の時一度は前鑄のものと同じく唯背に久の一字を置くのみのものを作りしが、詮議の結果にもやあらん、二度吹の標識か、將二年の二かは知らねども、二の一字を追加して新に





斯くの如く彫り換へられ、之を採用せる事となりしなり

（此項未完）

○有竅永安五銖

向陵　述

貨幣二十五號の附錄として永安五銖研究資料發表の後ち鷲田君の仲介にて支那より更に松安錢貳百七拾五個を得たり。其銹色を一見して河南出土なる事を認め得る品にて内容も殆ど同様の結果なりし列に依りて類別個數を示せば

長	字欵宋	18.
同	短足	6.
同	左昻	7.
同	右接	41.
同	左接	11.
五	大頭	1.
晋	陽計	84.
廣	穿	103.
同	潤緣	3.
同	無鉤	7.
	計	113.
小	頭五	6.
方	點	4.
長	金	2.
肥	朱	4.
洛	陽計	16.
尖		44.
西	魏	48.
欵	金	1.
一	大點	41.
二	大點	2.
同	欵朱	9.
三	大點	3.
同	斷畫	2.
河	南計	58.
	總計	275.

總量二百四十匁五二
平均八分七厘四六

餘り平凡なりしを以て再三再四調査を重ね何にか得る處なきかを試みたるに謀らずも玆に掲出せる有竅錢なる者を撰出せり。しかし其當時は餘り重きを措かず偶然に發生せる瑕疵と認め居りしも念の爲め從前より所藏せる全部を再調せる結果に依りて是全く約束ある一種類なる事を憶め得たり

(1)特徴　五字の交叉點に丸き穴ある事是なり其位置は一定せず上下左右に偏ずる者あれども大概は中央にあり（傳世品と湮滅して此の特徴を認識し得る者まれなり）

(2)偶然ならざる理由　五字交叉點は字の巾廣き爲め湯廻り惡く自然ひずみて穴の如き形狀を生じたるにはあらずやとの疑あり此の方面特に注意して類品を調査すれども更に似寄の者をも見出し得ざりし

有竅品は予が晋陽の通貨と假定せし者に多數存在して鄴・河南等の錢には類似の者尠し

短足



左接



缺朱



欽金



左昂



右接



(3) 西魏欽金と稱せし者を河南錢に改む、西魏欽金と稱せる者に有竅の形跡あり未だ明瞭なる品を得ざれど疑ふべき餘地なし本品を以て西魏に編入せしは予が誤謬なりし事を知り得たり今改て河南に屬せしむ二十五號附錄論文中本件に牴觸する者は他日改めて訂正すべし

(4) 有竅錢の存在及目方

		個	匁
晉陽	飲朱	14.	.97—.67
同	右接	22.	.93—.70
同	左接	18.	1.00—.74
同	左昂	7.	.92—.78
同	短足	5.	.89—.72
河南	飲金	74.	1.03—.53
合計		74.	1.03—.53

以上大正十年

四月二十五日

○寛永淺草錢座に就て

韻泉散史

雜誌貨幣第貳拾號及其貳拾壹號に於て先輩三上花林塔先生は寛永十三年淺草錢座を抹殺すべきものなりとの說を述べられたり依て貧弱なる自巳の藏書に就て之れが調査を試みたるが素より充分の資料を得ざれども猶未だ君の說に服從するを許さゞるものあり爰に聊か余輩の知り得たる所を擧げて以て君の示敎を仰がんと欲す

君の說く所は寛永十三年の淺草錢座なるものは貞幹の錢譜及び之れを引用したるものゝ外は記述なきなり而して芝の錢座なるものは將軍家一夕の奇夢より起りたるものにあらずして幣制革新の大企畫によりて起れるものなりとの事なり余輩先づ兩座に關する記述の知り得たるものを擧げん

(一)國家金銀錢譜に　曰く、寛永通寶寛永十三年に鑄らる文字は正二位權大納言光廣卿の筆也とありて錢座の所在知るべからず且錢圖眞寫にあらざれは何れの錢に該當する哉を知るべからず

(二)貨幣通考に曰く寛永十三年六月朔日始行寛永通寶錢是時は江戶と江州坂本と二局を置き石谷十藏と云ものに鑒造せしむと云ふ○此書は幕府御代官羽田十左衛門正見の著にして安政三年の草とあり

(三)吹塵錄に泰平年表を引用して記する所亦右に同じ

(四)錢錄に曰く寛永江戶橋場錢俗に御藏錢又志津摩手と云ふ此錢字體數樣あり極め盡すべからず右寛永十三年江戶淺草橋場に錢座を建られ(本橋場村神明社の東北の地なり今田畑となる猶字して錢座といふ座人は秋田屋小左衛門末吉與右衛門丸田屋文右衛門)鑄ところの錢なり錢文佐々木志津摩書す

寛永江戶網繩手錢右寛永十三年江戶芝網繩手(後に新錢座といふ)錢座にて鑄るところなり(座人は鈥屋又右衛門郡司兵右衛門なり此時鳴海兵庫といふもの代々

人長谷川壽貞辻宗覺とあり

○右錢錄は幕府の御書物奉行近藤守重の著す所なり

(五)續化蝶類苑に曰く寬永通寶寬永十三年丙子五月初て錢座被仰付江戶淺草橋場にて鑄る

(六)貨幣秘錄に曰く通用錢の事寬永十三年丙子六月銀座役人秋田宗古に命せられ芝濱手及び江州坂本に於て新たに錢座を立始て銅錢を鑄る是れを寬永通寶といふとあり○此書著者不明なり

以上列擧する所を看るに國家金銀錢譜貨幣通考吹塵錄等の諸書は唯に江戶とのみありて其鑄造場の位置を知るべからず續化蝶類苑は多く貞幹の說を引用したりと

る可し且錢錄の著者は幕府の書物奉行たり尤も眞率なる錢貨學者なれば其記事の明析なるに徵し列擧せる諸書中尤も信憑し得べきものと思ふなり而して君の說と符合するものは貨幣秘錄とす然れども余輩は此の書の記事を尤も疑ふものなり如何となれば此の書其次に左の記事あり

寬永十三年秋田宗古に命せられ江州坂本京都九條にて鑄る所の錢は今世に耳白錢といふ云々

其前載の記事と矛盾せるのみならず忘誕の書たるを看る可く著者は不明なるが餘り見識ある人の作とは認め難し

而して彼の芝錢の起原を尋ぬるに將軍家の奇夢を天海僧正が判斷したる結果所謂禁壓的に設置したる事は嗚海平藏の由緒書を以て明かなり故に北製品をば將軍家の御覽に供ず可く殊更に其製作を精巧ならしむる心要ありしものと思はる從來芝錢と稱するもの面文に手變り少なく製作殆んど一致整然たるもの乃ち是れに該當して比難なきものたり且奇夢に於て城より南に當りて設置すべきものなれば唯芝のみ尤も正當の所たる可く別に江州坂本に鑄場を設る事の甚だ當らざるを思ふなり

故に余輩の思ふ所は君の謂はる如く積年錢貨の幣を改革す可き大企圖の錢座は卽ち淺草橋場と江州坂本に設置せられ芝の錢座は別途に將軍家の奇夢に於ける禁壓的のものと見做すべし其開鑄以後屢特殊御用の金銀錢を鑄造したるに見ても察知せらるゝなり唯其開爐の時期接近せるが故に種々の誤解を招けるものさらん歟然れども君の卓越せる研究は尙好く之れを打破すべきものあらんか余輩淺學者流の爲めに詳細なる示敎を賜はらば幸甚なり

次に事の序を以て呆仙君に高敎を請はんと欲す君が貨幣貳拾五號に於て寛永番錢を論ずる項中に淺草錢といはるゝ古寛永の鑄造順序を述べられしは余も亦感を同じうする所なるが其次に

然れども寛永十三年の官設錢座開爐以前の錢と以後のものとは同じ樣な錢文の形と鑄法とを備へて居ても一見してそこに何等かの區別を言はず語らずの間に推窺し得るものである

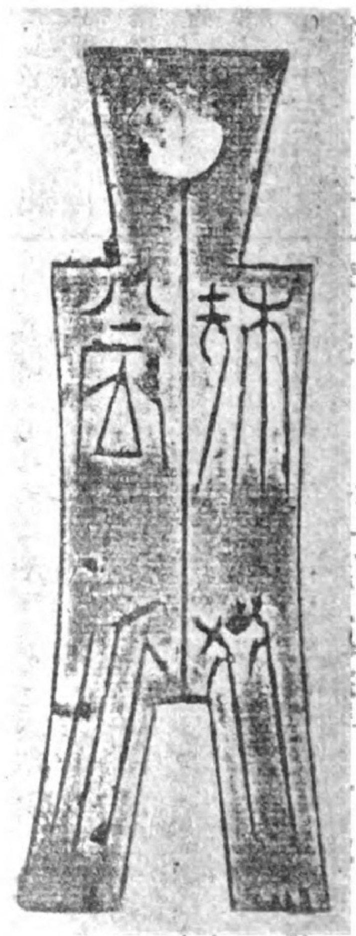
と云はれたるが是れによりて見れば當時淺草錢と稱する品には其內の幾部若くは全部が十三年官鑄以前の私鑄錢なりとの如く聞ゆ是れ余輩の大に疑惑を生ずる所なり希願くは其何れの錢を以て私鑄錢とする哉實物を指示して明解を與へられよ且其私鑄錢は何時何所に於て鑄造せられたるものなる哉証蹟を擧げて示敎せられん事を希望す

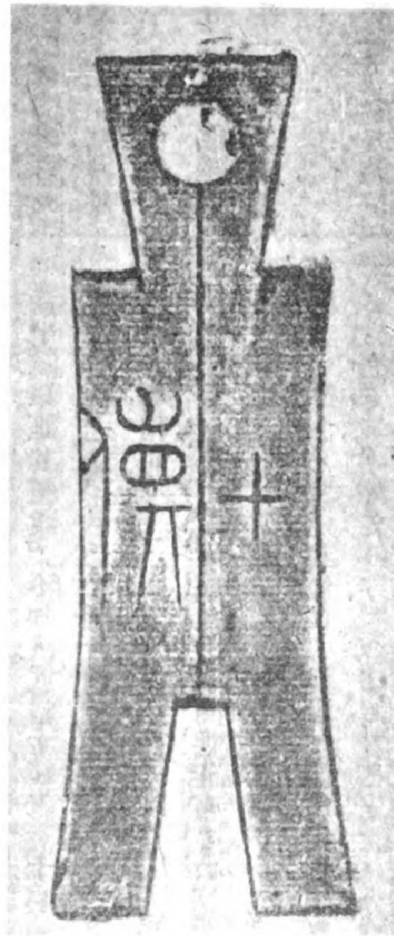
○扶布に就て（乾）

杭州　培風室　周　書

茲所謂扶布者、即明治泉譜第三集所載之列國布是。其文字尚無確定之解釋。鑄造年代、亦屬不明。余不量力時就平日研究之所得、公表於世。泉界諸君、如認爲有參攷之價値、則榮幸多矣

こゝに扶布といひますものは即ち明治泉譜第三集に載せてある列國布の事です。此布の文字はまだ確定した解釋もなく、亦鑄造年代も不明です。私は自分の力をも量からず、平日研究した上の考をこゝに公表します、皆さんが少しでも御參考の端に御加へ下さる價値あるものと御覽下さるならば、私の榮幸とする所です





（1）釋　文

此布面文、或謂之商貨莊布（見鄭樵通志）。或謂之殊布當十化（見李佐賢古泉滙）。或謂之扶比當十斤（見古泉叢話劉師陶注）。或謂之扶布商折（見今井貞吉古泉大全）。其他異說、不勝枚擧。背文、亦畧分三說。或釋爲十德。或釋十貨。或釋爲十傎。玆無暇逐一辨駁。僅採各說之較長者、參以己見而畧述之

（一）面文右上爲扶字之古篆。劉師陶倡於前。今井氏和於後。扶古作𣏟有所據也

（二）面文右下爲布字之古篆。翁樹培古泉彙攷云、字書縱橫如織布文。當是布字象形。其說可取

（三）面文左上爲當字之古篆。可與魏權幣之當字、互相發明。以視漢瓦文之當字、漸相接近

（四）面文左下爲十鐩二字之竝列。川爲鉩之省文、鉩爲鐩之古篆。此不佞之創解也。（本誌第二十三號拙著鉩字攷參照）

合言之、則爲扶布當十鐩。自上及下讀之、與新莽十布之讀法不同、背文以釋作十貨爲較長。今井氏引洪武十滇以証其臆說。不知洪武當十錢未有十滇一種。舊譜所載之品、恐係十浙改刻。且傎讀作顚。與滇之音義皆不相同

此布の面文を釋いて、或は之を商貨莊布といひ。或は殊布當十化といひ、或は扶比當十斤といひ。或は扶布商折といひまして。其他にも異説が澤山あつて數へきれない位です。背文の方もつゞめると三説に分れて居ます。或は十德だといひ。或は十貨だといひ。或は十傎だといひまして、一々辨駁するの暇もない位ですが、玆には各説の中でやゝ長れたものを採り、參ふるに私の意見を以て之を畧述しますと

（一）面文の右の上の字は、扶の古篆です。前には古泉叢話の註に劉師陶が倡へまして、後には今井風山が之に和しました。扶の字は古は𣏟でしたから、據のある説です

（二）面文の右の下の字は、布の古篆です。翁樹培の古

(四)面文の左の下の字は、十錢の二字を竝列たのです。仆は銆の省文で、其銆は錢の字の古篆です。これは私が創解です。本誌の第二十三號の拙著銆字攷を御覧下さい

之を合せて申しますと、扶布當十錢となります。上から下へ讀み下すのです。王莽の十布の讀方とは違ひます。背文の讀方は十貨が一番善いやうです、今井風山の洪武の十滇説は採るに足りません、洪武の當十に十滇などいふものゝ有る筈がありません、舊譜にあるものは多分十淅の剗直しでせう、且傎は讀で顚です。滇とは音も義も丸でちがひます

之意義。同時又有小布一種、所謂四布當十錢者。面背文字合而讀之。與扶布之讀方有別。四布、非布名。謂此布四枚、可當十錢之用。換言之、即此布四枚、可當大布之一也。大布與小布之比、屈指計之、爲四與一之比。今按其重量、亦屬相當。故其大者、命名曰扶布。劉師陶有言「禮投壺註、四指爲扶。是扶字之義、與(四)字義同。於六書爲會意」。其就此字發明之功、爲不可沒矣。且此布爲新莽十布所由昉。莽布命名、皆有取義。又有所本。(瞿中溶續泉志參照) 殆由扶布脫胎而生。可斷言也

泉文が讀めましたが其意味はどういふ事かと申します

と、扶布とは、其名を紀したもの、當十錢とば其直を記したもの、背文の十貨もまた直を紀したものです。李佐賢は背に十貨としたのは愚民が惑ひ易いから重ねて申明したものといひましたが、窃に以らく當時の錢制は不一で名稱も同じでなかつた、例へは莢錢では錢といひ、一化では化といひました（舊説の一刀は誤りです）。言ふ心は此布は十錢の用にもなれば十化の用にもなるのであるぞと知らしめたのです。扶布といふ名の由來は「四本の指を扶といふ」といふ意義から取たので、此時のものに小さい布があります、夫は四布當十錢といひます、面背の文字を合せて讀むので、扶布の讀方とは違ひます、此四布とは布の名ではない、此布四枚で十錢の用に當るといふのです。之を言ひ換へれば此布四枚は大布の一枚に當るといふのです、大布と小布との比は、指で數へれば四と一との比と同じといふのです、今按るに其重量も相當して居ます、故に其大きいのを扶布といふたのです。是は劉師陶が禮記の投壺の註に四指を扶となすとゐるを見付けて、是扶とは四と同じで六書でいふ會意だといふた、此字の發明の功はえらいと譽めねばなりません、且此布王莽の十布の由昉する所で、莽布の命名も皆義の取るあり、又基づく所かあるとすれば（瞿中溶續泉志參照）此扶布から脱胎して出來たものと斷言してもよいでせう

（未完）

◎小　解　（此欄は例會出品中より撰拔し初心者の爲め廣く敎へんとす）

○寛永四當極印錢

岩泉　吉村砂泉出品



（[illegible]）

寛永の四當母錢中、山無背と稱するものを主として、其他の四當錢形のものに打ちたる極印錢類は

岩手縣上閉伊郡橋野錢座山內の通用錢也

盛岡藩にて大迫（オホハサマ）所鑄の背盛字錢、及び南部の無背錢に小なる極印を打込み、山內に於て價格二十五文に通用せしむ



○元符面星

盛岡　宮陵泉堂出品

慶長期の本邦私鑄錢類に屬して、製作薄肉銅色灰黑の粗造な錢である、支那錢の模鑄たることは勿論であつて、見るから比較にならない下拙錢である





右と同時代の類品に圖の如く平安通寶がある、明治泉譜第一集には安南の蓋平安王所鑄として、錢文と歴史とを照り合せて、終ひに鑑別を誤まり、製作上の系統を主眼とせさりし爲め、右の如な謬見を敢へてした、これは今初めて發見された本題ではないが、進規の會員の爲めに、平安通寶は安南錢でなく、本邦慶長期の私鑄錢に屬すべきものであるといふ注意までに附記す

○天定鐵錢

在天津　藤田篤生堂出品

營利的だか、奇を傚ふといふ譯だか、又は別に深い意味があつての事だか、それは確かてないが、圖の如き



不都合極まる鐵錢が、頃日頻りに支那から舶來されるには、非常に各地の同好者が迷惑されて居る、聞く所によると漢口邊りの鑄物屋から出るのだといふ
大定通寶の普通品を土台として、大の字の頭へ一横文を加工したものを母錢に採りて、造られた論外の品である、第一天定通寶は元末徐壽輝の錢で、其天啓通寶と共に絶体に鐵錢を鑄造されてない
大定通寶は金の世宗代の錢で、製作端嚴を以て知られたもので、元來の諸錢には比すべきものもない、年代にしても、約二百餘年の大なる差がある

下圖と前の天定とを比較して御覧なさい



◎顧選函

○貨幣御變革建白書（二）

今度貨幣御吹替の儀に付而は當時通用の品類數多御座候間一時に悉御變革御六ケ敷儀と奉存候間先以格合不相届の品より御變革可然と奉存候

一貨幣の儀は分量小量なるを以て數多の品類相求候事功能に御座候と奉存候性相宜小量に御製作可然奉存候急速御吹替被爲遊度奉存候貨幣品類左に

一丁銀御吹替

但此品餘りに性相不宜候に付當時其下落いたし四民迷惑のまゝに御座候間第一に御吹替可然奉存候此品吹分純銀純銅に仕銀は上品の銀貨に製造仕銅は銅錢に製造仕候得ば四民性合の無疑惑相場の狂ひ等無之自然物價も狂ひを不生實に　皇國物品の基礎と可相成貨幣製造仕度奉存候

一古壹步銀

但是は當時通用有之候銀貨の類と違性相宜格合不釣合に御座候間自然貯隱し置候間融通無益の品と相成候間是又御吹替可然　存候

一新金貳步判

但是は餘り性相不宜鍍金同樣相見候間分拆純金銀に仕極上品の金質製造仕度銀は同樣銀貨に製造仕度奉存候

右三品吹分新貨幣製造分量見込左に

一丁銀小玉銀

但安政度吹立の品吹分分量丁銀小玉銀合百目に付
同壹割貳分五厘純銀に有之候
一 純銀目方 拾貳匁五分
一 純銅目方 八拾七匁五分
右純銀新貨幣に製造仕壹兩の目方六匁附に製作仕候
割合見込左に
一銀貳拾五兩通用の品 此目方 百五拾目附
一銀拾兩 同斷 此目方 六拾目附
一銀五兩 同斷 此目方 三拾目附
一銀貳歩 同斷 此目方 三匁附
一銀壹歩 同斷 此目方 壹匁五分附
一銀貳朱 同斷 此目方 七分五厘附
一銀壹朱 同斷 此目方 三分七厘五毛附
但右壹朱の義は餘りに小量に相成候間是は別に品
位少々劣候銀錢多量の品御吹立通用可然奉存候
一銅錢御吹立
但是は右吹立候純銅に而五拾文錢製造の積り尤も

目方三匁附出來の見込
右丁銀御吹替の儀は當時相場甚下落に御座候得共凡
金壹兩に付買入平均八拾目替と見積り吹立內譯左に
丁銀量目 八拾目
此內 銀拾匁 全純銀也
銅七拾目 全純銅也
右純銀を以金壹兩通用の目方六匁の割合に而
金壹兩は 永六百六拾六文 出來
右製作の費六分掛りと見込壹兩に付永六拾文掛り
見積り此步一 永百文也
差引 永五百六拾六文 全御益
右純銅を以目方三匁附五拾文錢吹立
此數貳拾三枚三歩出來
右製作入費三ヶ一掛りの見込此代三百八拾八文餘
差引 七百七拾四文 全御益
銀銅二口合 永五百六拾六文
錢七百七拾四文 御益

と積り金壹兩と永三百九拾三文九分三厘餘出來
右製作入費壹兩に付永六拾文掛と見込此代永八拾
三文六分三厘五毛

差引　永三百拾文貳分九厘五毛　御益

一新金貳歩判　壹兩分目方壹匁六分
右買上げ代金百兩に付百五兩此双替壹兩に付壹兩
五分貳厘三八右を純金銀に吹分內質左に

純金　四分三厘四毛二八三
純銀　壹匁〇八厘九毛五一七

右純金を以新貨幣製作是は萬國貨幣之規則に倣ひ銀貨
幣の十六分の一と分量相定め金壹兩分目方三分七厘五

一金五兩通用の品　此目方　壹匁八分七厘五毛附
一金拾兩通用の品　此目方　三匁七分五厘附
一金貳拾五兩同斷　此目方　九匁三分七厘五毛附
一金五拾兩　同斷　此目方　拾八匁七分五厘附
一金百兩　同斷　此目方　三拾七匁五分附

右百兩分買上げ代金百五拾兩此目方百六拾目の內純金
四拾五兩六分を以新貨幣金壹兩に付目方三分七厘五毛
附の割合を以此代金百貳拾壹兩と永錢六百文出來右製
作入費六分掛りの見込を以金七兩と永貳百九拾五文差
引金九兩と永三百五文　御益に相成申候

右百兩分吹分純銀目方百拾四匁四分新貨幣銀壹兩に付目方六匁附の割合を以此代金拾九兩と永六拾六文出來右製造入費金壹兩と永百四拾四文差引金拾七兩三步を永百七拾貳文　御益に相成申候

金銀二口合　金貳拾六兩三步と四百七拾七文

右に准じ古貳步判古貳朱其外是迄通用差留に相成居候金銀其內質の位に應じ直增御買上げに相成右分量の新貨幣追々御吹立に相成候樣仕度尙以貨幣製作所御取建并製造手段御入費操出し方等難盡筆紙塲合も御座候間御沙汰次第演否可奉申上候先者貨幣製作の分量而已不取敢取調奉申上候以上

慶應四辰年正月　三浦　乾也

○寛永異書彫母素銅錢

是は水戸錢の記事中に在りたる、明和木崎背久の彫母錢と、一つの包紙中に「夫婦錢」と書かれて、小澤家に保存されしものにして織字大濶緣の異書錢なり



錢文餘りに纖細に彫り浚ひられたるが爲め、終ひに未使用として、目的を達し得ざりし類に屬すされど砂范に活用されたる跡を存するにより、他日子錢の出現あることを期待す

○咸淳元寶の背九

南宋の背番錢は諸君も御承知の如く、淳熙の柒より咸淳の八迄を以て一揃ひと稱し、總數八十八枚を算す、中に嘉定の十四までよりなき者を、十五十六の紀年あるが爲め、之れを加へて九十枚と爲す人ありと聞く然し嘉定の十五十六には鑄造なし、それと同じ樣に最後の

度宗咸淳は元年より十年迄ありて、其八年の鑄造を終りとしたれど、九年の初めに於て大樣なる母錢のみを鑄造し、通用錢の發行迄には至らざりしもの丶如き優等の品を希に存する事あり、圖の如く優大端正の錢也



○光中通寶の玉寶

今治　田頭仙泉　出品



光中大宝と景盛大宝とは、共に其寶字が省畫されて俗に玉寶に成つて居るが、景盛も光中も其通寶錢には畧寶の者がないと、先頃出品評欄中に記して置いた處が今回田頭君の藏品中に、光中通寶の畧寶錢があつて、現品の送附と同時に注意があつたから、喜んで諸君に報告し、併せて藏主の好意を謝す次第である
要するに氏が雜誌を精讀せられて、熱心に意を注がれた結果に外ならぬことで、會幹一同よりも厚く敬意を表する

○七福小判の世説（四）

○守神小判

此小判は前條に述る如く後妻の連來る子異父より守神の金を讓り請て此ものは種替りたるゆへか顏形志とも兄とは黑白の違ひにて男よく生得大器にして金錢片時も手に持事不成されども一心は直にして異父より教を

不輕守神の一兩を守りとなし暫くもはだ身を放さず大切に持たる孝心にや諸人に愛敬有て金銀錢の才覺に妙を得無心したる人に斷りを受けたる事なく融通心の儘なれば其身を始め一類ものたりとも聊不自由の事はあらじ扨諸方より借たる金は數多に積り返す期に至りても心にも不懸かしたる人來りても申譯すべしとも不心附小兒のごとしされども諸人に愛きやう深く天性德ある生れにや此人になんかしあたへし以後の不思議には金主每に次第金銀の融通よく幸ひ來りて財寶を得る事寄躰の妙實なりとて後々は尋もとめて金錢を我家に納しとなん申あへり依ては大借たる人は此守神を所持すれば其勢をのがるとて七福第七の寶となすよし承也



右七福の小判を揃て持てば惡魔を拂ひ富貴萬福來集して子々孫々其家末代迄の繁榮限りなしと傳へ承る依之年來所持する商家など樣々見るに其家に榮ゆる事不思議の事なりと申あへり　（完）

◎餘　興

○競　鑑

次ぎの題

（一）



（二）



(一)は大澤、阿部、嶋田の三君外數名　(二)は三村、阿部
二君が正解　當籤の結果(一)は大澤　(二)は大阪の阿部
二君に贈與す

前錢の解

(一)　淳熙元寶



(二)　東國通寶篆書長冠寶



◎質疑應答

○再び貝貨に就て

大阪　半文生

貨幣第二十六號に瀨尾氏の親切なる御教示がありましたが、それに就て生の意見を申上ます

貝貨は海產動物學又は水產圖說によれば、寶貝にして子安貝に非ず、雲南地方の產云々とありしと記憶す、他の貝貨の分布の工合にても、同地方あたりの者ならんか、海棲動物の事故、移住等はなきに限らねど、貝貨の通用を支那古代とすれば、東洋通史にパミール高原は東方に向つて緩漫なる傾斜をなせり、古代の漢族は自然の地勢に從ひ、其困苦なる移動的旅行を續け、今の新疆の南部を過ぎ、黃河上源の峽路を取り、支那本部陝西地方に入り（中略）黃河の長流急に北に廻る所にその居住地を定め云々、とあり、漢民族の貝貨を珍重するは尤もと云ふべし、それから交通も禹の洪水

を治むる十三年を過したる程度を考ふるに、貝貨を供給するには相當の苦心を要せしならん、それから貝貨の通用も學術的に案を建てたるものには非ずして、自然に交換より通用といふ方面に遷りたるものならん、寶貝と子安貝とは違ふにしても、近似品なれば共に通用せしならん、要は得易い、得難いの程度問題にて、支那の古代にては得難きといふ方か適當す

こゝに一笑話あり

先年或る大成金某、大ひに古泉を蒐集す、錢商競ふて珍品を納入するに、某曰く、こんなに澤山有るに何が珍品なりやと！

○會　報

○山口縣の發堀物に就て柳井津の後藤茂助君より其寫眞を添えて詳細の報告記事到着せり、次號に登載して諸君に報せんとす

○本誌に附錄を添附し發行す

本誌定價及廣告料

一冊　定價　金五拾錢　送費金貳錢

郵券代用一割增

廣告料	一頁	金五圓
	半頁	金三圓
	四分之一頁	金一圓七拾五錢

大正十年七月廿九日印刷
大正十年八月一日發行

編輯兼發行者　東京市神田區五軒町一番地　鷲田信一

印刷者　東京市神田區紺屋町三十番地　高橋與四郎

印刷所　東京市神田區北乘物町三番地　万文堂

發行所　東京市深川區靈岸町百六十六番地　東洋貨幣協會　電話本所二三五三番

發賣所　東京市神田區五軒町一番地　鷲田寶泉舍　電話下谷七五九九番

取次所　大阪市南區問屋町　下間寅之助
東京市下谷區竹町十三番地　帝國スタンプ研究所

古錢雜誌

一冊　金參拾錢

會費　六ケ月　金壹圓五拾錢

一ケ年　金參圓

（切手代用一割增）

故一豊舍主人編

宋朝符合泉志　全三冊　正價壹圓八十錢　送料六錢

大阪毎日新聞社長本山彦一君題字
遺幣局技師工學博士甲賀宜政君序
玉島郵便局長安藤嘉次彦君著

東洋錢貨年表　ポケット用クロース綴　全一冊　正價壹圓　送料二錢

近畿地方金石文拓本　大和、河内、攝津播摩等各種持合有

詳細御問合次第確答可申候
其他各種古錢書取次販賣



古錢
古金銀
舊藩札
賣買商

大阪市南區問屋町（三津寺筋東堀西入）

虎僊・樓商店

振替口座大阪壹九四貳番

○弊店宛御照會は必ず往復はがき又は返信券在中の外御返事致さす候也

●貨幣蒐集研究家への福音

貨幣の拓本製作に最必要なる極上質柔軟性平ゴム板を一個宛特別に製作したるものなり。使用中毫も移動することなく、樂に美麗に印刷し得らるは本品の特色なり。左の價にて諸兄姉に提供す。

拓本押印臺	三號	竪六寸	横五寸	厚サ二分	金壹圓
	四號	竪八寸五分	横六寸	厚サ二分	金貳圓

一時に五個以上御注文の場合は五個毎に仝一品一個特に無代進呈す

東京下谷竹町

帝國スタンプ研究所

振替口座東京二五五八五番

◎世界各國より白金・金・銀・銅・鐵・眞鍮・硝子・アルミニウム・セルロイド等の貨幣約四千種及外國紙幣三千種新着。一枚々々に値段を附し御希望の品のみ御拔取りの出來る便宜送達販賣法にて御頒ち致します。御希望の御方は御申込み下さい。直に御送り致します。

●僞物や模造品は一枚も取扱ひません。御安心して御入手が出來ます。

認可
發行大正十年十月一日

貨幣

(第參拾壹號)

東洋貨幣協會

○貨幣（第參拾壹號）目次

◎論説

○日本最古の貨幣を論じ和同開珍錢の新古に及ぶ（承前）……第四章……深藪庵……一頁
○肉とは錢の耳か……向陵……一二頁
○水戸靑ト字當四錢の研究……（下）……花林塔……一三頁
○贋物論……福泉散史……一五頁

◎小解

○常平通寶の木型……一七頁
○寛永十萬坪の無極印錢……一九頁
○讀鑑……二〇頁

◎願選函

○貨幣御變革建白書……（其二）……二一頁
○裏の裏……（明治泉譜第二集月旦）……二三頁
○長府鑄錢之遺跡發掘記……（上）……佐野英山……二六頁

◎質疑應答

○質問……一地方會員……二九頁
○其答……理事……二九頁
○福泉君に御答へ……呆仙……三〇頁

◎投書

○柳井津の無文錢といふ發掘品……門外生……三一頁
○廣告其他……三二頁

（全項禁轉載）



山口縣長府覺苑寺附近發掘

和同開珍錢范

藤井深藪庵藏

◎論　說

○日本最古の貨幣を論じ和同開珍錢の新古に及ぶ（承前）

藤井深藪庵

○第四章　文武天皇四年より元明天皇和銅二年に至る間の事情

前章に述へたる其鑄錢司を置きたる地は歷史に明文なくとも、必ず今の長門の國豐浦郡長府の覺苑寺附近ならざる可からず、如何となれば此長府は往古仲哀天皇熊襲を征するや、行宮をこの當時の豐浦に營み、徒御八年にして崩したる遺跡にして後國府即ち長門の首府をこの行宮址に置きたるは、上古より、畿內地方から筑前大宰府を經て朝鮮支那に通する最も西國寄りの要地にして、當時唐人及び韓人等の日本に來るものは主として太宰府附近より外に來らざりしなり、丁度後年德川政府時代には外國人は日本唯一の交易場なる長崎に集り、其交易品は泉洲堺、乃至大坂商人の手を經由して日本全國に頒布せられたと同じく、又明治維新後外國人の內地雜居を許されたりし後の今日にても外國人は概して橫濱神戶に居住し、大坂東京の商人はこの外國人と取引して其商品を日本全國に頒布し居ると同樣なり、而して此長府は地勢上神戶橫濱に對する大坂東京に彷彿たりし位置にして、其鑄錢に關する技術家なる唐人を招集し、其鑄錢原料にも支那朝鮮より太宰府に輸入したる銅及錫を買入れ、又中國四國附近より僅かに產出する銅鉛を集中するにも最便利なる土地な



第一圖

り、只當時以前に支那より輸入し帝都附近に在りたる開通元寶錢を鑄潰すべく此地へ運搬するには稍不便なれども、他の便利と匹敵すべきにもあらず、故に此地を鑄錢地として撰ひたるは適當の所置なりと考ふ

現に（口繪）の錢範は其覺苑寺の土塀の崩潰したる土中より出てたるものにして此地にて和同開珎錢を鑄造したるは爭ふべからざる事實なり、尙此鑄錢所は天平年代に至る迄和同開珍錢を鑄造したるは事實なり天平二年三月

丁酉周防國能野郡牛嶋西汀、吉敷郡達理山所出銅試加冶煉並堪爲用、便令當國採冶以充長門鑄錢（續日本紀）

とあるを見ても分明なり

扨又當初、唐の開通元寶錢を鑄潰して和同開珍錢を鑄造したる證左としては一は從來和同開珎錢を發堀せしもの丶中に曾て開通元宝錢の混在したるを聞かず、二は支那にても數度前錢を改鑄したる歷史あり、三には

開通元宝錢を鑄潰し和同開珎錢となすときは一個に就き一分六厘强即ち一割八分四厘の利益あるは左表の如し

開通元寶初鑄最不傳世の八個の量八匁三分五厘

一個の量一匁〇四厘三毛

和同開珎の最も重きもの三個の量二匁六分四厘

一個の量八分八厘一毛

又玆に一例を取らん、此開通元寶錢は（明錢の宣德や琉球の世高等と同しく埋りもの）約八百餘年傳世後四百餘年間土中明治末年發掘されたを硫酸にて銹を洗ひたるもの七十個の量五十八匁

一個の量八分二厘八毛

和同開珎無疵の者七十個の總量四十一匁

一個の量五分八厘五毛

右の如く差ありて當時（元明天皇和銅四年五月以穀六升當錢一文）物價を以て改鑄すれば其利益莫大なり

豈んや唐及朝鮮より銅及錫を輸入し鑄錢せば更に一層の利益なるは勿論にして、斯くなすには此長府の地最

も適當の地なれば、日本最初の鑄錢地として憚からざる所以なり

かくて愈和同開珎錢の鑄造成り帝都へ搬入するを得たるは文武天皇大寶元年ならん、如何となれば帝都なる中央政府にては貨幣即錢に關する事務を執るべく大寶元年十一月左の任命をなしたり

丙子始任造大幣司以正五位下彌努王、從五位下引田朝臣尒閇爲長官（續日本記）

この記事は從來貨幣に關する書籍に見ざるものなれども、余は斷じて貨幣即ち錢に關するものと認定す、即ち直大肆中臣意美麻呂より一級上席の彌努王を鑄錢司の上に置きたるなり、明治の造幣局に於ても其の如く、明治三年九月銅貨を試製し、續て新銀貨を鑄造し、翌四年二月十五日開業式を行ひ、同八月金貨の鑄造を開始し、萬事其緒に就きたる其八月五日には長官馬渡俊邁は造幣頭より造幣權頭に下り租稅頭伊藤博文は新に造幣頭を攝行する事となれり、即ち造幣局は更に一級上席の長官を頂くこととなれり、豈酷似したる對照にあらずや

是より先文武天皇四年周防國にて船を造らしめ、大寶元年正月丁酉粟田朝臣眞人等を遣唐使と爲し、四月乙卯遣唐使等拜朝し、五月巳卯粟田眞人節力を授受し、大宝二年六月乙丑漸く筑紫より發船し唐に向ひ、翌々慶雲元年秋七月甲申唐より歸りたり、此使節の役目の中には或は鑄錢原料なる銅錫を購求する條目もありたらんに、時は唐にては嗣聖十九年にして、武后國政を執り國を周と號し、天樞九鼎等を鑄て銅鐵を盡しれる後なれは、或は目的を達せさりやも圖られず、併し日本の貨幣の價は唐國より非常に高貴なれは、或は成効せしやも難計り、萬一この時に初めて和同錢を鑄造したるものとしても和同元年銅錢鑄造の記事より滿四ヶ年以前の事なり

第二章より以後の余の説にして首肯すべきに足るもの

とせは、和同開珎なる錢に和同年間以前に鑄造せられたりものありと思はさるべからず、而して其和同年間以前に鑄造せられたる和同開珎錢は（第壹圖）に示す如き其製作、唐の開通元寶の初鑄錢に酷似したる最も端麗にして、從來の古錢家が新和同錢と稱したる種類のものならざるべからず、而して此型式のものは天平年間迄長門、近江及周防にて鑄造せり

降て元明天皇即位の翌年

和銅元年春正月乙巳武藏國秩父郡獻二和銅一、詔曰中略東方武藏國爾自然作成和銅出在止奏而獻焉此物者天坐神地坐祇乃相千豆奈比奉福波倍奉事爾依而顯久出多留寶爾在羅之止奈母神隨所念行須是以天地之神乃顯奉瑞寶爾依而御世年號改賜換賜波久止詔命乎衆聞宣、故改二慶雲五年一而和銅元年爲而御世年號止定賜云々續日本記

の詔ありたり

云ふ迄もなく、此年號改稱の意味は自然作成の和銅の産出して喜ひの餘り命名したるものにして、從來諸國より獻上したる銅は酸化銅、炭酸銅、硫化銅、にて非金屬と化合し、且つ他の鑛物と混合したる鑛石のみにして、製煉を要せざる純金屬即ち「メタル」を獻上したるは始めてなれば、天皇の喜ばれたるは無理からぬことなり、而して余は其和銅なる言は、往々銅鑛山の露頭に近き部分に稀に見る自然銅のことゝ考へる、若し自然銅にてあるなれば多量あるべきものに非ずして、天皇の喜びは糠喜びに終りし事と考へ得られる、世界に於てこの自然銅の産地は米國「スペリオル」に限り日本に於ては荒川銅山に於て他の鑛石と混じ僅に採掘せらるのみにて、決して多量に採取せらるべきものに非ず、文武天皇當時對馬國より金を貢し大寶と改元ありし、それよりは更に心細き事にして、文武天皇當時異形なる雲を見て慶雲と改元したると一般ならんと考へられる、然るに後世鑛物學に素養なき歴史家及古泉家は其年催鑄錢司を置き又銅錢を發行したるを見て、この武藏の銅を以て鑄錢し和同開珎と命名したる

如く思ひたるは大なる誤解なり、却て他の諸國より獻上したる銅鑛の中に、多量に產出し有望なるものありしならんと考へらる

序に鑄金術に暗き古錢家に銅錢鑄造に就き一言したきことあり、そは銅なるものは熔融に際し甚だ流動性に乏しく、これに錫、亞鉛、アルミニユーム、金等の幾分を混合せざれば鑄型に流入せざるものにして、中古亞鉛の製煉發明せられ異論なるものゝなき以前は鑄銅には必ず錫を用ひたり故に如何に多量の銅を生するとも、錫を合金せざれば鑄錢するを得ず、少なくも二三パーセント以上を混合すべきものなり、而してこの合金を青銅或は唐金(カラカネ)と稱す、又銅錢に多少鉛を含有したるもの多し、これ鉛は廉價なるものなれば增量の意味にて加鑄したるものなり、かくの如く古は錫は鑄錢の最必用原料にして、文武天皇四年に丹波國錫を獻じたること歷史にあれども、多量に產出したる形跡なし、故に當時銅は日本に產出したるものあらんも、錫は支那より輸入を仰ぎしなるべしと余は考へる

併しながら此詔中の自然作成の和銅なる意味は錫を含有せる銅即ち唐金のことなるやも圖り難し、如何となれば各種銅鑛の中に錫鐵を含有したる硫化礦あり、これを黃錫鑛と稱す、この黃錫鑛を製煉すれば銅及錫を得べし、今日は黃錫鑛は銅及錫を分解して市場に送れども、當時は冶金術の幼稚なる時代なれば、この黃錫鑛を熱し硫黃を分解し、銅錫に少量の鐵を含有したる合金即ち不純なる唐金を還元し得て獻上したるものなるやは疑問なり、この合金を和銅即ち和合したる銅と解釋したればとて決して不當なる言にもあらざるべし、如何せん千貳百年前の事なれば何れとは明言し難きも多量に產出したりとは考へ得べからず

何れにしても、和銅なる年號は和同開珍錢鑄造後の年號にして、和同開珍錢には關係なく、只後人を迷はす年號にして、支那にても唐の高祖武德四年記に

唐初行開元通寶錢御批歷代通鑑輯覽卷ノ四十九

二年（天下約統一の）廢五銖錢行開元通寳錢（續通志）

の明文歷史になくば、開通元寳錢は其九十年後の玄宗開元年間に鑄造せられたるものと誤解せられしや必然なり、又和同開珍の錢文は人の親睦する意味の吉語にして、この事は先輩今井風山翁等の露骨に稱道し其古泉大全に記載したる如くなるべし、而して其和銅元年には、

二月甲戌（十一日）始置催鑄錢司、以從五位上多治比眞人三宅麻呂任之（續日本記）

の記事ありこの催鑄錢司なる官は、文武天皇大寳元年以來鑄錢事業は官營なる長門國鑄錢司に於て七年前より銅錢を鑄造して成功せるに、銀錢は彼の銀玉の如き不躰裁のものなれば、これを改鑄して銅錢同樣なる圓形方孔なるものになさんと企圖し置きたる官にして、其原料銀は總て帝都附近に集注し居り、これを官營なる長門鑄錢司まで運搬せんには、途中盜難等の恐れあり、又船なれば難破の危險あり、且つ往復の手數あれば、帝都附近にて鑄造するは甚便利なり、又數量に限りある臨時の事業にして、普通鑄錢司の如く外國原料の購入、又は日本各處鑛山の監督、其他原料配合の技術等、複雜なる事務なく、只鑄錢技術あれば足る事業なれば、政府はこれを人民に受員はじめ、これを催促督勵すれば足れり、故に多數の官吏を置かず、初めは國庫にある銀を請負人に渡し銀錢を鑄造し、從て鑄造成れば民間にある銀玉と交換し、繰返してこれを鑄造發行すれば足り、至極簡單にして、器械の如き長門鑄錢司のものを換造し、職工等も其熟煉のもの一二名呼寄せ、他は帝都附近の鑄物師を呼集すれば足れり、故に鑄錢司外に別に此官を置き直に事業に着手し、直に製品を發行する事を待たるなり、即ち催鑄錢司を置きてより滿九十日にして同年

五月壬寅（十一日）始行銀錢（續日本記）

この始て銀錢を行ふの始てなる文字に就き世人は往々日本にて始めての意味に解し、顯宗天皇當時の銀錢は

勿論、如何にしても抹殺し能はざる天武天皇白鳳十二年の詔中の銀錢を抹殺し去らんとするものあれども決して其意味に非ず、其九十日前二月十一日の催鑄錢司に對する始めてなり、かくの如く解すれば、これより歴史に對する濃霧は漸く晴れ初まるべし、又始て和銅元年に錢なるものを鑄造し、其錢は銀錢なりとして、これにて和銅なる年號と和同開珍なる錢文と關係ありと言ふ矛盾説も消滅に歸すべし、併しながら余はこの銀錢は無文錢にも非ず、銀玉にもあらず慥に和同開珍の文ある錢なるは認むるものなり

七月丙辰（二十六日）令近江國鑄銅錢（續日本記）

これは帝都附近の河内國にて銀錢を鑄さしめたるに稍良好なる成跡を擧げ得たれば、造大幣司は更に銅錢をも帝都附近にて鑄造せしめんと、銅錢鑄造に最も便利なる地を物色研究の結果、近江國は舊來鏡等の鑄造地にして其工人もあり、又外國產の銅、錫、鉛等の運搬にも淀川の便利あり、翌々三年に遷都すべき奈良よりも程遠からず、監督にも便利なればこの地を撰定したるものならん、而して其位置は歴史に明文なく、且つ、長門鑄錢司跡の如く錢范等の近江國より發掘せられたるを聞かざれば、確言はするを得ざれども、余は今日の膳所附近ならんと推察するものなり、如何となれば、當時の國府（今の縣廳）は今の勢多橋本村の邊なりとは、倭名類聚抄、伊呂波字類抄、近江國輿地志略等にあり、膳所はその附近にして、官吏の監督、舟揖の便、最も好位置にして、當時の鑄錢所は長門にあれ、周防にあれ、河内にあれ皆國府附近なる如きに鑑みれば動しがたき樣考へらる、尚膳所は錢所に通じ他に意味なき限りは一の立證ともなるべし、更に一證とすべきは、從來瀨田堀と稱して勢多附近乃至其下流より端麗なる和同錢の採取せらるゝことなり、これにつき從來の傳說には、勢多橋を通行する旅人が往來安全を水神に禱り賽錢としてこれを水中に投入したるものなりとの事あれども、當時の銅錢は驚くべき高價なるは後章に述

ぶる如くにして信を措き難し、余は膳所にて鑄造したる諸錢の運搬中等に何等かの災難の爲に水中に沈沒したるものならんと考ふ、加之この瀬田堀錢は皆端麗にして永く使用せし形迹なきものゝみなり

以上の說にして然りとすれば此膳所の鑄錢所は臨時の小規模のものに非ずして、比較的大規模のものにして、全部日本人の手にて經營せられたるも、其器械及製造法は長門鑄錢司の型式を全部採用し、從來所謂新和同錢なるものを鑄造したるものなり、故に其鑄造に取掛りたるは數ヶ月乃至一二年の後の事ならざるべからず。而して何時迄繼續せしやは歷史に明文なければ考ふる能はず

八月巳巳（十日）始行二銅錢一（續日本紀）

この始て銅錢を行ふなる記事も五月の銀錢に對する始めてと同じく、催鑄錢司に對する始ての銅錢の意味にして日本に於て始めての意味にあらず、又此銅錢は前項の七月二十六日に近江國に令して鑄造せしめたるものとは別種にして、河內國にて銀錢を鑄造したる場所にて其錢型を利用して鑄造したるものなり、如何となれば七月近江國に令したる日より、この銅錢發行迄の日數は十四日間なり、近江國の國府迄は、當時の帝都藤原宮（大和高市郡にて香久山、耳梨山、畝火山の中間にて今の鴨公村にて高殿、醍醐附近）より順路十八九里あるべし、即ち三日路にして、往復に六日間を費すべし、十四日間より六日を差引八日間は、如何なる準備如何なる行動をなすとも、或數量の錢を鑄造することは不可能なり、こは何人も首肯すべきことなり、故に近江の鑄錢とこの銅錢とは無關係なり、而して近江の鑄錢所に於て鑄造を開始したるは、翌和同二年八月後ならんと察すべき理由あり、そは後に述ぶべし、然らばこの銅錢及銀錢は如何なる形狀のものなるや、余は（第貳圖）示す不隷開なる從來所謂古和同にして銀銅兩種に同型を存するものを指定するものなり、而して稍異型の銀錢は隷開不隷開に拘らず皆當時の私鑄錢

なり又不隷開、隷開に拘らす（第二圖の一、二、三、四）以外の型を有する銅錢は銀錢癈止後の私鑄錢なりと斷定

第二圖

（一）





（二）





（三）





（四）





する者なり而して其私鑄銀錢は發行後間もなく行はれしも、銅錢の私鑄は行ひ得さりしは、翌和銅二年正月の詔令にて知るべし即ち

壬午（正月二十五日）詔國家爲政兼濟居先去虛就實其理然矣向者頒銀錢以代前錢又銅錢並行、比奸盜逐利私作濫鑄紛亂公錢、自今以後私鑄銀錢者其身沒官、財入告人行濫逐利者加杖二百、加役常徒、知情不告者各與同罪（續日本記）

この詔は和銅元年以前既に錢ありしを證明し、同時に和銅元年に銀銅兩錢に始ての字を使用せしは日本に對

する始ての意味に非ずして催鑄錢司に對しての始てなるを語るものなり、銀錢を頒ちて前錢に代ふ、又銅錢並び行ふ、なる語を云ひ代へれは、銅錢は銀錢と共に通用せしめ、銀錢は前のものを廢し、新銀錢を發行したりとなるなり、然らば和同開珍錢は、和銅年間に始て發行せしものにあらざるを裏書したるものなり、即ち余の説に賛成したる詔語と見て過言にあらざるべし、果して然らば從來の歴史家及古錢家は、余以下の智識なるか、將又其事に不熱心なるかならざるべからず、從て先輩の言は万古不滅の如く考へ居たる、彼の弄錢者流、乃至は先輩の驥尾に附し雷同せる古錢家の憐れさ加減は、憫然と云ふも愚かなるべし

扨て此詔によれば何故に銅錢には私鑄なく銀錢に限りて私鑄ありしかを研究せざるべからず、余は銅錢に當時私鑄なきは、彼の唐の開通元寶式の和同錢は、今日一片の紙に印刷せる紙幣を贋造する能はざると一般にて、其原料は些細のものなれども、其技術の精巧なる、當時の人民の及ぶ所にあらざる爲め贋造を免たるものなり、又和銅元年に發行したる銅錢は、贋造は易々なれども、贋造するなれば、銀錢の方利益なれば贋造せざりしなり、故に銀錢廢止後は銅錢に徙りたるは後章に述ぶべし、而して銀錢贋造の利益なるは、前の銀錢は不恰好にして量目不定なれども概して重く、和同銀錢は量目畧一定し躰裁美なれども量目少なく、これを改鑄して利益なるは、余の所持する和同銀錢八個の總量十二匁六分、これを平均すれば一個一匁五分八厘なりこれを第一圖の銀玉四匁二分と交換せんに其利益の莫大なる、奸盗利を逐ふは理の當然なり、加之銀玉に比較すれば美術的なれども臨時的急造の鑄錢所にて且つ人民輻湊の帝都附近にて鑄造せしは盗鑄の手本を示したると同樣の所置なれだなり

次に歴史に顯れたる記事は其三月

甲申（二十七日）制凡交關雜物其物價、銀錢四文已上即用銀錢、其價三文已下皆用銅錢 續日本記

右は政府に有利にして民間にて盗鑄に不便なる銅錢を奬勵したるものなり、然るに銀錢の私鑄尙盛に行れたれば止むを得ず其年左の令を發したり

八月乙酉（二日）癈銀錢一行銅錢、大政官處分河内鑄錢司官屬賜祿考選一准寮焉

右の記事に依れば銀錢の官鑄は十六ヶ月間にして銅錢の鑄造は十二ヶ月の内に僅かに副業として鑄造したものなり、故に（第二圖）の銀銅錢は今日存在少なく殊に銅錢の希少なるは當然なり

而してこれ等の錢は河内鑄錢司にて鑄造したるは慥にして、其場所は當時の都、藤原宮に便利にして且つ水運に便利なる河内の都會ならざるべからず、この意味に於て余は大和川流域なる道明寺附近の國府を推薦するものなり、若し大和川より所謂古和同錢を拾得したるか、國府附近より其鑄放し錢乃至不具錢を發掘せば、余の説を裏書するものにして確定的たるべきものなり

叉之を癈するに臨み、其官屬、即ち請負人に手當を給するに、官吏の退職に准じ下賜せられたり、而して翌年は奈良に遷都ありて、當時其準備中にして、此遷都は慶雲四年より既定の事項にして、鑄錢司の臨時事業なりしは次年より稍不便の土地となるべきを見越しながら建設したるにても知るべし、即ち和同銀錢及銅錢にしてこれと同型を有する第二圖錢を鑄造したる河内鑄錢司は早晩癈止し、前年七月に新都奈良を基點として便利なる近江國に完全なる鑄錢所を建設すべく命じ置きたる理由もこゝに判明せり、近江の鑄錢所は此河内鑄錢所癈止迄に滿一ヶ年を經過し居れば、建築其他の準備も粗ほ完成すべき時期なれば遠からず開爐の運びに到りしなるべし、其開爐の日は歷史に明文なければ不明なれども、翌和銅三年三月奈良遷都の前後なるべし、故に余は曩に近江鑄錢所の開爐は和同二年八月後なるべしと云ひたりし所以なり

本誌二十九號第二頁、尙顯宗天皇より十代、より、叉錢ありし一証なるべし、迄の七行は、會員熊澤蝶

外翁の御注意に依り鎌倉時代の事項に關すること分明せるを以て茲に之を取消し、併て蝶外翁の厚意を謝す　（未完）

○肉とは錢の耳か

向　陵

古錢槊異同記凡例に

肉は厚みなり、耳とも云ふ、輪側とも云ふ

とありて第一は錢の厚み即ち錢體の厚みを云ひ、第二外輪を云ひ、第三は其郭の外側を云ふと三種の意味を有する如く解説せられてある和漢泉彙、朝鮮錢志にも錢の耳を云ふとありて外郭の事だとしてある古錢槊及朝鮮錢志は我國最近出版の泉書である其術語の解釈果して正當とすべきであらうか予は甚だ疑しく思ふのである。元來肉好の文字は璧から出た言葉で如淳は體を肉となし孔を好とす。肉は環の實、好は環の虚と説明が適切と思ふ。曰く錢形は璧の如し故に亦肉好と稱す舊解肉を邊と爲すは非なり邊は郭と曰ふ肉は邊の中に在る也と解してある古來支那の學者は此説を唱道して居る樣に思ふ。そうして見ると支那と日本は肉と稱する局部が體と耳との相違を生ずるのである果してどちらが正解であらうか疑義を生ずるのである一歩讓り支那は支那の解として我國の古錢家は獨創の名稱を唱へて居るのであるなら下間君の解説の樣に三樣の意味を持つ者とせず明かに局部を指摘し得る樣にしたいと思ふのである

要するに古書は今更致し方がないが進歩せし我古錢家の術語としては適切なる意味を有せしむる爲め通雅の解説に從ひ

外輪と内郭の間即ち錢の主體を肉と稱す

る事にしては如何であらうか記して下間君及大方諸君の同意を求む

○水戸背ト字當四錢の研究（下）

花林塔

此錢は「新撰寛永錢譜」前編に
同上、同上痩字、鐵十、種五とあるものなり
香哉註す。同上とは前號に揭げたる、慶應二年水戸背ト字肥字、同上無背文の次に揭げたる故に同上と略書せるなり



此錢は同書に
同上、同上無背文、鐵十、種四とせるものなり

案ずるに此錢二種は、水戸背ト當四錢中最も早く錢商の手に出たれば、最も早く古錢家に知られたるものにして、他の背ト當四錢に對し比較的多く古錢家の篋中に藏せらるゝものなり、殊に此背ト刮去のものは、予輩が擇錢中にも三枚まで選出せり

唯寛永錢譜に附せし等級、則存在數の推定は、予輩の見る所と寛永錢譜編者の定る所とは大に異れりとす。凡如何なる錢たるを問はず、背文あるものと背文なきものとあるものは、孰れも皆背文のあるものゝ方が、數の尠きを通則とす。こは古錢家ならぬ素人の眼にも通貨として取扱ひつゝある間に不圖背文の眼に着きて



すゞろに好奇の心より取り除け置かるゝ事などが因をなして古錢家の擇出に混入の少きをかこたるゝなり。予輩一人の例としても此無背錢の三枚まで手に入りながら、背文あるものは一枚も手に入れざりしにても知るべし。又事實に於ても背文ある領内限りの通用より、天下公用の通貨たるを得る無背文のものゝ方へ全力を注ぐこそ人情の機微なれ。理論の上よりも、實際の上よりするも、背文あるものゝ數の少きを正義とすべし



此錢は寛永錢譜編纂當時は未だ發見せられざるものにして、寛永錢研究會報告によりて初めて世に知られたるものなり。錢型の縮小せるより見ても其後鑄なるを知らるべきも、其後發見せられたる彫母錢や次に圖する此錢の背文刮去のものに就て考ふるも皆同時同一手に出たるものたるべきか



此錢は前錢の背文を刮去せるものなり、形狀前錢より大なるは一見奇なれども、背文ある彫母錢に比して比例よし。此無背の鐵錢は未だ發見せられざれども、あるべき道理のものなれば早晩發見せらるべし。鐵錢は維新後早くより通用せざれば、擇出しの機會なく、存外世に知らるゝ事遲きは常の事なれば怪しむに足らずとす　（完）

香哉白す、卜字錢の研究少てく冗漫に流れたれども、次號に其餘論として「鑄造年度及鑄造所の研究」を報告して結末を付んとす、請諒之

○贋物論

韻泉散史

凡世間愛玩の物一として贋物のあらざるはなし、書畫骨董より古器文書玩具に至るまで、皆悉く然り、古錢の蒐集も、元來玩弄より起りて、今漸く研究に向ひつゝあるものなれば從て古來より、贋物の發生絶ゆるなきが如し、是れが通用當時に於ける、幾多の贋造は言はずもがな、是れが愛玩の期に入りて足利氏の世早く贋造の事聞ゆ、慶長の頃、武田萬千代亦贋物を造りたるの説あり、富山侯前田峰心齋、亦之れを作りたり、但し是等は、自身之れを愛玩する爲に、造りし物たり、降つて寛永堂稻垣尙友、及び其子古樂堂等、尤も巧妙なる寛永錢の贋物を造りたり、其他僞作者の著名なるものを續化蝶類苑に據りて摘擧せん

元祿年間新四郎初禪坊主なりし故に輪袈裟作と稱す、大阪に住し、陶器を業とす、古錢に限らず古書古筆土器等萬似物の名人也、此の者は、唐銃を潰して鑄たる故に、錢質靑味あり、厚さ中程を得、輪郭倶に可なり、富山侯の命に依り、竹を以て、古錢彫製したるに、面背渾て、本錢に紛ふと云ふ

升伊作直し物にて、朽らして、古色を付く薄錢にして、輪郭最宜し、銅質は、直し物故、種々あり、黃唐金も往々あり、中作なりと云ふ

谷川作、泉州谷川の住、和泉屋與右衛門後剃髮して西田遠順と改む、手跡を能するが故に、錢文皆自筆なり、古文平錢共に其時代の筆意は無く、各錢共に同筆法たり、又古錢面文以外に、自作の錢文もあり、靈和通寶、通蓎通寶、三朝通寶、通達無邊、唐將千里、八幡宮錢、觀音錢、大福二神其他枚擧に隙あらず、新銅を以て鑄

出し、古色を付けたるものにして、青銹を最も得意とす、錢體厚く濶緣にして、內郭は細しと云ふ

東條作、大阪小谷に住し東條屋德右衛門と云ふ、此の作は紫金を以て、鑄たるもの多く、後には本錢を寫したるもの多し、輪郭殊に卑しく、谷川とり下作なり、青銹は曾て之れなしと云ふ

與市作、大阪高津に住し河內屋與市兵衛と云ふ、此の作は眞鍮製のもの、殊に宜し、皆本錢を寫し鑄たる故に、甚だ迷ひ易し、然れども、大順に隆武の文字を用ひる等の如き錯誤あり、自身高津錢座へ入りて勤めし者故、同志の輩多く、始は下作なりしに後には、銅質背形共に甚宜しく上作なり、其本錢を見ざる品は、孔方圖鑑の圖を切拔きて、鑄型へ寫したる故に、孔方鑑の所圖と毫も違はず、該書著者は繪心なき故、其圖樣本錢とは雲泥の差あり、與市之れを知らずして、唯孔方鑑の圖に依りて、造りたる故に、圖樣等實品とは大に相違せり、殊に福壽延長、大上呪文、本命星官等の人物の面部、笑ふ可きなり、渾て錢文圖樣等、孔方鑑の圖に違はざるものは與市作と知る可し

又寶曆明和年間、僞錢を作る者、往々あり、甚上作にして與市作に勝れり、又近年紅毛錢の僞品出たり、繪は渡來の本錢を寫し、鑄たる故に、王面抔は最も能似たるも、紅毛の文字を知らざる故に、文字に至りては、一向にたはいなし云々

近世に到りても、贋造益多し、嘗て橫濱に在住せし外人ラムスデンの如きも、其地の工人をして、種々の錢貨造らしめたるもの甚だ上作ありと云ふ、其他各所に於て盛んに贋造し、露店等にて之れを販賣するに至れり、我岡山地方に於ても、近年贋作者ありたるを知れり、又支那に於ても、世々贋造あり、近年益々、其數多きに至れるものゝ如し、夫れ古錢を研究するや、正確の品のみを研究愛玩するは、最善の事にして、人皆之れを希望すると雖も、是唯最善の理想にして、現代の如く、多數の贋物存在し、殊に少しく珍奇なる品に

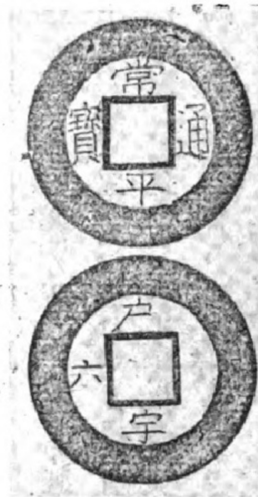
到つては、正品よりも、寧ろ贋品の方、存在多數なるが如き觀あり、此時に當りて、唯に正品のみによりて、研究を遂ぐる事は、尤も至難の事と、謂はざるべからず、必ずや、贋物をも併せて、之れを研究し置かざるべからざるなり

故成島柳北嘗て說て曰く、凡そ古錢の世に存する、少なき者は十の八九迄贋物なり、初學の徒、往々古色の善きと、文字の正しきを以て、之を眞錢と鑑定す、是れ姦商に欺かるゝ所以なり、銅と云ふ者は、隨意自在に古色附けらるゝものにして、贋物は古色の善き物に多しとす、文字は正錢を母として、鑄れば、其通り毫も違はず、出來るものなれば、是れ亦據るに足らず、唯歷代錢風の、自然異なる所と、輪郭の製作、殊に背部の風采に、眞贋の差別、逃れ難き所、有るものなれば、之を諦視し、熟察して、其眞僞を辨ず可きなり、古來贋物を造る工人多し、我邦には浪華、支那には薛を以て、其巢穴となす、贋錢の種類に四あり、一は尋常の贋鑄、是れは正錢を摸型とせず、自ら母錢を造て鑄る者、極めて看破し易し、一は正形寫し、是れは正錢を母として、鑄たる者、其形、少しく縮まれども、文字は毫も眞錢に異ならず、一は漆錯り、是れは古錢の文字を削り去り、他の錢文を漆にて、巧みに描き、銹も亦、青綠の漆にて點綴す、中には朱斑等を加ふる者有り、一は彫直し、是れは錢文の一字を彫り、直に政和通寳を、重和通寳に大和通寳を大寳通寳に爲すの類なり、和漢ともに、雕直しの妙手あり注意せざれば、爲めに欺かる、最も恐る可き者なり云々

夫れ斯くの如く、贋物の技巧、種々にして、往々精妙なるものあれば、之れを泉書等に求むるも、益なし、須らく、實物に就て、考察するを緊要とす

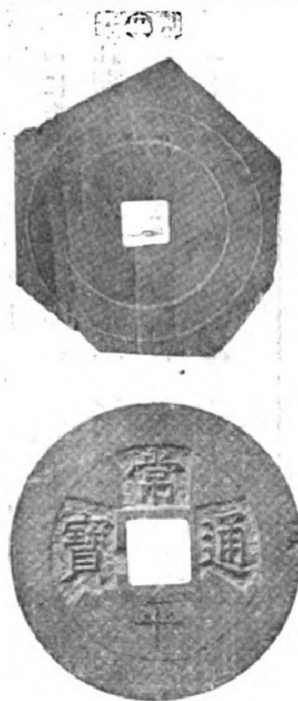
◎小　解

○常平通寳の木型



銅鑄の通用錢を出す迄に、銅母錢を有し、其又前に木質彫刻の原母錢がある、次圖に示すものは、戸曹鑄造の木型で、全體を完全に彫刻仕上を濟したるもの、其質はツゲを用ひ、形狀大きく文字殊に纖美を極む、而して既に原母として其目的に使用せられたる痕跡を歷然と認むるを得

背文の戸は即ち戸曹錢監の標記にして、穿下字は千字文に依り、左の六は番號を示す、現今東京に在る類品は本品の外、戸字一、戸光一戸光二の四個を算し、三河大澤氏方に一個と京城に數品ありと聞くに止まる次ぎに揭ぐる折二錢の木型は、本會副會長甲賀宜政君珍藏の品にして、半成の木製品なり、其木質前品と同じく柘植材を用ふ



嘗て同氏は大阪古泉會雜誌第七十號に於て、本品の解譯を左の如く報道せられたるを以て、其一節を揭ぐ

種錢を鑄造するには、先づ木製の型錢を彫刻して、之を調製したるもの〻如し、薄き木版に圓を記し、其內に毛筆にて文字を墨書し、後ち綿密に之を彫刻して完全なる木製錢形を製出せるなり、其文字は無論凸形とす、余が藏品中に半成の木製品二枚あり、明治三十八年中、京城に於ける度支部倉庫中より發

見せる所に係る、其形狀此に掲ぐる圖版によりて、概略を窺知すべし、一は兩面とも圓形を書き穿を切りたるのみにして文字なきもの、一は既に常、通、寳の三字を彫刻し了り、平の字のみ猶墨書の儘なるものにして、背文は賑●)二なり　（以上拔萃）

猶ほ甲賀君は同品の銅母錢並びに其子錢を、完備して所藏せられ、岩國の山縣修藏氏は同品の木型、これはまだ錢文墨書の儘にて、面背共未だ一字も彫刻の刀痕を加へざるもの、を所藏せられたりとて、甲賀君より本會へ參考の爲め、現品を送下せられ、披見を許されたる好意を謝す

○寛永十萬坪の無極印錢

小林鑄泉堂　出品

元文元年五月より背に十字を置きたる特別品を鑄造したるは重一匁を有して、准許中に造りたるものとなす十月十一日以後は重八分に改め、標記を極印にして、鑄造し、其四年十一月二十三日より銑錢を發行せり





此錢の書體を摸して鑄造せられたる、諸國の寛永錢に左の數種あり

元文 佐渡





元文四年
平野新田





寛保足尾





右は共に書體も製作も酷肖して、十萬坪座の系に从ふ者である、猶又、元文小梅錢や背一の銅鑄錢等もこの錢の式に連れて生れ出でたる類である

○競　鑑

第二十九號の解（下記の正解者へ賞として贈呈せり）

(一)は安南洪德通寶にて其最大樣なるもの

(二)は元通々寶の小字錢でありました

（一）





東京 小川　浩君

（二）



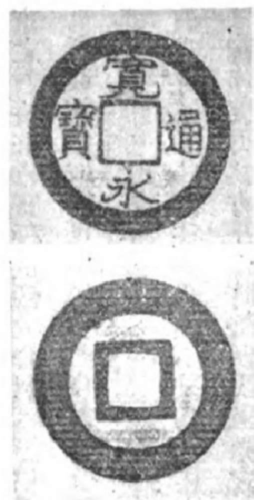

大阪 阿部種次郎君

次ぎの新題は下圖の二寛永錢の名稱を擧げ、且つ其特異の要點を明瞭に答へて頂くのであります

(一)



(二)



◎顧　選　函

○貨幣御變革建白書　其三

本書は前二項と共に仙臺藩士三浦乾也なる人が慶應四年即ち明治元年に、貨幣改革を謀り諸々の參考をも酌んで、當局へ建白したる文書にして、當時の新智識たるに價すく、貨幣の形狀、圖案等に就ても其苦心察すべきものあり、されば回を追ふて諸君の覽賞に備ふべし　(主事添記)

今般御政道御復古被爲遊候に付ては諸事御改政之内分て貨幣之制度被相改候御急務と奉存候食貨は國家經濟の基本と相成候事故和漢共歷代朝廷において錢貨政律被相改候事に御座候近來錢貨制度相亂規則不相立縱に製造いたし海内江通用致候に付ては吹替之度毎諸物價動搖を生じ四民難儀に及候事歎息不過之當今に至候ては金銀貨共に其品位相下り有名無實に成行外面より內質大に違ひ上より下え僞りを示し候事に至り民生疑惑上を侮都而は命令不被行上下和睦不仕押而相行候事故苛政相募終には國亂を釀し候事情海外歷史に相見候御改政に付ては

御叡慮を以錢貨御復古改製被　仰出純金銀を以吹替是

迄通用罷在候所之悪性之金銀通用被令停止悉極上正之
金銀に吹改普く御國内通用相成候得共四民共に都て復
古之御政務公明正大之御儀と可奉仰候貨幣御變革吹替
被　仰出候においては國家の御大事に御座候間臣奉行
仕都て製造所吹立入費諸雜費相賄ひ取仕切成功相立申
度心得に御座候何卒御吹替掛御委任被成下置度左候得
ば臣家來之内貨幣古實秤量釣り合製作等相辨居候者御
座候間萬事取調爲取扱可申候且つ貨幣御改政に付
朝廷之御益產出可仕候乍去
朝廷に被爲置候ては御益御懸望不被爲遊候事は顯然之
御儀には御座候得共方今之時勢四民困難之折柄御撫育
不被爲遊候ては不被爲叶御儀に御座候得共御益も御收
納相成夫に御救助被遊候はゞ御至當之御儀と奉存候
既古書にも禹王水民之糧なく子を賣もの有王歴山の金
を以幣を鑄以贖之湯王旱民糧なく子を賣もの有幣を鑄
以贖之と御座候得ば往古聖賢の世といへども危急を救
候には貨幣を以專務と仕候事明白に御座候右對御時勢
肝要之事件乍恐
御英斷奉　仰候頓首々々謹言

右仰に隨ひ趣意書麁文奉入御覽候宜御取捨可被下候

以上

金銀新貨幣御改製之趣意建言ヶ條之内

朝廷御益之儀は窮民御撫育の儀を以相認め申上候所尙
貨幣御改政之段是迄通用新古共悉く御吹替に相成候に
は格外御損分相立候品も御座候間新貨之御德分を以平
均被爲遊候樣仕度就中鐵錢之義は割損て錆腐　敷其弊
難防依速に通用御停止被爲在度尤通用之價を以御買上
潰し相成候はゞ四民擧て　御仁德可奉仰は必然の義と
奉存候右事件に付ても莫大之金高御損分に可相成樣に
御座候得共新製貨相當の御潤益を以融通仕候得ば自然
御引替之算當相立可申儀に御座候左候得ば强て
朝廷御入庫の御益耳にあらず國家一般の御益にて乍恐
御尊號に關候儀には無御座是則御至當の御所置と奉存
候此段　御英斷を以追次御建言被爲在候樣仕度奉存候

一　鐵錢貨の儀は唐土歷史に梁武帝初て鐵錢鑄造之事相見候夫より宋朝に至る迄度々製造の事相見候得共歷代帝王の鑄所にあらず宋朝に至て帝王鑄所一二品有之候得共何れの時といへとも鐵錢下落に及び民之煩となる事歷史の內食貨志世家の條に詳也

皇朝においては和銅錢より始り十二品及元和寬永に至る迄數品鑄錢の例御座候得共鐵錢の義決して無御座然るに寶曆の頃常州において久々相紋の鐵寬永錢鑄立候より始り所々において數品製造通用相成居り候得共當今海外五大州の內に鐵錢通用の國決て無之獨於

皇國鐵錢貨行れ罷在候は實に　御國辱殘念至極の儀と奉存候依之急に御停止の御沙汰被　仰出候樣に御仕法被爲在度と奉存候　以上

辰正月

三浦乾也

○裏の裏（明治泉譜月旦）第二集

古老「何うです、明治泉譜一集には僞物が一つよりしきやないといふのは、大出來とも成効とも譽むべきでせう、惡口といふものは誰れにでも云へるものですよ、一つ位贋物のあるのも却つて御愛敬ですから、是は是れで善いとして置くさ

研究家「これは怪しからん、贋物のあるのも愛敬とは何んです、神聖なるべき錢書、初心者は教科書とも信賴する泉譜に、是は是でよいとして置くさとは何事です、好いとして置いたのは前世紀の事だ、君等は確かに一世紀、晩れて居るのだから、默つて居給へ

商人「夫りやナ、現今の方は研究擗だから、そんなに云けれど、研究ばかりして居たのでは御飯が喰へぬから、そこを何んとかできませんかナ

書生「喰ふと喰はぬの問題じやないよ、眞贋の話だよ

古老「何ンといふても一代の文豪たる柳北が卓識で（然れども猶陋習を一掃し去る能はざりしは吾人の毎に遺憾とする所なり今や文明の日に遭ひ百の學術皆一新の機會を見る好古の道亦何ぞ舊習を固守すべけん）やといふ意氣込みで著はしたのですからナ、今時の若い者の月旦は片腹痛い事ですよ

學生「柳北の卓見といふのハ何ンですか

愛泉家「夫も一集の例言に有りますよ（一、孔方圖鑑皇國の錢を以ら漢錢の末に置く陋見最甚し今首に之を改む）とナ

讀書家「そんな事が自慢になりますかい、夫は柳北の卓見でも何ンでもないです、倪摸の古今泉畧に清朝錢を卷首に擧げたのかヒントを得たのサ

物識り「明治泉譜の錢圖の採擇法を聞いてますが、第一に錢形の大樣なる事、第二に製作の端嚴なるものなる事、第三に文字の大なるもの、第四に面背に月星などの文樣なきものなる事等を標準としてあるのですから……

鑑識家「お默ンなさい其採擇方は孔方鑑もさうです、柳北は孔方鑑へ奇品圖錄と泉幣考遺を調合して符合泉志を加味しただけの調劑師所位です安南錢の方ハ塚本ドクトルの處方箋通りしたのですから藥局生にでも出來る錢譜といふものですゾ

研究家「大字だ無背文だと威張た口はきけないヨ、崇寧を大錢の書體と合はず爲に大字を捨て、淳熙は無背を捨て丶月星を取つてるじやないか

悪口家「さうだ〳〵龍鳳を大錢と合はす爲めに、なせ大字にしないのだ洪武ハ……

鑑賞家「モウい丶〳〵わかッた〳〵、錢譜の編纂方や錢圖の採擇論でなしに、茲でハ唯贋物探がし丈にして置てもらいたいよ

物知り「贋物といふ譯ぢやァないが一集の乾元大寶の元の字に鑄溜りのあるのを出したのハ亂暴だ、所謂者えの情實で取捨することは愼しむべき事だヨ

初心者「二集の折二の中にある淳熙の篆書の穿は、皆アンナ風になつて居るものですか

新進「泰和の折二の穴の格構から考へ付いて清朝錢の花穿といふのが出來たのでせうか

鑑定家「さうでハないのです、淳熙の穴は錢串の名殘を止めたので、泰和の穿ハ絹摺をイタヅラしたのです初心者君の御質問の出る樣な錢を原品に撰んだのハ全柳北の粗漏でモット完備した品を擧ぐべきです

研究家「斷柄の梨刀を出したのも不穩當でハないかと私ハ思ふのですが、差支ないものですか

悪口「夫も柳北の考へ違ひダンベイ

古老『二集となると蒐集に困難です、一年に一品も手に入らん事もあるし平に四五品手に入る事もありますが、私ですら四十年間も心掛けて居て、今だに五文程集らんでな

物知り「穴から聯想したが、交股直筆とは面白名ダ

鑑識家「其北魏の直筆五銖は、繪錢作者の手に成つた日本出來のものが原品に掲げられてあるのです

これは明治泉譜の品



これは正品永安手



そして次ぎに示した品が、北魏の正品で永安五銖の永安二字がないものです、それに今一つ北魏五銖には太和五銖の手と覺敷一種があるものです

研究家「北魏五銖此錢の背は乾道元寶の小錢によく似て居るね

譯知り「左樣さ、背もさうなら、銅色製作も其通りさ

一つ畑で出來たものは爭へないものさね



新進「乾道と隆興は折二ばかりと敎へられて居ますが

矢張り銅鑄の小平錢もあるのすが、鐵錢だと聞き

ましたがな

研究家「その通り〳〵小平錢には銅鑄はありません、

鐵錢には二三種あります

泉譜好「遼の天贊は背に月文があるものですつてね

鑑定家「左樣丁度此錢の薄ボンヤリして居る如に！

要するに本錢の完全のものが舶來しない限り安心

出來ないが、右第二圖の品は古火中錢ではあるが

正品と認むることが出來るやうです

原品



此れは正品と認め得る品



初心者「成る程ね、中々六ケ敷いものですなァ(未完)

○長府鑄錢之遺跡發掘記(上)

大阪　佐野英山

余古代の泉貨を硏究する事、爰に多年、其性癖として

唯に古錢其物を愛玩硏究するに止まらず、古今の史文

各種の遺跡遺物等、其總べての者に就て、飽迄之を攻究し盡さずんば、以て我意を安ずる能はざるなり、人或は恐と評し、或は癡と罵るあるも、余素より關せず焉

和同開珍の鑄跡に就て、往年中川近禮氏、周防鑄錢の遺跡を調査し、之れを東京古泉會報告に於て發表せられたるものを見るや、余竊かに以て斯道の快事となす余亦曩に、錢貨圖錄を著はすや、之れを採錄して以て江湖に頒てり

明治四十二三年の頃、長門國長府町覺苑寺住職進藤端堂氏、會々其地に於て、和同錢の鑄型を發見せらるゝや、先づ之れを余に報せらる、依て請ふて其幾分を讓り受け以て、研究上の資となし、後又之れを同好の士に頒てり、該地の和同錢鑄造地たることは、史既に之れを記すあり、又此等の遺物を見て、益々其事を確實に爲可し、而して其遺物たる必ずや此等既に發見の物數に止まらずして、猶幾多の埋藏せらるゝものある可きを察し、事宜に依りて、之れが發掘調査を遂げんと希願ひ、嘗て忘るゝ事能はざりし

大正十年七月の頃、大阪每日新聞社長本山彥一氏の臺灣に赴かるゝや、途に馬關に於て、横山健堂氏に邂合せらる、横山氏告ぐるに、長府に於て、和同錢鑄造の遺跡ある事を以てせらる、横山氏當時は毛利家の爲めに、史籍調査に從事せられつゝあるの士なり

本山氏は人も知る當世有數の好古家にして、斯道の調査研究に貢献せらるゝ所尠少ならず、故に一度此事を耳にせらるゝや、必ず是れが遺跡を發掘調査せん事に決意せられ、直ちに事の進行を、横山氏に委囑せられたり、今茲八月横山氏より準備成るの報あり、本山氏即ち余に命ずるに、代つて彼地に赴き、之れが發掘に從事せん事を以てせらる、余や年來、氏の恩顧を受る事頗る厚し、且つ事の最も自己の熱望せる所たり、即ち勇躍命を奉じて之れに赴く

抑も本邦和同錢の鑄造地として、世に知られたるは、

山城、近江、河內、播磨、周防、長門、太宰府及び武藏等あり、就中周防、長門は最も盛大に鑄造されたりと聞く、周防は往年中川氏の調査ありたるも、長門は未だ曾て先人之れを調査せしを聞かず、今幸に余自から此任を負ふて事に當る、又人生の快事たり、今之れが記を叙するに當り、少しく其史實を尋ぬるに、此地鑄錢の事、其初を審かにせずと雖も、聖武天皇の御宇天平二年三月丁酉周防國熊毛郡牛島西汀吉敷郡達理山より出るところの銅鑛を試みに冶錬を加ふに、用ゆるに堪ゆるにより同國をして採冶せしめ以て、長門の鑄錢の料に充てしむとあり(大日本貨幣史)之れ長門鑄錢の史に見ゆるの初めなり、故を以て吾人は將に此頃を以て其地鑄錢の開始ならんと信ずるなり

次に嵯峨天皇の御宇弘仁九年三月庚寅長門の國司を改めて鑄錢司と爲し、長官一員次官一員判官二員主典三員鑄錢師二員造錢型師一員史生五員を定む(類聚國史)次に同十四年七月辛未長門の國に於て、錢を鑄ることの勢は、他國に異なるを以て、當年の庸を免ず(日本逸史)即ち此頃迄は鑄造ありたるを認む可し、而して其癈止の時期を知る事能はざるも、清和天皇貞觀十一年二月二十日長門國の銅を採る使を遣ることを停め、國宰に付して採進せしむ(三代實錄)とあるを以て見れば、此頃既に此地鑄錢の事止みて唯採銅使のありし事を察すべきなり、又大日本地名辭書長門豊浦郡修禪寺(鑄錢司址)の頃に又周膳寺に作る、功山寺の北隣とす、今眞言宗にして普門院と云ひ、文保元年乘行上人草創、天正十七年毛利輝元再興とぞ、按ずるに北地に主船司とて、長門關の關船警固船を掌りし官に居りしにあらずや、筑前怡土郡に周船寺といふ村名あり、即ち太宰府の主船司遺跡とす、再考主船司にあらずして、鑄錢司か、長門周防に錢を鑄たることは、周防の鑄錢司地の條に載せ、長門より周防に移したる者とす、拾芥抄に弘仁九年三月改長門國爲鑄錢司(國の字の下、司字脫せるなるべし)とあるは、國司兼帶の事を云へるにて之ん

より先き、天平二年長門鋳錢の事、聖武紀に見ゆ弘仁のころ迄此地に鋳錢を爲さしめられしなり、撥雲餘興に、長府の某宅地中より和同開珍の錢笵を發見すといふ、元就記云永祿五年毛利元就いつもの評議衆を召寄せ仰せられけるは、備中は切敷、備前美作は靡き候上方は先大形に候豊前筑前兩國へ矢入すべき事如何とありて打立給ふ、元就本陣長門の國赤間の關の北方周膳寺に陣て居給ふ、一門其他諸大名各船手を以て押渡り豊前國門司の要害を乘取る云々とあり　（未完）

◎質疑應答

下記の名稱並に熟語を平易に解釋して下さいませんか私同様わからぬ人の爲に　　一地方會員

(一)古圜法　(二)渾重　(三)仿鑄錢

(四)鑄線の陰起　(五)中正手又は何々手といふ手の意味

承知致しました左にお答いたします　　理事

(一)古圜法　「コ、エン、ポオ」と讀みます圜も圓も同じ圜法とは、古泉滙に九府圜法から思ひ付いた語で、錢を布、刀、圜法の三形に區別して元、亨、利、貞の四集に掲げた（布、刀、圜法の三つに據らない變形のものを異泉雜品として貞集に入れて）則ち錢圜函方の意です、故に上は圓穿廻讀の類より下は明末の諸錢まで圜法正品中に收錄してあります、是を時代から云ふたなら秦の半兩以前のものは全古圜法品といふてよい譯です、ソコデ我々は圓穿廻讀のものは其中でも最古いものと思ひますから、從來から古圜法品と呼びつゝ居ります、但し其内の第一重四兩だの、第一、第十九だの、權錢類や、兩畜などの類は半兩よりズッと時代も降つて、恐らく漢初のものでせう、何かの機會に此説を發表しませう

(二)渾重　「コン、チヨオ」と讀みます、手厚に丈夫に出來て居るとの意、美制が「ハイカラ」なら、渾重たの、淳朴は蠻カラの意です

(三)仿鑄錢　「ポオ、チユウ、セン」と讀みます、政府本

爐の錢でよく、地方の私爐で眞似て鑄た錢といふ義です、潜鑄は隱し吹きの意、仿鑄は大びらの義に用ゐます

(四)鑄緣の陰起　是は書き方が下手でしたから變な熟語が出來たのでした、永利手に限ッてある事で、郭の隅から外輪へ接觸した升かけ筋が陰然見えるのを云ふたのです、御面倒をかけて申し譯がありません

(五)手といふ意味　手とは種類といふ事です、漢文では「樣」といふ字を當てます、重和手の政和を、重和樣といふ風に、別に「手類」といふ成語があります、安南錢に限ッて申します、叛徒の多い國ゆゑ、夫等の鑄た鑄造地年月不明のものを一括して申します

○韻泉君に御答へ

呆仙

余は諸君の如く古籍を涉獵して薀蓄の史的考證を舉げ以て論述するの利器を有せざるを、自から悲しむものである、從つて時には、空中樓閣説又は軌道外れ等の御叱りを往々受ける事があるが、それも何書に如此例があるとか、掟が何時何處で出て居るとかいふ古典の急所を頭に入れて無い爲めで是非もない事である、されば稀に論述する記事にも、確たる書籍の引證が明かでないから、採るに足らんといはるれば、それ迄のことであるが、眞贋の區別だけを明かにしたいと考慮しつゝあるだけを諒として置いて頂き度い

却説前號に韻泉君から、事の序に問ひ申さんと、淺草座の寛永に質して一本槍が出ましたから、前述の範圍内で御答へを致します

淺草座の寛永錢、これには其節も論じ置きたる如く、十三年を境として、以前の錢も、以後のそれとがあるのは、今更いふ迄もない事で、他の方の所見は知らず余等の鑑てある區別の要點としては

(一)十三年以前のものは　錢形稍や小にして肉厚く、錢文の字畫に太き所細き所等ありて整頓を缺き、平地

は面に於て殊に深く鑄浚はれ、背も亦比較的淺からず、而して錢質は黃味を含みて灰白なるもの

(二)十三年以後のものは　錢形(一)より少しく伸びて、肉稍や薄く、錢文は平らなれど概して太く鮮明ならず、平地は背比例して別段に深からず、自から鑄浚ひの痕跡も存せずして背は前者より淺きに扁ず錢質は常に赭紅を帶びて(一)の如く白味を有せず

右が其相違點かと考へて居る

而して是等の鑄錢場所は、矢張り錢錄等に掲げられた如く、淺草本橋場村又は其附近に於て行はれたものと思ふ、然かれども鑄造場所の確定こそは、史籍考證家の引證宜しきを得て決すべきものであらう

○柳井津の無文錢といふ發掘品

門外生

前號卷末に記載された、山口縣柳井津附近發掘錢といへるものに就て、協會に於ては幹部の方が、彼地に出張された節に、現品鑑定の上、批評と共に後藤氏よりの寄書を掲ぐと云ふて居らるゝが、自分は大阪の古錢雜誌上に發表された、其報告並びに寫眞とを一見して直ちに、あれは後藤氏の御考へ違ひ、寧ろ御早計であつて、必らず無文錢は、和同時代の私鑄錢でない事と思ふ

あの寫眞に顯はされた、種々の形狀をした小さな銅片の屑や、土錢といはるゝ穿の丸いもの等を見ては、何う善意に窺つても、到底古代の無文錢と考へる事が出來る譯のものではない

和同錢が五六個混入して居からとて、必らずしも、其頃の通貨であつたといふ證固にはならない

それは後ちの時代に於ても、和同錢の保存せられたるものが、何等かの都合で、他の中へ混入して埋められたとも限らぬからで

要するに、あの品は、決して和同錢行用時代の無文錢でない事と信じて疑はない、恐らく諸君の御意見も、自分の思ふ處と御同感であらう！

本誌定價及廣告料

一冊 定價 金五拾錢 送費金貳錢

郵券代用一割增

廣告料
- 一頁 金五圓
- 半頁 金三圓
- 四分之一頁 金一圓七拾五錢

大正十年九月廿八日印刷

大正十年十月一日發行

編輯兼發行者 東京市神田區五軒町一番地 鷲田信一

印刷者 東京市神田區紺屋町三十番地 高橋與四郎

印刷所 東京市神田區北乘物町三番地 万文堂

發行所 東京市深川區靈岸町百六十六番地 東洋貨幣協會 電話本所二三五三番 振替東京五八二二〇番

發賣所 東京市神田區五軒町一番地 鷲田寶泉舍 電話下谷七五九九番

取次所 大阪市南區問屋町 下間寅之助

東京市下谷區竹町十三番地 帝國スタンプ研究所

改正

圖入目錄

印刷終了豫定
大正十年十月中旬

第十七號改正新大目錄は非常の好況を以て研究家諸兄姉の前に多數發送し得られ第十八號、第十九號歐文目錄又全部發送濟となり茲に新着品多數を加へ記事をも擴張して多數の寫眞挿入及び新式の組方によりて活版所に印刷を依賴しあれば中旬頃印刷終了すべし。頁數は菊判七十頁以上百頁以下の美本。

特に印刷實費金壹圓御送附の御方へ外國貨幣、メダル、外國切手及び世界戰爭紀念として戰時中に獨逸、墺太利軍にて發行使用せられたる軍用紙幣等を見本品として添附直送す。

尙當目錄御一讀あれば外國切手、外國貨幣等を無代にて誰方でも入手し得らるゝ規定詳記あり。且つ大正十一年より發行の月刊外國貨幣圖錄の内容等明記しあり。外國貨幣蒐集研究家に對する東洋唯一の羅針盤たり。

貨幣第參拾壹號附錄

東洋貨幣協會發行

○東洋貨幣協會第貳拾回例會

大正十年九月四日定刻より、編輯所階上に於て開會せり、當日出席の會員は

勝山岳陽	三上香哉	鈴木中二	林静男
淺田瀧橋	岡田彌太郎	熊澤直七	阿部仙吉
新井源三郎	山本右衛門	赤地善八	森川顯一
加賀千代太郎	丸山源次郎	梶野卯七	安田多三郎
大竹寅吉	小川浩	田中啓文	鷲田信一

等の諸君で、可也緊張した泉談に時を移し、午後六時散會せり、會後夜に入りて盛岡の水原煙草坊君は、東宮御歸朝奉迎の爲め青年團の代表として上京せる由にて來訪せられたり

○次回は來る十一月六日午後一時より開會す

◎出品短評

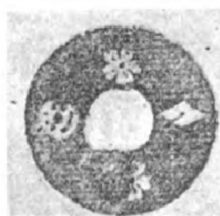
乾元大寶 村上天皇天德年間　　出品者 永泉堂　赤地　善八





錢質鉛を主として鑄造せられた、同期の末流錢に屬し文字稍鮮明なり、此錢は先年、淀川の牧方附近に於て水中より發掘された類品數十中の一員である

無文極印 豊太閤時代使用切手と云　　直方堂　梶野　卯七





黒褐の銅鑄品で、俗に云ひ傳ふる處によると、豊太閤時代に使用された、歡樂の時の切手であると、即ち當今の入場劵代用に比すべき類ならん、されど正しき證文なきを恨む

寛永通寶 寛永十三年以前？　大阪　秋月堂　安田多三郎



名稱を肥永小字といひ、古寛永中の一つである、原肉て面の平地深かく、普通の肥永と名けられた品とは、其畑を別にして、猶一歩先驅たる錢系に屬すべし

元豊通寶 萬治二年以後　姫跡　尙古齋　井上又次



素銅彫母の大形錢である、長崎所鑄の貿易錢にして、萬治二年七月より、許可され其最終は貞享二年迄とされて居るから、其期間のものであるが、此元豊類の方か、一種芝錢風に以て居る種類のものより、年代も後ちである、細別を短点通（通字の辶の点が一つよりないものを指す、二つあるものを重点通といふ）の濶縁と稱す、然かれども本品より出たる子錢に相當したものを見受けられないのは、彫母錢どしての目的を勤めなかつたのかと考へられる

寛永御用錢 元文年代 不舊手　瀬戸田　玉泉堂　二宮靜一郎



灰白色の大形な錢で、俗に御用錢といふ、享保の後を享けた伏見地方の鑄にかゝる錢なるべく、不舊手といふのは、寛永通寶の筆者長崎屋不舊の筆に摸した書風なるを以て、かく名つけられて居る

北畿釿　列國 晋地

高知　郷本楠芳



老青の古銹を被りたる尖足布の一つで、從來は玆金化と讀まれて居たのを、頃日北畿釿と訂正された、北方畿氏の釿といふ譯である、而して換當價格は、他の小布等と同じく半釿であらねばならぬ

大泉當千　呉孫權 赤烏元年

須磨　虎泉庵　佐々木美山



傳世の手磨れ美しき大字、細緣の優品である、大泉五百と共に、三國時代の財政を語るに足るべき、大價格の大錢である

五銖 六朝代 私鑄？

蝶外 熊澤 直七





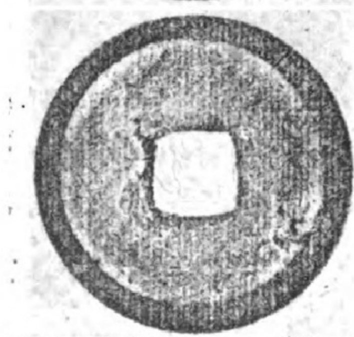
質白銅にして、製作稍厚けれども、面背の輪郭及び錢文の隆起平らかならずして低く、漢代の同文錢とは比較大ひに劣る、從つて雅味淺からぬを是とす、面文は後漢五銖類の書風を摸して、別に一種の觀あり

永通泉貨 南唐元宗使大年間

朝鮮 源泉堂 鈴木 源一

南唐特獨の銅質にして灰褐色を呈し、大樣の割合に肉薄く、背は常に內郭の存立を失す、李璟保大年中の當百錢なれど、其鑄造は僅少なりしが如し





阜昌元寶篆書錢 齊 劉豫 阜昌元年

錦州 幻夢軒 王 璞 全





金國の支配により、西夏の錢法を享けて造られたる、

至精の錢なり、昨今其眞書錢よりは舶來少なく、現存する厂物頗る多し、阜昌元年は南宋の建炎四年に當る

阜昌重寶眞書錢 同上同上 大連 古影堂 速水 高虎



同期の當三眞書錢にして、其篆書錢よりは稍や存在數多きに居る、因に阜昌錢の小平は元寶、折二に通寶、當三は重寶にして、何れも眞篆の二種つゝを有す

感物元寶 安南陳氏以後安法手 寶水軒 新井源三郎



安法手の別種に屬し、背に内郭も輪もあり、或ひは種錢ならんかといふ、錢文を感物元寶と稱し來れども、如何なるものにや、摸寫の變体より來りたる、書き誤りの結果なるべきか

祥符元寶 同上同上 盛岡 不知海庵 吉田顯次郎





安法手の本流に出でたる品なれど、祥元寶の三字に於て、種々の刀痕による變態を示す、奇なるものなり

永利通寶 年代前號参照　盛岡 葉古庵 土井 福治



前號小解欄に掲げたる、永利手の代表錢である

元隆手異書錢 阮氏明命年代　今治 仙泉堂 田頭 寅一

明命十二年頃の亂臣農文雲の鑄造した、元隆通寶錢に類屬する元隆手の異書錢で、未讀の錢文を假りに、劉



印平寶かといふ、對讀に見たのは元隆手に倣ふて也

當百銅貨 清光緒代奉天省試鑄　奉天 草樂莊 古谷 若松



即ち一錢銅貨の試錢である、飛ひ離れて奇拔な形式を頗る妙とする、背は銀貨の樣式と略ば同じである

半圓銀貨 四川省鑄造

神戸 有無樓 大石三千穂



光緒の半圓銀貨にして、洋式による下拙の品なり

印度銀貨

銅片審 阿部仙吉




印度マイソールの貨幣なれど年代は不明である　以上

○横山健堂氏の肝入にて、本山彦一君の補助により、佐野英山氏先月下旬、山口縣長府に出張、古代鑄錢座の遺跡たる覺苑寺附近を發掘、和同錢范其他を發見せりと報あり、何れ明細の通知を待ちて登載すべし

○下間虎僊樓君目下「古札銘鑑」と題する袖珍小冊子を編輯印刷中なり、近く發賣せらるべし

○入會

東京　淺田澱橋

廣東　森本實樹

○會費滿了の通知を受けられたる諸君は早速御拂込相成度候

○倦怠勝ちなる大暑氣も過ぎました、諸君それ〳〵の御感想もありませう、御卓説と共に御通知を願升

○高松の岡侃君九月下旬上京せらる

（大正一〇、一〇、一日發行）

◎本會事務所は今回振替口座へ加入致しましたから會告致します（東京五八二二〇番）

No. 32

認可
發行 大正十年十一月一日

貨幣

（第參拾貳號）

東洋貨幣協會

○貨幣（第參拾貳號）目次

◎論説

○日本最古の貨幣を論じ和同開珍錢の新古に及ぶ……深藪庵……一頁
○寛永年間に淺草座の存せしや否やに就て……花林堵……一一頁
○寛永十三年に就て……濱村半文生……一四頁
○贋物論……(二)承前……韻泉……一六頁
○鳴海平藏の書上の研究……(一)……花林堵……一九頁

◎小解

○祥符元寶……松本敬古堂藏……二二頁
○昭統通寶第二期錢……尾崎樹香庵藏……二三頁
○民國通寶……淺田永雲莊藏……二三頁
○一化の背吉字錢……藤井深藪庵藏……二四頁

◎顧選函

○裏の裏……(承前)……二六頁
○長府鑄錢之遺跡發掘記……(十)……佐野英山……二九頁

◎質疑應答

○貨幣第二十六號韻泉氏の和同開珍に就て……熊澤蝶外……三二頁
○質疑……新米生……三三頁
○會告……三五頁
○廣告其他……三五頁

（全項禁轉載）



天津造幣總廠
試鑄銀貨
（其三）

『論説』

○日本最古の貨幣を論じ和同開珍錢の新古に及ぶ

深藪庵

第五章　元明天皇和銅三年より天平二年に至る事情

和銅三年正月に左の二記事あり

丙寅大宰府献銅錢　續日本紀

戊寅播摩國献銅錢　同

この二項は兩國共前後に鑄錢所ありし歴史なく、又產銅錫地にも非ざれば、從來貯藏しありたる原料を、長門或は近江の鑄錢司に依賴鑄造の上、献上せしものならん、次に同年

九月乙丑禁天下銀錢

右の如き法令は、徳川政府時代に、金銀改鑄の際、再三再四命令して容易に行はれざりし法令にして、徳川政府の如く交換、或は買上もなさずして、只單に禁じては人民は其所置に窮し、只富者の庫中に廉價に納まり、經濟界を攪亂する姑息なる惡令に過ぎざるなり、昨和銅二年八月銀錢廢止の法令を發し、又玆に絶對禁止の令を出すに拘はらず、後年元正天皇養老五年には、銀錢一を以て銅錢二十五に當つべしとの法令を發行し居れり、故に此法令も行はれざりしは明かなり、而して其間は如何なる狀態にありしや不明なれども、徳川政府當時の事情を鑑れば、官邊に對しては不通用なれども、民間にては流通したりしは瞭然なり

翌和銅四年五月

已未以穀六升當錢一文、令百姓交關各得其利、　續日本紀

この一文は勿論銅錢の事にして、銅錢一文にて穀六升を買ふべく、即ち穀壹石は十六文六分に當り、今日の玄米壹石三十二三圓に比較すれば、銅錢一文と金貨五圓餘と同價値にて、五圓金貨一個の量目は一匁一分一

厘なれば金と銅と同價値と思はざるべからず、當時の錢即ち和同開珍の貴きこと、今日吾人の想像以外なり、故に此論文を讀まるゝ諸君は其事を腦裡に据置き然して總てを判斷せられたし

次に同年左の令を發したり

冬十月甲子　勅依品位始定祿法、職事二品二位各絁三十疋、絲一百絢、錢二千文、王三位絁二十疋錢一千文、臣三位絁十疋錢一千文、王四位絁六疋錢三百文、五位絁四疋錢二百文、六位七位各絁二疋錢四十文、八位初位絁一疋錢二十文、番上大舍人帶劍舍人、兵衛、史生、省掌、召使、門部、物部、主師等並絲二絢、錢十文、女准此、又詔曰夫錢之爲用所以通財貨易有無也、當今百姓尚迷習俗未解其理、僅雖賣買、猶無蓄錢者、隨其多少節級授位、其從六位以下蓄錢有一十貫以上者進位一階敘、二十貫以上進二階敘、初位以下每有五貫進一敘、大初位上、若初位進、入從八位下以一十貫爲入限、其五位以上、及正六位、有十貫以上者、臨時聽　勅、或借他錢而欺爲官者、其錢沒官、身徒一年、與者同罪、夫申蓄錢狀者、今年十二月　內錄狀幷錢申送訖太政官議奏令出蓄錢、勅有進位階、家存蓄錢之心、人成逐繦之趣、恐望利百姓、或多盜鑄、於律私鑄猶輕罪法故權立重刑、禁斷未然凡私鑄錢者斬從者沒官、家口皆流五保知而不告者與同罪不知情者減五等罪之、其錢雖用悔過自首減罪一等、或未用自首免罪、雖容隱人知之不告者與同罪、或告者同前首法、（續日本紀）

即ち王屬及官吏の年俸は絹、絲及錢を以て支給し其差を定め又人民に錢の便利なるものなるを說き蓄錢を勸め其手本として官吏の蓄錢者を賞し從て私鑄錢者を嚴罰したり、政府の通貨普及の事に腐心する思ふべし如斯法令發布せられたる爲め富者にして蓄錢者現れ翌

十一月甲戌蓄錢人等始敘位焉（續日本紀）

の記事を見又官吏の蓄錢者も現れ同月

辛卯從六位下菅生朝臣大麻呂、正七位　高橋朝臣男

足並授從五位下（續日本紀）

即ち菅生大麻呂は十貫（五萬圓）、高橋男足は二十貫（十萬圓）以上の錢を貯蓄したるものなり

十二月には蓄錢敍位令の追加をなせり

庚申又制蓄錢敍位之法無位七貫、白丁十貫並爲入限、以外如前

白丁の五万圓は少し高過ぎると余は考へる或は出來ない相談か、併し斯の如くして錢の効力を無智の人民に知らしめたるなり、明治二十年頃國防費献金者に位記を賜ひしことあり、これは金を献上して位記を買ひたるなれども、當時の令は錢は其儘自身所持し別に位記を貰ふなれば所謂牡丹餅にて頰を打れたる同様、甚だ割のよき法令なり、併し私鑄錢者は笠臺の飛ぶは甚だ恐るべきことなり

翌和銅五年冬十月

乙丑詔曰諸國役夫及運脚者、還鄕日粮食乏少、無由得達宜割郡稻別貯便地隨役夫到任令交易、又行旅人必齎錢爲資因息重擔之勞亦知用錢之便（續日本紀）

右の令は錢の價値を發揮せしむべき善令にして又旅行者に容易に遠方と交通する便を與へられたるものなり、往昔は旅行者は幾日分の粮食及布等を携帶せざるべからざるに、錢の十文も携帶すれば幾十百里の道を旅行し得べく、こゝに始て錢なるものゝ便利の顯はるゝ所なり

閏十二月辛丑（中略）又諸國所送調庸等物、以錢換、宜以錢五文准布一常（續日本紀）

即ち諸國より中央政府へ納入する租稅は錢にて宜し、重量なる穀布を運搬する必要なしと云ふ布令なれば益錢なるものゝ効力を認め得べき前令の追加と見るを得べし

翌和銅六年

三月壬午　詔曰任郡司少領以上者、性識淸廉雖堪時務而蓄錢乏少、不滿六貫、自今以後不得遷任又　詔曰諸國之地、江山遐阻、負擔之輩、久苦行役、具備

貧粮闕納貢之恒數、減損重負恐殣路之不少、宜各持一嚢錢作當爐給永省勞費往還得便、宜國郡司等募豪富家置米路側、任其賣買、一年之內、賣米一百斛以上者以名奏聞、又賣買田以錢爲價、若以他物爲價田並其物共爲役官或有糺告者則給告人、賣及買人並科違勅罪郡司不加檢校、違十事以上即解其任、九事以下量降考第、國司者式部監察計違附考、或雖非用錢而情願通商者聽之 續日本紀

右の法令も前令と同じく錢の普及を圖り其價値を發揮せしむる策にして、錢の價値を知らざる無智の人民に急激に其利用法を敎ふるには幾分强制的なれども斯の如くなさゞれば行れざるべし、今日より見れば甚だ奇異の感あれども當時政府の苦心察すべし

翌和銅七年六月

癸未大赦天下 中略 常赦所不免者咸赦除之、其私鑄錢、及竊盜並不在赦限、但鑄盜之徒合死坐、降罪一等云々 續日本紀

此詔は錢の普及と共に私鑄錢者の絕へざると共に其鑄錢して利益あるを証するものなり、又當時は銀錢の通用を禁じあれば銅錢の事なり、余は前章に於て銅錢の盜鑄は和同一二年の頃にあらず後年の事ならんと云しも當和銅七年頃には銅錢の私鑄も有利となりしを証せり、且つ其原料たる銅錫も何れよりか入手するを得たるを證せり而して、余は多分支那より入手したるものと考ふ

同年

九月甲辰制、自今以後不得擇錢、若有實知官錢輙嫌擇者、勅使杖一百、其濫錢者主客相對破之即送市司

唐式なる從來所謂新和同錢なるものは、今日吾人にても其中に盜鑄錢ありとは鑑定に苦しむ況や當時の人民は當時の文明に不相應なる端麗なる錢に若し盜鑄錢なりとしても（有れば支那輸入ならん）分別せらるべきものにあらず、故に錢を擇ふ、即ち好き嫌ひして嫌はるゝものは、當時河內に於て銀錢鑄造の序に臨時鑄造

したる彼の變的なる從來古和同と稱せし一種の中（第三圖）の錢ならざるべからず、故に當和銅七年には善惡二樣の錢ありしは明かなり、而して又主客相對して破毀し市役所に送るべき濫錢なるものは如何なるものなるや、勿論私鑄錢にして第三圖以外のこれに類似したる從來所謂古和同錢の一種ならざるべからず、今日現存する古和同錢と稱するものゝ中には天平以後甚だしきは萬年神功の兩錢發行後に鑄造せられたる新々和同錢と命名すべきものあれども是等は次章に於て田中黨田等の鑑定家に意見を聞きたる上論ずべし、併しながら當時無文錢等は決してなかりしなり、如何となれば當時の人民は中世以後の如く雜種の錢を見たることなく和同開珍錢の外は開通元寶錢を見たることあるのみにして、それ以外は錢なるものを知らざる人民にしてこの人民に無文錢如きものを與へたりとて受取るべき理由もなく、又鑄造すれば直ちに分明すべく、分明すれば直ちに斬罪に處せられ生命を失ふべし、如何に當時未開の人民にても然る人民はあらざるべし、鑄造したりとすれば第三圖に似たる有文の錢ならざるべからず、而して河内錢後鑄錢及私鑄の和同錢は漸次帝都附近を追拂はれ當時の未開地へ僅かに餘命を保ちしは今日是等の錢の發掘せらるゝは北は丹波南は濃尾西は備前等にして且つ衆團して發掘せられたるもの少なきにて知るべし、茲に至て余は和銅元年に河内に鑄錢司を置き銀銅錢を鑄たるは、濫錢を出し人民を殺し且つ歷史家古錢家を迷したる當時政府の失策なるを思ふものなり

靈龜元年春正月

癸巳詔曰今年元旦、皇太子始拜朝、瑞雲顯見、宜大赦天下但犯八虐、私鑄錢、盜人常赦所不原者、並不在赦限云々

右の如く私鑄錢者は最惡人として大赦に際し赦免せられず、尙ほ此後元正聖武の二朝のみにても左に示す如く都合十四回の大赦に際し皆右の詔語と殆んと同樣私

鑄錢者の目あるは、私鑄錢者の絶へざるを知るべし

元正天皇　靈龜元年九月　養老四年八月
　　　　　養老六年八月
聖武天皇　天平四年七月　天平四年十一月
同　七年五月　同　九年五月
同　九年七月　同　十年正月
同　十二年六月　同　十七年四月
同　十八年三月　同　十九年正月
同　十九年十二月　（以後略す）

靈龜元年六月

丁卯諸國人二十戸、移附京職由殖貨也（續日本紀）

其錢の流布に勉めたるを知るべし

元正天皇靈龜二年正月

丙午　勅太宰府百姓家有藏白鑞先加禁斷、然不遵奉隱藏賣買、是以鑄錢惡黨多肆奸詐連及之徒陷罪不少、宜嚴加禁制無更使然、若有白鑞搜求納於官司（續日本紀）

右の勅令は鑄錢に關し各種の證據を提供したる重要なる記事なり、この詔語を語を變へて言へば、先に禁じたるに拘らず、太宰府の民家に白鑞を藏するものありて、私鑄錢者に原料として賣渡せり、故に私鑄錢者の絶へざる所以なり、以後は嚴重に取締りて彼等に白鑞を藏せしめず、且つ所藏品は搜し出し官に納めしめよ、となる、然らば太宰府の市民中若干年前より白鑞を密賣し、或時一度以上禁止せられたるに拘らず尙ほ密賣を繼續したるものなり、而して彼等は其白鑞なるものを何れより求めたるや、若し日本產の者なれば其鑛山を取締れば足り、太宰府の土地より產出せしか殊更容易に取締り得べく、然るに取締り惡く此令の出でたる後も尙私鑄錢者絶へざるを見れば、前章に論じたる如く當太宰府は當時日本唯一の外國貿易港にして支那朝鮮の商人多數居住し、今日の横濱神戸の如き狀況と考へざるべからず、尙當時支那人は日本より大國且文明にして、一度は朝鮮に於て日本軍を打破したる經歷もあり、日本は支那より小兒扱ひ屬國扱ひにせられ居りし

時代なれば今日の英米人以上に威張り居りしは明瞭なり、而して其白鑞なるものは支那より輸入したるものならずんば非ず、政府も又彼等支那商の供給を受けて鑄錢したるものなるは想像に餘りあり故に輸入禁止を斷行する勇氣もなく、又人民に賣渡すべからずとて支那人に對する禁令も發し得ざりしなり、只日本人に賣買を禁じたる迄なり、今日支那に於ける阿片と同樣にして餘り効なかりしなり

當時日本に於て白鑞の產出なく、少量の產出ありとしても政府鑄錢に要する量の產出なきか又は高價にして支那產に對抗する能はずこれを支那の供給に仰ぎ且つ鑄錢原料の一なる銅は當時主として中國附近より產出し居りたるを見れば當時鑄錢に最も便利なる地は長門の長府附近ならざるべからず、殊に銅の一部も外國に仰ぎし形迹あれば、日本最古の鑄錢地は長府として間違なかるべし

或は太宰府は鑄錢原料の供給地にして加之大宰府より銅錢獻上の明文もあれば、太宰府に鑄錢司ありしに非ずやと云ふものあらんも、余は斷じて然らずと答へん、太宰府に鑄錢司を置くなれば、日本人の手にて鑄造するよりは、文明にして且權力ある支那人に委任したる方經濟上得策なり、一層支那にて鑄造し日本に輸入したる方私鑄錢者も起らで更に一層の得策なり併し外人雜居の太宰府に於て鑄錢せんか白鑞と同樣更に一層取締の附かざることゝなり、立派なる支那人製の私鑄錢は續々鑄造或は輸入せらるべし、終には鑄錢司の製品ば從物となるやも計り難しされば第一、國の威嚴を損し、第二政府の利益を減し、第三取締不可能となるべし、殷鑑遠からず明治二十四年朝鮮政府は五錢白銅錢を日本人大三輪等に受負はしめ造幣局にて原型を製造するや他の外國地方に私鑄者出現し續々朝鮮に密輸入し、朝鮮政府は勿論日本政府にても迷惑したるは耳新しきことなり

故に今日にても造幣局其他兵器等の工場は必ず交易港

に置かず幾分距りたる不便の地に置けり、殊に兵器に於て然るは人の知るところなり、長門鑄錢司は神戸に於ける大阪にて、外國原料使用鑄錢には當時最適當の地なるは余も殆んど感服する所なり

而して抑も白鑞なるものは如何なるものなりや文武の朝に伊豫伊勢より白鑞を献すの明文ありて、伊豫の白鑞なるものは所謂伊豫白目（アンチモニー）に非ずやの説もあれどアンチモニーは鑄錢原料には不適なるものなり、鑄錢原料とし必要なるものは錫にして、錫は丹波國より錫を献すの明文ありて、此所に白鑞と書く必要なき筈なり、鑄銅法より考へれば此白鑞は錫或は錫鉛の合金所謂白目の事ならんと考へらる、余は當時の白鑞なる語は錫鉛アンチモニー亞鉛等柔軟にして弱火に溶融すべき白色の金屬の總稱ならんと考ふ

降て元正天皇養老五年三月

丙子令天下百姓以銀錢一當銅錢二十五、以銀一兩當一百錢行用之續日本紀

和銅三年九月再度の銀錢禁止より十二年にしてこの令あり、何時解禁したりとなく弛緩し玆に銅銀の價格を定めたるものなり、去る和銅四年の穀六升に付銅錢一文の相場なりせは銀錢一文今日の金百貳拾五圓の價せし計算なり

翌養老六年二月

戊戌　詔曰市頭交易元來定價、比日以後多不如法因玆本源欲斷則有廢業之家、末流無禁則有奸非之侶、更量用錢之便宜欲得百姓之潤利、其用二百錢、當一兩銀、仍買物貴賤價錢多少隨時平章永爲恒式、如有違者、職事官主典已上除却當年考勞、自餘不論蔭贖決杖六十云々續日本紀

右令に依れば銀錢の價は又倍加し、銀錢一文は二百五十圓の價となりしなり、而して令を用ひざれば罰せらるべし、十三年前に銀錢を藏せし富豪の利益思ふべし

同年

九月庚寅令伊賀伊勢尾張近江越前丹波播磨紀伊等國

始輪錢調 續日本紀

去る和銅五年十二月に命令せし換錢調の法は玆に實現せられたるなり其間十年は錢の不足の爲め錢にて納入不可能なりしか將又他に理由ありしか不明なれども、當時錢の普及したる範圍の狹少なる察するに餘りあるべし、當時の帝都奈良を中心としてこの諸國を除けば、大和山城河內和泉攝津の畿內五箇國のみより、奈良朝以前日本文明の範圍知るべし、故に錢貨に拘らず今日日本の形勢を以て當時を律するときは大なる誤謬を來すべし、又當時の歷史を談するものは心ずべきことなり

降而聖武天皇天平元年三月

庚午諸國兵衛資物令當郡見在郡司節級輸之仍附貢調使送所司、其輸以上絁一疋充銀二兩、以上絲小二斤庸綿小八斤庸布四段米一石並充銀一兩、即依當土所出准銀二十兩 續日本紀

右の令にて略ば物價の標準を知るを得たり、即ち銀一兩は銀錢四文、銀錢一文は銅錢五十文の割なり

同年

五月甲午　天皇御松林苑宴王臣五位已上賜祿有差、亦奉騎人等不問位品給錢一千文

この記事中騎に奉せし人とは今日の供奉せし人と云ふ意味に非ずやと思ふ、若し然とせば和銅四年頃の官吏の年俸に比し非常に高金に當れり、即ち當時三位の人の年俸の五分一に當れり、こは和銅四年より二十年間引続鑄錢し居るべければ流通せる銅錢の量も嵩み價格若干下落したるものなるべし

天平二年三月

丁酉周防國能野郡牛嶋西汀、吉敷郡達理山所出銅試加冶練並堪爲用、便令當國採冶以充長門鑄錢 續日本紀

能野郡牛嶋は今の熊毛郡に屬し、山陽道柳井津の西南に當り、當時上の關のありし附近にて、周圍二里二十二町の細長き一小嶋にして、上の關を通過の船は必ず其附近を通行せざる可からざる位置に在り而して長門

鑄錢司迄は西へ海路二十五里許なり

吉敷郡達理山は山陽道臺道驛より小郡驛に至る中間、鑄錢司村の附近の山ならんも、今其地名なく其近傍に桐畠なる地名あり、明治二十九年二月發行の東京古泉會報告に、達理山は達理山にして桐畠の附近にあらずやと云ひ居れり、余も或は然らんと考ふ、而して其附近長門鑄錢司迄は西へ海路十五里許なり

而して此記事によれば周防國は長門鑄錢司の下吹所即ち製銅の分工場となりしなり、後年此鑄錢司村は鑄錢本工場となりし形迹あれどもそは後にて說明すべし、長門鑄錢司なるものは此時始めて史に顯れたるものなれども、其文意によれば此時始めて起りしものにあらず、當時既にありしば明瞭なり、然らば何時頃起りしものなるや、前章より論ぜし如く、前後の事情を綜合し考ふれば文武天皇三年に起りし日本最古の鑄錢所ならずんば非ず、而して當時錢の流通せし地方は主として畿內にして周防國より東方に當れり、然るに錬銅を其方面に送らで反對の方面なる長門鑄錢所に送り鑄錢の上更に東方へ送るべきに考へても長門鑄錢所は如何に重要なる鑄錢所なりしを察すべし、余は當時鑄錢所は全國に二ヶ所ありて畿內附近以東に產出する銅は近江國膳所の鑄錢所にて所理し、中國四國九州附近に產出せし銅は長門長府にて所理したるものにして、外國より輸入したる銅錫は兩方に適宜分配したるものと考ふ

事の序に一言すべきは、所謂御國自慢なりこれ美事にして何れの國にもあることにして決して咎むべきことに非ず或る意味に於て寧ろ奬勵すべきことなり、然れどもある塲合には害をなすこともあり、即ち事實を隱蔽することとなり、古來歷史家古錢家は日本に初めて鑄造したる和同開珎と云へば其原料乃至技術までも無理に純日本產となし、和同と和銅を混同し從て其初鑄年代を操下げ、多量に採掘せられし形跡もなき武藏國秩父產の銅を鑄錢の原料とせしと云ひ、日本に殆んと產出

なき錫迄も內地にて產出せし如く思はせ、終には和同錢の新舊にまで顚倒しすべく餘儀なくせしめたり、而して當時日本に於ての錫の產出は絕無にあらざるは歷史に明文もあり又今日にても產出あれば非認はせざれども、明治四十一年の全日本の錫產額は四萬二千八百八十五斤にして內三萬三千六百九十斤は薩摩谷山の產なり、而して翌四十二年の錫の外國輸入は百四十七萬斤（器械其他武力等に附屬して輸入せしは別なり）にして日本にて錫の需要の百分の九十七迄は外國品にして內地品は僅か百分の三なり、而して薩摩產を除けば九千二百斤即ち千分の六なり豈に少量の產ならずや、奈良朝時代と今日とを比較するは甚だ不當なれども、思ひ半に過ぐるの感あるべし、又德川政府時代の一分銀一朱銀等の原料にても安南銀を多量に輸入したるは爭ふべからざる事實にして、殊に今日多量に流通し居る五錢白銅錢の原料「ニッケル」は日本に一粒も產せず全部外國產ならずや、古の古錢家をして幾百年後に生れたらんには、明治大正時代に日本に「ニッケル」を產せり故に五錢白銅ありと云ふならん

凡そ貨幣の原料はなるべく普通人民に入手し難きものを使用するは賢明なる方法にて從て外國より輸入するものを使用せば私鑄を防ぎ價格を保持する上に於て甚だ便利なり、往古支那周代に於て其內地に於て貝殼を貨幣とせし地方あり、これ貝を得るに不便なればなり、海岸の貝產地にては其貝殼は貨幣としての資格はなきなり、これに鑑みても長門の鑄錢司は適當なる場所なり

○寬永年間に淺草座の存せしや否やに就て

花林搭

私が本誌第二十號、第二十一號の兩號に涉り「寬永十三年鑄造錢の研究」の一文を載せましたに就て、宇野の水原さんから本誌第二十九號に「寬永淺草錢座に就

て」といふお説をお寄せになりました
拝見致しますと私の説の主眼たる

江戸に二ケ所の鑄錢座ありたる如く記載せり、然れども(中畧)江戸の淺草の錢座は明暦の再興にして、寛永年間より明暦まで繼續したるものにあらず(中畧)十三年開設の錢座は十四年開設の錢座と共に十七年に悉く停止せられたるものなり。貞幹は此十七年に全國一齋に停止せられたるを知らず、明暦年間まで繼續しありたるものと獨斷して「十三年至明暦中」とせるなり

といふ點には少しも觸れず、却て芝の錢座を鳴海の書上に立脚して禁壓的に出來た錢座で有といふ珍説を御發表になりました。私に執ては此主眼點で爭はねば、論議する必要もない譯ですけれども「詳細なる御示敎」といふお言葉がありましたから、原稿紙凡百五十枚斗り書いて會長の許まで送りましたら。實にお前にも困る、ナンボ何ンでも長過るト叱られましたから、切詰めまして要を摘でお答へ致します

一體新らしい説を出したり、舊説を飜すには古錢家間の周知の書から題材を探るのはチョット骨ですが、古錢家以外の人の書いたものに、却て正確の事が多いものですから其方面の有力な記錄でもお探し出し下さッたら、淺草錢座の十三年に存在せしや否やは忽ち解決の付く譯です

假令ば貞幹の譜に「寛永十三年至明暦中」とあるは、何の書に據て書いたか、其出典を知る必要がある。夫は「何々日記」に據て書いたとか、「何々隨筆」に據るとかゞわかれば。其書が僞書であるとか、杜撰の書であるとか極ればすぐ解決がつく譯です。私にしろ誰にしろ、貞幹の出典を知らずに闇中摸索で水掛論をやッて居るのですから識者の目からはさぞ可笑事でせう

さて今度の御論で委しくお調になッてお擧になッた(一)から(六)までの泉書解題は後進を益する事多大なりと感謝致します。お恥かしい次第ですが其內私の持て居る

のは續化蝶類苑の原本ばかりで、其他は轉寫本や、古事類苑や、近藤正齋全集で見たばかりですから、若しや誤寫や、誤植や、脫字があッたらと思ひまして、比較研究の異本、少くも一二の異本對照しなければ批評勇氣が出ませんから試ません、お調になッたのが其邊に御如才がなければ斯道の爲幸福です ついでに申す、國家金銀錢譜吹塵錄、泰平年表、近代和錢考、談海、續蝶類苑等も解題して下さッたらと存じました、讀者の滿足のさこそと思ひます

お答といふた所で要點はこれでおしまいです

今度は私の方から改めて申し上げます。お書きになッた事が私の腑に落ちない事が二三御座いますから、左に列記して御辨明をお願ひ致します

(一)「續化蝶類苑は多く貞幹の說を引用したりとの事なれば今は是を引用すべからず」トいふのと「貞幹の錢譜なるものは記事簡略にして座人等の名を記せざるを見て知るべし」とお說きになッたのは如何かと思ひますから

宗明の寬永錢觀と貞幹の寬永錢觀の研究

の一文を草しましたから本誌へ登載されましたら、御覽下さいまして可否の御批判を願ひます

「而して錢錄及び近代和錢考に於ては明かに淺草橋場と芝繩手とを別記し各其座人をも載せて疑ふ可からざるもの丶如し此書たるや決して彼の貞幹の說に依據て記せるものとは思はれず必らず別に據あるべきなり」とお說きになッたのは 近代和錢考は私の見ない書ですから批評は出來ませんが、此書たるやとは錢錄の事と存じますから其點に就て 根本的間違ッて居りますさ思ひますから、其先にお書きになッた「且錢錄の著者は幕府の書物奉行たり尤眞率なる錢貨學者なれば其記事の明拆なるに徵し列擧せる諸書中尤も信憑し得べきものと思ふなり」と共に

正齋の錢錄の研究

といふ一文をものしてありますから、誌上で發表されましたら御覽の上御感想を御聽かせを願ひます

「貨幣秘錄とす然れども余輩は此書の記事を尤疑ふものなり(中畧)江州坂本京都九條(中畧)今世に耳白錢と

いふ(中略)虚誕の書たるを見るべく著者は不明なるが餘り見識ある人の作とは認め難し」と說かれたのは、餘りに著者佐藤次郎右衛門がかはいさうですから、幽明境を異にすると雖、此金座の座人の爲に冤を雪ぐべく

貨幣秘錄の研究
耳白錢の研究

の二文を草しましたから、是も誌上で御覽の上は故人に對して相當の敬意を表されんことを願ひます

「而して彼の芝錢(香浪曰、此下に座の字脱か)の起原を尋ぬるに將軍家の奇夢を天海僧正が判斷したる結果所謂禁壓的に設置したる事は鳴海平藏の由緒書を以て明かなり(中略)芝の錢座は別座に將軍家の奇夢に於ける禁壓的のものと見做すべし其開鑄以後慶特殊御用の金銀錢を鑄造したるに見ても察知せらるゝなり唯開爐の時期接近せるが故に種々の誤解を招けるものならん歟」と御說きになつたのは本論の眼目で、此御腹案があればこそ、私の十三年淺草なし、の論に異議をお唱えになつたのでせうと存じましたから取り敢えず

鳴海平藏の書上の研究

といふ一文を草しました、それは本號から四五回位に掲げられる筈ですから、御覽下さいまして、御再考が願はれますれば幸ひです、そして私が佐藤次郎右衛門の爲めに筆を執りました樣に、韻泉君も鳴海平藏の爲めに擁護の筆をお執り下さるならば、斯道の研究の爲めに好參考、好資料でせう

何れ右の全文をお讀みの上、何等かの御言葉を御待ち申すことゝして、此項の筆を擱きます (完)

○寛永十三年に就て

大阪 濱村半文生

貨幣第二十、二十一號に掲げたる、花林塔君の寛永十三年鑄造錢の研究、を貨幣第二十九號に韻泉君が、寛

永通草錢座に就てといふ、反問がありました、例の香哉先生、早速一文を草されましたが、何かの理由で編輯部に銓衡中であるそうです、（現今寛永錢の耆宿游仙君も西方説のやうです）そこで僭越ながら、生が一文を草します

貞幹寛永泉譜です、今春韻泉君東上後、古瓦譜が何んとやらにて、貞幹をこき卸されましたが、今回の文中に、其泉譜を引用されたのを見ますと其人を以て其文を捨てずといふですか、然し貞幹も随分其名を以て、後人にかつがれ、又た聖人にもあらぬ人、多少の瑕疵はあるべし、されど其寛永泉譜は、不朽の著書なり、而して寛永錢書にも三期あるならんか、第一創説の貞幹は傳説八分實物二分位か、以後柳北時代迄は後塵を拜するのみ、第二中川氏寛永錢譜傳説六分實物四分位か、第三の三上君寛永錢志は傳説四分實物六分位かの三期に分類すべきか、そこで貞幹寛永譜は創見の事ではあり、今日の樣に研究を微細にやらず、一寸研究の出來る範圍内の仕事です、誤謬もありませう、近藤錢錄寛永部を、生は正齋自稿本を求めたり、何うも貞幹の孫引で、狩谷に訂正さしてあるやうです、然し多少出色の事はあります、それから鳴海平藏書上です由來系圖由緒書は眞僞の交るものです、家光時代に大久保と天海が出ると、講談種にもなります、天海傳に和漢辨會錄云　足利義近徒居攝州難波或夜夢星出南海飛駐れ近門前桐樹枝上放光煌々覺而後驚怪出見門外有兒男于桐樹下可二歲笑而不啼義近悦收育因呼字星之助云々、生時から夢です、南です、何か附會したものでありますまいか、星之助だから、背星錢は天海書など云ふ説も出來ますが、往古の泉家はつまらぬ傳説を喜ぶ人多く、加ふるに一寸色彩りといふも可笑しけれど咄が面白いのと、寛永時代の經濟史料の少なき爲め、相當の著書にも引用されしならん、然し職工連中などは迷信深く、稲荷祭とか錢座にあり、そんな巷説も或

はありしならんか、事實にはあらざるべし、德川實記巻三十一寛永十三年六月新錢は、府下幷に近江國坂本云々、同大猷院附錄三　芝縄に於て云々（鳴見書上）とあれど奇夢の記事なし、近藤錢錄にもなし、又惡貨を行ふにもあらず、夢に托し爲す如き事あるべからずそれから近代和錢考です、生は虎僊樓珍本中に久野克寛云々、曾て水原氏藏の錢譜合本近代和錢考を見たり著者名なし

寛永通寶明正院御宇將軍大猷院御治世寛永十三丙子

五月初而鑄之寶曆元年迄百二十四年

秋田屋小左衛門

末　吉　與左衛門

丸太屋九右衛門

とあり、御引用の文と大差あり、それから妄誕の書とある貨幣秘錄は、佐藤治郎右衛門著で大藏省にも曾て用ひられ、全本は田中會長藏の由にて、信用ある著書にも引用されあり、決して妄誕とのみ見るべき者に非らず、それから水原君説金銀錢を芝にて鑄たりとあるは、何か據ある説にや、鳴見書上の御論據にや、然らば薄弱なり、これは源平盛衰記中宮御産の中小松大臣は蒔繪の細大刀鴟尻に佩給金錢九十九文、より起りしならん、鳴見書上には金錢五千文、銀錢一萬五千文とあり、此澤山の金銀錢の事は、他書には何も見へませんが如何にや、從來の芝錢を寛永初鑄の韻泉君説ですか、三上君後鑄説なり、生も左ならんかと考へます、結局實物の問題です、願はくば珍品奇品でなく、普通澤山ある寛永錢を一層御研究あらん事を！

○贋物論　承前

韻　泉

而して余輩當時の泉家を觀るに、幾分の贋物を有せざる者は、殆んど稀なり、然れども贋物を藏するが故に其人を輕蔑するが如きは、余輩の執らざる所なり、何となれば、眞贋を研究するには、贋物をも研究するの、

必要あるを以てなり

余曩に田中邦泉君を訪ふて其贋物を所藏せらるゝ事、頗る多數なるは驚けり、之れが爲に費す所、數千金に降らず、而して是れ等多數の贋物に就て其多巧多技なる點を、研究する事の鑑識向上に多大の効果ある事を知り得たり、同氏が獨り、其藏泉に於て傑出せるのみならず、其鑑識に於て亦、嶄然たるものある事の、決して偶然にあらざるを知れり

孔方圖鑑序說に、龍橋世子常に曰く、近歲弄錢の人、僞錢と云へば强て、眞に近き者をも棄、是大に弄錢の意にそむけり、其故は古泉の書を得て、其書に圖ある則は銘文のみ書する者より見れば、樂み大に勝れり、押形を得る則は是眞錢と異ならざる故に、其喜び猶勝るべし、然る則は、眞錢を母として、直に樣となして造る者は、是古代の錢と、大小輕重文字製作少も異なることなし、只銅と時代との異なるのみなり、其樂み正錢と同じからずといへども、押形を以て珍とするよりも、亦甚勝れり直し物等、正錢を知ずして、作者は取に足ず、譬へば大觀の當十錢、徽宗帝の宸筆といへども、帝自書す者一品也、是を樣として、數萬貫を造る、皆其錢を帝筆と稱す、さすれば、正錢を樣となす者は、我朝にて模寫すといへども、何ぞ是を棄んや、然ども正錢贋物と共に、愛する者は不智なり、又强に捨る者は不仁なるべし、只正錢を正錢とし贋物を贋物として、是を愛せは、樂み其中にあり云々と

彼の龍橋公は玩弄の上よりして、贋物必ずしも棄つべからずと謂へり、余輩も亦、未だ弄錢家の域を脫せざるが爲か、其贋物たるを知ると雖も、製作好き品は、直ちに之れを棄つるに忍びず、尙之れを愛藏す、所謂語中の不智なるものなり、然ども余輩は唯に、之れを玩弄するのみならず、又その硏究に資せんと欲するものなり、人各心あり、余輩暗愚、唯自己の欲する所を行ふて、足れりとす、世評の如きは毫も、顧みざる所なり、同好諸士、決して余輩の不智を學ぶ勿れ唯其の

研究に資するの點は首肯せよ

余輩往年某泉會へ再三贋物を出品したるに、幹部連の誤解を招きたるのみにして、他に得る所なかりしを以て、爾來之れを中止したり、素より、余輩暗愚の致す所たるも其當時未だ、某泉會の氣運、專ら研究の域に到らざりしを遺憾とせり

過般我地方の古泉會に於て、某大家の出品中にも、贋物ありたり、人或は、之れを批難するあるも、余輩は賛せず、其精巧なる贋物は、地方初心者の研究上に、多大の參考たるを得たり、余輩是點に於て、大に出品主の厚意を、感謝せずんばあらず

余輩の如き、常に泉會に出品するに、例令管裡に、贋物ありとも、敢て之れを除去せず、素より人の賞詞を受くるを以て目的とせず、其の好く眞率なる批評を受けん事を希望するものなり、凡そ人の贋物を視て、陽に之れを虚賞し、陰に之れを批謗するが如きは、研究家の罪惡とする所なり、當今の古錢界は、既に玩弄の時代を過ぎて、專ら研究の域に進みつゝあるの時に當り、彼の心にもなき虚賞の如き、誰れか、之れを喜ぶものあらんや、然も尙泉界の趨勢を知らず、敢て虚辭を弄する如き、徒あらんか、是れ乃ち研究家の贋物とこそ謂つべけん、且夫れ自身に贋物を有しながら人の贋物あるを笑ふ如きは、是我地方の方言に牡蠣が鼻垂れを笑ふと謂類なる可し、又人の贋物を見て、直ちに之れを罵倒するが如きは、謹まざる可からず、人各心あり必ずしも、自巳の意思を以てのみ之れを忖度す可きものならんや

余輩今爰に、贋物に對する、自巳の抱腹を述べんに、(一)贋物に迷ふ事勿れ、(二)贋物を放棄するは是れ扁狹なり、(三)正品と贋物と併せて之れを研究するを要す、(四)人の贋物を觀て虚賞する勿れ、(五)人の贋物を視て之れを罵倒する勿れ、(六)人の贋物を視ては之れを精査して自巳研究の參考とす可し、敢て之れを叙し以て、同好諸士の批判を待つ　(完)

天正十年頃の相場によると黄金一枚で三十五石のが玄米が買へたのだといふ今日では一石の米を買ふのに三十五圓になろうとして居る

○「鳴海平藏の書上」の研究（一）

花林塔

廣い世間には、古人の書いたものでさへあれば、迷信するといふ淺薄な人が多く、我古錢界にも古書の誤傳が先入主となつて、條理ある新説も取合つてくれぬ事が、往々あるのは誠に愁しい事です

茲に以前より古錢家の間に喧傳せらるゝ「鳴海平藏の書上」といふものがあります、是を私が研究致しました結果、別段に好參考書たるの價値がないものと、放擲して居きましたが、まだ此書を信じて居らるゝ人々も少なくないやうですから、其崇を啓くが爲めに此文を草しました

扱て研究した「鳴海平藏の書上」なるものはどういふものであるか、未だ御存知ない方々の爲めに、今其全文を掲げて、それから批評を加へます

香哉曰。此に掲げました原文は、故友、大阪の方圓堂水野氏が、私共の組織して居た「寛永錢研究會」へ此書類大阪船塲古泉家末孫に有之を先年寫取所持し、此度東京寛永會へ書拔き奉呈す

明治二十九年十一月二十六日　水野彌兵衛

と奥書して贈られたものを、基として載せました、一ツは故人を偲ぶ爲です

因に云、鳴海の書上は轉寫の度に誤字を生じ讀兼ろ所もあり今諸書を參酌して出す○鳴海を鳴見とあるは水野氏の原書の儘なり

覺

一、元祖　鳴見刑部賢勝

應永年中足利公方勝定院義持公御代、朝鮮國より永樂錢三千貫文奉貢、是珍寶也とて日本にて賞翫す、金銀との取替高直にて一貫文は金一兩四匁八分と定まる、然れども員數纔に三千貫文にて通用不足故、

我朝にて其後永樂錢鑄足被仰付候、此節於京都錢奉行職仕候

一、二代目　刑部一子　同　治部重勝

刑部錢奉行職仕候此功を以て錢座毎に奉行職仕候、一子兵庫三代錢奉行職相勤め申候

一、三代目　治部一子　同　兵庫賢則

錢奉行職相勤罷在候處、永正七庚午年足利將軍尊氏公十代の後胤德佳院義澄公若宮御誕生（上野開山、號慈眼大師）御母は會津蘆名右衛門大夫盛隆の姬君なり、故ありて會津へ御歸、若君も御伴御下向、此節若君外祖蘆名昔平氏姓を世に奉申候、右京都より會津へ御下向の節、足利家より兵庫を御附下し被成候

一、四代目　兵庫一子　同　刑部重則

義隆公若君御出家の後、不動院御住職被成候節、境內支配役に被仰付相勤申候、父兵庫は會津にて病死仕候、其後水戶へ罷出、佐竹家より扶持を請け浪々にて罷在候

一、五代目　刑部一子　同　治部重武

同浪々にて水戶に罷在候

一、六代目　治部一子　同　兵庫賢信

浪々にて水戶に罷在候處、大僧正樣より出府仕候樣被仰遣、治部は老衰仕候に付兵庫出府仕候へば、先祖代々錢奉行職相勤候前功にて錢造樣可爲鍛錬と被思召候に付、寬永年中芝網繩手新錢座御用被仰付候由來之儀は大猷院樣御瑞夢被遊御覽候、御夢中の次第は御城より南に當て御居城替る、此所より御步行にて被爲往との御夢、甚被爲御氣、春日局を以て上野天海大僧正へ御夢判被仰遣、大僧正判釋の次第は

御城替るは　代替る也

御步行は　御兩足にて被爲往也

右御營中の御儀に無之、萬物を調候代物と申候儀也代物は錢也、錢を兩足と申すなり、國中を能走廻るといふ儀を以て名附る也、女語に御足と申故實も此故也、又足袋を何寸と不云何文と申すも此故也

御夢想體金錢也、新錢被仰付候へば、御治世の御代
益々泰平にて御子孫可爲御繁榮御吉事と云々

月　日　　　　大僧正　天　海

春　日　御　局

御披露

右御判釋の義の次第被爲聞召、大に御感悅御機嫌之餘り土井大炊頭樣へ被仰付、重て新錢の置字、將又吹座の場所、錢造鑄物師等、大僧正御心の儘たるべしと也、右の上意を御受、東叡山の寺號といひ、當時の年號といひ、寛永通寶末代不改の文可然、尤吹座の儀御瑞夢の方角に任せ、從御城南之方に當て場所御見立、芝網繩手吹座（今新錢座古名なり）此節土井大炊頭樣へ被召出、錢座頭領本人に被仰付、則試錢百貫文鑄立奉差上候處、被備上覽、御機嫌宜、爲御褒美御榕着御時服并に金貳拾五兩拜領仕候、此節被下置候貳拾五兩錢百貫文の積りにて、四貫文に金壹兩の兩替被仰付候、其上諸國錢座爲司寛永天下平等通用重さ一錢、八分五厘、焙判長錢一貫文に八百五十匁鑄廣め可申旨、尤其節古錢御停止被仰付候段被仰渡、從是段々相勤め申候錢吹候中、寛永十八年辛巳年三月御上御胎人の御祝儀御目出度相濟候以後、御誕生の御用意金錢銀錢御調法御用被爲仰付候、但員數幷秘法の御儀に御座候、天海大僧正より御傳授被成下候は如左

一、父　錢（金錢）　二十八文

一、母　錢（銀錢）　三十六文

次に家頭錢

一、金　錢　五千枚

一、銀　錢　一萬五千枚

尤兩文形重目寸法口傳有

右之通鑄立奉差上候、同八月三日若君樣被爲遊御誕生、御目出度爲御祝儀御時服黃金拜領仕、難有仕合奉存候

一正保二年酉年四月二十三日、若君樣御歲御五歲に

て被爲遊御元服、奉稱大納言樣家綱公と、此御祝儀の節も金銀錢被仰付鑄立奉差上候、如先例御祝儀御時服黄金拜領仕、難有仕合奉存候、右天海大僧正御幼年より奉屬三代惣恩譜從御憐愍を以て錢座に御差圖被成下、火を龜未仕候はゝ、天下萬民の不吉に成候由にて、天長地久爲國家安全、火防之行法御授被成候殊昔日東照宮樣より上野へ被遊御寳納候御襟掛之御守御本尊兵庫に被下置候、其節被仰渡には、汝此度の新錢は、末代不改の寛永通寳、將又秘法錢等可被仰付證據に被下置候　天下泰平の誓願常々怠間敷旨被仰渡候

一、七代目　兵庫一子　同　平藏重賢

浪々にて罷在、其上病身にて常陸へ引込罷在候、其後江戸表へ罷出御上御用の時節を相待罷在候

一、八代目　同　平藏武賢

一、九代目　同　平藏

私祖父平藏より三代、御當地に罷在、浪々にて罷在候。曾祖父兵庫拜領仕候御本尊、以今大切に奉安置罷在候

右之通り相違無御座候以上

寳暦十二午年　本所三ツ目　鳴見平藏

以上が鳴海の書上の全文です（以下次號）

◎小解

○祥符元寳

山田　松本敬古堂藏



安南陳氏の手類錢に屬し、先輩は小字爪正隆の系爐に類するものと爲せり、然かれども頃日改めて、陳慶帝昌符十三年所鑄の基本錢といふ説有力なり、蓋し昌符は祥符の音に通じ、安南に祥符錢の代表たるものなく勿論支那錢の錢文を、寫して使用せる事、安南各時代の通例に因りて、怪むに足らず、此錢と同爐系と認むる、景德元寶、小字の爪正隆其他の手類錢に對して、本品を代表品と爲し、一般の屬するものを、祥符手と稱す、濶緣狹穿にして、錢文短小、全く異風を持す

○昭統通寶第二期錢

三河　尾崎樹香庵藏



安南黎代維祁昭統元年より二年迄の所鑄錢にして、第一期、第二期の鑄造あり、第一期の鑄と見るべきは、景興錢の初鑄と同じく、黑灰の銅錢にして總べて背文を有せざるものを指す、第二期錢は形稍や大にして、厚肉なりと雖も、其質黃褐の眞鍮を主とし、必らず背文あり、其種類は一、正、山南、山、中等を存に穿上穿下又は右側等一定せず

背一の小樣錢に眞鍮ならざるものあり、これは第一期の末鑄に出でたるものなるべし、其他鍮製薄小の手類品は何れも阮代に至りての彷鑄錢なり

○民國通寶

淺田水雲莊藏



眞鍮にして小樣粗造なる錢で、民國初世の鑄である、背の東川は即ち其鑄地を示す標記たる事、清朝諸錢の前例に依る、福建の一文、二文（二文は存在多し）に對して、猶珍とすべき、初見の支那近世錢である

○一化の背吉字錢

藤井深藪庵藏

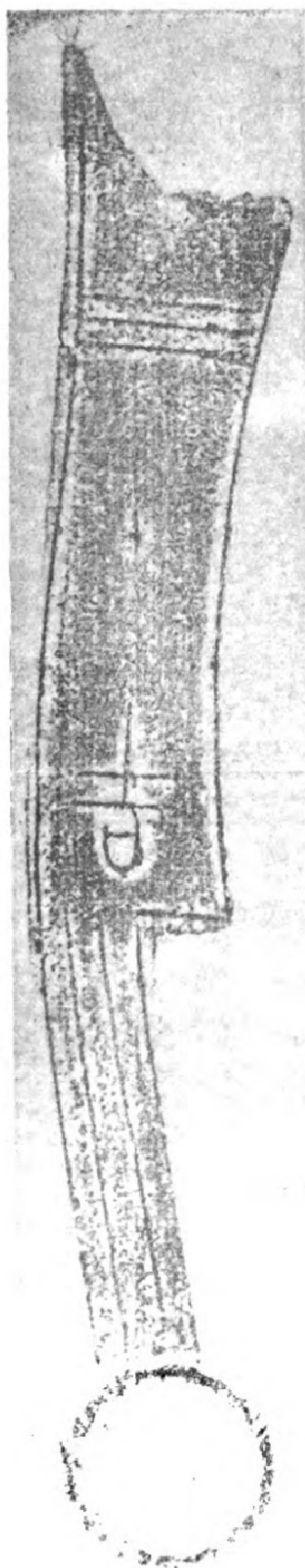


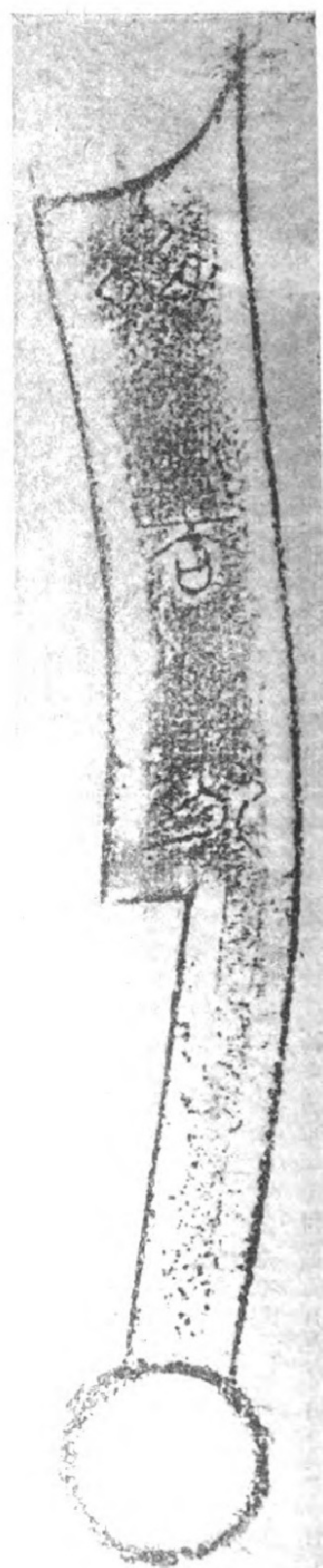
明治泉譜の第二集に、趙の明刀と列して、一刀と銘せるもの、附記して、古泉匯云此一枚可直明刀一枚也と爲し、明刀錢と同じく、趙國新明邑通貨盖周秦之際所造とある、然しながら、明刀は錢形無論無郭にして、其式八銖の半兩に類似し、一刀は其背夷漫なりと雖有輪有郭にして同系爐の錢たるを許さす、必らずや鑄造地も異なり、價格の換當も同じならざるべからず、而して其錢質に、鉛分を强度に含み錢形薄肉なる一種と、稍厚肉にして、黃銅質のものとあり

黃銅質厚肉のものは、全く齊法貨の銅質と差違なく、鉛分薄肉のものは、刀形の明刀にある一種のものに髣髴たるを見るべし、即ち齊と趙との二流に據りて造られたる、小額貨幣なり

刀形の明刀と、圈明刀（丸形の明刀 これも明化即ち明貨と云ふ說多し）とは、其價格の何のやうに、相當するのか未定なれども、此一化錢（即ち一貨錢）の出顯によりて、確適に齊刀の背文として、上部に記入されたる、橫線三本と中央部に位置する、十字との意味を推定する事が、明かになつた

背文穿上に倒書の吉字と、齊刀吉背の筆法、及び動かさる銅質の對照、蓋し諸君は何と思はるゝが、而して





此一化錢の秤量　四分四厘强
齊法貨の秤量　十二匁六分强 } 約五分程の差あるのみ

一化三十枚を以て、齊刀一本に殆んと相當し、其背の換當三十と記せるは、指して一化錢の三十なるを示すものとす、小貨幣の方少しく重量なるは當然の理なるべし

宝四化の重平均一匁六分
宝六化の重同　二匁四分三厘

是れ亦前の二品と比較して、恐らくは、其鑄地をも想像するに難からざるものなり

因に背吉字の一貨錢は黃銅質の方に屬し、鉛分薄肉の類には、散見するを得ず、以て其鑄地の齊趙何れに屬するかをも窺知するに、易かるべし

◎顧選函

○裏の裏（承前）

一同「いよ〳〵話が面白く成つて來たぞ、それから？

鑑定家「小平錢と折二は前述の通り濟みました、後は大錢と安南とに三つあります

書生「ステキ〳〵まだあんですか

古老「ア、ア心配なことだ、漸く集めかけた人たちが氣を惡くせにやよいがな、昔の愛泉家はこん……

研究家「アレダ折角佳境に入ると、横道へ引張込むんだもの人の話を聞いて居られないのかなア

歸朝者「串談じやないよ、僕は時間を惜むのだから、早くせなきや、いけないよ

鑑定家「何うか少し靜かにして下さいませんか、私も責任が重いのですから—、處で支那大錢では……

聞かぢり「開元だらう

一同「東西〳〵

鑑定家「ゑらいね貴公は、其通り開元通寶です、然し此の錢は僞作品即ち營利的に出來た品ではなくて立派な座錢であることは請合ます、けれども時代

は精々明朝頃の品に属すべきもので、決して唐代
中宗期の鑄造錢ではないのです



熱心な人「アそうですか、そうでせう、ウム……それ
から?

鑑定家「次ぎは安南で、順天大寶對讀背月錢です

惡口「此月は安南の月でなくつて、日本の月だそうで
すね

讀書家「順天大寶背月文あり、といふ文章から思ひ付
いて此小平錢を作つたのでせう

鑑定家「御說の通りで、月文を甲痕とも書いてないか
ら(月)と正直に置いたのは、寧ろ此錢の作者が
憐れに思はれますよ、そして製作も銅質も殆んど
なつておりませんものですよ



研究家「諸君どうだい、御感想は

熱心家「僕はこの先き、鑑る事の出來る眼を養成して、
それから論をすることに宗旨替へをしよう、今迄
の無謀さが何だか恐ろしく成つて來た

古老「古錢の分る人が居なくなつたものだから、言ひ

たい事をいふもんだ、日當になりもしないに…

一同「時節が違ふよ、一世紀前と今日とはね

惡口「オイ／＼古老さん、君はそんなことを言はないで泉譜合の十番錢でも撰り出して居る方がいゝぢやないのかい

一同「カマハズ續きを、おやりよ／＼

鑑定家「最後は大定元寶です



出過者「さうだらうと思つた、あれは變な字體だねエ

鑑定家「此大定元寶に就ては一寸、柳北先生の御考へが間違つて居たやうです、錢風ですか、錢風は安南陳代の品か知れませんがね、錢文は彫直したもので、到底識者の論ずるに足らんものです、然し其當時から一品物でね、一品物は無論三集の方へ出す筈に成つて居たのですが、此品に限つて二集へ掲げたのは、つまり自分より外に二集を揃へて持つたものはないといふ、味噌が御手傳ひをしたのかも知れません、今日で申せば稚氣滿々たるものですが、自尊心から他を壓して敢へてしたなぞは反つて偉い處かとも思はれます、けれども亦公平なるべき泉譜を、自家の都合で明を失したとなると大ひに先生も罪ありと成りますかな

物知り「然しね、先輩は先輩で、充分に撰擇して確かと認めたから載たのさ、今日はどうだい、一ケ年はさて置て半年前の智識と鑑別が、猫の眼の如に變ることがあるじやないか、つまり眼が上がれば上る程誤を發見するに容易に成る譯で、こんな贋物を麗々と載せたから、故人は盲目だの馬鹿だの、とはいへないよ、誤謬を殘して置てくれたから、吾等の向上が認られることさ、猶此外に漆盛りな

その、錢圖だけでは眞贋の判別できない原品もありますけれどもそれは、初心者をまどはす程の事でもありませんから、二集はこれでやめませう

一同「大きにそれは御尤ですイヤ、鑑定家さん難有ふ御座いました、次ぎには三集をお願ひ致します

○長府鑄錢之遺跡發掘記（中）

大阪　佐野英山

八月二十三日午後八時梅田驛より列車に投じて西行す

二十四日午前七時三田尻に着し、原田保氏を訪ひて、新藏の和同錢型を拜見す、蓋し將に發掘せんとする長府の物に對し、豫め備へんが爲めなり

同午後七時長府に着し、小串屋旅館に投ず、次で横山氏に面會して其の勞を謝し、準備の次第を伺ふに既に豫定地の地主に對し交渉を了せられ、人夫の手當等諸事整頓せられあり進藤師も亦奔走せらるゝ所ありしといふ

二十五日拂曉より發掘すべく、現場に來り見れば地は長府町の西端にして覺苑寺と、毛利邸との中間にあり小字を逢阪と稱し、狹隘にして印内川の上流に沿へる所なり、舊藩士有川恒植氏の邸宅にして、現時軍務局長菅野中將邸となれる所の西に隣接す、後方の山を準提山と呼び、往昔は鑄錢司山といひしとなり、山麓に位したる田畑なり、凡そ古代鑄錢の地は山麓にして稍平坦なる位置を多しとす、之れを周防の鑄錢司、山城の相樂郡加茂村錢司、河内牧方等に對照して、正に同一徹に出づるを知るなり、目的の地を相定して、直ちに發掘に着手す、雇用人夫中に小林米藏といふ一老人あり、以前此地を耕耘せし人にして、其砌錢型の一二を認めたる事ありしといふ、幸ひ此人を雇ひ得しは、斯事の幸福と云ふ可み



遺跡より舊鑄錢司山を望む

和同鑄錢遺跡

山口縣長府覺苑寺下

掘る事尺餘にして、燒土及び燒灰を認む、夫れより注意して徐々に堀進む内、午前八時頃に至り、同珍二字を有せる一破片を獲たり、余先づ祝聲を放ち、更に作業を進むるに、一塊又一塊、踵を次で顯はれ、坩堝の破片又は送風道用たる、圓形にして圓孔ある陶器等を獲たり、遂ひに夕刻に及びて作業を止め、發掘諸品を整理して數ふるに、錢型の錢形全きを有するもの十四個、其全からざるもの及び坩堝の破片、又は鞴用器等五十餘點の多きを算せり、實に豫想外の好結果にして横山氏と共に相祝福する事極りなかりし、速刻本山社長に實況を打電し、親しく出馬せられん事を勸む

二十六日勇氣前日に倍し、人夫を增加し、早朝より作業に從事す、此日收むる所亦前日に讓らず、夕刻收得品を計上すれば、錢形全きもの二十個、其破片のもの二十八個、坩堝、銅滓其他の雜品五十七個に及ぶ、連日の勞苦は此好成蹟に依りて、全然忘却して恨みなし

二十七日又早朝より、人夫を督す、此日亦一層良好の收獲あり、夕刻再び整理計上すれば、錢の全面を有するもの二十七個、其破片三十個、坩堝其他の破片三十個ありき、夜横山氏に告ぐるに、周防熊毛郡平生町なる弘津氏所藏の、和同錢と共に發掘せられし銅片、其他を實見せんと欲する旨を以てせしに、横山氏意大に動

き且つ曰く、此地の發掘は三日間を以て豫定とせり、事好果を擧げたるを以て、尚一兩日繼續發掘するは可なり、且つ人夫皆實直の者なれば、宜しく彼等に一任し置くも、何の患ひなかるべし、乞ふ明日相携へて弘津氏のものを視んと、即ち其言に從ふ事とす

二十八日氏と同伴して平生町の弘津氏を訪ひ、和同錢外、銅片の圓孔あるもの、無きもの、土錢、土器等を看る、蒼然たる古色奈良朝期間のものたるを思ふ、亦其地より同時代のものと思はるゝ古瓦をも發見したる事ありと聞く、此種の銅片は未だ曾て發見されたる事を見聞共にせざる所のものにして、斯學の好參考品たり、按ずるに余は以て和銅元年以後の和銅錢流通時代の品ならんと考ふるなり、然れども其形作の甚だ粗雜なるは、以て意外とする所にして、乃ち其當時の狀勢を想察すべきものたり、夜に入り、柳井津町凌波館に宿泊す、同地の後藤茂助君來訪せられ、泉談雅趣盡きす、遂びに鷄鳴を聞く

二十九日横山氏と長府に歸る、車中本山社長に會し、先づ作業の好果なりしを告ぐるに 社長亦破顏祝福せらる、午前九時半下の關に着し、關門大毎支局長藤井公平氏と共に、自動車を馳つて發掘地に赴く、社長は實地視察に數時間を費し、更らに横山氏を伴ひ、周防

大正十年八月二十九日山口縣長府
和同錢鑄造遺跡發掘の光景



右より横山健堂 佐野英山 本山彦一
藤井公平諸氏及人夫

島田に石器時代の遺跡を踏査せんが爲め發向せらる、此日最早遺物の存在多きを認めず、夕刻を以て作業を終了す、兩日間の收獲は、錢型全きもの八十三個、其破片百六十五個、坩堝其他の破片七十個ありき、最初より獲たる所の總計左の如し

大正十年八月二十九日
長府覺苑寺



右より模山健堂 藤井公平 本山彥一
進藤端堂 佐野英山諸氏

錢形完全のもの　百四十四個
其破片　二百二十餘個
坩堝其他の破片　二百餘個
三十日右諸物を包裝、携へて歸途に着く

（中終り）

◎質疑應答

○貨幣第二十六號韻泉氏の「和同開珍」に就て

熊澤蝶外

右論文中の十一頁上段三行に
其故は勝の字たる實に孝謙上皇の法名勝滿の一字たればなり
とあります、然るに小生所持の「本化聖典大辭林中の卷一三九一頁」に「孝謙天皇人皇四十六代の天皇御女性なり御名は阿部　聖武帝の皇女　御母は光明皇后（中略）天平二十一年即位在位十年にして位を皇太子大

炊王に讓り薙髪して法基と號す（以下畧）（大日本史國史大辭元亨釋書世界年表）」

又同書中の卷二一〇二頁に

聖武天皇（前略）行基を師として菩薩戒を受け自から三寶の奴と稱す在位二十五年位を皇太子に讓り太上皇と稱し又出家して勝滿と稱す天平勝宝八年五月崩ず、佐保山の陵に葬る天平宝字二年に至て追尊して勝寶感神聖武皇帝と曰ひ天璽國押開豊櫻彥尊と謚す後ちに聖武天皇と稱す）大日本史）

右の如く動かすべからざる立派な史籍の證固があつて見ると、謫泉散史は聖武天皇の御法號勝滿を、孝謙天皇の御法號と間違ひられた事と思はれます、御參考にも成らうかと、老婆心を披瀝致した次第であります

○質　疑

和歌山　新米生

（一）貨幣第九號第三〇頁に、藤村好泉堂氏の天符元宝を揭げ、說明に安南黎末とあり、然るに日本百科大辭典第四卷第二五一頁に、圓々堂先生の書かれし表には、李仁宗乾德、天符睿武年間云々とあり、合點行かず、御敎示を乞ふ

（二）外國貨幣の榻摸を取る際、表裏の判斷に迷ふ事屢々なり、例令ば一面に某王の肖像あり、他面には錢名や年代を鑄出せる如き場合、何れを表とするや、又兩面の繪錢にも（例せば朝鮮の撒帳錢に在るが如きもの）同樣の疑惑あるものあり、別に一定の標準なぞなきものにや

右に答ふ　主　事

（一）天符元寶此れは安法手と稱する、薄小なる一類に屬し、年號を錢名に表はした錢ではありません、成る程李朝仁宗期には、天符睿武が七ヶ年あり、天符慶壽が一ヶ年ありますけれども、鑄錢が行はれたか否かは分明でありません、李朝の初め丁部領は大平興寶を造り其十三年後ちに黎桓は天福鎭寶を鑄、それから百九十四五年後の李高宗天感至寶迄は、安南の鑄錢なかつた

ものかと思はれます、往年或る人は李太祖の乾符有道年間に鑄られた錢を乾符元寶であると稱し、且つ此錢が安法手の起因たるものであると斷定されたことがありました、然しながらかの安法元寶以下安法手なる一類の錢は、其體裁が何うですか、薄小粗拙であつて、到底一國の本爐錢として發行されたものとは思はれません、大平興寶も天福鎭寶も天感元寶も、各々安南國錢として、形狀も體裁も堂々たるものではありませんか、假りに乾符元寶が安南の官鑄として、安法手の起因として、支那との時代を比較して御覽なさい、支那では丁度趙宋の勢當るべからざる、仁宗の寶元元年に當り皇宋通寶錢を盛んに鑄造し初めた時で、兩錢を幷べ見たゞけで、國は異れど同時代に使用されたものでない事が分明であります、思ふに安南でも陳氏の鑄造を行ふに至る迄の約三百年間は、大方支那錢を輸入して居つたものでせう、其間時々は小規模の鑄錢もあつたけれど、現存するものゝ數から推しても僅かなものであつたでせう、第一安法手と稱する一種は決して陳氏以前の錢でありません、加之其錢文も必らず年號に依つて置かれたものでなく、多くは支那錢の錢文を寫したもの、かそれでなければ鑄潑ひして字畫に變化を來したもの、又は漢錢の集成文字（例へば天符元宝の如きこれは天聖元寶と元符通寶との二錢を加減したもの）或ひは祥聖通寶（祥符と天聖）治平聖宝（治平と天聖等殆んと枚擧に遑なき程であります、されば此安法手類に屬するものは年號に關係あるものにあらずと御承知あれば從つて疑問もありませんでせう

（二）換當價格の記された方を、表として製圖さるればよろしいとの事であります

朝鮮繪錢の如きは、文字あるものは、熟字の續き工合で、表裏を定められたらよいでせう、例へば

吉祥如意、春風大吉、長命富貴等の如くに

文字のないものは、別段に規定された標準も聞かされて居りません

〇會告

今夏本會顧問本山彥一君は、長府の和同錢鑄造遺跡を發掘して、佐野氏の記事の如く、其錢范數百個を獲收せられたるを以て、同好者の參考にせんと志され、來る十一月二十三日を期して、大阪府下濱寺の本邸に於て、右披露會を催されんと、公表せらる、參觀の榮を得んと欲する會員諸士は、至急申込まるべし、本會に於て紹介の勞を取るべし

〇美裝洋風の合本特賣

本會發行の雜誌「貨幣」を會員諸君其他の爲め

洋裝、總クロース背金文字入、合本として左の如く實費を以て分つ

自第拾壹號至第貳拾號　十册
自第貳拾壹號至第參拾號　十册及附錄綴込
各壹册金五圓五拾錢　送料金拾貳錢ヅヽ

自第壹號至第拾號十册は一號より三十號迄全部購入者に限りて讓る

藩札圖錄 全四册

定價九圓
送料三十錢

▲第一卷 畿內。東海道部 一三九圖
▲第二卷 東山。北陸道部 一四三圖
▲第三卷 山陰。山陽道部 一四六圖
▲第三卷 南海。西海道 明治政府各府縣 旗下發行札 部 二〇九圖

右ハ山城國淀藩以下對馬國嚴原藩ニ至ル各藩及ビ明治政府各府縣並ニ旗下等ニ於テ發行セル金銀或は米ノ諸札六二二六種ヲ石版印刷ニヨリ實物大ニ其表裏ヲ圖載シ之ニ藩札種目ヲ附記セルモノ

但第一第二卷既刊 以下十月中完成內容見本御照會次第送呈

大阪市外鶴橋町東小橋神社東
發行所 佐野英山
振替大阪三四一二六

本誌定價及廣告料

一冊 定價 金五拾錢 送費金貳錢
郵券代用一割増

廣告料
一頁 金五圓
半頁 金三圓
四分之一頁 金一圓七拾五錢

大正十年十月廿九日印刷
大正十年十一月一日發行

編輯兼發行者 東京市神田區五軒町一番地 鷲田信一
印刷者 東京市神田區紺屋町三十番地 高橋與四郎
印刷所 東京市神田區北乘物町三番地 万交堂

發行所 東京市深川區靈岸町百六十六番地 東洋貨幣協會
電話本所二三五三番
振替東京五八二二〇番

發賣所 東京市神田區五軒町一番地 鷲田寶泉舍
電話下谷七五九九番

取次所
大阪市南區問屋町 下間寅之助
東京市下谷區竹町十三番地 帝國スタンプ研究所

改正

圖入目錄

印刷終了豫定
大正十年十月中旬

第十七號改正新大目錄は非常の好況を以て研究家諸兄姉の前に多數發送し得られ第十八號、第十九號歐文目錄又全部發送濟となり茲に新着品多數を加へ記事をも擴張して多數の寫眞挿入及び新式の組方によりて活版所に印刷を依賴しあれば中旬頃印刷終了すべし。頁數は菊判七十頁以上百頁以下の美本。特に印別實費金壹圓御送附の御方へ外國貨幣、メダル、外國切手及び世界戰爭紀念として戰時中に獨逸、墺太利軍にて發行使用せられたる軍用紙幣等を見本品として添附直送す。尚當目錄御一續あれば外國切手、外國貨幣等を無代にて誰方でも入手し得らるゝ規定詳記あり。且つ大正十一年より發行の月刊外國貨幣圖錄の内容等明記しあり。外國貨幣蒐集研究家に對する東洋唯一の羅針盤たり。

取扱品目

葉書、附屬品
切手、燐票
紙幣、切符
貨幣、參考書

東京下谷竹町
帝國スタンプ研究所
振替口座東京二五五八五番

貨幣第參拾貳號附錄

東洋貨幣協會發行

（貨幣第參拾貳號附錄）

東洋貨幣協會々員名簿

（大正十年十月現在）　イロハ順

○贊助會員

東京府荏原郡大崎町字下大崎八四　紹治堂　林　靜男
大阪市南區安堂寺町三丁目心齋橋筋北入　元寶堂　原田寅之助
同　市南區長堀橋一丁目一六　牛文泉　濱村榮三郎
高松市天神前一六　昌阜園　岡　侃
京都市元誓願寺智惠光院西入　橘　庵　渡邊定次郎
大阪市北區老松町一丁目二二　美泉堂　龜島善五郎
東京市下谷區上野櫻木町四五　因泉庵　勝山縫次郎
同　府荏原郡平塚村大字戸越二九一　邦　泉　田中　啓文
靜岡市安倍町　靜修軒　野崎彥左衛門
兵庫縣御影町　飛香舘　黑川　幸七
東京市深川區靈岸町一六六　深藪庵　藤井榮三郎
福井縣丸岡町　霞泉庵　藤山幸之助
大阪市北區新川崎町造幣局一番官舍　圓々堂　甲賀　宜政
東京府北豊島郡下練馬村字正久保　寶水軒　新井源三郎
同　市深川區常盤町一ノ一　花林堵　三上　香哉
大阪府下濱寺公園羽衣松側　松陰堂　本山　彥一
福岡縣若松市濱六番町八ノ一五六　向陵亭　瀨尾外與藏

○特別會員

大阪市西區阿波座三番町　泉　吉次郎
愛知縣南設樂郡千鄉村大字杉山　泣行舘　今泉忠左衛門
門司市西本町二九　蝶々園　石井　亮
京都市本町十丁目　鴨畔軒　伊藤庄兵衛
支那天津常盤街二九　洗玉齋　西村　博
大連市濱町四〇　自足軒　富田孝四郎
長崎縣北松浦郡江迎村　日月亭　德田　眞壽
愛知縣西加茂郡高橋村大字寺部　知足齋　大澤德三郎
滿洲錦州府西街　幻夢軒　王　璞全
高知市帶屋町一ノ一九　楠寶堂　鄉本　楠芳
小石川區原町一三　提圓齋　中村達太郎
牛込區津久戸町九　皆空庵　松平　勇
滿洲奉天城內皷樓南　草樂莊　古谷　若松
下谷區池の端七軒町四　鑄泉堂　小林洋之助

神戸市湊町二ノ四七　旭泉堂　小坂協
支那北京西城　錦什坊街孟端胡同　古香齋　賈叔岩
盛岡市市十三日町二〇　煙草坊　水原庄太郎
支那浙江省杭州横大方伯二三　培風室　周書
大阪市南區上本町七丁目東側　國香堂　平泉久右衛門
支那北京南横街普濟醫院　蒐泉樓　田中三郎

○通常會員

高知市本町四九　松旭園　今村鷲
新潟縣高濱町字推谷　古化堂　今井藤吉郎
大阪市東區内久寶寺町二ノ一一　聖壽堂　今城梅吉
高松市旅籠町　究泉堂　乾莊三郎
奉天新市街鐵道西滿蒙殖產株式會社　石田玄流
姫路市大黒町　尙古齋　井上又次
朝鮮開城西本町　石崎勘一
福岡市博多町萬行寺前町五　隨神舟　林田重次郎
大連市伏見臺八區一五　古影堂　速水高虎
支那濟南府望平街　泉壽庵　橋上龜治
廣島縣豊田郡瀨戸田町　玉泉堂　二宮靜一郎

高知市通町三丁目　甘泉堂　堀見馬之助
東京市赤坂區青山南町七ノ二ノ六號　青峰亭　細野義敬
同　市牛込區若松町八二　眄月軒　本間素夫
盛岡市日影門仁王通り　蕖古庵　土井福治
兵庫縣神崎郡舶津村三〇一五　翠竹堂　東郷隆次
熊本市南千反畑丁一八　蒼松亭　千代村勉
支那天津日々新聞社　後素堂　張晋
福岡市橋口町　筑泉堂　櫻木謙三
東京市本郷區弓町二ノ九　青貨堂　貫井銀次郎
岡崎市六地藏町　松湖　大藤鎮太郎
豊橋市花園町二　松流軒　大山銀藏
神戸市兵庫永澤町四ノ九六　不老　大島藤太郎
東京市下谷區車坂町八八　鐵泉堂　大竹寅吉
青島大和町海關四號官舍　海濤庵　荻原猪平
大阪市南區松屋町二ッ井戸北入　莱鳳堂　荻原六作
東京市本郷區天神町一ノ二〇　青寶樓　小川浩
神戸市平野矢部町一一一　有無樓　大石三千穗
奉天小西關春和店院内　靜治堂　岡野清六

大阪市南區八幡筋鍛冶屋町東入　野泉堂　岡田房次郎
同　府下鶴橋町字岡南川島一三四ノ四號　揚晴堂　岡島　福松
愛知縣寶飯郡下地町大字大村　樹香庵　尾崎　嘉市
大阪市北區老松町三ノ四四　笠　南　奥平　昌洪
高知市本町上一ノ七四番屋敷　正美堂　織田　正道
山口縣岩國町散畠　大谷　敏行
東京市神田區五軒町一　寶泉舍　鷲田　信一
大阪市南區難波河原町二丁目　舊好舍　若見　好清
東京市淺草區北清島町一二〇　千泉堂　加賀　千代太郎
朝鮮鏡城郡羅南西本町八九ノ一　無　奇　川崎照一郎
和歌山市金龍寺町四　花　月　川村　徹介
秋田縣鷹ノ巣町八一　晦　堂　河田嘉兵衛
東京市麻布區今井町三井家內　雪　島　狩野　常正
臺灣臺北南門外龍匣口庄一四五　氷山樓　神谷　由道
京都市五條通富小路東入　掬泉亭　金森正次郎
東京市本郷區元町一ノ六二　考古堂　龜田　葵陽
茨城縣眞壁郡上妻村字澁井一一　掬月亭　門井右一郎
山口縣三田尻港　芝蘭堂　梶山升二郎

東京市下谷區谷中三崎町五七　直方堂　梶野　卯七
高知市中新町三丁目　片田　稻美
盛岡市十三日町　不知海　吉田顯次郎
大阪市北區空心町二ノ六〇　凍氷軒　吉田　平吾
岩手縣下閉伊郡岩泉　桐泉堂　吉村　清
今治市風早町二〇　仙泉堂　田頭　寅一
長崎市勝山町三七　碧泉堂　田中　三平
宇都宮市塙田町　通一堂　田野部　政治郎
滿洲興京永陵　竹　溪　竹田　津弘
支那濟南府商埠緯四街　住廼江　谷澤喜一郎
熊本縣宇土町八一八　香月園　龍　野　魏
大阪市北區造幣局官舍五四　龍泉堂　塚本豊次郎
西伯利派遣第十一師團法官部　無隣庵　塚本　浩次
支那營口新市街花園街寶來公司　廣濟堂　塚崎金次郎
長崎市紙屋町五八　魚京堂　津田　繁二
熊本縣宇土町本町二ノ五七　白水軒　中村　辰次
滋賀縣長濱町南船　對松軒　中村　寅吉
京都市押小路通御幸町西入　泉貨堂　中島辨一郎

大阪市西區京町堀通四丁目　秋　月　中島　茂吉
同　市東區唐物町一ノ二五　鳥江堂　中川和三郎
東京市下谷區上根岸町一二五　中村　不折
門司市蛭子町一丁目　春陽堂　永野伊之助
岡山市上ノ町一〇五　脩泉堂　難波　義直
北海道龜田郡大野村字新七里道南一二五　林泉堂　村井　善吉
東京市芝區西ノ久保明舟町七　茶筌堂　村上忠太郎
同　市　同　村上　忠雄
東京市淺草區田原町一ノ一九　養明堂　村松　春代
長崎市興善町三一　興泉堂　村里　常一
東京市麻布區田島町二二　鶯　泉　梅谷　勝一
靜岡市茶町一丁目　北村方　栗田　淳二
同　市同　同　古偲庵　桑原　伴治
臺灣高雄州高雄街新濱町一二三　知足庵　楠田金之亟
姫路市天神町　照泉堂　黒田　錄次
東京市芝區三田松坂町三六　君塚方　研泉堂　藏野　貞三
同　市芝區櫻田太左衛門町四　蝶　外　熊澤　直七
長崎市立山町四八　立山園　八牧　慶治

靜岡市茶町一丁目　北村本店内　苔深堂　八木　牧平
横濱市初音町一ノ一七　八木原　傳三郎
兵庫縣明石郡垂水村字山田二八六　貝貨翁　矢倉和三郎
京都市四條通柳馬場西北角　家邊　良三
大阪府高槻町　印子堂　藪　重正
宮崎縣延岡町字新小路　群芳園　山口德之助
東京市芝區白金臺町二ノ五八　文久童　山本右衛門
山口縣萩町江向若松屋筋　九華庵　山本　勉彌
大阪市西區阿波座三番町一三五　秋月堂　安田多三郎
同　市同　同　皇蝶仙　安田　キヌ
東京市下谷區谷中初音町二ノ三二　槌泉堂　丸山源次郎
宇治山田市河崎町六七三　敬古堂　松本　豐吉
東京市下谷區元黒門町一三　牧野七十郎
市外西巣鴨村字池袋一〇九〇　前田　淳
廣島市大手町二ノ二六　究泉堂　藤井德兵衛
東京市日本橋區南茅場町六　藤川癸巳雄
新潟縣佐渡兩津町夷　好泉堂　藤村　太郎
福岡市通り町東入口七七　自笑堂　藤崎清次郎

支那天津支那駐屯軍司令部　篤生堂　藤田・久
神戸市山本通一ノ二七　赤松堂　小磯　吉人
津市二番町　駒田義三郎
長野縣南佐久郡地中込町　敬　堂　小林角之助
山口縣柳井津町鐵道官舍　泉々堂　後藤　茂助
滿洲鐵嶺西門外大街　龍馬樓　權太　親吉
福岡縣大川町字若津二四〇七　天　興　江島政二郎
東京市四谷區内藤新宿一番地四三號　我學寬　遠藤　於菟
和歌山市玉藻町二丁目　聽松庵　寺田　三男
東京市赤坂區新町一ノ二　永昌堂　赤地　善八
同　市本郷區駒込動坂町三二七　春海坊　安達　俊介
岡山縣玉島町字新町　游仙堂　安藤嘉治彥
臺灣大稻埕下奎府聚街七　珍寶閣　旭　左京
大阪市南區南炭屋町八幡筋北入　龍　堂　東谷　智海
山形市香澄町字小鯨三一　白水樓　荒井　雅雄
濱松市野口六九三　珍泉堂　上羽　章都
大阪市西區京町堀通四ノ一　好和堂　阿部種次郎
東京市牛込區辨天町二七　銅片窖　阿部　仙吉

同　府下淀橋字柏木二三七　水雲莊　淺田　澱橋
岩手縣岩手郡太田村　無疆庵　佐々木　休次郎
三重縣松坂町字西町一二四　凸凹居　佐々木兼助
神戸市須磨町字八本松　虎泉庵　佐々木美山
山形縣酒田町本町六丁目　三泉堂　佐藤　久吉
高知市本町一丁目　方圓堂　佐藤　猛彥
大阪府鶴橋町字東小橋一一五　蝶葉堂　佐野　英山
臺灣嘉義土名大街一五六　佐野　常臣
朝鮮京城府松峴洞四八　芳　泉　櫻井　小一
大連市東鄉町一ノ一三　吉盛樓内　活泉軒　崔　鈞　政
東京市芝區白金臺町二ノ六二　新古堂　木村　昌司
同　府下北豐島郡雜司ヶ谷村鶴卷町三八〇　靈龜亭　北浦　大介
東京市日本橋區駿河町　三井家仝族會事務局　三井　文庫
同　市麻布區笄町一三三　竹　清　三村清三郎
同　市芝區芝口三ノ一四　養泉舍　三村　留吉
同　市小石川區水道町三九　三井源右衛門
岡山縣宇野町字田井　洗心齋　水原岩太郎
盛岡市加賀野小路二一　陵泉堂　宮　福藏

鳥取市立川町二ノ二九　寶木舍　宮石宇之吉
熊本縣宇土町　泉華堂　源　永光
支那天津佛租界二號路二四
住友合資會社天津洋行內　水野鵠之助
大阪市南區門屋町　虎偲樓　下間寅之助
高知市片町八　提隣庵　下村龜太郎
丸龜市中府　虎泉堂　篠原辰次郎
大阪市外鯰江町　島田　吉一
東京府下南千住字千住南八四　採蘭堂　白崎　秉賚
同　府日暮里町一〇七六　潛　龍　日比谷　昇
東京市下谷區徒士町二ノ三三　清泉堂　平澤　清
岡山市大黒町　天眞堂　平井　義男
名古屋市西區上園町五ノ九　大成堂　土方　萬雄
門司市外大里町三三八一　春湖堂　廣內竹三郎
津市西新町　森　啓助
東京市牛込區喜久井町二二　禾　亭　森川　穎一
京都市下八幡町森ノ町　莛　同　森本　信富
廣島市國泰寺町一二三　活泉舍　森本　寛造
東京府下大森入新井一、四五九　寶分樓　守田重次郎

東京市芝區明舟町七　持田　降治
支那廣東海關　森本　實樹
埼玉縣南埼玉郡篠澤村高岩一、四〇八　高　嶽　關山　勉
大阪市西區薩摩堀裏町三七　聽古堂　須藤利喜松
東京市牛込區西五軒町一四　遊泉齋　鈴木　中二
朝鮮慶尙南道慶山郡南川面河圓洞
西本組出張所　源泉庵　鈴木　源一
岩手縣遠野町　光　泉　鈴木吉十郎
臺灣臺中州臺中街第一市場　鈴木　善七
京都市三條通富小路西入　雅樂堂　杉浦　丘園
四日市市々濱田一、四七一　泗翠子　杉村　偲吉
滿洲海城郵便局官舍　松林堂　末安元太郎

以上の外會費滿了の通知後、拂込なき數十人は掲げず

新入會員

營　口　手島喜一郎　紹介　古谷草樂莊
同　關　甲子郎　同

No. 34

認可
發行 大正十一年一月一日

貨幣

(第參拾四號)

東洋貨幣協會

○貨幣 （第參拾四號） 目次

◎論説

○日本最古の貨幣を論じ和同開珍錢の新古に及ぶ……深藪庵……一頁
○錢范・錢祖……(一)……呆仙……一〇頁
○萬延佐渡の無背文錢……森川禾亭……一三頁
○鳴海平藏の書上の研究…(三)…花林塔……一四頁

◎小解

○寛永四當短宝……安田キヌ藏……一九頁

◎顧選函

○古泉大全の事共……續……韻泉散史……二〇頁
○最高價の皇朝錢……二二頁
○銀壹匁明治通宝の彫母錢……二三頁
○靖康通宝折二篆書錢……二三頁
○宣和通宝鐵折二……松平皆空庵藏……二四頁
○寛永長嘯子……田頭仙泉堂出品……二四頁
○貨幣御變革建白書……(五)……二五頁
○北京に於ける日支古錢大會……二六頁
○徳川氏貨幣史……續……三一頁
○徳川氏貨幣表(三)……甲賀宜政編……三三頁
○競鑑……三五頁
○警告……三六頁
○廣告其他……三六頁

謹賀新年

大正十一年一月元旦

東洋貨幣協會

會長 田中啓文
副會長 藤井榮三郎
副會長 大阪 工學博士 甲賀宜政
理事專務 三上香哉
理事 新井源三郎
名譽顧問 林靜男
顧問 大阪 本山彥一
同 福岡 瀨尾外與藏
同 大阪 與平昌洪
主事 鷲田信一

理事 大阪 原田寅之助
同 同 濱村榮三郎
同 京都 渡邊定次郎
同 靜岡 野崎彥左衛門
同 大阪 龜島善五郎
同 高松 岡侃
同 丸岡 藤山幸之助
副主事 大阪 下間寅之助
評議員 同 泉吉次郎
同 天津 西村博
同 長崎 德田眞壽
同 三河 大澤德三郎
同 奉天 古谷若松
同 小林洋之助
同 須磨 小坂協
同 北京 賈叔岩
同 盛岡 水原庄太郎
同 松平勇
同 杭州 周書
同 三河 今泉忠左衛門
同 門藏 石井亮
同 京都 伊藤庄兵衛

會規

一本會ヲ東洋貨幣協會ト稱ス

一本會ハ貨幣ニ關スル總ヘテノ事項ヲ研究スルヲ以テ目的トス

一本會ハ毎月雜誌「貨幣」ヲ發行シ陳列會ヲ一ヶ年四回開催ス(開會時日ハ誌上ニ豫告ス)

一本會ハ會員ヲ四種ニ分チ通常會員、特別會員、賛助會員トシ功勞アル者ヲ名譽會員ニ推薦ス

一本會事務所ヲ東京市深川區靈巖町百六拾六番地藤井榮三郎方ニ置ク

細則

一會員ハ左ノ三種ノ一ツヲ選ヒテ會費一ヶ年分ヲ前納スルモノトス

通常會員一ヶ年金四圓五拾錢

特別會員同　金九圓

賛助會員同　金拾八圓以上

但シ一ヶ年分以下ノ送金者ハ購讀者ト見做シ定價ニヨリテ換算ス

一雜誌貨幣ハ一部定價金五拾錢トス

一會員ニハ毎回「貨幣」ヲ頒布ス

一會員ハ開會毎ニ出品シ其他意見ヲ開陳シ得ルノ權利ヲ有ス

一出品物ノ往復費用ハ必ラズ出品者ニ於テ負擔スヘシ

一會費滿了ノ捺印アル雜誌ノ送達ヲ受ケタル會員ハ直ニ後チノ一ヶ年分ヲ送金セラルヘシ

一入會ヲ望マル、方ハ宿所氏名ヲ詳記シ會費ヲ添ヘテ事務所又ハ役員ヘ申込マルヘシ

一一切ノ會務ハ會長及ビ役員ニ於テ處理ス

會告

毎年六回開會し來りたる陳列會を、會誌發行の都合上本年より左の四回に改めて開催することに成りました

一月　四月　七月　十月

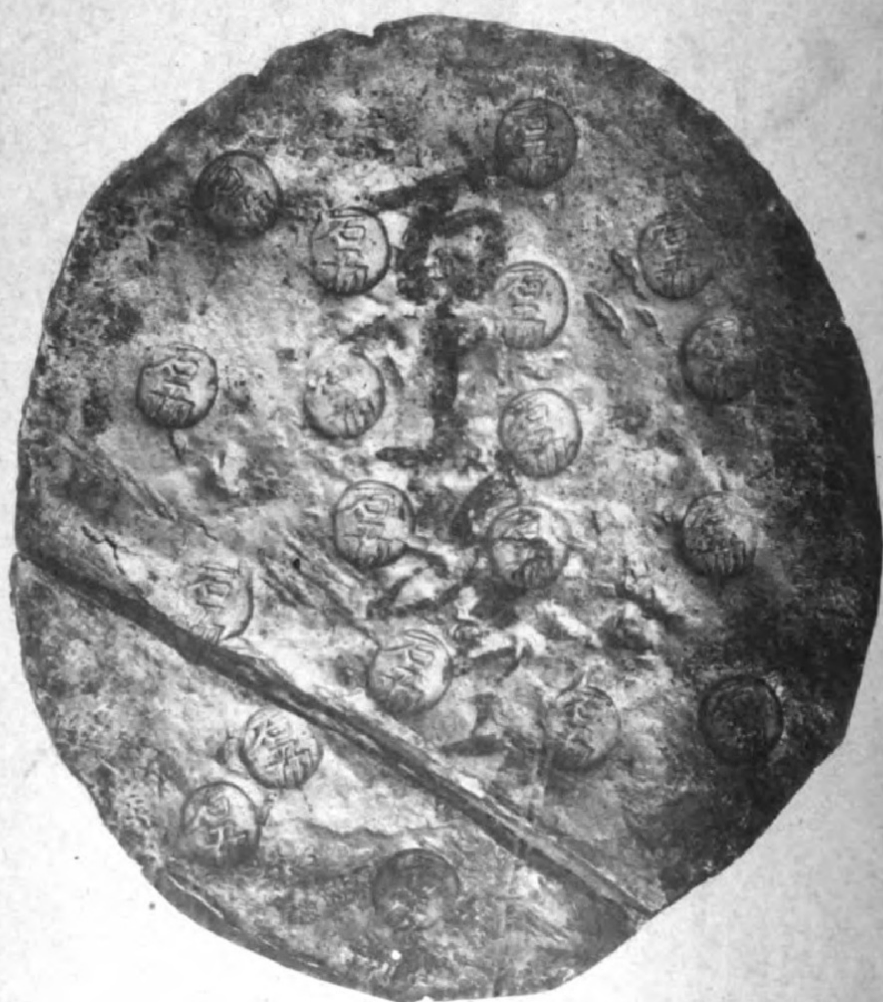
但し一月は八日で其外は各毎第一日曜日と定めました

○御出品物は從前の通りでありますが、可成は一回に二度分の御發送を願ひます、それは時間と手數とを省くのみでなく、順繰りに誌上へ發表し、品評する必要上でありまして相互共に費用も手數も簡單に成る譯であります

されば一回に四五品以上を御撰擇の上御送り下さる樣重ねて御願ひ申上て置きます

會誌は充分內容を豐富にして、必らず毎月發行致します

福岡の瀨尾向陵君と大阪の奧平笠南君とは、本會より顧問として、盡力さるゝことを御願ひ致しました



石州灰吹銀

（大阪造幣局藏）

貨幣 （第参拾四號）

『論説』

○日本最古の貨幣を論じ和同開珍錢の新古に及ぶ（承前）

藪深庵

第七章　天平神護元年より延暦十五年に至る

翌稱德天皇（孝謙天皇重祚）天平神護元年九月丁酉更鑄新錢文曰神功開寶與前新錢並行於世（續日本記）

此神功開寶錢は萬年通寶の鑄造主權者たる惠美押勝謀反伏誅したる後、昨天平寶字八年弓削道鏡は大臣禪師となり、色敵なる押勝の撰ひたる萬年通寶なる錢文は不愉快なるを以て、改め選文したるものなれば、其鑄錢所も繼續鑄造したるものなり、故に其製作錢風殆んど同一なり、而し此錢は桓武天皇延暦元年四月（天應二年）迄十七年間鑄造せり、今この錢を論するに先ち

（第三十四號）

當時の事情を知るべく、茲に弓削道鏡の畧傳を、大日本史より拔萃記述すべし

弓削道鏡は河内の人、少くして僧となり、孝謙女帝、内道場に召し入れて禪師となせり、如意輪法、宿曜法を修するに驗ありければ寵遇せられたり、天平寶字五年（萬年通寶始鑄の翌年）十月孝謙上皇、近江保良宮に行幸し不豫なりしに、道鏡常に側に侍したり、淳仁天皇これを諫めて、反て惡しみを買へり、是より先押勝寵を得て權を擅にしたりしが、これより稍疎斥せられたれば、反を謀り終に誅に伏したり、上皇は自巳僧衣を纏ひ國政を覽るを口實として、道鏡を大臣禪師となす、淳仁天皇廢せらるゝや、道鏡寵を恃みて彌恣なり、天平神護元年神功開寶錢を鑄る翌月道鏡を太政大臣禪師となし、文武百官をして拜賀せしむ、道鏡の一族皆高位に拜す、太宰主神中臣習宜阿曾麻呂、宇佐八幡の神敎と稱し、曰く道鏡を帝位に即かしめなは天下太平ならんと、稱德天皇感ひて和氣朝臣清麻呂を遣し

神敎を受けしむ、清麻呂還り奏して曰く、神許し給はすと、道鏡大に怒りて清麻呂を貶竄せり、寶龜元年稱德女帝由義に幸し、道鏡と遊處し狎褻至らさるなし、帝終に疾を得平城に歸りて崩ず、道鏡陵下に廬したりしに、群臣白壁王を立つこれ光仁帝なり、坂上苅田麻呂道鏡の罪惡を奏し死刑を請求す、光仁帝は温厚大度の帝なれば、先帝の寵愛を誅する忍ひすとなし、死を減し下野國に流す、又阿曾麻呂を多褹嶋に流し、清麻呂を召還す、三年道鏡貶所に死し庶人の禮を以て葬る

天下神護二年十二月

辛亥 中略 是歲民私鑄錢者先後相尋配鑄錢司駈役、皆着鈴於其駄以備逃走聽鳴追捕焉 續日本紀

以前の私鑄者は死刑なりしも、當時は今日懲役人の如く勞役に使用し、鑄錢司に配し、鎖の代りに鈴を附し逃亡を防きたり、而して彼等の鑄造したる錢は勿論當十錢なる萬年神功の兩種の中なるべく、當時は既に通用錢を母とし鑄造する術を知り居れば、かくの如くして私鑄し、且つ原料として和同錢を鑄潰したるものなり、

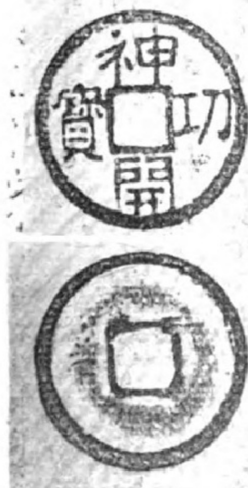
官鑄 本爐錢



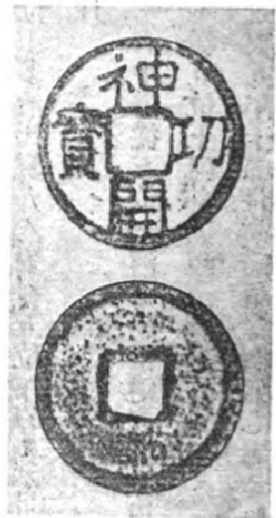
右等を母錢として私鑄したるもの



官鑄 本爐錢



右等を母錢として私鑄したもの



翌神護景雲元年二月

丁未中略從五位下吉備朝臣眞事爲鑄錢員外次官

鑄錢司の業には私鑄錢監視等の課目も置かさるべからざる時代となりたれば、斯の如き官も必要となりたるか

同年十一月

丙寅私鑄錢人、王清麻呂等四十八賜姓鑄錢部流出羽國續日本記

右に依れば當時私鑄錢者多く鑄錢司にても使ひ切れずこの所置に出でたるものなん

同年十二月

乙酉中略阿部朝臣三縣爲田原鑄錢長官刑部大輔如故

右に依れば田原なる地ありて、此所に鑄錢司ありしものと思はる、而して其長官阿倍三縣は刑部大輔を兼任し居れり、刑部大輔なる役は、帝都に住むべき重要なる今日の司法次官の如き役なれば、帝都を住居として遠方へ出勤は不可能なり、然らば田原なる地は帝都附近ならざるべからず、今日奈良附近に田原なる地名四ケ所あり、一は今の奈良の東方一里石切峠の先にして、即ち春日山の裏手に當り田原村あり、中外錢史は或は此地ならんかと疑へり、一は今の奈良の西北三里餘、河内國に田原村あり、一は舊奈良の正南四里に田原本町あり、一は奈良北方四五里山城國綴喜郡に田原郷あり、以上四ケ所とも今日に至る迄、鑄錢の遺跡ありしを聞かず、茲に於て余は當時の田原鑄錢司なる地は今の山城國相樂郡に在る錢司村こそ夫れなりと推定するものなり、而してこの錢司村は天長四年（富壽神寶當時）の太政官符に、此司岡田に在りし、なる字句あり

て以前此地に鑄錢司ありしを示し、倘貞觀七年に銅を山城國相樂郡岡田鄕舊鑄錢司趾に採る云々の記事、三代實錄にあり（鐃盆神寶當時）て更にこれに裏書し居れり、而して此錢司村の中に田原なる字地ありと謂へば、更に疑ふ餘地なく、又今の奈良よりは奈良坂を基點として木津川に架せる恭仁大橋迄二里弱、それより十町余にして錢司村なれば、舊奈良より三里弱なるべし地勢木津川に臨み伊賀街道に沿ひ奈良よりの路も惡しからず、奈良住の官吏の兼官にも差閊なかるべく、他に確實なる証跡ある地なき限りは此地なるべし

神護景雲二年五月

甲子授鑄錢長官從五位下阿部朝臣清成從五位上、次官正六位上多治比眞人乙安從五位下以勤公也

翌三年三月

戊寅中畧右中辨從五位上阿部朝臣清成爲兼田原鑄錢長官中畧從五位上阿部朝臣三縣爲筑前守

右二項に景雲元年十二月の前項を對照し考ふれば、當時鑄錢長官と、田原鑄錢長官と二種の官ありたるものと思はる、假に景雲元年十二月任命の田原鑄錢長官の阿倍三縣は、任命後直ちに他に轉任し、阿部清成田原鑄錢長官となりしものとしては、其在職僅かに五月なれば、次官と共に勤公とは餘り早過ぎる、又二年五月に鑄錢長官にて在りしものが、三年三月に右中辨になり居るは宜しきが、此時田原鑄錢長官を兼任したるは、清成は鑄錢事業に慣れ居る爲め、田原鑄錢長官を兼ねたるものにして、筑前守に轉任したる阿部の三縣は其時迄刑部大輔兼田原鑄錢長官に在りたるものにてはなきか、然れば帝都より距りたる地方に鑄錢司ありて更に田原に鑄錢司を置きたるものなるべし、恰も和同元年の長門に鑄錢司ありて、帝都附近即ち河内に催鑄錢司を置きたる如きものに非ずやと考へらる、斯く考へると、本鑄錢司は近江國膳所に在りて、原銅を以て鑄錢し、田原にては和同錢を鑄潰し鑄錢したるものに非ずやの疑念か起る、

斯くの如く考へると、左の事實か念頭に涌出する、夫は（一）は當時献錢授位の復活して盛なることなりそれも神功開寶を鑄造したる前月よりなり

天平神護元年八月錢百萬　日置毗登乙虫
同　九月錢百萬外ニ稲万束　民忌寸礒麻呂
同　二年正月錢百萬　伊吉連直次
同　二月錢百萬　橘戸高志麻呂
同　九月同　外槍榑千枚　日下部宿禰淨方
同　十二月同　外稲万束　春日戸村主人足
神護景雲元年二月錢千二百貫外ニ稲若干　越智直飛鳥麻呂
同　三月錢二千貫布千段　新治直子公
同　四月錢百萬絹及稲若干　敢礒部忍國
同　同月錢百萬稲万束　額田部直塞守
同　八月錢二千貫牛十頭　秦忌寸眞成
同　十月錢百萬稲二万束外數品　凡直繼人

以下は本紀にも物を献し外從五位下に叙すと稱して畧しあれども多分錢等ならん、各外從五位下に叙し居れ

り、余の推量なれどもこれ等の錢は田原鑄錢司にて吹直されしものに非ずや、余は八九分迄的中せりと考ふ

（二）は鑄錢長官の阿部の清成のことなり、夫れは天平寶字八年十月癸に惠美押勝〻近江に討伐して功ありし諸氏を賞したる中に、阿部朝臣淨成なるものあり、清成と淨成とは異人なるやも知れされども、當時の書には時々斯の如きは同人の事あれば、同人ならずやにも考へらる、而して淨成は多數人と共に從五位下に叙せられ居れり、或は彼は近江の鑄錢司の官吏にして、押勝か近江勢多へ逃け來りしを、如何にかなりたりしものにあらずや、彼是綜合して見れば、それに非ずと非認することも能はざるなり

（三）かく如く論り來れば瀨田川にて採取せらるゝ萬年神功錢は膳所製のものに非すやと考へ得らるゝなり

神護景雲二年

三月乙巳 中畧 又長門國豊浦厚狹等郡宜養蠶乞停調銅

代令輸綿云々續日本記

豊浦郡は長府のある所なり、長府にて萬年神功錢を鑄造したる形迹ありしを聞かず、然るに茲に銅を調することを停止して、綿を納める樣記しあり、然らは當時長門にては銅の採掘引合はず、故に斯の如き請願をなしたるものなるべし、又銅を調すると云へば原銅を納めたるものにて、何時頃よりか鑄錢は中止したるものなるを證明せり、其期日は天平二年より天平七年の間なるは勿論なり、故に長門鑄錢司の存在は文武天皇三年より三十三四年間なるべし

光仁天皇寶龜三年

八月庚申太政官奏、去天平寶字四年三月十六日始造新錢與舊並行以新錢之一當舊錢之十、但以年序稍積新錢巳賤、限以格時良未安穩、加之百姓之間償宿債者、以賤日新錢一貫當貴時舊錢十貫、依法雖相當計價有懸隔因茲物情擾乱多致諠訴、望請新舊兩錢同價施行、奏可

此記事によれば當時人民は既に新錢と舊錢と間に相場を立て、新錢は十文に通用せざりしものと思はる、當時の金貸は甚た困難せしものと思はる

同五年九月

庚子中略從五位下丹比宿禰眞繼爲鑄錢次官云々續日本記

同八年十月

辛卯中略從五位下紀朝臣門守爲鑄錢次官云々續日本記

右の二項を見れば當時尙鑄錢を繼續したるものなり、而して其錢文は尙神功開寶なり

同十年八月

壬子勅去寶龜三年八月十八日太政官奏、永止舊錢全用新錢、今聞百姓徒蓄古錢、還憂無施宜聽新舊同價並行續日本記

寶龜三年の令は新舊兩錢即ち和同開珍錢も萬年神功兩錢も、總て同價にて使用せよとの令なるに、右の令を見るときは當時迄新錢のみを使用せしめしものと思はる、尤も三年の令は突然に發せられては、人民中困難

するものあるべし、止を得す十文を單位として一文と云ふ語を飜したるものなるべく、斯の如き例は德川政府時代にても、四當として鑄造したる錢は自然二當となれり、彼の波錢それなり、銅錢と同價たるべき鐵錢は銅錢の價を押上げ、十文錢となしたり、これ自然の理にして、無理は永久に續くべきものに非ず、只此際に割の惡しくなりたるは、大形錢なり、折二錢の價もなく、止を得す一文となりたるなり、而して余は寶龜三年以後に鑄造せられたる錢は小形なる彼の長刀神功なるべしと考ふ

桓武天皇延曆元年二月

庚申（中畧）從五位下中臣朝臣鷹主爲鑄錢長官（續日本記）

同年四月

癸亥詔曰朕君臨區宇撫育生民、公私彫弊情實憂之方欲屛此興作務茲稼穡、政遵儉約財盈倉禀、今者宮室堪居服翫足用、佛廟云畢錢價旣宜、且罷造宮勅旨二省法花鑄錢兩司、以充府庫之貨、以崇簡易之化云々

（續日本記）

延曆九年

冬十月甲午復置鑄錢司

同月

己酉從五位下多治比眞人乙女爲鑄錢長官

此多治比乙女は當時より二十三年前に鑄錢次官たりし乙安の誤字に非ずやとも思はる、彼は近江膳所に在りて鑄錢の經驗あるものなればなり、而して此鑄錢所は近江膳所にして、其錢文は和同開珍なるべし、又其物は左圖の如く其製作形狀神功開寶錢の末鑄長刀神功錢に酷似したるものならずんば非ず、而して左圖の品は伊勢松坂附近竹藪より、跳和同二枚禾和同一枚潤字和同一枚萬年通寶六枚神功開寶三四十枚と同居して出土したる同型和同錢四五枚中の一員なり

諸君は萬年神功錢の後に和同錢を鑄たりと論したるは甚だ無謀なる如く思はれんなれども、歷史を咀嚼して熟考するときは如何にしても斯の如き順序となり且つ

伊勢發掘
和同



長刀
神功



實物上よりして長刀神功錢に酷似したる和同錢の排列上歷史と調和し得るには止を得ざるなり

歷史上、前より論ずる如く、萬年通寶は惠美の押勝の勢力にて當十として鑄造せられ、押勝誅戮後、弓削道鏡は錢文を改めて神功開寶となし、當十錢として發行し、稱德女帝崩御弓削道鏡流滴せられ、光仁天皇即位後は帝位を覬覦せし道鏡が撰ひし錢文は不吉なれば、改正すべきが當然なれども、寛仁大度なる光仁帝は、道鏡をすら誅するに忍ひずして流刑に處する位にて、錢文も亦改めずして、其儘鑄造を繼續したり、然るに人民は當十の價なき萬年神功錢は當十として使用するを欲せず、寶龜三年の太政官の奏聞となり、更に同十年には和同錢も萬年神功錢も同價格にて通用することゝなれり、斯くなりたる以上は何れを鑄造するも同樣なり、かくて光仁天皇は位を桓武天皇に讓られ、その延曆元年には鑄錢司を罷め延曆九年更に鑄錢司を置きたるが、此時に當り逆臣の弓削道鏡か撰ひし錢文を其儘繼承すべきか、將又日本最初の錢文を附するか、先帝即ち光仁天皇ならば知らず稱德女帝に義理なく且つ永年帝都たりし奈良を捨て京都に僊都したる程の英邁なる桓武天皇にして、如何でか逆臣の撰ひし錢文を附すべき、必ず和同開珍の錢文ある錢を發行したるは理の當然なり、而してこの和同錢の鑄造期は永くも延曆

十五年隆平永寶錢を鑄たる迄六年間なれども、其以前に於て鑄造を停止せらたるや歷史に明文なければ不明なり

延曆十五年十一月八日

乙未、詔曰、周朝撫曆、肇開九府之珍、漢室膺期、爰設三官之貨、用能遷有無以均利、通□夷而待宜、濟民之要須、乃益國之嘉策、然而□機適時、賢哲所以成務、權輕作重、母子抱是並行、頃者私鑄滋起奸鑄紛然、施之交關、既爲輕賤、宛之貯蓄、不堪實用、即欲禁止、卒誰懲清、事須平量以救流弊、是以更制新錢、仍增其直、文曰隆平永寶、宜以新錢一當舊錢十、新舊兩色兼使行用、但舊錢者始自來歲、限以四年、然後停癈 日本後記

右の詔に依れば其頃尚私鑄錢の鑄造行れたる樣なり、この私鑄錢は左圖の如き跳和同禾和同錢等の類にてはなきか、其製作後期和同錢に類似し且つ發掘品はこれ等と同居すればなり後考を待つ

（第三十四號）

跳和同



禾和同



同潤字



而して茲に始めて隆平永寳錢は當十錢として鑄造せられ、舊錢即ち和同萬年神功錢は一文として通用することゝなりしなり、尙四年後迄には舊錢は全部鑄潰し隆平錢となり、舊錢は停癈する豫定なりしも、德川政府時代に金銀貨の改鑄なしたると同じく、絕對の効を奏せざりしは後の歷史か證明し居れり、併しなから和同開珍錢の鑄造は其後祝鑄錢として寛永錢當時に行れしも通用錢としては延曆十五年迄なり、猶又嶋錢に和同開珍に似たる、和開通寳又は和開珍寳等あれどもそれは民鑄の理由なき鑄寫し錢なり

終に臨み拙文にして甚だ讀惡かりしを謝すると同時に、余か說に誤謬あれば正され、不足あれば補れん事を斯界の爲めに希望す、先日本山先生が和同錢型展覽會を行はせられたる席上、甲賀博士の演說中、和同錢中其銅色黑味を帶ひたるものと然らざるものとあり、此黑味を帶ひたる銅は砒素セリウム等を含有したるものにて、今日山陽、山陰兩道附近に產する銅は、是等非金屬を含有せり、これを見れば其黑味を帶ひたる銅色の錢は、內地の銅を使用して鑄造したるものならん、と化學者より見たる觀察を說かれたり、斯の如き論は横より見たる錢貨學にして最も尊重し、且つ多大なる參考となるべきことゝ考へらる、唐國の銅と日本の銅の差を見る微妙なる證明なれば、茲に博士の說の一句の拜借し、余等の大に得る所ありしを謝す（和同稿終）

○錢范と錢祖（一）

呆仙

現存せる錢范と錢祖とに就て、吾等實見の感想を述へ未知の會員の爲めに解かんと欲す

（一）錢范の体質に於ける種類

一、銅　銅范といふ

二、礦石　石范といふ

三、泥磚　磚范といふ

四、砂泥　砂泥又は泥范ともいふ

一は銅鑄にして無文の錢形を備へたるものへ、其時代の適當錢文を彫り入れたるもの、古くは半兩、五銖より、王莽の大泉五十錢范に、正品の傳流せるあり

二礦石范は白礦質の石を以て製し、是も亦無文の錢形を彫り込み、鑄道の兩側へ適宜に配列したる後、錢文を彫り入れたる式に據る、四銖半兩に多く、莢錢を稀に散見す

右の様式によりて一二共に錢文は必らず見た眼に傳形にして、白文即ち陰文なるを例とす

三磚范は砂土にて造りたると、泥土にて作りたるとの二種あり

共に之れを半ば陶化して硬質に爲したるものなり、而して其土砂を採りて陶化し、磚范としたるものは齋法貨の錢范に於て見るが如く、錢形字文等を彫り込みたる類、即ち銅范石范の如き式によりて造られ泥土の本質たる磚范は前漢第一期の五銖錢を最初として、第二期の五銖又は王莽期の五銖、大泉五十及び小泉直一錢等に數種の現存するものあり、右の内第一期五銖の磚范に限り、規模小にして全体の型小様、錢形の配列も中央鑄道の兩側に、僅か十個位を并列して限度とし、字文は亦陰文にして深かく細し、第二期五銖以後王莽代の諸范は、其形狀頗る大にして、錢形も字文も隆起して、必らず陽文の特性に從ふ、而して錢形の配列は　大鑄道を中央に設けて、其兩側に三連二連又は五連錢等のものあり

(因に連錢とは錢より他の錢に連續して鑄道の存するものを指していふ)

されば一錢范の有する錢形、少なくも二三十個より五六十個の多きに及ぶものあり殊に小泉直一の如き小形のものに至りては、一爐に百餘錢を配列したるなり

齋法貨の磚范は、其質寧ろ瓦に近かく、砂土を合し陶化したるものと信ず、厚さ約八分より一寸位にして

稍や硬質なり、其色灰黒にして分子荒し

第一期五銖のそれは厚さ約一寸弱にして、質は泥土の細粉なるを堅め、之れを熱したるものなるにより、性質極めて脆弱なり、從つて其色赭紅の所謂煉瓦色を呈す

第二期五銖の錢形字文共に鮮美なる、現存せる磚范は其色灰白にして、全く陶化し、極めて硬質に變じて厚さ約八分以下六分位迄を通例とし、然かも全体の形狀に、曲折を存して、錢形歪みたるもの多し、之何によりてなるかを解かんとす

思ふに如此白陶化したる硬質の磚范は、之を製造すべく、加熱せる際に於て、適度より熱度の強きに過ぎたるが爲め、終ひに前述の如く、范の全体に不規則なる曲折を生じたるものにして、目的たる實用の選より排棄されたる不適のものたるを信ず、されば今日に及びて存在するものも、磚范上に顯はれたる錢形字文、悉く鮮美に保たれたる理なり、之を換言すれば、加熱の强かりしか爲め型に反りを生じ、從つて錢形に歪みなぞを起したるにより、實用磚范たらしむるを不得、爲めに癈棄されたるものなりとす

總して王莽期迄に至る間の磚范にして、硬質の肉薄き錢形鮮明を保つものは、范の全形を保たざるものと雖も、當時使用せられざりし癈物と見做して不可なかるべきなり

王莽の大泉五十、小泉直一等に至りては、磚范の形式頗る優大なる其だけ、厚さも約二寸弱に達するものあり、然れども其泥土質は、表面の錢形を有する部分に於て稍や陶化の跡を知り得れども、全体に就ては殊に柔弱にして、手を觸るゝ毎に、分子の崩れ損破し易き程度に脆きは、當時の實用磚范に於ける、常例なりしが如し

然るに第二期の五銖及び第三期の五銖（王莽代初期の五銖）磚范には、右の大泉小泉に於けるが如き厚肉にして大型のものを存せずして、厚さも僅か一寸位迄の

ものを通例とし、錢形の配列も三連以上に出するなし如之其製作も、亦大泉小泉等の如きものに接せざるより見て、予は王莽代に於て鑄造せられたる五銖錢の類を大泉五十及小泉直一等の所謂六錢より、一歩前の鑄造なるべしと考ふ、要するに莽の錢制に大改革を行ひたる以前の劉漢式は癈せられて、新たに多數の錢を一爐に鑄出さんとする必要上より、舊式の磚范製造法に、改良を加へ從前より大型厚肉の范を造るに至りたるものが、即ち六錢の新式にして、五銖は舊式に據りたるものならざるべからず

四砂范　これは古き時代に存影を認めざるものにして第二期前漢の五銖頃より盛んに應用せられたるものなるらし、砂范は稀錢又は磚范の陽文陽形なるものより、次いで造らるゝ范にして、之を實用の錢范として使用し、銅の溶きたるものを注入したる後ちは此砂范は破碎され、其内に出來上りたる錢を取り出すの方法に從ひたるが爲か、砂型其者は、それと同時に打碎かれて、再び使用すべきものに非ず、然れとも其細粉と成りたる砂土は、復々精錬されて新たに砂范たらしめしものに疑あるなし、右の理由によりて、如何なる時代に於てもの砂范は、確實に存在すべきものにあらざる事、日支共に同理なり

以上は錢范の種類及び本質に就て記述せり、次號に於て錢范使用上の順序を報じ、次きに錢祖の作用に及びて詳記せんと期す（未完）

○萬延佐渡の無背文錢

森川禾亭

佐渡錢の研究に就ては三上花林塔氏の曾て本誌第六號乃至第八號に於て詳細論述せられたる所なるが元文及安永相川錢に有背、無背の二様あるが如く萬延相川錢にも亦無背文のものあるべく思考せらる、然るに新撰寛永錢譜後編所載安政淺草（淺草は誤りにて小菅なり

と）錢縮字なるものは即ち其の無背文の母錢なるべし
とは今日寛永錢研究家の新説なりといふ而して未だ該
品の子錢は發見せられざるが如し
予頃日阿部銅片窟氏と共に鐵錢數貫を擇出すの機を得
たれば或は未見の品もあらんかと樂みつゝ精査せしに
其の中一個を得たり即ち左圖の如し



今此の錢を安政小菅鐵錢に比するに其の錢體の大小、
原薄、輕重并に面郭の廣狹等大に其の風釆を異にせる
を見る蓋し前記佐渡無背に該當するものならん乎
惟ふに鐵錢の如きは從來重きを措かれざりしを以て先
輩中既に筐裡に收藏せられ乍ら却て看過せられつゝあ
らんも知るべからず、願くは筐底を探つて此が類品を
索められんことを、若し鐵錢にして靈あらば其の姉妹
を得るの喜び如何ばかりならん乞ふ萬延佐渡無背子錢
發見の功を予等二人に私せしめざらんことを

○鳴海平藏の書上の研究（三）

花　林　塔

二代目の傳に又

刑部錢奉行職仕候此功を以て錢座毎に奉行職仕候

とありますが、此時分そんなに度々錢座の興廢があつたのでせうか。其錢座の在つた地は無論京都といふのでせうが「錢座毎に」は意味の取樣に依ては一ヶ所でないやうにも聞えす、夫から

一子兵庫三代錢奉行職相勤め申候

と云つてあるが、此初、二、三代の頃の連續鑄錢は、記錄の上では認る事が出來ません。夫は初代の頃でも

指摘して置きましたが、此時は明錢の輸入が盛んであつて、「不足を鑄足し」する必要に迫られては居ない時ですからです。茲に應永以後の輸入錢を調べて見ますと、前にも引いた〔看聞日記〕の

永享三年（後花園天皇〇明宣宗宣德六年 西曆千四百三十一年）七月二十八日
自高麗公方へ進物到來、鵝眼千貫云々

同　五年（同〇同宣德八年 西曆千四百三十三年）明使來りし時

又〔看聞日記〕に

同　六年（同〇同宣德九年 西曆千四百三十四年）六月五日唐使室町殿參入の儀嚴重（中略）進物辛櫃五十合、鳥籠十籠、鵝眼三十萬貫云々

とある、又

嘉享三年（明英宗正統八年 西曆千四百四十三年）朝鮮使節の來りし時

寶德三年（明景帝景泰二年 西曆千四百五十一年）琉球使節の來りし時錢千貫

又此年明に銅錢を求めました、是は〔善隣國寶記〕に景泰年間とあるに正合します

又〔臥雲日件錄〕に

長祿二年（明英宗天順二年 西曆千四百五十八年）正月八日（中略）先是自大明得六萬貫（下略）

とある。二年正月の記事に「先是」といへは長祿元年の事と見ます

寛正元年（明英宗天順四年 西曆千四百六十年）朝鮮の使節の來た時

同　五年（同　八年 西曆千四百六十四年）明へ銅錢を求む

又〔齋藤親基日記〕の

文正元年（明憲宗成化二年 西曆千四百六十六年）七月二十八日琉球人參洛の時

此時の進物、料足一千貫の事は前に例に引きました

又〔戊子入明記〕に貿易品の品名評價を載す

此時（應仁二年 成化四年）輸入錢ありたるを知るべし

又文明年間は明より再々輸入ありて

文明元年（明憲宗成化五年 西曆千四百六十九年）雪舟の歸朝した時

同　七年（同　十一年 西曆千四百七十五年）銅錢を求むる時

同　年十（同　十四年 西曆千四百七十八年）五萬貫來る

同十五年（同十九年 西暦千四百八十三年）十萬貫兌換す

なとある、是等を「善隣國寶記」に對照して見ると

天順八年（後花園天皇 寛正五年）錢を請し文

成化十一年（御土御門天皇 文明七年）錢を請し文

此文中に、成化五年（文明元年）に錢を得た事が記してある、雪舟は其船に同船して歸朝したものらしい。私の考へた船の出入の度に輸入錢が在つたらうといふ推測は之で證據立られた樣なものです

成化十九年（同帝 文明十五年）錢を請し文

が載て居る、此最後の文中には、成化十四年（文明十年）にも錢を得た事が書いてある

かういふ風に此時分には支那と交通のある度毎に、夫を利用して銅錢を兌換輸入する事を勸めましたから、明錢は隨分多く來て居る譯です。そして是は重要記錄上だけの調べですが、記錄にも載らない大内家や、九州の豪族などが自由自在に沿岸貿易をして取り込んだ額は、どの位の額だかわかりません 、殊に據たら文書に顯はれて居る以上ではなからうかと思はれたのです

かういふ風に莫大の輸入錢のあるのに、室町政府が錢座を建てゝ不足を鑄足すといふ事はどうしてもうべなうことが出來ません。私は永樂錢の鑄造が豊臣氏以前にあるといふ事は認る事が出來ないのです

夫から三代目の傳です

永正七年庚午年、足利………若君御誕生………故ありて會津へ……右京都より會津へ御下向の節足利家より兵庫を御附下被成候

是は古錢家に必要のない事だからどうでもよう樣なものゝ歷史により出合ふ事だから此際の事情を說明すると、是より先き明應二年四月に將軍義植が畠山義豊を伐て河内で敗績した爲に京へも歸れず周防へ奔て大内義興に身を寄せた。其跡で京では義澄が將軍になつたの下ある。所が前將軍の義植は周防に在て歸路の準備を策し、期熟して永正五年四月、大内義興は義植を率

じて大學して京に入りましたから、新將軍の義澄江州へ奔りました。丁度此騷動で若君が會津落となつたのですから、是丈は事實です。唯此御供が御家沒落のドサクサ紛れとはいへ武士でもない錢奉行の鳴海といふのはおかしい、夫も突發的ならよいが、上からのお附を命せられたは少々眉唾ものである
夫から四代目の傳中に書加へられて居るが「若君御出家の後不動院の住職になられ」て後の事が

　境内支配役に被仰付相勤申候

は零落したものだ、前幕には修羅場で奥方若君を守護して會津落ち、次幕では錢奉行職さんがお寺の差配人夫で跡幕が出ないのだから芝居にもならない
夫から「其後水戸に罷出」のは理由も書てなく

　佐竹家より扶持を請け浪々にて罷任候

は一寸おかしいが、錢に關しない事は省略して置て、五代目の

　同浪々にて水戸に罷在候

此所で花林塔一流の皮肉を云ひます
常陸志料に、佐藤新助の事が可なり委しく出て居まして、錢座興立の事や、金主の事が、我々研究家に納得の行く樣に書てある。足利時代から立派な推しも推されもせぬ錢奉行をした鳴海兵庫父子三代が居るのに、土地の記錄にはケもない。夫も昨日今日來たのではない、佐竹が水戸を領して居る頃より居るのである、慶長初年からとしても寛永二年或は十二年迄に三四十年も住んで居るのである、世間の狹い田舍で錢座の建つたのを見て鳴海の一族は何とも思はなかつたのでせうか。新助の座でも人が入用です、足利時代から連綿と錢奉行職をした人や其子が眼と鼻の先に居るのに交涉の必要もなかつたのでせうか。私が鳴海の書上を疑ふ主眼は此處です。常識の上から言て鳴海の書上は何處迄信じてよいかが疑問です
私は推測します。

鳴海は佐藤新助座の職工で、佐藤家の由緒の内鑄錢に係る事項を潤色して自家の履歴中に書入れたのではないかと

是は將來佐藤新助なり、清兵衛なりの由緒書でも發見した時の左證に致しませう

さていよ〳〵本論の眼目たる六代目の傳の研究にうつります

大僧正様より出府仕候様被仰遣、治部は老衰仕候に付、兵庫出府仕候へば、先祖代々錢奉行職相勤候前功にて、錢造り様可爲鍛錬と被爲思召付

天海僧正の御供をした三代目兵庫は、此書上で見ると成程錢奉行であつたが、四代目、五代目の二人は全然錢に關係した事がない、從事した事もない、勿論其傳に書てない。六代目は猶更の事である、其邊の事情を天海が知らぬ譯はない。未從關係で何もかも知て居る天海が「錢造りやう鍛錬たるべし」などゝ言ひ出す譯はない筈である。もしもさういふ言が天海の口から出たものとすれば、六代目兵庫はどうしても鑄錢事業を實地にやつたものでなければならぬ。私が佐藤座の職工ではなかつたかといふた推測は正鵠に近づいたらしい

夫に面白く思ふのは三代目も六代目も同じ名の兵庫といひます、玆に何か綾があるのではないでせうか。同一人の傳を二つに分けて書くなんて事はない事でもないでせう。錠ひ出すと限りがない

寛永年中於芝網繩手、新錢座御用被仰付候

此「寛永年中」といふのもチト不審がある。三代兵庫の會津落の事由を私が推測した通りとすれば、其兵馬忽慌の際にも正確に「永正七庚午年」と立派に書く程、鳴海家には確實な配錄があるとしたら、此有名な寛永の新錢の「十三年」と立派に書かぬ譯がいぶかしいといはねばならぬ。私ゆ邪推かは知らないが、此文字の上から考へると、寛永十七年に芝座の廢座になつた跡を引受けて鑄錢したとでもいふのではないでせうか。

さうすれば後段の「十八年三月に金銀錢を鑄た」といふ事が生きます、さもなければ十八年の鑄錢も明暦へ持込まねばならなくなる、けれども十八年鑄錢は理由がよいから生かしてもよいが、私の意見としては明暦へ持込んだ方が穩當と思ふのである、其事は其條で說明しませう

「芝網縄手」の事は私が本誌第二十一號に「寛永十三年鑄造錢の研究」中に詳說しました則約言すれば

芝縄手と書きたるを。芝、笠と草体似通ひ、縄、網も草體稍似寄なれば、笠網縄手となり、芝笠網縄手となりたるものなるべし

であります、蜀山人のある隨筆に此鳴海の書上を見て、新錢座の古名を笠網縄手といへりといふ樣に書であるのを見た事があります。其源が鳴海の書上以外にないのならば、私の此解釋は斯界の定義としてよいでせうと思ひます

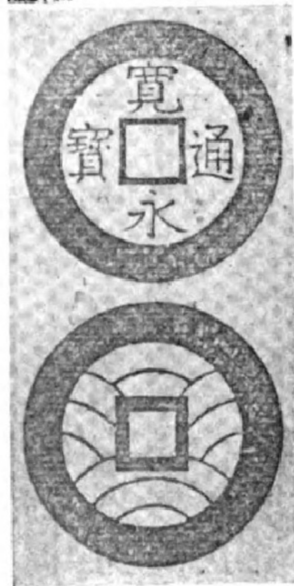
「新錢座御用仰付られ候」は一に座の字がないのもあります、新錢座御用といふと廣義で漠然として居ますから、錢座建設の工事を請負たとも、錢座の必需品、則薪炭、砂、銅、鉛等の御用商人とも解せられる。新錢御用といふのと狹義で鑄錢技術の上だけの事となる。是は鳴海書上の本旨から見て狹義の方でせう　(未完)

◎小　解

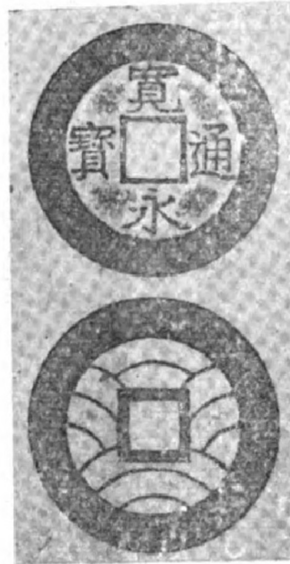
○寛永四當短寶

大阪　安田キヌ藏

四當錢の短寶は、曾て同錫母錢の大形なるものを發見された時より、慶應年中江戸本所小梅の水戸邸内に於て鑄造された事が、明白に成つて以來、各人も注意するやうに成つた結果が、これに鐵錢の子があるものとないものとの二種あるのを區別することが出來た、即ち(一)圖の方には鐵錢があつて、(二)圖の方にはない現品を并べて比較すると、確かに文字に細肥の別があつて、平地の深さにも相違がある、其外微細な點を擧



（一）鐵子錢を有するもの



（二）子錢を有せざるもの

けると、寛字末畫の足、通字辶の點、及び内郭と通字間の深淺（（一）の方は必らず内郭の通字に幷んだ一片が少しく反つて、通字と内郭の間が殊に隔つて谷が深い）それに通字の頭と、辶とが、接せざると、接したのと見易い特點である、永字も點が少さく加之第四畫の筆勢が痩せて居る、寶字には大なる異りがないが、唯冖冠の點が少さく、貝の前足が短かく反りがない

右の樣な譯ですからよく比べて御覽なさい、そして何れも、花林堵氏の論じつゝある、卜字錢類と錢風が酷似して居る

現存數は（一）の方が少なく、（二）の方は多く散布して居る

◎顧選函

○古泉大全の事共　續

韻泉散史

今最初のものと見る可き二冊の書の首端に引用書目を記してあります是れは爾餘の本には何れにも記載なきものであるから御承知の人も少なかろうと思ひまして參考の爲に爰に轉載します

歷代古泉書目

○劉氏錢志　未知何代人
○顧氏錢譜一卷　梁顧烜
○封氏續錢譜六卷　唐封演
○張氏錢錄一卷　唐張臺五季人而宋初猶在
○姚氏錢譜　唐姚元澤
○陶氏貨泉錄一卷　唐陶岳祁陽人官太常博士知端州
○金氏錢寶錄　宋金光襲
○歷代泉譜十卷　宋李孝美紹聖間所著
○鑄錢故事　宋杜鎬
○錢幣考　宋羅泌
○董氏錢譜十卷　宋董逌字彥遠官書學博士
○洪氏泉志十五卷　宋洪遵字景嚴鄱陽人官同知樞密院
○于氏錢譜　明于公甫
○錢法纂要　明邱濬
○錢通三十二卷　明胡我琨字自玉
○徐氏錢譜　明徐象梅
○西清古鑑泉錄一緣　清乾隆帝

○泉刀匯纂　清邱峻
○歷代錢法年號通考　清桐川盛志達書城
○錢錄十二卷　清張端木字崑喬上海人乾隆壬戌進士官諸暨縣知縣
○歷代錢圖　清趙彪詔
○方氏錢譜十卷　清方嵩年
○歷代錢譜　清華師道
○古金錄四卷　清無錫萬光煒字子昭
○歷代鍾官圖經七卷　清陳萊孝譙園
○歷代鍾官圖經纂述七卷　清錢唐梁公虞山蔣
○續泉志八卷　清宋振譽藥川
○續泉志續補　清宋慶凝思村藥川之子
○古金待問錄　清杭州朱楓近漪
○古錢考四卷　清休寧金忠淳古還
○江氏錢譜　清江都江德量秋史乾隆庚辰著
○古泉彙考八卷　清大興翁宜泉嘉慶己未由廕常官至刑部員外

○虞夏贖金釋文一卷　清洪同劉師陸靑園嘉慶庚辰由庶常官至覇昌道
○泉史　清鎭洋盛大士子履
○錢志新編二十卷　清雲間張崇懿麗瀛道光庚寅著
○貨布文字考四卷　清華亭馬昂伯昂
○吉金所見錄十八卷　清萊陽初尙齡謂園
○泉志辨誤補遺兩集　清嘉興瞿木夫仲容
○古泉叢話四卷　清錢唐戴熙醇士道光壬辰翰林官至大司馬同治初年杭州城陷殉節
○晴韻館古泉述記　清仁和金錫鬯蒨穀
○嘉蔭簃論泉絕句二百首　清諸城劉喜海燕庭文正曾孫同治丙子孝廉官至浙江布政使
○觀古閣泉說　清鮑康子年
○古泉匯五集六十四卷　清利津李佐賢竹朋同治初年所著首集四卷序例目錄諸說元集十四卷刀布九百九十四品亨集十四卷刀布七百零五品利集十八卷圜法正品二千二百九十七品貞集十四卷無考厭勝雜品泉範共一千零七品

又余の持藏せる同書三十八冊の普通のものは備後松永の故人高橋長壽堂の舊藏のものでありまして伊豫の尾崎星山子が所々に註を加へて居ます此の星山子は風山軒か大全の著述に就ては大分助力して居る事は該書中に風山訐が言ふて居る所にても窺ひ知る事が出來ます實際に漢字の素養は風山軒よりも星山子の方が餘程深かつた樣でありますが風山軒は漢文は餘り上手ではありませぬ故に大全の文章も文法に叶はぬ所が往々ある樣でも支那人にも讀み下らぬ點があるとか謂ひます

○最高價の皇朝錢

明治三十年八月中旬、近江瀨田橋の附近水中より發見されて、其二十三日より大阪某家の筐中に珍貴せられ、優に饒益錢中に冠たるものとも褒詞を擅にし、皇朝錢

專攻家の美望措かざし、初鑄の大饒益錢




星霜二十四年を經たる、大正十年八月二十三日、或る事情の元に、同じ大阪の新進某家の熱望は、終ひに本壘を動かして、座席ここに新らたなるに至れり、而して其價實に金一千數百圓也、敢へて空前絶後といはしむるなかれ

○銀壹匁明治通寶の彫母錢

質は紫白色の精銅、所謂仕上けの腕き頗る鮮美を極む、肉稍や薄き方にして、外輪の磨鑢亦佳なり、面に



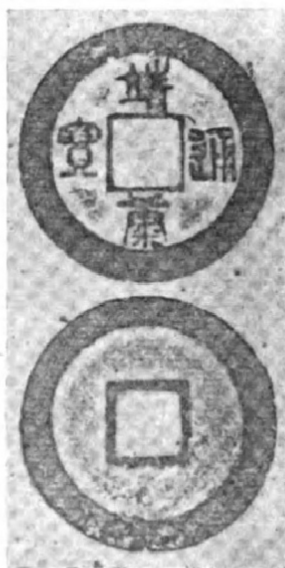


換當通用價格の銀一匁と記し、背は明治通寶の對讀を置き、中央に桐の御紋を配し、周緣は共に菊花御紋章の十六片を、外より臨ましめて、圖案の裝飾に意を留めたる跡を認む、維新改革に際しての試作品にして、終ひに採用の榮を擔はさりしと雖も、彫工加納夏雄の名と相伴つて、光彩睦離たる明治稟議錢の最たる者也

○靖康通寶折二篆書錢

錦州　王氏所藏

支那の大陸的泥土の中より發掘せられたもの丶如く、



僅かに灰泥を被むり、裸々に鑄肌を顯はして、扮裝なきを誇りとするが如き觀あり、宣和通寶濶緣小字錢の錢系に出たる、北宋欽宗末期の錢なれば、隆盛時代の諸錢に比し、頗る損色を示せるは、自ら亡國の衰史を語るものか、王氏最近の獲收にして、翫賞措かざるの品と聞く

○宣和通寶鐵折二

松平省空庵藏

鐵鑄折二錢の宣和通寶は稀に篆書のものを見受けるが



本圖の如き楷書接郭の者を見るのは、初めてである、字文の筆意等から其鑄地を推測すると、陝西省地方の錢であるといふことは、確かに思はるゝ、背に陝字の標記がある小平宣和等に、何となく似通ひた俤を存するのが、動かぬ證と見ることが出來る

寛永長嘯子

今治 田頭仙泉堂出品

寛永十三年以後の所鑄に屬し、製作優美の品である、木下長嘯子の書と傳稱し、其背長郭といへる品に充る

寛永泉志に曰く



木下勝俊は長嘯子と號す、從四位に叙し、少將若狹守に任ぜられ、若州小濱の城主なり、晩年東山に隱居して又天哉翁と號す、慶安元年六月十五日卒す。

本錢は銅色稍や黄く、形狀整頓して、緣僅かに潤く、錢文割合に淺きを常とす、然るに頃日灰白の鑄寫し品を時々散見することがある、それは會津地方で先年僞造したのであるが、一見して暗漫とした品位の劣等なものである、初心の方は注意を要す

○貨幣御變革建白書　續

（第二十四號）

御一新に付貨幣御變改の義は急務の御儀と奉存候舊幕府段々制法相亂れ性合劣り且通用格合海外國々に通用に齟齬仕候に付交易の間に損耗多く御國費相成候に付御改正被爲在度奉存候既に去る辰年正月中愚私京師に罷在候砌土州侯へ建白仕候所同州御藩寺村左膳樣より三岡次郎樣へ右事件御咄しも被爲在候由何れ其内私御呼出し御尋も可有之旨被仰聞候所一ヶ月程も彼の地に在住仕居候得共何の御沙汰も無之候に付東京へ歸國仕候其後尚昨秋中長谷川仁右衛門樣へ手續を以別書事件申入候所御逢被仰付右建白の書類並に委細見込の次第書取差出し候樣御談に付京都に於て差出候建白控並私年來取調置候皇國貨幣海外國々貨幣等の圖面通用格合等相認め候書札一冊並西洋貨幣座圖面等差出し候所御同人被仰聞候には尚事件御採用可被爲在哉に付改革貨幣量目形ち等見込相認候所被仰付則差出し置き候然る所御同人其後御上京に相成其儘打過被在候所當今風聞承候得共皇國貨幣の儀に付外人より何か申出候義も有之哉に承はり及候に付ては貨幣御變革の儀御大切の場

合と奉存候尙建言申上度候得共要路の御方樣に言路無之候に付不得止事閉口罷在候所事件乍恐節迫仕候儀と奉存不絕縮意に貴師御懇意筋の內御重人の御方樣被爲在候一々別書の事件申上度候間此段宜敷御配慮奉願候以上

巳二月　　三浦乾也

○北京に於ける日支古錢大會

會員奥平昌洪氏は大正十年十月下旬北京に開きたる國際辯護士協會第一回總會に出席せられたる際、司法總長にして有名なる古錢家董康氏の知遇を受け其開催したる古錢會に臨みその著書「東亞錢史」十八卷を出して相示し支那の古錢家と意見を闘はせ遂に東洋の古錢學者として名聲を北京に轟かされたり、同氏の出發前九月二十二日「大阪朝日新聞」は其第一四二八〇號紙上に左の記事を掲載す

古錢史の編纂

既に十餘冊を完成した奥平氏

大阪の辯護士中能文家として知られたる大阪市北區老松町三丁目の法學士奥平昌洪氏は業務の傍東亞錢史の大著述に沒頭してゐる元來氏は大學時代から古錢の蒐集に趣味を有し常に研究を怠らなかつたが未だ我邦に完全なる古錢史のあらざるを憂ひ明治三十七年頃東亞錢史の著述を思ひ立ち爾來古錢及び材料の蒐集に沒頭し數年前稿を起し今や十三四冊を脫稿するに至つたが未だ支那の一部を記述したに過きないで更に調査研究を續けてゐるが最近東京の辯護士原嘉道博士が世界的の古錢學者で數十萬の古錢を蒐集されてゐる伊太利皇帝ヴィクトル、エマニユエール第三世陛下が十數年前から年一卷つゝ著述發行された伊太利錢譜と稱する八卷、重量十數貫と云ふ大部の著書を伊太利の宮內省から取寄せて奥平氏に贈りて來た此錢譜は我國には唯一部しか無いと云ふ珍

らしい書物であるから氏は之に力を得本職の辯護士そつちのけの有樣で脫稿を急いでゐる氏は參考資料を山のやうに入れた多數の行李の堆く積まれた中で語る

古錢史の編纂は物好き半分からではあるがまだ完成には至らぬ錢の起原は支那では貝で其次が布刀泉と變り我國では太古は無かつたが中古になつて支那に倣つたもので夫等變遷の跡を見人智の進み行く樣を見ると興味津津たるものがある今度原博士の厚意によつて伊太利皇室の御發行の珍本が手に入つたので之を參考に私が畢生の事業として折角やつてゐる所です今度國際辯護士協會の大會が北京で開かれるので出席し其序に支那の古錢の研究をしやうと思うてゐます

奧平氏は十月十一日東亞錢史の稿本十八卷を携へて大阪を出發し京城奉天大連旅順錦州等を歷遊して到るところ古錢家を訪ひ古錢の研究を爲し同月二十二日北京に入り司法總長董康氏の有名なる古錢家なることを聞き二十四日總長主催の國際辯護士協會總會出席員招待會の席上に於て板倉松太郎原嘉道莊景珂三者の紹介によりて始めて總長と相識り談古錢の事に及ひたるが總長は氏の古錢の學に造詣の深きを認め一見舊の如く翌二十五日氏を自邸に招き無數の藏錢を出して品評を求め且氏の東亞錢史の稿本十八卷を見て其搜羅宏富、考證精確なるに驚き特に氏の爲めに古錢會を開かるゝことゝなりて同月二十九日の夜、西磚胡同の自邸に古錢會を開き支那料理の珍味を盡して欵待せり出席者は奧平氏を主賓として、主人董康、北京古錢家の領袖陶洙、寶熙、范兆昌、趙衡の外に司法代理次長司法部參事湯鐵樵、北京政府法律顧問法學博士板倉松太郎、奧平氏が通譯として伴ひたる法學士盛沛東の諸氏にして午後十一時過に至るまで錢譚湧くが如く非常なる盛會なりし由、十一月二十日東京發行の「法律新聞」は板倉博士の通信を載せて左の如く報道せり

燕信錄

法學博士　靜洋漁夫君

古仙會　十月二十九日此會を董司法總長の本邸に於て日本一の古錢研究家奥平法學士を主賓として開催せられた、同邸は北京の西端最も閑靜なる所、東京に比を求むれば代々木か新宿かの末に當るのである總長の談に據れば一千三百年を經たる寺院なりとのこと其邸內の廣きことゝ建物の宏壯なることは此言に依りても推測するに難からざるもの寂靜の象徵化とも申すべく現時の標緻者流とは其撰を異にする主人公其人の性格にも相應はしき住居である室內の裝飾にも現時の成金的厭味あるもの毫も無く何れも高雅なるもの計り蕉翁をして評せしめば閑寂好みとも申すべき歟支那の奥床しき特色を浮はせておるのである主人公は漁史が平素の想察誤らず高潔達觀の士なることは是に於て一層明瞭に看取せられたのである(中略)

抑も古錢の愛玩なるものは直接には幣制變化の徑路を詳密に知ることを得る實證的研究にして間接には歷史の誤謬を正し國際交通の狀態を明ならしめ歷史殊に經濟史に貴重なる材料を供與するもの(其*Insti-Fication*)に付ては奥平法學士の著書「東亞錢史」に詳說せらるゝものなるを以て玆には一端を擧げたるに止まる)道樂としては有益にして弊少なく高尙にして趣味最も深きものと謂ふべきである

閑休奥平君の東亞錢史の稿本は既に十八卷を成しおり董總長の所藏は歷史的に貴重のもの計りにして數百品を算す奥平君の精密なる研究にして未だ達せざりし古錢數箇、同君の稿本に既に顯はれたるも未だ實物に接せられざりしもの數十箇を漁史も盲目鏡きに陪觀するを得て漁史は大に知見を廣くしたのである、右稿本を一瞥して同君の根氣の强きと材料蒐集の豐富なるとに一驚を喫したのである此書公にせられたる曉には文學博士の榮冠は忽ち同君の頭上に安

んせらるゝこと蓋し疑を容れざる所ならん董總長も此書に序文の筆を染めらるゝとのことゆへ錦上華を添へたる好著述たる東亞錢史は一二年の中に世に公にせられ日本文學に誇りの一を增すことゝなるのである此夜集りし斯道の專門家は何れも造詣深き人々

奥平君の宿疑は總て氷釋するを得て大に滿足せられたる容子、御馳走は商賣屋の支那料理には見るを得ざる珍品づくめ其味加減に至りても喋々の要なきものである（漁史は茲に大なる教訓を得た庖厨の設備整へる支那大官連を勝手知らざる外國人が商賣屋の支那料理に招待することの如何に御迷惑千萬なるかを推測することを得たのである）宴前、宴中、宴後に於ける晤談は何れも古錢に關するもの而して混混として盡くるを知らず十時を過ぎて漁史は辭し去りしが主客の談は酣なるものゝ如くであつた、奥平君の著書公にせられ東洋一、否世界一の名を博するに至らば董君も亦其知識に於て將た其蓄藏に於て世界一の名を得らるゝであらう而して日本の此研究家と中華民國の古錢大家とを相會せしむる機緣を造り出せしは國際辯護士協會大會に外ならぬ然らば此大會の齎らす間接の利益は此古泉會を一例として觀察するも頗る大なるものあるを覺へしむるのである

（十一月二日稿）

而して北京に於て發行せる日刊新聞「順天時報」は十一月三日發行の第六三七〇號紙上に右古錢會の始末を記載して三皇五帝以來未曾有の集會なりと云へり其文左の如し

中日之古錢大會

此次參與北京國際律師大會之日本大阪律師法學士奥平昌洪氏、號笠南、性喜古錢、自研究以來、今既三十餘年矣、和漢之古錢、姑勿俟論、即朝鮮安南、以及古之回紇、突厥、吐蕃、準噶爾等塞外諸國之錢貨、罔不搜羅以資參考、嶄然為日本古錢學之泰斗、願此

等東方亞細亞諸國古錢之沿革、缺乏記載、殊不足以供人研究、於是氏自十七年前、即苦心孤詣、一意經營、遂著成東亞錢史一書、共十有八卷、此次與會之便、並携此秘本、來華、茲聞、氏經法學博士原嘉道莊景珂二氏之介紹、得晤司法總長董授經氏、蓋董氏亦古錢家之翹楚也、比見氏之秘本、深訝其熱心與才力、遂於本月二十九日夜、在西磚胡同私邸、特爲氏開古錢大會、並邀北京同好陶洙、寶熙、范兆昌、趙頌平、湯鐵樵諸氏、及日本法學博士板倉松太郎氏等各出所藏、互相品評、氏由盛沛東君通譯、詳述關于日本古錢嗜好之沿革、藉以討論、今日本古錢家、與中國古錢家、相聚于一堂、特開古錢大會、實爲三皇五帝以來得未曾有、此書即謂之爲國際的古錢會、亦無不可、其陶氏所藏之泰和重寶眞書當十大錢、通行泉貨、及董氏所藏之應運通寶錢、趙與重寶錢、皆爲錢譜所不載、和漢古錢家、所未及見、實天下之珍品也、氏均擬載諸東亞錢史以資後世之參考焉、至午後十一時方始散會云

例によりて之を邦文に譯すれば左の通り

支那日本の古錢大會

今度北京に開きたる國際辯護士協會大會に出席された日本大阪の辯護士法學士奥平昌洪氏は笠南と號す古錢がすきで研究を始められてより三十餘年になる和漢の古錢は勿論、朝鮮安南より古のウイグル、トルコ、チベツト、ヅンガル等塞外諸國のものに至るまで蒐集して參考にざれざるはなく嶄然として日本古錢家の泰斗である、顧るに此等の東方亞細亞諸國の古錢に關する沿革を記したる書籍に乏しく世人の研究の用に供するに足るべきものなければ氏は十七年前より苦心經營して東亞錢史十八卷を著はし今度國際辯護士協會大會出席旁その稿本を携へて中國に來られた、承れば氏は法學博士原嘉道莊景珂二氏の紹介にて司法總長董授經氏と面晤された、蓋し董氏

も亦古錢家の大關である、氏の稿本を見るに及ひて其熱心と才力とに感し十月廿九日の夜西磚胡同の私邸にて特に氏の爲めに古錢會を開き北京の同好者陶洙、寶熙、范兆昌、趙頌平、湯鐵樵及日本の法學博士板倉松太郎の諸氏をも呼ひ各所藏の古錢を出して品評された氏は盛沛東君の通譯により日本に於ける古錢嗜好の沿革を陳へられた日本の古錢家と支那の古錢家と一堂に相聚まり殊に古錢大會を開きたるは實に開闢以來無いことである之を國際的古錢會と云ふことも出來る、其陶氏の藏品中、泰和重寶異書當十大錢、通行泉貨、董氏の藏品中、應運通寶錢、趙興重寶錢等の如きは皆從來の錢譜に見えざるところ又和漢の古錢家の未だ見るに及はざるところのものにて實に天下の珍品である氏は此等の珍品を悉く其東亞錢史に載せて後世の參考にされる由、午後十一時に至りて始めて散會せられたりと云ふ

右古錢大會の翌三十日董總長は陶氏等と共に自動車を驅りて奥平氏をその旅館に訪ひ談論數刻の後北京第一流の支那料理店致美齋に到り酒を酌みて研究を續け三十一日奥平氏等は陶氏を訪ひてその藏錢を觀、同夜東興樓に到りまた酒を酌みて研究を續け十一月一日陶氏は更に上海の古錢家程文龍、天津の古錢家張晋の二氏を伴ひて奥平氏を旅館に訪ひ錢談縱横夜に入りて尚盡きざりしと云ふ、委細は追て同氏の北京古錢會の記を揭けて諸君に報道せん

（第三十四號）

○徳川氏貨幣史　續

○第八章

二朱銀發行及び是に因り生せし弊害

改鑄の弊風元祿年間に行はれしより、元文に至るまで既に六回の更鑄ありて、品位益劣惡に赴きしが、明和年間復貨制を紊亂する、更に元祿年間より甚しきものありたりき、當時の勘定奉行を川合越前守初次郎兵衛

久敬といふ、久敬創て五匁銀を鑄造し（明和二年）繼て南鐐二朱銀を發行せり（同九年）、五匁銀は品位劣惡、銀銅相半しければ、庶民皆之を用ゆるを欲せゞりしも、二朱銀に至りては、二枚を以て一分に換へ、頗る携帶に便なるを以て盛に流通せり

五匁銀の鑄造は姑置き、二朱銀の發行は元祿年間改鑄の価を作りしよりは、更に非常の影響を及ぼせしものにして、彼の重秀の如きは、貨品を劣惡にせしに止まるも、久敬の鑄造に至りては貨幣之より盛に濫出し、國内其影響を受く幾何なるを知らず、蓋其二朱銀を發行するに當りてや、金銀價格に注意せす、無法にも八枚を以て一兩に換ゆる設制を設けたりしかば、金價夥しく低下し、金一に銀六、一七余の割合となれり、之を西洋諸國の金銀貨に比較對照するに千七百年代（元祿十三年）よりは平均銀十四と九十一を以て、金一に對し、千七白九十五年（寛政七年）代に至りては銀十五を以て金一に對する割合なり、明和九年は正に西洋千七百七十二年に當る、乃外國に於ては金價の貴き、我邦よりは殆んど三倍余に過ぎたり、和蘭舊きより我邦と交通せり、我邦金銀價の比例不倫にして、金價の低下するを視て、奈何んぞ默視せんや、爭て地銀を我邦に輸送し、金貨及び地金に兌換し、其本國に持歸れり、金貨是より盛に濫出し、文政以來天保に至る、貨幣の空乏する實に明和年間二朱銀を發行するに起因す元祿以來既に二人の貨制を紊亂するものありて、或は改鑄の価を爲し、或ひは金貨の濫出を開く、改鑄の価を爲して、貨幣始めて紊亂し、金貨の濫出を開きて、貨幣缺乏す、德川氏理財の人に乏しと雖も、豈盡く蒙昧不能此の如き者あらんや、而して國家の大本を擧けて之を二三小人の手に委す、此故に元祿以來僅々七十余年を出でずして貨幣制度紊亂し、外國の爲めに金貨を持歸らるゝに至る、宜なるかな財政整理せず、幕府世を終るまで、唯貨幣を改鑄するのみに從事せしことを。

（未完）

○徳川氏貨幣表（三）

大阪　甲賀宜政編

種類	定量（匁）	規定の品位 金	規定の品位 銀	多數實驗に依る品位 金	多數實驗に依る品位 銀	鑄造年代	鑄造高
文政金銀							
草文小判	三、五〇	五六四、一	四三五、九	五六〇、五	四三五、八	文政二年（西紀一八一九年）より同十一年まで十年	一一、〇四三、三六〇兩
草文一分判	〇、八七五	五六四、一	四三五、九	五五六、二	四四〇、〇		
眞文二分判 別稱眞中	一、七五	五六四、一	四三五、九	五六二、九	四三三、〇	文政元年（西紀一八一八年）より同十一まで十一年	二、九八六、〇三二兩
草文丁銀 草文豆板銀 別稱 草文字銀 新文字銀	ー	―	三六〇、〇	〇、六	三五二、五	文政三年（西紀一八三七年）より天保八年まで十八年	二二四、九八一貫九
二朱銀 別稱 小南鐐 文政南鐐 新南鐐	二、〇〇	―	上銀	二、二	九七九、六	文政七年（西紀一八二四年）二月より天保元年（西紀一八三〇年）五月まで七年	七、五八七、〇〇〇兩

（第三十四號）

一朱金 別稱 角形一朱金	〇、三七五	一三〇、五	八七九、五	一二三、一	八七四、〇	文政七年より天保三年（西紀一八三二年）まで九年	二、九二〇、一九二兩
草文二分判 別稱 艸中	一、七五	四八八、九	五二一、一	四八九、二	五〇五、五	文政十一年（西紀一八二八年）より天保三年まで五年	二、〇三三、〇六一兩五〇
一朱銀 別稱 古一朱銀 十六一朱 分銅一朱	〇、七〇	—	上銀	一、四	九九八、五	文政十二年より天保八年（西紀一八三七年）まで九年	八、七四四、五〇〇兩
天保金銀 二朱金 別稱 古二朱金	〇、四三七五	二九三、三	七〇六、七	二九八、八	六九七、四	天保三年より安政五年（西紀一八五八年）まで廿七年	一二、八八三、七〇〇兩二五
五兩判	九、	八四二、九	一五七、一	八四二、四	一五四、一	天保八年（西紀一八四三年）より同十四年まで七年	一七二、二七五兩
大判 別稱 吹增大判	四四、一	—	—	六七三、六	二八三、二	天保九年より萬延元年（西紀一八六〇年）まで廿三年	一、八八七枚

保字小判	三、	五六七、七	四三二、三	五六、七七	四二八、六	天保八年より安政五年まで二十年	八、一二〇、四五〇兩
保字 一分判	〇、七五	五六七、七	四三二、三	五六七、五	四二七、〇	天保八年十一月より安政元年十二月まで（西紀一八五四年）十八年	
一分銀	二、三	—	上銀	二、一	九八八、六		一九、七二九、一〇〇兩
別稱 古一分銀 二櫻銀 櫻一分 額銀 額判							
保字丁銀 豆板銀			二六〇、〇	〇、四	二六〇、五	天保八年十一月七日より安政五年四月十二日まで二十二年	一八二、一〇八貫

（未完）

○競　鑑

前回に掲げたる寛永銭二個は、何れも御存知の通り、元文押上銭と云へるもの丶二種で、各地よりの答案、正字と小玉寶との區別名稱は答へられました、けれども其字畫の相違（小王寶の異りは勿論）寛字の宀冠とサ畫との間の隔り、次に見畫末尾の小異、永字點畫と第三畫との小變、通字頭及其走の尾が正字の方は長く小玉寶の方は短かく延ひて居ない等に於ける僅小の要點を、明確に答へられた方がありませんでした

（第三十四號）

佐渡の藤村好泉堂君が、錢形稍小にして郭も又細く字文も縮小なり、寶字の王畫小にして永字斜になり點畫も小にして（販を含ます）通字も又縮つて見ゆると丁寧のお答がありましたから、右二品は同君に贈呈する事に致しました

○警　告

去る十二月廿九日發行の報知新聞夕刊に

富豪、兩替屋が小判大僞造、被害全國に及ぶ

といふ見出しで、福島縣若松市の福西常治さいふ人を中心に、東京淺草清島町の某兩替店主を聯絡取引ある嫌疑者と目指し、若松署で右等を召喚し、製造方法幷に其賣先きを取調べ、事件の撿擧に全力を注いで居ると掲けられてあつた。

先頃來本會が古金銀の流行に連れて、僞造多しと警告を發して置いたのが、終ひに其筋の注意を呼んだ事と察せられる、一般人の爲めに結構な事である

本誌定價及廣告料

一冊　定價　金五拾錢　送費金貳錢
郵劵代用一割增

廣告料
一　頁　金　五　圓
半　頁　金　三　圓
四分之一頁　金一圓七拾五錢

大正十年十二月廿九日印刷
大正十一年一月一日發行

編輯兼發行者　東京市神田區五軒町一番地　鷲　田　信　一
印刷者　東京市神田區紺屋町三十番地　高　橋　與　四　郎
印刷所　東京市神田區北乘物町三番地　万　文　堂

東京市深川區靈岸町百六十六番地
發行所　東　洋　貨　幣　協　會
電話本所二三五三番
振替東京五八二二〇番

東京市神田區五軒町一番地
發賣所　鷲　田　寶　泉　舍
電話下谷七五九九番

取次所
大阪市南區問屋町　下　間　寅　之　助
東京市下谷區竹町十三番地　帝國スタンプ研究所

◎廣告

大阪造幣局長池袋秀太郎閣下題字
大阪造幣局技師甲賀宜政博士序
重訂大正 四版新撰 古錢の栞　下間寅之助編
第壹集皇朝錢之部　全一冊　正價八十錢　送料二錢

安藤嘉次彥君序　下間寅之助編
增補大正 二版新撰 古錢の栞
第二集繪錢之部　全一冊　正價壹圓三十錢　送料四錢

古泉學道人編
重訂 五版 大正古錢價格圖鑑　全一冊　正價七十錢　送料二錢

故一豊舍主人編
宋朝 符合泉志　全三冊　正價壹圓八十錢　送料六錢

大阪每日新聞社長本山彥一君題字
造幣局技師工學博士甲賀宜政君序
玉島郵便局長 安藤嘉次彥君著
東洋錢貨年表　ポケット用 クロース綴　全一冊　正價壹圓　送料二錢

近畿地方 金石文拓本　大和、河內、攝津 播摩等各種持合有
詳細御問合次第確答可申候
其他各種古錢書取次販賣

月刊 古錢雜誌

會費
一冊　金參拾錢
六ケ月　金壹圓九拾錢
一ケ年　金參圓
（切手代用一割增）

謹賀新年



古錢
古金銀
舊藩札
賣買商

大阪市南區問屋町（三津寺筋東堀西入）

虎僊樓商店

振替口座大阪壹九四貳番

○弊店宛御照會は必ず往復はがき又は返信券在中の外御返事致さず候也

◆外國貨幣圖錄發行

左行体にて月刊のもの本書を以て最初とす。第一號は大正十一年一月下旬より發行し每月末一冊宛外國貨幣の珍らしきもの新らしきもの等を印刷又は拓本にて貼付し讀者へ配本す。第一號へは西暦千六百年代以後に發行せられたる羅馬法王領パパル州、丁抹國、リベリヤ共和國、佛領チユニス、北米合衆國、英領バルバドス、英領ベンガル、露西亞帝國、ザカテカス州、チフアハ州等の金貨、銀貨、銅貨、眞鍮貨幣を掲載し邦文にて說明つき。內務省へ納本後配本す。配本の日の多少遲るゝことあらんも、送本は書留郵便にて托送す安意信賴して可なり。每號送料共にて金二圓十錢、年極め金二十四圓(特に年極讀者へは拓本押印臺特製橫長形二圓の品一個無代進呈す)前金のこと。尙、購讀者の所藏品掲載及び無代配本等の特點は圖入大目錄に詳記せり。

◆圖入大目錄 (印刷實費として金一圓を要す)

菊判七十六頁に亘り多數圖入詳細邦文にて說明付きの大目錄に改正せられ非常の好評を博せり、從來秘密に附せられたる外國貨幣圖は本所にて月刊にて同好者へ發送の準備なれり。詳細は圖入大目錄に記載あり。印刷實費金一圓御送りの御方へ對して特に歐洲戰爭紀念戰時紙幣と外國貨幣メタル並に各種の見本百種以上の品を進呈す。

東京市下谷區竹町
帝國スタンプ研究所
振替口座東京二五五八五番

貨幣第參拾四號附錄

東洋貨幣協會發行

○東洋貨幣協會第貳拾壹回記事 出品々評

○記事

本會第貳拾壹回例月は大正拾年十一月六日定刻より編輯所階上に於て開會せり當日の出席者は

林静男	三上香哉	大竹寅吉
小川浩	鈴木中二	北浦大介
村松春代	阿部仙吉	貫井銀次郎
本間素夫	丸山源次郎	梶野卯七
森川顯一	前田惇	田中啓文
藤井榮三郎	鷲田信一	

等の諸君で、會長より前回會場に於て撮影せし寫眞を出席者に贈られ、和氣靄々裡に午後六時散會せり

○品評

寛永通寶 寛永淺草錢 十三年以前？

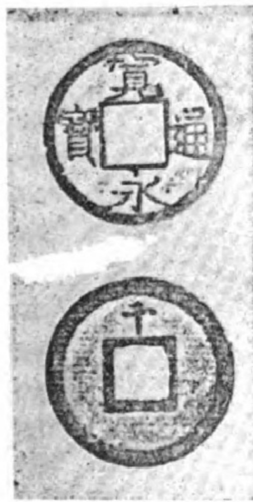
出品者 盛岡 陵泉堂 宮福藏



俗に狹穿といふ、稍や厚輪潤縁にして、字文短小内郭細く狹穿なり、背上部の輪より平地にかけて、丁度中正永樂等に特有の鑄去りたる錢形を存す、恐らくは十三年改革に先ちたる私爐に鑄られたるものならんか

同背千小字の別爐錢

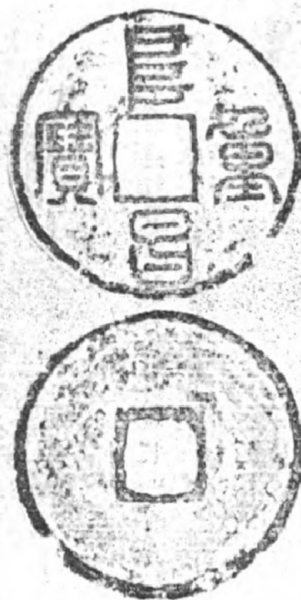
盛岡 不知濤庵 吉田顯次郎



銅色紅褐粗造の小様錢なり、明和石巻小字錢より轉寫された、後期の品で、岩手地方私鑄の鑄寫錢に屬す

阜昌篆書當二錢 齊 劉豫 阜昌年間

錦州 幻夢軒 王 璞 仝



銅色帶黄灰褐、古き發掘錢にして、泥土の古鏽を被むり、背の平地に朱斑頗る美なり、前回附錄に符合の眞書錢を揭く、對照あるべし、正品今猶希少なるものなり

嘉泰元寶折二鐵錢 南宋 寧宗 嘉泰元年

大連 古影堂 速水 高虎

背同元の鐵折二錢なり、其同は舒州同安監の局標、元



は嘉泰元年の紀年を示すものなり

隆武通寶 明 桂王 隆武年間

和歌山 聽松庵 寺田 三男



缶隆の下點武、且つ重點通の背有星錢なり、されど其

存在は割合に少なからず

紹平聖寶 安南 安法手　　三河 淦行舘 今泉忠左衛門



本品は對讀に紹平聖寶と讀む。黎初に紹平通宝あるが爲めなるべし、又紹豊平宝といふあり、それは循讀なり、蓋し紹豊元宝、通宝の二種が陳初にあるが爲めなるべし。安法手は概して循讀を普通とす

安南寛永 阮氏代?　　大阪 揚晴堂 岡島福松

眞鍮の鑄寫し錢にして、安南阮氏代の元隆手に屬するものといふ。採りて鑄寫したるもの、敢て本品に限るものに非らず



英國四片銀貨 一七一三年 アンナ女皇　　門司 春陽堂 永野伊之助



ジエームス二世の女、一七〇二年より一七一四年迄を期間とす

天啓當十銅錢

大阪 舊好會　若見　好清

明熹宗の天啓錢には小平折二當十の三種に十數種あるは周知の事實にして、錢質皆眞鍮を用ひ、字文面背何れも鮮明なるを例とす、然るに本錢はこれと異なり、



錢質は灰黒褐の銅錢なり、面文体裁充分に精美なれど黜つて背の配置を見よ、恰も煙雲を透して遠く望むが如く醜粗なり、而して錢風鑄法共に明錢と比すべきなく、最も近かく本邦長崎錢の手法に似たり、殆んど長崎永曆眞書折二錢の小樣灰黒なるものに酷肖せるものあり、故に本品は支那明朝の鑄に非ずして、正しく本邦人の鑄造に係かる、貿易上に使用した所謂彷鑄錢に屬するものと鑑別せり

寛永通寶 元文二年 日光寂光寺

畔月軒　本間　素夫

俗に日光寂光寺村の長字といへるもの丶その子錢であ



る、近頃久治良村に鑄造遺跡があるから日光寂光寺といふのは不穩當といふ說がある、此長字錢の母錢は現存希少である

福海壽山 應慶年中 奥州地方　　直方堂　梶野　卯七



銅色灰黑質荒鬆の奥州地方所鑄錢で、緣濶く廣郭厚肉なる字文大な品で、水戸錢といはれてある所の素銅の同文錢とは其相違少なからぬ、鐵錢系の樂鑄品に屬す

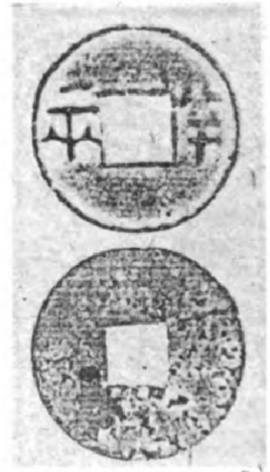
政和鐵錢 同上 同上　　遊泉齋　鈴木　中二



奥州特產の鐵鑄に拘り、粗醜の外觀を呈す、錢文は支那宋代徽宗紀の重和樣政和篆書を採りたるものなり

半兩有輪有郭 漢武帝 建元五年後　　皆空庵　松平　勇

三銖手といひ建元五年改鑄の三銖半兩に屬し、俗に有輪半兩と稱す、然るに本品には內郭に準すべきものを



見る瀟洒にして賞すべき体裁を有す、兩字の兩側は缺没して頗る奇なり

開禧通寶鐵折二　南宋寧宗 開禧元年

奉天 草樂莊　古谷　若松



開禧通宝は一般に循讀を通例とす、然るに本錢は特に對讀なり、环とするに足るべし、背は漢陽監の局標たる漢字と、元字即ち元年の紀標とを配置せり

弘光折二　明福王 弘光年間

椎谷 古化堂　今井藤吉郎



眞鍮美制の折二錢で、背右に確然と換當價格たる貳字を記す、本錢は明末倉惶の時節に出たるものなれば、多くの異書等を存せず、年代は丁度清朝の順治二年に相當す

唐繼堯金貨　民國初世 十圓

深藪庵　藤井榮三郎

面中央圈中に民國の國旗を交叉し、外側に擁護共和紀

念金幣と記し下段に當銀幣拾圓とある、背は唐氏肖像と、其上に軍務院撫軍長唐と明記す、伍圓金貨亦同じ体裁にして小形なり



餉金二錢 民國初世 新疆喀什

北京 萬泉樓 田中 三郎



餉金は正金と同じ意義といふ、新疆喀什（カシガル）の金幣で、最近数個を輸入された、背は眞向きの龍圖ど、四隅にトルキスタン文字どを有し、價格拾圓金貨と比適すべき容積を保つ

永壽通寶 安南黎神宗 永壽年間

銅片窟 阿部 仙吉





薄肉小様の楷書錢で、銅質灰白稍や黒味を含む、普通に存在する銅色紅赭褐の楷行雑種を交へた書体の縁濶きものに比すれば、製作精美にして寧民通宝等に似た風雅な點がある、因に安南の永壽元年は本邦後西院帝の萬治元年にして、支那は明末永明王の永暦十二年、清の順治十五年、西暦て一千六百五十八年に充る

以 上

大正十年十一月六日來評

認可
發行 大正十一年三月一日

貨幣

（第柒拾六號）

東洋貨幣協會

○貨幣（第參拾六號）目次

◎論説

○周書君に與へて錢幣を論ずる書……奥平昌洪……一頁
○再び和同開珍に就て……龍泉散史……一一頁
○駒曳錢は寛永錢の變態か……鶯泉……一八頁
○鳴海平藏書上の研究……（五）……花林堵……二〇頁

◎小解

○大中背京……三三頁
○崇禎監二……三三頁
○元豐虎の尾度の篆通……三四頁
○光緒吉林局銀貨……藤井深藪庵藏……三四頁
○慶應二百……千足軒……三五頁
○質疑應答……三六頁
○中川近禮氏の口演……三七頁
○廣告其他



元文年間鑄造の手本金

重量二十一匁一分

(大阪造幣局藏)

「論說」

○周書君に與へて錢幣を論する書

奥平昌洪

周書君足下、聞く足下錢幣の學に於て造詣極めて深く藏錢亦富むと私心傾注、景慕淺からず一書を裁して教を乞はんと欲し俗事紛擾、未だ能はず慙愧慙愧、雜誌『貨幣』及び『古錢』の紙上に於て屢貴文を拜見したり大抵考據鑿鑿、識見倶に高し成島柳北謂ゆる無學無識の古錢家多きが中に足下の如きは洵に鷄群の一鶴歟但其所論まま卑見と異同あり因て唐突を顧みず一二卑見を陳べて以て相質さんと欲す

足下は大正九年九月一日及び同年十月一日發行貨幣第十八號及び第十九號紙上に魏權幣發明之經過と題する文を載せて古泉匯に謂ゆる(甲)乘正尙金當寽、(乙)乘半尙二金當寽、(丙)乘充化金當寽、(丁)乘充化金五二十當寽等圜肩方足の諸布は虞夏の幣に非ず周代のものにして其第一字は乘に非ず梁なりとの意見を發表せられたり此說は今を距つること二十年前嘉魚の劉幼丹先生も其著奇觚室吉金文述に於て既に道破せられたる所にして愚も亦夙にこの見解を持せり然れども圜肩方足の梁布を以て春秋以後魏國の通貨にして大梁に於て發行したるものなりと爲すに至りては私心甚だ惑ふ愚の見る所に據れば梁といへる地名及び國名の經傳に見えたるもの三あり

一『春秋左氏傳』桓公九年の條に秋虢仲芮伯梁伯荀侯賈伯伐曲沃と見え杜注に梁國は馮翊の夏陽縣に在りとあり此梁は伯爵の國にして秦と同姓なり此梁は虞及び安邑と黃河を距てゝ地相近し春秋の世周の襄王三十一年に秦の穆公之を滅して邑と爲し名を少梁と改む其後四年にして周——

の項王二年に晋の靈公秦を伐ちて少梁を取る、其後少梁は戰國の世に至るまで約二百年間晋に屬したるが晋の幽公元年に大夫魏斯（後の魏の文侯）少梁城を修築したることあり戰國の世少梁は魏の版圖に入り魏に屬すること約七十年にして魏の惠王十七年に秦復た之を取れり『史記』魏世家惠王十七年の條に秦取我少梁と見えたり少梁が再び秦の所有に歸してより後百三十餘年にして秦遂に天下を一統せり今の陝西關中道韓城縣の南二十二里のところに少梁城あり即ち古の梁國の都なり

二『春秋左氏傳』哀公四年の條に楚襲梁及霍と見え杜注に梁は河南梁縣の西南に在る故城なりとあり此梁は周の邑にして戰國の世に之を南梁と云ひ又上梁とも云へり今の河南河洛道臨汝縣の西南四十五里、汝水の旁に在り

三『史記』魏世家惠王三十一年の條に安邑近秦於是徙治大梁と見え同三十五年の條に孟軻至梁梁惠王曰云云と見え正義に大梁は汴州浚儀なりとあり魏は惠王三十一年に都を大梁に遷してより以後一時國を梁とも稱したることあれども全然魏といへる國號を廢して梁と爲したるには非ず『竹書紀年』隱王（史記には赧王に作れり）二年の條に魏以張儀爲相と見え『史記』魏世家王假三年の條に秦灌大梁、虜王假遂滅魏と見えたり惠王の都を大梁に遷してより魏の亡ぶるに至るまで百十五年なり大梁は後世汴と稱し五代の梁晋漢周及び北宋此に都す今の
河南開封道開封縣是なり

されば（一）夏陽の少梁は古の梁國にして廣及び安邑と黃河を距てゝ地相近し（二）南梁は周の邑にして河南の汝水の旁に在り（三）大梁は浚儀に在りて廣及び安邑を距つること甚だ遠し三梁混すべからず今足下は三梁中の大梁のみを擧げて他の二梁に論及せず圓肩方足の梁布を以て春秋以後魏國の大梁に於て發行したるものと爲し其理由を付して「此幣必與安邑釿同時之物、因其形製相

同、而安邑釿之背文有充字者、又與此丙丁二種之背文無異也、此幣爲春秋以後魏國之通貨、魏都安邑、安邑釿爲魏幣之一、則此幣之鑄地、亦可類推矣、此幣各種之第一字梁爲魏之大邑、自惠王遷都以後、且改國號曰梁、其明證也」と云へり一應穩當の說と聞ゆれども愚は敬服すること能はず愚謂ふ圓肩方足の梁布は大梁の物と爲さんよりは寧ろ夏陽の少梁の物と爲すべしと其故何ぞや貴說の如く圓肩方足の梁布は安邑布と形製相同じ然れども形製の相同しきことは必ずしも此等の布に限らず他の布に於ても往往見る所なるが特に夏陽の少梁は虞及び安邑を距つること近く而かも久しき以前より晋に屬じ魏に屬して晋魏の治下に在りしを以て夏陽の少梁に於て布を鑄造したりとすれば其形製は虞布及び安邑布と相同じからざるべからず形製の相同しきこと背に充の字あることなどは取りて以て虞及び安邑と距離遠き大梁の物と爲すの證と爲さんよりは寧ろ虞及び安邑と距離近き夏陽の少梁の物と爲すの證と爲すの的切なるに若かざるなり足下或は云はん虞及び安邑に於て何れも圓肩方足の布を發行せるに地相近き夏陽の少梁に於て別に圓肩方足の布を發行するの必要なかるべし却て虞及び安邑に遠き大梁に於てこそ別に布を發行するの必要あるべけれど是れ亦一應理由あるに似たり然れども地相近ければ別に布を發行せずとは謂ふべからず虞と安邑、蒲坂と猗氏、西都と中陽、武平と武安、遞と鄔、平陽と北屈、祁と陽邑、晋陽と玆氏、霍と中都、藺と離石、潞と廧咎如、長子と屯留と襄垣と銅鞮等の如きは何れも地極めて相近けれども各自布を發行せるに非ずや假に一歩を讓りて圓肩方足の梁布を以て大梁の物と爲すも春秋以後魏國の通貨なりと云ふに至りては愚の領解に苦しむ所なり春秋時代に魏國なし魏氏は晋の大夫なり、其韓趙二氏と同しく侯國として認められたるは周の威烈王二十三年にして即ち戰國の世の初なり故に發行期間を春秋以後とすれば之を春秋時代の晋及び戰國の世の魏に繫けざるべからず然

れども大梁は果して春秋時代に布を發行するが如き相當の邑なりしや否や、大梁の始めて史籍に見えしは魏の惠王三十一年なり固より布を鑄造するは必ずしも繁華なる都會の地に限らざれども人烟希薄の寒村僻落に於て鑄造するものとも思はれず、弊邦の江戸に於て寛永十三年に寛永通寶錢を開鑄したれどもそが一二百年以前に在りては江戸は草澤の地にして錢貨などを鑄造するが如きところには非ざりき大梁も亦或は魏の惠王三十一年より一二百年前の春秋時代に在りては貨幣などを鑄造するが如き相當の地に非ざりしやも得て知るべからず戰國の中葉に魏の惠王が都したるくらゐなれば大梁は春秋時代より戰國の世の初期に在ても貨幣を鑄るが相當の邑なりしならんとは後人の想像に過ぎず想像は事實に非ず想像によりて事實を推定するは愚の好まざる所なり足下又或は云はん大梁は河南の中原に在り東西往來の要地なれば戸口も多く商業も發達せしならん夏陽の少梁は稍僻地にして戸口も少なく商業も發達したりとは思はれず戸口少く商業發達せざる僻地に貨幣を發行するの必要安くにか在ると是れ亦一應理由あるに似たれども春秋戰國の際に在りて夏陽の少梁は周の國都洛邑を距つること大梁よりも近ければ必ずしも僻地とは謂ふべからず大梁は少梁よりも戸口多く商業も發達したりとは後世の狀況より古代を推測するものにして亦想像に過ぎず文獻上春秋時代に其存否さへ明瞭ならざる大梁が後世歷帝王の都と爲りたればとて春秋時代にも相當の邑にして貨幣を發行したりと斷定するが如きは愚の贊成すること能はざる所なり故に愚は圓肩方足ノ梁布を以て夏陽の少梁の物と爲し春秋時代より戰國の世に亘りて冶鑄相繼ぎ秦の始皇帝の天下を一統するに至るまで通用したるものと認定せんと欲す

足下は大正十年二月一日發行貨幣第二十三號紙上に銖字考を掲載せられたるが中に泉錢の語あり古泉匯に金化と解釋せる文字を改めて錢と解釋することの當否は

姑く置き糸の字は如何、穎の省字と爲す歟將た糸さいへる地名ありと爲す歟、李佐賢は穎の省字なりとし『春秋左氏傳』隱公元年の條に置姜氏於城穎とあるを引證し杜注に據りて城穎は鄭の邑なりと云へり城穎は今の河南開封道臨穎縣の西北に在り愚謂ふに此說非なり糸は穎の省字に非ず又糸といへる地名あるにも非ず劉幼丹先生も云へるが如く㠯は糸の字の反形にして梁の字の省なり方肩方足の梁布に粱に作り漢の上官鼎に朿に作れるが如きは皆引證すべし

足下ば又大正十年九月十五日發行古錢第五卷第九號紙上に清の世祖の順治通寶錢鑄造の時と地とを考證せられたり然れども其說首肯し難きもの一にして足らず順治通寶錢のことは古今圖書集成大淸會典皇朝通典皇朝通志皇朝文獻通考制錢通考古今錢略等に記載せられたるが中に就て最も詳且精なるものは皇朝文獻通考の錢幣考を推さざるべからず故に今錢幣考に據りて逐一鄙意を披瀝せん

足下は順治元年鑄造順治通寶錢の背文あるものとして背文右上河、背文右上陝、背文右上臨、背文右上宣、背文右上薊

背文右上延の六種を揭げられたり然れども錢幣考順治二年の條に令山西陝西省及密雲薊宣府大同延綏臨淸等鎭各開鼓鑄局、先是元年已頒發錢式、至是各省鎭陸續奏請開鑄、戶部議准、每文照京局、重一錢二分と見え世祖が滿洲盛京（順治十四年に奉天府と改稱す）より北京に遷りしは順治元年十月にして十月より十二月に至るまで北京の戶部寶泉局工部寶源局に於て順治通寶錢を鑄造し地方の省鎭へは錢式を頒發し翌二年に至りて山西太原府局、陝西西安府局、直隸密雲鎭局、直隸薊鎭局、山西宣府鎭局、山西大同鎭局、陝西延綏鎭局、山東臨淸鎭局の八箇所に命じて開鑄せしめたるなり今足下は順治二年に鑄たるものを順治元年とし太原密雲大同の三種を脫漏し順治四年河南開封府局鑄造の背文右上河をも順治元年に繫く而して背文右上宣の下に直隸宣府局と記せり當時宣府鎭は山西省に屬す宣府鎭を宣

化府と改めて直隸省に轉屬せしは康熙三十二年なり

足下は順治三年以後のものとして順治通寶錢の背文右上荊のもの一種を掲げられたり然れども錢幣考順治三年の條に令湖廣省城及荊州府各開鼓鑄局と見え順治三年湖廣武昌府局と湖廣荊州府局との二箇所に於て開鑄せしめたるなり且背文右上荊の下に湖北荊州局と記されたれども當時湖北省なし湖廣省を湖北湖南の二省に分割せしは康熙六年なり

足下は順治四年鑄造のものとして順治通寶錢の背文右上昌、背文右上寧、背文右上廣の三種を掲げ昌の字の下に江西省局と記し寧の字の下に甘肅寧夏局と記し廣の字の下に廣東省局（此錢未見）と記されたり然れども(一)錢幣考順治四年の條に令盛京及江西河南省湖廣之常德府各開鼓鑄局と見え順治四年盛京、江西南昌府、河南開封府、湖廣常德府の四箇所に於て開鑄せしめたるなり而して江西南昌府局鑄造の順治通寶錢の背には江の字を置く昌には非ざるなり昌は前記順治三年湖廣武昌府局鑄る所の順治通寶錢の背の文なり足下が順治元年河南開封府局のものとして載せられたる背文右上河は順治四年の鑄造に係り順治元年には非ざるなり(二)背文右上寧は果して貴說の如くに甘肅寧夏局のものなりや否や柳北は浙江寧波に於て鑄る所なりと云へり蓋し臆說ならん寧波鼓鑄の事實なければなり古今圖書集成大清會典制錢通考等には貴說と同しく之を甘肅寧夏局に繫ぐ然れども愚は此等の書の順治通寶錢に關する記事に信を置くこと能はず愚は甘肅寧夏局鼓鑄の事實を否認し背文寧の字の順治通寶錢を以て江南江寧府局のものと爲さんと欲す何となれば錢幣考に寧夏鼓鑄の記事なくして今見る所の背文寧の字の結體順治十年の一釐字錢の背文寧の字及び順治十七年鑄造順治通寶錢の背文寧の字の結體と同一にして順治十七年鑄造順治通寶錢の背に寧の字を置く旨錢幣考に明記しあればなり錢幣考順治五年の條に開江南江寧府鼓鑄と見ゆ江寧府は明の南京應天府なり順治二年江南悉く定まり南京應天府を改

めて江寧府局と爲し五年江寧府局を設けて順治通寶錢を鑄造せしなり古今圖書集成大淸會典制錢通考等に甘肅局といひ又は甘肅寧夏局といへるは全く誤にはあらざる歟、當時甘肅省なし陝西省を分割して陝西甘肅の二省と爲したるは康熙二年の事なり(三)背右廣の字のものありとすれば貴說の如くに廣東省局のものなるべし然れども錢幣考に順治四年廣東省局鼓鑄のこと見えず足下『此錢未見』といはるゝが恐亦未だ見ず

足下は順治五年鑄造の順治通寶錢の背右上江の字のものゝ下に江南省局（南京）と記されたり然れどもこは前記の如く順治四年江西南昌府局の鑄造に係り江南江寧府局のものには非ず

足下は順治七年以後のものとして順治通寶錢の背右上襄の字のもの一種を掲げられたり然れども錢幣考順治七年の條に開湖廣襄陽鄖陽二府鼓鑄局と見え順治七年湖廣襄陽府局、湖廣鄖陽府局の二箇所に於て開鑄せしなり○順治七年湖廣鄖陽府局に於て順治四年滿洲盛京局に於て同年湖廣常德府局に於て鑄る所の順治通寶錢は何れも恐未だ見ず之を採訪せんと欲し去年十月京城大連旅順撫順奉天等を經て北京に遊びたる際到るところ搜査甚だ力めたれども遂に其効なかりき

足下は順治十年鑄造の一釐字錢として背文戸一厘、背文工一厘、背文江一厘、背文浙一厘、背文福一厘、背文東一厘、背文臨一厘、背文原一厘、背文陽一厘、背文宣一厘、背文薊一厘、背文河一厘、背文昌一厘、背文陝一厘、背文寧一厘の十五種を掲げられたり然れども錢幣考順治十年の條に鑄一釐字錢、錢背之左、增鑄漢文一釐二字、其右戸部鑄戸字、工部鑄工字、如江南江西浙江福建湖廣河南山東山西陝西省城及密雲薊宣府陽和臨清等鎭、竝鑄開局地方一字と見え無慮十六種あるにより湖廣武昌府局の一種を脫漏せること明瞭なり且足下は背文江一厘の下に江南省局(南京)と記されたれどもこは江西南昌府局なるべく背文昌一厘の下に江西省局と記されたれどもこは湖廣武昌府局なるべく背文寧一厘の下に甘肅寧夏局と記されたれ共こは

江南江寧府局なるべし又背文東一厘の下に山東省局と記されたり山東省局は山東濟南府局なり錢幣考順治十二年の條に又開山東萊州府鼓鑄局と見え背文のことをいはざれども亦一種の一釐字錢を鑄たるものと認むるを相當とす果して然らば其背文は東一厘なるべしされば背文東一厘には順治十年濟南府局に於て鑄しものと順治十二年萊州府局に於て鑄しものとの二種ありと謂はざるべからず

足下は順治十七年雲南省局鑄造として背文雲一厘の一釐字錢を掲げられたり然れども錢幣考順治十四年の條に停各省鎮鼓鑄、專歸京局、更定錢制、每文重一錢四分

於錢幕鑄滿文……戶部奉上諭、鼓鑄之法、原以裕國便民、今各省開爐太多、鑄造不精、以致奸民乘機盜鑄錢愈多而愈賤、私錢公行、官錢雍滯、官民兩受其病欲使錢法無弊、莫若鼓鑄歸一、其各省鑄爐、一概停止、獨令京局鼓鑄、務比舊錢、體質更加潤厚、每文重

一錢四分、磨鑢精工、且兼用滿漢字、俾私錢難於僞作一面鑄順治通寶四漢字、一面鑄寶泉二滿字、其見行之錢、姑准暫用、俟三年後、止用新錢、舊錢盡行銷毀と見え各省鎮の鼓鑄を停止し唯京局のみを存し私鑄を防がんが爲めに面に順治通寶の四漢字を鑄背に寶泉の二滿字を鑄しめ現行錢は姑く通用をゆるし三年後には新鑄錢のみを行使せしめ舊錢は盡く銷毀せしむることゝ爲したり而して順治十七年に至りて復た各省鎮の鼓鑄局を開き雲南省局を增置し倶に背に滿漢の二字ある新錢を鑄造せしめたるものなれば同年別に雲南省局に於て一釐字錢を鑄造すべき謂なし

足下はまた順治十七年鑄造の順治通寶錢として背滿漢文江、背滿漢文浙、背滿漢文東、背滿漢文臨、背滿漢文原、背滿漢文宣、背滿漢文薊、背滿漢文河、背滿漢文昌、背滿漢文陝、背滿漢文寧、背滿漢文同の十二種を掲げられたり然れども錢幣考順治十七年の條に復開各省鎮鼓鑄、增置雲南省局定錢幕兼鑄地名滿漢文……時定各局錢背、分鑄地名

江南江寧府局鑄寧字、江西南昌府局鑄江字、浙江杭州府局鑄浙字、福建福州府局鑄福字、湖廣武昌府局鑄昌字、河南開封府局鑄河字、山東濟南府局鑄東字、山西太原府局鑄原字、陝西西安府局鑄陝字、密雲鎮局鑄密字、薊鎮局鑄薊字、宣府鎮局鑄宣字、大同鎮局鑄同字、臨清鎮局鑄臨字、竝增置雲南之雲南府局鑄雲字、皆滿漢文各一、滿文在左、漢文在右、每文俱重一錢四分。惟京局之寶泉寶源、俱用滿文と見え背滿漢文のもの無慮十五種あるを以て右十二種の外更に背（滿漢）文福、背（滿漢）文密、背（滿漢）文雲の三種を加へざるべからず且足下は背（滿漢）文江の下に江南省局（南京）と記し背（滿漢）文昌の下に江西省局と記し背（滿漢）文寧の下に甘肅寧夏局と記されたれども前揭の如く錢幣考に江西南昌府局は江の字を鑄、湖廣武昌府局は昌の字を鑄、江南江寧府局は寧の字を鑄る旨明記しあれば背（滿漢）文寧は江西南昌府局、背（滿漢）文昌は湖廣武昌府局、背（滿漢）文寧は江南江寧府局のものなること極めて明確にして謂ゆる甘肅寧夏府に於ける鑄錢の事實は之を認むるに由なし是れ愚の寧夏鼓鑄の事實を否認する所以なり錢幣考の編修人は附記して曰く臣等謹案、順治十年所鑄一釐字錢、幕漢字地名惟江南寧江作江字、江西南昌作昌字、湖廣武昌作武字、餘俱與是年所鑄字同と即ち順治十年江寧府局は江の字に作り南昌府局は昌の字に作り武昌府局は武の字に作りたれども順治十七年には江寧府局は寧の字を用ゐ南昌府局は江の字を用ゐ武昌府局は昌の字を用ゐ其餘の各省鎮は順治十年も順治十七年も同一の字を用ゐたりと云ふに在り愚また甚だ惑ふ、果して順治十年武昌府局武の字に作りしものならば背文（武一厘）のもの傳來すべき筈なれども未だ曾て之を見しものあらず果して順治十年江寧府局江に作りしものならば背文（寧一厘）のものあるべき筈なし然るに背文（寧一厘）のもの現に存在、而かも其寧の字の結體順治五年及び順治十七年に江寧府局鑄る所の順治通寶錢の背の寧の字の結體と相符合するが故に愚は編修人の附記に信を置かず順治十年江寧

府局は寧の字に作り南昌府局は江の字に作り武昌府局は昌の字に作りたりとのことを主張するものなり

天津の張晋君は大正十年七月一日發行貨幣第二十八號紙上に『清朝錢背之研究』と題する文を載せ背滿漢文昌の下に江西南昌局又曰寶昌局と記し背滿漢文寧の下に甘肅寶寧局と記し背滿漢文江の下に江寧局と記し背滿漢文武の下に湖北寶武局漢字武字未見と記されたり措語太だ簡にして其意見を詳悉するに由なしと雖も順治通寶錢の背に昌の字あるものを以て江西南昌府局のものと爲し背に寧の字あるものを以て甘肅寧夏局のものと爲し又湖廣武昌府局鑄るところの順治通寶錢の背に漢字武の字あるものありと爲し殆と足下と見解を同うするものゝ如し然れども以上愚の考證し來りたる所のものを相當なりとすれば張君の南昌江寧武昌府局鑄造順治通寶錢の背文に關する見解も亦正鵠を得たるものなりとは謂ふべからず

抑も足下等は支那の人なり支那の人を以て支那のことを紀す其文精到的切、信を取るに足るべきものなかるべからず愚他邦の人を以て妄りに批評を加ふるは自ら量らざるものに似たり然れども事實に親疎なく學問に國境なし事實の眞を求めて錢幣の學の發達を圖ることは吾儕の宜しく努めざるべからざる所なれば敢て不文を顧みず卑見を陳べ疑義を質して斯道の研究に資せんと欲す足下其辭を咎めず其意を察して誨諭を吝むこと勿くんば幸甚幸甚

篇中考據鑿々識見倶に高しの二語移して以て是の文を許すべし

先生の學問文章を以て支那の古錢家と論戰を開始せらる古來古錢界未曾有の大觀なり知らず周張二氏如何なる辨難攻擊を爲さるゝかを刮目して待つ

大正十一年二月初三日　　及門高島安妄評

○再び和同開珎に就て

韻泉散史

余輩曩に一文を草して藤井深藪君の熱考を求めたるに對し君亦貨幣紙上に於て縷々千萬言其の説の在る所を吐露せらる君の傍證の該博なる稗益する所多しとす唯惜むらくは考證の法誤れるもの多く眼目たる和同錢の鑄期に就ては遂に以て首肯すべき眞理を認め得ざるなり故を以て爰に再び稿を起して君の説を正さんとす君の叙説甚だ長きを以て便宜上貨幣の號數順に據りて之れを論ず可し

第二十八號に於て日本書記に依り新羅の調貢八十艘なる事を述べらる此事たる直接に和同錢の鑄造期に關係なきも君が和銅前後の我邦に存在せし金銀を過大に見誤まりつゝあるは此の八十艘を實際の數と思考せられたるに因するが如し故を以て今爰に少しく之れを辨せん

凡そ古代の史文には形容の詞多き事は君も既に知れる所ならん支那の古代は數の多きを表はすに九を以てす禹帝記の九年の水あり九州を開き九道を通じ九澤を陂し九山を度るの句皆正數にあらず唯多數を意味する形容詞なり我邦に在りては多數を形容するに八を以てす大八島八百萬神八重の潮路、八頭大蛇、八重垣、八十梟帥等の語あり又延喜式祝詞に皇神の敷坐す島の八十島はさあり又遠き國は八十綱打ち掛けて引き寄する事の如くの句あり出雲風土記國引の條にも韓土の一角に八十綱を懸けて引き來るの語あり日韓古史斷に曰く大八洲は島々の多きを云ふのみ彌の義八數に限るべからず八の古義は彌に外ならずとあり即ち知る可し八十艘は唯多數を形容するの語なる事を

應仁天皇の御世には金銀も府庫に豐富なりしは事實なる可し然れども三韓の調貢も永く續きたるにあらず金銀の需用は年々に絶ゆる期なし和銅の前後にありては金銀の類府庫に充實せりとは見做すべからず

天武天皇紀曰三年甲戌三月庚戌朔丙辰對馬國司守忍海造大國言銀始出于當國即貢上凡銀有我國初出于此時故悉奉諸神祇

持統天皇紀曰五年辛卯七月壬申伊豫國司田中朝臣法麻呂等献宇和郡御馬山白銀三斤八兩鉟一籠

文武天皇大寶三年癸卯五月巳亥令紀伊國阿提飯高牟漏三郡献銀

右の諸項を見れば當時銀は漸く我邦にも出たるものゝ如く獨り韓國の輸入にのみ仰ぎたるにもあらざるべきも敢て豊富なる貯藏ありしとは思はれず紀伊三郡に献銀を命ずる如き以て其事情を知るべきなり

深藪庵君は爰に質問を置かれたるも其文義明晰ならず判定に苦しむ所もあり要するに此の頃銀は多量日本の朝廷にあり之れを如何に所理せしならんか又和同開珍の銀錢は其原文を何所より得たる哉と云ふに在るものゝ如し

余輩は當時銀の存在稀少なりしとは謂はず然れども君の思ふが如く豊富なりしにもあらざる可し且つ銀の用途や多端なり帝室の御料は言はずもがな社寺其他の需用擧けて謂ふ可からず決して府庫に死藏するもの多量ならざるを信ずるなり和同銀錢の材料も勿論内地の產のみにては足らざる可く三韓方面よりの輸入品も亦使用せし事は論なきなり

余輩一言する事あり此の頃朝廷より臣下に賜ふに銀人なるものを用ひられし事往々史に見ゆ即ち左の如し

持統天皇五年九月壬申賜音博士大唐續守言、薩弘格、書博士百濟末士善信銀人二十兩

十二月巳亥賜醫博士務大參、德自珍、呪禁博士木素丁武沙宅萬首銀人二十兩

六年二月丁未賜陰陽博士沙門法藏道基銀人二十兩

余輩未だ右等銀人なるものが果して如何なる形狀のものなりし哉を知らずと雖ども其の銀を以て造りたる物なる事は疑ふべからず彼の西行法師が銀猫を賜はりたる逸話等を參考すれば或は銀製の人形ならんか其下賜

の状恰も後世の錢貨を賜ひ或は砂金を賜ふ如きと相似たるものあれば此の頃未だ官鑄の錢貨あらざりしが故に斯かる物を造りて用ひられたるものゝ如し是れ亦銀の一用途たるべし

而して君の引用せられたる韓國の銀玉なるものは彼の地の古錢と共に發堀せられたるものにして我和銅よりは年代尙降れるものなり隨つて斯の如き物が和銅以前に於て我邦に輸入せられたる事も何等確證なきなり若又假りに君の説に隨ひて斯の如き物が幾分輸入行使せられたりとするも之れに名づくるに錢を以てせしとも信ずべからず且つ夫れ君も謂へる如く彼の銀玉は之れを打ち平むれば恰も原田元實堂氏の所藏せらるゝ無文銀錢の如きものとなるなり事爰に到れば會々以て余輩の持論たる和銅以前には無文錢ありしとの説に一致すべきものにして君の説たる和銅以前に和同開珍ありとの論には毫も利する所なきなり然れども余輩は唯議論の正鵠を失せざる事を緊要として輕々敷之れを引用せざるなり

次に第二十九號に於ては主として大陸との交通を説かれ直接和同錢には關繫なきも就中孝德天皇五年七月遣唐の使歸れる語中に「多得文書寶物」とある寶物は開通錢なりと斷定せられたるも余輩は賛せず如何となれば君も謂へる如く諸銅器の銘文にも寶とあり寶物の意義や甚だ廣し何すれぞ錢貨に限る事を得ん君は謂ふ余をして當時の爲政者たらしめんならば必ず實行せし事なりと之れ唯君が現今より推量せし謬見のみ我邦には和銅年間に及びても尙錢貨の通用を强制的に指導せざれば行はれざりしにあらずや然るに何を苦んで孝德天皇の頃獨り錢貨をのみ貪り歸るべき必要あらんや

次に第三十號に於て弘文天皇元年の記事に「進書函與信物」の句あり右信物は錢なりと論ぜられたるも亦執るべき何等の確證なきなり若尙之れを錢貨なりと主張せんには君一己の臆測は不可なり有力なる證據を擧げられたし君は又白鳳年代の錢の使用者を十萬人と見積り一

人平均白文を所持するものとして云々と書かれたるが其當時十萬人の使用者ありしとは何等の證據ありて論せられしにや又一人平均百文を所持すべしとは何等の事由に依りて言はれたるか余輩は唯其算定の方法を知る事能はず乞ふ其證蹟を提示されん事を萬一君にして據るべき證もなく漫然かゝる數量を吐露せられたらんには妄誕の責を免かるべからず

又白鳳十四年五月に以珍寶奉於佛の記事あり珍寶は錢にして即ち賽錢と解釋すと言はれたるも是れ亦執るに足らざるなり古より神佛に供進するものは錢貨に限らず唯爰に珍寶の字あるを以て之れ錢なりと解するは會々抗錢者流の目に映ずる謬見のみ珍寶の範圍甚だ廣し何んぞ獨り之れを錢と云ふべけんや殊に其當時は未だ官鑄の錢貨はあらざるに何ぞ之れを奉供するを得んや

又朱鳥元年七月の詔にある貨財なる文字は錢貨をも含むものなる事は論なきもその全部が錢なりとは認むべからず唯是れ詔敕中の語に止まり當時果して民間に幾許の錢貨ありしやは量るべからず

又持統天皇八年の記事に對して明治初年の事物を引用せられあり維新國家多事の際且つ文物も進歩せし時の事を以て遠く持統朝に比較するは餘りに遠隔にして頭底正鵠なる比喩には成らざるものなり之れを座上一時の戲談とするには支障なきも苟くも斯道の重大事件を研究すべき引證には爲すべからず君幸に熟考して此の新古漠遠なる比喩は徹回せらるべきものなり

又君は最初より廣く周圍の事情を參考すと稱し韓國發見の銀玉をも引用せしにも係らず獨り余輩の引證せし韓國同時期に古錢と共に發見せる無文錢をのみ以ての外の一言にて乏れを拒否せるの理由如何斯くては君の唱道する所に甚た矛盾せるあり君の論法甚だ我儘なりと言はざるべからず

又大和魂なるものゝ存在は敢て其當時に限らざる事人皆周知なり和銅以前に無文錢を行使したる事ありしとて何すれぞ大和魂を傷くるものならんや

余輩も文武天皇の頃鑄錢の準備なしとは謂はす然れども君の謂へる如く諸國より蒐集するものを悉く鑄錢準備品なりとは認むべからず如何となれば例へ其物等が鑄銅用品たりとするも其頃は朝庭並に神社佛閣等に要する鑄銅器も多からん佛法の隆興せるは寧ろ錢貨よりも佛像佛具等の鑄造を重要視せられたる時勢なればなり

又君は文武天皇三年始置鑄錢司の章を以て漸く鑄錢の實務に取掛り得たるなりと謂へり而して第三十一號に於て鑄錢司は長門に置かれたるものにして愈々和同開珎錢の鑄造成り帝都へ搬入するを得たるは大寶元年ならん中央政府にては錢に關する事務を執るべく大寶元年十一月丙子始任造大幣司以正五位下彌努王從五位下引田朝臣尒閇爲長官この記事は從來貨幣に關する書籍に見ざるものなれども余は斷じて貨幣即ち錢に關するものと認定すと云はれたり

これを以て見れば君は文武朝三年鑄錢司は長府に置かれ而して其鑄造せる錢を取扱ふ官を造大幣司と稱して大寶元年に京都へ置かれたりと云はるゝものなるが其三年に鑄錢司を長府へ設置せしと云ふに就て唯大陸方面との行通の便を説かるゝのみにして何等倶體的實記なきなり要は文武朝の三年鑄錢司が長府に存在せし實蹟を擧ぐるに在り然らずんば余輩も斷然之れを容認するを得ざるなり而して鑄錢司たるものありて錢を鑄造し造大幣司なるものありて錢の事務を取扱てたりとは如何にも信用すべからざる所なり君は好く唐韓の引例に勉めらるゝ所なるが果して此の如き類例ありや余輩思ふに是れ又君が現代を以て往古を見るの謬なる可し現代の造幣局なるものを知るが故に造大幣司を以て錢貨の官と誤解せしものなる可し幣は即ち「ヌサ」と訓ず以て諸神祇に奉供するものなり大寶元年の造大幣司とは即ち諸神祇に奉供すべき幣即ち「ヌサ」を造る官なり之れをしも錢貨を司とる官となすは君に於て初めて之れを見るのみ君緣つて之れを歷史家に問へよ速か

に其誤謬を悟るを得ん
而して文武朝三年の鑄錢司に就ては余輩嚢に之れを論じたる如く何等鑄錢せし證蹟なきなり或は多少鑄錢の準備は爲したりとするも未だ實際に鑄錢せし事は認め難きなり
又君は新和同即ち長府より錢型を發見せしものと同一書體のものを以て文武朝よりの鑄品と稱せらるゝも甚だ非なり長府發見の錢型は昨年本山氏收得のもの二百餘點を最多とし其他各地に少許散在せるものあるも其製作は殆んど一致するものなり而して少しく考古學を研究したるの士は之れを一見して好く天平頃の製品たるを認むるなり長府の錢型なるもの必ずしも現存のものを以て最初期とは斷じ難きも然れども他に未だ是れ以上年代古きものを發見し得ざるを以て此の錢型を以て推斷すれば該地の鑄錢は天平年間より餘り遠からざる時を以て開始せられたるものと認むべきなり現存の錢型を以て直ちに文武朝のものと謂ふは獨り君等の誤解たるべきものとす
假りに新和同錢を以て文武朝より起れりとせんか既に我邦に此の如き整然たる錢を鑄造すべき能力あるに關はらず後段君も認めたる和銅元年鑄造の銀和同錢等に特に粗樸の技巧現はれたる理由如何去大寶元年より長府鑄錢ありたりとすれば是等銀和同錢中にも長府發見の錢型と同種類たるべき書體のもの多少存在せざるべからざるものなるに一も其品存在せざる理由如何好く斯間の說明を爲し得ば望外なり
又君は開通錢を鑄潰して和同開珎を鑄たりとの證の一として從來和同錢の發堀せられしものゝ中に開元錢の混在したるを聞かずと謂はれたるも之れ亦君が調査の足らざる所なり今左に其例を擧けん
明治十二年二月柏木探古樓の著はせる上代鈑金考に曰く明治九年三月二十五日大和國添上郡法華寺村舊法華寺廢址（岡山義彬私有地）林地開拓の際金堂跡を穿ち鈑金二枚鈑銀二枚及び和同開珎錢若干（余が得る所二

十餘枚内全形のもの二枚）萬年通寳錢若干（余が得る所四十餘枚内全形のもの十八枚）神功開寳錢若干（余が得る所百四五十枚内全形のもの三十五枚）開元通寳錢の破片三枚又水晶の念珠四十三顆を堀出せり云々とあり

即ち和同萬年神功の諸錢中に少許の開元錢の混在せしを知る可し之れを以て見れば開元通寳錢も本邦諸錢に混じて幾分通用せられたるは疑ふべからず然れども余輩は此の事實を以て開元錢を鑄潰して改鑄したりとの說を全々否認するものにあらず幾分はその如き事もありしならんと思ふものなり而して其時期に於ては君の言へる和銅元年以前に在りて此の擧ありしと云ふ何等の證據を認めざるなり唯和銅元年以後に於ては開元錢も鑄潰して我邦の錢貨に改鑄せられたるものありと爲す可きなり

次に本問題には直接利害を感せざる事なるも參考の爲め一言せん君の引用せられたる覺苑寺の土塀の崩潰したる中より和同錢型を得たりとあるは事實少しく相違せり覺苑寺は長府鑄錢址の附近なるも其境内は稍鑄錢地に緣故薄きが如し會々其附近より發見せる錢型を寺主は爲にする所ありて其寺内土塀中より發見せしと唱導せしものゝ如し君幸に之れを諒察せよ

次に元明天皇和銅元年に武藏の國より自然銅を献上せしに付て君は自然銅にてあるなれば多量あるべきものに非ずして天皇の喜びは糖喜びに終りし事と考へ得ると云はれたり素より其献上の數量明記なきものなれば少量なりしとも假定し得ん然れども其れが僅少の量なりしとも我邦最初の產銅として之れが献納を得られたるもの決して糖喜びとは云ふべからざるなり君の評言たる決して當を得たるものにあらず但し續ひて產銅ありしや否哉は自ら別問題たるなり

余輩の以て古和同と稱する銅錢は其現存數幾許ありとなすか余輩案外其僅少なるを感ずるものなり君試に古和同銅錢の現存數を列擧し見よ領底五十品を過ぎざる

なり余輩素より現存の數を以て和銅元年鑄造の數を計る事能はずと雖ども其の元年所鑄たるもの決して大數ならざりしを想ふなり而して亦其鑄品全部が武藏產の自然銅なりとは斷定するものにあらざるも所謂和銅なるものゝ必ず鑄錢に使用せられたる事は疑ふべからざるなり過日本山邸に於て甲賀博士の述べられたる和同錢の分析表中に於て古和同には錫鉛等の混和物少なく殆んと純銅に近しとの點は大に吾人の參考たるを得たるも該純銅に近きものが果して自然銅と認むべき哉否哉に就ては未だ明亮ならざるなり余輩の素人眼を以て視るも彼の古和同と稱するものは銅中に一種の含蓄せる光輝ありて新和同と稱する品と全々區別ずる事を得るゝのなり進んで專門家の調査を煩はしなば或は斯間の消息を判明し得ん

次に君は和銅なる年號は和同開珍錢鑄造後の年號にして和同開珍錢には關係なく只後人を迷はず年號にして云々と述べ開通元寶と唐の開元の年號を例に引かれたり然れども開通元寶は或は開元通寶とも稱して未だ讀方一定せず玄宗の開元の年號を定められたる事を以て我朝の和銅の改元に比例するは解釋上誤れる因なりとすべし我朝の和銅の改元は詔敕にもある如く武藏の產銅の端に依りて定められたる年號なれば他の事情を以て例を求むべからざるものなり而して君等の言へる和銅以前に和同錢ありとの說は未だ信憑すべき何物をも有せざる浮說なり何んぞ今遽かに和銅の年號を以て後人を迷はす年號なりと放言するを得んや　（未完）

○駒曳錢は寛永錢の變態か

鶯　泉

德川氏の寛永期から引續いて、各地の錢座で鑄造した繪錢の中に、駒曳錢といふのがあります、先輩は「地の用は馬に如かず」との言葉から出て居るといはれて

あります、私も近年迄御説御尤と感心して居りましたか、繪錢を研究するに從つて、色々と面白い考へが浮んで來ましたから、今それを述べて、皆さんに笑つて頂き度いと思ひ左に記しました

駒曳錢は其種類多種多樣で、一々記載する事は困難でありますが、最初出來た駒曳は、上に馬があつて下に人が曳いて居る繪であつた事は確かと思ひ升、横や下に駒のある類は、幾分か後れて出來た事は、古錢家の稱し來たれる所であります、例外もありませうけれども

又私は出駒や草喰駒及び永字駒の類は、其初期に屬する種類であらうと思つて居ります、何となれば其鑄造上に於ける諸點から、判斷が出來ます、多數の中には後鑄品も混じつてありませうが！

閑休今述べんとする所は「駒曳錢は寛永錢の變態か」といふ問題であります、播磨國明石郡と加古郡の一部では、米俵を見れば貫目があるかといひます、そして貫目を畧して、貫といひ、中には寛と書いて居るのを見た事もあります

されば德川時代には、馬に米俵を積めば、必らず貫。即ち寛。といふたものだと聞いて居ります、そして曳は永。と音が通つて居る、是等の諸點から割出しますと、繪の駒は寛。となり、人の曳いて居る所は即ち、永。に當る事になりませう

最初出駒草喰駒の類を、戎大黑等の類と一所に造つた頃には、駒引を寛永と讀ましたものかと思はれますが世に出して見ますと、寛永とは讀む人がなくて、駒曳といふた結果、永字駒を造つて寛永と讀ましたのでせうが、それでもまだ、寛永と知る人がなかつた爲めに今度は寛永と二字を入れた駒曳錢の類を鑄造したものと思ひます

永、寛永、寛永通寳の文字入りは、寛永座系統のものであるといふ事を表はしたと考へます、然し例外はありませう

そして駒曳錢は寛永座で最初午。の年に作り、又猿曳駒は色々說はありますが（意馬心猿の話）申。年に鑄造したものと思ひます、猶私所有の寛永錢の內に、背穿上に鼠の繪を置いたものがあります、之を前述の理由から推しますと、子。年の鑄造に係るものかと思はれます如何なものでせう（終）

○鳴海平藏の書上の研究（五）

花林塔

其節古錢御停止被仰付候段被仰渡候

是も間違て居る。寛永十三年六月一日、新錢發兌の時の高札は

一寛永の新錢並古錢共に金子一兩に四貫文、勿論一分には一貫文の賣買たるべし。若し違背致し高下の賣買仕に於ては從双方其賣買の代一倍、過料として可出之事

一欠かけ。かたなし。ころ錢。なまり錢。新惡錢。此外不可撰。若撰者、六錢を押て遣者有之者。或は其所に三日さらし、或は可爲籠舍。其町の過料は右同前の事

一新錢、江戸並近江國坂本にて被仰付候間兩所の外不可鑄出。若し背く族は可爲曲事之事

とある。「惡貨は善貨を驅逐す」といふ格言も、北條氏か永樂錢を用ゐた時と、此寛永新錢發行の時だけは當らなかつたのです。是は一時に多額の發行のあつたのと、市中の錢の在高拂底であつて癈惡する事が不可能であつたのも一原因でしたらう兎に角「古錢御停止」は此時にあつたといふは事實でない。然らば「古錢御停止」といふ樣な事が在つた事はないかといふと、寛文十年の六月二十八日の町觸にかういふのがある

寛永新錢の內へ古錢を交、諸色不可賣買之。勿論錢屋、兩替屋、新錢に古錢をませ商買仕間敷候
右之通相背ば急度可爲曲事者也

是で見ると、此時は大佛錢の新出當時であつたから、當事者の鼻息が荒くて、古錢が眼中になかつたものらしい。鳴海の書上は兎角事實の在つた事でも跡先になつて居る事があるから、此古錢停止の記事も或は寛文頃の出來事を書き入れたのかと知れない、うつかり信て居ると飛んだ間違ひへ引ずり込まれるから、用心してかゝらぬとエライ事になる

夫から

從是段々相勤め申候、錢吹候中寛永十八辛己年三月

此文句で見ると寛永十三年より「段々」則繼續して鑄錢して居る中寛永十八年にといふ事になる是が間違である

〔常陸志料〕に

同十七年八月、江戸、水戸其外八ヶ國の錢座悉く停止せらる

とあるが正確の記事であるからは、此文句は不穩當であらねばならぬ、此記錄の信を措けぬも此處である

御上御胎舍の御祝儀御目出度相濟候以後、御誕生之御用意、金錢、銀錢之御調法被爲仰付候、但員數並秘法の御儀に御座候。天海大僧正より御傳授被成下

前にいふ通り其前年の十七年に全國の錢座が悉く停止といふよりは廢されて居る。故に此十八年には鑄錢すべき座がない。錢座以外で錢を鑄るは國禁である。如何に幕府がノンキでも法律を犯して御用を勤めよとはいふまい。又命せられても夫相當の機具がなければ出來るものではない。機具も機具だが鎔爐に困る、金銀の事であるから壺吹でよいが、火事早い江戸で大火を焚く事は十分の設備がなくてはならぬ。此設備や。機具の新調やが、ナマ優しい金で出來るものではない。又工人の募集や、幕吏の出張監督やがある。一ト通りや二タ通りの事で濟むものではない。此鳴海の書上の樣に鑄錢事業が簡單に運んで行くと思ふのは、餘りに寛永錢の研究心がなさ過る。けれども強ていへば、水戸では二十年まで鑄て居たさいふから、鳴海が水戸へ

行て吹て來たどいへば云へなくもあるまいといふ氣かは知らぬ、幕吏の出張監督の點がどうしても融通を利かせない。又夫では芝座で鑄たといふ此書上を全然抹殺する事になる。何れにして辻褄が合はないかういふ風に鳴海の書上は他の正確なる記錄と一致しない、撞着する事だらけである。故に此筆法で行つた貞幹譜の如く「十三年至明曆中」を信ずる人があるならば、夫は共に寛永錢を研究すべき價値ある人でない、最時勢におくれたる學界の落伍者といはねばならぬ。兎に角十八年に錢を鑄たといふ事は（金銀錢にせよ）錢座が存在して居ない時だから成り立たない夫とも前にいふた樣に芝の廢座跡で鑄たと曲解するならば、どうにか趣意は立つが。さういふ危險な解釋を下すは學者の態度でない

「御誕生御用意の金銀錢」はある事だからよろしい

〔山槐記〕に

治承二年十一月十二日辛未、未二點皇子降誕、令レ奉レ著ニ御替帶一給云々、內大臣誦ニ祝詞一三反（以レ天爲レ父以レ地爲レ母頂ニ金錢九十九文一令レ兕レ命）被レ置ニ錢於皇子御帳御枕上一（件錢九十九文納ニ方三寸許白生絹袋一也、以ニ白糸一爲レ括、御產以前自ニ禪門一被レ獻レ之、太夫取レ之被レ傳ニ內府一皇子渡御以前被レ置ニ白御帳內一也）

又〔花園院御記〕にも

文保三年四月二十一日、入夜（中略）暫降誕之由（干時亥半也）內々女房告之（中略）有頃朕參ニ御凡帳邊一、女房抱レ兒予唱ニ祝詞一、其詞云（以レ天爲レ父以レ地爲レ母頂ニ金錢九十九文一令ニ祝壽一）三返唱入ニ耳左耳一、即取ニ金錢一置ニ御帳中枕方一（南候）

とある、是は皆皇室の例である、將軍家でも其眞似をしたのであらう、又胞衣壺に錢を入れる事がある〔伊勢兵庫助注記御產所御道具〕に

一ゑなのおさめやうは、其つぼの中へ御きぬ一尺、くれなゐに染て入れ申候、御ふでかた〳〵太平の御あし三十三、つぼのなかへ入れ申し候、大方此分に候

此外に明治年間に奈良から胞衣壺に鍍金の無文錢が五六文入れて在つたのを發掘した事がある（是は私の手帳を洪水の時ぬらし

たので正確にいへないが多分博物館に現物があるのだらうと思ふ　胞衣壺の方は金錢には限ぎらぬ樣だが、御出産の時のおまじないの方は金錢に限る樣だ

然るに次に

一父錢金錢　二十八文

一母錢銀錢　三十六文

とある。銀錢の必要の起つたのは何れの時からかは知らないが、此書上に書いてある數は天の二十八宿、地の三十六禽から起つたのであらう。合して六十四枚は易の六十四爻から來たものか。兎に角金錢九十九枚が、金銀錢六十四枚に變じても理屈は合て居る

次に家頭錢

一金　錢　五　千　枚

一銀　錢　一萬五千枚

尤兩文形重目寸法口傳あり

是は一寸推定が出來ない家頭錢とは如何なる意味か、たしかに口傳の價値はある。けれどもわからぬ仕舞にするも口惜しいから、口傳の眞意に當るか當らぬかしらぬが、花林塔一流の靈的推測を下して見やう

〔朝野群載〕に

謹上　泰山府君都狀

南閻浮州大日本國天子御筆親仁年二十六

献上　冥道諸神一十二座

銀　錢　二百四十貫文

白　絹　一百二十疋

鞍　馬　十　二　疋

勇　奴　三　十　六　人

右親仁謹啓泰山府君冥道諸神等（中略）若非蒙冥道之恩助何壞人間之凶厄哉（中略）敬設禮典謹献諸神（下略）

永承五年十月十八日　天子親仁　謹狀

といふ事がある、十二座で是だけの數であるから一座は、銀錢二十貫文、白絹十疋、鞍馬一疋、勇奴三人を献じた事になる、夫は同書に

謹上閻椎天子

銀錢　二十貫
絹　十疋
鞍馬　一疋
奴　三人

右爲延年益算送上謹狀

永久三年十一月二十三日

從四位上行右中辨兼備中介藤原朝臣　謹狀

とあるのと一致する。此泰山府君は地獄で娑婆の人の命を支配する官吏である。閻羅天子は閻魔大王ともいふ主權者である。此泰山府君の修法といふは、凶厄を攘ひ、壽命を延ぶるの祭をするのである。夫は「平家物語」に櫻町の中納言が泰山府君に祈て、櫻花の七日に散るを惜しみて、二十日餘りも盛りを延べたといふ事と。謠曲の「殺生石」に、安部の泰成が泰山府君に祈て、玉藻前の變化を退散せしめたとあるのでもわかる。鳴海の鑄た金銀錢の惣數二萬枚は二十貫である。丁度一座の献錢に相當する。唯昔しのは銀錢ばかり、是は金銀交りだけの違ひである。天海僧正の口傳なるものは則泰山府君の修法を加味したものをいふのであらうと推定する事が出來る又此場合支那の例にある洗兒錢の古智を學んだのかも知れない「古玉圖譜」に

按開元遺圖、唐宮中每皇子生三日、則賜玉錢犀菓、以爲洗兒之慶、每賜近臣外戚云、即此錢也、錢文亦皆祝嘏之辭

とある。玉錢ではあるが日本には玉の類が少ないから金でしたのかもわからない、「錢文又祝嘏之辭」とあるからは永樂などは目出度いといふてよい。近臣外戚に賜ふといふ例を應用したとすれば、幕府の勢で二萬枚は少ない位かも知れない。又支那でも玉錢のみならず金銀の洗兒錢がある

「容齋四筆」に

洗兒金錢、車駕都錢塘以來。皇子在都、生男及女、則戚里三衙門浙曹京尹、皆有餉献、隨則致答。自金幣之外洗兒錢果動以丁數合、極其珍巧。若惣而言之、

殆不可勝算。劉原甫在嘉祐中因論無故、疏決云。在外群情皆云、聖意以皇女生故施此慶、恐非王者之令典也。又聞多作金、銀、犀象、玉石、琥珀、玳瑁、擅香等之錢、及鑄金銀作花果、賜于臣下、自宰相臺諫皆受此賜（下畧）

とありますから、金銀の洗兒錢は和漢同轍です

正保二酉年四月二十三日、若君樣御歲御五歲にて被爲遊御元服奉稱大納言樣家綱公、此御祝儀の節も金銀錢被仰付鑄立奉差上候

是は一考せざるを得ない。出產の時に金銀錢の入用の事は前にもいふた通り條理が立つが、元服にも金銀錢が要用なりてふ事は聞た事がない。夫に前にもいふ通り其當時錢座がなければならぬ。正保年間には錢座がない。そこで私は此鳴海の書上にいふ所の金銀錢はいづれも金座か銀座の下吹所で鑄たものではないかと推測する。夫はなぜかといふと、お產の御入用も理があり。此元服の時の金銀錢にも考があるからである、其私の考といふのはかうです

昔元服の時は新調の鎧を作つて着初式を行ふたものです。大きな大名は皆仕ました。此書上の綱千代はまだ五歲ですから、鎧の着初式は出來なかつたでせうが、鎧だけは新たに縅さしたものと見てよいのである。鎧の新調に就ては種々の附屬品が入用である。旗指物であるとか、武具、馬具であるとか、一通り揃へるのは莫大なものである。其中に一寸人の氣の付かないものがある。弦卷、燧袋、兵粮の割籠など種々あるが夫等でもない。金銀錢の用意である

私は大閤が金銀錢を作つたのは金銀貨の前提で記用品であるといふのです戰場で用ゐた時は今日でいふ勳章の樣な性質に用ゐられはしたもの丶、元より通貨として使用するとも差支ないものとして出來たものである。故に通用錢の形狀を具備さしてある。昔の古錢家が通貨と見なかつたのは其一を知て二を知らなかつたのである。其例を擧ると「常山紀談」に

清正腰に付たる緋曇子の袋を座敷へ投入たるに、どうと落る、米三升許に味噌、銀錢三百文入れられたり、馬印をさすに腰のつり合、是にて能となり

此朝鮮の役の時は清正も少しく老て、有名の九枚馬藺の指物重く。已の體量が疲て不足して來て釣合が取れなくなつたので銀錢三百枚米三升のハンデキャツプを付けたといふのです。かゝる多額の銀錢は通貨でなくて何でせう。又同書に

伏見の城にて諸大名幾等も並居たる中に、伊達政宗、懷中より金錢取出して人々に見せられしに、其頃金錢の始りし頃にて珍らしとてもてはやさる、直江が末座に在りしを、これ見られよと有し時、直江扇の上に金錢を置て打返し、女童のはねつく樣にして覩しかば、政宗いや苦しうも候はず手に取られよと言も終らぬに、直江、謙信の時より先陣の下知して麾取候手に、かゝる賤しき物とれば汚れ候故、扇に載せて候とて政宗の方に投げ戻しけり

とある戰場で首取た賞與に。則今日の勳章に相當するものならば直江山城が麾取る手に持つとも何んで汚れませう。無論通貨として出來ものだから賤しんだのです

又「室町殿日記」に

大政所の御追善として四十九日にあたる日は、兩日が間、乞食貧人に施行をひかせたまふ。からかねの錢の內に、金錢銀錢を相交へひかせたまふに、請けぬる非人の內に許多の得失ありて、我等如きの一錢なしの貧人となりても、貧福の境はありけるもの哉とて打笑ひ、尊く難有きためしとて勇みにけり

とある、是は純然たる通貨として金銀錢を扱ふて居る。成島柳北が、天正文祿の銀錢が、木下家に澤山あつたから安心だといふて錢譜は載せながら、天下に澤山ある同し豊公の金銀永樂に留意する事の出來なかつたのば。遠くを見てのみ居て足許に氣の付かなかつたものといはねばならぬ

扨錢を新調する時に金銀錢の入用といふのは是で理解されましたらう、元ば永樂錢形であつたのでせうけれども、其當時錢座があれば命じて作らせるけれども、錢座のなき時は鑄させる事が出來ない推して鑄させれば私鑄の國法に觸れる、夫が打製永樂の出來た原因である。寛永錢發行後も永樂にした人もあらう。寛永の面文を用ゐた人もあらう。けれども大概は永樂錢であらう、なぜならば寛永の面文を用ゐて私鑄の嫌疑を蒙るのが嫌であるからである。永樂なら背へ定紋をつけても平氣である

此時鳴海の鑄たのは無論寛永の面文を用ゐたに違ひない、唯正保年間に錢座のなかつたのが識者を首肯させ得ないのである。故に私は明暦のものではなからうかと思ふのです。其理由は世間にある金銀錢は私が明暦のものと判定して［寛永泉志］に出した種類に限つてあるからです。此一類の製作、手法、銅質等何んとなく寛永期のものと合致しない所があつて、時代が降るものと見受ましたからさう判定したので、今日まで幸に寛永錢一般研究家の同意を得て居ります。又事實に於ても此金銀錢が皆明暦期の面文であるといふ事は實に嬉しい事で私の靈的推測は茲に到て神的推測となつた事を喜びます

夫から明暦の大火の時、本丸も延燒して御金藏も燒落ちたので、灰燼の中から拾ひ出し金銀塊は性合の良いものは吹直されたが、性合の不良と見たものは錢に吹き直させて臨時の用に供された事があるとの事ですから。明暦期の金銀錢は可成り多額に作られたものと見えます錢座の存在して居る時ですから至當の事です

火を麁末に仕候はゞ天下萬民の不吉に成候由にて、
天地長久爲二國家安全一火防行法御授被レ成候

是は江戸は火事早い所から「已は火防の法を知つてるぞよ、已を使用ふ錢座は火事の心配はないぞよ」といふ自家廣告で、一顧の價値なき贅文字です

東照宮より上野へ被レ遊二御寶納一候御標掛の御守御本尊

兵庫に被下置候其節被仰渡候には、汝此度の新錢は末代不改の寛永通寶、將又秘法錢等可被仰付證據に被下置候、天下泰平の誓願常に怠る間敷旨被仰渡候

此文句で見ると天海坊は甚不心得な僧である。お寺へ納つた寶物、則寺寶を、私の勝手で人に與へるとは隨分亂暴な僧といはねばならぬ。今日からいふ坊主が我菩提寺の住職であつたならば、我々檀家は鼓を鳴らして責むるのみならず、放逐せなければならぬ。けれども是は例の鳴海一流のうそに違ひない。當時權現樣の一語を聞けば皆人慴伏したもの故、こんな事を云ひ出して所謂我佛尊しを振り廻したものでせう。そして「將又秘法錢等」と秘密の錢法を知るは天下我一人と標榜して次の七代目の「御上御用を相待罷在候」と照應せしめて、政府事業の錢座には是非鳴海家のものを使用なさらねばなりませぬぞと脅迫的に書いたものでせう

此研究も眼目の六代目の傳を爼上に上せて料理して仕舞ましたから。跡は秋風落莫たるもので。甚だつまらない事ですが、序ですから論じて置きます

浪々にて罷在り其上病身にて常陸に引込み罷在候。其後江戸表へ罷出、御上御用の時節を相待罷在候

全く此七代目は六代目に比べると不肖の子で在たらしい丁度年限から考へると、呉服所の加役で大佛錢を鑄て居る時ですから、少しく技量あるものなら採用もされ、父の名を恥かしめなかつたのでせうが、待つ御用の時節はドン／＼過ぎ去て平凡に無意味に終つて仕舞た樣です

八代目の壯年時代は享保元文の鑄錢最盛期に遭遇しながら其就れの座にも聘されなかつたのを見ると、又沈香も焚かず屁も放らぬ男と見えて、碌々なすなく世を過したらしう御座ります

九代目、則本書上を出した男は察するに祖父父と異り覇氣といはんより山氣の多いものらしい。此樣な書上を作りて後世を惑はすのみか、私にまでかくまで御手數をかけて雜誌の一部振の印刷費を浪費させた不都合

極まる男である。殊に此書上げの末尾の一句などは甚だ當局に對して威嚇的の言辭を弄してある。眞にズウ〳〵しい男である
扨かく此書上げを研究しました後、猶つら〳〵考へると、どうも年代の矛盾がありはしまいかと思ひましたから、參考の爲一つ年表を作つて、如何なる結果が現はれるかを見ませうと試みました。果然宥すべからざる事實を發見致しました

年號	年數	將軍	鳴海歴代	注意事項
應永	廿四	元年より 義時	元祖 刑部賢勝	年齢不明なれども朝鮮使節の來りし十七年を壯年の頃と見て其家を起したるは應永以前なるべけれども假に元年より起算して二代目迄五十五年
正長	一	同 義教		
永享	十二			
嘉吉	三	同 義勝		
文安	五			
寶徳	三	同 義政	二代 治部重勝	時代明瞭ならざれども義政頃の人と見て三代迄四十三年
享徳	三			
康正	二			
長祿	三			
寛正	六			
文正	一			
應仁	二			
文明	十八	四年より 義尚		

年號	年數	將軍		代	人名	備考
長享	二					
延德	三	二年より	義植			
明應	九	三年より	義澄	三代	兵庫則賢	義澄の御臺若君の御供して會津落の時を壯年と見て 四代迄四十年
文龜	三					
永正	十七	五年より 復位	義植			
大永	七	元年より	義晴			
享祿	四					
天文	廿三	十五年より	義輝	四代	刑部重則	時代不明なれども前後の關係より天文頃の人と見て 五代迄四十一年
弘治	三					
永祿	十二	十一年より	義昭			
元龜	三					
天正	十九	元年より	信長	五代	治部重武	佐竹水戸領の事あれば天正頃の人として其頃を壯年と見て(寛永十三年に老衰せるもの故) 六代迄五十一年
		十四年より	秀吉			
		十九年より	秀次			
文祿	四					
慶長	十九	五年より	秀頼			
		八年より	家康			
		十年より	秀忠			
元和	九	九年より	家光			
寛永	二十			六代	兵庫賢信	寛永十三年を壯年の頃と見て寛文の中迄として 七代迄四十三年

正保	四			
慶安	四	三年より 家綱		
承應	三			
明暦	三			
萬治	三			
寛文	十二		七代 平藏重賢	寛文半頃よりの人と見て八代迄四十四年
延寶	八			
天和	三	元年より 綱吉		
貞享	四			
元祿	十六			
寶永	七	六年より 家宣		
正德	五	三年より 家繼	八代 平藏武賢	年代不明なれども前後の關係より正德頃の家督相續と見て九代迄四十年
享保	二十	元年より 吉宗		
元文	五			
寛保	三			
延享	四	二年より 家重		
寛延	三			
寶曆	十三	十二年より 家治	九代 平藏	此書上を出した時則寶曆十二年より十代目迄に又代々の例の如く又四十年を要すさせば寛政享和頃迄は生存せしか
應永元年より寶曆十二年迄は	三百六十九年		應永より享和までとすれば四百十年	

此表で見ると鳴海歴代の世を張て居た間の長いに驚かされる。九代で四百十年、一代の平均四十七八年といふのは古今未曾有である。まづ和漢の例を調べて見ると日本では北條氏が丁度九代で僅々百三十年。支那では北宋が九主で百六十六年、南宋も九主で百五十四年で兩方合せても纔に三百二十年にしかならない。此外に遼は九主二百十年、金が九主百二十年であります、讀者諸君の腦へは何んと響きましたかしらぬが、九代四百年といふは前代未聞は愚な事、末代もかゝる例は出まいと私は斷言する

日本の昔しからの諺に「人一代二十年」といふ言葉がある。長く續く内には長壽の人もあり夭折の人もあるから一概にはいへないが、其平均點は一代二十年が眞理であるやうである。短期の計算としても五年と違はぬものである。鳴海の歴代は此レコードを倍以上に破て居る

又例に引ては畏れ多いが我皇室の御歴代を見てもわかた。應神天皇以前は餘り遠い昔し故こゝには考慮に加ません、仁德天皇の在位八十七年。允恭天皇の在位四十二年の二帝の外、最近に明治大帝御在位四十五年を最長きものとして百代の帝王中僅に三帝にまします。他に三十年以上の御在位の帝は漸く十指を屈するに足らぬのであります

私はかういふ順序に研究を詰て行きまして、此鳴海の書上は徹頭徹尾信を措くに足らぬと判斷したのであります

昔し「系圖作り」「系圖書き」といふ特殊な營業者があつて、注文次第、思ふが儘の系圖を作つて呉れたさうです。此書上も或はさういふものゝ手に依て作つて貰つたものではないでせうか。結局寛永十三年の錢座、則芝の新錢座に傭はれた職工で、少し文字のある者で。其頃見聞の事を書留めて置いたものが家に遺つて居たので、夫を系圖作りに見せてこしらへて在たのを、此書上の時に應用して、沾ん哉／＼主義を、明白に、露

骨に、自家廣告したものではないでせうか
私の此一文は時事に感じて草しましたので、殊に玉島の安藤遊仙さんにはよく讀で戴き又御批評も伺ひ度いと思ふのです。御著述の「古錢年表」御重訂の折の御參考にも！　（完）

◎小　解

○大中背京



群青の堅銹を點在して、曾て土中の跡を語り、製作元末の後ちを享けて、古雅粗朴である、背穿上に京字の優大なるを存して、他の背文類に冠たるの趣あり、即京師錢監の鑄造を示す標記にして、現存唯一の正品也明初の大中洪武兩錢には、背文各種を有すること周知の事であるが、京字の背文あるものは、京十の大錢に大中洪武二種あれど、當五、當三、折二、小平錢等に在りては、本品の存在を認むる以外に、類例なきを異彩とす

○崇禎監二



崇禎通寶の折二錢は、普通背穿右の二字を有するものを以てす、稀に本錢示すが如き、監二と兩側に記されたるものあり、內地に散見する數、僅か三品の外に出でず、小平錢は未だ其背文に何種あるや、限度を知らされど、當五錢には戶、工、監の三種ありて、何れも傳流少なからず

○元豐虎の尾度の篆通



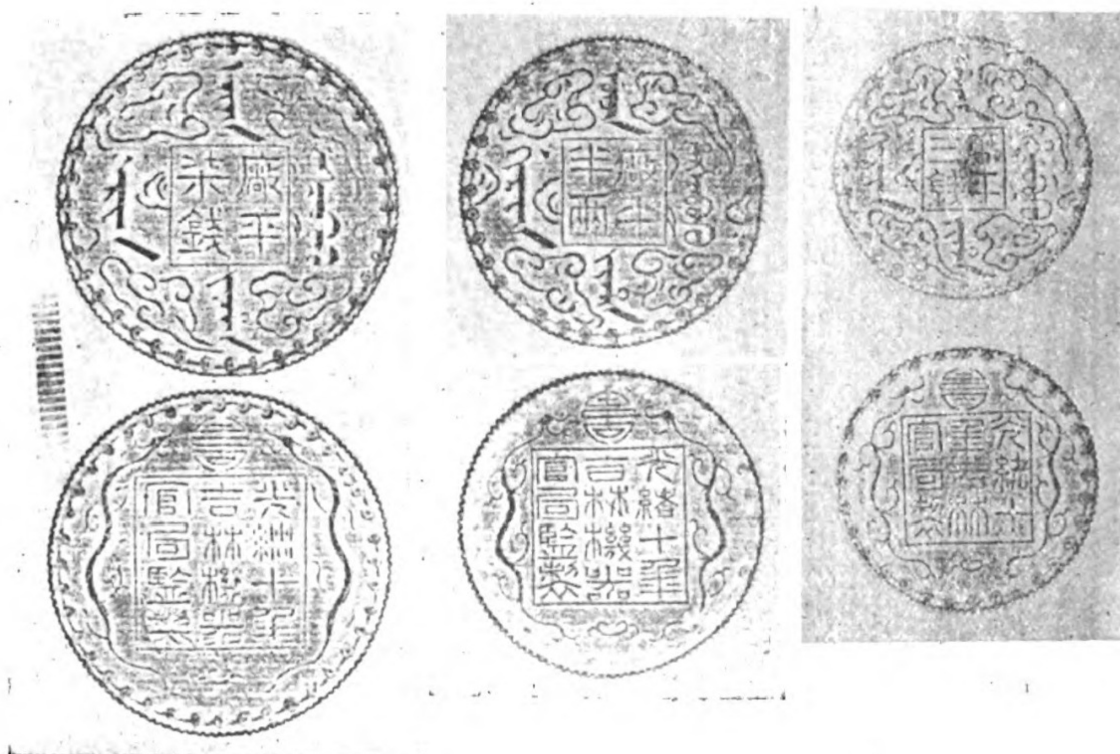
陳太宗元豐年間鑄る處の元豐通寶は、安南一流の篆體にして、其通字の辶はウネりて、長く異風を形作れるを以て、俗に虎の尾元豐と傳稱して、存在も猶少なく陳代錢の珍貨として稱揚され、紹豐大治兩錢の上位を占む、こゝに掲けたる元豐錢は、正しく同爐の鑄に係かり、特に通字は篆書にして、古來よりの要點なる、虎の尾の例を裏切り、最も稀覯の品とす、製作稍や紹豐大治より大様、背の平地淺く、銅色淡黄褐奇古の錢なり

○光緒吉林局銀貨





藤井深藪庵藏



右四種洋風の打製銀貨なり、面廠平弍錢、三錢、半兩柒錢と劃中に記して、其左右上下に滿文四個の文字を配し、其上部に在る一滿文は、四品共に異なれども、他の三滿文は殆んど相違なし、思ふに弍、三、半兩、在等の異なる換當價格を明示するものなるべし、背の上部に吉字崩しの圖案記章を置き、中央の劃中には、一錢三錢の二種は、光緒十年吉林官局製と記し半兩柒錢の二種は、光緒十年吉林機器官局監製と有りて、彫刻精致極めて美術的意匠なり、吉林局の試鑄にかゝり、現存稀少なりと聞き及ふ品なり

○慶應一百

一橋侯御世ニ大阪ニテ鑄之通用不成止ム

千足軒



淡黄の銅錢にして、幕末慶喜公上洛に際し、軍用一時の策により假鑄し、通用に不至して止みたる品なり、面の縁上四隅に小圓劃を作り江府極之の四字を鑄出せり、背に京都と記せるは、通用區域の表示なるべし、拓本上の添記は、故鬼頭千足軒の筆跡にして、此錢の鑄造に關係ありし工人より傳聞せるを書すといふ

◎質疑應答

○問、銀塊相場に何十何片何分の何とあり右は銀塊何匁に就ての相場ですが、そして何片とは日本の何程に當るのですか　新入生

●答、倫敦の銀塊相場は、一オンス（我が七匁五分六厘）に就て申します。片といふのは、日英爲替相場の

變動によりて、一定致しませんが、大凡三錢六厘位と思へばよろしいでせう、それから十二片が一志、一志が一磅と成ります（係り）

本山邸和同錢型展觀會席上
○中川近禮氏の口演

私は古泉社界を去りましてからモウ二十年にもなりますのに、今日此所へ潜越にも參上して和同錢型に就てのお噺を致しますのは自分に一ッの責任があるからで御座ります、私は古泉界を退いた時切實に感じた事がありました、夫は古泉家が古錢といふと唯蒐集する丈の興味に捉はれて古泉本來の趣意を失つては居ないかといふ事です、年代を調べ種類を鑑別するのが古泉研究の主意ですのに、私が初めて古泉社界に出た當時の古泉家は、名は古錢家でも錢を作る事、則鑄錢の方法を知た人がないのでありました、私は古泉社會を退きましても自ら研究はして居りました、今茲に和同錢型の說明を致しますのは、自分で試に錢笵を作り自ら鑄物師の眞似をして遣て見た事實に當箝て自分の推斷をお話しやうと存じますので御座ります

錢の拵へ方は、德川氏三百年間寬永通寶錢を拵へた方法、其拵へ方は第一に彫種といふものから錫種を取り、夫から靑銅(からかね)の種錢を取り、更に通用錢を鑄造したので、是は時代が近いから誰でも知て居るけれども、夫から一ト足先の豐臣時代の天正通寶といふ銀錢はどういふ風にして出來たか、更に遡て足利時代の鐚錢はどうして出來るか、夫を知て居るものはなかつた、更に遡て萬年通寶（和同といひたいが和同の新古が問題になつて居る今日其議論の渦中に捲込れるのを好まないから假に萬年とする）から乾元大寶に至る、奈良朝平安朝を通じて二百年間の錢の拵へ方はどうしたか、其先は今日拜見した錢型がある、日本で僅な古錢の中でも此位の變遷かある況や支那の如き三千年の歷史を持つ古錢には多くの變化があるやうであります、先戰國時代

から秦漢、王莽から三國に至るの一劃が約五百年間は今とは遣り方が異て居る、其次が晋から南北朝を經て唐、五代、北宋の末迄約千年、又遣り方が違つて居り、夫から南宋、元、明、清に至る八百年が又異て居るが、是が則日本の寛永通寶と同じ遣り方です、是は私が推斷故間違て居るかも知れません、或は既に諸君の御研究濟かも知れませんから畧しさして和同に就て申上ます

明治初年の古泉家は和同錢は日本で初めて拵へた時は巧く出來なかつたから、支那人を雇て來て遣らせたら巧く行つた、則下手な出來が古和同、巧く出來たのが新和同と推定を下した、是が存外深く古泉家の頭に染渡り、古錢家以外の學者までもさう信じて居らるゝ方が澤山ある、けれども私は是は大間違だと思ふ、なぜならば當時の支那では和同の錢範と同じ樣な遣り方をして居たのは五百年も前の事です、夫は王莽の時で其仕事は終て居るのです、如何に考へても支那人が五百年も前の舊式の仕方を教へる筈がない、又日本から視察に行た人が在つたとしてもそんな古い事を見て來る理もない、故に絕對に否定する

古泉家や學者連中がどうしてそんな事を言出したかといふと、第一奈良朝時代は支那の文明を輸入して居たといふ事と、第二には和同錢が開元錢に似て居る事と、第三には長門方面に鑄錢司を置たのは支那に近いといふ事から斷定したのでせう、けれども奈良朝時代に支那の文明を輸入したのは文學や、宗教や、儀式の樣な方面の文明を主として輸入したので、製造工業といふ方面は其當時の輸入ではない、其以前から這入て來て居る、勿論大陸を經由して朝鮮から來たのであらうが、其當時の日本人の總ての鑄造の技術の上から見ても、和同開珍の一つ位出來ないといふ事はなからうと思ふ、又和同錢が開元錢に似て居るといふのは古泉家の見間違です、成程くらべて見れば似ては居るが夫は他人の空似で、其間何等の脈絡も關係もない、全然血緣關係は

ない、夫から長門方面に鑄錢司を置たのも決して支那關係ではない、是は錢范を拵へる土が周防の鑄錢司村方面から産する、現に陶村といふ地が在て錢范を作るに便宜があるのみならず、銅山が澤山ある、又九州方面には鑄物に從事する一種の勞働者的のものが澤山居たから、夫等を使つて遣れば大層便宜が多い、故に都を離れ五畿も離れて、長門に鑄錢司を置たのであらうと思ふ

扨錢型に就てのお話ですが、私がいたづらに遣て見た經驗を申し上ますと、何が難かしいといふと、赤土の含で居る水分の蒸發すると共に型が小さくなるから、是を縮まぬ樣にするのが一番難かしい、又考へると此所にある錢型も作られる基本がなければならぬ、木か石か金かの内である、孰れにしても五個か十個かは知らぬが、和同錢を彫付けた物がなければならぬ、是を假に原板と名付けて置く、是から種錢を取る、其種錢はどんな物だといふと、從來古錢家のいふ唐銅で出來た種錢とは違ふ、私の經驗上から推斷した所では、軟質金屬、則錫とか鉛とかいふものから出來たもの、十中の八九まで鉛でせう、今注き込で直く出來るもの、則石であらうが金であらうがよしや木であらうが、其出來て居る錢范へ注込と造作なく出來るもの、則鉛の種錢なるものを拵へて、一方赤土を木の枠に盛て（竪八寸横六寸位のものでせう）支那では此土に白芨水といふものを用ゐたさうだが、日本でもそんな事をしたかも知れぬが、是で表裏の型を拵へて置て、鉛製の種和同錢を（二十枚位でせうか）蒔き付けて塗りこむ、此遣り方は砂型と少しも異はない方法です、唯砂型なら茲で種錢を拔かなければ出來ないが、錢型の方は茲で種錢を拔くと水分が蒸發して型がひどく縮むから、種錢を拔かずに錢范を竈の中へ入れます、私の實驗によると土の水分が蒸發して終る程度の熱では型の中の鉛は溶けない、夫から夫以上の熱を加へると型の中の鉛の種錢は一旦溶けてしまふ、夫から一定の時間を置

て竈から出す、表面が冷て來ても中はまた熱い、鉛は溶けたまゝで居る、恰も地球の表面は冷て居ても其內面は熱がある樣なものです、是が鉛でなければいかんといふのは、此范を開いた際に唐銅の種錢ではとんなに巧く出しても輪郭文字が奇麗に行かぬ、鉛だとよしや殘つて居るも火へかけると直く溶け落てしまふ、かうして作り上た錢范を今度は燒付ぬ樣に一種の砂を敷て置く是を拂ひ落すにはブラシの樣なものでコスツて掃除をする、古錢の表裏の鑢の樣な筋の現れて居るのは此掃除の跡でせう夫から穴を堀て范を立てゝ置て夫へ鎔銅を注き込めば通用の銅錢が作り上られる鑄上てから錢范は開いては出さないで上から叩き壞して出したものらしい

和同錢の鑄造法はさういふ風と推斷して、扨萬年から乾元までも鉛の種錢ではあるが砂型で鑄る事になた、最初の和同は美術的で如何にも立派だが、萬年以後のものは製作が劣るといふのは文明が遲れた樣に見えるがさうでない、是は經濟思想から來てゐるのであらう、いくら立派に美術的に出來ても錢范では生産能率が捗らない、砂型なら錢范で三日掛りの仕事を二時間か三時間で出來る、通貨は書畫や美術品の樣に何年掛つても良くさへ拵れば宜いといふ譯にはいかぬ、生産能率の反應がなければならぬ、ある程度まで良く拵へなければならぬが、夫以上美術家が繪を描いたり彫刻をする樣にしなくてもよい、和同と萬年には製作は劣ても萬年の方が數の多く出來るといふ點では技術上の一進歩である、唐の開元は決して錢范で拵へたものではない、日本の萬年以後のものも是は錢范で出來たもの、是は砂型で出來たものといふ事は見別る事が難しい、夫は出來ない譯だ種錢が錢范で出來て、鑄る時に砂型になるのだから判らない譯である、此鉛の種錢であるといふ一つの證據は、日本錢の古來のものは堅に鑢の樣な筋が這入つて居る、是は鉛でなければア、いふ筋のつくものでない

夫から古錢家諸君によく調べて頂き度のは鐵銹の錢である、中か鉛であるか銅であるか分らないのがある、此鉛の種錢は澤山なければならぬものだが、悲しい事には鉛といふものは年月を永く持たないのと、始末の惡い事には昨日出來たものも百年前に出來たものも古色の上では見別る事が出來ない、眞贋も是程鑑別しにくいものはない、其邊に注意して頂かねばならぬ

此長門の鑄錢司の起原の年代の定りますのは新和同古和同の解決される一の標準である、歴史には天平の二年三月に鑄錢司の事がある、周防の方もズット後れて出て居るが決して歴史の上では起原を知る事が出來ない、今此錢笵で鑄るとすると、日に二十づゝ一日に二百枚しか出來ない、之を十回繰返しても二千枚か出來ない、一日に二貫文なら一ケ月に六十貫文しか出來ない、一年中で僅に七百二十貫文の錢しか出來ない、此難かしい錢型の鑄造能力て十萬貫文の錢を鑄るには、驚く勿れ五十萬個の錢笵か入用だ、すれば兩面で百萬、此百萬が粉になつて飛で居る、若しも是を長門とか周防とかで埋めて置いたとすれば、錢笵のピラミットが二つや三つは出來て居なければならぬ、さうでないとすると此錢笵で拵へた和同開珍錢は詢に少いものになる、故に全國の古錢家の藏する現存數を調らべ、其總數と鑄造年月との比例とを合して考へたならば長門の鑄錢がいつ頃まで繼續したかが推定されると思ふ、是が新和同と古和同との年代を解決するに非常に必要な事である

以上述ました事は唯私の經驗上だけのお話ですから、他に有力なる説が出て立どころに壞されても更に遺憾はない、古錢の研究は永久に間違はねといふ斷言は出來ない、順次新しい説が出て來るので本統の研究が進むのです、今日私が此所に參上して一言述さして頂いたのは、和同錢は支那人に拵へて貰つたとか支那人を備て來て遣らせるとかいふのは根本から間違てゐるから、斯る事は甚だ大和民族の祖先に對して氣の毒であ

るといふ事に憤慨して、一言此機會に申上た次第であります（完）

○會員往來　高松岡呂阜園大阪の下間虎僊樓安田秋月堂岡田郵泉堂の各氏は馬島氏遺愛品入札會の爲め上京せられ一週間滯留多大の收獲ありて歸國せられたる由なり

本誌定價及廣告料

一冊　定價　金五拾錢　送費金貳錢
郵券代用一割増

廣告料
- 一頁　金五圓
- 半頁　金三圓
- 四分之一頁　金一圓七拾五錢

大正十一年二月廿六日印刷
大正十一年三月一日發行

編輯兼發行者　東京市神田區五軒町一番地　鷲田信一
印刷者　東京市神田區紺屋町三十番地　高橋與四郎
印刷所　東京市神田區北乘物町三番地　万文堂

發行所　東京市深川區靈岸町百六十六番地　東洋貨幣協會
電話本所二三五三番
振替東京五八二二〇番

發賣所　東京市神田區五軒町一番地　鷲田寶泉舍
電話下谷七五九九番

取次所
大阪市南區問屋町　下間寅之助
東京市下谷區竹町十三番地　帝國スタンプ研究所

會　規

一本會ヲ東洋貨幣協會ト稱ス
一本會ハ貨幣ニ關スル總ヘテノ事項ヲ研究スルヲ以テ目的トス
一本會ハ毎月雜誌「貨幣」ヲ發行シ陳列會ヲ一ヶ年四回開催ス（開會時日ハ誌上ニ豫告ス）
一本會ハ會員ヲ四種ニ分チ通常會員、特別會員、賛助會員トシ功勞アル者ヲ名譽會員ニ推薦ス
一本會事務所ヲ東京市深川區靈巖町百六拾六番地藤井榮三郎方ニ置ク

細　則

一會員ハ左ノ三種ノ一ツヲ選ヒテ會費一ヶ年分ヲ前納スルモノトス
通常會員一ヶ年金四圓五拾錢
特別會員同　金　九　圓〇〇
賛助會員同　金　拾　八　圓以上
但シ一ヶ年分以下ノ送金者ハ購讀者ト見做シ定價ニヨリテ換算ス
一雜誌貨幣ハ一部定價金五拾錢トス
一會員ニハ毎回「貨幣」ヲ頒布ス
一會員ハ開會毎ニ出品シ其他意見ヲ開陳シ得ルノ權利ヲ有ス
一出品物ノ往復費用ハ必ラズ出品者ニ於テ負擔スヘシ
一會費滿了ノ捺印アル雜誌ノ送達ヲ受ケタル會員ハ直ニ後チノ一ヶ年分ヲ送金セラルヘシ
一入會ヲ望マル、方ハ宿所氏名ヲ詳記シ會費ヲ添ヘテ事務所又ハ役員ヘ申込マルヘシ
一一切ノ會務ハ會長及ビ役員ニ於テ處理ス

會　告

毎年六回開會し來りたる陳列會を、會誌發行の都合上本年より左の四回に改めて開催することに成りました

一月　四月、七月　十月

但し一月は八日で其外は各毎第一日曜日と定めました

〇御出品物は從前の通りでありますが、可成は一回に二度分の御發送を願ひます、それは時間と手數とを省くのみでなく、順繰りに誌上へ發表し、品評する必要上でありまして相互共に費用も手數も簡單に成る譯であります

されば一回に四五品以上を御撰擇の上御送り下さる樣重ねて御願ひ申上て置きます

會誌は充分内容を豐富にして、必らず毎月發行致します

福岡の瀨尾向陵君と大阪の奧平笠南君とは、本會より顧問として、盡力さるゝことを御願ひ致しました

正札附古錢發賣報告

神秘なる哉古錢の價格、一箇の銅片に千金を投して憾こせず、一塊の土壤又一摑の黄金こ匹敵すこか、新進の古泉家たるもの、豈其間に惑はさらんこして迷はさるものなからすや、予輩自ら揣らず此神秘の扉を排かんこし玆に斯界空前の試こして

當三月二十五日より同三十一日迄一週間、同四月一日より七日迄一週間（毎日正午より午後五時迄）

正札附古錢賣出し

但賣品の眞價を保證す

會場　東京本郷區壹岐坂上元町二丁目六十三番地　**龜田考古堂**方

を開催せんこす、古錢の眞價に疑虞の念ある新入の方々は勿論、斯界先進の方々迄御來臨御收納せられんここを希望す

會主　**貫井青貨堂**

會幹　**龜田考古堂**

御來車被下候方々には御希望により孔方圖鑑明治泉譜等の組物御覧に供すべく候

貨幣第參拾六號附錄

○東洋貨幣協會第貳拾貳回陳列會出品々評

一月八日の出席者及出品々評は次の如し

今泉忠左衛門　三上香哉　大竹寅吉
小川浩　藤井榮三郎　淺田澱橋
松平勇　梶野卯七　丸山源次郎
山本右衛門　水原岩太郎　赤地善八
鈴木中二　森川顯一　阿部仙吉
鷲田信一　田中啓文

等で出品物は

神功開寶 稱德天皇 天平神護元年　出品者 大阪　嶋田吉一



久しく土中せる爲め薄き鐵銹を被むりて、背の平地には猶ほ砂土の堅きを附着し、錢文端嚴なる中形錢なり

珍開駒 寛永以後 仙臺所鑄といふ　山田　松本豊吉



銅色灰黑褐古色黑褐にして、傳世の古色美はしき品なり、表に和同珍開とあるを以て名稱とす、背は猿猴の駒を曳きたる圖なり、寛永期の仙臺藩所鑄に係る、跋寶寛永と錢姿、容狀酷肖して、加之傳流彼地方に散見多きを據として、然かいはるゝ所なり

元符通寶 元祿(田)以前 加治木所鑄　椎谷　今井藤吉郎





加治木錢中の元祐類によく似た青味ある灰黄白の錢質で、支那錢の篆書正郭といへるものにを其儘に鑄寫した、所謂九州の貿易錢に屬する、加治木錢後期の品であると見るを得べし

福井金壹朱札　明治三年

大阪　岡嶋　福松



福井藩は寛文年間發行の銀札以來、文化文政天保弘化安政萬延文久元治慶應等に渉りて紙幣を使用し、慶應明治にかけて錢札を出せり、然かれども金札の發行は本品を以て初めて見る所にして、福井絹會所の發行せるものなり

常平平二　大院君時代

佐渡　藤村　太郎

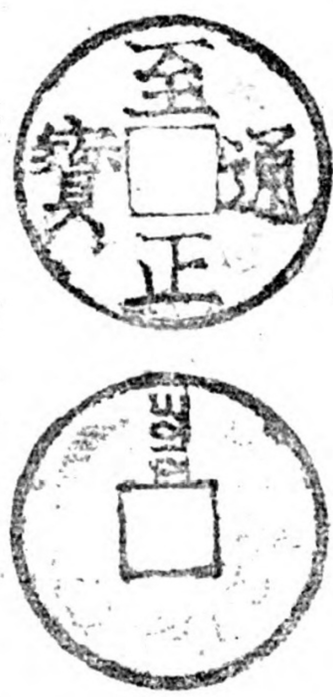




淡黄銅の折二母錢で、背に平二とある、平は　監の標記で、此母錢は比較的存在少ないといふ

至正當三背寅 元順宗至正十一年

大連 速水高虎



古く火中して後ち埋沒せし跡あり、當三錢の背寅にして、至正初鑄の大錢なり、小平、折二等何れも背寅のものは存在他に比して希少を常とす

光緒銅貨

奉天 古谷若松

第二十九號の附錄に有穿有内郭のものを掲く、本品はその無穿なる未成品なり



玄聰遵寶 安南陳代

名古屋 大石三千穗

灰褐黑の安南明宋手に屬する奇文錢にして、本品に類品の小差數品あり皆佳美のものゝみを存す



大平正寶 阮氏代 元隆手別種

今治 田頭寅一

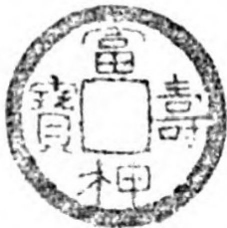




薄肉小様の眞鍮錢で、元隆手の一種に屬し、濶縁丸穿の細字なるもので、正寶の錢文稀覯の品なり

富壽神寶 嵯峨天皇 弘仁年間

赤地 善八





古出土の古色麗はしき、中縁錢の字文精秀な品である

寛永通寶

松平 勇





銅色帶紫白の至精なる二水寛永の長字錢といふ、寛永十三年以前の所鑄にかゝるものと傳ふ、然れども其製作や錢質の様子より考へても、恐らくは寛永の本座開爐以後の鑄造であらうと認められて居る、が併し何の座に屬するものであるかは、未だ定まつた証據が見當らない、二水永の縮字と稱する類よりは、確かに新しき風姿が覗はれる

同上背元 寛保二年 大阪高津

梶野 卯七



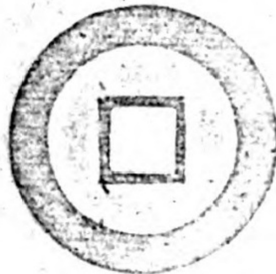


背元寛永狹穿縮字錢の最大樣初鑄の雄美な母錢である小樣の同品は時々散見するが、本品樣のものは甚だ少い

元豐通寶 延寶年代長崎所鑄

阿部　仙吉





灰白の大樣母錢で、種類は細字の重點通といふ、製作端正頗る美しく、各部の鑢痕亦佳なり、萬治初期の長崎錢は其風恰も芝錢といへるものに髣髴し、此元豐類の母錢は、丁度延寶龜井戸錢の一類に製風よく似て、猶美明なり

享保丁銀 正德四年八月より享保廿一年四月迄

森川　穎一



享保丁銀の普通品にして、其最も小なるものに屬す

大德通寶 元成宗大德年間

三河　今泉忠左衛門





元朝に特有の深黄銅色を顯はし、製作亦粗野古朴である、所謂廟字錢に屬し、同品の形狀に大小數種を有し本品は其大様なるものにして、字文埋れて醜なり

天啓通寶 元末徐壽輝 天啓年間

淺田　澱橋





銅色淡黄褐製作細緣至精、錢文殊に清秀の佳品である

普通の肥字にして、稍や緣濶きものより、僅か薄肉で文字も瘦て居るが、同じ細緣の品でも、其長字と稱する狹長な形狀のものより、優美端正で、恰も前提たる元の至大通寶のマ頭通細緣のものに、形こそ少し小さいが、よく似て居る

廣政通寶 後蜀孟昶 廣政年間

宇野　水原岩太郎





銅色赭褐黑、細緣肥字にして、廣字黃畫の縱二本が他の同品と比して、稍や間隔がある、背の平地は淺いが輪郭共に整然として優逸の品である

大正十一年一月八日衆評

◎廣告

下間寅之助編

大阪造幣局長池袋秀太郎閣下題字
大阪造幣局技師甲賀宜政博士序
重訂四版 大正新撰 古錢の栞 第壹集皇朝錢之部 全一冊 正價八十錢 送料二錢

安藤嘉次彥君序 下間寅之助編
增補二版 大正新撰 古錢の栞 第二集繪錢之部 全一冊 正價壹圓三十錢 送料四錢

古泉學道入編
重訂五版 大正古錢價格圖鑑 全一冊 正價七十錢 送料二錢

故一豊舍主人編
宋朝 符合泉志 全三冊 正價壹圓八十錢 送料六錢

大阪每日新聞社長本山彥一君題字
造幣局技師工學博士甲賀宜政君序
玉島郵便局長 安藤嘉次彥君著
東洋錢貨年表 ポケット用クロース綴 全一冊 正價壹圓 送料二錢

近畿地方 金石文拓本 大和、河內、攝津播磨等各種持合有

詳細御問合次第確答可申候
其他各種古錢書取次販賣

月刊 古錢雜誌

會費

一冊	金參拾錢
六ケ月	金壹圓五拾錢
一ケ年	金參圓

（切手代用一割增）



大阪市南區問屋町（三津寺筋東堀西入）

古錢
古金銀
舊藩札
賣買商

虎僊樓商店

振替口座大阪壹九四貳番

○弊店宛御照會は必ず往復はがき又は返信券在中の外御返事致さず候也

◆外國貨幣圖錄發行

左行体にて月刊のもの本書を以て最初とす。第一號は大正十一年一月下旬より發行し每月末一冊宛外國貨幣の珍らしきもの新らしきもの等を印刷又は拓本にて貼付し讀者へ配本す。第一號へは西曆千六百年代以後に發行せられたる羅馬法王領パパル州、丁抹國、リベリヤ共和國、佛領チユニス、北米合衆國、英領バルバドス、英領ベンガル、露西亞帝國、ザカテカス州、チフアハ州等の金貨、銀貨、銅貨、眞鍮貨幣を掲載し邦文にて說明つき。內務省へ納本後配本す。配本の日の多少遲るゝことあらんも、送本は書留郵便にて托送す安意信賴して可なり。每號送料共にて金二圓十錢、年極め金二十四圓(特に年極讀者へは拓本押印臺特製橫長形二圓の品一個無代進呈す)前金のこと。尚、購讀者の所藏品掲載及び無代配本等の特點は圖入大目錄に詳記せり。

◆圖入大目錄

(印刷實費として金一圓を要す)

菊判七十六頁に亘り多數圖入詳細邦文にて說明付きの大目錄に改正せられ非常の好評を博せり、從來秘密に附せられたる外國貨幣圖は本所にて月刊にて同好者へ發送の準備なれり。詳細は圖入大目錄に記載あり。印刷實費金一圓御送りの御方へ對して特に歐洲戰爭紀念戰時紙幣と外國貨幣メタル並に各種の見本百種以上の品を進呈す。

東京市下谷區竹町

帝國スタンプ研究所

振替口座東京二五五八五番

認可
發行 大正十一年四月一日

貨幣

(第參拾七號)

東洋貨幣協會

○貨幣（第參拾七號）目次

◎論説

○齊六字刀の第四文字に就て……瀬尾向陵……一頁

○貨幣秘錄の研究……花林塔……二頁

○再び和同開珍に就て……（承前完）……韻泉散史……八頁

○水戸背ト字錢の鑄造年度及び鑄造地の研究……花林塔……二〇頁

◎古泉家列傳

○宇都宮俊良傳……奥平昌洪……二八頁

◎小解

○通行泉貨の背仰月錢……三二頁

○紹興通寶の異書……三三頁

○同　缶　寶……三三頁

○海東通寶異書錢の小異……三四頁

◎顧選函

○當世通錢論上の卷……三五頁

○德川氏貨幣史……（續）……三八頁

○德川氏貨幣表……（四）……甲賀宜政……四〇頁

◎競鑑

○文久千字……四四頁

○大康通寶……四四頁

◎講談

○甲賀博士の講演……連記……四五頁

正誤

（全項禁轉載）



文政十一年鑄造

草文二分判の手本金

重量十九匁

（大阪造幣局藏）

『論説』

○齊六字刀の第四文字に就て

瀬尾向陵

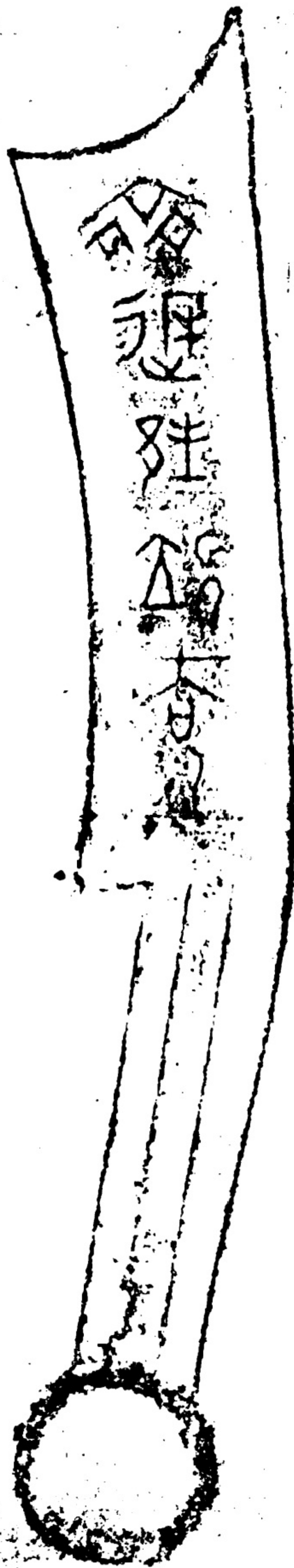
掲題の文字に就ては古來諸説ありてまだ首肯出來る程の解説を聞かぬ今試に余が解釋を述べて諸君の批評を請ふ。泉書載する處の字躰は

古泉匯 (1) (2) (3) (4) (5) (6)

續古泉匯 (7) (8) (9)

吉金錄 (10)

向陵所藏 (11)



以上の書躰に外ならず今仔細に文字を分解するに傍は (1) (2) (3) 三種あるのみ其他は減筆又は泐

滅せしに過ぎず此の三字に相當する者を求むるに「長」字に左の篆躰ありて同字なりと斷言するも何等異論を挿む餘地がないと思ふ

[篆](1) [篆](2) [篆](3)　長字篆文

次に偏の文字を見れば（[篆](2)[篆](4)[篆](2)且(3)）の四種となる是亦長字の一部分に認むる者あり

[篆](1) [篆](2) [篆](3) [篆](4)

(1)は形狀符合せり(2)は直接符合せざれども長の一部分なる[篆]は法字の一部なる去に相當する者にて[篆]等の字である去の篆文は[篆]恰も長字の一部分に相當する（(3)且に就てはまだ良解を得ぬ他日に讓る）斯く分解すれば第四字の長字なること瞭然たり故に六字刀の文字は

齊建封長法貨

と謂ふ解釋を得る。長は短の對又大也で大法貨を意味する者である頗る平凡なる解釋ではあるが事實であるから識して以て諸彦の批評を仰ぐ

以上　大正十一年二月二十六日

○貨幣秘錄の研究

花林塔

凡世間でいふ秘事だの秘傳だのといふ事にろくな事はない。大抵平凡な事に勿體をつけて宣傳したが多い。又「秘事は睫毛の如し」といふ諺もある。わかり切た事柄でありながら餘り目の前過ぎて見逃して仕舞事もある秘傳といふのになると一子相傳などゝいふ御大層なのがある。是は自分が種々な苦心をして屈竟　到達したのであるから、容易に其方術を知らしめたくないとらふケチな量見から出た事である、夫が爲め我國の藝術でも、學藝でも相傳すべき子の幼稚なる中に夭折して、可惜貴重の研究結果が暗から暗へ葬られた事が、どの位あつたか知れたものではない私も僅々三十餘年の研究ではあるけれども、本誌に研究報告を掲げるのは、斯道啓發の爲めを思ふからである

明治二十四年五月博文館發兌溫知叢書の第四編に集錄

された［貨幣秘錄］にしてもさうです。柳營秘錄だの何々殿秘錄だのといふ書の內容は大概空虛のものであるからして、私は此貨幣秘錄といふ名に對しても、左まで多大の期待も持たなかつたのである

所が貨幣秘錄を一讀して、其餘りに金座の內部に精通した書き振りに驚いたのである。是は定めて金座の內部の人の手に成た書であらうと感じたのである

猶夫よりも此書の著者の硬貨に對する抱負の堅實なる、財政に對する經綸の高遠なるに驚嘆したのである。

其時一トわたり讀過した感想は

第一　記事の簡潔明瞭

なるを非常の好感を以て迎へたのである。記事をテキパキと運んで行く書き振りが氣に入つたのである。

慶長から天保までの長い間の出來事を、スラ〱と片付けて行く、サッパリとした書き方に感伏したのである

第二　他書に見出す能はざる記事

の多くあるも嬉しく見たのである。則ち金銀品位の記入。金銀吹立高の概數。停止金銀引替殘高の記入。大判の沙汰。金銀分銅の記事。出目の記錄等の事は、いづれも金座、銀座ならでは知り能はざる事である。秘錄として他見せしめぬ眞意は此處にあると思ふたのである。玆に擧げた項目の中には實際幕政の批評といふよりは失政の指摘といふ樣な書き方もあるからして、あな恐こ秘すべし〱としたのは尤千萬と思ふたのである

第三　編者の高論卓說

が書中に記されてある。皆正しい見解である。玆に其例を書き拔いて御覽に入れる

按るに元祿以來替貨の度毎に品位を改る事は屢なりしかど、都て輕重を亂る事は乾金の外絕てあらざる事なり。後世同時に行なはるゝ金銀品位輕重混淆して一方ならざる弊は、實に爰に基本とせり。乾金は其位を古製に復せられんが爲、暫らく權に隨はれど

ものなれば、後世の雜貨と同日に論ずべからず。然れども輕重混淆其實に適はざるの僞を作りし罪は猶免がれざるべし

とは寶永の改鑄を論せし文です。惡貨改造者を喝破痛擊したる大論文と見るべきでせう。又

御勝手御繰合の事は、量入及出の外更に別法ある事なし。一年の用は定額を立て正税を以て取賄ふべく、餘税は收めて不虞の備とすべし。彼の税斂を厚ふし、金銀の數を增すの類は、小人一時の詭智に出て、君子悠久の至計にあらず

といへる如きは、實に經濟に通達せる士の言といふべきである。此一項は簡明に税制の整理、備荒の貯蓄、通貨の收縮といふ大問題を、僅に此四五行の文字にて言ひ表はして居る。大正の今日にあらしめても立派に大藏大臣の職責を盡すべき程の人物といふべきである。私はこゝで古錢家よ一枚の銅片の眞贋に、日も又足らざるの癡態を演ずるを止めよ、大正の古錢家は亦是一箇の經濟學者たるを忘るゝなよ、眼孔を大にしてかゝる有益なる大文字を咀嚼せよといひたい。又

按るに吹替に付ての目出納を文政以來御益納と唱へ來れり、是小人の上下を欺罔する辭なり。其品位を貶し、其輕重を損し、其數を細かくして、益といふ可けんや。假令ば一石の米を一斗づゝ分けて是に秕糠を加へ、各一石の數に充しめ九分の益ありといふが如し。況や屢々改鑄すれば、其度每に吹欠と稱して消鑠するもの少からず、其實損ありて益ある事なし。故に元文以前益納と唱へし事を聞かず。今茲に出目納と記して其實に隨はしむ。是區々の稱呼といへども、名實二ッながら失せん事を恐れて、聊か其辭をなす而已

といへるは痛切に善貨を主張して時弊に抗せんとした經濟哲理に卓越せる識者といふべし、かゝる大抱負あるものゝ當時の金座中に在りしとは實に驚き入つた事といはねばなりませぬ

夫から此書は何時頃出來だものかと、ズーッと見渡しますと

天保十四年癸卯八月十七日金銀吹替停止の令あり、此日金銀世上有高左の如し

とある日附が一番最後のものであるから、是から考へると、文政、天保を盛に過し、弘化年度あたり迄勤めた金座の座人の著述であると推測が出來るのであるかういふ風に此書を観察して見てから何か外にも特筆する事がないかと見廻すと

同 香哉曰慶長 十九年甲寅長崎芋原に銀座を設く
寛政十二年庚申十二月に至り廢す

といふのが在つた。早速〔長崎年表〕（長崎の記事としては最多くの材料に據て編纂されしもの、明治二十一年二月出板、長崎區廳蒐輯、長井俊行編纂）を調べて見ましたが、流石の年表にも脫して居る。しかし其附錄を見ると

芋原橋

といふのがある。一瀬川に架つた橋である。芋原と思ふたら芋原であつた。則草冠の干ではなく下であつた。

長崎の地圖で見ると今は薄原橋となつて居る。此橋のある地に昔し銀座はあつたのであらう

又耳珍らしいと思ふたのは

寛文三年辛丑（香哉曰、三年は元年の誤りなり。後段に寛文元年辛丑より延寶四年丙辰まで十六ヶ年の間鑄る所の文錢凡百九十七貫文といふ記事のあるを見ても知るべし。干支は誤りなし）京都方廣寺の銅佛を毀ちて新錢を鑄る、裏に文の字を記す、世に是を文錢といふ。(寛永十三年秋田宗古に命ぜられ、江州坂本、京都九條にて鑄る所の錢は今世に耳白錢といふ)（香哉曰、此（ ）内の字は本文にあらず割書になすものなるべし）文錢は則目方に隨ふて鑄る故に品位輕重同じ

とある京都九條の一語です。金座の内部に精通せる人の書いたと思ふ書、座人ならでは知り能はざる機密を書いた書とすれば、必らず座にある記錄を參酌して書いたと思はねばならぬ。秋田宗古ー京都九條の關係を探らねばならぬ（大佛錢の事は別に考へあり。別に一文を草して掲げんとす）

近藤正齋の〔錢錄〕は、寛永錢研究家に革命を起さしめたといふてよい位に、重要記事が各種の記錄から拔

萃してある。就中最古錢家を屈伏せしむる程の記事を止めたるは、〔鑄錢重寳記〕である。正齋も此記を得て後、錢錄の編纂方を全然更改したのを見てもわかる。私は此鑄錢重寳記は金座或は其直轄座の監督官廳の記錄かも知れぬと考へた。此本書はまだ見ないから斷言は出來ないが私の想像では監督官吏あたりの書留ではないかとも考へたのです。此〔鑄錢重寳記〕に

京建仁寺並粟田口にても鑄錢あり、受負人郡司兵右衛門、其始末いまだ詳ならず。又肥前國にても鑄る吹人及始末未詳（香哉曰、此事は別に私が「承應禁裡御用錢」といふ一文に論じますから玆には論じません）

といふ記事がある。京都の九條だの、建仁寺だの粟田口だのと目まぐるしい位の錢座が出て來た。何か典據があるには違ひないが一寸考察に苦しむのである。併しながらいづれも確實な出所があるに違ひないと思ふ。私は此九條といふ點は保留して後の研究に讓る事とする。唯時代は寛永期でないと思ふ事を附加へて置きます

扨私は貨幣秘錄を、かういふ風に見て居りましたが。後年中川春布庵が古泉界を退く時に、私が其藏書全部を買收しました。其中に寫本の此貨幣秘錄がありました。此書は大藏省の罫紙に書てある。私はすゞろに好奇の心を以て再讀しましたが博文館本と少しも違ひもない。さすれば博文館本も此書の轉寫本から出たものであらう。と思ひつゝ讀終りましたら卷末に朱書きで容易ならん書入りがあるのを發見しました。今原書の儘採錄して御覧に入れます

本編は元と租税志編纂掛の藏に係れり其編者の姓名を詳にせざるを以て同掛大類氏に質せしに佐藤次郎右衛門なる由回答せり　十八年八月卅一日誌

本書は固と正副二冊（本のまゝ）に謄寫せり其正本なる者は曩きに簿書課に交附す此卷は全く不用に屬するを以て後來貨幣（本のまゝ）編輯の參考に供するが爲め宅下す

明治十八年八月二十二日　校了

これが原文の儘です。果然私の推測は的中しました。是を以て見れば

貨幣秘錄は金座々人佐藤次郎右衛門の著述である事、疑ふ所がない

然に水原君の「寛永淺草鑄座に就て」の御文中には「妄誕の書」「餘り見識のある人の作とは認め難し」と一蹴せられました。其御非議なさる要點は、此書の中の何れの箇所かは知り能はぬ事ですが、或は「京都九條」といふのと「耳白錢といふ」とある二點から、輕々に評し去られたのではないかと思ひましたから、此稿を起しました

又氏の御覽になつた貨幣秘錄は何人の所藏かは知りませんが。もし博文館本であつたなら、其「解題」に

此書徳川氏關東に遷りし以來金銀銅の三貨幣に關する事を類聚畧說するものにして其誰の所著なるや知るべからずと雖當事天保十三年に止ときは水野越前守執政の時將に大に釐革する所ならんとして勘定所に命じて編述せしめたるものならんと考ふ當時の有司岡本近江守向山源太夫等の手に成るに非んば恐くは此簡明核盡を得べからず實に一部の貨幣志といふて可なり後來編する所あるも必此書の體要を得たるに及ぶ可からず後世徳川氏一代財計の大體を知らんと欲するもの此書に據て以て之を詳にせば必らず大に裨益する所あらん　下畧

とあります。此解題中の「天保十三年」とあるは十四年の記事のあるのを見落したのと。「勘定所に命じて編述せしめたるものならん」の推定が、暗中摸索の謬りである二點を除けば、此書を賞賛する事は私以上であります。決して妄誕の書だの、餘り見識ある人の作とは認め難しとは評しませんで、却て「此書に據て以て之を詳にせば必ず大に裨益する所あらん」と推奬して居ります

此「解題」の筆者は御存じかは知りませんが

水戸の碩儒　内藤耻叟先生

で、儒者中の經濟學者であられた事は當時天下一般の認むる所で在りました　（完）

○再び和同開珍に就て（承前）

韻泉散史

次に君は和同開珎の錢文は、人の親睦する意味の古語にして、この事は先輩今井風山翁等の露骨に稱道し、其古泉大全に記載したる如くなるべしと言はれたり依て古泉大全を見るに曰く

陰陽和合義古者講天地渾沌理者譬之於人身妊孕發生機能公言生殖器不憚甚者模造以崇於上坐又爲歲旦賀飾漸轉壽陽莖正面俗呼謂妙理寶珠之玉古寶貝亦象女陰又以開爲名上巳節以餅象開稱御形後世更男珍又閅珍出和字解男根曰閅又偶意壽廾鍵禮月令註曰鍵牡閉牝究意不他牝牡和合之義也故慶應年間若水戸藩所鑄四當鐵錢醜態是極雖然烈公所聽意猶和同開珍也抑唐高祖武德四年鑄開元通寶固非年號與和同開珎意義相近時期亦同後經九十三年間開元爲年號而正當我和同六年事跡太符合亦不奇哉云々とあり

風山軒の斯の論、和同を以て陰陽和合の義となすは、後世の六條錢と稱するもの以來、俗間に和同閅珎和同男珍其他陰陽錢等の發生せるを見、且つ氏が東北地方民間に男女の生殖器を崇拜するの風俗あるを知りて、立論せしものなるが、是れを故人に聞くに、風山軒は頗る好色爺なりしものにして、各地の巡遊にも娼婦を近けし事往々ありしとか、故を以てか生殖崇拜陰陽錢等の事は頗る氏の意思に投合したるもの丶如く、遂に和同開珎の義をも男女和合の意に牽合するに到りしさなり、案ずるに和銅年間前後に於て、男女和合の意を以て和同錢の錢文を爲せりとの証は一も發見せられず、唯是れ風山の附會するのみなり、風山軒は進んで唐の歐陽詢の開元通寶の文を制するをも男女和合の圏内に抱合せんとせり、其條理なき知るべきのみ、深藪

庵君の説は全く風山軒の論を崇拜せられたるもの丶如し、斯の如き僻論君の共鳴する所となれるは奇なる哉といふべし、然れども是れを沈思せよ、此等の論は唯後世の壽錢類に男女和合の偶意あるより追想せる淺薄の見解なることを、殊に見よ、風山軒は四當の陰陽錢を烈公の聽く所となるなぞと論ずるは亦滑稽ならずや、氏は危く烈公をも自家好色の侶伴たらしめんとするもの丶如し、氏は唯後世俗間の弊風を見て、之れを上代一國鑄錢の上に及ぼさんとせるに過ぎず、其異理なき事識者を俟つて後知るべきにあらず

次に君は元明天皇の和銅元年始めて置かれたる催鑄錢司を解して、既に普通鑄錢司は長門にあり、之れは京師に置きて銀錢を請負人に鑄造せしなべき官なりと謂はれたり、此の説の如くなれば和同の銀錢たるものは、後代德川氏の頃銀座の如き受負人ありて鑄造したるものとなるなり、和銅元年に銀錢鑄造の請負人ありしとは、爰に君に於て初めて聽き得たる奇說なるが、惜むらくは未だか丶る者在し何等の証據をも發見し得ざるなり君が一片の浮說のみにては素より採用すべき限りにあらず、殊に催鑄錢司の催の字を催促督勵の義とせられたるは大なる誤解なり、催の字は催促の二字連續して初めて督促の意を表はすものなり、單に催の字のみにては督促の義は殆んどなきものとすこは、曩に余輩の說ける如く實地に催ふすもの、即ち實際の鑄錢司と見るを允當とす可し、殊に和銅元年民間に銀鑄錢の事を請負はせしなぞは、全く後代の事を知れる人の追想に止まるなり

次に近江國に令して銅錢を鑄せしむるの語あるを以て、亦請負錢座の如く解する人あるも是れ亦後世の請負錢座とは大に趣を異にするなり、既に近江國に令すとあるは、近江の國司廳に命令するものにして、決して或る請負人に命令するものにあらず、即ち近江國司をして鑄錢司の事を行はせしめたるものなり

君は又五月壬寅始行銀錢の始ての語を、我朝に於ける

始めての語にあらずして、催鑄錢司に對する始めての語なりと言はれたるも、大なる誤りなり、若し君の言へる如く、是より以前に官鑄銀錢ありしならば、其時に始めて銀錢を行ふの語なからざるべからず、試に問ふ、果して何代に其事ありしや、蓋し其事斷じてあらざるなり、是れより以前の銀錢は、若しありたりとするも決して官鑄のものにあらず、故に爰に始めて官鑄銀錢を行ひたるなり、催鑄錢司に對する始めての語と稱する如きは、徒らに理屈に走りて却て眞象を誤れるものなり、始行銅錢の件亦同じ、和銅元年以前に和同の銀銅錢なき事は、此の項を玩味せば自ら判然たるものなり

次に君は河內國にて銀錢を鑄せしめたるに稍良好なる成跡を擧げ得たれば云々と述べられたるが、河內にて銀錢を鑄たること何の証蹟あるや、宜しく實証を示さるべきものなり

又和銅元年七月の頃に造大幣司は更に銅錢をも帝都附近にて鑄造せしめんと云々と言はれたるが、果して然らば元年には催鑄錢司と造大幣司の二官京師は在りて重復に鑄錢を取扱ひたるもの丶如くなるなり、斯かる奇怪なる制度ありしとも信すべからず、宜しく其實証を擧げられたし

又君は八月始行銅錢の銅錢は、河內國なる銀錢座にて鑄造したるものなりと言はれたるが、是れ又河內鑄造たるの事實を容認し難し、相當の証據ありや如何

又君は銀錢の圖四個を掲けたる以外は、隷開不隷開に拘らず私鑄のものなり、又古錢圖以外の銅錢は銀錢廢止後の私鑄なりと斷定せられたり、然れども君の掲出せられたる錢圖以外に銀銅の古和同錢尙數種あり、其製作に於ても必ずしも右四種以外の物が劣れりとのみ謂ふべからず、君が唯四種をのみ官鑄とし、其以外を私鑄とせらる丶の理由を知るに苦しむものなり、君果して何の據ありて斯く官鑄私鑄を區別し得たるや而して其範圍は四種に限定せられたるも、夫れ等の古和同

錢と稱するものは、和銅元年に始めて鑄造せられたりとの事は、君の說も亦余輩の說と同一のものなる事を知り得たり、唯君の說は一方に長門錢の新和同錢なるものが、數年前なる大寶元年より鑄られたりと稱する差あるのみ、然も君の其說たる殆んど何等の根據なきものたるなり

而して又君は和銅二年の詔敕に向者頒銀錢以代前錢、又銅錢並行の語に依りて、銅錢は銀錢と共に通用せしめ、銀錢は前のものを廢して新銀錢を發行したりとなるなり、然らば和同開珎錢は和銅年間に始て發行せるものにあらざるを裏書したるものなり、即ち余の說に贊成したる詔語と見て過言にあらざるべし、果して然らば從來の歷史家及古錢家は、余以下の智識なるか、將又其事に不熱心なるかならざるべからず、從て先輩の言は萬古不滅の如く考へ居たる彼の弄錢者流、乃至は先輩の驥尾に附し雷同せる古錢家の憐れさ加減は、慨然と云ふも愚かなるべしと云はれたり、然れども是れ亦君が詔勅の語を誤解せられたるものなり、銀錢を頒して以て前錢に代ふとあるは、始めて和同の銀錢を行つて前の諸々の私鑄錢外來錢の類に替へ大に幣制を釐革せしの謂ひなり、豈に銀和同錢を鑄て前の銀和同錢に替ゆるの謂ならんや、一旦官鑄の銀和同錢を發行して舊幣を一掃し、續いて銅の官鑄和同錢を發行したるの詔文なり、君自ら之れを誤解せるを知らず漫りに世の歷史家古錢家を誹謗する事の如何にも見苦しきを惜むものなり、且夫れ和同開珎の文說の如きも、君既に風山軒の糟粕を嘗めたるを自白しつゝ、尙人の驥尾に附するを笑ふべき理あらんや

次に君は近江鑄錢所の開爐は和銅二年八月後なる可しと言はれたるも、又首肯し得べき何等の實証なし、此の說に對する相當の証蹟を示さゞるべからず

次に第參拾貳號以降の說は、和同錢の鑄期に關繫なきを以て暫く之れを論せず、上來記する所のものを以て君の和同錢鑄期に關する論說は批評し盡したりと考ふ

なり、尙君の答辨を求むる點は多々あり、然れども余は君の原理とする所のものには遂に執るべき何等の價値をも見出さゞるなり

次に余輩は無文錢に就て少しく述べん、曩に韓國發見の無文錢を記したるが、是れと相似たるものを我邦にても發見されたり、即ち山口縣玖珂郡新庄村發見の物にして、同縣熊毛郡平生村弘津史文氏所藏のもの是れなり、此の品は曩に後藤泉々堂より雜誌古錢に報告せられ、又其内の幾部は去る大正十年十一月二十四日濱寺なる本山邸に出陳せられたるを見たり、和同開珎錢の少許混在せられありたるを以て、或は和銅頃の無文錢ならんとの說あるも未だ首肯する事能はざるなり、就中薄き銅板を粗なる圓形に剪作して、中央に小孔を穿てるものは其製作に於て韓國發見の無文錢中剪作せるものに酷似せり、即ち知る可し此の種のものは日韓共通のものなるなる事を、今韓國に於ける是等無文錢の年代を考ふるに、海東東國三韓等の諸錢と混在せるを以て、高麗肅宗明孝王朝の前後と見做して大差なきものゝ如し即ち我邦に於ては堀河天皇の頃なるべし、我邦に於ての其頃の史實を得ざるも、四條天皇の朝に左の記事あり

侍所沙汰篇に曰く、延應元年四月十三日の下知狀に錢切事同伺揭可被下進關東とあり

又吾妻鏡に龜山天皇の弘長三年九月十日丁亥、切錢事有其沙汰近年多以出來之由有其聞、自今以後者用切錢事可停止之、存此旨普可令下知之由被以左典厩等云云其狀云

切錢事右近年多出來之由有其聞、於自今以後者、用切錢事可停止之、存此旨普可令下知之狀依仰執達如件

弘長三年九月十日　武藏守
相模守

加賀前司殿

とあり、吾妻鏡要目集成に曰く、切錢の事文面は通用

の錢に切れあることの樣に見ゆれども、切れ小判と云あると違ひ、切れ錢と云ふことあるべからず、然れば銅を切て錢に准じ、切錢と唱へ漫に通用せしや、難慮又難解とあり、要するに前記の錢切、若くは切錢なるものは、從來未だ如何なるものなるかを考へ得ざりしも、吾人は爰に山口縣下發見の剪作の無文錢を以て之れに宛つる事の尤も允當なるべきを思ふなり、而して韓國の無文錢に比しては年代少しく降れる如きも、延應弘長の頃は該切錢なるもの次第に増加せしを以て、即ち停止の令を下せしものにして、其以前より是等の切錢なるもの存在せし事は想像に難からず、昆陽漫錄に曰く、唐書に云々兩京錢有鵝眼古文綹錢之別毎貫不過三四斤至剪鐵而緡之云々、又同書に云く、鐵葉皮紙皆以爲錢とあり、然れば唐に於ても剪作せる無文の錢貨を混入して使用せし事あるを想像すべきなり、果して然れば和韓唐三國共に此の種の無文錢ありたる事を認むべきなり、又同時に發見せられたる銅の小方片は、

如何に之れを善意に解釋するも、到底錢貨に使用せしものとは思はれず、又同時に發見せられたる土錢に就て考ふるに、嘗て東京古泉會雜誌第二十二號に故岡村穮芳園氏の記せる事あり曰く、土錢之事伊勢人兒王直高隨筆中に、延喜式大殿祭の條に、忌部取玉懸殿四角とあるを、後には土錢に更られたり、江家次第大殿の如條には挿土錢（以糸貫之）とあり、今の土錢は深草燒にて、錢の如く穴ある物なり、中臣より調進す、木綿を付て白糸にて繫たり、清涼殿の內の所々に釣るなり云々、この記事を以て考ふれば我邦中古にも土錢の使用ありたる事を想像すべきなり、但し夫れが必ずしも通貨としてなる哉否哉は明かならず、而して唐の頃にも亦土錢使用の史實あり、古今錢略に曰く、右劉仁恭錢未見舊五代史曰劉仁恭以墐泥作錢定部內行使盡斂銅錢於大安山巔鑿穴以藏之とあり、即ち五代に於ても一時土錢使用の例もあり、以上の事實を總合して山口縣下の發見物を推敵するに、少許の和同錢あるを以て

直ちに和銅頃のものとは定むべからざるも、然も鎌倉時代以後のものとも爲すべからず、同時に發見せられたる土器は未だ其實物を見ざれば確論し難きも其形狀等によりて見れば平安朝頃の物たるを想像し得可し、又此の處よりは奈良朝期の製と見るべき古瓦を發見したる事ありと云ふ、奈良朝頃に建造せし古寺の埋沒するには、少なくとも數十年乃至數百年の後ならざるべからず、彼是參考すれば、該發見物は平安朝中期の埋沒品と見做して大差なきものゝ如し

次に古く京都附近より發見せられたる無文銅錢一個あり、こは往年中川近禮氏が其理屈箱に愛藏せられたるものにして、現品は今三上花林塔氏にあり、他の東北地方若くは九州方面にて往々發見せらるゝ無文錢に比して一層古く、青錆を叢れるも製作端正にして、其銅質を熟視するに、隆平永寶の或物に頗似する所あり、余輩此の物を以て直ちに和銅頃の無文錢なりとは斷定し難きも、少なくも平安朝期の無文錢なる事を認むるなり

次に又花林塔氏の藏に、上野國より發見せられたる鉛錢二あり、一は群馬郡倉賀野町大應寺古墳より發見せられたるものにして、恰も深藪庵君の引用せられたる韓國發見の銀王と酷似するものなり、目方十匁八分ありと云ふかの銀玉をしも錢と謂ひ得ば、無論此の鉛玉をも錢と稱して可なるものなり、一は群馬郡岩鼻町綿貫古墳より發見せられたるものにして、目方三匁六分ありと云て、此の方は平坦にして外圓方孔尤も錢を連想せしむるに足るものなり、前者は或は鉛錢と稱するには尚不充分なりとするも、後者は正しく無文鉛錢と稱して可なるものなり、但し此の二品は確然たる年代は知り難きも其古色等より推しても、奈良朝前後の物たる事を認め得べきなり

以上列記する所の各種無文錢は、余輩直ちに以て和銅以前の無文錢なりと斷定せざるも、是等諸種のものあるを以て推せば、和銅年間以前に於ける我邦私鑄の錢

貨なるものは無文錢たるべしとの余輩の推定を傍證するに足るものと信ずるなり

次に又柏木探古樓の上代鈑金考に記されたる、鈑金鈑銀なるものを見るに、何れも長方形の鈑にして、鈑金は長さ一寸五釐濶五分五釐厚一分重七錢七分五厘と注され、中央に少さく錐にて鑿ちれたる一兩三分の四字あり、鈑銀は長一寸五釐濶五分七釐厚一分三釐重五錢九分弱と注され、中央に少さく錐にて鑿たれたる一兩一分の四字あり斯の如きものも或は通貨として使用せられたるならん、同時に發見せられたる錢貨は和同萬年神功、及び少許の開元通寶なれば其年代を推知すべきなり

次に古和同錢に就ては、深藪庵君も和銅元年鑄たる事を認められたるものゝ如し、但し倘一方に於て長府鑄造の新和同錢を以て大寳元年頃より開鑄せしものと稱せられあるも、首肯し得ざるものなる事は前段既に之れを論せり、凡そ斯の新和同と稱するものは、多く萬年神功等の錢と混合發見せらるゝものあるに、獨り古和同と稱するものは是等の他の錢文のものと混在しありたる事を聞かず、單に少數宛獨在せるものを發見せらるゝのみなり、此の一事を以てするも古和同錢なるものは必ず多少前期にある事を認むべきなり、而して古和同中の隷開と稱せらるゝものは、從來古和同と新和同との中間過渡期の品と目されあり、余輩其錢質を見るに、殆んど新和同に近くして、其文字の古和同錢に類似するものあるが、故に從來の說を是なりとするものなり、若深藪庵君の如く新和同なる物が和同以前よりありたりとすれば此の隷開和同と稱する過渡期のものを如何に歸着せしめんとする哉、或は是れ民間私鑄品なりとして一擲し去らんも知れざるも、然れども此の隷開和同錢中にも、製作端正にして一概に民間私鑄とのみ見做すべからざるものあり、要は各人愼重なる研究を遂げ、其言動を苟くもせざらんことを之れ祈る

次に余輩は曩には和銅年間和同開珎發行後も尙私鑄のものは無文錢なるべしと論じたるも、爾來種々研究の結果此の點は少しく訂正すべき要を認めたり、何となれば和同萬年神功等の錢に就て其多數を閲覽せる内には、製作甚だ不整なるものあり、一見して普通の通用錢を取り來りて、直ちに之れを母錢に使用し鑄造せしと認むべきものもあり、是等の粗惡品あるを以て考ふれば、一旦官鑄の錢貨發行せられたる後は、私鑄錢にも幾分有文のもの發生せりと見做すを允當とすべし、但し當時私鑄錢の全部が有文のものなりとは斷定する事能はず、唯其内の幾分は有文の私鑄錢もありしなるべしと認むるなり

次に余輩が曩に愚見を發表せしに對し、兩三氏より質問を寄せられたるあり爰に順次之れに答へん

安藤游仙堂氏の曰く、元明天皇紀二月甲戌始置催鑄錢司云々の文中余は催字に殊に重き置く者なり、催字は促の意迫の義にして、是迄鑄錢司なる者は存じながら其實擧がらざるを以て催促するの義にて、催字を特に冠せしにあらずやと推するなり云々と、然れどもこは前段に論じたる如く、催は「モヨヲス」にて實催鑄錢司と見るを允當とす可し、即ち和銅年間以前の鑄錢司は、決して實際の鑄錢司にあらざるは同感なりとす

次に和同とは和銅の年號に依らず、穗井田忠友は財用不乏民以和同の文を採りしならんと唱導せり云々、勿論此の說は明治以前よりありたる事は余輩も知る所なるが、然し其頃は未だ和同錢を以て和銅以前の鑄品なりとの論ありしを知らざるなり、故に余輩は和同錢を以て和銅以前の所鑄とするの說は明治の頃より起りしものなりと云へるなり、乍去余輩の寡聞なる此說も尙明治以前よりありし哉も知れず、若し知る人あらば乞ふ高敎を恪むなかれ、且余輩の言辭足らざりし點は謹謝する所なり

次に開字は女德を頌するものなりとの說は、往年同鄕の友人某氏が、或る隨筆本にて見たりとて余に示敎せ

られし所なるも、惜むらくは其人既に逝きて今其出所を知る事能はざるを遺憾とす、而して風山軒も亦其著古泉大全、並に風俗畫報所載の泉話等にて、開の字は女體を示すものなる事を詳説せり、其説盡く執るべからずとするも、少なくとも開字に女德を頌するの意あることを傍證すべきなり

次に珎は説文に寶也とあり、即ち珎は寶の意なり、寶の略なりとせざるなり、故に余輩は珎の字を以て寶の意なりと稱せしなり、珎の字を以て寶の略とせば、一方に同を以て銅の略とするに對し尤も有力なる引證なるも、余輩は其强牽に流るゝを恐れて斯く論せざりしなり

次に僧尼令集解和同元年正月二十二日の太政官所分云々、其性質より云へば或は公文書と目すべきものゝ如し、然れども公文書に和銅と書し、或は和同と書する事は有り得べからざるものなれば、或は傳寫の際誤れるかも知れず、唯當時の人士の筆として、和同元年と記しある事を以て當時其風習ありたるを引證せしものなり、之れを私文書と稱せしも、又余輩立論の純潔を期せしなり

次に開基勝寶の文に就ては、余は曩に大なる誤謬を記せり、是れ全く余輩粗忽の致す所深く諸士に謝罪す、即ち孝謙上皇の御法號を勝滿とせしは全く誤りなり、勝滿は其父帝たる聖武天皇の御法名なり、孝謙上皇は正しく法名を法基と稱せらる、而して其法名の錢文に顯はれたる點は動かすべからざるなり、即ち開基の基は、即ち法名の基なり、開は即ち其女德を頌し而して法名の基の字をも用ゆ、其貴重すべき貨幣たる事は論なきなり、思ふに此の金錢なるものは其鑄造も僅々たるものなる可し

次に吉備公祖母夫人（妣揚貴氏にあらず）の墓より發見せられたる古和同錢は、曩には骨藏器の中にありたる如く説きたるも、是亦余輩穿鑿の足らざりし所たり、右骨藏器は元祿年間に發掘せられたるものにして、古

和同錢は骨藏器を納めありたる嚴甕樣の大甕の中より、明治三十三年に再度の調査の際發見せられたるものなり

而して他に大和地方にも遺骨と共に和同錢を納めありたる例はあるも、元來是れは骨藏器の外に於て共に埋藏せらるゝを正式とするものゝ如し、即ち是は飯含の禮と稱し、支那にも古くより行はれたる所なり、彼の後世の所謂六道錢とは少しく其趣旨を異にするものたり、文献通考にも此事出たる由、檀弓に飯用米貝弗忍虛也不以食道用美焉爾とあり、司馬温公の書儀に、又陳飯含沐浴之貝於堂前西壁下南上錢三實十小箱檀弓曰古者飯用米貝弗忍虛也飯用貝今用錢猶古用貝也古禮諸侯飯七貝大夫五士三大夫以上仍有珠玉錢多既不足貴又口所不容珠玉則更爲盜賊之招故但用三錢而己とあり、即ち古へは貝を用ひ、後錢を用ゆ、其起原古きを知る可し、吉備氏は世々地方の大族にして、其家に文學の素養ありしは歷史家の均しく認むる所なり、吉備眞備公の後に大成せしも決して偶然にあらざるなり、故に迅く儒道の禮を以て葬送の事ありしものなり、反對論者も既に古和同錢を以て和銅元年鑄たる事は略認めたる如くなるも、此の吉備氏の古墳より發見せられたる錢については、曩に記せる所少しく相違せる點ありしを以て爰に改めて論述せしものなり、此の納骨器に和銅元年十一月二十七日成の銘ありて古和同銅錢の共に納めありたる事は、古和同銅錢の元年に存在せし事の動かすべからざるの實證なり

次に瀨尾向陵亭君より、三年正月丙寅太宰府献銅錢云々に對し、右貢献せし品は有文錢なりや無文錢なりやの質問あり、余竊案ずるに當時太宰府方面は、韓唐等交通の衝に當り、大陸の文物を傳來するに尤便利の地位にあり、我邦に於ては比較的進歩せし地方なり、殊に地方廳としては尤も有力にして重要の位置にある太宰府の献錢にして、無文のものなりとは想像し得ず、播磨も亦東西行通の衝に當り、且つ京畿に近き所なれ

ば、比較的進步したる地方と見るべきなり、故に此の地の國廳より貢献せし錢貨も無文のものなりしとは認め難し、以上の理由によりて余輩は太宰府播磨二ヶ所より進献せし錢貨は、有文の和同開珎錢にして、中央政府鑄造の正貨に對して餘り遜色なきものたりしならんと考ふなり、但し其書體等の委細なる事は考へ得ざるなり

次に周防發見の和同錢范ありやとの質疑あり、余輩往年中川近體氏が周防鑄錢司址調査の記事によりて同地の春日社に和同錢范ある事を知り得たり、次に網宮春泉堂氏の許に周防發見の和同型なるもの來りし事あり、同氏の曰く、都濃郡富田村岡田半香と云へる人、周防鑄錢司村より發堀せし和同錢型を持來により購入せり、年月は確かならざるも明治三十八年頃と覺ゆ、其人は確實なる人なれば事實と信ずとの事なりき

以上の事實によりて余輩は周防鑄錢司村發見の和同錢型あるものと信じ曩に之れを記述せしなり、然れども其後熟考するに、該周防發見と稱せらるゝ錢型も近頃長府發見なる事に多少の疑念なき事能はず、自ら其實證を得るにあらざれば如何とも論じ難きなり、余輩は爰に暫く實證を得る迄は周防鑄錢司發見の和同錢型あることを主張せざるを允當と思考す、諸士幸に之れを諒せよ

次に和同開珎と讀下し、珎と寶同意義なれば云々に就て、余輩は和同開珎なる事を知るも、和同開珍なる事を知らず、要するに和同開珎と書せしものを、印刷の際誤つて珍の字に誤植せられたるものなるべし、余輩斯論に於ては決して和同開珍と書したる筈なし、幸に之れを諒承せよ、然れども六書通を見るに、珎の部に珍あり、或は同字たるものならん

次に又開の字に就て質問ありたるが、こは前段游仙君に答ふる項に於て承知せられたし

次に熊澤蝶外氏の述べられたる孝謙天皇の法名の相違も既に前段に於て之れを謝せり、爰に重ねて氏の厚意

を謹謝す　（完）

○水戸背ト字錢の鑄造年度及び鑄造地の研究

花林塔

水戸藩鑄背ト字錢の研究は本誌第二十二號より筆を起して第二十三號及第二十四號の三號に涉りて其小錢の實質を論じ、第二十五號及第三十一號の二回に其當四錢の實體を說きたり。是にて今日まで吾人の實見したるもの丶總てを解說し盡したれども、廣大無邊なる研究海の事なれば、我等の海圖に漏れたる暗礁もあるべく、今後突發的に湧出する新島もあらん。夫等は其時々得たる報告を愼案調査し或は實物を精鑑討究して本誌へ登載し、斯界の羅計盤、燈臺と稱されつ丶ある本誌をして益々有意義なる雜誌たらしめ、我等が禿せる頭顱の銅色彌々光澤を生ずるをも忘れ、甘んじて其燈臺守となりて生を畢るをも辭せざらんとす

かく前後五回に涉りて論じたる所は皆實品其物の上に立脚して說きたるのみなれば、史的考證を基礎とする研究家に執りては大に物足らぬ感を起されしならん。いでや本號には實物を史的に講究し、其鑄造年月及鑄造地を推定せん乎

第一。本誌第二十三號に說きし所の背ト字の狹穿及廣穿の二品。是は「新撰寛永錢譜」には安政年間のものとせり此編者は何の據る所ありて安政度のものとせしや、其出典を明示せざれば編者の心理を忖度し能はざれども、煎じ詰れば蓋し好い加減の當圖法なるべし。

予は其二十三號に於て

案るに此二錢、書體殆と相同じく、製作又酷似せり、蓋同一時の出なるべし。然れども其鑄造時を安政年間とせしは、何等の記錄に據て確定したるにや、甚覺束なく思ふなり

と許し置きたり。實物を檢し見よ。此狹穿のものは製

作何となく天保深川錢（久右衛門町錢。則金座の手によりて出されたる暑草寛。俗にナ見寛ともいふもの。）（新撰寛永錢譜には、天保座の同時のものとの傳說により、無法にも天保淺草としたるもの）に似たり。是によりて考ふれば、安政度のものより古きものならずやとの暗示を與ふるものゝ如し。假に安政期のものとして其類例を求れば金座の出には安政小菅の小錢あり（俗に郡代錢といひしもの。新撰寛永錢譜には何等據る所なきに安政淺草錢としたるもの）（通用は鐵錢なれども、種錢の製作を比較していふ）銀座の出たる安政吹増の當四錢あり（新撰寛永錢譜に、亂暴にも鐵錢としたるもの。當四の鐵錢は萬延元年より創まる。其前の面文にして鐵錢あるは、後の仿鑄座の出にして、決して本爐の作る所にあらざるなり）銀座の手法は別に一家の風ありて、金座のものと似るべくもなきは、予輩が言を俟たずして知らるべきも、小錢は元來金座の勢力範圍なれば、金座のものに似るは當然なり。然れども其似たりといふ中にも、手法に新古の變化あり、錢質に時代の影響あり、此背卜字の狹穿、廣穿の二錢は殆ど天保、安政の中間に位すべきに論なきものと見らるゝと雖、寧ろ天保度の方に接近せるものと斷ずべき素質を具備せるものといふべき乎

（第三十七號）

吾友茨城縣人門井掬月氏、予の爲に「水戸見聞實記」を拔萃して送らる。全文左の如し

弘化元年四月。水戸元老中山備前守。阿部豊後守役宅に呼出され、水戸の政事向、不審の廉々訊問せられし時の申し開らき狀。七ヶ條の内にも、鑄錢の儀、及内談候箇條あり、此時も密かに鑄錢せしや、又内議のみにて止みしか。軍用の爲め密かに鑄錢せし風說はありし由

文中「鑄錢の儀、內談に及び候箇條あり」とあるは誠に初耳たり。鑄錢の內談とは今日の言葉にていへば鑄錢の計劃といふ義なり。水戸ほどの大藩にて鑄錢せん計劃のありしとせば、藩地には斯道の剛の者小澤九郎兵衛の在るなり、明和以來の經驗と、水藩の御威光を笠に着て其計劃を進行せしむ、幕府へ願ひ出る前に計劃は着々進捗して、早くも實行の域に到達し、彫母は精妙に作られ、（第二十三號の第一圖、第二圖は卽ちそれ）錫の母錢も相當多く用意されたは勿論、通用錢を作るべき黃銅の母錢も頗

る多額に作り出され（何れも今日の現状な在りの儘にいふ）たればいかでか幕府の耳に入らで叶はざるべき。忽ち御不審御尋ねの御上使の御入り一となる。元老中山備前の申し開らきは、彼の大石が十八ヶ條より箇條は尠くとも、辨解の苦衷は蓋し想像以上のものたりしならん。無論世上の無根の取沙汰として言ひ逃れたるなるべく（此中開きの本文は本錢に就て必要の事と思へば、知り得次第報告すべし）爲に此時の鑄錢計劃は一塲の夢となりて、曉の枕に殘るは唯此卜字錢ばかりうたゝ當時の有樣を髣髴せしむるのみ。かく考察を進むれば、予輩が實物鑑定上、天保深川錢に近きとしたる見地より、安政度より引き上げて弘化度のものとせんとするも、强ち不穩當との御叱も蒙るまじと思ふなり、況んや此錢の母錢のみにして子錢と認むべきもの丶なき事實が、計書のみにて沙汰止みとなりしといふ記録と一致するに於てをや

第二。同號に出したる鐵錢の小錢。是は予輩が其誌上に於きて

此錢を前編同樣安政年間まで引き上げたるは又杜撰を免がれず、予の精鑑する所によれば、此の鐵の質といひ製作といひ、維新前後の風貌のほの見ゆる所はあれ、決して安政まで遡るものにはあらじと考ふるなり

と說きたる如く、此錢の鑄肌のザラ〳〵としたる樣子ば、慶應年間に出たる銑錢類と同じ。鐵錢通ならずとも後出のものたるに想到するに難からざるべし

第三。本誌第二十四號に說きたる錫種錢。此錢は銅母錢と共に今日の所絕少なるのみならず、此錢の子錢も未見のものなれば、妄斷は少しく憚りなきにあらず。然れども錫の質を狹穿、廣穿の錫の質の優良なる落ち附きあるに比すれば此錢の方大に劣りて輕忽の觀なしとせず。夫等の點よりしても又前者と同じく維新前後の作と見るこそ穩當なるべけれと覺ふ

第四。本誌第二十五號に論じたる、當四錢の二種四樣のものと、第三十一號に說きはる別種の當四錢の二種

四様のもの。此當四錢の認可されたる事情は、慶應二年三月十八日、町年寄樽俊之助方にて江戸三組番組の兩替屋共へ申し渡したる

水戸殿にて吹立相成候銕錢の儀は、領分錢拂底に付、領分限り通用の積り、精鐵錢吹方御差許に相成り、世上通用錢と不紛様、裏へト之文字有之、領分限之通用にて、世上一般通用御願濟には無之候

右は北御番所へ伺之上申渡

寅　三　月

にて知らるべし。思ふに是は當時水戸殿にて銕の四文錢吹立らるべきとの、風聞の、早くも江戸にて取沙汰するものありければ。江戸の兩替屋共より、田舎錢の混入は市中の錢相場に悪影響を及ぼす事をほのめかして、抗議的とにはあらずとも、故障的ともいふべき愁訴めきたる申し文など出たりけん、夫等に對して諭達せしものなるべし。水藩の當事者は、如何なる巧妙なる手段をや執りけん、纔に四ヶ月の後に至り其上は手を行きて、其年の八月四日には、江戸の小口年番名主共へ對し

水戸殿、松平肥後守殿、精銕四文錢吹立中、出格の譯を以て、御當地限り通用御差許相成候間、有來通用錢に取り交、無差支通用可致候

右の通り御奉行所より被仰達候間、町中不洩様入念早々可申通候

と高壓的に出るを得る事に成効せり

背文を置く事が「領内限り通用の積り」なれば「御當地限り通用御差許相成候」となりたる上は、「世上通用錢と紛れざる様、裏へトの文字有之」の必要は解除せられたるなり。是背文の刮去せられし原因なり

さて是等諸錢の鑄造地を講究せんに。維新前後の際は國家多事の時とて、かゝる各藩經濟の事情に關する事項、殊に古錢家に必要なる事は何等記錄の徴すべきものなきものから、勢當時身自ら錢座に關係せしもの、或は其職工などの今日に生存せるものより直接聽取し

て、其證言を綜合し、講察推究するの外他に途なきなり。故に予は大日本貨幣研究會時代に、執り得る限りの手段、知り得る限りの搜索を盡して隨時世に報告せり、今此水戸錢に關する項を摘記すれば

大日本貨幣研究會雜誌第三號。「安政以後江戸諸錢座の見聞」中、小梅町種錢方阪上大助の證言

一、自分は淺草橋場眞崎の天保錢座及小梅水戸屋敷錢座の種錢部へ通勤したり

一〇、大阪より歸りて後再び小梅水戸屋敷にて鐵四文錢を鑄造す鑄造受負者は增田某なり

同南葛飾郡綾瀨種錢棟梁田中岩市の證言

一、自分は今年五十五歲にして錢座に於ての履歴は小菅座に初まり橋場眞崎を經て常陸祝町辰の口座に赴き更に小梅水戸邸座より深川會津邸座同藤堂邸座に至り再び水戸邸座に戻りたり

一六、常陸國祝町字辰の口錢座は水戸郷士川崎縫殿之助（八右衛門）の計畫せるものにて江戸より種錢職工を招きたり時は文久元年の事と覺えたり

一七、辰の口錢座の錢は當四寬永鉄錢にして自分は其種錢及砂型を磨くに用うる鏡を鑄造し、五月上旬出張し七月上旬に戻れり

一八、小梅水戸藩邸錢座は同邸内に大砲の鑄造所あり其趾に開座したるものにて其位置は同邸戌亥の隅なり此座は水戸藩に於て幕府の許可を得開きたる私立の座なれば眞崎或は小菅の如く金座の支配を受けず其規模も隨て狹小なり

一九、小梅錢座の開始は淺草に出火ありて雷神門の燒失したる日より十日程前なりしと記憶せり

二〇、小梅錢座は前後三回の改鑄あり第一回は日本橋釘店の伊勢平といふ釘商請負ひ第二回は芝の釜屋權右衛門といふ金物商請負ひ第三回は同釜屋と川崎八右衛門とにて一時邸內に二ヶ所の錢座あり第四回は又釜屋なりしも大に鑄造せずして止みたり

二一、第一回は當四寬永鉄錢にして背波紋にトの字

を加へ第二回も當四錢にして此時は背文を加へしや否やを記臆せず

第三回は當百文天保銅錢にして

第四回は當四鐵錢なり

二二、背波紋に自分が加へたる「卜」字は松葉を以て糊着せしめ錫種を作つて文字を正したり

二三、錢座に於て特に職工へ日當を給するに計算上の便宜より時々小銕錢を鑄たり其中には背に卜字を据へたるものあり

三三、江戸各錢座の廢止は明治元年なり

四一、川崎八右衛門が小梅座にて鑄出したる錢は小石川の水戸上屋敷にて仕上げせり

かく阪上大助、田中岩市が聘せられしごいふ江戸小梅の水戸家中屋敷中の錢座にて鑄錢せしは銕の當四錢が表面の願ひなれども、內實は最利益多き當百錢を鑄たりしなり。當時は水藩に限らず、各藩とも當百錢の鑄造により收益を計り居りし際なれば、銕の小錢は最利益少きため、ホンの申譯的より鑄造せず、當百錢のみに重きを措きたるものゝ如し、

當時水藩には江戸の外本國にて二箇所の錢座ありたり。其一は湊の錢座なり。則岩市が招かれて行きし座なり。川崎の關係せしは益金主なりしならん最も大規摸に鑄造せしものゝ如し

其二は細谷の錢座なり。是は湊の錢座程盛大ならざりしも、湊と同じく、銕の小錢も銕の當四錢も共に鑄たるが如し、此本國の二錢座共當四錢以下のものは或は背文の卜の字のなき錢を鑄たりしが如し、前述の如く小錢は利薄き爲め殊に嫌つて幾何も鑄造せざりしならん

友人掬月亭門井氏は我藩の事なればとて此邊の事情を知らんと苦心せらるゝ一人たり、嘗て書を寄で曰

水戸大黑錢、虎錢は、細谷神勢館にて鑄造すと聞及び候も、鑄造の場所は或は館外ならんと疑居候。神勢館は嘉永六年の設置、當時五町矢場と稱し、國中

の士民に神發流の大砲及騎砲、騎射の術を敎授せし處。元治元年水戸騷亂の際、鎭撫の爲め宍戸藩主松平賴德水戸に赴くに入城するを得ず、此館に據るに、市川弘恭等に要擊せられ、此時神勢館も燒失す。慶應年間には空しく其土壘のみ存せりといふ。併し大黑錢虎錢は細谷にて鑄造せるは確なり

予屢々水戸に遊び、鑄錢遺跡を尋ね、古老に問ひ、諸書を漁り候も得る所なく實に慚愧の次第なり。先年細谷に至り神勢館の遺跡を見る。今は其邊一圓町屋となり今昔の感に堪えず。橋の袂の老婆に鑄錢の事をたづねしに、此婆の若き折は職工共數多出入をなしたる由にて、大黑錢、虎錢とも此所にて造り、又四文の波錢、一文の小錢も鑄たりといふ。虎錢と大黑錢の銅錢は二百文の通用にて、銕錢は五十文なり。大黑錢は數取りに銀錢を鑄たり。又種々面白き錢も吹きたり。我宿にも銀錢を殘し置きしに、今は紛失したりと。以上の說、取るに足らざる可きも聞くがまゝ記るす

香哉曰。大黑錢に限りて銀錢を鑄たり、然して其辨解に「數取りなり」といひしとは、蓋世間を欺むく一片の口實にして、其實は一分銀を潜鑄せしものならん（江戸小梅邸にても。二分金、一分銀の潜鑄なりしは事實なり。こは世人の周知の事なりしなり

又其後の書に

一反射爐跡

那珂湊本町字山の上にあり、此爐は烈公の創設せられたるものにて、天保十三年國中の撞鐘、儒佛等を鑄潰し、茲にて大砲巨礟を鑄造して邊防に備へしむ、水戸錢の盛んに鑄造せられしも此所なりといふ、現今は水戸警察湊分署のある所なりといへり

又是より先に中川春布庵の報告あり、其原文左の如し

○常陸國東茨城郡細谷村錢座

此錢座も寛永錢を鑄造したることは古來明瞭ならざりし所なり、今回の探撿に依て寛永當四鐵錢を鑄造せしことを知れり、又類を分ちて記載すべし

第壹　遺跡の位置

細谷村の遺跡は字を新船渡といひ、新町六丁目を行外つれたる陸前街道の右側なる畑地なり、此所は那珂川の北岸にして往時□□館と名づけし水藩の武器製作所の在りし所なり、錢座の跡は同村三十番屋敷福田三由の持畑を始め、其四邊一丁四方許りの地にして、別に溝渠等の存するにてもなければ座の區域等は判然せす鐵滓は夥しく存して鑄錢額の多きを示し、時により鐵錢の出ることありといふ、而して其錢は當四錢なりといふ、鐵錢なれば悉く打捨てたりとぞ

第貳　鑄造の年度

水戸當四鐵錢は背に卜の字あり、其鑄年は愛泉家の古記に依て新撰寛永錢譜には慶應二年とせり、近著の古事類苑に載せし「市中取締書留」には

水戸殿にて吹立相成候鐵錢之儀は領分限通用之積精鐵錢吹方御差許に相成世上通用錢と不紛樣裏江卜之文字有之領分限之通用にて世上一般通用御願濟には無之候

右は北御番所へ伺の上申渡候

慶應二寅年三月十八日

○按ずるに背文の卜の字後故ありて削去といふ是を以て慶應二年巳に通用せしを知るべし、又按るに背文云々古事類苑記者の考へにて背文刮去の所以は何に據るや知り難けれども、同年八月四日申渡しに

水戸殿松平肥後守殿精鐵四文錢吹立中出格の譯を以て御當地限り通用御差許相成候間有來通用錢に取交無差支通用可致候

とある如し、僅かに四ヶ月後にして江戸市內に於て之が通用を許可せられし故、是より以後の鑄造には卜の字を附けたる必要も自然に失ひしならん（小梅水戸邸錢座の部を參照）香哉曰、小梅水戸邸錢座の部といふものは未だ編述しあらざるなり　故に江戸

本所小梅の邸內に於ても亦鑄錢を公開するに至れり、又此錢座に於て俗に寶錢と稱する當百錢を鑄たることとあり、之に就ては中編に詳説すべし（香哉又曰、其中も編述なし）

以上は春布庵の原文なり、文中「□□館と名付し水藩の武器製作所」とは、掬月氏の書中の「神勢館」と反射爐とを混同したる聞き誤りなりしなり、此不穿鑿により彼は湊の反射爐の遺跡へは到らずして止みたり、笑止とも氣の毒ともいはゞいふべし。將來何地の遺跡にもせよ、探撿家のよく〳〵注意すべき事なり

是等より外得る所なき貧弱なる材料なれども、今日の所にては是以上、事の據るべきなき次第なれば、夫是斟酌して水戸鑄錢の年月は結局左の如き所にて落着くものならんと推定するなり

○第二十三號の狹穿廣穿の二種は

　弘化元年　水戸本國にて鑄錢の內議ありし時のもの

同號の鐵の小錢は

　文久元年　水戸本國湊の錢座より出たるもの

○第二十四號の錫母錢も又同じく本國細谷（の錢座のもの）

同號の彫母錢は錫或は銅錢の出たる上にて考ふべし

○第二十五號の當四錢の二種四樣は

　慶應元年　江戸小梅邸內の錢座にて

○第三十一號の當四錢の二種四樣は

　慶應元年　水戸本國にて鑄たりしものなるべし

（完）

○古錢家列傳

○宇都宮俊良傳

奥平昌洪

韓愈云ふ、盲者業專於藝必精と、然れどもそは一藝に限られて、能く衆藝に渉れるは尠なし、其能く衆藝に精にして、殊に古錢の鑑識に長し、具眼者をして後に瞠若たらしむるが如きに至りては、蓋し絕えて無くして、

僅にあるものなり其人は誰ぞ、姓を宇都宮、名を俊良といふ

宇都宮俊良は舊高崎藩士宇都宮八郎治の長男なり、文化六年高崎に生る通稱は民太郎、幼にして父を喪ひ零丁孤苦、然れども資性聰慧にして强記、書を能くし學を好む、嘗て論語四卷を背誦して諸人に嘆賞せられたり、文政五年俊良年甫めて十三、眼を病み終に失明せり、乃ち奮然として志を立て、翌年藩を辭し江戸に抵り、大塲勾當の門に入りて、名を左馬一と改め、鍼治の術を學び、旁按摩を業として自ら給せり、深く辨財天を信じ、每月一次相模江之島に詣る此の如きもの凡そ一年餘、長するに及びて將棊を好み、幕府將棊所伊藤宗看を師として三段の格に進みしが、其嗜好益甚だしく、爲めに或は本業を怠り、食を求むるに由なく、纔に豆腐の滓を貲りて口に糊するに至れることありと云ふ、既にして大に感する所あり、一廢して復た顧みず、益力を鍼治の術に用ゐて、遂に能く其蘊奥を究め、蔚然として一家を成し、居を京橋彌左衛門町にトして、專ら鍼治を業とす

弘化四年俊良年三十八、勾當官と爲りし後、高崎藩に仕へて、醫師の格に列せられ、祿若干石を食みぬ、俊良常に歐米の醫術を慕ひ、病理解剖の諸科を學ぶ、然れども當時飜譯書に乏しく、僅に坤輿圖識等の書を得るに過ぎざりしが、頗る海外の事情に通せり、米艦の浦賀に來る、上下騷然人々爭ひて攘夷の說を唱ふ、俊良其妄を知り、努めて開港の利と、歐米兵器の用とを說きたれども省みるものなし、嘉永六年遂に致仕せり、

安政元年俊良年四十五、檢校官に進む、二年十月二日の夜江戸地大に震ひ、災害の多く且大なること曠古未聞と稱す、總錄役所及び本所一目辨財天廟も破壞せり、俊良爲めに金五十兩を捐てゝ修理に資し、賞狀を受く、又宅地の日本橋箔屋町に在るものを、總錄役所に納めて、木杯及び紫衣を賜はり、且緋衣を著ることを許さる總檢校官に非ずして、之を許されたるは蓋し異數な

り、人以て榮と爲す其後、家を神田於玉池に移し、同志の檢校と相謀り伲を醵して辨財天の廟を建立せり、五年火災に罹りて邸宅灰燼に歸す、是より先俊良京橋銀座四丁目の人小山政敷所有の同所の地所を買受けたりしが、是に至りて其家宅土藏をも俱に讓受けて移居せり、俊良酷だ音律を好み、巧に笙を吹く、晩年禪理を好み、深川增林寺の長老玄路に就て疑義を質し、參禪數次竟に豁然として悟道徹底せり、玄路之を奇として、號を豁眼居士と授けぬ

俊良幼より古錢を好み、失明の後、益之を好みて狩谷望之、服部中を師とす、望之字は景雲、棭齋と號す、江戶の市人なり、博學を以て聞え尤も考證に長せり、亦古錢を愛玩し、從來行はれたる錢譜の誤謬を指摘せしこと尠しとせず、其子懷之、字は少卿、父の指敎により舊譜を增損して、文化十二年新校正孔方圖鑑といふを上梓せり、中は幕府旗下の士なり、通稱は直之助、また伊賀守と稱す、亦古錢を愛玩して、自ら愛鵝堂と號す、錢を鵝眼ともいふを以てなり、中少時父母に求むるに我妻を娶らんには癡呆に非ざれば、醜陋なると不具なるとを問はず、持參金の多き者を擇ばれんことを以てしたれば、父母その意を問ふ、中曰く持參金を以て好むところの古錢を買はんと、父母乃ちその希望を容れたりとなん、亦以て其古錢に熱心なりしことを知るに足る、故に中が蒐集せし古錢は、大抵精美のものにして、特に新校正孔方圖鑑に揭載せる圖象の原品の如きは、同好者の最も健羨する所たり、俊良此等の先輩に從ひ、古錢に關する史傳、其存在の多寡、品格の高下、眞僞の鑑定等を研究して大に造詣する所あり、且自家獨得の見を出して、益之を發揮したり

小山政敷も亦江戶の市人なり、京橋銀座四丁目に住し、茶商にして貸金を兼業す、通稱は駿河屋重兵衛、靜好堂と號す、亦極めて熱心なる古錢家なり、財力にまかせて古錢の蒐集を爲し、珍錢奇品累累として緡に滿ち、筐に溢れぬ、乃ち其散逸せんことを懼れ、特に土藏を

造りて之を收納す、土藏の結構は堅牢比なく、そを葺ける瓦には一一錢形を付せり、安政二年十月二日の夜の震災にも、其壁土だに龜裂を生せざりしとぞ、俊良既に靜好堂の邸宅土藏を買受け、尋てまた其古錢をも讓受けたりしが、其古錢中に從來希世の珍として世に知られたる唐の建中通寶、元の皇慶通寶二錢の在りたるを喜び、遂にそが字文を取りて、自ら建皇堂と號す

是の時に當り、江戸吉原の妓樓大文字樓の主人に村田元成と云へる者あり、狂歌を善くし「かぼちやの元成」として知らる、亦古錢に熱心にして自ら文樓、又は文字樓と號す、尤も力を宋朝の對錢に擅にし、拮据黽勉して對錢譜前編を著はして刊行し、其後編の稿を脫せし頃、偶名古屋の人山田孔章の符合泉志出づ、元成之を見て、自著の及ぶところに非ずとし、慙愧の餘忽ち精神に異狀を生じたりと云ふ、其後元成歿し、遺愛の古錢は其遺族に傳はりて、淺草大音寺前の別莊に在りしが、俊良其珍錢奇品の多きに垂涎し且無數の資貨の空しく篋底に年を經るを惜み、之を己れの手に獲んとて遺族との交際を繼續し、年の頭末寒暑常に其禮を闕きしことなく、以てその歡心を求めたりしが、安政二年九月遂に代金二百七十五兩にて、之を收買せり、然るに其翌月二日の夜の震災の爲め、村田氏の別莊は破壞の上燒失し、遺族も亦空しく爲りしかば、人人皆文樓古錢の靈、災厄を豫知して建皇堂の手に歸し、以て克く其難を免かれしものならんと云ひ合へりとぞ。

俊良既に文樓及び靜好堂の古錢を收めて已れの有に歸せしめ、猶自ら飮然たるものありたるにや、益天下珍奇のものを求めて之を蒐集し、收藏の宏富倶に肩を比する者なく、また蔚然として古錢の大家を成せり、而して朝に撫し、夕に摩して愛玩已まず、半夜寐られず、心機疾痛慘憺の際と雖も、起て古錢を把り欣賞すれば、一轉、怏怏として復た些の苦悶をも感せざりしと云ふ、且手づから能く其字文を讀み、其色澤を辨し、眞僞の鑑識に於て最も精到的確なりしかば、人或は其盲に非

ざる歟を疑ふ者ありたれども、就て見るに及ひて瞿然として驚き、悚然として退かざるもの無かりき、時に成島柳北年少く、古錢の道に於て造詣未だ深からず、一錢を得る毎に必ず俊良に乞ひて、そが鑑定を爲さしめたり、柳北がその後古錢家として名を成すに至りしは、其才力の衆に出づるものあるに由るといふと雖も、抑も亦俊良の啓發の功に歸せざるべからず、嗚呼俊良は盲者なり、而して能く鍼治の術を究め、按摩を爲し、將棊を好み、笙を吹き、禪理に參じ、往くとして其道に通曉せざるは無く、特に其古錢を愛玩して鑑識に精なるに至りては、洵に曠古の一人と謂ふべし、豈傳へざるべけんや、伊藤氏を娶りて子なし、舊膳所藩士佐藤文平の子壽綱を養ひて嗣とす、安政六年七月二十三日歿す享年五十、浮屠謚して、法光院觀譽喜道谿眼居士といふ、墓は芝西久保巴町光岳院に在り　（完）

◎小解

○通行泉貨の背仰月錢

本誌第三十五號に掲けた、奉天王幻夢軒氏の通行泉貨あれば活字の誤植で、表題を通寶泉貨とされた、全く校正の任にある同人の罪で、諸君に對して誠に申譯のない事でありました、こゝに正誤を記して御詫ひに替へます

扨て先號の品は、其節詳記しに通り、銅色が赭紅褐で製作稍や厚肉、背が廣郭で且つ緣濶く、錢文所々陰起して蠻風を含み、南唐正座の製作銅色とは異れど、確かに其當時に於ける別爐の產であることに決議され、誌面の一片を飾りて、好評を得たのである

丁度右に對して、南唐正統の本爐に鑄造せられた、正品が唯一個、先年舶來せし時、之を鑑る人なかりしに、幸ひ三上花林搭ありて、今月内地に留まるを得たり、時も時折も折であるから、こゝに其錢胸を紹介し、錢風性

質をも述べて、比較研究の料に資せんと欲し、次きに



掲ぐ銅色帯黄にして稍や白味あり、恰も唐國通寶普通錢又は錢子唐國と稱する小樣の錢に於ける銅質と差異なく錢形少しく大樣細縁にして、細郭なり、錢文の筆意は先號の品より陰起少なけれど、字体の筆法殆んど兒戲に等しく、四個の文字一つとして正酷を得ず、然かれども何處となく、品位犯し難き結構を有し、奇古不思議の觀あり、背は中縁暗漫として、僅かに内郭のみ見るを得ると雖も、泉志說く所の背月文を完全に存することに於て頗る有力なる據とす

南唐錢の背月文を有するものは、僅かに大唐通寶の小様なる黄褐錢にのみ見るものとす

○紹興通寶の異書

南宋の紹興通寶には、數種の異書錢を存し、先づ普通品に細縁と濶縁とあり、大字紹興と背二の二品は珍中に錚々たる名あり、猶又細縁狭長なる文字の一異品あり、崇寧通寶の狭貝寶錢に似た書風なれど、大差あり



正然たる本爐錢にして、品位自から高く、到底後人の追從を許すべきものにあらざるなり

次きに又一種の珍品あり、奇品圖錄に載せて、缶（ホトギ）紹興と稱す、寶字宀冠の下、尒畫が缶に書かれ

たるを以てなり



稍や黄色を含み、少しく濶縁にして内郭細く、通字の初頭亦た他の類品と差異あり、背の平地深かく整然たるは、鐵錢座の產に特有の象徵にして、思ふに利州紹興監に於て鑄造された、銅鑄母錢類の一種に屬する特別品なるべし、但し現存する正品、僅かに本品を見るに止まる

○海東通寶眞書錢の小異

高麗錢の海東通寶眞書錢に、見る所ざつと四種の小異がある、今此圖を掲げて解説に替ふ

（一）大樣 美制



此手に屬するものは、面背共緣稍濶く、總べて狹穿を例とし、稀に純金を含む錢がある

（二）小樣



右は一の後身らしく、製作も同じやうに稍や厚く、錢文にも小差なけれど、形縮まりて緣濶く、文字が其儘に縮少して居る

（三）細縁肥字



細縁にして字文前二品より肥へ、常に内郭も細し、而して特異の點は、通字辶の末尾が短かく終つて居る、故に細縁短尾通とも名くべきか

（四）



小様と大様との二種あり、本品は其小様に属す、廣穿細郭にして文字繊細を例とし、背状亦完全のもの少し東字殊に長大、通字の初頭は必らずブ形を為す、故に
（第三十七號）

假にブ頭通といふ、他の三種は寶字の初點畫、毎錢共前進して一定の位置に在れど、此類に限りて正位置の中央にあり、現在數も前三種に比して頗る少なく、文狀自から奇古の觀あり

此外海東錢には左の數種を存在す

一、篆書錢　短冠寶、長冠寶の二種
二、行書錢　濶縁廣郭の小字錢と大様濶縁にして内郭極めて細き肥文長字の二種
三、八分書錢

等の三種五品の小異がある

◎顧選函

○當世通錢論上の巻

多満利屋金右衛門が藏に古錢集る事
附り　唐錢日本錢をてふろふ之事

寛永通寶返答の事

和同開珍靑樓之咄之事

五代正辭が錢積て室に盈り、室中常に聲あり牛のことしあやしとせり、人すゝめて是をちらし人にゆづれといふ、正辭が曰く、吾者の聲を聞くにそのるいをもとむるのみ猶よろしく錢をますべしといふ、きくものみな笑をなせしとかや、唐人でも欲の深いやつは、金がかねをよぶのぢやといふて、うなる程持て居てもめつたに人にやるきはなしの木とじやれる、通人これを聞いて、こいつはいけない唐人じやとわろふ、通人唐人のごろは同じけれど、親のゆづりの金藏をあけてもくれてもけいせいに遣いはたして貳分の錢も立引になれば金入の、そこは　　なき身になると、今迄の面白仲間は遠くへよつて笑てはかゝり居る、此時初めて思ひ知り、うつればかはる世の中じやア、むかし戀しやほやれほと、粟の鳥追ふ鳥おどしのよふなりで、紙子を着て水馬を乘ふが、浮川竹のけいせいも人づてにきいたとて、筆のとくだネわつちも思ふようになりんせんほんにふひんだチエといふた斗り、何の御祈禱にもならず、凡そ人と生れて錢金をつかひ遊ひてはわるいといふ云事しらないでかゝる者一人もなけれど、もふよいかげんでしまおふと思ふ內、其道にして義理がてき思ひおもひの遊び酒か呑たいむまいものがくひたいよい着物が着たいなそといふすき有共こいつがきらいならしめたもの、むつかしい學文をしようよりかせくにおいつくひんぼうなし、萬能は一心殿のそうり取、盲人閑居して高利をかすに因明手代と成るといへり、論語讀ますのろんこしらずがむねに手を當て無い智惠を絹ふるいてふるい、かんかへたが最後の一つ屁を非理法權天、それ非は理を以て分け、理法にならひ、法は權を以て押す、權威にほこる時は天是を罸すと、古へはいゝしが今は天はあつてもなくつても、此位なことにかまふて居る暇がなければ、當世はそのかはり金といふ物を入てあたまをおさせ非理法權金、地獄の沙汰は

云もさらなり、ゑようにも榮華にもけに此上やあるべき横ぞつほうをはられてもたんないく\大盡様、なんぼ仇しわいよふでも、持たやつはださせる、無い袖はふられぬためし、先づ襟元の浮世とてしゆばんや下着のゑりを引出しゑもんを作るを専らとする中に、輕薄いはず正直にたまりやの金右衛門と出來分限、元は僅かの裏家住みなりしが錢金は大事のものと思ふのが仕合のはじめ、こけの一心のろまの玉子、唐の芋のふかしたておふあついおでんの夜商ひもあんばいよし、晝は朝より賃日雇、なんでも錢に成る事なら、一文でも二文でも塵がつもつて山程な藏も二ケ所建て、見世も廣き兩替屋、家内は大勢暮せども金錢は人手にかけず朝晩の出入も主人の如く敬ひける、相場もよき折なれば錢の數をあらためん、とある夜藏へ行しに、怪しや内にさゝやける聲しける故、物好にすかし見れば、此程撰り分け置きし替り錢いつれも新錢をてふゝふする態なり、是はめづらしい事かな、さるにても樣子如何

（第三十七號）

にとうかどゞふ所に、先つ二字銘付たる五銖半兩貨泉布泉などといふ親和染のやうなる文字の古錢、其外大觀通寶、洪武永樂をはじめどして數百の唐錢中にも半兩といふ錢少し穴は大きくとも、秦の始皇の御代にはしまり、當辰の年迄二千三十四年久しい錢の親方、渡らぬ所はないといふ顔をして、何んといづれも久しぶりでかふ寄合イました、扨て日本は小國とはいひながら、とほうもない處で御座る、おいらが渡つた時分は日本錢も性がよかつたが、今出る奴らはなんだか、どこの古釜か破れ鍋を打こわして、茶碗のかけの樣な音のする奴らが、おいらの仲間へつなかれて居ます、小言をいふにも大勢に無勢たまつて居るが、脊中合せて居ると鮫でこすられるやふだ、それだから鏗のかなしさばうでがして百の内でも壹貳文づゝはこはれます、又板の間へ投けられるが最後の助たちまち往生だ、あんなやつらがふへるゆへおいらも大分安く成つたよといへば、布泉貨泉の貳文口をそろへ、成程〳〵さんだ茶釜

のかけもござる、唐にても我々はたれ知らぬ者もない氏素性、錢に五つの名あり、大昊氏高陽氏は是を金といふ、齊莒は刀といゝ、有熊氏高辛氏是を貨といふ、商周是を布といふ陶唐氏は泉といふ、泉の土中を流行することく周旋して滯らず、通用する心にて泉と書きしを、又錢の字に一名及ふ、かほど貴き物とは知らず煙管の厂首なんぞと一つにするはやりはなしな國ではござらぬかといへば、開元通寶成程仰せの通り、拙者なぞは唐の高祖始めて開元通寶の錢を行ふ、十錢を積んで重さ一兩輕重大小最も爲折衷遠近これを便とす、のちの世錢の文寶の字を用ゆる事こゝにはじまると綱鑑にも出てござる通寶と書たはおれからじやに見ても見ないふりをしてびた錢と同じやうにされるはざんねんにござる　（未完）

○徳川氏幣貨史　（續）

○第九章　財政困難竟に貨幣を更鑄せる事

夫れ屢貨幣を更鑄し、一時の利を得んとするは、要するに一歲出納の多寡、及び國庫貯蓄の奈何に注目せざるものゝ致す所にして、財用空乏する有るに際して、姑息手段以て一時に苟且し、目前燃眉の急をさへ救びたらんには、後來の所は如何に成行とも、其時復好策も有るならんと、深思熟慮に暇あらず、其故に漸く一時の急を救ひ終るに際し、復財用の空乏を告く毎に、貨幣改鑄の拙策を取らざるを得ず、徳川氏の財政を整理する方法とは、貨幣改鑄より外に手段なき者の如し當時理財の學未だ進歩せざりしと雖も、一國の財政を擧けて之を蒙昧の士に委し、影響を社會に及ほし、生民の困苦を來す歎息すべきかな

理財旣に其人を得ず、財用奈何ぞ考るを得んや、明和以後財用復た困難を告け、文政元年に至りて、遂に金貨を改鑄せざるを得ざるに至れり、明和より文化に至る當時の財政の有様を記する書を觀るに

勘定奉行服部伊賀守、古川山城守二人の調査にして
文化十四丑年三月政府に差出せしものなり

金三百萬四千百四十八兩　明和七子年十二月晦日有高
金八十一萬七千二百七兩　天明八申年　同
金百七萬九千七百六十三兩寛政十午年　同
金六十五萬八百六十兩　文化十三子年同

蓋し其初天明年間府庫空虛に赴きしや、之を救ふに種々の手段を用ひ、帝室費を始とし、駿府在番を差止め其他種々の節儉法を用ひしかは、寛政十年に至りて、二十余萬兩の増加を視るに至りしが、翌十一年に迄んで、蝦夷地方に非常の出金を要し、此貯蓄金亦不足となりしかば、文化九年より同十三年迄、又節儉を行ひければ、幾分か貯蓄もなしたりけるが、十二年以來臨時出金ありて、其貯蓄も消費し去り、即寛政十一年以還文化十二年に至るまで、四十九萬九千百兩余の不足を生せり、如此財政困難を告けたれば、文化十三年に至り國庫餘す所僅か六十五萬八百兩余とはなりたり

き、並に又財政の困難を來せし事は其國庫の缺乏にも關せす、是歳所司代城代に地方各壹萬石宛十四年に宗對馬守に二萬石、松平越後守に五萬石を増加し、合計九萬石余の減額を來せり、蓋天明年間より種々の融通法を用ひ以て一時を苟且せしかば、文化年間に至り、終ひに融通の道を失ひ、復た之を奈何ともする能はざるに至る、是に於てか貨幣改鑄の議復興り、文政元年遂に新二分判金を鑄造し、翌年金貨を改鑄するに至る

(文政金)

元文年間貨幣を改鑄せし以來、惡貨再出し、庶民皆之を惡み、貨物を大坂に運輸するに、其代價は金銀貨幣を以てせす、錢貨を以てすべき事を囑せしかば、錢貨の需要頓に其數を倍し、價格亦騰貴せしか、是歳金貨を改鑄するに及んで、從來厭忌せし元文金貨も、新貨に比しては、品位重量遙に其上に出て、且つ新貨改鑄に際し、獨り金貨を改め、銀貨に及ばす、是故に元文銀貨も其金貨に從ひ騰貴せり、蓋貨幣を改鑄するに金

銀二者相俱に之を改めす、一方をのみ改造し、一方を放棄し、而して之れと共に流通せしむ、乃其間非常の差違を生じ、從來金銀貨比例、金貨壹兩に銀貨六十匁なる者も、其金貨を劣惡にし、之に從ひ銀貨を改めず如此なれば、銀貨騰昂するは論なきのみ、文政年間金貨のみを鑄造せしは、策の得たるものに非ず、是以て元文銀貨は其金貨に從ひ價格騰貴せり、政府亦金銀二貨を改鑄せすして、銀貨騰貴せしを知りしにや、翌年即文政三年遂に銀貨を改鑄せり（草文字銀）

（未完）

○德川氏貨幣表（四）

大阪　甲賀宜政

種類	定量 匁	規定の品位 金	規定の品位 銀	多數實驗に依る品位 金	多數實驗に依る品位 銀	鑄造年限	鑄造高
安政金銀							
一朱銀（別稱 新一朱銀 嘉永一朱銀）	〇、五	—	上銀	一、七	九八七、一	嘉永七年（西紀一八五四年）正月十七日より慶應二年（西紀一八六六年）十二月二十五日まで十三年	九、九五二、八〇〇兩
小常 二分判	一、五	一九五、六	八〇四、四	二〇三、〇	七九四、四	安政三年（西紀一八五六年）より萬延元年まで五年	三、五五一、六〇〇兩

二朱銀	三、六	—	八五〇、〇	〇、四	八四七、六	安政六年(西紀一八五九年)五月二十七日より八月十一日まで	八八、三〇〇兩
別稱新二朱銀							
大形二朱銀							
正字小判	二、四	五六七、八	四三二、二	五五五、〇	四四二、〇	安政六年(西紀一八五九年)	三五一、〇〇〇兩
正字一分判	〇、六	五六七、八	四三二、二	七五〇、〇	四二九、五		
大、判	三〇、			三六三、五	六二九、五	安政六年より文久二年(西紀一八六二年)まで三年	一七、〇九七枚
別稱新大判							
萬延大判							
一分銀	二、三	—	八七二、七	〇、六	八九三、五	安政六年八月十一日より明治元年(西紀一八六八年)まで十年	二八、四八〇、九〇〇兩
別稱新一分銀							
政字丁銀	—	—	一三〇、〇	〇、二	一三五、〇	安政六年十二月十日より慶應元年(西紀一八六五年)二月二十三日まで七年	一〇二、九〇七貫
・豆板銀							
萬延金銀							
小判	〇、八八	五六七、八	四三二、二	五七二、五	四二三、五	萬延元年(西紀一八六〇年)二月二十三日より慶應三年(西紀一八六七年)八月六日まで八年	六二五、〇五〇兩
別稱新小判							
一分判	〇、三	五六七、八	四三二、二	五七三、六	四七三、六	萬延元年二月二十三日より元治元年(西紀一八六五年)十二月二十五日まで六年	(同上)
別稱新一分判							
二分判	〇、八〇	二二〇、〇	七八〇、〇	二二八、二	七六八、〇	萬延元年より明治二年(西紀一八六九年)まで十年	五〇、一〇〇、五七六兩

別稱新二分判 二朱金	〇、一二〇	三〇、〇	七八〇、〇	三九、三	七六七、三	萬延元年より文久三年十一月十四日まで	三、一四〇、〇〇〇兩
貨幣司 二分判	〇、八〇	三〇、〇	七八〇、〇	三三、〇	七三四、〇	明治元年十月より同二年二月まで	一、一三三、二一九兩
貨幣司 劣位二分判	〇、八〇	一六、〇	八二四、〇			明治元年(西紀一八六八年)七月より九月まで	六〇八、〇〇〇兩
貨・幣司 一分銀	二、三			〇、九	八〇六、六	明治元年より同二年二月まで	一、〇六六、八三二兩
·亞鉛差一分銀							
吹継							
一朱銀	〇、五			一、一	八七九、〇	同上	一、一七一、四〇〇兩
別稱川常							
寶永大錢	二、三五					寶永五年(西紀一七〇八年)中	
銅小錢	〇、七二					寛永十三年(西紀一六三六年)より明和年間まで凡百三十年	
鐵小錢	〇、八〇					元文四年(西紀一七三九年)より慶應三年まで百廿九年	
真鍮錢	一、三〇					明和四年(西紀一七六七年)より萬延元年まで九十四年	
天保錢	五、五〇					天保六年(西紀一八三五年)より明治三年まで三十六年	

文久鐚	0,90	文久三年(西紀一八六三年)より慶應三年(西紀一八六七年)まで四年
鐵四文錢	1,30	萬延元年より明治元年まで九年

(完)

○金座印章及包裝紙押捺印說明

塚本豊次郎

第一、二、三號は共に金座に於て使用し居たる印章なり。此の内第一號は現在に於ける各官廳の廳印と同一性質のものにして第二號と共に水牛製の最も精功に彫刻されあるものなり。第三號は木製印なり

第四、五號は何れも分判金の包裝紙に其の包裝の金額を表示する爲め押捺するものにして何れも眞鍮製なり。此内第四號にはその取手に「文政二年(紀元二、四七九年)二月造、高野療」と凹刻せり、是により之を觀れば文政二分金(文政二分金は文政元年より鑄造)に用ひたるものならん

第五、六號には何等の文字をも刻しなし然れとも第五號は天保一分判金第六號は新一分判金に用ひたるものゝ如し。以上の印章によるときは二分判金は百兩、一分判金は五十兩包なりしことを知るべし

第七、八號も亦金貨幣包裝に押捺するものにしてその內容の名樣を表示(天保金には第七號を、正字金には第八號)する爲めのものにして第七號にはその取手に「天保八丁酉年(紀元二、四九七年)十月中旬」と第八號には「安政六未年(紀元二、五一九年)五月、行年七十二才」と凹刻し「才」の下に花押を凹刻せり。

(一)



(二)



(三)

(七) 保字

(八) 正字

(四)

(五)

(六)

○競鑑

前號の解

(一)は寛永通寶背千字錢の中字と稱する、石卷錢の母錢で、今迄は明和期の錢といはれて居つたが、當今では、文久年度の鑄造に拘るものと定められた

(二)は一寸背鑑面推として、易々たるものに非ず、面は即ち大康通寶の小樣なるものでありました

右正解者は(一)に三河の大澤知足齋氏のみ故賞品をさし上げました

(一)



(二)



○本山邸に於る甲賀工學博士の講演（速記）

今度本山君が山口縣で和同錢型の發掘をされまして、其展觀旁古錢研究會を開くから、私には何か話をするやうとの事ですから、諸家の新説やら自説やら取交てお話を致します

和同の錢型の事は、明治三十五年九州で大演習の在た時、天皇陛下が九州へ行幸がありました其時ある地方に流行病者が出來たので、行在所が長府に設けられました、此時長府の市民からして御覧に入れる爲に、和同錢型を二個、坩堝を二個、天覧に供しましたら御持歸りになつたといふ事を聞ました、恰私の知人が長府の郡長をして居りましたから、長府に殘つた和同錢型はないがと尋ねましたら、郡長の返事に未た長府に持て居る人があるといふので、段々交渉を進めて三個讓り受ましたのが三十五年の暮でした、其翌年大坂の博物場で古錢の陳列會の時私が夫を出品しましたから、本山君は其時和同錢型を始て知られた事と思ひます、蓋し今度の發掘の萠芽は其時に在たのでせう、夫から四十四年の交に是を寫眞に撮て「和同錢型記」といふものを書いて東京の古泉會へも送り傍ら他の存在數をも調べました、其調によると、宮内省が二個、東京守田氏のが一個、岩崎家に一個、廣島の吉村といふ人が二個、周防の富海といふ所の藤井といふ人が二個、静岡の野崎さんが四個、三上さんが五個、造幣局に十個であります、私の三個を加へても合計三十個程でした、其後長府の覺苑寺で孤兒院を經營するに地ならしをした時、和同錢型が出たといふ新聞を見た事がありました 記者曰此時錢型の出土數は無慮十數個にして其内の二個は三上氏へ寄贈されたることゝ聞き及び居れり 是等は皆長府の發掘となつて居ります 記者曰守田氏のものは周防鑄錢司と傳へらる 今度長府の發掘は現實に此傳説を裏書したもので實に本山君の功績であります併し他の地でも今度仕た樣な大仕掛で遣つたら、或は出ぬとも限らぬ、大に可能性を持て居ると私は思ひます、今迄國史に見えて古く錢

を鑄た地はと云ひますと、まづ近江國が最初に出て來る、次が和同二年の河内の鑄錢司が見える、夫より後れて聖武天皇の天平二年に長門か出て來る、周防の銅を取て長門の鑄錢の料にするとある、けれども夫がいつ始まつたといふ事は出て居らぬ、夫から後に稱德天皇の景雲元年に田原の鑄錢司長官といふがある、田原とは何處か、大和國添上郡に田原村といふかあり山城の宇治に田原といふ所がある。〔三貨圖彙〕〔中外錢史〕などにも載て居る、夫から清和天皇の貞觀三年に山城國相樂郡岡田の郷の鑄錢司の跡といふ事がある、其跡で銅を採るとあるが、始がわからない、此岡田の郷は三貨圖彙には木津の郷の加茂村の東の方に山があるのが夫とある、中外錢史には木津川の南口に在て夫からデズ村、唯今では加茂村の内の錢司といふ所が夫とある、是等に據て見ると田原も岡田も一つ所らしく見える、此外に猶後れて山城國葛野郡に鑄錢司が置かれた、是は山科村と向日町との中央位な所でせうか、是等を一々適當な方法で發掘をしたらば或は今回の樣な功績が擧るかも知れません

夫から今日迄世に出て居る錢型も、今度發掘された錢型も、畧同じ樣ですから大抵一つ所から出たものと思はれます、製作は御覽の通り土を燒て拵たもので、面背一對のものですが、一度に何箇位鑄ましたらうか、精々八個か十個位のものでせうと想像されます、夫から文字の所は大抵は黑くなつて居ます、是は中川君の說には銅が燒付て居るから黑くなつたとありますが、銅が燒付て千年以上も土中に埋つて居れば、大かた酸化します、則青い色にならねばならぬ、現に青くなつたものも少しは見えるが、化學的試驗をしなければわかりません、今度こそ本山さんから材料を頂いて試驗したいと思ひます、元來鑄物は油氣かないと綺麗に上りません、故に或は脂のやうなもの、或は煤の樣なものを其所に塗て注銅します、此錢型もさういふ風にしたので、油なれば焦げる、炭素になつて黑く殘つたの

は夫ではないでせうか

夫から和同錢の品質ですが、是は私がチョイ〱氣をかけて標本を得る毎に分析しました、昨日急に印刷して今日御手許に差上ましたのが夫です、是で見ますと一番古いと見なされて居るものには、俗にシロメといふ砒素アンチモニーを含まず、後に出來たと思ふものにはシロメが交て居る樣です、東京の貨幣の誌上で藤井君が發表されて居りますが、和同錢は其初め支那から入て來て日本の通貨になつた、開元錢を改鑄たものだと云はれて居りますが、其開元錢もシロメを含んで居りません、一体支那の貨幣は古い所は鑄造し易い爲か鉛分が非常に多い、跡になるに從て錫が段々入て來たが、砒素アンナモニーはズツト少い、すると藤井君のお說は肯綮に當て居る、日本では中國の諸鑛山、山陰道の笹ケ谷といふ樣な鑛山では、シロメと云ものが多く含まれて居る、古く奈良朝時代に白鑞といふ文字が使はれて居るか此白鑞は何と讀だか知らぬが、シロメの事かも知れませぬ、又銅には多少とも銀を含で居るものですが古錢を分析して見ると、寛永錢にでもさうですが銀が比較的多く含まれて居りません、或は古くから銅中の銀を採る事を知て居たのではないでせうか

夫から此頃貨幣誌上の和同の論でありますが、私が文章を讀だ丈の感想ですが、水原君のお說は和同以前に錢が在たといふのは支那から傳來の錢と、日本で鑄た無文錢とが通用して居たといふので、藤井君のお說は銀玉といふものが通用して居た、支那の開通元寶錢も通用して居たといふのです、此無文錢といふものは今度山口縣で壺の中から和同錢と一緒に出たといふて、此處に陳列された（弘津氏出品のもの）が、和同錢と一所に通用したらしく見えるといふ事ですが、もしさうなら無文錢通用の水原君のお說通りかも知れぬといふ事になります、夫から鑄錢司は何處に在たかといふと水原君のお說では和同以前には鑄錢司はない、實際錢

を作つた事はないといふ、藤井君のお説では文武天皇三年に鑄錢司が置かれたといふのは長府であらう、鑄た錢は今日いふ新和同錢なるものであるといふのです、夫から水原君は和銅元年に銅と銀の錢を初めて鑄たといふに對しては藤井君のお説でも矢張和銅元年に銀銅の和同錢を鑄たといふのですが唯鑄場所は河内であるといふのです、此河内の遺蹟は今に不明ですが、いづれ水運の便のある所でせう、昔の大和川の流域は今とは違て居て、ズット大坂の東の方を廻つて北へ向て流れて居た、徳川時代になつてから今の大和川に附けかへたといふ事です、夫は兎に角和銅元年二月に銀錢二年八月に近江國で銅錢を鑄たのであらうといふのです、夫から水原君のお説では二年以後は和同の隷開を鑄た、二年以前は古和同を鑄たといふのです

又和同の意味はどうかといふと、水原君は年號から來たといふ、藤井君は和銅の年號の出來ない以前から作て居たのだから、他の意味といふお説です

夫から長門の錢を作た所は、水原君は和同以後といひ、藤井君は天武天皇の頃からといふのです

以上が其要點でありますが、藤井君の書かれた所をよく讀で見ますと、古今の歷史に亘り、又國史其他に現れた事を引いて證據を擧られ、夫へ近代の實際事實をあて嵌めて證據立られて居るから、物語としては甚たよく筋道が通つて居る樣に思はれます、けれども今日の所では双方未だ御論の出初めで、論じ盡された譯ではないのでありますが、今の處では藤井さんの御論の方が優勢であるかの樣に思はれます、併しながら千二百年前の事の考證でありますから、恰も簾を隔てゝ美人を望むが如くで、單刀直入して美人の手を握る所までは行て居らぬ樣です、けれども此和同の新古の論は、古泉界に取ては華府會議以上の重大な問題でありまして、一朝一夕には却て論斷が着かぬだらうと思ひます、故にいくら藤井君の方が辨論が巧みでも、一方を十分説伏せて永久の平和を得る所までは行くまいと

思ひます、殊に朝鮮あたりからは天一坊めいたものが出て居る樣ですから、大岡越前守たるものは、其出生ひ立ち迄、十分調べなければならぬと思ひます

私のお嘶は是迄でありますが、從來古泉家は他の專門家に較て非常に天狗が多いと思ひます、自分天狗なるが爲に仕事に興味の乘るのは結構ですが、他の天狗の尊嚴を損じない程度の天狗で在て欲しいと思ひます、でないと充分の研究が出來ないかと思ひますから夫丈は御注意して置きます、私の此嘶も自分としての研究が不充分ですから唯諸君のお說を誘ひ出す樣な目的の元に申し上ただけであります　（完）

○正誤

○前號揭載與平昌洪氏の『周書君に與へて錢幣を論ずる書』中活字の誤植を訂正すること左の如し

頁	欄	行	誤	正
1	上	一〇	成島抑北	成島柳北
1	下	一七	周――の項王	周の項王
2	上	一一	楚襲梁及霍	楚褻梁及霍
3	下	一五	べけれど	べけれと
4	上	一三	鑄るが相當	鑄るが如き相當
5	上	一〇	足下ば	足下は
6	下	三	)	(二)
6	下	六	國書集成(	圖書集成
6	下	七	繫ぐ	繫く
7	下	一二	開尙地方	開局地方
7	下	一七	たれ共	たれども
9	上	六	雪南	雲南
9	下	四	寧江	江寧
10	下	一五	及門	及門

古錢

繪錢類、天保形錢類、其他大抵の稀品も持合せ居候持合せなき稀品と云へ入念取調べ本物調達仕るべく候間錢名御記載御照合を乞ふ
若し元品御氣に召さゞる節は三十日間御取替へ買戻し御意の儘に致すべく候

大阪市外中本町森九二
近畿古錢集散商 岩部天然堂

本誌定價及廣告料

一冊 定價 金五拾錢 送費金貳錢
郵券代用一割增

廣告料
一頁 金五圓
半頁 金三圓
四分之一頁 金一圓七拾五錢

大正十一年三月廿九日印刷
大正十一年四月一日發行

編輯兼發行者 東京市神田區五軒町一番地 鷲田信一
印刷者 東京市神田區紺屋町三十番地 高橋與四郎
印刷所 東京市神田區北乘物町三番地 万文堂

發行所 東京市深川區靈岸町百六十六番地 東洋貨幣協會
電話本所二三五三番
振替東京五八二二〇番

發賣所 東京市神田區五軒町一番地 鷲田寶泉舍
電話下谷七五九九番

取次所
大阪市南區問屋町 下間寅之助
東京市下谷區竹町十三番地 帝國スタンプ研究所

◎廣告

大阪造幣局長池袋秀太郎閣下題字
大阪造幣局技師甲賀宜政博士序
重訂四版 大正新撰 古錢の栞 下間寅之助編
第壹集皇朝錢之部 全一冊 正價八十錢 送料二錢

安藤嘉次彦君序
增補二版 大正新撰 古錢の栞 下間寅之助編
第二集繪錢之部 全一冊 正價壹圓三十錢 送料四錢

古泉學道入編
重訂五版 大正古錢價格圖鑑
全一冊 正價七十錢 送料二錢

故一豊舎主人編
宋朝 符合泉志
全三冊 正價壹圓八十錢 送料六錢

大阪每日新聞社長本山彦一君題字
造幣局技師工學博士甲賀宜政君序
玉島郵便局長 安藤嘉次彦君著
東洋錢貨年表
ポケット用 クロース綴 全一冊 正價壹圓 送料二錢

近畿地方 金石文拓本
大和、河內、攝津播磨等各種持合有

詳細御問合次第御答可申候
其他各種古錢書取次販賣

月刊 古錢雜誌

會費
一冊 金參拾錢
六ヶ月 金壹圓九拾錢
一ヶ年 金參圓
（切手代用一割增）

大阪市南區問屋町（三津寺筋東堀西入）



古錢
古金銀
舊藩札
賣買商

虎僊樓商店

振替口座大阪壹九四貳番

○弊店宛御照會は必ず往復はがき又は返信劵在中の外御返事致さず候也

◆外國貨幣圖錄發行

左行体にて月刊のもの本書を以て最初とす。第一號は大正十一年一月下旬より發行し每月末一冊宛外國貨幣の珍らしきもの新らしきもの等を印刷又は拓本にて貼付し讀者へ配本す。第一號へは西曆千六百年代以後に發行せられたる羅馬法王領パパル州、丁抹國、リベリヤ共和國、佛領チユニス、北米合衆國、英領バルバドス、英領ベンガル、露西亞帝國、ザカテカス州、チフアハ州等の金貨、銀貨、銅貨、眞銅貨幣を掲載し邦文にて說明つき。內務省へ納本後配本す。配本の日の多少遲るゝことあらんも、送本は書留郵便にて托送す安意信賴して可なり。每號送料共にて金二圓十錢、年極め金二十四圓（特に年極讀者へは拓本押印臺特製橫長形二圓の品一個無代進呈す）前金のこと。尙、購讀者の所藏品掲載及び無代配本等の特點は圖入大目錄に詳記せり。

◆圖入大目錄（印刷實費として金一圓を要す）

菊判七十六頁に亘り多數圖入詳細邦文にて說明付きの大目錄に改正せられ非常の好評を博せり、從來秘密に附せられたる外國貨幣圖は本所にて月刊にて同好者へ發送の準備なれり。詳細は圖入大目錄に記載あり。印刷實費金一圓御送りの御方へ對して特に歐洲戰爭紀念戰時紙幣と外國貨幣メタル並に各種の見本百種以上の品を進呈す。

東京市下谷區竹町
帝國スタンプ研究所
振替口座東京二二五五八五番

認可
發行 大正十一年五月一回

貨幣

(第參拾八號)

東洋貨幣協會

○貨幣（第參拾八號）目次

◎論説

○答奧平先生論錢幣書……一頁
○順治通寶錢背文之研究……張晋……六頁
○齊六字刀に就て……貫井靑貨……一二頁
○齊刀私考（上）……韻泉散史……一四頁
○古錢の研究……奧平昌洪……二三頁
○私の和同錢觀……金嚢仙人……二六頁
○耳白錢の研究……花林塔……二九頁
○日本貨幣史の研究……濱村榮三郎……三四頁

◎小解

○林祥符……四〇頁
○海東重寶の小異……四〇頁

◎顧選函

○釿字印に就て……一記者……四二頁
○德川氏貨幣史（續）……四三頁
○柳北の顏……四五頁
○東洋貨幣協會第貳拾參回出品評……四五頁
○廣告其他……五〇頁



草文金手本金

大阪造幣局藏

「論說」

○答奧平先生論錢幣書

奧平先生足下、來函獎飾逾恒、愧弗敢當、語云、智者千慮、必有一失、愚者千慮、必有一得、不佞研究泉學有年、常以千慮之一得、撰成長篇、擬名古泉說苑以問世、然愚性疏懶、益以俗務蔵莛、未克如願、今將改變方針、遇有心得、即以泉話之體例、先行發表、凡曾經前人說過者、皆不欲多費筆墨、以節勞神、說屬新擬、疑竇必多、仰仗

先生糾正之處、正未有艾也、今回拜受詰難、獲益非淺不揣疏陋、謹就來書之意旨、答復如下

春秋戰國之世、地名有梁字者、且不止有三、除來書所考之三梁外、尙有西梁高梁曲梁及梁丘等地名

(1) 西梁　伯益國、地理風俗傳、扶柳西北五十里有梁城、即漢之西梁縣、路長源云、西梁故城在今冀之南宮堂陽鎮、縣道記云、西梁故城二三里、一名五梁城

(2) 高梁　春秋、高梁之墟（僖公九年）今山西河東道臨汾縣東北有故城（河北圖云三十里）有高梁亭高梁墟、春秋屬晉

(3) 曲梁　晉伐之（宣公十五年）杜預云、廣平曲陽縣、路長源云、今洛之溪澤、漢曲陽地

(4) 諸梁　楚地、見路史

(5) 梁丘　齊楚遇處（莊公三十二年）穀梁謂、曹邾之間、去齊八百里、杜預云、昌邑西南梁丘鄉、路長源云、今武成有梁丘山

以上各地、與魏權幣之鑄造皆無關係、不必深究、鄙人前年發表「魏權幣發明之經過」專注重於文字、且因首字爲梁、前人已有發見、不欲費詞、祇於證明梁字之限度、略加說明而已、所以認此等權幣爲大梁之產物者、非無論據、(1)出土在河南境內居多、(2)其文字紀重與他

幣比較、爲特殊的、爲創作的、當時卿大夫采邑、雖各有鑄錢之事實、然非所論於該幣之鑄作也、(3)梁下幣梁制錢等字樣、與齊去化對照、似認梁字爲國名、較爲正當、(4)鑄造同形之貨幣、不限於相近之地方、在同一主權之下、鑄造同形之貨幣、亦甚近理、(5)安邑爲魏之舊都、大梁則其新都也、背文制字尤可見其前後如出一轍(6)若就相近地方之同形貨幣言之、如盧氏半錢亦圓肩方足其一例也、綜合此等間接證據、可爲大梁產物之確證不得謂之推定、即法學家所謂論理的證的、綜合的證據人爲上之證據是也

前之不敢直斷爲戰國時代之產物者、因當時僅以河南出土爲根據、未嘗想及其他理由、以爲大梁見於古籍、雖始於戰國、而地方未必始於戰國也、今承有益之詰難、乃敢斷爲戰國梁惠王遷都時、因紀念或其他特殊事情、而制作之、春秋終於周敬王之三十九年庚申(即晉定公之三十一年)距魏斯(文侯)元年丁己(即周威烈王二年晉幽公十四年)計五十七年、距魏斯始列於諸侯之年即其二十二年戊寅、(周威烈王二十三晉烈公十七年)計七十八年、距韓趙魏三家滅晉之年乙巳、(即周安王二十六年晉靖公俱酒二年魏武侯十一年)計一百〇五年在春秋之季、實無魏國、雖魏之始封甚早、(姬姓、伯爵、畢公高之後)然既爲晉(獻公)所呑併、(己入春秋後八九十年)賜於魏斯之遠祖畢萬爲采邑、則前日論文中春秋以後魏國之權幣一語、實不得謂無疵也

竊以少梁有無鑄錢之事實、未敢斷定、縱認爲有之、不如將方肩方足之梁一錢梁半錢等、歸屬於少梁、較爲有理、蓋少梁與晉陽蒲反 皆屬相近、而幣文曰梁一錢梁半錢、亦非特殊的創作的者也、(出土地點不明)來書又以汖錢相詰難、不知恐亦認爲梁字、與足下相同、汖字从水、幣文下半截从木、即可見其非是拙著古泉匯批評中、已言及之、前文僅引用某錢某錢爲論據、故用較爲通行之舊說、而非認爲汖字也、今足下竟以此相詰、則鄙人不得不有聲明者、前文魚陽之魚、黜化之黜、亦非不佞所贊同、請勿誤會以爲攻擊之

資料

關於順治通寳之背文、除註明推定者外、皆據唐西源之制錢通考、其詳別行答復、草草不恭、敬祈鑒宥、民國十一年三月十二日、周書拜復

右の釈文

奥平先生にお答します。頂いた御手紙は奬飾恒を逾え、敢て當らざるを愧ます。智者も千慮に一失あり、愚者も千慮に一得ありと古語にも申す如く、私も泉學を研究する事多年ですが、常に千慮の一得を心掛けて居りますので。撰で長篇を成し、古泉説苑と名づけて世間に問ひつゝありますのですが、私の性質が疏懶の所へ持て來て、俗務が繁雑しく思ふ様に參りませんから、今將に方針をかへやうとして、偶おもひ付いて泉話の體裁として發表しましたが。前に古人の説てあるものは、筆費の無駄骨折ですから畧して新説のみを述べますので、疑義は多いでせうが、先生の糾正を仰いだなら正確のものとなるでせう。今度御難詰を蒙つたに付ても、益を獲る事少なくありません。謹で御來書に就てお答を致します事下の如くであります

春秋戰國の世の地名に梁の字の付くのは三つだけではありません。お手紙の三梁外にまだ、西梁、高梁、曲梁及梁丘などの地名があります

(一)西梁　伯登國の地理風俗傳に、扶柳の西北五十里に梁城といふがある、即ち漢西梁縣とあります。路長源いふ。西梁の故城は、今冀の南、宮堂陽鎮に在りと。縣道記にいふ。西梁の故城は二三里なり、一に五梁城と名くと

(二)高梁　春秋に高梁の墟といふが僖公の九年に出て居る、今の山西河東道臨汾縣の東北に故城がある（河北圖にいふ三十里と）高梁亭、高梁墟といふのがある。春秋の時は晉に屬して居る

(三)曲梁　宣公の十五年に晉之を伐つとある。杜預の注に、廣平の曲陽縣にあると。路長源は、今の洛の鷄澤は漢の曲陽の地であるといふ

(四)諸梁　楚の地で、路史に出て居る
(五)梁丘　齊と楚の過ふた處（莊公の三十二年に出て居る）穀梁は曹邾の間で、齊を去る事八百里といふ。杜預は昌邑の西南の梁丘郡だといふ。路長源は今の武成に梁丘山ありといふて居る

以上の各地は、此魏の權幣の鑄造とは關係がありませんから深く究むるには及びません故。私が前年發表した「魏權幣發明之經過」の文は專ら重きを文字に注ぎました、夫に最初の字が梁であるといふ事は、古人已に發見してある事ですから詞を費すを欲しません、祇梁の字を證明する程度だけの說明にして置きましたが、是等權幣を大梁の產物としたのは、論據なきに非すです

(1)出土する地が、河南に限て多いのと
(2)其文字といひ、紀重といひ、他の幣と比較すると特殊的たり、創作的たりです。當時の鄉大夫の釆邑で各錢を鑄た事實がありますけれども、論ずる所は該幣の鑄作ではありません
(3)梁下幣、梁制錢等の字樣は、齊去化と對照して梁の字が國名と認むるがやゝ正當なるに似たりです
(4)同じ形の貨幣を鑄造したからとて、附近の地方とは限りますまい、同一主權の下に在ては同形の貨幣を鑄造したといふても道理に近くはありませんか
(5)安邑は魏の舊都で、大梁は魏の新都です、背文の制の字は尤其前後一轍に出る如きを見つべしです
(6)もし相近き地方の同形貨幣に就て之をいへば、盧氏半錢の如きも亦圓肩方足なる其一例です

是等の間接の證據を綜合して大梁の產物たる確證とすべきです、之をしも推定といふを得ざれば、卽ち法學家の所謂論理的證據、綜合的證據、人爲上の證據などいふのが是です

前之に敢て直斷して戰國時代の產物としなかつたのは、當時僅かに河南の出土を以て根據としたに因る、未だ嘗て其他の理由には想ひ及ばなかつたのです。以

爲らく大梁の古籍に見えたるは戰國に始まるけれども、其地方は必しも戰國に始まるのではないが、今有益なる難詰をうけてから、私は敢て斷じて戰國梁の惠王遷都の時の紀念か、或は其他の特殊の事情に因て之を制作したものとします。春秋は周の敬王の三十九年庚申（即ち晉の定公の三十一年）に終ります、魏斯（文侯）の元年丁巳（即周威烈王の二年、晉の幽公の十四年）を距る事五十七年、魏斯が始めて諸侯に列した年、即ち其二十二年戊寅（周の威烈王の二十三年、晉の烈公の十七年）を距る事七十八年、韓趙魏の三家が晉を滅した年乙巳（即周安王二十六年、晉の靖公俱酒の二年、魏の武侯十一年を距る事百五年です、春秋の季にはまだ魏といふ國は無かつた、魏の始めて封せられたのは甚だ早い（姫姓、伯爵、畢公高の後）けれども既に晉（獻公）の爲に併呑せられてゐる（已に春秋に入て後八九十年）魏斯の遠祖畢萬に賜ふて采邑となつてゐる、すれば前日の論文中の春秋以後の魏國の權幣といふた語は、實は無疵とはいへませなんだ

竊かに以へらく、少梁では鑄錢の事實は敢て斷定はしませんが、縱や之ありと認めても方肩方足の梁一錢、梁半錢等のものを少梁に歸屬せしめた方が較理あるに如かすです。蓋し少梁は晉陽蒲反等と皆相近く、しかも幣の文を梁一錢、梁半錢といふも亦特殊的、創作的のものでないからです（出土地は不明）

お手紙には又汞錢をも難詰されましたが、私も亦認めて梁字となす事はあなたと同じです、汞の字は水に从ひますのに、幣の文の下は半分に截て見ると木に从て居ります、して見れば是ならざる事がわかります、是は私の著はした古泉滙批評の中にも已に之に言及してありますが、前の文は僅かに某某の錢を引用して論據としたので、故さらに通行の舊說を用ゐて汞字と認めたのではありません、今あなたは竟に此を以てお詰になる、則私として聲明せねばなりません。前文の魚湯の魚だの、蹤化の蹤だのも亦私の贊同する所ではあり

ません願はくば誤解して攻擊の資料となさらん樣に順治の背文に就ては、私が推定して註明したもの丶外は、皆唐西源の制錢通考に據て書きましたのです、其くはしい事は別にお答へ致しませう、草々不恭敬て鑑宥を祈る。民國十一年三月十一日、周書拜復

○順治通寶錢背文之研究

天津 張 晉

讀奧平君與周書君論錢幣書、關於順治通寶錢鑄造之時地、學識高邃、考據精詳、地名沿革、多所糾正、不勝欽佩、顧弊國史乘、對於錢幣、不失之略、即失之譌、證之實物、多難盡信、執史乘以言錢幣、不足以祛疑、據實品尙足以正史乘之誤也、順治通寶錢之記載、綜而計之、不下十種、其中所載、順治元年至十七年、各省鎭先後題准設局鼓鑄、互相歧異、是非出入、令人失據、奧平君推崇文獻通考錢幣考、爲詳且精、而以其餘諸書爲無徵信、似失之偏、錢幣考所載、自相矛盾、與實品不符之處、正復不少、還以質諸奧平君、不吝賜教、實爲幸甚

順治三年、令湖廣省城及荊州府各開局鼓鑄、大淸會典畿輔通志制錢通考錢幣考諸書、所記相同、但湖廣省局所鑄、應係武字、今而未見、曾否開鑄、是一疑問、奧平君主張昌字爲湖廣省局標、未敢贊同、以下詳論之

畿輔通志載順治四年題准盛京江西河南廣東常德甘肅六處、各開局鼓鑄、而制錢通考列五處、無河南、錢幣考列四處、無廣東甘肅而有河南、查畿輔通志、河南省題准、先在順治元年條下載之、此間重出、制錢通考亦云順治元年題准、錢幣考則不列在元年而列在四年、河南省題准、究竟在元年、抑在四年、難以斷定、至廣東省局、制錢通考第六頁上、列有背右廣字錢一品、而今未見、又在第十六頁康熙廣字錢下、記康熙六年、戶部題准復開各省爐座、幷添設蘇州鞏昌等處鑄局、照式鑄字、有廣東鑄廣字一條、旣云添設、則從前未設可知、自相

矛盾、其所記順治廣字錢、未可盡信、
奥平君因錢幣考未列甘肅、而以各書所載爲全誤、竝以陝甘分省爲康熙二年之事、相引證、否認寧夏局有鑄錢之事實、憑錢幣考順治十七年條下所載、江南江寧局鑄寧字、江西南昌局鑄江字、湖廣武昌局鑄昌字、即以寧字爲江寧局標、江字爲江西局標、昌字爲武昌局標、信如是、余有疑問、請奥平君釋之、順治錢滿漢文武字誠未見、雍正以後諸錢、則滿文武字作[滿文]、明々具在、確爲武昌局標、見諸實品、載在史乘、不能否認之也、而同時有滿文昌字錢、豈武昌局於雍正以後諸錢武字昌字竝鑄乎、抑在順治錢爲昌字在諸錢爲武字乎、疑問一、南昌局鼓鑄、歷朝上諭奏章、班々可考、若以江字爲南昌局標、則雍正以後諸錢、未見有江字者何耶、疑問二據欽定戸部則例錢法鑄式項下、江西曰寶昌、湖北曰寶武、雖非指順治錢而言、而武昌局爲武字、南昌局爲昌字、證之實品、考之譜錄、毫無疑義、歷朝相承、順治錢何能獨異、故曰順治錢未見武字、武昌局或未鼓鑄、

說尚可通、以昌字爲武昌局之標記、不敢贊同、因順治錢雖未見武字、而他錢固具在、且順治錢但見設局明文未見實品、亦非武昌一局已也、今昌字爲南昌局之標記非武昌局之標記、已解決矣、若寧字爲江寧局鑄、則江字錢無所歸着、由此以推、江字爲江寧局標、寧字爲寧夏局標、諸書所載、寧夏有鑄錢之事實、固足信也、不得因錢幣考未載、而否認之也、抑尤有進者、錢幣考於十七年條下、復開各省鎭鼓鑄、江南江寧局鑄寧字、江西南昌局鑄江字、湖廣武昌局鑄昌字、而於附記中則曰臣等謹案、順治十年所鑄一釐錢、幕漢字地名、惟江南江寧作江字、江西南昌作昌字、湖廣武昌作武字、按之實品、其自相矛盾、不辨自明、且十七年條下、尚有密雲鎭鑄密字、奥平君亦以爲十二種之外、更有背滿漢文密字、查密雲鎭題准鼓鑄、在順治元年、現有背右云字一種、爲密雲鎭所鑄無疑、十七年若曾鼓鑄、背滿漢文地名、亦應爲云字、不應爲密字、而密字錢從未見、錢幣考所記、不足信也、

今將順治年設局鼓鑄、雖見明文、未見實品、各種依次列下、余好蓄清錢、自惟淺陋、所獲不豐、海內藏家、可以補弊藏所不及者、正復不少也、

密雲局　見背右云一種、餘未見、

陝西局　背右上陝俱未見、制錢通考列之、

延綏局　周書君在古錢第五卷第九號載背上延字云絕少、不知何所據而云然又有右襄亦云絕少、

武昌局　各種武字錢俱未見、

盛京局　未見、

廣東局　各種廣字錢俱未見、否認順治年有鑄錢之事實、廣東局始於康熙六年、

常德局　未見、常德局惟有咸豐錢小平至當百、

江寧局　背右上江字俱未見、制錢通考列之、

鄖陽局　未見、

萊州局　未見、是否鑄東字待考、

雲南局　十七年增置未見滿漢文雲字、而有十年題准之一釐錢、不可解、

福州局　右福未見、滿漢文福字未見、古今錢略列之、古今錢略又列有背右雲字川字二種、查雲南設局、在順治十七年、四川局則始於康熙六年、而錢亦未見、不足信、又有背右午字滿漢文西字、待考、制錢通考所列背上工、同、背右昌、寧、福、未得亦未見、

右の釋文

奥平さんの周書君に與へて錢幣を論ずるの書を拜見しましたら、順治通寶錢の鑄造の時と地に關してお書きになつた所は、學識の高邁なる、考據の精詳なる、地名の沿革まで多く糾正されましたは欽佩に勝えません。願ふに私の國の史乘は錢幣に對しては之を略に失すといふよりは、之を誣に失すと申してよい位で、之を實物に引合せますと盡く信じられぬ事が多う御座います、史乘を執て錢幣を考へると疑を袪るに足りません、いつそ實品に據て史乘の誤を正すがよい位のもの

です。順治通寶錢の記事にしても、綜めて十品に足りないものでも、其中で載せられたものは、順治元年から十七年までの各省鎮の先後題准や設局鼓鑄やは、互に違つて居り、是非出入して居て人をして據を失はしめます、奥平さんは文獻通考の錢幣考を推崇して詳なり精なりとせられ、其他の諸書は信を徵するなしとされたのは少し偏見ではないでせうか、錢幣考に載す所も自ら相矛盾して居まして實品と符合せぬ所も亦少くありません故にこれを奥平君に反問致しますから賜敎を吝まれざれば幸甚であります

順治三年に湖廣省城及び荆州府は各局を開き鼓鑄しました事は、大淸會典、畿輔通志、制錢通考、錢幣考などの諸書の記す所皆同じです、但湖廣省局鑄た所のものは武の字でせうがまだ見當りません、曾て開鑄したや否やも疑問です、奥平さんは昌の字が湖廣省局の標記と主張されますが私は賛同しません、其わけは下に之を詳論しませう

（第三十八號）

畿輔通志に順治四年の題准は盛京、江西、河南、廣東常德、甘肅の六ヶ處で各開局鼓鑄したとあるが、制錢通考には五ヶ處だけで河南がなく。錢幣考には四ヶ處だけで廣東、甘肅がなくて河南が入れてある。畿輔通志を査べて見ると河南省の題准は是より先の順治元年の條下に載せて居る、此間重出です。是は錢幣通考にも順治元年の題准といふてあります、錢幣考の方には元年には入れてなく四年に入れてある。さすれば河南省の題准は究竟元年であるか四年であるか斷定し難いです廣東省局に至ては制錢通考の第六頁の上に背右廣の一品がありますが見た事のないものです。又十六頁の康熙の廣字錢の下に康熙六年に戸部題准で復各省の爐座を開き、幷せて蘇州、肇昌等の處鑄局を添設したのは、式に照らして字を鑄たとある、廣東鑄の廣の字の一條に有ては既に添設といふからには從前は未設であつたのである、知るべし自ら相矛盾することを、其記す所の順治の廣の字は信ずるに足らぬものなることがわか

ります
奥平君は錢幣考に甘肅がないから外の書に載てあるのを誤とされ、並に陝甘の分省を以て康熙二年の事とされ相引證して寧夏局鑄錢の事實を否認され、錢幣考の順治十七年の條の下に載せた、江南江寧局寧の字を鑄、江西南昌局江の字を鑄、湖廣武昌局昌の字を鑄たとあるに憑て、即ち寧字を以て江寧局標となし江字を江西局標、昌字を武昌局標となすは信是の如しですが私に疑問がある、請ふ奥平さん之をお釋き下さい
順治錢の滿漢文の武の字のものは實際未見のもので、雍正以後の諸錢では滿文で爪となつてゐる事は明白な事實で、確かに武昌局の標で、實品もあり史乘にも載てあるのだから否認することは出來ませんが、同時に滿文の昌の字があるのは、此局で雍正以後の諸錢には武の字と昌の字と並鑄したのでせうか、夫とも順治錢だけ昌の字として外の諸錢では武の字としたのでせうが、疑問の一つです

南昌局の鼓鑄の事は歷朝の上諭、奏章などに歷々と出て居る、もし江の字を南昌局の標とすれば、雍正以後の諸錢には江の字のないのはどうした事でせうか、疑問の二つです
欽定戶部則例に據れば、錢法鑄式の次下に、江西を寶昌といひ、湖北を寶武といひます、是は順治錢に對していふたのではないが、武昌局は武の字、南昌局は昌の字である事は、之を實品にも證明されるし、譜錄にも出て居て毫も疑義なき事で、歷朝相承けて居るのに順治錢だけが異て居るのはどうした事なのでせう、ですから順治錢に未だ武の字のものを見ないのは、武昌局は其頃はまだ鼓鑄して居なかつたといへば說が通じませうが、昌の字を武昌局の標記だといふ事には贊同が出來ません、順治錢にはまだ武の字のものはないが他錢にはある、且順治錢は但局を設けた明文はあるが實品がない、亦武昌の一局のみではない、今昌の字を南昌局の標記とし武昌局の標記でないとすれば解決が

つく、もし寧の字を江寧局のものとすれば、江の字の持て行き所がなくなる、是によつて推考すると江の字は江寧局の標記、寧の字は寧夏局の標記とする、諸書に載る所を見ても寧夏に鑄錢の事實があることは固より信ずるに足ります錢幣考に載て居ないからとて否認する事は出來ません、猶一歩進めていへば錢幣考の十七年の條下に、復各省鎭の鼓鑄を開く江南江寧局は寧字を鑄、江西南昌局は江字を鑄、湖廣武昌局は昌字を鑄としながら其附記中には、臣等謹で案ずるに順治十年鑄た所の一釐錢の背の漢字の地名は、惟ふに江南江寧は江の字、江西南昌が昌の字、湖廣武昌が武の字といふて居る、之を實品に按ずるに其相矛盾する事私が辯ずる迄もありません、且十七年の條下に尚密雲鎭は密の字を鑄といふがある、奥平さんは是を十二種の外とされた、更に背満漢文密字のものがある、密雲鎭の題准鼓鑄を査べて見ると順治元年で現に背右云の字のものが一種あるから是が密雲鎭の所鑄である事疑ひない、十七年にもし曾て鼓鑄したら背満漢文の地名は云の字であるべく密の字であるべき筈がない、而も密の字錢はまだ見ない、錢幣考の記す所の信ずるに足らぬは是でもわかる

又順治年の設局鼓鑄で明文があつて實品を見ないものがある、其各種を下に次列します、私は好で清錢を蓄えて居りますが素より淺陋で獲る所も豊でありません海内の藏泉家にして弊藏の及ばざる所を補ふて下さるやうお頼みします

密雲局　背の右の云。の一種はまだ見ません

陝西局　背の右と上の陝。倶にまだ見ません、制錢通考には出て居ます

延綏局　周書君は古錢第五卷九號に背延字絶少と載せられましたが何の據る所があるのがわかりません、又右裏絶少ともある

武昌局　各種の武の字錢、倶にまだ見ません

盛京局　見た事がない

廣東局　各種の廣の字錢倶にまだ見ませんから順治年間の鑄造は否認します、廣東局は康熙六年から始まつたのですから

常德局　まだ見ません、常德局は咸豐錢なら小平から當百まであります

江寧局　背右と上の江字は倶にまだ見ませんが、制錢通考には出て居ます

鄖陽局　また見た事がない

萊州局　まだ見ません、東の字は鑄たかどうか、御考を伺ひたい

雲南局　十七年の增置ですが、まだ滿漢文の雲の字を見ませんが、十年題准の一釐錢はあります、了解に苦しみます

福州局　右の福の字はまだ見ません滿漢文の福の字も見ません、古今錢畧には出て居ます

古今錢略には又背右雲字、川字の二種がある、雲南の設局は順治十七年です、四川局は康熙六年ですが錢も見た事がないから信ずるに足りません、又背右午の字、滿漢文の西の字がある、御考を伺ひたい

制錢通考にある、背上工、同、背右昌、寧、福は品も獲られず見た事もない　（完）

○齊六字刀に就て

貫井青貨

瀬尾向陵亭君が、前號に發表せられた齊六字刀の新釋文を一讀して、聊か自分の考と違ふ點がある故、左に愚意を開陳したいと思ふ。

君の新釋によれば六字刀の文字

齊建封長法貨

と讀むべしと說かれる。第一、第五、第六字の齊法貨たるは異說なき故省畧す。君は第四字に就てのみ詳說せられたるも卑見にては、第二、第三の文字に就ても

又君と意見を異にする故第二、第三、第四の三字を併せて論議せんと思ふ。

元來此の六字刀に就ては先輩の説く所紛々として未だ確定しては居らぬが一般的には古泉書として古泉匯が概括的に完備して居るので李竹朋の説によつて

齊建邦就法貨

と讀んで居る。こは諸君の既に熟知せらるゝ所である。此説の外にも齊徒邦始法貨。齊途陽□吉化。齊造邦□法化。或は途陽を運陽と釋せるもある。第四字は最も難解の字として大分學者を苦しまして居るが、陳壽卿は是を端ご釋して居る。吾風山翁の如きも就字説を非認せるも自説は立てゝ居らぬ

第二字。初氏は徒、劉氏は造、李氏は建と讀み、陳氏は劉氏の説に從て造字として居る。自分も又劉氏の説に從て造と釋するを至當と考える。由來後世の人、刀布の文字を釋するに多く小篆以後の書體を以て論議すれども、先秦の古物を論ずるには必ず類を先秦の遺物に索めて是を論せねばその正鵠を得ることは斷じて得べからざるものと考える。今此字を見るに、辵と匚と半、或は屮に從ひ、如何に都合よく見ても、聿に從ひ廴に從ふと云ふ建字と同一なりと云ふ事は到底不可能である。鐘鼎文の中に造字從[illegible]廰に作るものありと。然ば字は正に劉氏の説に從て造と釋するが至當ならんかと思はる

第三字。君は封と釋されたるも、諸書皆邦と釋して居る。君の封と讀まれたるは、字の圭に從ふの故を以てならんも字は明に邑に從て寸に從はず。宜しく舊釋に從ひ邦と讀むを穩當とすべし

第四字。初氏は傳形と見て始とし、李氏は就と釋す、或は國字の省文と説くものあれど不可なり、陳壽卿獨り立に從ひ耑に從ふものとなし。端と讀めるは蓋し卓說と云ふべきか、然るに君の新説によれば、字は正に長と釋すべしとせられたるも、余は寧ろ陳氏の説に左祖せんとするものである。君は偏の太形を以て、小篆

長字の下邊の一部分と見做さるゝも、古文には如此書體は見當らず。元來長字は兀に從ひ匕に從ふ亾聲と云ふ許氏の說は大誤謬で。說文家の說によれば。斤と老の省に從ふて出來て居ると謂ふことである。其の古文は兵、兵、兵兵此の如し方足郎子布の郎字、從ふ處も兵に作る。厷形はその那邊にも見出すことは出來ぬ。今端字の傍の耑字を撿するに、小篆にては耑なれど、古文には[illegible]等の例がある、必しも下部が四直文でないことは、說文の上象生形、下象根也と謂へるに見ても證據立てることが出來る。今此の耑の古文に厷形を加え、第四字と對照せば即この端字なること、一目瞭然である。此を以て齊六字刀の文は正に

齊造邦端法貨

と釋すべし、端は直也で。正直端正の意なるべし。或は發端の意として、はじめと訓ずるも又通ずべきか。

以上論ずる處皆先人の糟粕を嚙むもの、結論の出來榮の醜きは切繼ぎの剪刀鋭利ならざると、貼糊の拙手たるによる。乞ふ是を諒恕せよ。

識して以て向陵君に質し。併て諸賢の批評を希ふ處である

○齊刀私考（上）

韻泉散史

余は無學にして殊に古文字を釋するの法を知らず。然れども多年古刀布の類を愛玩し、日常之を手にするを以て、多少古文字に對する想像を畫くを得るに至れり。爰に少しく齊刀に關する余の臆說を吐露し、以て識者の高敎を請はんと欲す。今余輩の齊刀と稱するものは、齊の六字刀、同四字刀、同三字刀、安陽刀、即墨刀を總轄して云ふなり

（一）齊の六字刀

先づ此刀の文字に對する諸先輩の說を摘擧せんに

（イ）古今錢畧に曰く。面文六字の上下を齊吉貨の三字と爲す、中は[illegible]に作る、三字識る可からず。江秋史

は絰を釋して遲と爲す、謂はく中の一字は豐を以ひ、邑を以ゆ。下の一字は、右は長を以ゆと。山左金石志に、上の二字を訓して途陽と爲す。謂はく下の一字は、右に戈を以ゆと。俱に定訓無し。或は謂ふ、春秋に文公の十六年鄒に盟ふ。杜注に鄒邱は齊の地とあり。公羊は犀邱に作り。穀梁は師邱に作と。訓して齊遲邱吉貨と爲すも、是否を知らず。存し以て攷を待つと。文蔚案ずるに。孫琴西先生は絰玨を釋して造邦と爲す。則ち玨は宜しく邦に作る可きに似たりと

(ロ)吉金所見錄に曰く。面文を齊徙邦始法貨と曰ふ。山左金石志。古刀文には、齊途陽口吉化と云ふ。第四字の右は、戈に從ふに似たり。而して左は識る可からずと。途陽ば亦必ず齊の地名なりと。劉靑園の曰く、是れ乃ち齊造邦口法化なり。邦字は反書と。尙齡按ずるに齊法貨、齊之法貨は地名を著はさず、蓋し都を建つるの區なり、祗だ須らく國號を以て之を統ふるなり。其の卽墨、安陽は齊の大都會たり、則ち直ちに邑名を以て之を紀す。杜氏の左傳の注に、謂はゆる大都は名を以て通する者、繫るに國を以てせずとあり。此品は獨り冠するに齊の字を以てす、下の三字は邑名に非らざるを知る可し。今其篆法を諦視するに、第二の字は是れ籀文の徙の字に似たり。第三の字は正に靑園の說く所の如く傳形の邦の字と爲す。第四の字は傳形の始の字と爲す。今其文を讀みて、齊徙邦始法貨と曰ふ。或は胡公始めて薄姑に遷りて鑄る所か。且つ此品は靑郡に出づ。薄姑の舊地と爲すなり、登萊の出土のものは齊刀甚だ夥し、而して此品は曾て　をも見るなし、是れ胡公の遺訓と謂ふもの據なしと爲さず。或は曰く第四字は國の字の外口を省去するものと爲す、鐘鼎の字に源內齊侯鎛鐘南宮父乙甗の其銘文の國の字を俱に作る所に因る。或は亦理あるに近し、姑く此說を存して博古者の考訂を俟つ。又泉幣圖說を按ずるに。卽墨刀に一品背文を闢牉に作るあり。山左金石志に、卽墨刀一品背文を[illegible]牉に作るものあり。愚意ふに、次の字は

俱に是れ傳形の邦の字なり。開邦なる者は始めて鑄るの辭なり。安邦なるものは刀幣の利用なり。⿰阝丰を是れ陽の字と謂ふものは非なり。是又馮氏の金索に、齊侯甗銘の邦を⿰阝丰に作るものを載す、是れ其明証なり。又金索に曰く。金石志に據るに、釋して齊途陽と爲す。又余疑らくは是れ遲陽なり。其第四字は欧に似たり、欧に似たり、未だ審かならずと。尚齡按ずるに此種を余は數品を見るあり。齊以下の三字は、篆法一に雷同するものなし。第三字の右の竪、或は直下し、或は中に止まる。其横も或は三、或は四、亦定制なし。此品は又陸の字に酷似す、此れ集古錄に謂はゆる多省は意に任ずるものかと

(ハ)金索に曰く。文は齊途陽〇寶貨となす。今人呼んで齊の吉化となすは非なり、古文を識らざるに據るなり。是れ古文の寶貨の字のみ。漢志に、太公周の爲めに九府の圜法を立て、退て又之を齊に行ふ。今此の刀を觀るに頭に環有り、即ち圜法なりと

(ニ)古泉匯に曰く。齊建邦就去化なり。第一字は西清古鑑を恭讀するに念は古文の齊の字なり。二、三の字は。或は造邦と釋す、今釋して建と爲すも亦造の字の義なり。邦の字を劉靑園は傳形と謂ふ信に然り。四は或は釋して始と爲す。今釋して就と爲す。法の字は水旁を省く。貨の字は貝を省く、古布と同じ。法化とは法制に關はる所たるを言ふ。猶は齊の建邦の初めて就る時の法貨と云ふ如きなり。此類の刀は皆齊の地に出づ、其太公の九府の舊制たる疑ひ無し。三字の者は多く、四字の者は少なく、六字の者は更に少はし。蓋し始め鑄るは文義較繁なり、隨て漸く簡易に歸するなりと

(ホ)古泉大全には。古泉匯の文を轉載し、其次に曰く。此の刀は固より周の宣王以前に在り、篆體最も古し、竟に確かに釋す可からず。四字の若き今就と爲すと雖ども、然れども每刀多く異れり。均しく同字と爲す可からざるなり。蓋し篆は體を變ずる者有り。乃ち世移り地易るの證なり、而して一時一地の制に非らざる事

明甚だし。疑らくは是れ就の字に非らず、後考を俟つなりと

(ヘ)陳壽卿の曰く。[illegible]は建に非らず、途に非らず。從之に近し。而して據なし。第四字は立旁峕首、下に几を以ゆ。遽かに定めて就と爲す可からざるに似たり

(ト)寶訓の曰く。齊は明かなり、[illegible]は辵旁たること明甚だし。[illegible]は厓の字に似たり、[illegible]の變か。或は進の字ならん。邦は明かなり。太は立旁たること明甚だし、㐬は充の字に似たり、合して[illegible]と爲す。杏は寶の省なり、厺は内公なり。夻に從ひ、杏に從はず。化は貨の省なり。古の灋の字此字甚だ法に似たり、惟内に一横畫多し。

(チ)觀古閣叢稿に曰く。陳壽卿の云ふ、宜しく初氏の造邦と釋するを以ゆ可し、峕の口を省きて厂を加ふるのみと。第四字の[illegible]は、舊と釋して始に作り古泉匯に釋して就に作る。壽卿の云ふ、立旁にして字首、下は尺を以ゆ、遽かに定めて就と爲す可からずと、一字の釋し難き此の如し。春山の云ふ、第四の字は當さに釋して京に作る可しと、之を胡石査に質すに、亦謂はく然れども左の半は太、夻に作るは、貨に皆京の省なり、惟右に邑字を加ふ、亦變體なり、倘安からざるなりと

(リ)觀古閣泉說に曰く。齊刀の杏の字を或は釋して杏に作り、或は釋して太公に作るは、自聱說に屬す。舊譜は釋て吉に作る。劉靑園は背文の吉の字を以て之を證す、其誤りは立ところに見る、因て釋して法の字の省に作る、後來の譜家皆之に從ふ。或は又古文皆灋に作りて法に作るもののなきを以て疑ふ可しと爲す。程易疇と、馮晏海は均しく釋して寶に作る。胡石査說ひて亦以て寶の字と爲す、釋較や長ず。陳壽卿又曰く。古文は灋廢一字なり、治亂も亦一字なり、杏は即ち灋を省ひて、而して∪を⊔に作る、釋して[illegible]の省となすは則ち古文中に之れなし。又灋は盂鼎に見る、小篆は杏を以ゆ、秦量は即ち杏に從ふ。今文に法に作るは廌を省くなりと

(ヌ)吉金文述に曰く。亝造邦端法化なり。造を或は建と

釋するは非なり、建は辵を以ひず、更に牛を以ひず、攷ふるに頌敲監嗣に、新造を鑄に作り。頌鼎は鑄に作り（韻泉曰く、鑄は造にあらず廟なり、金索に載する周頌敦の銘に在り）頌壺は鑄に作り、宀を以ゆ、蓋し宮室を以て義を取る、广も義亦同じ。此刀は寇の口を省く者のみ。邦は凪を以ひ乙の中に一筆多し、西亀鑪の邦。矢人盤の𨙶と同じ。圭を以ゆ、圭は古文の封の字なり、康侯鼎に詳かなり、毛公鼎の𨙶と同じ。端を或は就と釋するは非なり、案するに端の字は大畧相同じ、亦𥪰に作るものあり、太は立の字なり。太亘は繁文なり。乕、乕、皆乚を以ひ八を以ゆ。說文の耑部に敱は紗なり。人を以び攴を以ゆ。豈に省聲、即ち徴の本字なり、耑と敱は準聲を以て音を得、故に耑亦聲。揣、㟨、瑞、皆支徴部の字なり。而して耑聲を以ゆ證す可きなり。耑の篆は耑に作る、許は丙を以ゆ、象物之根、則乕は即ち光、乃ち敱、以ゆる所の耑の省なり。又立を以ひて端と爲す。端は正なり。此れ言ふ齊造邦の時の正しき所の法貨なり、杏は法の省なり、化と貨は古文通用す。說文に法は太を以ゆ、古刻は灋を以ひて廢と爲す、皆杏を以ゆ、知る可し小篆には一筆を省くを。漢書食貨志に、文帝民をして放まに鑄せしむ、賈誼諫て曰く、法錢立たずと。師古の曰く、法錢は法に依るの錢なりと。此の法貨亦然り、今人の云ふ制錢、制法と義は一なりと（此文は某氏の寫本に依りて又謄寫するものなれば、或は誤字脫字なきを保せず）

以上列記するものは、唯余の僅かに知り得たる所の者に止まるも、猶本品に對する文字の釋方諸說紛々として遂に歸一する所なし。余は今逐一之を論破するの煩に堪へず、爰に自己の意見を敍し以て讀者の判斷に訴へん

由來古刀布の文は慨して地名を紀するものなり、此刀獨り徒邦始造端建邦就等の如き、立國の意味を紀せりとは信じ難し。又遲師邱、途陽〇等の如きは地名とするもの丶如きも、上に國名を冠して下に地名を紀す

るもの亦例なし。近頃先士の説を聞くに、春秋戰國の頃には二地若くは夫れ以上の地に貨幣同盟なるものありしとの事なり。余は大に此の説に贊成す。存耳布の涅陰盧氏布（或は涅金盧化と釋せるものあるなり）の如きは其實例なり。依て思ふに、此の六字刀も或は二地以上の同盟貨幣にして、各同盟地の名を列紀するものならんか

乃ち第一字の、亝は齊なる事は動かす可からざる所なり。齊は周代の大國たり、聯合貨幣に此の名あるを以て見れば、他の三字も相當大國の名なる可きを思なり。依て第二字を按ずるに、其頃の列國にして之に近き書あるものを求むれば、趙と越なり。越は地少しく南に偏し、地理上齊國との貨幣同盟には適當ならず、且其字畫も該當せざるものゝ如し。趙は三晉の一にして齊と相接す、而して其字畫を見るに稍該當するもの、如し。勿論余は〓を以て趙の字と釋すべき何等の原理を知らざるなり、唯其字畫の類似すると齊趙の二國は貨幣同盟を爲す可き資格を具ふるとを以て之を推斷するのみ。次に第三字を按ずるに。其畫たるや韓の字の省畧せるものに似たるを覺ゆ。韓は亦三晉の一にして。齊、趙二國と貨幣同盟を爲すに尤も適當せる國なるを知る可し、次に第四字を按ずるに、魏の字の省畫せるものゝ如し魏は亦三晉の一なれば齊趙韓の三國に加盟す可きものは必ず魏ならざるべからざる所なり。本品の文は何れも省畫せられたるものにして、齊を初め趙、韓、魏の三字は頗る簡畧せられたるを見る。而して此の三字は、元來多畫の文字なるが、其省畫の程度略ぼ類するものあるは妙ならずや

夫れ趙、韓、魏の三國は倶に晉の大夫なりしが、次第に其勢力を増すに及びて、遂に相携へて獨立したる國なり。而して其領土は齊と接す、今本品を以て此の四國の同盟貨幣と目するもの敢て不可なきを信ずるなり。而して第五字は從來多く去と釋し、乃ち法の省文と爲すあり。然れども亦以て貨と爲すもあり。余は今之れを推考して實と譯するを可と爲すなり、古文の實

は其變化頗る多し、寶訓の曰く、尒は寶なり、周の京姜鬲に在りと、欵程易及び疇瑶田の曰く、此刀の尒の字と、豊潤文廟牛鼎の𡧊の字とは、皆古文の寶の省なりと、劉心源の曰く、空首布の𡧊の字は寶と釋す可しと、又吉金志存に載する魯正叔盤の銘に缶あり、寶の字なりと云ふ。是れ等の諸說皆參考とす可きなり。次に𠆤は、以て貨の字の省文と爲すべき事諸說一致する所なり。即ち本品の文は、齊趙韓魏寶貨と爲す可し

抑も寶貨なる語の初めて史に見ゆるは、周の景王の時に在り。景王錢の輕きを患ひ更に大錢を鑄る、文を寶貨と云ふとあり。今景王の寶貨と認むべきものの殘存せずと雖ども、其時寶貨を鑄造したるは疑ふ可からざるなり、蓋し寶貨は周室の貨幣の稱なり、今本品は齊趙韓魏四國の同盟貨幣なり、故に王室の單稱寶貨に對して四國の寶貨たるを釋明せしものなり。恰も我邦の德川期に於ける天下通用の天保通寶に對して、各地方に於ける同形の貨幣に、琉球通寶あり筑前通寶あり、土佐通寶あり、盛岡銅山錢あり、加越能錢あり、各其地方名を冠して以て幕府の公貨と區別したると類例を等しうするものならん。而して又周の世に法貨の稱ありしを聞かざるなり

次に本品の鑄造期を考ふるに、齊の國祖たる太公の造る所と爲す說あるも取る可からず、太公の九府の圜法を設けし頃の貨幣にして若しありとすれば、必ず圜錢ならざる可からず。何となれば其頃未だ刀の名あらざるを以てなり、本品は其製作書風等を以て見るに春秋戰國頃のものたるは論なきなり、余は此の鑄期に就て三箇の見解あり、第一は、趙韓魏の三國が漸く强大となり、近く獨立せんとする頃、隣國にして又舊邦たる齊の了解を要するものあり、此際に於ける外交の副產物として發生したるものと見做す可き事。第二は、三國相携へて獨立せし際に、同樣の理由に因りて發生せしものなる事。第三は、三國の獨立成りたるの後短年月の間に於て相提携するの必要ありて、國交上斯かる

物の發生したる事是れなり。此の三案は今未だ何れを取る可しとも斷定する事能はざるも、要するに其の何れに歸着するも年月の差異は僅少なるものたり。故を以て假りに其中程を執りて、三國獨立の際に發生したるものと見做し、之を史に求むるに、史記の六國表に周の威烈王の二十三年趙韓魏始めて列して諸侯となるとあり即ち秦の簡公の十二年にして、秦の天下を統一するに先ずる事一百八十二年なり。而して又其流通期間を考ふるに戰國の習ひとして斯かる同盟の永續すべきにあらず、其殘有するものの稀少なると相待て鑄造期の短かりしを察す可きなり

次に背文に於ける諸先輩の説を見て參攷せんに

第一、上部に在る三横線に就て、金索に曰く、背文の三畫は乾の象なりと。古泉匯に曰く、背の三横畫は文字に非らずと。陳壽卿の曰く、背三十なる者は即ち卜世三十の義なり、豈に古金文に字に非らざるものあらんやと。鮑子年の曰く、背文三十の說亦未だ敢て深く信すべからず、偏く齊刀の外郭を觀るに面背の字と相連なる者なし、此の三畫のみ皆外郭に連なる、他の字と逈かに異れり、且つ果して卜世を以て義を取るならば、亦當さに卜年を以て義を取る可し、何すれぞ只三十を見て八百なるもの有るを見ざるや、則ち又解す可からざるなりと。實訓の曰く、背の三畫を長く引きて邊に及ぶは字に非ちざるなり、古の書文には字に非らざるもの恒に之れ有り、乃ち刀光に横闌するに作る、一時の製作是の如きのみと。余按ずるに、此の三横線は他の文字の書體異動極まりなきに反して獨り整然たるものあるは以て字にあらざるの證なり、蓋し易の乾の卦文となすもの可ならん。乾は乃ち天なり、此の三線は必ず刀の上部に在り、乃ち天を意味して書きしものならん、易は周の文王、周公、孔子の三聖人の手を經て完成し、前代に用ひられたる龜卜に代はりて、當代には盛んに行われたるものなれば、卦文を應用する事亦有り得べき所なり

第二、中央の●、⅄、ア、|、十、十等の文に就て、古泉匯に曰く、金石志に一星を釋して丁の字と爲す。恐意ふに、三横と皆一時の製作此の如し、文字に非らざるなりと。金索に曰く、丁と爲す可し、或は丁公の時に鑄るか、或ば丁男の義に取るかと。陳壽卿の曰く、上を三とし、十を十と爲し、乃ち卜世三十の義と爲すと。鮑子年の曰く、三十の字に非らず、又別に他説なきを以て姑らく之を存すと。實訓の曰く、凸起の丁は乃ち十の字なり、蓋し此一刀を以て小刀布の十に當つるなりと。又曰く、此の中凸起の尖丁は甚だ高し、又文字に非らざるなりと。余思ふに是れ決して字にあらず、此は背の型を陶笵に剩記するに當り、其位置を確定す可く先づ其の中心點を紀したる痕跡なり、必ず刀形の中央に位するを以て知る可し、後人之を以て文字となすは亦唯刀の製型の法を知らざるが爲めなり

第三、中央若くは下部に○、⊙等の文あり。⊙を以て或は日と釋し、或は圓と爲すの説あるも亦取るに足らず。是れ唯圓形を畫けるものなり、其央に一點あるはコンパスの中針の痕跡遺れるものなり、其の圓形を畫けるは鑄爐に於ける何等かの記號なる可し、此頃の製型にもコンパスを使用したるは疑ふ可からず、請ふ其の柄端の圓環を見よ、之を作るには必ずコンパスを使用せしを確認し得可きなり

第四、下部に𠆢、┤、卜等の文あり。古泉匯には𠆢を以て化の省文とす、或は可ならん。┤、卜を以て、六の字の減筆にして横書と爲すは首肯し難し是れ亦化の省文にして、少しく其体を變じたるものならん。又仌の字あり。是は明かに貨の省文なり。以上四字、皆貨の字を記したるものならんも、余は唯未だ之を記するの意を審かにせず

第五、下部に⼐の文あるものあり。古泉匯に曰く、上の字の傳形にして、右に一直畫多きものなりと。此の説或は可ならん、亦唯未だ其記號せし意味を審かにし難し。按ずるに魏に上郡あり、史記に襄王の七年、上

郡を秦に入るとあり、是れ或は上郡の記號ならんか六字刀の背文は或は是れに止まらざる可し。余は單に古泉匯、及び古泉大全に載する所に限りて叙せるのみ

（未完）

○古錢の研究

奥平昌洪

一、安陽布

方肩方足布中、現存最も多きものを安陽布、平陽布等なりとす。今其品類、篆法、鑄造の地等に付きて、聊か見るところを陳べんと欲す



品類　品類甚だ多し。布の面に於て、安の字右に在り、陽の字左に在りて、背に三直文あるものあり。安の字右に、陽の字左に在りて背平夷なるものあり。安の字右に、陽の字左に在りて、陽の字傳形に作り背平夷なるものあり。質厚く形大にして、安の字右に、陽の字左に在りて、背三直文のものあり。質厚く形大にして、安陽の二字を傳形に作り、背三直文のものあり。其他一一列擧すべからず

篆法　篆法。各品相異なりて、繁簡定まりなし

鑄造の地　安陽に於て鑄造せしなり、安陽は都會の地の名なり、安陽といへる地名の典籍に見ゆるもの三あり

一　范曄の後漢書趙彦傳に、莒有五陽之地と見え、章懐太子の注に、謂城陽南武陽開陽陽都安陽竝近莒。と見えたり。此安陽は莒の邑なりしが、春秋の世に齊の版圖に入り、後更に楚の有に歸せり。大刀『安陽之法化』を發行せしはこの安陽なり。其

他は今の山東省沂州府莒州の境内に在り

二　史記。趙世家、惠文王三年の條に、五日封長子章爲代安陽君と見え。正義に、括地志云、東安陽故城在朔州定襄縣界と見えたり。此安陽は晉の邑にして戰國の世には趙に屬す。惠文王三年は周の赧王十九年なり。其後七十五年にして秦の始皇帝は天下を一統せり。此安陽は今の山西省代州に在り

三　史記。秦本紀、昭襄王五十年の條に、拔寧新中更名安陽と見ゆ。寧新中は晉の邑にして、戰國の世に入りて魏に屬す。昭襄王五十年は周の赧王五十七年、即ち神武天皇即位紀元四百〇三年、即ち秦の始皇帝の生れたる年にして、戰國の世の末期なり。昭襄王五十年に、魏の寧新中を攻めて之を取り、名を安陽と改めたるなり。其後三十六年にして始皇帝は天下を一統せり。此安陽は今の河南省彰德府安陽縣の西南に在り

然れども史記、後漢書は地理書に非ず、古代の地名は悉皆此等の書に在りとは謂ふべからず。前記三安陽の外に尙安陽といへる地名ありしやも知れず。故て方肩方足の安陽布は、何れの安陽に於て鑄しものなりや、到底正確なる答を爲すに由なし。古泉匯、明治新撰泉譜等は秦の物なりとせり。果して然らば此布を發行したる、は秦の昭襄王五十年より始皇帝の天下を一統するに至るまで僅々三十六年間のものと爲さざるべからざれども、吾人は爾かく後代の短期間のものとも認定すること能はず。然らば代洲の安陽のものなるか、將た莒州の安陽のものなるか、將た又其他の安陽のものなるか

二、平陽布

品類　方肩方足の平陽布も亦品類多し。布の面の右に平の字、左に陽の字ありて、背に三直文あるものあり。左に平の字、右に陽の字ありて、背に三直文あるものあり。左に平の字、右に陽の字ありて、二字傳形に作り、背に三直文あるものあり。右に平の字、左に陽の

字ありて背平夷なるものあり。右に平の字、左に陽の字ありて、面の中央、直文の上部に一横畫あるものあり。其他一一列擧すべからず



篆法　亦各品相異なれり

鑄造の地　平陽に於て鑄造せしなり。平陽といへる地名の典籍に見ゆるもの五あり

一　春秋。宣公八年の條に、城平陽と見え。杜預の注に、今泰山有平陽縣と見え。漢書地理志に、泰山郡縣東平陽と見えたり。此平陽は、魯の東平陽にして、今の山東省泰安縣新泰縣の西北四里のところに在り

二　左氏傳。哀公二十七年の條に、二月盟于平陽と見ゆ。此平陽はもと邾の邑なりしが、魯之を取りしなり。即ち魯の西平陽にして、今の山東省兗州府鄒縣の西方に在り

以上東平陽西平陽。共に魯の地なり

三　左氏傳。昭公二十八年の條に、魏獻子以趙朝爲平陽大夫と見え。竹書紀年、晋烈公元年の條に、韓武子都平陽と見え。史記。韓世家に、宣子卒、子貞子代立。貞子徙居平陽と見え。趙世家。惠文王二十七年の條に、封趙豹爲平陽君と見ゆ。此平陽は晋の邑なりしが、戰國の世趙の版圖に入れり。今の山西省平陽府治是なり

四　左氏傳。哀公十六年の條に、六月衞侯飮孔悝酒於平陽と見え。杜預の注に、東郡燕縣東北有平陽亭と見えたり。此平陽は、衞の邑にして、今の河南省衞輝府滑縣の東北に韋城あり、韋城の南に平陽城あり、亦平陽亭とも稱す即ち是なり

五　史記。秦本紀に、寧公徙居平陽と見え、徐廣は郿の平陽亭なりと云へり。此平陽は秦の邑にして、今の陝西省鳳翔府郿縣に在り

然れども。春秋、左氏傳、竹書紀年等も亦地理書に非ず。地名は事あれば書し事なければ書せず。故に五平陽の外に尚平陽ありしやも知れず。未だ知らず方肩方足の平陽布は、何れの平陽に於て鑄造せしものなるかを。吉金所見錄の著者、初尚齡曰く。近時此布は長子屯留諸布と同じく山右より出土するもの多し、應に是れ趙の物なるべしと

○私の和同錢觀

金臺仙人

去年から貨幣紙上で賑はしく論じられて居る和同開珎錢に就ては、定めし今後諸方面の研究家から種々有益なる御說も出ませうし、熾んに論議される事でせうと存じますから、我々も大に稗益する所が在て、從來の腹案が、或は根本から覆される樣な事がありませうと思ひますが、まづ夫迄に、私も雜魚のとゝ交りに思ふ所を述さして戴きたいと、筆を執りましたが、元より藤井さんの樣に歷史を引合に出したり、水原さんのいふ樣に證據を擧げるといふ譯には參りません。唯現實に存在せる所の銀、銅の和同錢に立脚して論じますので御座いますから、其思召で御覽をお願ひ致します

天武天皇の白鳳十二年の夏四月壬申の詔に

自今以後必用銅錢

とあるのと、同じ乙亥の詔に

用銀莫止

とある記事はどうしても抹消する事の出來ないものですから、和同錢を和銅年間以後の出とする舊來の說はどうしても此歷史と共立を許しません。昔の古泉家が、苦しまぎれに無文の銀錢や無文の銅錢をこしらへたのは此記事に迎合せしめんが爲めだつたのです。夫が少

進歩したのが、則其無文の銀銅錢の兒戯に類せるものなるを見て愛想をつかしたのが、和銅以前和同錢ありの說と變化して來たのです。此天武の白鳳錢に古錢家の所謂古和同錢を持込んだのは、書籍の上にては三上榎本二氏の皇朝泉志が始まりですが、二氏の異見の違ふ所が在たのか、銀銅二種を引放したのは其意の在る所が一寸了解し兼ます。私は是は引離すべきものではなからうと思ひます

私は思ふ天武の銀錢、銅錢は史に明文なきも、今日古泉家のいふ古和同の銀錢、銅錢なるべしと

錢といふものゝ利用法を知て發行したる貨幣なら、則唐の制度を眞似で出來たものなら、無文錢であるべき筈がない。其頃の唐朝では文字のある錢を使用して居た、決して無文錢などは使用して居らぬ、手近の朝鮮では錢の利用法を知ても自發的に鑄造して居らぬ、日本は自發的に鑄造をした。此點でも日本

が新文明を消化する能力の在た事を知るべしだと思ふ



銀、銅の日本に出鑛したのは此後の事であるたら、此時の鑄錢原料の出所を疑ふて、此古和同錢類の時代を引下げたのが舊來の古錢家の說の根據で在たが夫は心配に及ばぬ、天武朝以前でも日本で鑄造したと思はるゝ鏡などのあるからは、錢位の鑄造が日本人の手で出來ないと斷ずるは臆病だ、但其原料の銀銅は輸入品で在る事は論する迄もないそして此古和同なるものゝ銀錢も銅錢も存在が割合に多く、種類も少くない、故に相當の期間は鑄造したらしいと思はれるものばかりだ、半年や一年位の

短期間に出たものでない事は、現品其物が證據立てる

此貨幣を使用した後の記錄類に、舊例に據り稻何束、布何端の計算があるから、此時はまだ貨幣の發行には早いといふ論者もあるが、夫は心配に及ばぬ、明治の新貨が出ても舊錢則穴あき錢は幷び行はれて居た、夫も一年二年の短日月でなく、十餘年間行はれて居た、否々今日でも舊錢則穴あきの中の一厘錢、文久錢、靑波錢は未だ通行禁止にはなつて居らぬ、唯世間其影を見うけないのは、生活の程度が高くなつたから、其必要が薄くなつたからで、古和同にしても銀錢銅錢共に長く使用されて居た事は改めていふも野暮である。なぜならば元明天皇の時も、繰りかへして銀錢、銅錢を發行して居るのを見てもわかる

又此古和同は、銀錢が多くて銅錢が少いのも立派に古いものとの證左になると思ふ

夫から元明天皇の時の、銀、銅錢は何かといふと、昔の古錢家は天武の銀銅を無文錢としたから、何の躊躇なく古和同なるものを元明天皇の時のものとして仕舞ましたが、其製作が古朴であるから其初鑄のものとし、ハイカラな新和同錢を其後鑄としました。後には天平和同などといふ名なども出來ましたが、夫等は誰もが讀めばすぐわかる歷史の文意を、勝手に引合に出したまでの事で徹底した說ではない

私は思ふ元明の銀錢、銅錢は史に明文なきも、今日古錢家のいふ古和同中の隷開と稱する、銀錢、銅錢なるべしと

古和同中の隷開といふものには、銀錢もあり、銅錢もあつて、史の文と符合するのみならず、此錢の製作は古和同式で、銅質風釆は新和同に接近して居ると思ふ。夫に存在數も舊來の古錢家は誤鑑して見落して居る、私は隨分普通和同錢中から拾ひ出した、今日でも田舍を一廻じて來れば急度二枚や三枚は撰



り出して見せる、夫程銅質風采が新和同に似て居る、舊來の古錢家は隷開和同の厚ボッたい物ばかりを古和同錢中に入れたのみだから、夫を信じて今も少いものと思ふて居るので、決して少いものではない、新和同を出す迄の過渡期のものとして恰當のものである、又古和同と違ひ此方は銀錢が少いのも嬉しい、かう考へますと、殘る新和同錢の問題は決して六かしいものではない、長府の錢型も、錢司の坩堝も自然に解決するでせう。唯一言申加へたいのは

古和同類は　日本式の鑄造法

新和同錢は　支那式の鑄錢法

に據たものといへるので、決して支那人に作つて貰つたの、支那の職工を聘したのといふには及ぶまいと思ひます

私の和同錢の實品をならべて見ての鑑察は大体かういふ風ですが。人各看る所が違ひます。同じ實品でも各自所藏する所の品に就て意見の相違が出て來る。どうぞ皆さんで自分〳〵思ひ〳〵の和同觀をお聽かせ下さい　（完）

○耳白錢の研究

花　林　塔

耳白錢といふ語は何から起つたのでせう？。まづ其意味はどういふ譯でせう？私は寛永錢研究會報告時代に耳白はあて字で「みゝいちじろし」の約された語である。則ち錢の外側を俗語で「みゝ」といひます。其みゝが著しくわかる錢といふ義。則ち緡に貫かれた錢の中に、此種類のものが殊に際立ちて著しく見

ゆる故に「みゝしろ」と俗間でいふたのである
から解釈しました

其子細はと申しますと、寛永十三年に始めて寛永通寶錢が發行せられました時は、徑り八分重さ一匁 唐の開通元寶錢の制式で、大小輕重の其中を得て、世の評判が非常に良好で在たので、是が不文律の如く自然錢幣の法則になつた、それが日本に應用されたのである 黃銅精煉で、風采堂々たる錢で在たからして。北條氏時代から錢騷動に苦しんで居た市民の氣受けが頗る良かつた。なぜならば其當時の世の中の通用錢はどんなもので在たかといふと。京錢、びた錢、新惡錢、永樂錢の類が雜然と緡に貫かれて居た。其中へ美制にして黃銅な寛永の新錢が混入されたのである故に、一緡の中で嶄然として頭角を現はして居た。夫故時人これを「みゝじろ」則外輪の著明なる錢といふたのです
是は支那にも例のある事で、支那では古くは是を「赤側」といひました、則錢の外側が赤地であるの義です 赤地も赤裸も同じ意味です 俗語でいへば「むきだし」の意です
夫はなぜかといふと、赤側錢發行當時の行用錢はどんな種類のもので在たかといふに、半兩 十二銖、八銖、四銖の外五分錢やら、莢錢やらが雜然と混入して 三銖、初出の五銖 以上いづれも外輪に磨石をかけないもの の中へ、初めて外側へ砥石をかけたものが發行されたので、一緡の中で新出の赤側錢の混入は歴々指示し得べしです。故に時人之を赤側錢と稱へたのです 赤側の事は本誌轉載向陵子對靑貨堂子の赤側問答に委し就て見られよ
さて此耳白といふ文字は、何々の書に書かれにあるかといふと［貨幣秘錄］に
寛永十三年秋田宗古に命せられ、江州坂本、京都九條にて鑄る所の錢は、今世に耳白錢といふ
とある。此寛永十三年に出たる錢 京九條の語は、別に研究すべし は世間で耳白錢といふたとあるは的確に古錢家のいふ古寛永錢を指していふた書き方である、是が抑の耳白の定義である、泉友靑貨堂子も之を認めて赤側問答の時
耳白錢といへば古寛永の事なるに
の語がある、私と同し見解であられる事と思ふ。然るに［貨幣通考］には

寛永十三年六月朔日、始行寛永通寶錢

按るに慶長以來、金銀は迚年造り増されたれども鑄錢の事なし、是時は江戸と江州坂本と二局を置き石谷十藏といふものに監造せしむといふ。其錢は今所謂耳白錢の中、背の文字なきものなり

とある。貨幣通考の著書羽田十左衛門は、古泉家の所謂古寛永類幷に寛文錢までを耳白錢として居ます、今所謂耳白の中背に文の字なきものなりと明かに指示して居る。是も正しい見解である。宇野宗明は其著〔續化蝶類苑〕に寛永錢迄と其以後とを別ちて、其後のものに〔新寛永錢〕の題名を附して居る。是は歐州からは、東洋（オリエンタル）といふ語はあるが、西洋といふ語はないと同じ事で、其頃は新寛永の語は在たが古寛永の語は無かつたらしい則耳白で通じて居たらしい

此宗明の〔續化蝶類苑〕には

潤緣 耳白錢 正德四甲午年より享保三戊戌年迄江戸龜戸村 銅質至宜し

(第三十八號)

藤氏說 文錢潤緣のものを種として鑄る

私曰 耳白と稱するは文錢の稱なり

耳白の稱不審に

とあります。宇野宗明は寛文錢を耳白錢ぢやといふて居ます。是も一理あります

なぜ一理あるかといひますと、狀況が古寛永の出た時と同じ有樣であるからです。則寛永十三年―十七年の第一期鑄造が終了すると、明曆元年―萬治二年の第二期鑄造がありました。洒落ていへば二世古寛永です。此時も時人此明曆錢を「みゝじろ」といふたに違ひありません。此理を推し擴めて行くと、寛永の右法に則て鑄造したる大佛錢の出た時も、時人「みゝじろ」といふたのは決して不思議な事ではありません。宗明が子供の頃（宗明は元祿十五年の生）には文錢を「みゝじろ」と親兄弟から聞かされて居たのです。ところが其友人たる、後輩ではあるが考古家たる所の貞幹が正德の吹増錢だけを「みゝじろ」といふト云ふのですから「いぶかし」

と不審するのも道理です
其貞幹の「寛永錢譜」（天明七年歳次丁未八月改正とあるもの私の見た内では一番古いもの、會長藏）には何とあるかと見ると

右寛永錢　正德四年至享保三年江戸龜戸所鑄銅質黄色製作精好俗曰耳白錢形勢及字文結體同文字淵緣錢但無幕文徑八分強重九分強（香哉曰、寛政本とは文章前後せり）

といふてある。則宗明のいふ藤氏の説なるもの丶是が本體である。けれども此説は少々おかしい

なぜおかしいかといふと。正德四年は宗明の十三歳の時だ。十三となれば子供とはいへ物心は付て居る。其年に貞幹のいふ耳白錢が江戸で發行されたのである。此錢が流通して關西へ行き渡るのが一年か丶るとして見ても、宗明が十四歲の時は此錢を手にしたに違ひない。此錢で飴菓子を買たに違ひない。もしも此錢に特別に何々といふ名稱が付いて居たとすれば、宗明は知て居らねばならぬ。貞幹が耳白ぢやといふたからとて不審がる譯はない筈である。して又宗明の子供の時の世間に行用されて居た錢は、どんなもので在たかと調べて見ると。大形のものには古寛永當時の諸錢の外に明暦の錢。寛文期の錢。寶永期の錢。大錢後錢、享保錢等があり。小形のものには荻原錢類の輕目錢が澤山出て居る。勿論貞幹のいふ耳白錢、則正德錢も同じく一緡の中に貫かれて雜居して居たのであるが故に、殊更に此正德錢に限て異彩を放つて居たとは思へない。なぜならば其大なる點に於ては寶永の丸屋錢や享保難波錢に及ばず、其美制なる點に於ては大佛錢に及ばない。又其錢形といひ樣式といひ。其近き年代に出た諸錢と甚しく徑底する所がない。專門の古錢家ならぬ世間の人が此大形錢の一類中より此正德錢のみを抽出して「此錢だけが耳白ぢや」と分類し得ると思ふなど丶は、常識判斷を待つまでもなく、有り得べき筈がないではありませんか

夫から又宗明の例に據て貞幹の子供の時の事を考へると（貞幹は享保十七年の生）其十四歲の時（宗明が飴菓子を買た年と同比例）は延享二年に

當る。當時世上の行用錢はどんな類のものかといふと。宗明の子供の時の錢の外に、元文期の諸錢、寛保の高津、足尾等いづれも小形の錢が加はりましたから「みゝじろ」古寛永や寛文錢は猶々「みゝじろ」を發揮して一層の中に著明に指摘し得らるゝ譯ですから、貞幹が生れぬ先に出來て居た此德錢を耳白錢と知り得やう筈がない。いづれ親兄弟か或は先輩の人から聞傳へたものであらう。さうすると宗明の說は其時代に居合はして、其錢を手にした人のいふ事だから信が置けるが、貞幹の方は又聞きの又々聞になるのだから信が置けぬといふとも、私の此裁判は片手落ではありますまい、決して片言以て訟を聽くものとはいはれますまい

猶又考へますに古寛永の發行された時代や、大佛錢の出た時代にこそ「みゝじろ」といふ言葉は俗間に喧傳されもしたれ、元文の輕目錢、明和の汎鑄錢期を過た後は、耳白なる語は過去の思出の名詞として、一の死語となつては居なかつたでせうか。何故といへば此みゝじろの語源を推測して見ると

源兵衞「喜助さん今度又新錢が出來ましたヨ

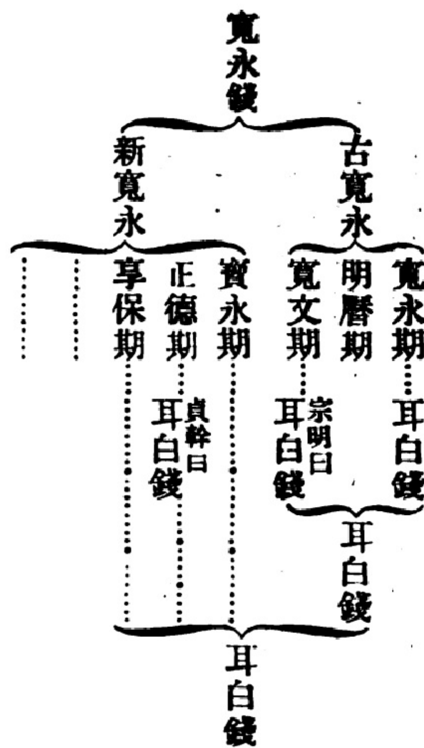
喜　助「さうですか、そして夫りやアどんな風な錢ですか

源「ステキにガラの大きい錢ですよ、是です

喜「なる程、ヤッパリみゝじろですネ

こんな風ではなかつたでせうか。かういふ會話は宗明時代、別大形錢の續いて出て來た時代には通用しませうが、元文期を過た貞幹時代には有るべき筈がありません。して見ると如何なる方面から觀察しても、貞幹譜の「俗曰耳白錢」と正德錢に附記したのは謬りといはねばなりません

人といふのがハ類全体の名で、是を亞細亞人種だの、歐羅巴人種などと別ける。其亞細亞人種の中を漢屬だの苗族だのと別ける。之が又綜合されて國家を構成すると、逆に行つて滿、蒙、漢、苗族を一括して支那人といふ。之を裏にして見ると



附て曰、みゝじろなる語は、今日の我々に取ては此表の如く大形錢全部を總稱せねばならぬ。貞幹とても又我々と同じでなければならぬ

から煎じ詰て見ると耳白なる語は正德錢のみを指示したとするは不當である。且或一種のみを局限指定するの意味は毫もない。又宗明、貞幹の二說を判斷して見ても當局者の宗明と局外者の貞幹との立場をも察してやらねばならぬ。局外者、傍觀者の說が實地と距離の遠くなるのは昔も今も變りはない。夫を判斷するのが讀者の役目である、貞幹を頭から叱るのも可愛さうだ(完)

○日本貨幣史の研究

濱村榮三郎

貨幣學史の沿革

都合により終に付す

上代貨幣と補助學科との關係

第一には考古學の著書の備はらぬことなり。舊版の一小著のみにて、報告書、又は考古學雜誌の如きも、昨是今非、異說紛々、門外漢の取捨に苦しむ事多し。朝鮮考古學は我上代の研究には是非必要あるも著書なし。現今東西兩大學に講座あり、堂々たる博士あるに、著書の見るべきなきは何ぞや。日本古代史は、久米、吉田兩博士の舊著あり、未だ全からず。喜田博士に前人未發の卓說あるも斷片的のまゝなり。黑板博士のも同樣なり。上代地理も吉田博士の地名辭書と史學雜誌等に散見するのみにて好著なし。上代經濟史には內田博士のは創見少なけれど大日本貨幣史には勝る數十等なり。竹越先生の經濟史は大著なれど二千五百年史的

筆法にて文章の華のみ多し。支那の歴史は那珂博士の東洋通史以來好著なしと聞く。上代の日本の研究には唐以前の文物制度の如き尤も必要あり、空文家の支那人は其任にあらず、東西大學に碩學多し支那史の大著述を望む切なり。朝鮮は併合以來十餘年を經たり、而して林氏の朝鮮通史舊版あるのみ、他に常平庵氏の朝鮮錢史あり、古錢紙上 余の問に答へて、日本史料は朝鮮支那の轉載のみ故欠點多しといへり、同古代地理等も著書なし。其他度量衡、産業、風俗、文學、宗教、美術方面にも好著少なし

上代の通貨

マンロー氏の日本の貨幣には。玉類、石類等を古代通貨とせり、考古學者は石器類をも通貨とせり。世界各國原始の狀態に鑑み日本も然る事あるべし。而して日本は日本特有の事情もあり、今一層考古學者の研究を祈る。然し余は主として使用されたる者にて法貨の性質は未だしと考ふ。月舍先生曰、金銀珠玉は衆人必需の物にあらざれば一般の通貨とするに足らずと。次に異說紛々たるは銅鐸なり。洋人某氏貨幣なりといへり、面白し。古くは空首布、近くは貫井氏帽子形貨幣あり。考古學者は初め有史以前といひ近頃は應神帝以後といふ說と見ゆ。而して皆形式文書の類推にて一ら製作上よりの議論なし今玆に予は古泉との比較論を試むべし。他山の石とならば幸甚なり

漢文帝五年の半兩石範あり（西紀前百七十五年）

魏景初二年、倭王銅鏡百枚云々（神功御代?）

朝鮮古蹟圖譜一。樂浪時代黑櫃面出土。銅劍、五銖錢

五銖は縮小圖にて面文不明。後に常平五銖全圖あり、

五銖は前漢、後漢及び後代の私鑄あり。時代の鑑定には隨分困る事多し、考古學者の反省を望む

九州地方。銅劍、銅鉾、鏡と共に出土（應神帝御代?）

右銅鉾石型（同地方出土）

貨泉（〃　　中山博士論文）

寬政年間。周防國宇部村。長者屋敷出土。秦半兩、四

銖半兩、五銖、貨泉、貨布等の古文泉約八百枚出土

半兩は室丹に入り、今久原家にあり、貨布も同様

支那の技術を日本に實行するは、其時間何程を要するやを考ふるに。漢半兩石型より應神御代の九州石型迄は約四百年なり。樂浪の銅劍を垂仁帝中期とすれば約二百五十年なり。而して周防出土の貨布と平泉氏銅鐸中精良なる者と同手法とすれば、反正帝御代迄約四百年。應神帝御代迄約二百五十年なり。李王家博物館所藏品寫眞帖。三國時代第一、金銅阿彌陀如來の背部の右上部の長方形の窓あり。銅鐸には上部表裏に頂部に穴あり、時代を想像せしむるなきか。日本出土の和同萬年等の古錢は脆弱なり。同時代及古き支那貨は然らす是等は學術的の研究を望む。模造鏡に付ても朝鮮作か、日本作か、生は何に付けても上代の文化は朝鮮を考へざるべからずと思ふ、王莽は泉界に革命を起したり、他の銅器類にも周時代を目標とせり、王莽は亂臣賊子と罵られしど、短期の爲め遺事の傳はらぬ事も多々あるべし、是等も細説を要すれども此位にて止む。

而して是又室にして通貨にはあらざらん。其他奴婢、牛馬、獸皮、帛綿、稻米等を通貨として使用せりと。布帛以下は和同錢以後の或時期迄も通貨なりし形跡見ゆ顯宗帝二年十月。稲斛銀一文馬秡野（二十八號全文中牛の字は誤）此文の賛否兩論の主たる者を列擧せんに

朽木侯の泉貨鑑に此文及圖象なし。同藏泉目錄にもなし。其師宇野宗明翁の藏泉目錄にはなけれど、續化蝶類苑には文幷に圖あり。狩谷望之先生の本朝量攷に詳細なる記事あり、是否認論を發表したる最初のものならん。曰く稲斛銀錢一文とあれど、紀の傍訓は斛をヒトサカと訓めり。拾遺和歌集に行基僧正「百さかに八十さかそへて賜へりし乳房の報今日ぞ我する」と。心地觀經に幼稚之前所飲母乳百八十石」を云ふなり、中略。按するに斛をサカと云ひしは、斛を石とも云ふによつて石字の音をもちてサカと云ひしにて、度の尺をサカと云ひしと同じければ古訓に非らず。此頃未た西土の

制度を用ゐざりし時なれば史を修めし人、其御代の豊穰なりしを云はんとて漢文もて潤色せしなるべければ証となし難し（後漢書明帝紀是歳天下安平人無徭役歳比登稔百姓殷富粟斛三十牛羊被野）此頃銀錢を用ゐしに見えず。此以後の否認論は皆後漢書の潤色を云々するのみなり

贊成、即維持論者も頗多し。月舍先生曰、顯宗紀の文は後漢書の文を潤色し記せるなれど、稲斛銀錢一文は其實を傳へたる者なり。通貨の制其始を詳にせずと雖、此文により是より先に錢幣の通用有しこと知るべし。此銀錢本國の鑄造なるが三韓の將來なるかは今考べき由なしと雖、本國各地に往々半兩五銖等を掘出すを見れば、早く漢土の銅錢を三韓にも本國にも傳へ通貨とせしならん。漢土には金銀の貨幣を通用せしことを知らず、三韓などにて其錢貨に倣ひ鑄造したりしを本國に傳へ通用せしにやあらん。寶暦十一年、天王寺出土銀錢七十二枚重さ各二匁八分許なり。此銀錢今所在詳ならず、一は官府、一は予が所藏のみ。或は此無文銀錢を以て顯宗帝の時との確證を缺けど上代の通貨なるべし。本國の鑄造が三韓の將來が定め難し。而て此銀錢は先年我浪華の泉界の巨頭が月舍の古泉を買收せしに特に天下二品の此珍物を所藏者へ與へたりといふ。尊重か、放棄か、余輩之を知らず。又前文先生の金銀珠玉云々の文あり。日本商業志曰、案ずるに本朝の錢幣何れの世に在て行れしか應神の朝に後るべからざらん。神功外征貢獻の品類最多く。應神亦孜々勸業に從事し、我邦の商工漸て隆昌の日に臨めり。百事の進化既に此に至る。豈獨り交通至要の寶貨なきを得んや。此時、秦漢百數十縣の生民陸續歸化せしこと古語拾遺及姓氏錄に見ゆ、是第の徒其本土より携帶し我朝に夙く錢貨行はれしならずや。四夷事略に、朝鮮以布粟爲市。日本以漢唐之錢爲市と論者此時錢幣なし、有年を書せんが爲めに漢家の語書を假ると然れば漢語を襲用せしもの皆紀一編概ね然らざるはなし、豈此一章

に止まらんや、國中鐵銅錢ありて銀錢なし、斷じて錢貨當時に行はると。菅沼貞風氏の大日本商業史に曰。く我國に金屬通貨を用ゐしは恰かも神功皇后が新羅を征服せられし頃に始まる。魏志曰、辰韓國出鐵韓濊倭皆從取之、諸市皆用鐵、如中國用錢と。神功皇后紀によれば、彼の鐵を出せしは谷那鐵山にて我國に輸入し貨幣の用に供せるは事實なり。既に鐵貨あり、顯宗帝の世に銀錢を鑄造使用せしは順序なり。久米博士、吉田博士は三韓將來銀錢說を記せるのみ。大日本史。食貨志曰。（上略）故稱三韓曰銀鄉。又曰、金銀蕃國、貨幣之興蓋始干此、顯宗帝時銀錢始見と。內田博士の論は委曲を盡くす。和同に掛る文を除き甚要旨を揭げん（上略）然らば則ち、我が山陽道の地に於て、嘗て發堀せられたりと云ふ漢五銖錢等の如き、之を以て漢代若くは之を距る遠からざる時代に於て、早く將來したる者と思惟する論も、亦全く理由なしとせざるなり。然れども漢錢を我國にて彼の地と同じく通貨の用をなしたりとは、直ちに假定し得べからず。支那の通貨たる銅錢も、本邦にては單に異邦の珍玩として愛重保藏せられたるに過ぎざるべし。余輩は漢錢が我國上古に通用品たりし事を認むる能はず。神功應神の朝發達の事、日本商業志說く如し、魏志の記事により神功皇后の時より我國に金屬通貨の流通始まり、其金屬鐵なりとの說は愼重なる考察を缺く。第一、神功皇后の時代は學者の考察によれは、晉の世に該當す。魏志は其以前なり。又魏志の文は只鐵の產地たる辨辰、辰韓にのみ、支那の錢の如く鐵を通用したりと解すべきなり。我國は只之を輸入し使用したることは確實なれど、通貨として使用したるや否やは魏志の文に於ては明瞭ならず。我國上古未だ金銀產なし、然れども金銀は之を韓地等より輸入し、之を貴重愛好し、器飾の用に供したるは確實なり。故に銀の如き、或形に於て多少早く拂渡物件としても亦用ゐられたることなきを保せず。然れども顯宗紀の文により當時銀錢あり、通貨な

りとは余輩の躊躇する所なり。學者が此文を後漢書の成文を修飾したる事を認めながら、稲斛銀錢一文は其實を傳へたるならんと思考するは、粟斛三十とあるを改め支那の本部には當時銅錢あるも更に銀錢通用の事なきを以てならんと（中略）通典に、梁初交廣の域は全く金銀を貨とし。後周の初、河西諸郡或は西域金銀の錢を用うとあるのみ。我國には和銅前後銀錢の早く行はれたるにより、書紀の編者が顯宗紀に修飾的文字中に銀錢と記したるは當然なり。此文の修飾を知り、通用を確言するは。研究上思議を免れざるなりと否認論を爲せり

余輩も否認論に左袒する者なり。三國遺事曰、太子法敏即位（日本齊明帝七年）城中市價布一匹、租三十碩云々租は粗なり　齊明紀曰、高麗使人持羆皮一枚稱其價曰綿六十斤其他尙あるべし。商又は價の字義も我國にては貨幣ならぬ證あり。和同銀迄貨幣の記事なし、我國及朝鮮の古墳より發見なし。又馬被野の文は魏志曰、其他無牛馬の反駁とも見ゆ。大日本史。食貨志曰、至應神帝時百濟貢馬其稱華衍と馬も一考を要すか。書紀記者は銀錢日本鑄らしけれど朝鮮將來説多し。日本鑄は製作と量目の説明に困難あり。朝鮮にはなし。深藪庵先生に銀玉説あり、由來先生は物に惚込む風あり。出土銅を見ては古代の散錢と云ひ、朝鮮古銀を見ては上代と思はる、御説の模様にては高麗朝の物らし。顯宗朝の引証にはならぬ。萬一古いとしても貨幣と立證し得るか、形狀量目に付ても支那其他の比較論を要す。東都には實地大家多し、御協議を乞ふ。又今日の考古學者は先生の御考よりは遙かに進歩しつゝあり。先生の敎を待ちて後知る者にあらず。圖々堂博士の所謂天狗の尊嚴を侵さぬ程度に願ひたし。銀には未だ餘論あり、和同の下に論ずべし　（大正十一年四月八日稿）　（未完）

◎小　解

○林祥符

大形の鐚錢類の中に林祥符といふのがある



此錢は一寸少いもので此類品には元豊、元祐などがあるが大體本錢を模したので背の形式が鐚錢になつて居るのと、廣穿になつて居るので此一類といふがわかるのである、廣穿ならぬものには島錢の類や、安南錢の類が在てさまぐ\な風采を備へて居るが、元來此類の鐚錢は九州地方のものと見うけられるから、本土には割合に存在が少い、今此錢に似寄つた島錢の類を掲て見ると左の樣なものがある

是は島錢で祥の字が彳に見えるのみか元の字は九の字の樣になつて居る、次の





是も島錢だが、元の字は確かに九の字である、林祥符の元の字は九の字とも違ふ行き方になつて居るのは、改彫の結果に外ならぬ

○海東重寶の小異

前號に海東通寶の小異四種を掲げて小解を述べ、諸君の參考に供するを得た、今回は復た、海東重寶錢の小異四種を次の如く報告する

(一)正樣



(二)濶緣



(一)は正樣本爐の錢にして、此種にも海東通寶(一)の如く純金を含みたる、重量重き佳品を稀に存在する

(二)は濶緣の大樣なるもの、同種に小樣錢あり

(第三十八號)

總べて海東重寶錢の背狀は、輪郭整然たるもの極めて少數にして、其多くは暗漫不規律を恒例とす

(三)別爐細緣



(三)は特別に別爐の細緣と指名す、其故は此手に限り三韓重寶の循讀錢と共に、江華嶋より發掘されたものにのみ存するを以てなり、質(一)(二)の類より殊更ら脆弱にして、形稍少さく內郭亦他より細し

次ぎに掲げたる一種は、海東通寶のフ頭通類と略ぼ等しき錢容にして、他に異なる大差あり、諸君周知の如

(四)接郭寶



く凡そ海東重寳の寳字は、必らず內郭を離れて、外緣に密接し、寳字と內郭との間は、どれも少許の空隔を有する約束あるものなり、然るに(四)に就て見よ、其特例とする寳字は、反對に輪を離れて、內郭に接近し、且つ稍や字文の小なるを奇とす、現存希少にして、未だ正品の散見約三四の少數に過ぎず

◎顧選函

○鉨字印に就て

記者

貨幣第貳拾參號に培風堂周書君の起稿せられた「鉨字考」に立論せられた「鉨」の字銅印なるものは左の如きものであります

是を周君は古印といはれましたが今此實物を見ますと決して銅印ではありません、何か古銅瓶の蓋のやうなものと見受けました、夫は銅印として左の不合理をどうにも解釋し得ぬからです



一、外郭より、文字低くして捺印し能はざる事

二、外郭の外に持出しのある銅印は他に類例なき事

三、背の蒲鉾形凸面に同し銅にて或形象のツマミの如きものを附着せしめし釘樣痕跡あり銅印ならば同體にて持出しあるべき事一般の約束なり

四、鉨の字體詳にいへば金と尓との文字の釣り合ひ、則金は上り尓は下りたる事古錢の文字と少しも違はざるは古錢を見て後の摸寫なるべき事

五、銅色の古るび方、如何に古るしと見ても元時代

より遡るべきものにあらざる事

今此物を印としても、押捺すれば左文となる、左文の例は、ある特種の塲合にあるものにて、絶無ではあらざれども、かゝる單純なる筆書のものには殆と類例乏しく、夫のみならず全旁甚しく外側に接し、文字の配列も不規則で、威權を示すに用うる印章としては大に森嚴の氣に乏しい、夫是考へ合せて周書君の古印說は少しく早計ではないかと思はれますが如何なものでせうか

○徳川氏貨幣史（續）

其二年の布告を觀るに、小判瑕金等多く難義の趣に付追而爲引替候得共今以瑕金有之畢竟元文の度吹替之儘にて此上年を經候に隨ひ彌瑕金も多く相成際限も無之爲め此度小判金是迄の目方を以て厚みに吹直し被仰付候云々、といひしは實に此事の爲めに改鑄手段を行ひ

（第三十八號）

しに非ざるべし、元文以來既に八十餘年を經過せり、貨幣の磨損せる亦必ず甚しかりしならん、然れども當時德川氏正に財政困難に遭遇せり、此時に於て貨幣を更鑄せざるも、他日財用餘りあるの日、之を更造せば可なるべきに、今日に當りて此手段を行ひしは、知らず何を以て然るやと云ふに、蓋し貨幣の磨損に際し之を更鑄するを以て口實と爲し、暗に財用の缺乏を救治せしなり、何となれば改鑄の際其品位を貶すを以て知るべし

今元文金貨と比較せんに

貨幣名稱	千分中純金	千分中純銀	千分中雜分
元文小判	六五三、二	三四五、三	〇〇一、五
同一分判			
文政小判	五六二、〇	四三五、〇	〇〇二、〇
同一分判			

即ち二金貨の差異は、元文貨の含有金分文政貨に比して、九〇、二の多量とす、此故に現今市塲に兌換價も

其間差等ありて（明治七年大藏省報告貨幣價格表に依る）

元文小判
同一分判｝各一兩に付き　金五圓七十五錢八九

文政小判
同一分判｝…………　金五圓〇二錢九二

即ち元文貨は七十三錢餘の高價とす、是に於てか知る改鑄の令を出たせしも財政を整理するに道なきが爲め、名を瑕瑾及び重きに過る等に假り、其實は府庫を充すの策たる事を、且つ數回令を出し、舊貨と交換すべきことを命じ、其交換を請ふ者は、往復の費用を給し以て其交換を促し、密に之を藏匿する者は嚴科に處すべきの令を布き或ひは從來使用せし舊貨を賣買するを禁止す等、種々の手段以て舊貨を蒐めんことを試みたりしが、交換の價格非常に低廉なりしを以て、人皆之を交換するを欲せず、若し之を藏匿せば、往復の費用を受け交換增步を得るよりも、利益更らに大なるを知り、決して其令を奉せざりき、抑舊貨の賣買を禁止し、之に加ふるに若し之を藏匿せば嚴科に處すの令を出せしは、實に其謂れなき者にして、壓制の手段と言はさるを得ず、夫貨幣にして一たび流通を失ふか、貨幣の効用は已に失ひたる者なり、貨地にして其効用を失ふか、其貨品金たり銀たるを論せず、之を地金銀と見做す事を得べし、人地金銀を藏匿す、政府令を出して、之を藏する者は嚴科に處す云々の令を布く、抑壓亦甚しと謂ふべし、殊に政府は貨幣の流通を禁止するの權あるも、人民藏する所の貨幣に對し、若新に鑄造する貨幣と交換せされば刑に處すと謂ふに至りては、橫暴亦極れり、是以て人民峻刑の畏るべきを知ると雖も、絕へて其令を奉せず、益固く之を藏す、政府も規畫する所の方策、其効を奏せさるを以て、又一令を布き交換の期を限りしが、民猶之を奉せず、政府も已むを得ず數回の延期を爲し、民間藏する舊貨を悉まで蒐蓄さん事を勉めたりき　（未完）

○柳北の顔

成島柳北の石碑は向島にある、碑文は信天翁軒の撰に成つたもので「其の額髗の如し」と書いたところ、大槪如電翁が如何に事實にせよ、故人を侮辱した書き方だと辯難したほど顔の長い人であつた、當時學才　奇行、共に有名なゝ櫻洲中井弘が、柳北を自宅に招いた、柳北は馬に乗つて出かけた。玄關に出迎へた櫻洲は早速

これはさて世はさかしまさなりにけり
　乘つた人より馬がまる顔

流石の柳北も只苦笑するほかがなかつた。

○東洋貨幣協會第貳拾參回出品評

大正十一年四月二日例會を開きました、出席會員は

林　紹治堂　淺田　澱橋　松平皆空庵
北浦靈龜亭　小林鑄泉堂　森川　禾亭
阿部銅片窟　山鹿　義敵　丸山槌泉堂
大竹銕泉堂　小川青寶堂　藤井深藪庵
田中　邦泉　三上　香哉

等の諸氏で、今回は主事の鷲田寶泉舍が病氣豫後の靜養の爲め轉地して居まして缺勤しましたのと、地方から馬島翁古泉賣立の爲め上京せられた會員で三田尻の梶山芝蘭堂、高松の岡昌阜園、玉島の安藤遊仙堂、夷港の中川雀子の諸君は夫々御滯京日程の御都合で、品評會當日まで御在京なかつたを頗る遺憾に存じました

○次會は七月二日で御座ります○

出品のは今回限り一寸目先きを替へて書きます

座長「今回は出品順により衆評を其まゝ筆記致させますから其御思召で御覽下さい

筑泉堂樗木謙三君銀和同を出品せらる



一會員「是ですな、此頃八釜しい問題になつて居る新古轉倒になるか、ならないかといふ品は！

二會員「議論の上ではどう片付くか知らんが、品物を見ると此類は新和同以後のものとは見えませんな

三會員「從來言て居た樣に古は古、新は新で好いのではないでせうか、確たる證據の擧らない限りは一般の古錢家眼で、品物の上に立脚して新古を定めた方が安全第一といふもんでせう

四會員「マァ此新古論は暫く藤井、水原兩氏に行着く所まで遣つて貰つて、我々は我々で其渦中に入らずに別途に研究しませうよ

五會員「夫がイ、〳〵、一體和同の新古を云々するのは明治以後の事で、貞幹の錢譜には此銀和同を認めないで、子女の玩弄物だと書て置た位です、今日では幸に眞物が豊富だから、マサカさういふ暴論も出ますまいが、願はくは品評中には自我論や偏執説は禁じて、公平に書いて貰いたい、夫が爲思はぬ餘論が出て來ないとも限らないから子

相泉堂吉村清君寛永當四錢を出品さる



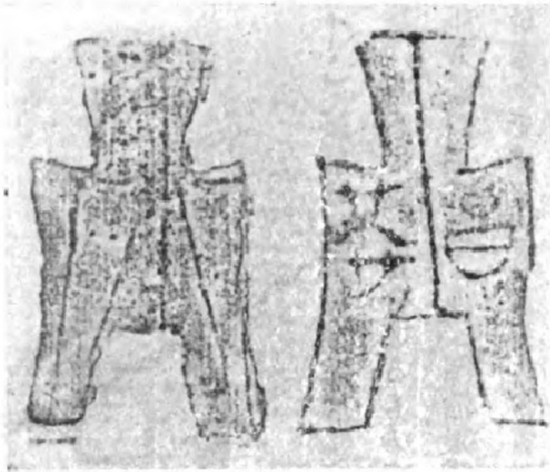
一會員「盛岡藩の仿鑄のものですな、此錢には盛の字を全然削り去つたものもありますが、此所に出品された品は、打形では不明瞭ですが陰然として在

が、有背のものです

二會員「大迫の本爐でないとすると、栗林ですか、大橋ですか、八反清水ですか

三會員「東北人は見て來た樣な事をいふが、維新頃の出來事は記錄にもないものが多いのですから、さう確乎とした事を斷言するのは危險でせう

古影堂速水高虎君益昌布を出品さる



（第三十八號）

一會員「イヤに白くお白粉が吹いて居るネ

二會員「鉛だからサ此鉛質のものには差陰（平陰）匋陽にもあるから裏べタの類の坪縣や平陽のある一種にもあるかもしれない、此類は手取の重いのも鉛の證據サ

三會員「折れ口を見ると茶褐色で鉛らしくも見えないやうだ、二枚密着して居るのでいないかネ、益昌布の本體は背夷漫のものだのに此布は背文があるから二枚重なり着いたのではないかしら

四會員「益昌布には背のあるのもあるので、殊に此布左讀で、續匯に「鉛質異なり」とあるを見ても、今日我々のいふ鉛ではなく、昔の鉛はかういふ風なものであるのでせう、鉛の癖として酸化作用をうけると二枚に離れる樣な癖のあるものですから、夫で見ても鉛質のものでせう

岡島淸六君乾元重寶を出品せらる





一會員「ハヽア接郭の乹元ですな

二會員「是は明治泉譜に正合するものですネ

三會員「孔方鑑の正合品より、明治泉譜手の此方が美品が多いものですよ

樹香庵尾崎嘉市君通正元寶を出品さる





一會員「左挑の通正ですナ、少し小形ですネ

二會員「大様のものには書体のダムケた一種が在る

三會員「此種のものは泉譜には合はないが、雄大なる氣分は泉譜合のものより氣持がいうですョ

四會員「此錢の改彫で、天成元寶としたのを見た事が在りましたが、手替錢の研究は粗畧にはならぬものですよ

淦行館今泉忠左衛門君龍鳳通寶を出陳さる





一會員「龍鳳の文字が目出度いので支那人も此錢を珍重して愛藏する故か、今日でも支那から舶載し來る事がないといふ事ですネ

二會員「此錢は書体は謹嚴だが、折二式書体の方が豪宕な風があつて立派だし、殊に折二、當三と書体の

連絡があるから、泉譜には是を捨てゝ折二式大字の方を掲げべきだネ

三會員「さうなると洪武錢も一錢洪武を載すべしだ、大錢との連絡がよいとの一部の說を是認するよ

仙泉堂田頭寅一君紹符手の元符錢を出陳さる



一會員「紹符手の中では珍品とすべしだネ

二會員「紹符手の中の保泰が、安南歷代錢に伍したる今日、よろしく此一類を保泰手と改名すべしだ

三會員「元隆手の後に、紹承手が出來たから、此類の改名には贊成するよ

靜治堂岡島福松君小覚の元豐錢を出品さる

（第三十八號）



一會員「コリヤ珍らしい形だ

二會員「日本のものか支那のものか夫とも安南のものか、チヨツト國籍が不明な代物だネ

理　事「此錢も初見の品ですが此類品とも見るべきは此貨鑑不知品中に「天平通寶」といふのが出て居ますが夫と錢風がよく似て居ますから同一爐の出たる事がわかります龍橋子は其天平錢を長崎元豊の次、永曆の前に掲げてありますから無論日本のものと認めたのでありませう、然るに大村成當の珍錢奇品圖錄中には萬劫錢の次稱法錢の前に載ましたのは安南錢と認たのでせうが、今此元豐錢を見ますと、どうやら龍橋子の方へ團扇を上げたう御座ります、兎に角面白い錢で御座ります

本誌定價及廣告料

一冊　定價　金五拾錢　送費金貳錢
郵券代用一割增

廣告料
一頁　金五圓
半頁　金三圓
四分之一頁　金一圓七拾五錢

大正十一年四月廿八日印刷
大正十一年五月一日發行

編輯兼發行者　東京市神田區五軒町一番地　鷲田信一
印刷者　東京市神田區紺屋町三十番地　高橋與四郎
印刷所　東京市神田區北乘物町三番地　万文堂

發行所　東京市深川區靈岸町百六十六番地　東洋貨幣協會
電話本所二三五三番
振替東京五八二二〇番

發賣所　東京市神田區五軒町一番地　鷲田、寶泉舍
電話下谷七五九九番

取次所
大阪市南區問屋町　下間寅之助
東京市下谷區竹町十三番地　帝國スタンプ研究所

◎廣告

大阪造幣局長池袋秀太郎閣下題字
大阪造幣局技師甲賀宜政博士序
重訂四版 大正新撰 古錢の栞 下間寅之助編 第壹集皇朝錢之部 全一冊 正價八十錢 送料二錢

安藤嘉次彥君序 下間寅之助編
増補二版 大正新撰 古錢の栞 第二集繪錢之部 全一冊 正價壹圓三十錢 送料四錢

古泉學道入編
頂訂五版 大正古錢價格圖鑑 全一冊 正價七十錢 送料二錢

故一豊合主人編
宋朝 符合泉志 全三冊 正價壹圓八十錢 送料六錢

大阪毎日新聞社長本山彥一君題字
造幣局技師工學博士甲賀宜政君序
玉島郵便局長 安藤嘉次彥君著
東洋錢貨年表 ポケット用 クロース製 全一冊 正價壹圓 送料二錢

近畿地方 金石文拓本 大和、河内、攝津 播磨等各種持合有

詳細御問合次第御答可申候
其他各種古錢書 取次販賣

月刊 古錢雜誌

會費 一冊 金參拾錢
六ケ月 金壹圓五拾錢
一ケ年 金參圓
（切手代用一割増）



古錢
古金銀
舊藩札
賣買商

大阪市、南區間屋町（三津寺筋東堀西入）
虎僊樓商店
振替口座大阪壹九四貳番

○弊店宛御照會は必ず往復はがき又は返信券在中の外御返事致さず候也

振替口座東京二五五八五番

帝國スタンプ研究所

東京市下谷區竹町

內務省指令第一八三號內務大臣の許可を得て第一號を發行し續いて第二號を發行し今又四月十一日に第三號を發刊す、第一號第二號共に豫定數以外の增刷なきため發行後に送金の御方へは殘念乍ら送本不能の止むなきに至れり第三號又品切れにならざる中御送金ありたし。（第一號、第二號絕版の旨茲に謹告す）

◆外國貨幣圖錄第三號發行

（送料拾錢 一冊金貳圓）

第一號掲載貨幣地名｛リベリア合衆國、北米合衆國、ローマ法王領、バルバドス島、ザカテカス州、佛領チユニス、チユフハ州、丁抹國、ロシア貨幣にモナコ國百法別大形金貨の拓本添附

第二號掲載貨幣地名｛葡領ゴア、英領マン島、アイルランド、モンボス、バジレア、英領セントルシア、グアテマラ英本國の貨幣にキユーバ島廿ペソ別大形金貨の拓本添附

第三號掲載貨幣地名｛グアテマラ、智利、ウルグアイ、イングランド、セラレオン、セントゴール、サクソニー、ロシア、ベンガル州の貨幣外に西班牙百ペセタ別大形金貨の拓本添附

◆圖入大目錄

（菊判七十六頁に亘る）
印刷實費一圓を要す

外國貨幣一枚別、組別、洲別、種數別等により最見易く携帶至便の美本たり印刷實費一圓送附せられよ直に貨幣メタル、歐洲軍用紙幣、燐票、景色切手、人物切手紀念切手等百種以上の見本品を圖入大目錄に添附し東京市內にても未發賣の新切手を貼付し特に書留にて直送す

認可
發行
大正十一年七月一日

貨幣

（第四拾號）



東洋貨幣協會

○貨幣（第四拾號）目次

◎論説

○與張晉君……神谷中道……一頁
○舊唐書を信ずべし……中川近禮……二頁
○隨手雜錄……瀨尾向陵……九頁
○通行泉貨は遼錢にはあらざるべし……花林塔……一一頁
○三たび齊六字刀に就て……貫井靑貨……一一頁
○日本貨幣史の研究（三）……濱村榮三郎……一三頁
○齊刀私考（下）……韻泉散史……一七頁
○古錢の研究（三、四）……奥平昌洪……二二頁

◎顧選函

○培風堂泉話（二）……周書……二六頁
○幕末の金銀賣買……二七頁
○造幣策……二八頁
○天顯通寶……三一頁
○天國聖寶……三一頁
○紹豐通寶背陳……三二頁
○獨逸國陶器貨幣……山鹿義敎……三二頁
○德川氏貨幣志……三四頁
○朝韓通寶の錢笵……三七頁

◎小解

○世高通寶……三八頁
○力永の種類……三九頁
○中の島の大廣穿……四〇頁
○栗林の當四錢……四一頁
○土佐二百……梶野直方堂……四二頁
○倒書の尖足布……古谷草樂莊……四三頁
○元貞通寶……富田目足軒……四四頁
○滿洲寛永……寺田法松庵……四四頁
○結び浮熙の手替り……四五頁
○ペン書の太平……今井古化堂……四六頁

◎競鑑

○鑑定家鼻くらべ……二題……四六頁

◎雜錄

○門司に於ける古泉會……寫眞入……四七頁
○新しい銀貨が小額紙幣と交代する……小野義一……四八頁

◎正誤……四八頁
◎廣告其他……四九頁

（全項禁轉載）

















宣統銀幣四種

（天津造幣總廠試鑄）

其四

「論説」

○與張晉君

余在臺灣廿五年。其間所採集順治錢。背文有漢字者廿有二種。曾作表列之欽隙甚多。謂各局皷鑄之有無。諸書所載難措信。不若寧徵之實品。判以其有無矣。爾後致書各〻諸友。廣索搜之。所得甚尠。常以爲憾。頃者貨幣誌上有周書君、奥平君、張晉君順治背文之研究。諸君所論考據精詳不勝感佩。特至張君據實品足以正史乘之誤之語。得余意者多。而同君掲未得未見之背文。與弊藏較焉有無概相合。但有陽滿漢文弊藏欽。荆右一右弊藏有之異耳。於是乎即知。順治錢存在之有無。南北相同。今表弊藏順治錢背文。以供張君之參考。併致敬意云爾

大正十一年五月十五日

泳山　神谷由道

右の譯文

私は臺灣に二十五年も居ります間に集めた順治錢の背文で漢字のものが二十二種あります。ある時表を作て列らべて見ましたら隨分欽品が多う御座いました、思ふに各局の皷鑄の有無は諸書に載せてあるものは信じられません。いつそ實品に引合せて有無を判じたがよからうと、夫からさいふものは各地の友人に手紙を出して廣く之を索めましたが手に入るものは極少くて、日頃遺憾に存じましたが、頃日貨幣誌上で周書君奥平君張晉君との順治錢背文の研究が有て、此方々の論せらるゝ所は考據精にして詳、感佩に勝ません。其中にも張君の御說の「實品に據て以て史乘の誤を正すに足る」といはれたのは私の意ふ通りです、そして張君の未得、未見の背文をお掲げになつたのと、私の藏錢とくらべて見ると、殆と一致します、但陽の滿漢文は私は持ちませんかはりに、荆の右、一の右の二つは私の方にあるが違ふのみです、して見れば順治錢存在の有無は支那では南北一致して居といふてよいやうです、

今私の持て居ります順治錢の背文の表を掲げて張君の

御參考に供し、併せて敬意を表します

順治通寳錢背文表

○印泳山所藏

背文＼位置	上	右	右一厘	右満字
河	○	○	○	○
浙	○	○	○	○
臨	○	○	○	○
同	○	○	○	○
昌	○		○	○
東	○	○	○	○
寧	○		○	○
薊	○	○	○	○
宣	○	○	○	○
陝			○	○
戸	／	○	○	／
工	／	○	○	／
江			○	○
原	○	○	○	○
福	○		○	
雲	／	／	○	
云		○		
陽	○	○	○	
荊		○		
襄	○			
一		○		
延		左○		

○本表擧本爐正錢精且美者。但同上、一口有銅貨製

作可疑者

左の一篇は予が友中川近禮の草する所なり、近禮は其頃斯界の慣打破者として其識見凡俗と異るものあり、當時蒙昧の予は風山軒を介して彼に就て古錢の一般智識を傳習したりしなり。彼事情ありて古錢界を退く、當年の慧星一度視界を去て其光芒を見ざること實に二十年矣。昨年十月書を予に寄せて古泉界の近況を聞かんことを求む予則貨幣第一號より逐次指示して當代泉界の盛況を語る。此一夕の閑談は實に主客地位を代ふ、豈今昔の感なからずやは。彼又欝勃の情禁する能はざりけん、忽ち密雲を披きて其十一月には濱寺に飛で本山邸に和同錢型の私見を發表し、今又本文を寄す、則會長に請て本誌へ登載する事を得たり、彼此義に感じ自今以後其研究したる事項は本誌を以て世に問はんとすといふ、是蓋し彼の復活といふべし。今後彼が研究にして見るべきものあらば、予は新に一の遊星を發見したるの功を貢ふものとせん。若夫彼が彗星的觀察の斯界に些かたりとも刺擊を與ふるものありとせば、亦是太虛の一異觀たらずとせんや、記して以て序とす

三上香哉

○舊唐書を信ず可し

中川近禮

貨幣第三十九號に「開通元寳考」と題し、開元通寳と呼ぶは誤りにして、開通元寳と讀む可きものなりとの說出でたり、按るに古來學者或は考古家にして既に是

を唱道せるあり、古錢家としても既に尾崎星山、岡田村雄二氏之が主張に力め、本誌又社説として第一號より第四號に渉り論せられ、第三十五號に藤井榮三郎氏の説あり、然れども奥平氏をして言はしむれば、語りて詳ならず論じて精ならずと、蓋未だ以て天下の視聽を動かすに足らず獨り奥平氏其該博なる識見を以て一切の證據を悉し根本より枝葉に渉りて殆ど餘す所なく開通元寳論を發表せられたり、誠に以て敬服に堪へず、而して其明快なる文法は普く讀者の腦裡に徹底すると俱に、舊來の開元通寳論は忽にして開通元寳説と化し去らんとす、亦一代の壯觀たり、予冷靜是を讀むに氏の解釋には甚だ當を得ざるものあるを惜む、予は氏と久しく水魚の交あり、氏の高論を批判するは其罪盖し輕きにあらざるべしと雖、私情を以て斯道の研究を左右する能はず、因て此に之を辯す、請ふ是を恕せよ

開通元寳説を主張する者は、引用の證據を一にするが故に議論の方向も亦た一様なり曰く「六典若くは六典注を信ずべし、舊唐書若くは新唐書を信ず可らず」と抑も年代の古きものは信ずべくして、年代の新しきものは信ずべからずとせんか、古錢の書は化蝶類苑の上に出づるものなく、古錢家は富山侯の右に出づるものなきに至らん、則ち社會は進化す決して退化すべきの理なし、古くして疎なるものと、新たにして精なるものと、夫れ孰れをか信せんと欲するや、予をして云はしむれば六典注は疎なり、舊唐書は精なり、彼は官制の記に て此は歴朝の史なり、若し此を捨てゝ彼を取らんと欲せば、其間特殊の理由なかる可らず、然るに六典を取りて舊唐書を排せんと欲する者は、何等其間に理由を有せず、徒らに舊唐書の記載を以て孟浪信ず可らずと爲す、焉んぞ知らん自ら誤解し却て事の眞相を窺ふ能はざるものなるを、想ふに舊唐書の編者地下に在つて是を悲むこと茲に五百有餘年矣

今奥平氏は舊唐書の章句を指摘し、是を四項に分ちて論難せられし故に、予も亦舊唐書の全文を掲げ、氏か

論難に對して逐次是を疏明せんと欲す

「舊唐書食貨志」高祖即位仍用隋五銖錢、武德四年七月廢五銖錢行開元通寶錢、乾封元年封嶽之後又改造新錢、文曰乾封泉寶、徑一寸重二銖六分、仍與舊錢竝行、新錢一文當舊錢之十、周年之後舊錢竝廢、初開元錢之文、給事中歐陽詢制詞及書、時稱其功、其字含八分及隷體、其詞先上後下次左後右讀之、自上及左廻環讀之、其義亦通、流俗謂之開通元寶錢、及鑄新錢、乃同流俗乾字在上封字在左、尋寤錢文之誤又緣改鑄、商賈不通、米帛增價、乃議却用舊錢、二年正月下詔曰、乾封新鑄之錢、令所司貯納更不須鑄、仍令天下置鑪之處竝鑄開元通寶錢

以上は舊唐書の文なり、之に對する奥平氏の論難は

一、(上略)開元の年號は貞觀と共に後世學者の記臆に存し、舊唐書の編者の如きも、開元の年號に囚はれて漫然錢文を開元通寶と對讀し、却て世人の開通元寶と廻讀するを以て誤れりと爲したるものには非ざる歟

舊唐書の編者は奥平氏の言ふが如く、漫然錢文を對讀したるにあらじ、又開元の年號ありしが故に、之に囚はれて錢文を誤解せる如き迂濶なるものにもあらじ、唯當時の流俗の開通元寶と讀みし事蹟を記載せるものなり、如何に曲解するも編者自ら錢文を誤讀せりとは認むる能はず、蓋し舊唐書の記載は平易且つ完璧の文とは謂ひ難し、即ち漢土の史籍には一句一事のうち附帶する事物の説明を要する場合は特に割註を施すものあり、又割註に等しき字句を中間に置きて、本文の首尾を連續せしむることも往々にして之れ有り、此の章の如きは乃ち之に屬す、若し行雲流水の如く一直線に讀過するときは解す可らざる點に逢着し、或は意外の誤謬を招がん、以下項を追ひて疏明せん、一讀せば自ら釋然たるものあるべし

二、自上及左、廻環讀之、其義亦通とは何の謂そや(中略)既に開元通寶と對讀しながら、開通元寶と廻讀

するも其義亦通ずといふが如きは、固有名詞を見ること通常の動詞を見ると一般、到底孟浪の言たるを免れず

前項既に言へる如く錢文誤讀の一事は舊唐書編者の責任を負ふべきにあらず、俗間に起りたる事實なり、世上に發したる事物に對しては、學問上の議論を以て決す可らず、固有名詞の如何動詞の如何、と文法上の範を以て是を律す可らざるは明かなり、又斯る癖見の下に典籍の輕重を問はんとするは、其編者に取りては迷惑至極と謂ふべし

三、及鑄新錢乃同流俗云々、堂々たる唐朝、豈流俗の稱呼によりて錢文の布置を誤るものならんや(略)錢文の布置なるものは古來一定の法則あるを聞かず、時代により習慣を參酌して其の布置を定め、或は輪郭文字の形狀によりて之を定め、或は循讀とし或は對讀とせるものにして、錢文の布置には決して窮屈なる法則などあるべからず、故に錢文の布置を誤るといふ論理ある可らず、現に舊唐書の編者も錢文之誤とは言ひたるも、錢文布置之誤とは言はざりし也、即ち開元通寶と讀むべき事を寤りたるものにして、開元錢にありては循讀しても對讀しても、何れも錢文の詞をなすが如く思はるゝなれども、乾封錢にありては然らざるを以て、是に錢文は一定の制詞あることを自覺せるなり、尋寤錢文之誤とは乾封錢發行と同時に起れることにあらず、多少の時日を置ける後の事と解するも差支なし但し此の一項は次項を併せ考ふるに於ては了解し易かる可し

四、尋寤錢文之誤、又緣改鑄とあれども、這は信じ難し、何となれば改鑄せし對讀の乾封泉寶は今一も存せざるのみならず、古來錢譜一も道及せるものあらざればなり、果して錢文の誤りをさとりて改鑄せし程ならば、將來再三其誤りを踏襲すべからざる筈なるに、云々

此一項は本論の骨髓にして其關係頗る重大なり、尋寤

錢文之誤、又却改鑄、と讀むに於ては恰も乹封泉寶錢を再び鑄造したることゝなる、世に對讀の乾封泉寶なき限りは此事實を認め難く、從つて舊唐書の記載は孟浪杜選にして信ず可らずと謂はざる能はず、然れどもさる讀み方は全く粗忽なり、尋寤錢文之誤、にて章句に段落を施すべきなり、而して「又綠改鑄、商賈不通、米帛增價、乃議却用舊錢、」と續き、前段の周年之後舊錢竝廢、を受けて之を結びたるものとす、改鑄とは前段に改造新錢文曰乾封泉寶とあるに照應し、又新唐書に改鑄乾封泉寶と略記せるを見ても開元通寶を改めて乾封泉寶を鑄たるの意にして、乾封錢を復び鑄るの義に非ず、循讀對讀の如き錢文布置の一些事は此の改鑄の二字には何等の關係なし、乾封錢は開元錢と品位殆ど同じきにも拘らず、其價を十倍とせしは不當にして、商賈不通、米帛增價の結果を來たせり、若し從來の讀法によりて、又綠改鑄とし、之を前句の末尾とするきは、對讀の乾封錢を鑄たることゝなり、其上に錢文の循讀對讀によりて、商賈不通米帛增價の成行きを生じたることゝなる、古今錢文の讀み方によりて物價の騰落したることは萬々之れ有るべき道理なし、古錢家は餘りに古錢に密接して却て斯の如き誤解を爲すことあり、否々、之れ古錢家のみにあらず　古來舊唐書を讀むもの皆此弊に囚はれて本來の意義を沒し、深く循讀對讀の一事に拘泥するの結果、終に思はざるの謬想を招來するに至る、之れ予が舊唐書編者の爲めに疏明せんと欲する所以なり

以上に於て既に概要を盡せり、然れども字句斷々其通せさるを恐る此に予の信ずる所に基き、必要の箇所に訓點を施して、再び其文を掲げん

乾封元年封嶽之後又造新錢、文曰乾封泉寶、徑一寸重二銖六分、仍與舊錢竝行、新錢一文當舊錢之十周年之後舊錢竝廢」「初開元錢之文、給事中歐陽詢制詞及書、

時稱其功、其字含八分及隷體、其詞先上後下次左後右讀之、自上及左廻環讀之、其義亦通、流俗謂之開通元寶錢、及鑄新錢、乃同流俗乾字在上封字在左、尋寤錢文之誤、」又緣改鑄、商賈不通、米帛增價、乃議却用舊錢、二年正月下詔曰、乾封新鑄之錢、令所司貯納更不須鑄、

又新唐書食貨志の記載する所は、奥平氏の言へる如く舊唐書の省略なり、如何なる部分を省略せるか乃ち前掲舊唐書の文中、「初開元錢之文」より以下「尋寤錢文之誤」までを省畧せるなり、兩々相對比せば章句の段落は予の見解の如くにして誤り無きを見るべし

「新唐書」（食貨志）武德四年鑄開元通寶、徑八分重二銖四絫……其文以八分篆隷三體

「乾封元年改鑄乾封泉寶錢、徑寸重二銖六分、以一當舊錢之十、踰年而舊錢多廢」「明年以商賈不通、米帛踊貴、復行開元通寶錢、天下皆鑄之、」

凡そ開元錢に關する記錄としては此の舊唐書及新唐書以上に精なるもの未だ嘗て之れ無し、然るに纔に一句の誤讀を以て其全部を否定し、代ゆるに六典注の簡率なる記事を過信し、以て開元通寶を開通元寶と爲さんとするは、予の大に取らざる所なり、武德の年代に近き頃に於て、天下の學者を聚めて編纂したる書なればとて、一字一句の誤りなしとは斷言す可らず、六典注は舊唐書食貨志の如く貨幣若くは經濟を主として記錄したるものに非ざるに於て殊に然り、假令天下の學者を網羅して編纂せる書物なりとも、古錢の事は古錢家の有する一種の理智を以て判斷せよ、吾曹符合錢によりて古錢研究の試練を積み、寛永錢によりて古錢考證の造詣を經たる者の眼より觀る時は、格物究理の上に於て、此の六典注の記載は平々凡々一顧の價値なし、何に依て然りと爲すか、一言以て是を蔽はんのみ、曰く之れ錢幣の事を知らざる者の記事なりと

「唐六典注」「皇朝武德中悉除五銖更鑄開通元寶」

皇朝武德中、とは粗漏も亦甚し、開元錢は武德四年七月より發行せしものなるに、武德中として其年月さへ記入せざるは、全く知らずして記入せざるか、或は知りても記入せざりしか、何れに拘らず粗漏の責めを免れざる可し、奥平氏は「開通元寶考」の冒頭に、「唐の高祖武德四年七月、五銖錢を廢して更に新錢を鑄造し」とは何に據りて知りたるか、六典注に據りて記載せりとはいひ能はざる可し、即ち舊唐書食貨志に據りて記載せるならん、而して尙ほ舊唐書を以て孟浪の言と爲すことを得る乎、次に「悉除五銖」とあるは何事ぞや、五銖は漢より隋に至りて其種類頗る多し、初發の時より最終の時迄は可なり悠久の年代を經過せり、さるを單に五銖と記す、高祖の時に廢する所の五銖は隋の五銖錢ならざる可らず、此點に就ては舊唐書の記載遙に勝れり

「舊唐書」高祖即位仍用隋五銖錢、武德四年七月廢五銖錢行開元通寶錢

秩序整然たること六典注とは雲泥の相違と言ふ可し、

蓋し六典注の著者李林甫なる者は位人臣を極めたりと雖、其性頗る陰險にして常に玄宗の左右に媚び、天子の意を迎合して寵を固ふするに努め、言路を杜絕し聰明を掩蔽せり、主ら賢を妬みて己れに勝る者を排斥す、時人彼を評して口に蜜あり腹に劍ありと稱せしほどに史上に於ても有名なる佞人なり、相たること十九年、數々大獄を起し多くの賢良を誅殺し、遂に天下の大亂を釀せり、彼は天寶十一載に卒したるに、其翌年玄宗命じて位階を褫奪し又其棺を發かしむ、彼は張九齡と隙あり、張が千秋金鑑錄を上りしに對て、己も功名を貪らんが爲めに表面を玄宗の御選として六典注を著せり、此輩の手に成りたる書なれば、或は後人の手に竄易を試みしことなきを保せず、輕々しく信を措く能はざるなり、由來學者錢幣の事を記するや頗る當を得さるもの多し、彼の王莽の錯刀の如きも、其款文は一刀

平五千にして錯刀に非ず、然るに史は錯刀を鑄ると記せり、國語周景王大錢を鑄るの條に、或者は其錢文を大錢五十と注せり、學者の錢幣に憒乎たる斯の如し、故に典籍を引用して古錢研究の資料と爲さんとせば、其立覩さるべき事項の程度をも考へさる可らず、六典注の如きは僅々十五字、章句の構造も後世の氣風ありて本問題に屬する開通元寶の四字以外には、終に一點の特色を認むる能はず、即武德中に於て鑄錢の事ありたるくらゐのことを立證し得べきも、夫れ以上の問題を解決すべき資料となすに足らざるなり、斯る貧弱なる章句、不熟なる文字は、如何に盛唐學士の撰なりとはいへ、是を以て錢文を改讀せんとするは輕卒に失せり況んや其一方に事理頗る透徹せる舊唐書の存在するに於てをや、若し歷朝の食貨志を抹殺せんか、古錢の八割迄は悉く鑄地年代を失ふ可し、開元錢の如きも舊唐書食貨志によりて唐高祖武德四年七月より發行せしことを知るにあらずや、根本を信じて枝葉を排す、少しも其理由あるなし

かくは論ずれども予徒に頑迷なるにあらず、將來開通元寶説に左袒するの時到らんも知れず、然れども六典注を根據とする開通元寶説は今日に於ては斷じて不可なり、舊唐書に據りて開元通寶と讀むに何の不可あらん、君夫唯須からく開元通寶と讀まる可し

○隨手雜錄

瀬尾向陵

○秦權一兩の目方

隨手雜錄第四（貨幣第二十號）に、漢一兩の目方は七十匁以上あるべき筈だとて、永安五銖、及黃金方一寸の目方より起算して論じた事がある、更に諸方面より調査した者があるから、今茲に追錄する事とせり

同治甲戌春、陳壽卿復た瑯玡臺西南古城趾に於て秦始皇百二十斤石權を得たり、今の權にて八百十九兩

五銖（銖は錢の誤字か）の重なり云々

清の一兩を十匁とすれば、八貫百九十五匁にして、其一斤は日本目方で正に六十八匁二分九厘一毛に當る

亦政堂版考古圖にも、秦權として平陽斤なる者を圖示し、其目方を六兩と註してある南宋の兩であるから矢張六十匁に相當する

此の兩者を比較すれば、一斤に付八匁以上差違あるが、永安錢の傳世品と發掘品とは85%の差があるから、此權の左量に該當して居る、傳來經過中、腐蝕、欽損、磨滅等に原因して如此結果を生したので、本來は何れも七十匁内外あつた者と認むるも敢て不當ではあるまいと思ふ

○漢器の一兩

年代	器名	在銘斤兩	宋時代秤量せる斤兩	同上日本目方に換算一斤の目方	逆算年數
元康元年	梁山鋗	十斤	二斤十三兩	四十五匁	一、九八七、
同二年	甘泉燈	廿五斤十一兩	十斤四兩	六十三匁八分五厘	一、九八六、
五鳳四年	東宮承燭槃	三斤八兩	一斤五兩	六十匁	一、九七五、
綏和元年	壷	十二斤八兩	五斤八兩	七十匁一分	一、九三〇、
建平三年	孝成鼎	二十六斤	九斤	五十五匁三八	一、九二六、
永始	首山燈	十二斤十兩	三斤十四兩	四十九匁一〇	約一、九三八、
五鳳	上林行燈				約一、九七五、
不明	好時鼎	十一斤十一兩	四斤	五十四匁八分	—
同	汾陰鼎	十二斤八兩	三斤	三十八匁四分	—
同	定陶鼎	九斤二兩	三斤	五十二匁六分	—
同	枳家釜	十斤一兩九銖	三斤十一兩六銖	四十匁九分	—
同	枳家甑	四斤二十銖	一斤七兩	五十六匁八分	—
	計十二品	百卅七斤十三兩五銖	四十六斤十四兩六銖	平均 五十四匁五分餘	

以上は宣和博古圖、考古圖等に記載する者にして、重きは七十匁一分、輕きは三十八匁四分に相當する、鋗、鼎、釜等煮沸用に供する者は多大の減量を示し、燈、承槃の如き比較的火力薄き者は減量尠なく、全く火氣に接せざる壺の七十匁以上あるは怪しむに足らざる自然の結果と謂ふべし、尙は傳世經過に依つて增減あるは勿論なり、此等秦漢の器物重量から見ても、一斤七

十夕說の誤らざるを證するに足ると思ふ

大正十一年五月二十六日

○通行泉貨は遼錢にはあらざるべし

花林塔

通行泉貨の初めて發行せられたるは遼の時にはあらざるべし、錦州の王氏がたまたま手に入れられたりとて其散見地を契丹初期の版圖地と斷定するは早計ならずとせんや。泉幣は元來一地に永く留るものにあらず、流通息まざるが故に泉（カーレンシー）といふ、錢の泉たる蓋し世界を通じて然らざるはなし、故に錦州の王氏が假令百の通行泉貨を獲らるゝとも、いづくんぞ遼代の時行錢の證左となすを得んや。遼史食貨志に「先代撒刺的以土産多銅曾鑄錢幣、太祖襲而用之、遂致富强」といふ文を以て通行泉貨を之に當てんとする如きは、餘りに史文の解釋に粗ならずや、遂に富强を致すといふ程のものならば餘程多額に鑄造されたるものならざるべからず、通行泉貨の如く現存僅々二三の散見にとゞまる絕無稀少のものを以て國家の富强を致せしものといふ、世間豈斯の如き理あらんや、通行泉貨を遼錢とせんとせば今少し確證の搜索を望む。日本には多數なる支那の諸子百家の雜書多く傳はらず、幸に周君は支那第一流の古泉研究家たり、宜しく雜籍を涉獵して先人未發の動すべからざる發見を遂げ、適切なる明解を與ふるに吝なる勿れ、予は最も君の古錢觀に深甚の注意を怠らざるものなり

○三たび齊六字刀に就て

貫井青貨

私が第三十八號に、齊六字刀に就て瀨尾君の所說と違ふ所を述べたるに、早速第三十九號に於て飽くまで長字なりとの主張說を出されました。然るに未だ私には

何分腑に落ちぬ點があります故、くどい樣ではありますが今一回餘白を借りて愚見を陳べます。君は第四字以外の字につきては、別に御意見もないと云にるゝ故、私もこゝには只第四字にのみつきて申上ます

古刀布の文字を考索するに、小篆以後の書體を以てしては駄目だと私の云ひしに對し、大體に於て賛成せられたが、索めて得られざる塲合には又小篆に依りて遡考するも又一つの方法なりと云はれしは、誠に御尤も至極の事です然しながら參考に用ゆる文字が、文字の構成上果して有理なりや、無理なりやと云ふ事も、充分考審して頂かねばなりませぬ、小篆以後の書體には古文とかけ離れて事理不通のものも尠くないのであります故、其邊の處もよく〳〵顧慮して頂かねばなりませぬ

私しが端字を説明するに旁に就ては古文を引例し得れども偏を加へたる端の古文なきが故に、小篆を根據として遡考したりと云はれたは、誣罔も又甚しである、必しも端字の古文の例を得ざるが故ではない、只耑字の古文より小篆に至るまでの變遷を示さんが爲めに例を擧げたまでゞあります。此の擧例の方法が貴意に滿ざる爲めにや、端字について何の御批評もなく一蹴し去られたるは甚だ遺憾とする處であります

君が長字の例として朝陽閣字鑒を引かれ周史長父敦の長字を載せられましたが、是は君がその次に引きて載せたる博古圖の周史長父敦盖銘の、所謂張字と釋せるのと同一です、筆寫覆刻の度毎に多少の誤りを來たした爲めに、別字の如くになつてしまつたのです、私の見る所では張、張、[illegible]と斯の如く同一物が版の異る毎に違ふて居ります。それに第一此の字は長なりや、將た張なりや、或は全然別字なりやも不明である。といふ次第であります故、此字は長字説の傍證として更に價値なきものと私は斷言致します。序でながら此字を除くと同字鑒百餘體ある長字中に偏のある如きものは一向見當ませぬ。又漢孝成鼎の同字鑒に引く嘯堂本の

長は镸とつて居つて、決して工に從ては居らぬ。又工は長字の構成上全然無關係である

又周敔敦班長の長字も、[illegible]、[illegible]、[illegible]など數體を見れども、君の推測にかゝる（推測や、文字を切り抜き切り繼ぎするなど云ふ事は甚だ無謀で私には賛成出來ぬ）

[illegible]とは全然別なものである故、これも證據不充分と思ひます

右樣の次第故古文長字には立形の偏ある事は私には如何とも首肯する事が出來ませぬ、從て齊六字刀の第四字は長字とは讀む事が出來ませぬ

朝陽閣字鑒の著者高田忠周先生が、明治四十四年に著された漢字詳解には、端字の古文として

[illegible] 古璽文　[illegible] 古布幣文

と歴然と載せてあります故、齊六字刀の第四字も又此説によつて端と讀むが至當であると考へます

○日本貨幣史の研究（三）

濱村榮三郎

和同開珎の文字

國語周語曰、財用不乏民以和同と中外錢史にあり、余考ふるに淮南子曰、因天地之資而與之和同、また万物和同者德也、禮記曰、天地和同万物萠動と、其他尙あるべし、和銅四年十月詔に夫錢之爲用、通財貨云々とあれど和銅二年詔に國家爲政、兼濟居先、去虛就實、其理然矣、向者頒銀錢云々とあり、冠位に、德仁禮信義智を用ゐ、鎌足の弘文帝に德を修むるを忠言し五經全盛時代なれば何んぞ必しも利をのみ云はん、引用するとせば淮南子、禮記の類ならん

開は（說文）張也（增補玉篇）口該切、開闢也、說文作開（廣韻）解也（爾雅）闢也（活字康熙字典）金の韓道昭撰、五音集韻に通也と、遊仙先生の通字說は後代の學者說ならん

玧は珍寶兩説あり珍は（説文）寶也（增補玉篇）張陳切、宝也、貴也、重也、玧同上俗（爾雅）美也、献也（活字康熙字典）玉篇、俗作玧、五音集韻俗作珎、玧玉篇俗珍字（明版字彙）玧同上俗字（芥子園重鐫正字通）玧俗珍字（字貫）

玧俗珍字

鳥居博士の日蒙類似語に就ての中に「寶（タカラ）」

古事記、日本書紀、其他の古書を繙き行けば、寶、財の語あり、種々の言語を形成せり、假令ば「寶國（タカラノクニ）」「財王（タカラノミコ）」「財郎女（タカラノイラツメ）」「寶子（タカラノコ）」等の如し、この Takara は蒙古語 Tawar と稱す、其意味は寶なり、この語は二者關係を有するならん（中略）日本語に寶は固より金銀其他の貴重品を含める物たるは明なれども殊にかの米俵に向て Tahara(tawara) の語あるは注意すべし云々

珍（ウツ）

我國の古語にて珍を「ウヅ」と讀めり、こはまた「貴」「尊」等の如のいとも嚴く高きことにも廣く用ゐらる、玉篇には珍貴也・美也、重也とあれば、この語は莊嚴なる意味を有する事明けし

日本書紀、一書曰、伊弉諾尊曰、吾欲生二御宙之珍子（アメノシタシラスベキウヅノミコ）一云々

祝詞祈年祭文曰、皇御孫命能宇豆（ウブ）能幣帛（ミテクラ）云々

万葉集六、聖武天皇節衣使卿等に酒を賜へる時の御歌中、天皇朕宇頭（ウヅ）乃御手云々

蒙古語にては珍の事を Ed と云ふこの e はシユミツド氏等の著なれど、e 音に非らず、稍や u を含み ü の如く聞ゆるなり、こは蒙古人ならでは出し能はぬ音なり、されど今假に é を以て記しおかん、欽定蒙文叢書には財と注し、これが形容詞的位置に立てば「貨財」「寶日」「司庫」「敬神」「受福」等の意味を有す、この語は蒙古人にては、いとも莊嚴なる貴きものとして用ゐ居れり（中略）日本の古語たる珍（ウツ）はまたトルコ語中にも存在する也、神代卷に「淤登多那波多能」の Oto と弟橘比賣命の Oto は尊稱にして同じ意味を有する語なるべし、玆に面白きは弟財郎女の Oto-takara なり、こは是

迄の學者は解释に困難なりしが、これを蒙古語にて說明せばいと安し、同語にては熟字として明かに Et tawara なる言葉存在せり、こは即珍寶の義あり、現今蒙古人の間に行はるゝ言葉なるのみならず、欽定蒙文彙書に財帛の譯を付せり、云々、我國古語の弟が珍と同一義、同音なりとせば、其形容詞位置に立てる說明は敢て困難なるものにあらざるべし、次に注意すべきは、かの「禹豆麻佐(ウツ)」は(中略)蒙古語の Ed なるや明けし、この語は欽定蒙文語彙によれば鼈室の注あり云々

高田忠周先生曰、珍の字の成立は形聲であるが、㐱の字義は「稠髮也人に從ひ、彡に從ふ」と說文に見え、彡はかざると云ふ意で、後の鬢の字であつて見ると髮の毛の美しいとか、かざるとか、云ふ義があるから、幾分か會意もあるかのやう思はる、寶玉であるから美しいものである、轉じて珍重すると云ふ義も出る

(歴史地理由水君)和銅開珍の珍は寶と云はざるが如し、狩野棭齊珎を寶の略字なりと云へり、併し珎は即ち寶なれども、古來寶を瑤に作れるものはあれど、寶を珎に作れる例を見ず、且つ開珎の字は日本後紀延暦十五年の勅にも周朝撫慰暦肇開九府之珎とあれば、强て寶の略字なりと解する必要なく普通に開珍と讀みて差閊なし

(同日置君)(上略)珍の俗字珎は寶字に非らず、されど寶を瑤とする如く其俗字の寶を珎(正字に非ざるも)と略し得られぬ事はあるまじ、寧我邦人屢かくの如き無頓着の省略を常習とするにあらざるか、延暦の詔を以て和銅の字句を解せん事は珍らしき論法なり、況んや延暦の鑄錢は隆平永寶なり、隆平開珍に非ちず、皇國の泉貨凡て寶字を以て終らざるなし、即ち勝寶(開基)元寶(太平)通寶(万年、延喜云々)開寶(神功)永寶(隆平貞觀文久)神寶(富壽、饒益)昌寶(承和)大寶(長年、寛平)等なり、未だ嘗て開珍、勝珍大珍、元珍、通珍といふ如く珍なる名あるを見す、泉貨の字書を省略せしは寧通例なるが如し、富壽神寶の富字壽

字承和昌寶の承字の如き皆然り（中略）唯一の除外例として神功開寶の神字（一點多し）玏字（工篇を王篇とす）あるのみ、要するに字畫を省くは鑄型を作るの容易なると、磨滅の爲めに不明に歸するを防止するの必要より出づ（磨滅の速なる爲めに鑄錢司の譴責せられし事は近代に至りても尚あり）和同開珎の如き初期の鑄錢にありて字畫を省き鑄型の製作を容易ならしむるの必要ありし事を以て知るべし、寶を珎に作れる例を見ずその理由を以て珎を珍と訓まば、字書に發見する能はざるが故に承和昌寶以下を如何に訓むべきや、和同は和銅ならざる可からず、之を同とせしは其繁を避けし理由なり、其扁を省きしなり、寶の字畫餘りに多きに過ぐるを以て、これも理由なく冠ト沓トを省きて珎とし、開又本字の開を用ゐず、無雜作に極めて不恰好なる開トせし事なり云々

（同由水君）延曆の詔の字句を引き開珎の字を説明するに何の珍らしき事やある、漢文の字句の會釋はしかく窮屈なるものにや、神功開寶の銘が開寶とあれば何故に早き時代に鑄られたる錢銘が開寶ならざるべきか、若し假に和同開珎よりも早く鑄造せられし我國の錢貨及これより後代に鑄造せられしものに皆悉く寶字を以て終りしならば寶字説成立せん、然れども和同開珎は我國最初の鑄錢なれば、これより以前には銘のよるべきなし、後出の物が悉く寶字にて終る故異先に出たるものも亦寶ならざるべからずの逆推は根據薄弱にして受取難き説なり、果して寶の字畫多きが故に畧して珎となしたるならば、予は反問せん、以後鑄造せられし錢貨には其銘中尤字畫多き寶字を省畧せずして、却て富壽承和等の比較的字畫の少なき字のみを缺畫せし理由如何、而して更に問はん鑄錢に無經驗なりし和銅に多畫の字を省畧するを以て鑄型を作るに容易にして且つ文字の磨滅を防止せんとせし者が多く經驗を積みし時代には多畫の字を其儘とし、却て少畫の字を更に缺畫すれば鑄型は一層容易に造られ、文字の磨滅を防止

するに一段の妙ありしや、又文字の磨滅速かなるが爲めに鑄錢司の譴責されし事は近代に至りても尚ありと云へど、予の寡聞なる王朝時代の貞觀十四年の一例を見る外此事ありしを聞かず、殊に近代には如何なる例ありしや高敎を垂れよ、和同は和銅の畧字なり、然れども鑄錢の爲めに特に畧せしには非らず當時に在りては普通にかく用ひしが如し、其例の一二を擧ぐれば僧尼令の集解の中に元年正月二十二日の太政官處分を載せたるもの、經國集に四年三月五日の對策を載せたるものは、皆和同に造れり、そは兎も角同が銅の畧字なる如く珎が寶の畧字なりとの說は無鐵砲なり

(同妻木君)和同開珎の珎は寶の字の畧にしてホーと讀むべきならん、珎の字に寶の意義あるより開珎の珎の字珍の俗字なる珎と思ひ「チン」と讀む者あるは如何、支那にても凡錢文曰通寶とあり、又後世に鑄造せる錢貨に万年通寶、太平、開基勝寶、神功開寶等其種品多きも皆寶の字を用ひたるにても知らる

歴史家の古錢に暗きは勿論なれど富壽の富は富に非らず、神功は神功にあらず、何によりて斯る事を云はるゝにや、而して敎ゆる人もなし

引用すべき說もあれどさまではとて止みぬ

風山翁の陰陽說は別に云ふ程の事には非らねど、信仰者もあり、韻泉先生既に反駁せられたり、而して斯く迄込入りたる怪敷事は在りトするも(錢文字)に平安朝中期以後のものならんか、元明天皇御名阿閇なり、後世明和九年をめいわくのとしナド云いぬ

而して余の和同錢文は以上の說に異見あり、以下詳述すべし　(未完)

○齊刀私考（下）

韻泉散史

(四)即墨刀

本品の釋文に就て、亦先人の說を見るに(イ)古泉匯に

曰く、金石志に節と即は古の字通ずと。乃ち即墨邑之法化と釋す考古錄に即墨は齊の大都なり、今は萊州府に屬すと(ロ)吉金所見錄に曰く、山左金石志に節墨邑之吉貨と曰ふ、齊の節墨、莒皆鼓鑄あり。故に流傳最も多し、即墨刀尤も精錬厚重なりと(ハ)古今錢畧に曰く、文を節墨之吉貨と曰ふ、山左金石志に曰く、節と即は古字通ずと。此に據れば齊の節墨は正に節墨に作る可し、今即に作る者は省文のみ、節墨は漢の膠東國なり、墨水を以て名を得たり、今萊州府に屬す。古の三齊の一なり。古の即墨城は正に田單の火牛城なりと

(ニ)金文述に曰く、節墨之法化なりと

余思ふに、本品の文は正に節墨之寶貨と釋す可し。節を今即に作るは乃ち省文なり、夕の字は乃ち邑なるも、其容殊に小にして墨に附屬するなり。乃ち以て墨邑の二字と爲す可からず、鄒の字と爲す可きなり。今墨に作るは亦省文なる可し。之寶貨の三字は前に說く所に同じ。本品には亦小様にして之の字を省くものあり、蓋し後鑄のものなる可し。即墨は現時山東省に在り、古の齊の地たるを知る可し

背の上中部に在る三横線、及び╽╯┿等の文は、前諸品の如し。又背に闢𡉚の文あるものあり。或は開邦と釋し、或は闢邦と釋す、而して開邦とは即ち齊國開創の時の製と說くものあるも、取るに足らざるなり。余は未だ開或は闢の何れか是なるを判定する事能はざるも何れにするも地名なるべしと思ふなり、𡉚は即ち趙なり齊の六字刀に類して又此の背文に依りて、同盟貨幣たりしものなる可し。又匜陞、匜陞、㠯陞等の文あるものあり、何れも安韓と釋す可く、亦安陽及び韓にも通用すべき記號たる可し、又大𠓗の文あるものは、大は杏の省畫にして、即ち賓行と釋す可く、行の地に通用す可き記號とす。又杏甘の文あるものは、邯鄲に通用す可き記號たる事前に說けり。又上吉⊙工屮等の

文も齊刀と等し。其鑄造及び通用の年代相等しきを知る可く、又以て同盟貨幣にも充用せられたるものあるを知る可きなり

本品の小様のものには、或は之の字を省き、或は背上部の三横線、中部の中心點たる符紀を省くものあり。思ふに此等の品は後鑄の物にして、次第に其製法の粗畧になりしと見る可く、且つ銅質も落下し、其全體に亘りて劣惡になるもの多し。又小品には背文の十八一十イ刀上与屮卄等のものあり。或は前の諸品に等しく、又小布の背文等に相類するものあるを見る可し。此等は亦後に至りて民間に私鑄せしものもある可けん又按ずるに、此の小品の背文中には、尖首刀の文と關聯するものあるものゝ如し、以て尖首刀の年代等を研究するに參考となるべきものあるを覺ゆ

又背の全體に魚鱗の形を記せるものを往々舊譜に載するものあるも、按ずるに正品にあらざる可し

（五）安陽刀

（第四十號）

又本品に就て、先賢の說ける所を摘載せんに

（イ）古今錢畧に曰く、齊刀の別種なり、面文を江秋史に訓して女陽之吉化と爲し、目して女陽刀と爲す。山左金石志に訓して安陽之吉化と爲す、形質倶に齊刀に同じと

（ロ）吉金所見錄に曰く、尙齡按ずるに、安陽は史記の秦本紀を以て考ふるに、先に晋に屬し、後ち秦に屬す、已に布品の下に詳かなり、即ち此刀も亦安陽と曰ふ、齊法貨と規制二なし、且つ盡く吾郷に出づ、而して歷下尤も夥し。齊にも亦別に安陽あるに似たり。因て徧く齊の都邑を察するに、實に此の名なし。惟春秋に、成公の二年、魯晋曹衛諸大夫及び齊鞌に戰ふ。杜注に、鞌は齊の地なりとあり。春秋地名考に、其地は即ち古の歷下と謂ふ。豈に當年幣を鑄て鞌る以て安と爲す、亦布品中に偏傍を省く事多き者の如きか。即ち此刀を以て論ずれば、陽は阝を去りて昜と曰ひ、法はシを去りて去と曰ひ、貨は貝を去りて化と曰ふ。鞌も或は亦

革を去りて安と爲す可し。一陽の字を加ふるもの、亦布品中の陶を陶陽と曰ひ、冂を冂陽と曰ふの意のみ。蓋し此品を齊の安陽と爲し。布を秦の安陽と爲すも異議なかる可し。向來譜を纂するもの、羅氏の說に傅會して、是を高陽氏の金と爲すは、固より荒遠の談に屬す、而して凡そ安陽の字有る者を悉く齊に附するも、亦未だ固執たるを免がれず。山左金石志に謂ふ、即墨刀は精錬厚重なりと。今此品を視るに亦然り。且惟に銅質の精錬なるのみならず、篆法道勁にして齊法貨に較ぶるに尤も異なり。洵に富み天下の甲たるものと稱す可きなりと

（ハ）金索に曰く、安の字は宀首を以ひず厂首を以ゆ。古文の通用を見る可し。安陽は豫州に屬す。按ずるに莒に亦安陽あり、後漢の趙彥傳に云ふ、賊屯して莒に在り、莒に五陽の地有り、宜しく五陽郡の兵を發して孤に從ひ虜を擊ち、以て之を討す可しと。注に五陽は、城陽、南武陽、開陽、陽都、安陽を謂ふなりと

（ニ）古泉匯に曰く、劉燕庭の云ふ、後漢書趙彥傳に莒に五陽の地あり宜しく、五陽郡の兵を發して之を討つ可し。注に城陽、南陽、武陽、開陽、安陽なり。安陽は莒の地たり。齊莒之を刀と謂ふ。安陽刀は即ち莒刀なり。齊莒相近し、故に規製相同じ。錢志新編に、莒は子爵にして已姓、少昊の後に出づ。周の武王、玆輿期を莒陽城に封す。今の山東の莒州是れなり。按ずるに莒夷の君は號有りて謚なし。輿期より十一傳して玆丕に至り、始めて春秋に共公庚輿を見る。而して下徵にして復見へず。又四世にして楚之を滅す。時に周の孝王十年庚戌の歲なりと

本品は亦安陽之寶貨と釋す可し。其製作に於て、亦其篆體に於て、以上の諸刀と一致するものあれば、其年代の相均しきを知る可し。蓋し秦の安陽にあらずして、齊の墨或は豫州の安陽或は莒の安陽の何れかに於て鑄造せられたるものなる可し。秦の安陽は昭襄王の五十年、寧新中を拔き名を安陽と更むとあり。即ち魏の安

釐王の二十年にして、其立侯の年を去ること一百四十六年の後なり。方足の安陽布を以て秦の幣となすは正に穩當なる可く、同時に此の安陽刀は齊の物となすを可とす。而して莒は小國にして齊に近し。周の考王の十年楚の滅ぼす所となると云ふ。即ち趙韓魏の立侯の年より二十八年以前なり。若し本品を以て莒の安陽の物となさば、三國獨立の頃は或は其地は齊の有たりしものならんか。本品の存在するもの亦少なきを以て見れば、其鑄造期の亦短かゝりしを知る可し

又背文を見るに、上部の三横線、中部の∤｜∤十等の文は前諸品と均しく。外入七は何れも貨の字の省畫なる可く。⊙の說も亦既に前に在り。上工屮等の文亦同じ。又外の文あるものは、續泉匯に工の字の横書と爲すも信ずるの限りにあらず。余は未だ其釋法を知らざるなり。其他尙ほ異文のものあらんも暫く數譜に見る所に止めん

（六）異　刀

（第四十號）

古泉匯に釋して、齊呂陵昌左邑之法化と爲すものを載し。古泉大全に亦之れを轉載せり。又李佐賢の曰く、眞拓本に面の齊[illegible]易[illegible]立杏化なるものを見るも、眞僞を決するなし。又面文を齊由[illegible]易左成之杏化と作る者あり、乃ち僞造なりと

觀古閣叢稿に曰く、齊の九字刀は陳壽卿終に之を疑ふ、深く論ずるに足らざるなり又王廉生の云ふ、長府を訪ふに收むる所頗る異品あり、節墨刀の一品色澤極て佳なり、背の三横書の下に復た建封[illegible]法化の五字あり、一刀にして兩刀の面文を備ふ義に於て取る所なし、若くは誤範と云はんも、則ち背の五字は小にして且つ弱し、迥かに習見の六字刀に逮ばず、殆ど添刻に出るなり、舊泉を改刻して土中に置く事一二年なれば、即ち色澤故の如しと

觀古閣泉說に曰く、胡石査亦九字刀一品を得たり、劉燕庭の故物と云ふ字體は鐘麗泉の藏するものと相似た

り、石査釋して齊暹陽賦結信之寶化と曰ふ、旁通曲證、著說數千言に及ぶありと

又曰く、九字の齊刀は見る所僅かに二三品のみ、古泉匯に嘗て其一を收めて頗る陳壽卿の訾る所となる、其論殊に理に近し、古篆は多く離奇なりとす、此の字は謹嚴にして古意に乏しく諸の齊刀と殊れり、或は三字刀を以て磨平し、細々改剗する者ならん、然れども鐵線の篆は工を極めて辨じ難し、胡石査の得たる者疑らくは亦此に類すと

陳壽卿の曰く、凡そ九字刀は皆僞なり、敢て附加す可からずと

余按ずるに、以上記する所の異品は皆正に贋僞の者たる可し、余亦古く支那より舶來せし楊模帖の不朽庵に傳はりたるもの丶內に、面文を齊趙安陽寶貨と釋すべきもの一品あるを看たり、飽子年の謂へる如く、篆法謹嚴にして明晰なるも古意に乏しき所あり、三字刀を改剗したるもの丶如し、其他も推して知る可きなり、附記して以て初學の殷鑑と爲すのみ　（完）

○古錢の研究

奥平昌洪

三、弘光通寶

鑄造の時　明の安宗の弘光通寶錢始鑄の時は如何古今泉貨鑑、新校正孔方圖鑑、明治新撰泉譜、東京三省堂出版の日本百科大辭典等には皆弘光元年とす昧者察せず之を信じて弘光通寶錢は弘光元年に始鑄せしものと爲せり予謂ふに這は誤れり予の見る所に據れば弘光通寶錢のことを記したるものは顧炎武の聖安本紀を以て始と爲し又聖安本紀より精確なるものなし聖安は弘光帝の謚號なり炎武字は寧人、亭林と號す明末清初の大儒にして博學治聞、最も考證に長せり明の萬曆四十一年に生れ清の康熙二十年に歿す年六十九、弘光元年は炎武の三十三歲の年なり聖安本紀崇禎十七年五月の條

に壬寅王即位大赦天下以明年爲弘光元年と見ゆ壬寅は十五日なり王は福王朱由崧なり同年十月の條に癸未中略鑄弘光通寶錢と見ゆ癸未は二十九日なり又鄒漪の明季遺聞崇禎十七年の條に十月朔命鑄弘光錢と見え張崇懿は其著錢志新編に之を引用せり聖安本紀には弘光通寶錢の始鑄を十月二十九日とし明季遺聞には十月一日とし彼此二十八日の相違あれども蓋し炎武の記事を以て正確と爲すべし又嘉定屠城紀畧に乙酉五月初九日南都破弘光出亡と見えたり乙酉は弘光元年即ち順治二年なり南都は明の南京なり弘光は弘光皇帝を云ふなり此等の諸書記するところを綜合して推覈すれば明の崇禎十七年五月十五日福王朱由崧南京に於て皇帝の位に即き天下に大赦し明年を以て弘光元年と爲すこととし十月二十九日弘光通寶錢を始鑄せしものにして弘光元年に始めて鑄しものには非ず而して弘光元年五月九日清兵南京を陷れ帝出奔して捕殺せられたり同年閏六月二十七日唐王朱聿鍵福建福州に於て皇帝の位に即き是の年を以て隆武元年と爲しぬ故に弘光通寶錢を鑄造せしは崇禎十七年十月二十九日より明年即ち弘光元年五月九日に至るまで僅々六箇月の短期間に過ぎず

品類　弘光通寶錢の品類は幾何ありや文書の徵すべきもの無し諸家見る所によりて說を立つるのみ小平錢の背に文なきもの戶の字あるもの工の字あるもの一星あ



るもの二星あるものあり又鳳の字あるものあり鳳は鳳陽なり鳳陽總督馬士英、福王を擁立したる功に依りて東閣大學士と爲り兵部尙書都察右都御史を兼ね仍ほ鳳陽等の地方の軍務を總督し鳳陽に於て弘光通寶錢を鑄て背に鳳の字を置きしなり日本百科大辭典に「弘光通

寶馬士英所鑄」を記し弘光通寶錢は馬士英の鑄る所となせるは誤れり鳳陽は今の安徽淮泗道鳳陽縣治なり又折二錢にして背に貳の字あるものあり

鑄造の地　亦文書の徴すべきもの無し南京鳳陽福州等に於て鑄しことと論を竢たず

四、永曆通寶

品類　永曆通寶錢の品類に就ても亦文書の徴すべきもの無し今見る所に據れば凡そ四種あり(一)小平錢は背に文なきもの一星あるもの二星あるもの工の字あるもの勅御部道國粤定輔督府留等の字あるものあり(二)折二錢は背に文なし(三)背に五厘の二字あるものあり(四)背に壹分の二字あるものありて特に一種大樣のものあり明治新撰泉譜古泉大全其他坊間に行はるゝ古錢書にに大抵皆背文五厘のものを當五とし背文壹分のものを當十とし小平錢に對する交換價値の標記と爲せり然れども這は誤れり五厘壹分は銀貨に對する交換價値の標記にして背文五厘のもの一枚を以て銀五厘に準し背文壹分のもの一枚を以て銀一分に準するなり瀬尾外與藏君は貨幣第十四號紙上に於て裕民通寶錢の交換價値に就て裕民通寶の背文に一錢とあるは銀一匁に一分とあるは銀一分に一厘とあるは銀一厘に當る旨考證せられたり論旨正確なり啻に裕民通寶錢のみならず興朝通寶、永曆通寶、利用通寶、昭武通寶錢等の背文五厘一分一錢一兩等の意義皆相同し

鑄造の地　永曆通寶錢は隆武二年十月明の桂王朱由榔が廣東肇慶府に於て皇帝の位に即き永曆と改元してより永曆十三年一月淸兵に逐はれ雲南より逃げて緬甸に入るに至るまで約十二年間鑄造せしものにして永曆帝の號令は一時湖廣四川江西廣東廣西貴州雲南に及びたれども勢漸く振はず桂林梧州南寧安所雲南等に播遷したるを以て鑄造の地も亦一定せず但永曆通寶大錢は興朝通寶大錢に依彷せしものにして永曆十年四月以後雲南に於て鑄しことは推定するに難からず

永曆通寶錢は永曆帝が南方支那に於て鑄造せしものゝ

みならず鄭氏が我が江戸の幕府に乞ひ長崎奉行をして鑄造せしめたるものあり今江日昇の臺灣外記に據りて之を考證せん

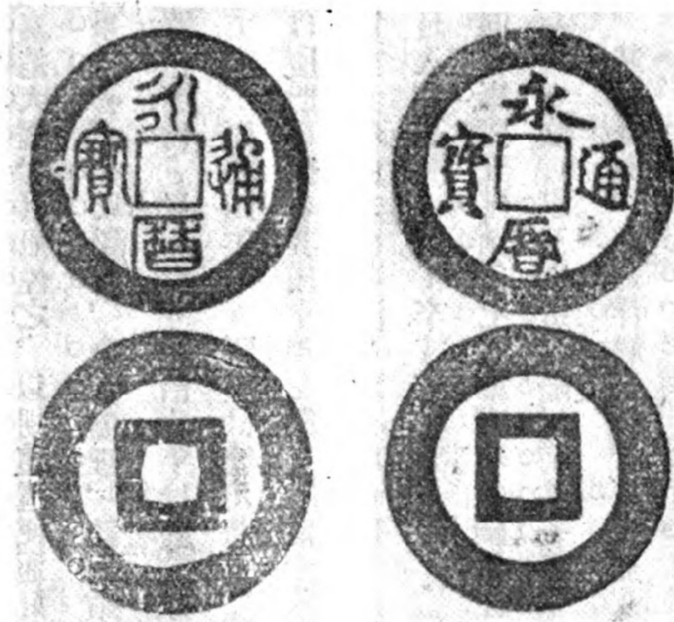
一　臺灣外記順治八年辛卯十二月の條に鄭成功、令兄泰造大艦、洪旭佐之、以甥禮遣使通好日本、國王果大喜、相助鉛銅、令官協理、鑄銅熕永曆錢盔甲器械等物と見えたり順治八年は即ち永曆五年にして我が慶安四年なり國王は徳川將軍なり時に成功は厦門に據る其後十年を經て順治十八年即ち我が寛文元年成功は臺灣を取り明年即ち康熙元年の五月八日臺灣に於て卒す三十九

二　同書康熙五年丙午七月鄭成功の嗣鄭經のことを叙したる條に旭又別遣商船、前往各港、多價購船料、載到臺灣、興造洋艘鳥船、裝白鹿皮等物、上通日本、製造銅熕倭刀盔甲、竝鑄永曆錢、下販暹開交趾東京各處、以富國、從此臺灣日盛、田疇市肆、不讓內地と見えたり康熙五年は我が寛文六年なり

三　同書康熙十三年甲寅鄭經のことを叙したる條に差兵都事李德、駕船往日本、鑄永曆錢竝銅熕腰刀器械、以資兵用と見えたり康熙十三年は我が延寶二年なり日本は長崎を云ふなり經は成功の長子にして字は元之、康熙二十年一月病みて卒す年又三十九

江日昇字は東旭、福建珠浦の人なり鄭經の嗣鄭克塽は康熙二十二年清に降り後二年即ち康熙二十四年臺灣外記は成れり福建の人を以て其當時の福建のことを記せしなり其書體裁は小說に似たれども內容は平實にして浮誕ならず頗る信を取るに足るものあり前掲の記事に據れば鄭成功は慶安四年に長崎に於て永曆通寶錢を鑄造せしめ鄭經は寛文六年及び延寶二年に長崎に於て永曆通寶錢を鑄造せしめたること極めて明確なり前後三回鑄るところの錢の品類多かるべきも今識別し難きを

憾むのみ明治新撰泉譜第一集に永曆通寶折二錢の行書



篆書のもの二種を載せて鄭成功奉桂王正朔鑄於臺灣と說明せり杜撰も亦甚し成功は永曆帝の正朔を奉せしなり桂王の正朔を奉したること無し否桂王には正朔なし桂王とは朱聿鍵の未だ帝位に即かざる以前の稱にして又永明王とも云へり成功臺灣に於て永曆通寶錢を鑄造したる事實なし右行書篆書の永曆通寶折二錢は長崎の鑄造に係ること疑ふべからざれども未だ其成功のものなるか將た經のなるかを知らず又日本百科大辭典に永曆通寶明桂王永曆年間と記し鄭氏の長崎鑄造のことをいはざるは疎謬と謂はざるべからず　（此項完）

◎顧選函

○培風室泉話（二）

杭州　周　書

○貝全四朱、前人讀爲良金四朱誤也、貝即涅省、全即陰之古文、有涅陰平陰可証、貝陰、地名、狀言涅水之陰也、據余所見上蔡四朱、宜陽四朱等、皆於四朱二字上以冠以地名、其制作亦屬相同、泉匯載有良金一朱上下讀在決非正品。

右の釋文

貝全四朱は昔しから良金四朱と讀んで居るのは誤りで

す、貝は即ち涓の省畧、全は即ち陰の古文であることの、涅陰、平陰で證據立られます、貝陰とは地名で、言ふ心は涓水の陰といのです、私が見ました上蔡四朱や宜陽四朱などは皆四朱の二字の上へ地名が冠らしてある、其製作も同じ樣です。泉匯には良金一朱といふ上下讀のものを載せてありますが決して正しい品ではありません (此項完)

○幕末に於ける金銀賣買

幕末頃内國に於ける金銀の比價と海外に於ける金銀の比價とに甚しい差異のある事を鎖國主義の日本人は少しも知らなかつた。當時海外に於ける金銀の比價は、金一に對し銀は一五・一九であつたが、日本の金銀の比價は、金一に對する法定價が銀五・二四、市價が六・三六(安政六年)であつて、金の價が銀に比して頗る底廉であつた。故に外商等が洋銀一弗を以て一分銀三個を得て更に之を小判に換へて海外へ搬出し去れば莫大の利得を博することは言ふ迄もない。利に敏なる外商等は、我が金貨を盛に持去り、甚しきに至つては香港上海地方に於いて、洋銀を以つて我が一分銀を贋造し、之を齎し來つて金貨と交換するものさへあつた。後には彼等は毫も損失の憂なきこの金銀賣買を營業として、數月の間に巨萬の富を作たものもあつた。殊に面白い話は、會々我が遣米使節を迎へんとして横濱に來航した米國軍艦乘組の一士官は、金銀賣買の利あるを見て、直ちに職を辭して商人となり、遂に巨利を得て横濱に商館を設立するに至つたと云ふ事である

大正十一、五、一五、朝日

別紙は明治四十一年六月滋賀縣高島郡役所に於て、中江藤樹先生贈位奉告祭執行の節、青柳小學校に於ける遺物展覽會陳列品中より、故馬場正通氏(同氏の經歷は次號に掲ぐ)の建策に係る、經濟史料(造幣策)なる書類を、内田銀藏博士が發見されたるより、帝國大學文科大學に於て、高島郡役所より一時借受研究されたる

ものにして、愛泉家の好参考資料と思考せるを以て茲にこれを紹介す。

〇造　幣　策

藩札狂　前田　惇　識

蝦夷地通用新錢の儀御尋に付
御答書並圖式

一今度蝦夷御通用の新錢御鑄立可被成與之御主意は、元來彼地は魯西亞、滿洲等の外國に隣り、殊に西地滿洲に隣り候ソウヤ、カラフト島の夷人は外國の山丹人與交易いたし候筋今に有之候、然共是迄は蝦夷人共金錢通用の儀一向無御座候處、御用地に相成候より已來銑（ヅク）錢之通用計り有之候、尤彼地に罷在候支配人、通詞、番人共、外船方稼方の者に至る迄、もし邦人の內にては前々より金銀の通用もいたし候へ共、蝦夷人は只今とても銑錢のみにて金銀通用は無之候、乍去漸々開け候に隨ひ、錢のみの通用にては不便利之事故、蝦夷人も次第に金銀通用いたし候樣にも可相成候、左候得ば西地えも融通いたし山丹、滿洲えも洩候儀難計、我邦の金銀外國え渡り候半事甚御懸念被成候に付、一向是迄の錢を　相止め、紙鈔（カミフダ）を以通用爲致與の御評議も有之候處、此義は差支の儀數多有之候て御用ひ難被成旨の御達、其代りとして銑錢のみを以て一文より十文、百文迄、三等の新錢を鑄立、形容文字等も新たに製し、是迄通用の銑錢と取替、蝦夷地のみ通用可爲致與の御事之由御尤之御儀に奉存候

一紙鈔の儀は甚惡政にして民を苦しめ候事先哲の確論も多く御座候、蝦夷地に限らず內地にても差支のみ多き事に候、まして蝦夷人首はに掛け腰にも帶て朝多海水にひたり候事故、紙鈔御用難被成との御事御尤至極に候、漢土にても鈔を用ひ候は宋元已來の事にて御座候、元來漢土は平常之通用錢のみにて金銀はあまり用ひ不申候、書籍に黃金若干を賜り黃金いか程を用ゆなど〻多く見え候得共、是は只今我邦にて大判をば民間に用ひ不申如く、只上にて用ひ

候のみにて民間平常の通用は錢のみと相見え申候、錢のみ之通用にては不便利に御座候、夫よりして紙鈔と申物起り申候、唐の憲宗の時の飛錢と申者も此類にて御座候へ共專ら紙鈔を用ひ候は宋巳來の事にて御座候、宋の紹興年中に邊土に軍有之、其軍中へ糧を送り候に困窮致し候故紙鈔を造りて夫々の土地にて米を買入、運送の費を省き候、尤其節は商賣とも銅錢の重き物を持歩き候よりは便利なる故、さのみ害相成不申候得共、後々ば其弊出來、諸民困窮の基に相成候、元來彼土は金銀は寡く銅なども甚乏しき地にて、其上亂世のみ打續きて銅錢多く銷亡し、外國え拔候もすくなからず、（今我邦に唐已來の錢夥敷有之候、我邦のみにあらず他國にも多くぬけ可申候）國用に乏しく相成、無據鈔を用ひ候、明の太祖洪武年中には專ら鈔を用ひて民間に銅錢を使候事を嚴しく禁ぜられて、（委しくは大明會典、太祖實錢等に見ゆ、）民甚だ困窮に及び候事有之候其後は銀を專ら被用候與相見え申候、我　邦は素より金銅銅も豊饒の地に候へ共今

に至る迄諸候の國々にて紙鈔を用ひ候處多く御座候は、皆是用度困窮より起り候儀與相見え申候、是は元來貨財の權を取る者共の人に無之故、武家と農民日々に困窮仕、國用に乏しく相成候故、據なくかゝる惡政をも行ひ候事にて御座候、漢土元の代と申は亂世うち續き候にて、北狄の蒙古より天下を取候代に候得ば、國勢弱く用度に乏しき故專ら楮幣を用ひ候はじめ太祖、太保と云重き官に任ぜられ候劉秉忠與申者に、錢與楮幣と何れか可然哉與被尋候に、秉忠答へ申候は、錢は陽に用ひ偖は陰に用ゆ中華は陽明の區にして沙漠は幽陰の域なれば、我元朝にては楮幣を用ゆべしと申候、是は物に托して辭を飾り候事にて、實は用度乏しく相成候故にて御座候、是等は誠に俗に云へらずロとやらん申物と相見え候、かゝる人にいはせ候はゞ、我　邦の蝦夷も北地にて候得ば紙鈔を用て可然などゝ可申事勿論に御座候處、紙鈔御用ひ不被成候事一段の儀與奉存候

一一文にて十文に直り又百文にも直り候錢御鑄立被成候事、是迄我邦にては寛永中に拾文錢を鑄、四文錢只今も行れ候得共、百文にも直り候錢は無之候、是は金銀の幣多く通用いたし候事故、無之候ても差支之儀無御座得共、只錢のみの通用にてはヶ様の錢も無御座候ては不相成儀と被存候、漢土にても子錢母錢など云名目有て、大小の錢便利に隨つて用ひ候事も御座候、唯今にても魯西亞國などにては錢のみるの通用に御座候故、其錢の階級品々有之候由

金 百文

金 五百文

金 壹貫文

銀 十文

銀 十五文

銀 廿文

銀 廿五文

銀 百文

銅 五文

銅 半錢半

銅 十文

銅 一文

銅 二文

右何れも銅錢一錢の二文三文の數にて換ろ也

圖のごとく種々の階級有之候て、其程に隨ひ用ひ候事のよし我　邦の小判、一分、二朱などの金銀幣品々有之候與同般にて御座候、蝦夷地にても錢計の通用に可相成儀に候はゞ、十文百文の錢は勿論の事、次第に人事も開け候に隨ひては遠路持歩き候などにも不便利に御座候故、其時に至つては五百文一貫文なごにも直り候錢をも御造り不被成候ては不相成義與奉存候　（以下次號）

◉天顯通寶

大阪 久原家秘藏



天顯は遼太宗紀の年號にして、遼朝初期の發行に係り存在天下に稀なる品である、本品の製作比較的薄肉であるが、錢文纖細稍や陰起して、文字の起居僅かに平衡を失したれど、字畫を鮮明に鑑別する事が出來る銅色少しく黄味を含みて他の後代遼錢の如く、赭紅一點張りの色澤でなく、稍や赭褐を帯びて、其上に薄く淡綠の粗鏽を被むつて居る、曩に故守田寶丹頗る愛藏し、終いには自家製造の賣藥寶丹の看板にまで、此錢の寶の字を習得應用して、獨り悦に入りつゝありき

(第四十號)

○天國聖寶



錢質僅かに紅味を含みたる眞鍮の、稍や厚肉錢なり、由來洪秀全が鑄造する所の太平諸錢類は、其錢文の移植頗る多し、曰く

太平天國背聖寶
太平聖寶背天國
天國聖寶背太平

此等の諸錢皆大小輕重の差異多し

獨り天國背聖寶の一錢は、形狀大にして價格換當も、當十の一種を限り、錢文に小異ありと雖も、其形態に大小の區別あるを耳にせざりし、然るに頃日支那の泉友周書君の好意に依りて、送られたる天國錢は前圖示

すが如く、厚肉なりと雖も錢形小様にして、天國太平錢又は太平聖寶より、稍縮小し字文のみ肥大にして、奇觀の筆法を爲し、他の同紀錢類と大違の風あり、錢狀より推し又天國大錢の價格より窺ふも、唯に一小平錢として發行されたるものには非さるべしとも考へられ、或びは折二通用の爲め小數を發行したれど、更らに當十の鑄造に改められたる結果、傳流希少を告げたるにあらずや、現存支那に於ても周書君及び天津張晋君の二氏が各一個づゝを收藏せられたるのみなりと聞く、以て珎たるを知るに足るべし

本會理事新井寶水軒氏は、洪秀全所鑄の錢に就て、幾多の種類を網羅し、研究しつゝこゝに年あり、然かれども未だ如此は、聞もせず知りもせされど、正良疑ふの餘地なき珍錢なりと語られたり

○紹豐通寶背陳

安南陳太宗の紹豐錢には、元寶と通寶との二大別ありて、各種共に錢文の小異否相違が頗る多數である、圖に示したるものは、濶緣にして錢文狹長且つ小字に屬す、而して背の穿上に特設したる陳字は、時の王室たる陳氏の姓を顯はしたるものにして、本爐の鑄出たるを證するに足るべし、然かれどもそを憚りて、其鑄造も僅かにして中止せしにや、開泰元寶背陳錢の存在に比すれば、極めて傳流せるもの少なく、當時內地に現存する正品は本品の外、絶へて有無をさへ耳にせず



○獨逸陶器貨幣

東京下谷　山鹿義敎

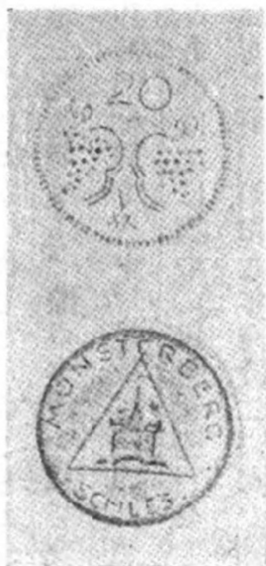
歐洲大戰乱の中は、獨逸に於て亞鉛貨幣鋼鐵貨幣、

次では紙幣の發行となり、奇拔なる意匠あるもの多數なること、既に既に御承知の事と存じます。曾て、東洋貨幣協會例會の席に約五百種程を出品して、皆樣に御目に掛た事も御座います、未だ當日御出席の御方へは御目止まりの事と思ひます。斯くて、六角形、四角形、有孔、八角形等、樣々な異形の貨幣は次第に姿を消し陶器貨幣發行となりました。是は全く、財政窮乏から來たものですが、獨逸陶器貨幣はシアムの陶器貨幣の如く極彩色ではありません、然し精巧な出來であつて、人物でも細かい點迄も良く注意されてあります。陶器と申しましても土の關係上、燒き上つた結果、種々色澤が出て其の變化が又非常に趣味あるものです。現在は、獨逸政府で發行して居ますアルミニユーム貨幣や紙幣に追はれて、陶器貨幣の存在が非常に少なくなりましたと、獨逸人からの最近の通信です。從つて値段も騰て居りますが歐洲大戰亂の金融狀態(財政)調査にも、歷史研究にも缺くことの出來ない好資料です。

我が國大藏省へは極く少種類あるだけで、獨逸から是等貨幣の到着が困難だと、申されて居ります。私の手許に來るのでも多くは破損して來て、完全品は少ないので誠に殘念に思ひます。

今、その發行地を玆に御知らせします。

レングスゲルド。
ボルデイクスム。
ゴザ。
ラウサ。
メイセン。
サクソニー。
ルドイヒ。
グロスワルテンブルグ。
ムンステルベルグク。
ライスリツプ。



尚少數の發行地はありますが、一時的發行品で有た爲、その種類も十フエニヒ（布）から二十布、二十五布、

五十布、までの物を普通としました、意匠も又奇拔なものがあります。多くは人物で神様とか、武人とか、子供等で有つて、植物が人物に次いで掲げられて居ります。それも花とか、實とか云ふ風で樹木の全體を現はしては居りません。次いで建築物、記章等で、文字ばかりのものも御座います。御參考にもと思ひ、一つの拓本を掲げます。

是に據て御推定下されば其他のものは記事でおわかりになりませう。尚シヤム陶器貨幣に就いては、現在調査中ですら後日發表する機もあることゝ信じます。此度は獨逸陶器貨幣の大畧で筆を擱きます。

（平和博開會中　三月三十日稿）

○徳川氏貨幣志（續）

是後鑄造發行する所の貨幣は、鑄造する毎に品位を貶し愈出愈雜、蓋し府庫の缺乏然りと雖も、要するに理財の官に在るもの其人を得さるにあり、既に理財の人を缺く、復意を金銀價格等に用ゆる者なく、天保八年以來は金銀比例金一に銀四、六四となるに至る、金の低下する未だ此時より甚しきはなし、抑も慶長年間貨制を設けしや、金銀價格は相對比して紊れず、能く其平均を保ちたり、其故は鑄造の銀貨は丁銀豆板銀にして、之を以て金貨に交換するに、豫め重量を以て交換する事を定め、其數額を以てせず、是故に金銀二者の間、金價騰貴するあれば之に隨つて銀貨を騰貴せしめ能く其平衡を得たりしが、明和九年南鐐二朱銀を鑄造せしより、八片を以て一兩に換ゆるの制を設く、而して其二朱銀を鑄造するや能く金銀二者の價格を對照して然るに非ず、是を以て二者の間甚しき不倫を生ず、之に踵き文政七年二朱銀を改鑄し、益々其品位を劣惡し、十二年又一朱銀を鑄、天保八年一分判を造る、遂に金貨は夥しく低下し金一に銀四、六四に至り貨幣の事復言ふに忍びざるに至る鑄造せし貨幣を列記せんに

文政十一年　二分判を鑄
　　十二年　一朱銀を鑄
天保　三年　二朱金を鑄
　　八年　五兩判、小判、一分を鑄
同　　年　一分銀判を鑄
同　　年　丁銀、豆板銀を鑄て

以上六回の鑄造は文政十一年より九ヶ年間の據にして僅々の間、如是夥多の鑄造を爲すは蓋復財用の缺乏、之を救ふに道なきが爲め言を假り、以て此擧あるに至る、而して其改鑄の際政府の益納と稱して收入する金額は實に夥しき者にして、金銀座秘記（何人の著なるを知らず）に天保三年より同十三年に至る十一ヶ年間幕府財用の出納及び金銀貨改鑄に際し收入する所の出目納とを記載せり、曰く

「御勝手繰合のことは量入爲出の外更に別法ある事なし一年の用は定額を立正税を取賄ふべく餘りあらば不虞の備となすべし彼税斂を厚くし金銀の數を增の類は小人一時の詭智に出て君子賢人の謀にあらずこゝに天保三年巳來毎年出納と金銀吹替に付て出目納とを擧げて過不足の異同を知らしむ（表畧す）

是に依りて十一ヶ年出納の多寡を調査するに入る所の額實に百五十九萬五千百十六兩の多きに及べり、而して之に十一ヶ年間出目納として收入するものを加ふれば、則ち九百六萬八千百五十九兩とす、之れ十一ヶ年間の殘餘なり」

更鑄の弊風流行する是の如し、苟も財用空乏するか、則ち此手段に出づ、何となれば其力を勞する少にして用を足す大なるを以てなり、然れども其用を足すは眞に用を足すの道に非さるなり、貨幣を更鑄するや品位を貶し信用を失ふ、影響物價に及び其價昂騰し、從來一兩の價ある者今二兩に非ざれば購求する能はざるに至る、即更鑄貨幣は舊貨幣一個を以て二箇に當るの割合なり、貨幣の更鑄豈財用を足すの道ならんや、金銀座秘記に更鑄の事を論じて曰く

其品位を貶し其度量を損し其數を細かにして益といふべけんや嘗は一石の米を一斗づゝ分てこれに糠粃を加へ各一石の數を充しめ九分の益ありといふが如し且屢々改鑄すれば其度々に吹めりと稱し消爍する者少なからず其實は損ありて益なし云々

確論と謂つべし

○第十章

米使來朝せしより貨幣を更鑄せずんばあるべからざる一大原因を釀成せし事

天保度の改鑄は政府別に地金銀を出し、盛に同品位の貨幣を鑄造せしを以て、縱令貨幣價格半價に減せりとするも、其鑄造は實に夥しく財政に向て缺乏を補ひしや少々ならず、是故に政府は少しく燃眉の急を凌ぎ、十餘年を經過せしが、嘉永六年米使「ペルリ」の浦賀に來りしより政府復貨幣を更鑄せり、初め德川氏府を江戸に開き海内を總攝す、是時に當りて外國の通商互市を請ふ者無慮二十有餘國呂宋東埔塞安南太泥釜媽港暹羅英吉利葡萄牙和蘭等とす、而して支那の商船亦屢集す、乃ち肥前長崎を以て互市の場とし、盛に貿易を營む實に慶長十六年なり、寛永中教匪の亂あり於是外舶の貿易を禁止し、獨り支那及び和蘭に許すに額を定め互市する事を以てす、其後邊徼警を絶ち海内無事上下治平を樂む、蓋し百有餘年時に外舶漂流するあるも未だ儼然兵を挾んで來る米使の如きあらざるなり

米使の港に入るや幕府大に驚き列藩諸侯に令し、水陸を屯備せしめ江戸近海の邊防を修し、砲臺を品海に築き、蘭人に令して戰艦及び汽船を輸せしむ、慶長以來兵備廢弛し、戰鬪の具一に之を不問に附す、一旦外患の起るに及んで始て其器械の要なるを知る、而して砲臺を築き戰艦を購ふ實に容易の業にあらず、僅々の財用豈能く之を辨せんや、燃眉の急を醫する貨幣改鑄より好はなしと、遂に舊銀貨を改鑄して新に一朱銀を鑄造せり(新一朱銀)

且つ新舊貨交換の事を令し(安政二年)民間藏する所

の貨幣を出さしむ、其交換價は

慶長金百兩	二百七兩
武藏金同	同
元祿金同	百四十三兩
乾字金同	百八兩
享保金同	二百十三兩
元文金同	百二十兩
文政金同	百四兩二分
眞字草字二分判同	同
五兩判同	同

元文銀十貫目	十三貫九百三十目
文政銀同	十貫六百九十目
古二朱銀百兩	百十五兩
新二朱銀同	百一兩

其交換如是低廉なりしを以て、民間堅藏して之を出さゞりしも亦宜なり　（未完）

○朝鮮通寶大錢の錢范

朝鮮　鈴木源一氏藏

去月門司に開催された北九州の古泉會上に於て、鈴木君が獲收された、朝鮮通寶大錢の石造錢范である、極





めて小規摸の試製品で事實公貨を鑄造する錢范とは首肯するに難い、背穿上の戸字即ち戸曹の局標も、後期の横点戸を示し、仁祖初期の古常平に有する縦点戸でない事から見ても、年代の新いものたる事は分明である、穿右の一錢は換當價格の當十を表するものなれども、錢范の體裁より推して通貨を鑄たるものと鑑る品位がない。

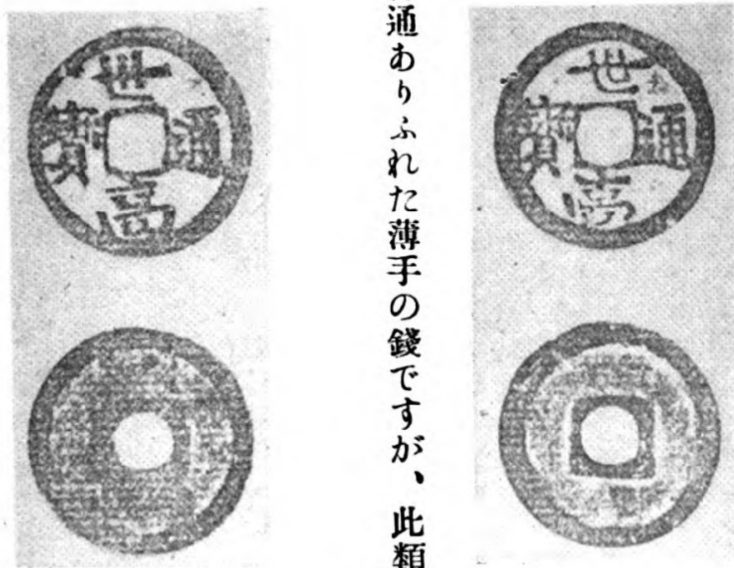
此范から出たる大錢が故藤間治郎作氏に一品と、舊韓國の當路に一個ありと聞く、藤間氏の品は撤帳錢の一吊中に存在したものらしく、緣邊に四ツの鑿孔がある京城にあるものは何うであるか、審かでない。

◎小　解

○世　高　通　寶

琉球の世高王尚徳が我寛正年間に鑄たものといふ世高通寶は

これが普通ありふれた薄手の錢ですが、此類の手替りに



これがある、此錢は世の字の廿の下が切れて居るので三十世高といふ渾名がある、廿七とも三十一ともいはないのは一寸滑稽である、此類は前品より少し手厚で

存在も沓かに少ない又泉譜に出て居る





是は右寄り世高といはれて居る、錢の左右は錢其物よりいふから、錢の面では人から見て左が右で、右が左です、左桃開元も其譯です。故に背の方は右が右で、左が左になる、一寸人が間違へるから御注意までに申添て置く

因に、昔は左記の如くだの、右之通り正に受取申候と書くのも今日の如くでなく反對に書いたものも在たといふ事です

○古寛永錢力永の種類

古寛永錢中で種々の變化に富むもの丶中で力永といふ一類がある、新寛永錢譜には「濶永」と改名さしてあるが本來は力永といふたので風山軒泉話では「反永」としてある。一つの錢にかういくつも名のあるのは随分やゝこしい事である。其錢は





かういふ書體のもので、「力永」とは永の字が俗語でいふカンであるといふの意で、「反永」は永の竪柱が反つて居るといふので、どちらも一瞥目の付け所がある。が「濶永」に至ては餘り不得要領の命名である。又第二圖のものは大字の類で、此類品は皆通りの頭が大きいから一目して大字たる事がわかる

是は其大字のものである。大字も小字も手替り則鑄淩らひに據て出來た僅かの變化が數種有ります。其中で一種珍品がある





是は「寬永錢志」で縮通と名づけたもので小字のものゝ鑄淩らひが度に過ぎて永の字も著しく變つたが、通の字が異に烈しく淩らはれて辵などはイヂケて見えるので縮通と命名されたのである、此品はツマラヌ様なものゝ中々ないもので現存四五品よりないとは寬永錢の蒐集も生やさしい事ではない

附て云此力永類は大字のものは特別の彫母より出來た事は云ふ迄もないが、小字の方は星無背の類の鑄淩らひから變化したものがあるかも知れない、實によく似て居る、けれども銅色、製作が一致しない、處があるので別に分類されたのですが、非常に變化に富んで居る所を以て見ると、餘程大きな座で長くやつたらしい。高田か、萩か、斷言は憚るが挑永だの太細だの婉文だの、此力永などは、長門と越後の候補錢らしく思はれる。岡山も太細が識者から怪しまれて居るといふ事だから又更に選まねばならぬ

○中の島の大廣穿

紀州中の島の鐵錢の中で寬の字の儿の高いもの

と、又一種寛の字の儿の低い





との二種がある、此錢は舊來中の島大廣穿と稱せられて鐵錢の母錢である、然るに錢形が大きいのでいつか間違へられて御用錢の中へ入れられて仕舞つた、夫は大形でさへあれば御用錢といふ舊來の傳說に捉えられた誤解である、既に安政度の名古屋邊の錢家の譜には通用錢中に歷然と揭げて居る、唯此錢の中で最も大形のものを抽出して御用錢中に揭げたものゝあるを見て、無意識に全部御用錢にして仕舞たのは杜撰も又甚しいものである、新撰寛永錢譜の御用錢中に載たものは普通の形であるから勿論御用錢といふの資格はないものである

○栗林の當四錢

本誌第五號に揭けた



此栗林座の盛字當四錢に就て、當時の品評の言足りぬ所を發見したから改めて解說する

此錢は今日見た所四五品位あるが一つとして同一のものがない、夫はよく〳〵精鑑すると、此錢は鑄出されてから一つ〳〵に鑄浚を叮嚀にしたのである、故にあるものは寛の几變體を來たし、あるものは永の水部に異狀を現し、あるものは通字の辵の波狀が長短不定となり、あるものは寶字の足が一高一低あるといふ風になつて仕舞てゐる。かくの如き種々樣々の變化を此稀少の錢に見るとは誠に不思議の次第といはねばならぬが、つら〳〵考へて見ると不思議でも何でもない、鑄造術が幼稚で鑄溜りが澤山附着したので直ちに種錢とする事が出來ないから一々鑄浚をしたので、其鑄浚ひ職工の技術が拙劣であつたから一種一體に彫り成す事が出來ないで皆夫々變つたものに成て仕舞たのである、そこへ行くと流石に江戸の本座の文久錢の鑄浚ひは整然たる者で、十が十、百が百、分釐の相違がないのは心憎きまで手が極つて居る、何といふても月館八百八は田舍職人で此錢を見ても改彫の下手な事がわかる

此錢現存稀少で其彫種と見た銀錢なるものも鑄浚錢に過ぎまいが絶少のものである

此錢の鐵の通用錢は類品の發見を待て論じたい、今は少々斷定を躊躇して居る、今日まで見たものは栗林大字といふものゝ銕に似ないから栗林も大迫もなくなるのである

○土佐二百

直方堂梶野氏の出品に





があリました、是は土佐本國では作らないで大阪で作つた、夫故に此錢は坂地から多く發見されると傳へられて居る、大坂の天保座へ賴んで作らせたとすると慶應四年の事になり、此錢の樣な天保錢が大阪天保となる、一體大阪天保も江戶から職人が行て作つたのだから江戶本爐と寸分違はぬものでなければならぬ、從て鑑別し得られぬ、けれども土佐天保が大阪で作られたを事實とすれば、此銅質を以て大阪天保の尺度とする事が出來る、其處に重大なる意味があるから大阪の古錢家諸君に據て此土佐天保の生ひ立ちを鮮明して貰はるれば幸甚である、記者の意見では土佐官券と土佐二百の類とは全然製作が異つたものと見て居るから、願はくは其間の消息を推定でなく確實の記錄の上に立て釋明してもらいたい

（第四十號）

○倒書の尖足布

奉天の草樂莊古谷氏は前回に此尖足布を出品されました、古泉滙には陳壽卿の說で



新城の倒書減筆と、倒書不減筆の次に出して、文字は讀めないとしてあります、あながち之を新城とも讀まうとはして居ません、又其新城なるものも果して陳氏の謂ふ如くであるがどうかわかりません、古刀布の文字を格構や樣子で判讀しやうとするのは識者のとらざる所で正當の筋道を辿つて文字の學問から讀み別けねばなりますまい、落語の木二つは柏子木といふ樣な說は危險此上なしです、皆さんに研究を御願ひします

○元貞通寶





自足軒富田氏の出品に

があります、約束通りの黃色い銅色で、粗野な風貌を見ますと、胡元と許された言葉を的切に感じます、一體元朝の錢は廟宇錢式なるものが多くて通貨らしいのが少ないものですのに、此元貞は其中に在て堂々たる風をしてゐます、至元などは通貨らしいのと、廟宇錢式のものと二樣ある爲めたま〳〵世祖にも同一の年號のあるゆゑ世祖の至元順帝の至元と別けられたもので、至大にも二樣の種類があるから、もしも至大といふ年號が二度あつたらば是も別けるでせう、昔しの古錢家の考は、單純なものでした

○滿洲寛永





聽松庵寺田君の出品に

があつた、従來滿洲寛永類は二三の種類を見、其中でも背の文の字を穿上に置かず穿右に置いたなどの奇拔なのもあつたが、皆日本寛永の面を摸倣しないのを特色とした、然るに此錢は四つ寶錢中のあるものを摸したのが面白いとするのである、安南で元隆手の一類に寛永錢を寫したのがあるが滿洲寛永とは行き方が違て居て一見直ちに鑑別し得る、滿洲のものは豆道光よりズーッと年代の下たもので其一類中には無文の如きものやホックの潰れた樣な粗造物を往々見うける

○結び淳熙の手替



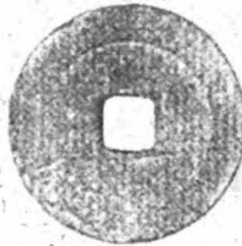
珍錢奇品圖錄に結び淳熙といふのがある、安南錢たる事論なきなれども是にも多少の手替りがある茲に揭たのは其濶緣錢である、安南錢には如何なるものにも濶緣錢が出來て居る、是も其例には洩れない此手のものと見るべきではあるが、一風書體の變つたものがある、則ち



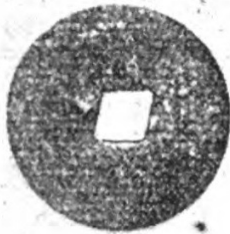
是です、書體は改彫風に見えて奇拔であるのみか、元の字の第二畫はまるで卍風です、是も少いもので、俗に結び淳熙の不結といふて居ます、存在は存外少ないもので類品を余り見うけません

○ペン書の太平

古化堂今井氏の出品に

がある、此種の類品には光中通寶とした

もある、此二種は安南錢の中でも畑の違たもので、或

は佛人に占有せられた後、彼等佛人の手に據て作られたのではないかといふ説もある、ペン書と仇名を附けられたのも夫故である、或はさうかも知れない、記者は又一歩進めて鑄造法によらずペレスで打たものではないかとも想像する、又さうなると百尺竿頭更に一歩を進て光中や景盛頃にもペレスで打たものが有はしないかとも思て見たくなる

◎競鑑

○鑑定家鼻くらべ

今度某地て左圖の樣な錢の發掘かありましたが、御覧の通り缺損錢で一寸見當がつかない、之が何錢であるかお當になつた方には、此錢の缺損しないものをさし上るさうですから、皆さん奮ておあて下さい





答案は七月二十日限り、本會事務所競鑑掛宛

◎雜　錄

○門司に於ける古泉會

去五月廿五日廿六日の兩日大阪毎日新聞の門司支社新築落成を期とし其樓上にて古錢會開催の企あり、東京よりは本會副會長藤井深藪庵、大阪よりは本山大毎社長、下間虎僊樓、佐野英山安田秋月堂、京都よりは中島泉貨堂等の會するあり、九州よりは瀬尾向陵亭を始め殆ど惣出にて非常の盛會にてありしこ下圖は其景況の一端なり



○新しい銀貨が小額紙幣と交代する

貨幣法が改正されて本年度から新しい銀貨が發行される事になつたが、歐洲戰亂の影響を受けて銀の相場の變動が激しく、現に大正七年四月に改正された貨幣法によつて鑄造された銀貨が、未だ其儘國庫に包藏されてある始末で、それは五十錢、二十錢、十錢を合せて二千百萬圓であるが、是等は今度更に改正されて國庫から新に出て來る事になる、仍つて十一年度から新らしい銀貨が市場へ出ると、それに順應して小額紙幣は漸次引上げるのであるが、十三年度迄に每年五千萬圓宛造り、白銅の方も三年間に一億三千萬圓は造る豫定であるが、二十錢の銀貨は需要の關係上當分造らぬ方針であるといふのは、現在でも二十錢の小額紙幣は造つて居らないから、先づ五十錢貨幣の方へ全力を注ぎ、二十錢の方は十錢の白銅貨二枚で之に代へたいのである斯くて大正十三年迄には、世上に非難の聲高い小額紙幣をも全部回收されるであらう（小野義一氏談）

○正誤

前號揭載奥平笠南氏の開通元寳考中第四頁上欄太傅は太傅、第六頁下欄看做すべきき歟は看做すべき歟、第七頁上欄それははそは、推戴は推戢、第十頁上欄桑羊弘は桑弘羊の誤植に付訂正す

○取消

同號揭載の培風室泉話中第四十六頁下欄第十五行より十六行に涉り然れども前者の机上空論の如きに比しとあるは、奥平氏周氏に對し不穩の文字に當るやの注告をうけたるに付取消し兩氏に不注意を陳謝す

一記者

本誌定價及廣告料（改正）

一冊 定價金七拾五錢 送費金貳錢（郵劵代用一割增）

廣告料 一頁 金六圓 半頁 金三圓五拾錢 四分之一頁 金貳圓（總て前金）

特別指定廣告裏表紙表裏 金拾圓

大正十一年六月廿八日印刷
大正十一年七月一日發行

編輯兼發行者 東京市神田區五軒町一番地 鷲田信一

印刷者 東京市神田區紺屋町三十番地 高橋與四郎

印刷所 東京市神田區北乘物町三番地 万文堂

發行所 東京市深川區靈岸町百六十六番地 東洋貨幣協會 電話本所二三五三番 振替東京五八二二〇番

發賣所 東京市神田區五軒町一番地 鷲田寶泉舍 電話下谷二八二八番

取次所
大阪市南區問屋町 下間寅之助
東京市下谷區竹町十三番地 帝國ス[illegible]研究所

◎廣告

大阪造幣局長池袋秀太郎閣下題字
大阪造幣局技師甲賀宜政博士序
重訂四版 大正新撰 古錢の栞 下間寅之助編 第壹集皇朝錢之部 全一冊 正價八十錢 送料二錢

安藤嘉次彦君序 下間寅之助編
增補二版 大正新撰 古錢の栞 第二集繪錢之部 全一冊 正價壹圓三十錢 送料四錢

古泉學道入編
重訂五版 大正古錢價格圖鑑 全一冊 正價七十錢 送料二錢

故一豊舍主人編
宋朝 符合泉志 全三冊 正價壹圓八十錢 送料六錢

大阪每日新聞社長本山彥一君題字
造幣局技師工學博士甲賀宜政君序
玉島郵便局長 安藤嘉次彥君著
東洋錢貨年表 ポケット用クロース綴 全一冊 正價壹圓 送料二錢

近畿地方 金石文拓本 大和、河內、攝津播摩等各種持合有
詳細御問合次第確答可申候
其他各種古錢書取次販賣

月刊 古錢雜誌

會費
一冊 金參拾錢
六ケ月 金壹圓五拾錢
一ケ年 金參圓
(切手代用一割增)



古錢
古金銀
舊藩札
賣買商

大阪市南區問屋町
(三津寺筋東堀西入)

虎僊樓商店

振替口座大阪壹九四貳番

○弊店宛御照會は必ず往復はがき又は返信券在中の外御返事致さず候也

●新着品御報知

西暦一九二二年度發行外國紀念貨幣　十種
メキシコ獨立百年紀念五十ペソ別大形金貨
外國銅貨、白銅貨　三千種
シアム陶器貨幣　多種
獨逸陶器貨幣　多種
外國金貨　百五十種
圓銀大形外國銀貨　二百種

新着品購求御希望者は其の旨申込まれたし、到着次第直に一枚々々に値を附し送達す。御買上額丈け御送金下されば宜敷く、拔取の便法を應用す。

東京市下谷區竹町
帝國スタンプ研究所
振替口座東京二五五八五番